**%**2 「久政

天正十二年生、 長左ヱ門尉 左馬介 實鎌田出雲守政近四

久秀去當家故為後嗣云々、 日當山東郷村、慶安二年三月十三日卒、年六十六、 ○寛永十九年補家老職、

○轉西俣

侍從之諸士討死シ、

或生害ス、

頼宋ノ擧體ヨリ白乳「本ノマ、」

血

出

**%**2 (頭注)

天正十六年、 久音頴娃・指宿ヲ没収セラル ` 時五才ナリ」

久 國

長十郎 主膳 正保元年卒

久友 長三郎 右京

延宝二年卒、年六十七

久甫 左京 長左ヱ門

頴娃郷名勝志調帳

小四郎殿塚山 仙田 村山 中ニ五輪ノ石塔アリ、

右 論、 元亀 終二為闘争、 元庚午年、 頴娃. 翌元亀二辛未年七月十八日、 九郎殿 下 頴娃· 小 应 郎殿 ١ 舎兄頴 有 跡 Ħ

殿之勢兵乱入寺内社内、 娃九郎殿開聞宮工社参也、 戦テ不止、 爰二反逆張本舎弟頴娃 衆僧及社人・ 神奴 小 四郎

侍等雖加九郎殿身方に助勢多討死ス、於此頼宋僧都九郎

従脇浦船欲往坊津一 殿ヲ誘引而入神殿内陣暫寄居、 居原今西原、 頼宋及ヒ知事・九郎殿為逆徒無是非生害也 乗院、 而 出 于時逆兵等欲破社殿、 内陳倶趣脇浦 ジノ處、 於鳥 仍

シト云々、 勅書・官符・令旨・御教書及記録等没郤シ、 御進發、 其后小四郎殿依不仁悪逆事、 此時開聞社并瑞應院神器 令頴娃小四郎殿伏御幕下ラレ、 為誅伐追討義弘公此 1:宝物 頴娃郡 佛像 為兵火為灰 ヲ • 經卷 属 鹿 地

塵、

国史元久傳

兒府玉フ也、

于時天正五丁丑年五月十八日卜云々、

使義天公居之號称南殿、 百八十町・喜入四十町 應永十七年庚寅云々、 · 豈容他人鼻睡、遂擊佛心取之、詳見自記、然公且優容之、比至恕翁〈、以為卧榻之。 初公滅谷山郡司入道佛心、 公還自山北、而佛心帰谷山、其後佛心雖先是齢岳公撃山北賊、名佛心守東福寺城 揖宿四十町、 又取頴娃四十町、 取 谷 Ш

纂考

側偏、強、

頴娃城 か次子三郎忠長頴娃を領す、因て氏とす、忠長一女あ 島津家の祖豊後守忠久の時に、 Ш 邊平次郎常 雖

保微命、

去居城失領地、

實去頴娃者頴娃、 忽報恩以

非我也云々、

因以為称號、

忘其厚恩、

讐、

又何無其

報

當邑を譲る、 て男子なし、 其後次郎左衞門久純上総介貞久に仕 益山太郎兼純か子忠純を養ひ、 女を妻せて 陸

領主とす、 奥守元久の時太郎憲純叛す、 久豊是に移りて国人南殿と云、 元久是を討て陸奥守久豊を 應永十年、 又

頴娃を以て氏とす、 日向國穆佐に移り、 同二十七年庚子、 此時頴娃氏の族小牧氏に此地を與へ、 頴娃某當城に據て

又叛す、久豊軍を将ひて是を討つ、

す、於是肝属河内守兼元か次男次郎三郎兼政後に美濃頭注「美濃ハ美作ノ誤カ」 弥三郎久音か時天正十六年、 娃を與ふ、 因て又頴娃を以て氏とし、 故ありて當邑を没収し、 頴娃氏戦ひ破れ逃亡 代∼獅子城に在 嶋 ŋ

應永記

及敵對、 匠作山 應永廿七年庚子、 東御座 乞路之口落去、 一時奉公申サル 頴娃 押寄セ給 是ハ頴娃之一 `, 依官仕勞頴娃ヲ玉 K 族二小牧ト云者 取巻テ被誇間、 不 知 也

行シ、 雖被成召名字、 成御敵奉射矢、 皆人不知恩是也

21

IJ

々**、** 

纂考

其故跡 獅子城 周 肝付 廻二里余、 兼政以來世 本、二ノ丸三丸等の Þ 居 城なり、 跡あ 名野首 ŋ 城と云、 分注

娃家乗に曰云々、

嶋津久豊譜中

津家の直隷となる

得支、 應永廿七年庚子、 先是存忠在山東之際、 而 請通 路之得免下城退去、 發軍衆於頴娃攻責者甚急也、 在近習抽忠節、 頴娃一 故感其勞卑頴 族有號小牧者 由 是長不 娃 於

國史貴久記

十六年注兼堅、 弘治三年丁巳春正月十五日、 称左馬助、 頴娃左馬助、 宿 Щ ፲፲ 如故、 左馬 疑是一人、 助 注云、 常是兼堅、V国兼堅△兼友之弟、 頴 又頴娃左京系圖、 |娃左馬亮見上天文廿三年、 (<sup>會右)</sup> 公使頴娃左馬 助 Щ 「城守兼 領 頴 見永 娃 壑初 此云 Ť. 揖

頴娃 蔀

頴

竹内大炊介實堂 市 來備前守家繁 天正三年九月諏訪棟札ニアリ 頴娃地頭トア ij

新納 町 田 五郎右衞門久饒 出羽守久倍入道存松 川邉・串木野・頴娃初右ヱ門佐、伊勢守 天正十五年ヨリ、 地慶 後大口地 地頭トアリ、 自系ニ

川上上野介久運 新納勘解由次官 <u>久宣</u> 寛永十六年ヨリ正保三年迄 慶長十九年春ヨリ寛永十三迄

伊 鎌田源左ヱ 東肥後守祐昌 二門政有 初仁右ヱ門、 同五ノ六月迄、御家老也、寛文二年ヨリ定、 慶安元ヨリ 明曆元迄 月トモ、是カ、異本明暦元十

嶋 肝付半兵衞兼屋 津市 正 忠廣 實琴月公四男也、 寛文二年ヨリ大目附トアリ、 寛文二年六月二十日ヨ 可 ij

諏訪杢右 衛門兼利 寛文五年二月二日 ヨリ、

新納四郎左衞久辰(門脱力) 後近江守、 延宝五年四月ヨ ij

島津又七郎久輝

後

以中務、

寛文八年申九月十日ヨリ、

佐多内記 入達 延宝五年巳八月十 五日ヨリ、

伊 嶋 集院十右衞門 津大學忠守 |忠朝 年九月マテ、市正忠廣ノ子、 天和三年亥五月朔日ヨリ 延宝八年申十二月廿七日ヨリ天和二

灰

砂

如雨

震

樺山 嶋津助之丞忠守 助太郎 後相馬、 元禄十一 寶永三戌正月廿七日ヨリ、 一卯五月九日ヨリ寶永二年十月三日迄 月三日ヨリ、異本二年酉十

禰寢丹波清雄

初八郎右ヱ門ト云、

貞享元九月ヨリ元禄十二春迄

桂織部久祐 初宇右ヱ門、 宝永七閏八月五日ヨ

集院用之助 後織部、 正徳元卯八月廿一 日ヨリ

伊

地理纂考」

枚聞神社

奉祀 大日霊貴 例祭九 月九

祭神余多にして俗説さま(〜なりしを、明治の初め悉く其俗説俚語を捨て唱へ文字を改めて海門とさへ記せるは、杜撰の甚しきなり、偖當社の に開聞神社とあり、 延喜式神名帳曰、 頴 共にヒラキ、と訓むへし、 娃 蔀 座 小 枚聞神社、 また三代實録 二字を音に

録日、 ひを官命を以て悉く焼却して、再ひ妄説を唱ふる事を禁せり、て一柱とし、且社僧等か記し置る緑起なとの抱腹にも余れる類 貞觀二年三月廿日庚午、 薩摩国従五位上 開聞 三代實 神 加

従四、下、同八年四月七日辛巳、 従四位上、 神階集元慶六年十月戊申、 授薩摩國從四 薩摩国 位 聞神授 下 聞 神

四位下、 宰府言、 薩广 三代實録貞觀十六年秋七月二 動之聲聞百余里、 国従四位上 開聞神山西 近社百姓震恐失精、 頂有火自焼、 H 戊子、 煙薫満天 地 震、 求之 太

二知 午八 い志 天の 千 焼 0 H ふ布志 智系 年覧 兵 宛怒之 勅 星 恐失精 日 去塵 戸 天圖 月二 者 書 或 不 煙 自 皇に 火鹿に篭 處 時 沙 支富者を 日 震 見 薫 辰 焼てく 御え  $\mathbb{H}$ 任 満 五六寸以 至 聲 釵た 求 天 如 有 砂 枯 なり、 及り 今郷 勅宣 宰 奮 ΰĹ 神 雷 加 石 苗 ŋ 此を 一府 し自っさて 聞 山故 寫封 亀 灰 電 此 加 更 日に、 本戸をの 生 Ł 事 神 加 沙 焼 雨 神 云當 社 件、 封 砂 炎 加 社當 傳社 傳地 甚 一の縁起に 神 薩 降 ふ、方とす、 戸 薩  $\sim 0$ 雨 玉 撿 宝内 右大臣 主 及 塺 野 未 熾 宰 之 摩 有弘此 物陣 従 震 潔 故 埋 汚 玉 止 とに 齋奉 穢 五. 動 従 實 言 せ兵 瘞 雨 記布 ハ勅 3之聲 位 當書社開 神 四 し志た山 り庫 基 砂 砂 `鎖 殿 經 社 位 石 満 幣 頴 百 れ口 さの の聞 有 聞 民 花 H. 積 地 娃 月 と、更に 神神 る太 弘 十二 押 仍 開 騒 郡 地 ハ刀 官社紀に 百 हिल لح 書 天一皇振 成 余 聞 動 沙 正 氏奉 あ (此崇) 貞 或 乃 兀 Н 神 而 正皇 此を の蔵 ŋ 位 處 觀 山  $\bigcirc$ 猶 止 夜、 史を 人にて、 地蔵 沂 當 及め + 頂 高 夜 下 ひて 是按 時す 六 奉 社 社 八 有 開 脢 えせ Н 尺以 封 冥 年 月 聞 百 火 所 すしと 其元 山る川に 向是 白 + 姓 蔵 神 国を 家亀

> 後を しいふ な神 肝説 裔に其 付郡る けに天 非飾 の専 かれて、独立の すに鶴 領志 主布 大伴姓にて、一ちノ丸を余多彫り 肝志 家・ 付の 多より! 氏巻 奉天 世委 世に大 納皇 天押日命 を奉 友大い 事祀 大り、 争にし、 の證 な 0 後と し、 以 、此 後裔 なす さるハ彼宮 さるハ彼宮 り、此、此、 な御 は釼とい 事又 云い 肝肝 家肝 付付 の付 るる には 郡氏 定氏紋の 高ハ 山大 鶴一 城の条皇 ジ族 丸の 被大 山隅 な領

六月

雨 年 神

不

降 月 封

月 庚

司

諸

延

傳

和 亀

兀

九 戸

是

太宰

上

管 勅

肥 奉

自

地口 国妄

願

及る

穢

仍

成さ

崇贵

此

封

千

戸

境

内 H 澍

水

陸

苗 晦 七  $\mathbf{H}$ 

稼、

草 聞

木 加 H 先 神

枝

葉

皆悉焦

湉

俄

然

降 層 轉

हिल 沙

夜、

陰

雲

合

間 + 申 汙

聲、

漽 奉 府

明 幣

見 神

粉

土

交

へに のる

## 名 |勝考|

枚聞神社

干

町

村

天書海

神鈔

ラの開 山州 の積ぎ、名 出す、名 に こ、名 に こ、る の

○を

和漢三

テ山

る圖繪等出をも地

○開

東の

(楽會彙作) 門山とあり

開記 社作

山綿

月里に 几日を以て正常に在り、○例の 「何・塩老廟、○『 とおもはる、○一』 とおもはる、○一』

云し、 而同 時聞 日社 と○あ縁 為衣 男服 せハ 命 奉 一尺程、高 り塩 大體宮之 祀 祭塩土 . 體施 大は り起 詳 指 粉 或 是老 煙を 田猿 へに /津彦 又斜の 神、反抗 常立 老翁、土 取猿 日₹ 衣 田夕 神 冠左 大右 傳化 ら田 心が 根 尊 化現の喜 の現 魂神 すぎ大 時日、 古傳 姫ぇ 訛 命 . 相 大日 れ亦 事二 一神 命 • 殿 説式を無通 宮記 る猿 記曰 活 . 八 なる彦 傳藥 を附會し、併 津ッ 靈 神、云 足と三 座 流を かし、記 ・ 全とし、大宮姫とし、大宮姫とし、大宮姫とし、大宮姫とし、大宮姫と 津ッ彦 貴 亦广 此国 姫ょ根 天 に原生 忽 命 命、 猿 併二 けて産と し、和 穂 市であると 彦 聞神 耳 接に、、 神あ 大神、 をあれ 嶋マ戸像 社 縁称 失猿 姫ょ 程、 九 ず 田 翁故 起和に多 `lt 尺以 命 社 程上、坐 る彦に大 能々 - 宮日 0 聖都 毎像 傳と云 有岐北記霊 高以 至神 宮美 大隅 傳領 れニ 猿神、 二貴 れーる欤、 各上 歳 日の 重高  $\mathbb{H}$ --华 穂 、化應尺像、 ない、な既 彦為 枚現程〉、 人傳 更三

n

如

大殿

宮

配即

享前

のの

八三

神坐

也友

東宮

春亦

彦

火

≥

尺五寸程、 撰まれ 聞社 するの事ハ、即豊玉姫を天智の御宇と語り嗣の誤れるなり、是なりと、是天智天皇とは即火火出見尊にて、その一女を産 殿の宮外を持廻る事あるよりの名なるへし、一里宮開聞祭禮の時、此両顆を捧けて宮廻とて大 殿宮 也、 姉 社本地造立 に蔵し故なるか、いにしへに母を懐といふ詞なし、そも〳〵廻殿とは゠曰、開聞宮の御懐なる故に懐殿といふ、按に、懐殿とハ此両顆を袋 見尊坐像、高二 て十九坐なる 月三 神に ふとあ 姫宮豊玉 尺七八寸程、 豊玉 凡神代人世同祭為九社矣、 司 是天智天皇已前於斯嶽所祭神矣乎云≿、 所謂 し最中なるに、 日社壇 紀野某か蔵 ŋ 溢。 姫命尺五六寸程、 荒に宮 姬 記 本地佛を附會せるは元禄中に始れ 瓊-建立、 <u>.</u> 日 九 按、 潮ホ 二龍宮 謹考旧 神とは 由 龍宮海神・ 酒瓊ニ 然とも 來記 大己貴 大納言紀麻呂九 元禄十一 其時しも大納言てふ宦人のこの 両 記 国常立尊より H ・顆廻殿亦懐殿・會殿等に作る、緑東蔵寶塔、木塔高二尺七八寸程、 豊玉彦夫婦二神各一品 和銅 天上宮赤佐 年經囲山主覺慧作 荒仁宮大己貴命者神代神 或 開聞社は 元年 至若東宮彦火と出見尊 有 同 ハ崇道天皇書紀を 社十九神を崇奉 管、井宮 一天智天皇まて合 和 或有吴、 西宮 銅 塩土老翁像、 元 ŋ 尺程、 玉 年戊申 由 依 此は 不 開聞 天智天 又枚 寸 姬 姉姫 縁に 'n 開 神 命 硘

名義は知識大祇也、 隆にし給ふ所なるへし、 塩椎: 其道 とく つり、 其船以教曰、 患、 n 神と塩土老翁等を爰に齋き崇て、 以て再ひ旧都に復り給ひ、 出 あ 見尊泣患海邊之時、 に 衆人に卓英たるの義にて、この社に祀られしハ、 天智以 É 見尊を指引して海宮に微行奉り、 る謂に、塩土老翁とは人名には非す、 壇を創建あらんにハ書紀なとにも其よし載らるへき !たり、 褲 往、 略中 現れ居たり、 又玉依姫は神武帝の國母たるか故に、 前よりの神社なるへ 聞 */*\ 又云我為汝命作善謀、 則 0 治さる 柱の神名にあらす、 如魚鱗所造之宮、 我押流其船者、 の地太むか 又曰、 始終見えされは、 さて枚聞てふ名も平けく聞食すと 塩椎神来問 Ĺ 開 旧傳曰、 聞 *)* \ 遂に豊玉姫葺不合尊を誕 海江に |本宮は豊玉 其綿津見神之宮 差暫往将有味御 即造无間勝間之小船 凡て物を知識る人を云、 古事記曰、 Ę 頴 其徳に報ひ、 うへ 娃 海神豊玉 何虚空津日高之泣 覚慧か考のことく *)* \ 本江 その才識 嶽 姫を祭る、 於是火≿ 0 その 3 てふ言よ 彦忠勤 世、 路 嶋 其禮<sub>·</sub> 天孫 のこ 父母 胆 乃 載 其 を を 度 Ħ 乗 出

御墓は本宮の右側に

在る山陵是也と云と、

の説正に

名

1勝考

文禄四

年

应 神

月四

日

近衛信

輔公奉納

の短籍あ 米麓なり、 仕り、例

綱

敷

天

社

1祭六月廿五日、4川尻浦の葱欝4

、 た 開る

開林 嶽中のに

東在

実を得たるなるへ 處と唱へり、石 の東宮 垣の前 の中に大石二を前に在り、俗清

W

0

0)

世にこゝにきたの

7

神となり和歌のうら波寄

Ċ

ミるらん

三代実録貞觀二年三月廿 日庚午、 薩摩國従 五位 E 開 聞 神

加従四位下、

同

八年

应

|月七

日辛巳、

授薩广

或

従

辺

位

下

聞 聞 神授正 神従 四 四 位 位 下 Ę 神階: 延喜神名式日 集元慶六年 薩 摩 · 月戊 国 頴 申 娃 薩广 郡 座 玉 開 小

> 地 理纂考

大野嶽神社 村郡

奉 祀 田ヶゴリ 姫命 能々 野 大隅 命 活力 彦ら

創建 九日 0 こなり、 年 月詳 なら 社 頭 す 0 が梵鐘 大野嶽 0 銘 E 絶 頂 に鎮 薩 摩國 坐に 頴 根和 娃 て 命 都 大野 祭祀

朝 置云 々 と誌 L て、 古來より の神社とミゆ 權

現堂

槌

鐘、

永仁五

年丁

酉二

月十

日

大檀

那

左

衞

嶽 九

之 月

地 理纂考 枚

聞

神社

嶽 綱 0 麓 の觜長 く出 建 0 年 巖 -月詳ならす、 右 高 低あ ŋ て、 此 其巖 浦 0 頭 西 岸 に社を建 Ü 即 枚 0 聞

祭祀六月 市と唱 なしと云、今のと、其後社 て群集す、 # 五. 日 哥斯 な い営 h つの の時 時、當社に参詣し土人相傳へて云、 此 まに爰にきたのゝ神となり宝殿の中に蔵め置しに、池 H 口浮鋪を出 し、一首を詠し社殿の壁、古昔近衞信輔公坊津に ず、 近 村 和魚 和哥の浦浪よせ 0 土 民 汌 正在書し 尻

十八日なり、祭日九月二

地

理纂考

諏

訪

神

袏

村郡

村

獅

学

城山

0

内にあ

ŋ

祭神例

0

如

開 聞神 社 延喜式神名 帳、 頴 娃

郡

座

小 枚

聞

神

社

と載

す

是薩州 々、 神社啓蒙云一 宮也、 宮記云、 枚聞神社 綿積神社と云 猿 田 彦命 也 云

名勝志

り置 `け

|| |敷天神社

は筑後にある故いみるらん、され 成事にて人皆ったと此説いか 自遍く知たるかが、あらん、何 か綱 如敷 し天

宮篇 枚聞神社

217

月九日、開大祭會九開 帝末の皇子、 見神、天智 す、 の天 后智 帝 老塩 翁土 白鳳 護往來則曰岐神即道、氣神、為祐則曰大田神 岐神四神同體異名也、其為徳神妙不可測、隨神代系圖傳云、猿田彦命ハ伊弉諾命之児也、 ひ出 ことをはかる、 寵愛甚た深し、 生質美麗にして、 二歳にして大職冠鎌足公取て撫育し、 智通にあたふ、 徳天皇の時、 をさること凡拾三町、 奉ると云々、 三日社壇建立、 て法水を舐る、 即白雉元年庚戌二月十 • 姉姫宮 年壬申六月朔日 西之宮帝智 伊 聞 是を合せて開聞神社と 勢 神社は勅宣によりて和銅元年戊 姫豊 玉 由來記に拠る、開聞山縁記を按するに、社司紀野家蔵の開聞山(隱起) 仙 の開山なり、産名を瑞照姫と称す、智通ハ瑞應院産名を瑞照姫と称す、 人窟 故をもて六宮の妃嬪妬ミて既に害せん 爰におひて潜に近江 阿濃津 Œ 在船中則曰船玉命、 三十九代天智帝の皇妃に立給ひ、 ·天井宮宝依 其麋遂に口 東宮彦別人々 |位大納言紀麻呂九社十九 一に來りて修法錬行す、 より 嶽の麓に岩窟あり、 Ш Ш 船を浮 牟 日 • より妙相を出 荒仁 こなり、 瀬の濱に御着船あ 11 今祭神九社、 隨所出現、感氣應 へて本国に赴き給ひ、 一龍宮手命都 ふとい |宮大己 玉 思 大宮姫と名く、 仙 賀 人養育して僧  $\sim$ 三十七代孝 し神女を産 0 懐殿宮照 ŋ 中十 王宮を忍 毎: 神を崇 本殿大宮 聖之宮 一次 其女子 日麋來 數祭 度年、中 社殿 ŋ \_\_ 月 御 8

> 給ひ、 午三月八日崩御し に入給 終に還御なし、 このほかせいめい傳ハらす、太夫藤原豊若麻呂・長山某、 之宮是なり、 仙 出 住み給ふ、 宿 々には正三位大納 志と櫛間との .居外朝の御志を發し、 田良浦に  $\mathbb{H}$ 0 某・ 寶劔を帯、 s, 十御 宗蔵、 一月三日とあり、新宮社記には十 松山某なり、 當地に 御着船あ 太宰府に月を越え、 皇后は其後和銅元年戊申六月十八日薨御 間 丹波路 に御船を留 給 お 言紀 の白馬に騎り、 から Ď, は L 白鳳二 麻呂 天智帝は別離の御心堪かたく、 の嶮難を凌き、 三月三日とあり、御壽七十九、指宿新宮社記には御壽七十九、 じます 帝 同 月五 • 8 の十年辛未冬十二月三 事三十 一年癸酉 池 船おりし給 日 田四位少将某・ 潜に山 御船にして日 -余年、 頴娃 |五月朔日 太宰府に潜幸 開聞 Š 上野少将左衞門保奉の臣阿濃某・ 慶 供奉 Ш 薩州 有 州 0 年 離 'n 志

後に記す、

按するに、

領となして、八千戸を封し、

大社とはなれるなるへし、

社にして地主神なり、

皇妃をこゝ

に葬祭り

とそ、

本殿

0

し給ふ、

御壽

嶽の子丑に

夫より又船にして頴娃の脇浦に御着あり、

雨砂乃止、

八月十一日、

震聲如

雷

焼炎甚熾

砂満

晝

而猶夜、

自

辰至子

雷

電

砂

砂

人民騷動、

至是神祇官卜云、

粉土之恠、

明春彼国當

有

地

或處一

尺已下、 十二日、

或處五六寸以上、

田 降 未

野

埋 止 雨

陵

するに足るものなし、 Š 元 0 亀二年七月十八日、 N. なり、然 縁記ハ瑞 :れとも間々佛説をましへ、盡く信するにもたらす、應院三十七世快宝旧記及ひ古老の傳をもて著す所 姑く縁記に拠りてその 兵火の為に古史を失ひ、 ĬΗ 三説を備 徴 しと

採といふ、三代實録日、今その要を三代實録日、 玉 從 五位上 開聞神加 從四位下、 貞觀二年三月二 類聚國史曰、 十日庚午、 貞觀八年 薩

四 宣録 月七日辛巳、 E 貞觀十六年七月二日 授薩摩 国 [従四位] 戊子、 |下開聞神從四位上、三 地 震、 太宰府 言

如 雨 震動之声 聞百余里、 近社百姓震恐失情、 求之著(養力) 薩摩国従四位上

開聞神山

頂有火自焼、

烟薫満天、

灰沙

其寫を納む、神器・官符等も灰塵となると云々、臣基經有判なり、元亀二年七月十八日焼失、今 五十六代帝也、貞觀十六年甲午八月二日、封戸を奉る勅定あり、右大社記曰、此時薩州の一宮となし、崇敬によて火止む、清和天皇は人皇 亀、 神 **-願封戸** 及汚穢神社、 仍成此崇、  $\mathcal{H}$ 十八 勅奉封二千戸 代光孝天

皇之時、 二日夜、 Ī 几 位 晦冥、 下 同實錄仁和元年十月記曰、 開 開神織人 衆星不見、 怒之時、 砂石 有 如此 如 雨 事、 薩摩 檢之故 国言、 或 宰 潔齋奉幣 實 七月十 頴

> 災疾、 是 蚕 麻 穀稼有 陰陽寮占云、 致 損 耗 府 是以 邊東南之神、 下 知 府 司 當遷去於隣 奉幣部内衆神 国

由

以 祈冥助焉

名勝志

鐘

樓 鎚鐘 長廳の 壹 鑄 前 用 13 途壹 あ ŋ 百貫文、 鐘銘 芸 右 所奉施入如 奉施入當國一 宮開

聞

仁五年三月 八 Н

當郡領主左 衛門

名勝志

酒 甕 へたりといふ、今に破甕酒部屋のうちにあり、る路にて落し破りけれは、他の甕もて是にか 13 是を飲めは災厄を除き壽命を延ふとい としことに加 にしへ大宮姫ましませし時より 大宮姫 都 より 醸してたへす、 携 来り給ふ甕なり、 ゆ 一醸したる酒なりとて、 に千年酒と唱 社 , ひ 傳 頭 瀬一 釈の濱よりで 一甕はその: 酒部屋にあ Š

平 石二あ 聞 本殿 ŋ 0 右 11 脇、 つれを天皇、 皇后 0) 陵と 11 つれを皇后といふこと 豆 所 なり、 石 籬 0

開聞縁記見えたり、今謹之天皇の陵を按するに、延喜を分たす、天皇初め御遺詔ありて同所に陵を建たりと

宇治郡山科にあり、兆域東西十四町、南北十四町、陵

式・諸陵式・江次第・拾芥抄等皆天智帝の陵は山城国

天智天皇の御陵山城国山階にあり、昔し此御門御馬に戸六烟、今俗に御廟野といふといへり、公事根源抄云

めされて山科の里に行幸ありて、

其儘歸給はさりき、

ひ、十二月乙丑、近江宮に崩し給ふ、癸酉新宮に殯す云々、天皇十年九月病し、大弟皇是なり、に位を讓り給之終不可詳也、故曰、升天云尓、史之所書何足盡信焉其舄、又曰、舄化石於今猶存、﨑鳴瞻筆抄、・・・・・・・・・

れは、天皇は筑紫に潜幸し給ひ、終に此地に崩し給ふ軍起る、勢多の合戦に皇子殺され給ぬ、かゝる時節な大弟ひそかに芳野を出て難を他州に避く、美濃尾張に

書紀、大友皇子左御子大弟をおそはんとそはかりける、日本、大友皇子天智帝大弟をおそはんとそはかりける、

宮を建られ、木丸殿といひし所なり、に御座ありしといひ傳へ、宮朝倉宮は、人皇三十八代齊明天皇都に御座ありしといひ傳へ、こと疑をのこすにもあらす、また一説に、筑前国朝倉

天智帝の御製新古今雑中に載たり、

朝倉や木の丸殿にわかおれハ名乗をしつ、ゆくハた

天智天皇御

かこそ

とありて遺説おほし、又指宿新宮社等の説をもておも又日州志布志に御下向の時御着船の跡御やしきの跡な

ひ合すへし、

「名勝考」

○九玉大明神社や田池の水邊に在り、是より

按に、一宮記曰枚聞神社は猿田彦大神也とは此社の事な奉祀猿田彦大神 例祭十月十二日

るへし、むかしは大社なとにもや、

○善神王宮 奉祀經津主命 武甕槌命 三

○鐘樓一字 鐘銘曰、奉施入當国一宮開聞鎚鐘一口、鑄

用途壱百貫文、 永仁五年三月八日、 當郡領主左衞門 尉

純 ○凡神事正月九日より始 えたり、明徳中頴娃政純に至り没落せり、按に、憲純は頴娃氏を称し、法名了願と見 îb, 九月九日を大祭會とす、

Ŧī.

神歌廿七首の

*/*\ 人神樂男、 鏑流馬 あり、 八人の八少女とい 川上・三石 長野三人を射手とせし ふあ ŋ, 元和五年の比まて

•

日運法印 一か詠る、

Ш 上に 潮 の三石きくよりも駒は長野に 11 さむ やふさめ

5

Ó

八少女の音樂 御饗の音樂 枚聞社音樂の曲 年清に 稲霊の音樂気姫命ハ是稲霊なり、 并歌曲十九通り の音樂なり、 一祝り の音樂 思

◇姫の兄にて、皇孫の御大舅なり、書紀、思兼神者有思慮之智、乃思而白を取行ひ玉へる神にて、今伊勢内宮の相殿に坐しける、是皇系の妣栲幡千を取行ひ玉へる神にて、今伊勢内宮の相殿に坐しける、是皇系の妣栲幡千を取行立玉へに出出金神者、取持前事為政、傳曰、天皇の御政を関の音楽古事記曰、ポコポキピシネ\* 定て其據ある故実なるへし、音曲と南嶋の俗名に流傳せるは、 ること、上古よりの通規なり、思金てふは皇国賢良の美称なるを、斯廟の云くとあり、至今南島の俗、琉球中山王を始、其名に思金てふ字を称し來

八少女の歌、 神哥三首 0 中 宮か崎通りとほして爰にこそ通る八少女

は 八すち人の立 腕 祭 0 初

あらたのうしあら嬉しあらよろこほ

あらよろこほしあらたのしあら嬉し あらたの

あら嬉しあらよろこほ

天の戸をおし 千早ふるこゝ 明かたの雲間より神代の月の影そ残れる は 高天 0 原 な れや集り賜 へよも 神(

千はやふる神のをしへか鈴の音今よろこひを告てまる ts

さ夜神樂千社かけて舞ふ祢宜 北 Ш 0) 北 0 林 の鈴むしは千世とい 21 嬉しも民 ふ聲い ハ千世をこそ つも絶せ

天の原も、ます神も聞し食せ流も清き御代のしら玉

金

め

柴の神 此程は立て置初し願ん神樂今こそとくれ神のこゝろを 11 く世 の神の親なれハ頭へは白く腰は 一重に指

神 0 天の栄矛振る時は乱れ しおにも叶 梓弓作りおろひて弦かけて我氏人のあくまはらは

立てや祢宜とく立玉へ立はこそ姿もよけれ舞はきや

らん

梓弓作りおろひて弦かけて世のよき時はおきてしら 初春やよき日に具足の塵とりて今こそ君に着せ長の糸

221

一御嶽より卸す嵐は神あらし神かせならハしなやかに吹

一梓弓つくりおろひて弦掛て永くたからを祝ひ初めけ

À

1+

略下 氏 献之、 降命虎命也、 院、 之得全、 千年酒、 土思其徳建廟祭之、蓋宮地者天孫宮趾、 蓋龍宮琉球也、 傳祀天智帝及嬖妾、 名海神宫、 登枚聞山記曰、 居三歳 掌廟事、 此餘卑俗の調に係るものハ後世の擬作、 固是也、 其處云破甕坂、 年≥加 而後還都 祀豊玉姫等之神、 頴娃郷 去蒙塵海宮、 且有玉井及宮地等之遺跡、 而其一 古豊玉彦海島酋長、 醸不已、 山之正北二里許有廟、 此出浮屠氏附會、 僧の説に開聞の祭神を天智天皇の 甕有破痕、 乃歎而詠鳧着島之歌、 故得永存也、 在山川地、 豊玉彦傾心事之、 以彦火∠出見尊配焉、 當時献而失墜諸 又廟側 故南荒諸夷属其部 傳言、 號曰枚聞神社、 廟蔵酒二甕、 玉井即宮中井也、 初出見尊逼兄闌 有寺、 遂献女豊玉 今省之、 於是乎、 龍宮献之、 日瑞應 地 俗誤 謂之 南 又 補  $\overline{\mathsf{F}}$ 

怒なとゝあり、開聞の神はこの嶽神なること明けし、天之を三代実録等に稽ふるに、開聞神山とも、又開聞神發非されば、その勝れる事を得さるよりの僻説といへり、

に、 皇白雉元年、 く雷同し來ることなれハ、姑く考ふる所を左に辨へ置ぬ 智の后を祭らんに、 年二月十八日辰時也、 人は塩土翁の化現也、 開聞縁起曰、 言覺束なし、 麋鹿來而甜法水しかは、 具眼の人は之を察すへしといへとも、 薩摩國頴娃郡開聞 大宮姫は日神の化現、 三代実録の比に開聞神發怒なとの文 仙人育之、 この仙人汲法水三七日修行する時 懐孕して生妙相姫、 麓 而後與智通、二歳時 の幅仙人あり云と、 又号玉頼宮、 白雉! 孝徳天 久し 仙 鎌 元

給ふ、此時浄御原天皇憐玉ひて、御名残を惜ミ大宮姫に廿一日、初雪の遊し玉ふ時、雪打論を以て本山に流され后、于時太政大臣大友皇子与数人后達一同御嫉妬、正月足大臣鞠養焉、及長成容貌如珪、十三歳天智天皇元年立

めよ、遂に白鳳元年壬申六月朔日、山川牟瀬の濱に御着かれゆく我はもくつと成ぬとも君しからめとなりてとゝかれゆく我はもくつと成ぬとも君しからめとなりてとゝ随聞皆惨慓 此秋獨作我身秋、時に大宮姫の御哥に、な

送り玉ふ詩に、

月光似鏡無明

莧

風氣如刀不破愁

随

見

后大宮姫也といひ習せしは、

むかし八幡新田宮と薩摩國

宮を争論せしより起れるにか、天子を奉祀すといふに

聞山 三月三日崩御、に、御壽七十九、 良浦 哥とあるは、 十八日薨御、 原天皇の大宮姫の名残を惜ミて贈られし詩と大宮 友皇子の大宮姫を嫉妬し玉ふく言こと似氣なく、 先鎌足の はします事三十余年、 仙田某・松山某也、 Š に潜行し、 元年壬申三 の白馬に乗り山階山に入、 御着 の北なる岩屋は大宮姫誕生の地にして、 供奉の人∠正三位大納言 今一通の縁起といふあり、此後の作替なるへシ、、巻尾に自天智帝享保十八年迄一千七十六年と 鞠養・天智の立后なとさへ奇怪の事なるに、 船 |月〔初しめ〕て僧正に任せらる、 年を越て志布志と櫛間との間に御舟を留め玉 延喜の御時、 十一月三日、 同月五 西宮是也、皇后大宮姫は和銅元年戊申六月 日 白鳳二年癸酉五月朔日、 慶雲三年丙午三月八日崩 御壽五 開 菅臣相を太宰師に左降せられ (®部) 聞 丹波路の嶮難を經て太宰府 の離宮に入玉ひ、 池 干 -九歳 田四位少将 也云と、 享保年中に偽作 僧智通白 薩州指宿 又曰 今按に、 当地に 有 御、 又浄 姫の 馬某 宮指社宿 大 開 返 御 鳳 お

> る時、 之か為に報歌奉らる云との事を、此哥なとは南嶋世 産に方て露醜られたるを慚恨とし、 えたり、 ことく、に信られねとも、 事迹も遥に異なるを、 し時菅家の作にて、 出 まて引用ひ、 なるを、 は、 見尊を訛り、 豊玉姫を大宮姫とし、 尊是を懸念し、 菅家の寛平上皇に詠て上られしこと世人 始火∠出見尊海宮にて豊玉姫を妻とし、 天武天皇と大宮姫に附會したる者なり、 今更その偽の顯れしのミならす、 大宮姫とい 且又君しからみとなりて留めよとの 鳧着島の歌作りて始に贈 片腹 この天智天皇とい 火と出見尊を天智天皇とし、 ふは豊玉姫を誤り いたく取合て、入らさる哥 徑本土に大帰し玉 Ĺ ふは彦火 その余も ŋ 0 とに傳 豊玉 時代と 知る と見 Þ 所

す、

天智帝は、

十年辛未冬十二月三日、

0

寶剣を佩

野少将左衞門太夫藤原豊若麻呂

長山某、

此外姓名傳ら

阿濃某・

安樂四位

中将実重

桜井左大将御食子

夫より又頴娃

脇

浦に御着、

嶽の子丑に住玉ふ、

· 生 奉

とい 蔵經の説を取合たる者といへり、 を雪かんとす、 生りとあり、 姫を生るといふは、 ふ者あ ŋ 大宮姫 鹿その梵志か精気を甜てひとり 其一に、 雑寶蔵經に、 0 麋の 腹 仙人か法水を嘗たる鹿 ぶより 生れ 波羅奈國 其二に、 しとい 0 大宮姫白 Š Щ 中に Ó 女子を 0 大宮 、梵志

冤といふへし、

因てこの縁起の偽を挙て帝の為にその

遂に帝をして淫奔逋逃の首と狂つくるにあらすや、

帝

八日、 なとい 玉ふて、天下に國哀を宣明め玉ふ事なり、 悰 于新宫、 凡天子立后必す早く華冑を擇て中宮として、 皇后なく、又十三歳の少女を立て后としもなし玉はんや、 この元年壬戌ハ天智御年四十九歳なり、 との事に虚偽を容らるへき事ならす、是にても天智帝逃 天智の御孫たる舎人親王奉勅て撰上られし書なれハ、 御につきては、 天智十年辛未十二月三日乙丑、 十二月三日、 天智帝の時この官人あるへき事ならす、 逈後四十五代聖武帝の時始て置れし官なるを、 したり、 こと第一疑ふへし、 といへとも皇后の尊号を奉らす、 略中 遣内小七位阿曇稲敷於筑紫、 ふは猶更後世の事なるをや、 この大将・中将・少将なと、い 廿 葬于▽麑山背△山科陵、 H 唐天子よりまゐらせし使者まて告知しめ の寶剣を佩云と、 郭務悰等献書凾信物とあ 其三に、 供奉の臣某との宮位を記 崩于近江宫、 翌十一年壬申春二月十 是又書紀及大日本史曰 是大宮姫を皇后といふ 告[國表]於唐使郭 其四に、 ふは、 况や左衞門太夫 帝四十九歳まて まして書紀は ŋ 九日癸酉殯 嬖妾は國 三十九代 帝十年冬 天智より 天智帝崩 近 務 日

> 云冬、 に隱れ給ふ事叶ふへき世態にあらす、 と見ゆ、 時中興ありて鎮西府といひしを、 亡し玉ふ者に非さるは明なり、 當時太宰の官あれ まして當時天智帝なとの御身として密➤太宰府 ٤ 其府は審ならす、 再ひ大宰府と改られし 其五に、 其六に、 太宰府に潜幸 聖武 天智は 0

舒明帝第一の御子にて、推古帝廿二年降誕、五十八歳に

きはいかにそや、 其七に、大宮姫といふ號おほつかな残るへきに、その沙汰もなく、何とも據信すへき事のなにて頴娃に引篭せ玉ハ、、秋田の吟なと如き御歌にても三年まてを御存命といへは九十三歳に當れり、かく長壽三年までを御存命といへは九十三歳に當れり、かく長壽の勝御なり、日本史に四十六歳といふは、舒明帝崩御然ルに慶雲

からぬ事也、 其八に、瑞應院開山智通は僧正とあり、し、大宮とは當時皇后の號なれハ、名称には似つかはしきはいかにそや、 其七に、大宮姫といふ號おほつかな

僧正の事は釈家官班録に載て、

推古十年、

百濟

0

觀

勒

來

寶といへる瑞應院住持の作なり、天智より今まで三十七通ハ元亨釈書に載で傳不詳、又この縁起は開山より三十七世快、る僧官を授られす、又智、外天智の前後この僧官なし、大職冠の子扶僧正に任する、外天智の前後この僧官なし、大職冠の子朝せし時僧正となる、其後絶て、天平十七年、行基始て朝せし時僧正となる、其後絶て、天平十七年、行基始て

世の代序に當るへき事にあらす、

この縁起に記す所は

元年庚戌の誕生にしては、

天智の元年壬戌は纔十三歳也、

夫開 は人もゆるさぬミちへなりけり、かるかやの関守にのミ見えつる 遂抵開聞、 御巡見にて、 天智天皇臨幸日· 寄れりとおもふ事あり、 書紀には其よし見えねとも、 Š 為に假の関を刈萱 この時筑前に行在ましませし所も朝倉山 た皇太子にて、 を救ひ玉はんか為に親から 州に來り玉ふ事あり、 と偽作せしにてそありける、 ることをしらすして、 兀亨釈書に詳なり、 瘞陵と 神樂哥に、 聞 つらゆくハ 在 何處乎、 駐 ふ事あ この頴娃郷まても燕出ありしとは見えたり 滞 たれ、 齊明に従せ玉ひ九州筑前に御下 向 朝倉やきの丸殿にわかおれ 五六月、 村老對 也、 一の里に置させ玉ひし處を今関屋村とい ŋ しかるを後世天智帝に混れ 著船 是は此 其は岡本宮に御宇齊明天皇百濟國 住持快寶か慶雲三年三月八日 行は誰かこそとあり、又同集に菅家の是を新古今集に作り替て、名のりをし 復帰于此、 Ę 志布志郷 當時 学此 御 志布志山 そもく 音羽 西 出馬なされ 天智帝 南 地 距海 田浦 舟磯、 Ш 日の僧 嘗乗白馬、 是より前天智帝九 Щ  $\Box$ 上三十里 旦 とい 大明神縁起に似 行叡 大  $\square$ L |薩摩路かけて 時、 問于村老日 大明神記日 は名のりをし ひ、 か事にて、 主餘、 天智 登田 -向なり たる説 非常 浦 天皇 崩 l) ま Ш 御 0

籠采女とて鹿籠村の産なりしか、

當時調れて釆女に

るも、 樂山、 遠望 此 友天皇敗績の残兵にてもあるへし、 は神霊を祀りしといひ傳ふる所見えけるは、 後貢進の事を仰出されしならん 見えたり、 立祠于其上、 Ļ 開聞 既 さて頴 此時かの地にも賁臨玉ひ、 其所祀天皇及大友皇子 而 還御、 嶽、 この余囎唹郡臺明寺文書に白馬龍蹄 奉號山 而詔 焼郷にて天智に供奉せるよし語嗣るは、 (®ま) 今田 村老曰、 口大明神、 浦 :山阿称天皇腰懸石者猶存焉、 吾樂斯風景也、 か、 持統天皇 大同二年、 青葉竹等御覽 又所謂大宮姫は、 藩中天智 玉依姫等数 崩御 遷宮即今之安 この後なる 0 行 なとゝ 宜 建 在 所 後 或 自 あ # 于

水鏡に、

天智騎馬入山

科林

中、

不

知所終、

唯

有

遺

履、

取

志山 閉皇子を逸したり、 大友の御母は伊賀采女宅子とい 女とて三人おはせし事、 女なり、 なせし由、 天智崩御 口大明神に天智・大友を合祭り、 御父兄天智友をも 此腹に大友皇子、 の後本 本田親盈か書しも 質友をも御祀な 「大ノ字イルカ」 国に帰り 此皇子後に頴 信西か國分に見えて、 Ĺ を、 なされ 其次に阿閉皇子、 のに見えぬ、 Š 鹿籠を誤て鹿の子といひ しにはあらし 娃 蔀 伊賀國 に潜 肝付氏の出自は 天智 置て Ш 次に阿 おは 書紀に 郡 の皇太子 郡 しま 司 大 ζ'n か

見えて、開聞社に蔵ある兵庫鎖の太刀の装に鶴丸の紋つ 友皇子の後と見えしも、大友の子孫この地に來り、下大 隅をうしはき居て、後裍頴娃郷をも其か領地となせしと

けしなとは、正しく肝付氏の寄進とそおもはるを、 の御太刀なと呼なせし類多し、さらハこの阿閉皇子後に 天智

鹿籠采女を妾とし御女子ありしを照御子と申せしにそ、

望ミ見て恐れ尊ふこと天の如く神の如く、其薨するに及 衣冠厳重、降て此地に來り玉はんには、邊鄙の野人之を 縁起に天智の御女子と書載たり、 んてこの廟に祔祀けんこと、昔の態にてはあるへき事な 夫堂とたる天朝の王孫

姫の陵なるを大宮姫と申なせしか、釆女なとのおきつき 是亦阿閉皇子なとの御墓欤、 旧説に據れは、 其一は豊玉

らすや、今本廟の右側に天智及大宮姫の山陵といふもの、

あらす、 智帝九州に流落し玉ふと申ふらせし事、其故なきにしも を御陵と申さんは当れりとも覚えす、○そもく~この天 我朝は神武帝このかた封建てふ國ふりなるを、

天智の唐ふりを學はせられて郡縣の制に變玉ひ、 に遠く、不改常典と立玉ひ、このいかたをな改めに變す の規則なとも大形改られて、 天地と共に永く、 日月と共 又朝廷

> おしのけて、一旦御弟の天武を太子に冊せ玉ひなともの ましきそと詔玉ひ、又たまく〜皇太子大友御座有けるを

し玉ひしかは、其國ふりの變れるをは世人宜なひまつら

す、天智の世を終り玉ふまて童謡あるは怪異こと、も つ、き、崩御ありて陵土いまた乾かぬに、天武謀叛し玉

は九州に逃下り玉へるなと後の世に申ふらせし妖言も行 しきひか事に申習しぬ、これらの世のさわきより、 ひ、大友と合戦に及はれ、後か世まて壬申の乱とていみ 天智

れしならん、因て天智の御行状を論ひしを引置けり、 詞解曰、天智天皇の國制を變改し玉ふ此御しわさよ、 始

よりおもほしめす御心のま、に大友皇子を東宮に立玉ひ てあらましかは、壬申のいみしき乱も出來ましや、 此皇

譲たての御しわさによりてそ、御終りをもてそこなひ玉 に聖人ふりを好ミ給ひて、中とのうはへのつくろひの遜 子そめてたく平に御世にしろしめしてまし物を、よろつ

来しさまをハ停廢て、 けきことにする漢國ふりの御しわさにして、神代より有 ひける、かくて此不改常典といふもよろつの事改新をた 悉く漢國の制にならひて新に定め

給へる也、さるハかの國のも周の代まての封縣の制とい

をかく重く厳かに詔たまふことハ、はしめ此御制を立給 公民まてもたやすく信服さらむと、又後に舊きに復すこ 中興の君としも心得ためり、さて此不改常典といふこと 意をのミ思ひて此ことわりをえさとらす、世に此天皇を ふことくハなれるなるへし、そも<<かく天地と共に長 かくて其例となりて、次との御世く〜まても必かく詔玉 ともやと、よろつにあやふミおほしめせるからなるへし、 制をいたく變改玉ふ御しわさなれは、王臣百官人天下の へりし時よりの事にそ有へき、さるハ神代より出来し御 るより起れるものを、世との物しり人たちもた、から國 は、もと人の心此漢国ふりにうつりて皇國の意を忘れた いとも畏く天皇をもなほさりに思ひ奉るやうになりぬる なりける、 とに朝廷の大御稜威の衰へ坐へき基本をはしめ給へる物 たくと、のひ備はれるか如くなれ、まことにハこれそ中 縣の制といふものにて、古とはいたくさま變れり、そも へかく漢国風をまねひ行ひ玉へるハ、うハへこそめて 此後やうく~に臣等の威権つよく盛になりて、

治・元暦・文治のほとより天下諸國の有さまは又ふるき年ハかりかほとにやう~~に頽れもてゆきて、保元・平く遠くかはるましくとは定め給へれとも、はつかに五百

なかりしを、

今ならひとり給へるは、秦よりこなたの郡

ひしは、皇国の上代よりのさまにをさ~~吴なることも

ら又上代の形になりかへりにたる、皇神の御心を思ふへに立かへりて、此常典はたゝ名のミのこりて、おのつか

政を變改んとなし玉ひ、憖なる天か下の乱を引出し、天萬つに賢たて、漢ふりを好ませ玉ふから、舊き神代の國し、あなかしこ~~、以上の論にて、天知帝の御しわさし、あなかしこ~~、以上の論にて、「鹽質」

人(一何となく踈ましくおもひなし奉りつ、、天智崩御朝の王威も衰へぬるに至れりける、かくてして當初世の

ぬ悪名を負せ奉りけんかし、俚諺に物の報ハ物ことに在の事を、山科に隱入り、九筑に遁下り玉ふなと、、あら

之ともいひつへし、

りと申せる類にて、

君子は下流に居を悪む、

天下の悪帰

「勝景百圖考」

其樹下、徒倚彷徨良久有美人、排闥而出、遂以玉鋺來汲有一井、上有一湯津桂樹、枝葉扶疏、時彦火々出見尊就有一井、上有一湯津桂樹、枝葉扶疏、時彦火々出見尊就。 日本書紀に、彦火々出見尊至海神宮、玲瓏、門前

## 名勝考

置 治 玉 破却す、 今御祭の神酒を貯ふ、 | 元年十 |井におひて玉瓶を以て水を汲玉ふ御 酒カカメ 瓶をもて水を汲しなるへし、按に、太むかし今の田子桶なく 屋ャ 一売り、口がメフタッ 桜井家の 月三日、 縁起 出家上京して 大風 Ę 世人是を千年酒と唱 0) 和 時、 多都美神 御 社宇吹損 瓶を摸 御 瓶を安置 姫 Ĺ 豊 ふ也、 玉 御 元 一の處 0 姫 瓶 門 如 略中 也 ツ 前 は 正 0

又仁和元年ニ至リ、

焼炎甚熾、

砂石積

地、

高

尺以下、

## 1「舊史官御陵調」

開聞神社

儀

貞觀二年ヨ

IJ

始

テ三代實

録

\_

薩

摩

国

開聞社

|地東宮ト姉

姫宮ト

ラ前

繪

昌

面

ノ

通石

韋

垣

ノ

中

座小枚聞神社ト御 Ŧī. 社有之候由 本鳥居原ト ル 筋 位上開聞神ト 且亦 湘見 領娃 申 當分ニ 開 地 開聞社 元禄中御書擧御繪圖 聞 相見得申 社 座 觀請有之、 モ 候得 ヨリ ヨリ 鹿 東方八 西 候、 篭 ハ 神社 岡ヲ開﨑 開聞 社號 延喜式ニ 町 神ヲ崇 程 面等九社大明神ト ハ元來ヒラキ 社 リツ、 開 1 *)* \ 唱 薩 聞 メ開來明 申候、 作 . 嶽 摩 1 南 頴 神 麓 1 娃 元 被 當 來 郡 テ 1 申 źι 分 申 タ

> 火自: 得申 年 物 記 蕳 開聞 焼 等相知不申、 別紙麁: 候、 灰沙如 社ニ被召成は当分ノ通大品 社 ニモ此以前ノ 圖 雨 面 | 候ハ寛政| | 人殿宮・東京 震動ノ聲聞百余里、 一代實録 通御座候、 善付ニハ 五年ノ夏ニテ候由、宮・西宮外六社ヲニ = 貞觀十六年、 尤當分ノ 開聞 九社大明 略中 地 開 勅 聞 被遷候儀 本 開 奉封二千 が神ト 聞 .繪 神 柏 Ш 1 戸 有 申 見 */*\

1 或ハ五六寸以上、 -有之、 神社ハ此時焼失為仕筈ニ 寫ハ永享九年以來有之、 當分迄頴娃郷中焦餘 田 野 理瘞、 其以 御 座 人民騒動 前 沙石現在仕候得ハ、 候、 儀 當 相傳 開聞 社 聞神発怒云 再 興ノ棟札 上古 Þ

石二ッ 御 陵ト -相唱申 相伏候所 候、 ヲ、 右 頴娃 石 崖 垣 社家社 近 頃迄木ニ 僧 共天智天皇 テ 相拵為有之由 大宮姫

右二付吟味仕候趣左ノ通御座候、

尤御陵所ト申

所全平

地

ニニテ、

Ш

陵

)

躰ニ

テ

*)* \

無御

座

得不申候付、 殿東井垣 可 開聞縁起書集候テ、三冊程有之候、 爵矣ト 書記有之候迄ニテ、 中二石處 開聞社 也、 司 、共へ相糺申候処、 若過背神誠 天智天皇御 ノ内、 則 於于 御陵所亦云清所、 陵 此 凡當社内 下申 為清、 儀 若知 11 华 相 嶌 狺 見 本

陵ト 其上 社 来 御 図 陵 モ 申 1 所 共 迄モ誤來為申ニ 之相考申 候半、 陵所 ·唱似寄 申 中 ハ元來開聞 テ候 · シ 唱 本語 **夏不承及段申** 附會為致者ニテハ有之間敷哉、 御 御 似寄 陵 :禊ヲ修行イタシ候ニ 禊 1 所 候付、 -候得 迄 所ト文字モ書誤 申 陵墓ノ上ニテ御禊ヲ可仕様無之、 御 ハ 候者 ||陵所ヲ清所ト唱 ミソ 所 テ、 /١ 社 無之、 テ 後世 モ記置不申 開 相 ノ御 近郷 出 聞 评 有 ギ 凡 清祓 社 候得 御 ラ訛 禊料 1 本繪圖 座 电 其後御 1 社 ij 共 ノ叓ヲ 間 \_ 感敷哉、 人等 候、 テ テ 略シテミ ^, 夫ヨリ 御 候処、 禊所 清浄ナルヲコソ 御 付テ 大切 ||禊所ヲ御陵所ト 陵 御陵所ト所 俗 聞 = 夫故亦云清 ź١ 事 御 合申 尤御陵ト 常分ノ通天智 ミソ、 卧 ソ 本繪 書載 ヂト 石ヲ = 祓 -候処、 亦 21 圖出 拵 可 且又天子 似 ギトミササ 申 御 字相 -申叓 第 单 清 候、 附 所 [來申迄 処、 トモ -書損、 御 段 1 力 陵 天皇 **|** タ 添候儀 然 申 21 Þ 人有之 -仕筈 開 古繪 う御 記  $\vdash$ ク 帹 */*\ 聞 御 訛 唱 此 得

> 大神ニ 化身ト申夏無覺束説ニテ候、 姫ニテハ無之、 天照大神ノ化身ニ 陪従シ玉フ大宮賣神ヲ奉祭ニ 大宮姫トハ不申候、其訳ハ後ニ書記候、本ヨリ天智ノ后ノ御名ハ倭姫王ト奉称、 テ天智天皇ノ后也ト 是ハ本殿ハ天智帝 可有之ヲ、 -書記, 有之候、 是即 曠代乱 后大宮 天照 此

中 類

・ヨリ

此

御

陵所ニ於テ清

一談ヲ仕

候旧 若誤

式

ノ

由

申

出

候 ハ

依 社

放入候儀古來ヨリ禁制

ニテ、

テ放込候時

/١

化身也ト申ニテ可有之候、 ニ及ヒ、 社僧共大宮賣神ノ由 大宮賣ノ叓ハ古語拾遺 一縁ヲ傳へ 、失ヒ、 天照大神 =

世

大宮賣神侍於天照大神御前、

是大宮賣神者太玉命久志

備 令

塞坐氐、 所生 延喜式大殿祭祝詞 一如今世内侍、 参入罷出 人能 Ę 善言美詞和 略中 大宮賣命波 己乖不令在、 君臣間、 皇御 孫命 令宸襟悦懌也、 邪意穢心 乃 同 無久、 殿 能 裏 宮 亦 尔

進 2米進宮勤々氐米、 咎過在乎波見直志聞 直 坐 氐、 平良氣安

久良 氣 ニ近習スル内侍 令仕奉坐卜有之候、 · ジ 職 ノ コト コ ・ク天照大神ニ陪従シ 大宮 姬 1 申 天皇 メ玉 御 フ 前 御

祀 典輕カラサ ル尊神也、 然ル ヲ 開聞社 ニテ大宮姫 ハ 天 神ニシテ、

禁裏神祇官ノ八神殿

ノ

中

祭ラセ玉

朝

廷

及ヒ、 照大神ノ化身ト 内侍 本ヨリ ノ名ヲ 申 大宮姫ト誤リ稱 祭神大宮賣神 ナシ候 後 1 世 シ、 天智 ツ 本 =  $\exists$ 取 ij 内侍ヲ附 紛 Y 祭神. 來 ij 祭 大宮賣 天智 ル

開 聞社祭神 儀 縁起ニ 本殿大殿宮ハ大宮姫也、 大宮姫

ノ叓ハ傳へ失ヒテ、

是ヲ天照大神ト心得違ヒ候半、

然共

タシ、 世同 此大宮賣命 三代實録ニ 聞 本殿ヲ大殿宮ト書記候、 シ玉フト ノ名ニテハ無之、 宮姫ヲ本殿ニ祭ルト申 火々出見尊 其上天智ノ内侍ヲ最初ヨリ 是天智天皇已前於斯嶽所祭神矣ト記シ、 宮玉依姫、 テ大宮姫トイフヲ、 八神殿ノ内に祭ラセ玉フ程 1 聖宮事勝国勝長狹命、 . 祭為九社、 申 元禄中釋覺慧カ開聞 扨 -社號 座ト候得ハ、 其御 イフ大宮賣神ナルヘシ、 二龍宮海神豊玉彦夫婦、 開聞神發怒ナト 11 /١ モ 皇御 天子 一祭禮 平気聞直マスト申コノ神ノ本義ナル 東宮彦火 孫 是即天照大神ニ陪従シ玉ヒ天子ヲ守護 今ニ 御 元來大殿宮大宮賣神ノ一 命 化身也ト申 事、 一神祖ナルヲ東宮ノ末社トシテ、 75 至リ (々出 同 大殿宮即 社本地造立記二、 -申語 畢竟大宮姫ト申ハ天智 開聞本殿ノ主トイタシ候 荒仁宮大己貴命者神代之神也 殿 一嚴重ナ **見尊、** ノ尊神ナルガ故ナルヘシト 能 裏 ナシタル ハ有之間敷儀 尔 チ延喜式大殿祭 尤開聞神社 寒坐ト ĵν 姉 口 モ、 殿宮 ~ 握宮 又延喜式 \_ |潮滿瓊 開聞 朝 申 豊 テ 座二 廷ニ 汽而 諵 ノ古繪圖 玉 /١ 社 有之間 テ、 符合 ジ詞 ノ嬖妾 、二枚聞 ヲ 神 Ĺ 潮 弟姫 代 就 ハト 潮ポール 大 枚 テ 1 人 中

> 智入谷殿トモト相 今日 介殻ノ痕有之石ヲ切出 之候處二、 社 被存候、 フ甕ヲ酒甕屋ニ安置シ、 玉姫水ヲ汲給 ナリト記シ、 龍宮界也、二龍宮豊玉彦夫婦 侍死去アリテ開聞 *)* \ 注本に Ш Щ 和多都美神社ト有之、 *)* \ 切見當不申候、 豊玉 陵有之候 據リ相考候得者、 天智ノ嬖妾ヲ祭候ノミニテ有之間敷儀ト被存候、百世ノ下ニ廟享血食セルノ神ハ何カ其訳有之事ニ |姫ヲ奉葬 天智帝御寵愛ノ内侍頴 又火々出見命ノ豊玉姫ヲ妃トシ玉\*\*\* ル玉気 1 唱 申 Ш 午儀、 乍 井台 \_ 所 元禄 葬ル シ、 | | | | | | 也 ノ 旧 近郷指宿 玉 中石工智入谷 已史實録 跡ヲ相傳 古 ト書記シ候、 御當国 本ト是海中 星 開聞縁起こ リノ海宮トー (ハ當所 霜ヲ經テ崇奉ル 娃 • *)* \ 勿論 · 傳書ニ、 知覧等に  $^{\wedge}$ ブ地主 ニ流サ モ、 申 ノ岩石ヲ割 證 ソ 是ヲ日 /١ トシ、 神綿 開聞 薩摩 レシ 他 ノ水ヲ汲入玉 薩州 都テ豊 所 積神社 1本紀以 キ人 Ш 開 カ、 テ、 且又豊 書 候節 ル 聞 頴 太古 神社 玉 所 此 E 娃 開聞 記 ヲ 是 下 内 無 開

姓氏并二生国、 又有宮人生男女者四人ト御座 姬 ヲ祭候神社多ク相立居候得者、 ノ陵有之ト申事モ無謂筋ト 天皇立古人大兄皇子女倭姫王 其所生ノ 御子ノ名マテー々詳 一候テ、 *)* \ 相見得不申 旧 為皇后、 傳 几 通開 嬪 遂納制 聞神 宮人トノ ニ記サレ候 四 又天智紀 社 嬪、 父 豊 略中 干 天照大神ニシテハ天智帝ト時代取合不申故ニ、

又附會シ

豊玉 侍 御 丰 1] 社  $\mathbb{H}$ 申 侍 ヨリ釆女一人ツ、鹿児トモ書申候、 候 神社ニアラス 1 前 豊玉 以得者、 存 事 筋 御 \_ 21 宮 紛 ,事ヲ大宮姫ト 봎 在之候得者 姬 天智 ガト ピ来、 釆女ハ天子 ŀ 陵 1 崩 被 1 /١ 姬 當分御 被存 存 *7* \ 火 1 開 帝 聞 -天智 候、 難 又内侍 Þ 聞 ノ后ナリ、 社 ト薩 、ヲ禁裏ノ宮ツカ 其 出 1 候、 相 Ш 見尊 陵 御 尤天智 唱 筈候 所ト申 不豫 旁以 天智 州 御 唱 内 其訳 ナ 開 前ニ 「へ候、 侍 聞 レ ヨリ 其 御 社 新 宮 1 21  $\wedge$ 后 内 御 ハ、 據 后 宮 ノ 處三二石 ヲ 田 ヲ パー差出は八諸国一百三 一安ナ 倭姫 墓 侍 貶 争 新 仕ス 大宮 崩 E 宮 是必ス 御 ご黜イ テ、 論 御 ヲ ヲ 田 21 表相 葬 皇 ル 座 社 ĺ イ /١ 候戸 時 タシ 孫瓊= - タシ 家權 名ナル 即 御 ヲ、 候 御 ヲ ル 伏七申 事 為致 禁裏 陵 1 而ヲ `候事 至 方 所 執印 僭称 仴 申 々= 候 ヲ、 天 IJ 天 儀 杵\* 書 緽 1 \_ ノ惣名ニ 豊 無故 智 智 申 テ 候 相 尊. 附 古文書 シテ后 娃 見得 元來 帝 玉 崩 モ 可 ハ 也、 内 内侍 姬 有 俗 テ ) 御 直 御 之候 テ、 ナ 後 説 候、 對 Ĵ ノ 後迄 祭神 哀 唱 世 ル 其 揚 開 墓 左 新 内 傷 べ 廟 テ 聞 内 日

> 御 主 御 陵 御 在領 陵 Y 歌 悼ミ奉ラレ 數 日 1] 娃 首 間 1 萬葉集 違 审 來候筋 成 候儀者全後 シ歌ナト 載 1 ラ 相見得 V - ヲモ 世 其 載置 (外王子タチ帝 候、 1 俗 抑 説 V 天智帝 候 = テ、 勿論 是 天智 御 節 御 豊 事 陵 玉 帝 詣 姫

ノ

=

天智 然共 得共、

ノ御宇采女ニ

上

IJ

鹿子采女ト

-呼名セシ

由

本鹿

H

本紀

十年辛未十

月二十

九

Ħ

天智帝於近

江

滋

俗

説 御

天智

内

侍

*7* \ \_

元 流

來今

鹿

籠

出 事

生

ノ女

竉

愛

内

侍

頴

娃

サ

ĺ

シ

1

申

/١ 不

相

見得、

宮 被遊候事ヲ記シ、 宮御病氣大切こ 同 月九日 付、 葬于山 次 皇太子大友皇子天智 背山 同 科 十二月三日 陵、 翌 十 年壬申 天智帝 ) 御 前 春 崩 于近 御 月 出 江 仕

卜 舎人親王奉勅 八 日 其後 遣 ノ始末迄 内 小 撰ヒ玉 Ł 位 明白 阿曇 フ 所ニ 1被書記 稲 敷き テ、 於筑 候、 天智帝 紫、 日本紀 告 崩御 国 ハ 喪於唐 天智 E 親 敷 帝 使 郭 御 皇 存 務 姪 宗

被書 上 載 有 之、 載 此 書奏上ノ 其上 當時 此 天下 元正 時 分 致 71 天皇養老四 H 統、 本 玉 凡 中 年 郡 艸 茁 縣 月 木 制 事 故 ァ事迄 25 續 諸 Ŧ 玉 H 詳 \_ 本 紀 11 玉 記

相 司 通 郡 届 数十年 頴 候 娃 時 替 代 1々京 皇 御 身ヲ 居 候得者、 都 ヲ 工 上下 御 可 構 被 陰儀 被 天子ノ御 イタシ、 遊 御 11 難 座 被 尊身ト 邊鄙窮巷迄京 候 為叶筈御 *7* \ シテ薩州 第 座 H 候 都 本紀 頴 日 尤 娃 1] 俗 郡 御 其 説 ナ 手

傳可

被書著事

候得共

天智帝

頴

娃

=

被

遊御

座

候

٦

申

説

後ニ天智芸 大臣 本紀 皇族 子 村老 有之、 口 明 成 御 叛 右 臣 奉崇御 神縁起 日 候 在 時 Ę 駐滞 付、 付相 此 何處乎、 諸 其子 韋那公トイヘル人有之候、 地 帝ト崇タル説モ候得共、口大明神ハ天智御手刻ノ 此 其節薩州迄御巡見 テ 軍 事 天智帝 那 遺 時分勝 吾樂斯風景也、 五六月、 勢 御 御 考候得者、 遁 孫 ジ下 足王ト 征 ヲ 座 御即 村老對 伐トシ 候故、 V ナ 天智帝著船 7 来玉 知専 1 テ 崩 地 位後 申 -為被仰 又皈于 配 御 ヲ ラ、 御 | 天智 人 Ħ 此時 テ九 流 ノ 後壬 十八 巡 ジ様 處ラ 崩御 見 此 州 国史等ニ 是 出 西 于 ノ 天智帝皇太子 事長ク略キ申り 八代齊明 申 í 肝 事有之候 南 テ 御 御 此 為申 付氏 後宜 登田 指揮 崩御 レ 地 モ候半、 下 海上三十 シ 乱 舟す 向 磯、 此等ノ 傳 達廟于 ラ以 被遊 天皇 1 *)* \ 浦 不 先 後 相見得、 \_ ヲ、 Ш 候ヲ 皇女ノ 袓 遠望 -里余、 志布 異国 候、 ブ御 相見名 テ 大 11 蕳 類 開 此 余 頴 テ /١ 説 村老日 齊明 頴 那 有 娃 聞 也 開 志 防 摂 時、 父蘇 帝遂抵 娃 禦ノ 又大友天皇 足 御 \_ 抔 1 政 テ候 -見得 王 |嶽、 御 座 テ 浦 */*\ 高 御手 流サ 我ポップ 天 Ŧ 天智 間 /١ 供 1 Ш 麗 皇太 夫<sup>沙</sup>開 尊 奉 敷 于 相 申 而 国 兄ュ H 見 候 告 開 大 當 被 相 ノ

> リシ IJ 共 殿大宮賣神 又 内 ハ后トモ称シナシ、 内侍ト 侍天子ノ大宮ニ宮仕セシ宮人故、 前文ニ 遁レ來ラレ 帝恩ヲ慕ヒテ帝 候 申 一從犯 Ė ハ、 夕 候 ル内 通 夕 ル 廟 コ 死後 西 ノ IΗ ナ 内 テ 宮ヲ立 傳 ٦ ||侍壬 Ŧ 11 \_ 其墓ヲ築キ、 テ 可 相見得候 有 テ 申 ・モ可有御座哉 御 御 座 霊 乱 郷人トモ貴之崇 候、 ヲ 11 ク祭り 天智 コ 州ニハ佛法未タ行但天智御宇マテ九 又ソ ) 奉 地 1 ノ ノ霊 竉 被察 ij 帰 遇 デラ本 又 候 ij ヲ Ż コ 來 得

應院ニ ノツカラ其霊ヲ神ニ祀候半、レス候ヘハ、貴人卒シテハヲ 面 テハ 力立 一像ノ女體ニテ、 天照大神 テハ是ヲ大宮姫ト称シ天照大神 大宮姫 又左右 今ノ 労ーニ 開 聞 ニ三女ノ神像ヲ安置 崇 本殿ヲ大殿宮ト A ル ナ ノ化身ト 1 ` 申 -称シ 寸 社 何 家 瑞 正 レ

見得、 神 適従難仕候、 *)* \ 天智 尤天智 ラ内 帝 侍ニ ジ事 然共三代實録等 テ ハ 前文之通 *)* \ 無之、 内侍 日本紀 \_ 依 候 /١ 後 萬葉集等 */*\ 祭 開 タ 聞 ル \_ 社 崩 1 元 御 相 來

天智 科陵 并ニ 六分为 在 烟 御 御 1 Ш 陵之儀 陵 相 城 玉 有之候筋申立 見 宇治 得 七 明 候、 郡 白 申山 所科 **垗**域 被 二御 候 テ陵 載 御ハ 東 置、 テ 座鏡 西十 候山 延喜式 往年 然處 几 町 至リ 今更開 モ、 南 北十 天智 疑 惑ヲ生シ 聞 九 神社 天皇 町 Ш 陵

戸

申

而

ヒナラス、

自

然

71

公邊

ヨリ

御尋等

被為及候

テ

頴

娃

郷

j

俗

傳

而已ニ

テ、

他邦

*)* \ 難申

出妄説

ト被存

候

世 所 誰 依 之候付、 候 - 差心 和相改訳 之前 様  $\exists$ 1 1] 御 被 相 設 襣 仰 陵 条 かか 渡方 居 七 ĺ٠ 何 申 尤 申 候 /١ 差支 候所 一穢等 書記 筋 可 /١ Ŀ. 有 \_ 候 御 审 通 テ 無之候付テ テ 候 古傳 節 廉 座 É 哉 御 有  $\wedge$ 21 是迄 御 ハ ) 陵 座 外 通 乍 所 文芸 豊玉 當社 豊玉 然御 間 仕 *)* \ 三敷哉. 來 一姫等 清 姬 陵 御 ) 陵 1 由 1 所 通 所 -奉存、 天智 Ì 緒 1 此 所 1 陵 ノ儀 唱 御 \_ 所 帝内侍 墓 E 来 座 テ ラ以 此 1 相 候 候 祓 段 吖 名 迄 申 者 申 目 E 來 \_ 今更 陵 方 Ŀ 縦 */*\ ハ テ 清 無 某 候 後

第四

代懿徳天皇御 爾雅等に

字ョ

薩

国 0

開

聞

Ш

湧

出

また

神

社 Ħ

か 近

和

開

聞

縁を

薩广

名

所とす、

又神代皇帝

紀

縁起に、

景行天皇二

+

车

庚 摩

寅

+

爿

日

夜鄉

湧

出 開

世とあ

誻

分明

죾

成

事

候

得

者、

御

面

働

筋

罷

成

可

申

哉

1

奉存

候

鴨着島、

に古

我事か記

VIL ね出

はし妹ハ忘れしまたる彦火々出

世見

元命の沖つ島

いにとよミまのかもつく島

云へり、 しといふ、

例つ

のく

妄説を

也、と

また筑紫

冨

薩广

士

富士

等

0

b

名あ

ŋ

又金疊·

Ш

•

花

Ш

• 王 長王

Ш

海門 冨

Ш

等 小

名

は皆

世

詩

人等か私に名

付 蓮

しなり、

宗惠か

松葉名

所

集 0

好

以 Ę

記 方添役 白 尾 齋(国 蔵柱

> 0 出 伊 ハ

建立にて、

祭神社 一姫命

傳に依れるなる

^

例祭十

月三

H 1

見尊 弉

豊玉

葺不合尊

•

玉

依姫命を祭

n 命

ŋ

後

**m** 

尊

大日

霊

貴

•

瓊

Þ

杵

尊

.

木花

開

耶

姬

.

彦

火 尊

Þ

例の妄説なり、

さて絶頂に石

詷

あ

りて、

伊

**排諾** 

戌

+

月

なり、 るに n ŋ 13 Š 以上に至り急峻にして、 望 13 登路 七分目以 めと其形 屹立して更に層 其名に恥ることなく、 る窟 そも 筋 0 下 路 あ 状異なる事 は ŋ な 此 ŋ, 茅力 嶽 其 肿+ 岡複峰 方は 其 0 は な ミにて、 蒼 嶽 實に 数 は Ó Ļ 町 東 0 相接するなく、 海に根さし、 西 霊 麓 古來称して筑 0 其路 間 麓 Ш 雜 脇 奇 尻 樹叢 稍 浦 浦 峰 より なり、 寬 ょ 生す、 緩 n 紫紫 方 几 な 通 通 ŋ す す 此 ĺ 冨 是を |遠近 嶽 士 平 t K ح 両 地 分 路 登 ょ

前

11

枚号 地 は間縁 理纂考 東

北

21

十

村

仙

村

0

両

村

iż

跨

ŋ

西

南

*/*1

蒼

り、 俗 嶽 海 に根させ 0 で空穂島、 根 誕此 生所 0 のを跡俗 周 断なりと云明に木花開 廻 に名つく、往古の圖にハ絶頂尖れり、炎上の時焚崩社傳に、貞觀十六年、山上大に燃て虚洞となれり、 里十六町 枚 聞 神社 此 余、 より 處 変より 三代實録 西 絶 方六七 頂まて に開 町 許 \_\_ 聞 里 神 Щ 山 町 中 とあ i # 窟: 間 余 n あ

れ故

n は 茅艸 深くして人の 長多 E 勝 れ b 西 路 八 分目 許 0 處 0

岩間 寒くして、 より 清 炎天とい 泉 湧 出 つ、 へとも冬の如 水勢 应 季壮 Ļ な ŋ, 絶 八 分目 方六七 苡 Ŀ. 町 氣 許 候

ありて寛平なり、 神泉と称す、 嶺上に 絶 頂にも 細 樹 布生すとい 水泉あ りて 匝 へとも、 時 增 減 烈 な 風 Ļ 0 為 土

假当 单 Ш 0 0 如 中 < 間 元に種子 往 來 0 • 益ャ教 遠 视 胡 岌 頭蝶に似 Ű 硫ィ 黄ウ たり、 . 黑台 嶼 東 . 北 甑 島等 を 顧 3 0 諸 'n */*\

に長大なる事を得す、

さて

西

南に

目を

馳

ず

ħ

*/*\

大洋

數

く 陸 遠く %遠に バ 鹿 L て郡邑 児 島 0 指 裏 點 海 葫 す 蘆 Ļ 0 形 を成 近く せ バ 池分 n, 高力を 湖 明 鏡 • ・櫻島 0 如

景毫末の の諸峯其外 寫し 得 (n) 衆 きに Ш ح 非さるなり、 ιV とも皆 俯視に属 凡 南 島 琉 す、 球等より 几 望 0 奇

摩に帰

ŋ

来る者

は、

海

中

より

開聞

Ш

を見初

8

0

る

時

は

してさる習ひありと見えたり、龍宮の古跡なりといへるを信 船中必す 奥州 弘 酒を 崎 0 南岩 酌 7 1城湯ケ 遥に 開 世 聞神を祭るを例 諺 騏 は 麟 薩 談 州 「空穂島」 E 富士 とす、 云 々**、** 似 俗此 説に當 た 里 一人談 る 神社 Ш 代を

13 云 一々、 似 た 薩 嘗て近 ŋ 州 頴 西 娃 衞 郡 遊 信 記 13 輔 高 日 公當 Ш あ 冨 土に 玉 ŋ 口に来給 うつ 似 たるは ほ る時に、 島 کے 薩 摩 ιV \$ 0 開 是又富 뺩 嶽 な n

歌

歌 により て殊更に筑紫不二 0 名 冊 、轟け

n

此

開 聞 峰 因用其事、

京

師

巢松以

題

題 略

題 海 菛 Ш

児玉

題

名 勝考

)開聞神山口 空ッ 至山頂 一録 一里一町二野〇東北路 二十間 余町 が、根足の対・仙 足加田: 三村、一 生十六町 西南根

金疊山 筑ッ 南時面焚 紫富 画の冢に近く 変壊して圓頂の 島之 常用は縁 が前の旧図は起日、貞 0 場の缺たる處あいやうに成れり、 図を見るに、見觀十六年、 あ 別り、詩刊白雲、 i) が又 詩 人以为 是より先ハ絶頂山頂大に炎て為 長主山とは長屋の国主長を出しるはるへ 以為小芙蓉、原類乎駿州 鴨着嶋 嶋に火 (硝尖なり、炎上の)虚洞、故に名クと 薩ッ È し事 富 謡國

隠すと 云々、

府 坤 位 + 九 里 許

絶頂 花 E 耶 石 姫 小 嗣 葺不合尊 あ ŋ 奉 祀 ふ縁 伊 時、治 弉 中に鴨尽く寄着たるか故に鴨着伊弉諾・伊弉冊尊筑紫島を生玉 尊 伊  $\overline{\mathbb{H}}$ 瓊 Þ

説信られす、 此

太宰府言、 ○三代実録、 薩摩国従四位上開聞神山 貞観十六年秋七月丁亥朔二日 頂有火自焼、 戊子、 地震ル 煙薫満

天、 灰沙如雨、 勅封二千戸 震 す接 (動之聲聞百余里、 時に貞觀十六年甲午八月二日頴娃・指宿・知覧・鹿籠の諸 近社百姓震恐失情云 が郷を封 が六右大臣

勅書焼失せるよし、縁起に載たり、藤原基經也、元亀二年七月十八日、

₹

〇仁和] 轉經△十三日 自六月澍 元年十月九日庚申、 ]雨不降、 夜、 陰雲晦合、 七月十一 先是太宰府言上、 日 間題 如 國司奉幣諸: 雨 聲、 遅明、 神、 管肥前 見 延傳 🗸 延 雨 粉 土 麑

降雨、 屑沙交下境内、 洗去塵沙、 水陸田苗稼、 枯苗更生、 草木枝葉、 薩摩国言、 皆悉焦枯 同月十二日 夜 俄 伙

晦冥、 開聞神發怒之時、 衆星不見、 有 砂 如此事、 右 如 雨 国宰潔齋♡ 檢之故実、 '魔奉幣 頴 娃 郡 Δ Ë 雨 几 沙乃 位 下

八月十一 H 自辰至子雷電 震聲如 雷 焼炎甚熾 砂降未止、 雨 沙満 地 昼 而

り、按、 其事開聞山の火變に係るか故此に収載す、是亦高千穂峯・櫻島炎上の状と彷彿相似た 高一尺以下、或(五六寸以上、)(變处)

田

野埋

瘞

人民騒動、

略以下 或

白雪

砂

石

積

地

猶夜、

十二日、

薩摩かたなミの上なるうつほ島これや筑紫の冨士と

W

近 衞 信輔

> ふら Ĺ

城\* に高 犬著聞 又 あ 世 ŋ, 麒 薩州空穂島 鱗談曰、 うつほ嶋とい 冨士に似たる山 なり、 Š, 是亦富士に似 ○里人談曰、 奥州弘 たり 薩州頴 碲 0 南岩 娃

郡

巡見使岡野孫 九

東路のこゝちこそすれひらきゝの嶽ハさなから冨 土を

うつして

薩广 かたまた冨士をミぬ浦人はミるかひなしやうつほ

江門青山

釈愚底

嶋 Ш

る白雲

空たかく晴る、

つくしの

富士のねに又いひしらすか

一宮政為

Щ 枚聞 W 暮 雪

東園

言基

長

く重かさなる上にあらは n ってゆ

Ś 中 納

へさやけき峯

排態 諧名所 小鏡

雪ならて浪にしらむやさつま冨 題開聞峯古名金疊山

京師巣松以安

神 仙削 出 玉 一芙蓉 重 量黄 金 猶幾 重

長壽仙 人 八奏歌 牟 鶴 世 万年

一首の以 めれとも、頴以安の詩ハ、 海 菛 Ш 州所 太謂( 真菜( 主の エなとの句ありい句のことし、 児玉 りて又 面開 白聞か神 ら嗣 ねに は題 は省く、

風 往 來 毎

天 南 嶽白 雲 封 雨 淡

氣豪然終不變

長傳筑紫

小芙蓉

則

Ш

脚

踞

然跨

頴

娃

Ш

ÌЩ

近

入目

脻

者

為池

田

湖

方十

里

登枚 頂 仰 州 4) 1窺穹岫 擬 摩天衢 冨 | 黄鶴 有華 聞 士 相 紳令 Ш 表 似 縉 記 小石(選 則自 翶 提 也 家 日 携圖略中 翔雲霄、 Ħ 雲 夫枚聞 祇 其 繞 岨 Ш 奉 腰、 望之則表乎突兀 日 祀 空穂島、 者薩之名 匍 夤 副 (®)行、 練乎如 或 縁 常立 峭 崿、 帶 有筑紫富 Ш 翠 伊 而 如 **弉二** 屏儷 形 此 紛 在 者半 乗 如 如 頴 尊 徧 士之詠、 覆 頭 娃 Ħ 瑶 碗、 郡 大日 程、 薜 身效猿 卓乎 去府 羅 以 霊 始 塞 與駿 途 貴 出 峍 凡 絶 猱 崒

(郷冱寒天) 「本ノマ、」 東北 耳 合 瓊々杵 隅 玉 骨往 依 有 木花 氏等、 天 井、 人宜 ≿ 立 開 挾纊 然露 毎 耶 其 一歳 氏 水 出 + 清 月三 忍穂耳 冷 后挙 雜樹紫回 口 日 以 自則白 致祭焉、 . 救 火 渇 Þ 出 H 怚 唯 高出 見 與 頂 八分以 我 上方 . 1へ齊、 豊玉氏 没、 可 上 俯 不甚易 Ŧī. 氣 耳 + 葺不 剘 候 餘 驚 步 如

> 開雙 群、 猗 々 闕 如 西 篁、 也 南 臨 緇 若 紀結若 々 略中 如 洋瀛之 烏 鵬 連逶; 目 際卓 [撃眸] 迤 爾 崛 属者多褹 崎 烟 嶇 星 帽 雲 布 子 冠者硫 碁 敷 趾 垂 角 黄 両 奇 翼 • | | 闘 | 異カ 益 忧 救

也、 羅 单 莂 暨其幽 於数 又有 百 沖 遐 里 寥廓、 縋 蕳 者竹嶋 . 八重 則 諸 有 國 鬼物 黒嶼 皆旁午于 度は感の 卧 皉 南溟 奄美 石 中、 水羅ラ 土 略中 噶 東 喇 北 去此 諸

薩 隅 州呑之、 -余里、 遥 其 窮左 形 如 脚 葫 蘆、 則 大海 其名曰 湧、 湖汐池、 入北 地者二 佐多岬 一百余 南 走

寶嶼遙對、 與培 計 而 塿 遠入海、 痕焉連綿若菜 青 煙 若鳥張翅 可 揖 畦 爾 乃 兼壠: 視衆. 野 馬▽ 畒 Ш 蹴 之貌則蔚乎簇 金峯 海、 朝我、 高能の 負 ζ 嵎 緑 翠堪 烏帽 若 拾 堆 欲

落、 崖 如 香 虵王 爐、 或 几 圓乎方、 時 垂 而 | 鬚、 Á 雪 冠 嶽 赭乎裳、 雖心 Œ 立 略意給、 或 紫 削 尾 成 駒 有 走、 芣 或 可 濯 法華 名状者、 碣、 如 **芝芙蓉、** 或八 略中 (葉而 昔 霧 者 丹 嶋

草昧之 雍 不識 世 不 天孫氏 知 順 帝之 垂 跡于 則 嗚乎 此 施徳 Щ 之為霊 九 州 蹤 上下 也 昭 尚 2矣哉、 崩 黎民

| 纂考|

履下聞

天都

非

遠

분

羨

鼎

湖

雲

仙

境

在

近

何

問

子

喬

勝 景百圖

中 13 池村仙 ひ に大小 傳 囲 へたり、 樹木 枚 聞  $\dot{o}$ .漂 其形圓 枯 0 株多 蛖 麓に属 「くして鏡の如く、 嘉吉二年六月朔 す、 周 廻 五. 町 常に枚聞嶽の影 余、 Ĥ 池となると 深 九 尋、 池

摂津 国 住吉神社

0 成

を移せり、

神主 津守

薩 か た鏡 0 池 0 ひとつ鴛をの かすかたを友とミるら

h

説に、 下 0 句 お 0 か影をや友と見るらんとありて、

公の

歌とせ

信

六間許、深さ九尋余、因て名とす、回五町 鏡 池 あ仙 り田 `村 傳の 所称ふ、喜い中にて、 縁 嘉吉三年正月湖、開聞嶽の麓、 起にこの 池 朔 0 事を載て哥 あ n 形五 月 前計 b

名

1勝考

も光り 此 池 か 0 漁鶒を見て ` 3 0 池の水たえぬ いかきり 我あ

H

沂 衞 信 輔

h

غ

n

摩 か た鏡 0 池 のひとつをしお 0 か姿を友と見るらん

> 鏡 池 薩广 或 頴 娃 郡 仙 田 村、 開 聞 嶽 0 麓に あ ŋ 嘉吉

元

年六月 圓 霊にして、 朔 Ĥ 池 寶鏡の新たに匣を出るかことく、 となり Ĺ W Š П n ÷ Ħ. 町 余 川 そ 時 0 形

(して萍開き塵畫き皎々として徹底鮮瑩なり、 神の哥なりとて、 月も日もひ かる鏡の池 0 水たえ さ れ 磨き /١

池

かきりを我ありとしれ、 明 薩 又近衞信輔公一時こゝ に來りて、 ぬ

摩かた鏡 0 池 のひとつをし お 0 か姿を友とミるら

纂考

無り 池村仙 H 鏡 池 0 近傍に あ ŋ 周 廻 四 町 余、 古

鏡

池

لح

H 稱せしは此池也とい Š 土 裕 傳 V) Š 明 嘉吉三年六月 朔

財とい 千壽丸とい 當邑故 ふ僧是を哀しミ 瑞 ひし者此池に沈ミて死す、 應院 対開神社の 池上に檀を設祈 の別 の廃たるなり、 禱 時に快雅 住 僧快 夜に水涸 が弟子 雅 か 弟

大 7 無水池と稱すとい n

名勝考

 $\bigcirc$ 無水池鏡の池の近 の池へ水移り 近側に在り、 りて其跡水涸たり、回四町余、古の き鏡の ふ池な

纂考

あり、

手を以て節奏をなし、

三絃等の樂器を用ひす、

歌

海 景色佳勝にして遊觀の 尻 [沙湾 浦 村仙 田 ありて舟船繋泊すへ 枚聞 嶽 の東麓に係る、 人少からす、 Ļ 湾頭人家多し、 御ゴ 凡此邊より 紙子川 0 海 Щ Ï Ш 海 [なり、 津に 面 0

夫の 大小の鮮介甚多く、 至ては東西數 屋久嶋に行ける跡にて硫黄島 Ŧ 里皆南海を受て土人魚塩を以て生業とす、 四方に通商せり、 0 煙を望ミて詠る歌 往古此浦 三の賤婦 か

曲

常に燃て烟のたゆるまなし、硫黄島は則硫黄の出るに因

見 渡せば硫黄か島に立 烟屋久にもた、ぬ我か思ひかな

名勝考

C Щ 尻 浦 川と呼り、此浦曲江にて安嶴にあらす、川と呼り、此浦曲江にて安嶴にあらす、加川上を御瓶、同村にて開聞山の東に在り、此川上を御瓶、

| 纂考|

脇 にありて、 人家多し、 浦 村仙田 馬バステカハ 此 此 河浦 浦は枚聞岳 0) 岳 海 を夾  $\Box$ なり、 80 th の ŋ, 一西麓 塩 此なり、 此 囲あ 元浦より ŋ Ш 登 尻浦は て頗る廣 岳 0 路 岳  $\langle$ あ 0 東 ŋ 且. 麓

且枚聞神社を距ること近くして半里許なる故に 此 浦と川尻浦との土曲に設樂曲とて其歌謡十二 遊覧の人

> りたへ 拠れ 曲古 類にて古雅なりしか、 良加世田 か縁起等の跡より出たるにて、取にも足らぬ俗説なり、島津相模守忠下り給ひし時より始まるといへとも、其ハ所謂枚聞社僧島津相模守忠 正右衞門といへる者謡ひ出せし故其名を得たりとも云、 あ シヨウガ曲 ŋ n 雅にして近世の俗謡と異なり、 とい 其歌謡數十章あり、 士舞樂の歌を作らるゝ Š, の義詳ならす、 又此両浦に方言ショウガブシとい 後人△三絃を用 ∇⑩往古は此歌曲も設楽曲と同 或曰唱 時、 Š の皇后大宮姫京より當国に土人の傳説には、天智天皇 其声調 歌 ては三絃を用すしてうされと今にも彼脇浦に 曲 なり は此設樂曲 بح る土 或

薩摩六調子ショウガブシとて海内に名高きなり、

纂考」

石雑浦御御神領 判官正六位布勢朝臣人主等來泊薩摩国石籬浦とミゆ 續紀に、 海面 [に岩礁遠く差出て風浪を捍く、 天平勝宝六年四月癸未、 綿打川 元の海口 [なり、 水源は當村示峰より 太宰府 故に舟 言 遣 唐第 舶 泊 「繋す、 应

石

名勝考」

籬浦今石垣に作る、

n 色.

0

花状をなすこと脇浦

0

花礁と

同

然れとも稍劣れ

あ 0 沙なり、

進

潮

K

*)* \

潮

瀦

品りて池

0

如

Ļ

此 町

水鳴川

海

 $\square$ 

以

西

まて二町許、

其口狹くして、

廣さ方一

余、

左右

は平

すゆ 〇 石: 9へし、川湊なり、 ゆゑに大舶も歇泊、 籬 浦 村仙田 すといへとも、前續紀○今作石垣、 前面に岩礁長く出て潮を截濤を折かる、〇此處今は浅狭くなり安嶴にあら

正六位、布林 續紀天平 ·勝宝六年四月癸未、 勢朝臣人主等來泊薩摩國石籬浦 太宰府言、 遣唐第四 1船判官

纂考」

さ其半なり、 く舌を吐く、 菊花に似たり、 て大小あり、 湾をなす、 潮水豬 同 村脇 其色五色をなし、 湾内 大なるは周圍五六寸、 土俗是をセイと呼ふ、 浦 |蠣蛤 品りて池 0 海渚に 類布生す、 0 如 在 Ļ 其形 ŋ 其湾曲長さ半 岩分 小き 其 珊 八蠣蛤 礁セ 潮底に群集して悉 瑚 |横を例 相繞 0 四 りて其 形 町許 4 状 ねたるか 圓 其舌 单 < L 濶 大

筵許 近 其色を発する時は湾内に映し美麗なる故に花礁と云、 あ Ď, 一の人來り見る者常に多し、 にし 此處に大なる海礁の凹なるもの て、 潮水常 に瀦 n ŋ 又川 其 ハ中に蠣 尻浦にも花礁とい あ b, 蛤 0 其廣さ二十 類 生 る Ŧī. 遠

如し、舌を収むれハ其色減す、

故に出

一没隱見定まらす、

潮鶴瀑郡 瀑は稍低 を上瀑、 中なるを中瀑、 此 流を俗に集川と云、 中瀑は高さ六尋許、 下流なるを潮鶴瀑とい 廣さ三四尺にして、二 0 湯あ ŋ 上 ŋ 流

なる

上

纂考

下

流

同村の

海に入る

廣さ七尺許、 層に分ち落

三の内此瀑尤高

Ĺ

水源郡村

0

Щ

より

出

つ、

町許を過て潮鶴瀑なり、

高さ七尋余

水乳場が に三 因て水鳴川の名を得たり、 ること皆三歩許、 も高さ同 海  $\Box$ 0 に湾曲 川カハ )瀑布 村御領 あ あ 其下流なるは高さ一丈二尺許、 ŋ 水源は同村辻風岡より出て水鳴川に入る、 りて舟船を泊繋す、 上 此瀑水勢甚盛んにして、 流 なるは高さ七尺許り、 第三 の瀑下は即海湾 左右人家多し、 其音遠く聞 三の 其 な 争 湯相 又海 間 なる W 

ŋ 海 邊 里許 は長浦と云、 0 間 は海湾甚多し、 入一 町許、 又西に接 其一 は浦底と して三 ľλ 0 湾 5 曲

ち、 とそ、 小し、 す、 等の諸魚を産す、 得へからすとて、 石にて、 ŋ 歌枕に薩摩国名所水なれ川と載せたるは是なりと 又遠く南海を望ミ、 此 又此西に接して巖觜あり、 往 協幕 一町許、 地 景勝を賞して、 周廻三 西 陲 府 是を長手崎と云、 町三十間 0 半日許 測 あ 此外大小の 量官伊ィ n は其名天下に 列 其奇景千態萬趣悉く述ふ 余、 駐 能某諸 滞 國 潮水常に瀦りて竜 Ĺ 池余多ありて、 0 内にかくの 此所 南に向て海中に突出 国を巡歴して此地を過 此 著は 此處に池 0 圖 れ す、 を寫し取れ 如き景勝は復 あ 怪 ŋ 實に 巖奇 几 から 借 鰒パカビ 石 面 ts n (V す

> る 征 韓 明 の役に明将張昻を通事とし使者として屢新塞等に來 人著述 平壌録に通事張昻と見えたるは 此孫次郎

名勝考

ŋ

○ 玉<sup>2</sup>マノ 井<sup>4</sup>

其地今森

山にて、井の四周に石韓を作り、石鳥井を立り、の中、開聞神社一の鳥居より亥子方三町八間に在

榜示あり、

書紀日、

彦火と出

見尊

|到海神豊玉彦之宮也云≥

郡より n, 薩 門外有井、 Š [神日、 は是より Ш ÌЩ 火々出見尊橘之小戸より Ш 南 有一美人、 0 の方へ 湊まて五十里許 御舟の泊し所とて、 自内而 なり、 出 ありと云と、 将以玉壺汲玉水、 船に駕玉 今尚宮道と称 是山 ひ、 薩摩 ÌЩ 湊と 頴 瀬 せ 0 V

濱とい 古者南嶋す 附たる時は、 又指宿郷多羅浦なとい 南 開聞 嶋より本藩に帰り來るも ふ處ともあ まて一 、て開 船中必す Ď, 聞神 里餘 š 此牟 酒を酌 の路 0 部下に係る故に此俗あ の旧址の縁あるには非す欤、今世この多羅は海神大和羅神なと今世 瀬 程 て遥に開聞神を望祭る、 ハ今六瀬と呼 0 海 中先始 説には て開聞 る濱なり、 Ш りと Ш 牟 を見

ま

きなり

原民原ハ地名なり、或ハ農民の家に寓居す、 父を喪ひ、 張昻寄 名を孫次郎と改む、 寓 領 又豊後等諸 母の 張昻は 毒殺を避て皇国に來り、 明 所の 国 後に領主頴娃 南京の産なり、 役に從 記録を掌とら 久虎膝下に置、 農民養ひて子と 年十五にして 當 郷 御 領 村 使 民

後に継母死せるよし聞え、

辞て南京に皈る、

豊臣秀吉公

是亦其縁あるにこそ、

名

塩 屋 村 上川に尻 在浦 りの

是塩土老は れ、 今に至 翁 ŋ 0 唯 邑 枚聞 地 の墟にして、 神社 に歳 ≥ 其 塩 一税若干を致す、 村中数戸公役を免さ 又其

長たるも

の自称して塩土老翁

0

支裔也と

l)

7 傳

Š

藩

中

見

止教導 老翁 0 俗一人を擬して義父とし、 より 出たる古風なり、 纂疏日 是を塩爺と唱ふる名は塩 初造塩 之神也と、 土

と有い湖 ○イケタクラ 即次、  $\mathbb{H}$ 湖? の湖をいふなり命日神之御池也 一即 町、今隷今和の東海頭娃郷の中が 和泉田 領村、に ○巣松詩に在り、開 集聞 享徳五年云≧、回四 題里 三十

を

せ

ŋ

竈考に見えたり

0

徳あ

るのミならんや、

抑又魚塩の

利を始て民用

販売

浦 Š 尻 は 浦 0 賤婦 郡名 0 土竈 が夫の にも 回連 Iに設樂踊とて其謡曲十二章あ 見得、 屋 たれ 久島に行ける跡 たとも、 その義未た考得 に硫黄嶋 Ď, 0 烟を望て す、 0 又川 設

尻 Ż

ると r V V 傳 Š

渡せ は WD あ Š か嶋に たっ け Ś やくにも立

n

ぬ

我

におも

ひ 哉

凡此

あ

かたり

より

同

郡

Ш

Ш

津に

13

たりて

*)* \

東

西

数

+

里

皆

南

®問っと> 鞠訊  $\langle$ 海を受けて土人并に魚塩をもて産業とす、 ゚ゖ 四方に通商せ せられし事なるへし、 此 浦 濱に匿居る蜑人・ ŋ 故に∇ 蓋海神豊玉彦の采邑に係り 麑 紀に△ 罟? 師 を残なく召集て糺 所 謂集大小之魚 大小 鮮 点基多 明 逼メ

景百 몳

ることを禁す、 聞 0 御 地と称 池 Š 頭 に久玉大明神社あ 氣蒸して空を呑ミ、 波 動 7 船を浮

名 1勝考

水 成さ 川カハ チ蓮同 の村 )両名を經て水成川浦1の中にて、水源は別 所解材計 注く、開聞嶽の東沿風といふ所より渡り 也瀬も 此

Ш

極めて佳景の水あし名のなかれにし

勝 景百圖 考

ならんとい

Š

は

11

か

7

あ

るへ

Š

水成川 て漸 渺 にして、 彌 ど岸 漫蒼天の 上勢の 屈 薩 曲 摩 色を 潤さを 横斜碧樹 玉 頴エ 兼 娃ィ た 知 郡 n ŋ 御 0 影を弄 領 終り 村 しハ此川をいひしにや、又出能因哥枕に薩广国名所みなれ ľ ú あ 萬頃 ŋ 中 0 にしてハ 始 潮 め は 水と成 / 悠々 溪 水郡に同る人が ŋ 0 て浩 とし 清

物

五穀 裙帯豆 鉄 砂 方言フ 領村の海邊に産す、 口 7 メ Ш 尻 此砂を鑛て鉄を取る、 浦 ٠ 脇浦に多く 植 Ø

蕃薯に和 土人飯に用 W 大豆多く産す、 凡當邑 0

地枚聞嶽の麓にありて地形高き故、 水田少く陸田 廣

大 で陸 田 0 産殊に多し、

蔬菜 俗 Ш 西 川西瓜と稱して賞味するは過半當邑の産なり 瓜 諸村に多く産す、 諸種ありて良品 なり、 世

飲食 煙草 指宿煙草に同

百菓 開聞橋 枚聞· Ш に産す、 又人家多く植 ゆ 其形状

常  $\dot{O}$ 橘より大にして、 香柑より稍小く、 味甘美なり、

樹木 楮が 黄爐

**小鬣**魚 鉛サッ 無 乗っ 鳥が賊が 龍蝦 鰒パカビ

地 地理課調帳\_(川脱カ)

岡水成

水源別府 村 連子○摺木ヲ 通 里 五 |分ヲ經水成川 海 工

别

府

石垣

水

湔

村

源 里二分五リヲ經 别 府 村 内 )飯伏○中原○ 新口○青戸? テ石垣 浦 海  $\Box$ ○吉崎○上石垣 工 流入ス、 垣浦 ヲ 通 リ、 里 程

一馬渡川

水 領

小源唐松村 ●種子尾●笠野●只角●サ神●大迫●洗フ● ○雪 □□□ 中○高江

エ入、

Ш

流合、

御

領村馬渡二

至り、

里

程二

三里八

分ヲ經馬

渡

海

三

其支

水盛川

水源牧 ノ内村●カリシ塚○笠道○高吉 村 塚● 塚○井瀬地( ○川飯原

ОШ

栗脇

中ノ上〇木ノ元〇水盛ケ窪〇下園〇御領村〇田 至、 里ヲ經テ馬渡 川エス、

一郡村川麓川トモ、幹流

水 源 同 村 → 古中 陳崎 丌 ●塩隺●白沢油

津平

古中

城瀬

Ш

各

筋

圓

村

麓 ヲ 里 程 里二 分郡村海エ流入ス、

モクイ川●同所南ヨリ長崎ヲ通長追川・●矢筈嶽○北長ヨリ○・六流

水源及里程之通流レテ、 漁流ス、口 長崎浦海 三分、「岡下ヨリ古城ヲ流通四分、 工 流入ス、

両

242

入

脇川

同

拾町

水源拾 町村○馬水ヨリ脇浦ニ 至り、 里程三分經 脇浦海

流

一玉井川仙田川

仙田

水源仙  $\ddot{\mathbb{H}}$ -村○川上神社湧出水○尾上○カイモン嶽東ヲ流通シ、

又水源今和泉池田 流下シ流合一線ニ流 池潮 ï 新 テ川尻浦ニ至リ、 影 吐 |||○鏡池東脇ヲ通 三分合、 各五分 里 ッ

程八分ヲ經鵜瀬海エ入

頴娃郡○鏡池 無水池 其形如圓鏡、旱水不涸、潭娃郡○浦三、川尻浦、脇浦、石垣浦○一開聞山○川(山脱カ) 深底不知、

平治之頃、 頴娃三郎平忠長、川邊平次郎平道房弟也、 同太郎

忠方、 同孫子弥次郎忠澄三代之間領之、

應永之頃、 道鑑公御代、 頴娃美作守兼政無元二男也、守城、 頴娃次郎左衞門尉藤原久純益山太郎兼領之、 子孫傳領

之 り拜領也、

、太守元久公頴娃太郎憲純御治罸有之、 豊公御拜領二而被領之、 南領と奉称候、 當地を御舎弟久 其後公日州穆

被下候

佐院ニ被為移候、

八代之太守ニ帰給ふ、

其跡右兼政

工

應永廿七年、久豊公攻取之、 頴娃 一族一牧氏ニ賜之、

其後依有逆心被攻亡之候、 肝付家二男二當所及指宿

山川を給知行ス、

空穂島 夜、 國土震動シ、 或開聞 Щ 風 雪皷波而涌 景行天皇十年庚寅冬十月三日之一( ママ) 出 ト記ス、 御或字を

亦鴨着嶋トモ、

名所之哥

近衞信

薩广 かた頴娃 の郡空穂島これや築紫の冨士といふらん

輔公鏡之池之鴛を見給ひ

薩摩かた鏡の池の一とつおしをの かかけをや友と見る

13 Ш

尻天神宮ニ而信輔公文禄四年

应 月四

 $\mathbb{H}$ 

らん

0 の世にこゝにきたの 、神と也和 哥のうら 波 か けて

見るらん

天正十六年戊子十一月、久春六歳之時、 之讒訴、 自兼政八世 義久公より 領此 地、 領娃 至八代弥三郎久音、 Щ 川 指宿! 三ヶ所被召放 依伊 谷山之内山 集院幸侃

Ш

江三十町之采地を賜、文禄二癸巳、賜伊集院之内西俣

## ○勝部兵右衞門覺書云、

領之候

嫡子九郎忠継ハ、肝付落居之後ハ守護方ニ参り、方と 四郎久虎被召出、 ニ談合し、 刻相待程ニ、貴久執給ふ武威、俊宗道頴娃一家之人と 狹守・同聟之頴娃左近将監を両地頭定置、兎角して時 助命迯落ける、其侭指宿を知行して、俊宗之息津曲若 家家老津曲入道俊宗謀を廻し指宿城を拔、 不定、其時指宿忠兼之臣田代民部介為地頭之處、 第□其勢大なれハ、忠兼方之人〻こゝろまち〳〵して り守護忠兼と貴久と國諍乱虐之折節也、 れハ、家臣等も小四郎を取立崇敬する事不斜、 忍成かたくて、肝付を頼出退暫被居ける、 右典既卒、 九郎忠継ト舎弟小四郎久虎と不快之亨有、其ゆへハ、 有 天正七年之頃かとよ、 其基を聞こ、 貴久二可参上由被申入、 其後九郎忠継継母ニ被疎、諸行不任心、勘 頴娃 頴娃城之介孫左馬介忠朝之息男嫡子 頴娃左馬助家臣共不思儀之内乱 ・指宿両郷無吴儀令安堵處ニ、 初而谷山於神前小 然共貴久方次 民部少輔漸 左様之躰な 其比よ 頴娃

> 舅之事なれ共、津曲入道ニも不相知、家中出頭士共ニ 兼重最前より一片に小四郎を守立候者なれハ、無別 頴娃之家長久なるへし評判する所ニ、頴娃新左衞門尉(と脱カ) 宿一 得共、九郎ニ頴娃一郡を取らせ惣領と仰、(番カ) き、 周遊して堪忍有ける、頴娃ニ立帰るへき事を色ス被調 九郎に相従者多し、 法ける、 れ被相計候由聞なれハ、可然も可相調、 皆普代相應之主人也、 郡領分して、 頴娃年來之者共、 車の両輪の如く家を立る者なら 津曲入道承、何を非何を是とすへ 殊ニ島津中務太輔御心副ら 彼か誠之嫡々也とて、 先舎兄ニ 小四郎 大凡 而 ハ 指 候

見守・同名出羽守・久永權守・齋藤蔵人、此人~ニ内大田隼人佐・神宮司治部少輔・安樂伊賀守・加世田石勝・頴娃掃部介・竹内玄芳入道・津曲飛弾入道俊丁・

者同相聟之頴娃左近将監・竹内伊豆守・鮫島因幡守守(帰り

ける、 其時聞ぬれハ、 るか、此由聞付、 頭も不恐押寄攻入處ニ、忠継今ハ何をか可待とて、 談して、 勿論用意之事なれハ、 九郎を可討用意有り、 同家來志有侍も不及力、 不及力座主之坊と共ニ神殿ニ楯篭 開聞山ニ 九郎 ハ開聞寺ニ被居 押寄取囲ミ、 世の成行を伺 小 社 it

南郷之者共 蒙参意之罪者多し、(両カ) (ママ)(不カ) 之者多けれ共、後ニハ宥意しとそ聞へける、 税介・安樂伊賀守・同子息又左衞門尉拾人、 介・同弟鴟射 引もあらハ、世に僻事出來らしと宗徒之者共評義する、 奉公可有、 申けるハ、兎角ニシテ時日押移る處ニ、 小四郎母之事なれは可為様なし、其後小四郎へ左馬介 郎討て後、小四郎若年ニ而ハあり、 思くに討れけり、 夫より座主坊主を初九郎方ニ相従者共少と有けるか、 入道俊計・同子息式部少輔・竹内其芳入道・同子息甚 去て左馬介心中如何と思ハ言出す者なし、猶も誇玉へ ハ、不得止叓して、宗徒之人と俊宗入道之弟津曲飛弾 如今我として迚も普代之功を空敷して左馬介ニ 立道用義者ハ氣ニ不叶故にや、 初終とも不覺、 ·大田隼人佐 俊宗入道此を聞落涙しけり、 此叓左馬介と竊ニ訴、 ·神宮司治部少輔 心安からす思へとも 何事も後室執行な 輕科も被行重罪 後室弥誇玉 彼の拾人 其外同 同弟主 御承 扨九

> 被思けるに、 今ハ無力腹を冷敷可切とそ定ける、 役人ニ執行ハせ給ひて、(は、カ) 連判之人
>
> ル無所遁して、以下上下百余人一所
>
> ・取寄て、 今ハ如何すへき様成し迚、 九郎殿内乱之時偏ニ味方之功を成せし忠人なれとも、 て可被害と、落涙して嗔られけるに、彼之者共ハ先年 而あらすや、 定而死罪ニ行れむ、父母を云て為親、 なれハ、此夏を後室ニそ左馬介被仰、後室大ニ立腹し 密ニ加諫言、左馬介も無了簡被思ける、 ハ一途に連判して左馬介久虎と申けるハ、何夏も後室 て、我何そ他之謗を取ん亨を不知、 御計也、 所詮、 後室を政事に不近付、久虎校量、 世に謗を受玉ん夏一定也、 頴娃新左衞門・鮫島因幡守・竹内伊豆守 彼等ニ罪を不被行、我今左馬介之手ニ掛 誹謗ニ沙汰有間敷かと存候と、 重罪ニ可被行にそ聞得ける、 我又有罪者なら 左馬介も打悪んて 母ハ親母ハ親ニ 自他國之覺不 誠二母之御亨 且ハ家老 可

身を以て討ニ、

九郎眞中を射通さる、其侭相果申候

ニ少息を休メらる、

新左衞門尉此を見て、

願ふ所とて

0

長刀を押取切て出、

散~切廻、攻入候者を追立、

神殿

如指宿可相退とて指宿ニ引退、 をも頼次第ニ被申分と口説けれ 要害ニ楯篭、 不及力、 さらハ先 猶左馬介

嗳ニ而使僧を以、させる事もなきニ何そ重科たらん、

旦之御勘氣左様之躰不可然、

先指宿如ク引退、

重家(寺力)

少輔政親左馬介姉聟、和平噯として差越る、刑部少輔頴も輒難打ニ被思ける處ニ、太守義久公聞給、本田刑部

ハ、射矢物矢を透れ射殺さる、者多く、 之者共故、 後両郷の者共を催し右寺ニ押寄、 ける、刑部ハ其後鹿児島の如く帰り参あり、 法とて連判之頭十人以下百余人頴娃之内周應寺ニそ入 らハ可然、 娃ニ至り、 指宿之一揆共計二和平之調儀申定、 左馬介二能申含、其後指宿二差越、 思∨ニ相働、 中二茂竹内甚助ハ大精兵なれ 悉打果ス、 皆➤死生不知 左馬介其 何茂強勇 君臣之 和談あ

薩摩國

揖宿郡管轄沿革

與フ、 黎二移ル、 政ニ與フ、文明六年、久豊ノ第三子久繼揖宿城ニ居ル、 號ス、南北朝ノ時、 守護島津忠久ノ時、 其弟忠郷ヲ封シ、 為シ、及ヒ小牧村・岩本村ノ七村ヲ以テ今和泉郷ト為シ、 ヲ割テ利永村ト為シ、 ス、延享元年、 正十六年、 頴娃兼心等ヲシテ揖宿城ヲ攻メ之ヲ抜キ、 ス、久繼揖宿城ニ據リ之ニ應ス、三月、忠昌禰寢重清 八年二月、島津國久叔父季久ト兵ヲ擧ケ、島津忠昌ニ叛 應永十六年、久豊之ヲ撃チ、揖宿・頴娃・山川ヲ肝屬兼 島津久豊又之ヲ奈良美作ニ與フ、 島津元久忠篤ノ裔孫頼忠ヲ撃チ、 ヲ氏トシ、忠元、忠秀、 明應中、 島津義久兼洪ノ裔孫久音ヲ谿山郡山 其後兼心ノ子兼洪之ヲ領シ、子孫相承ク、天 島津繼豊頴娃郡池田村及ヒ仙田村ノ半分 島津頼久揖宿ヲ領ス、其子忠擧ニ至テ給 和泉直久ノ後ヲ嗣ガシメ、子孫相承ク、 肝屬兼重ト與ニ南朝ニ屬ス、應永中、 頴娃忠永ノ子忠光本郡ヲ領シ、 西方村ヲ分テ西方村・新西方村ト 忠成相ク、忠成ノ子忠篤成栄ト 美作驕縱百姓ヲ荼毒ス 揖宿ヲ阿多時成ニ與フ、 揖宿ヲ重清 田村ニ 遷

に戦ける故、

両郷ニ手負死人若干也、

同

國

同

郡

西

方村管轄

沿革

亷

児島縣ニ

一屬ス、

本村

十町村・十二町

村

ハ揖宿郷ニ

屬ス、

[裔島津忠欽 ノ采邑ヲ収メ、 尋テ封土ヲ奉還シ、 明治 忠 郷 四 ノ

徳川 氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、

年七月、

鹿児島縣ニ屬ス

同 國 同 那

福 元村管轄 沿革

本村

成

Эij

村及ヒ頴娃

和大山

村

岡児ケ水村

21

Ш

Ш

郷

屬ス、 政 Ш ヲ ヲ 成 揖宿ヲ氏トシ、 郡 加 沠 ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、 禰寢清平二與工、 対ス、 Ш 村ヲ澁谷重頼ニ與エ、 田 守護島津忠久ノ時、 村 天正十六年、 っ遷ス、 子孫相承ク、 慶長元年、 既ニシテ頴娃兼政ニ本村及ヒ成 島津義久兼政八世 十八年、元久ノ弟久豊成川 頴娃忠永ノ子忠光本郡ヲ領シ、 應永十年十一月、 Ш 川郷ヲ置 明治四年七月、 ク、 ノ孫久音ヲ谿 島津元 徳川氏大 沠 村 村 久

> 忠秀、 時、 忠成相承ク、 頴娃忠永ノ子忠光之ヲ領シ、 忠成ノ子忠篤成栄ト號ス、 揖宿ヲ氏ト 南 į کر 忠元、 朝

裔孫頼忠ヲ撃チ、 肝屬兼重ト與ニ 揖宿 南朝ニ屬ス、 ヲ 阿多時 應永中、 成 ニ與フ、 島津元久忠篤 島津久豊又

時、

文明六年、久豊ノ第三子久繼揖 之ヲ奈良美作ニ與フ、 年、久豊之ヲ撃チ、 揖宿 美作驕縱百姓ヲ荼毒ス、 頴 娃 城 Ш ፲፲ 居 ヲ が肝屬兼 應永十六 政ニ與フ、

宿

ル

八年二月、

島津國久叔父季久ト兵ヲ擧ケ、 宿城ニ據リ之ニ應ス、三月、 忠昌禰寢重清 島津忠昌ニ叛ス、 頴娃兼心等 久繼揖

ヲシテ揖宿城ヲ攻メ之ヲ拔キ、 島津頼久ニ揖宿ヲ與フ、 頼久揖宿ニ居リ、 揖宿ヲ重清ニ與フ、 其子忠 明 噟

承ク、 ニ至テ給黎ニ 村ニ 遷ス、 天正十六年、 移 徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土 ル 島津義久兼洪 其後兼心ノ子兼洪之ヲ領シ、 ノ裔孫久音ヲ谿 子孫! Щ ラ寿 郡 Ш 相

同國 同 郡 還シ、

明治四

年七

頁

鹿児島縣ニ屬ス、

岩本村管轄沿革

守護島津忠久 守護島津忠久ノ時、 頴娃忠永ノ子忠光本郡ヲ領シ、 揖宿

247

村・仙田村ノ半分ヲ割テ利永村ト為シ本郡ニ隷シ、西方 ヲ氏トシ、子孫相承ク、延享元年、島津繼豊頴娃郡池田

岩本村ノ七村ヲ以テ今和泉郷ト為シ、其弟忠郷ヲ封シ、 村ヲ分テ西方村・新西方村ノ両村ト為シ、及ヒ小牧村・

和泉直久ノ後ヲ嗣カシメ、子孫相承ク、徳川氏大政ヲ奉

足らす、

還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、忠郷ノ苗裔島津忠欽

采邑ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿児島

郷荘

岩本村・小牧村ヲ揖宿郷ト為ス、延享元年十二月、頴娃 及ヒ揖宿郷ノ岩本村・小牧村ノ五村ヲ今和泉郷ト為ス、 隷シ、揖宿郷西方村ヲ分テ両村ト為シ、其一村新西方村 郡池田村及ヒ仙田村ノ半分ヲ割テ利永村ト為シ揖宿郡ニ ヲ山川郷ト為シ、西方村・東方村・十町村・十二町村 古時、頴娃郡大山村・岡兒ケ水村、本郡福元村・成川村

> 着御の地なる故に名くといへとも、例の妄説にして言に 忠秀云々なと見えたり、土俗此地天智天皇臨幸の時御舟 和名鈔に揖宿與とあり、建久八年薩摩國圖田帳に、揖 宿郡四十七町内嶋津御荘寄郡云々、下司忠元云々、平三

2「揖宿氏文書」 てんはたさんやかゝい、をなしきかいもんしんくのミや田 畠 山 野河 海」「同 開 開 神」 「宮ゆつりわたすゆふすきのこほりのくんししきならひに「譲 渡 指 宿 郡 郡 司 職 并 つかさしき之事、

らハ、たいらのたゝなかせんそさうてんのしやうりやう
「 平 忠 永 先 祖 相 傳 所 領 元 会 たんのりやうしよ ~いけてん∇囮はく△さんや ちやくなん又二郎むねた、かと〔くたつ〕に「´´´´´´´´´、」「´´゛゛ぁ」」(⑮ミータ)

ふんゑい九年十一月十二日たいらのたゝなか判

(本文書ハ「旧記雑録前編一」七四四号文書ノ抄ナルベシ)

なり、しかるあひた云≥、下文略ス、

3 揖宿氏蔵書

譲渡

| 纂考|

揖宿郡

薩摩国指宿郡々司職并田畠山野河海同開門新宮々司職

等事

也、 右 也、 然間、 於両職以下田畠山野等者、 副調度證文等、 限永代、 平忠連先祖相傳所職所領 所讓與子息彦鶴丸實

向後不可他妨、 仍讓状如件

正應六年五月廿四 H

名彦鶴丸ト云」、忠連ハ郡司ニテ、

又次郎卜云、

忠連ノ子彦次郎入道成榮ニテ、

幼

平忠連判

(本文書ハ「旧記雑録前編一」九八二号文書ト同一文書ナルベシ)

4 소

讓與

薩摩国指宿郡 惣地 近頭職事

右 當知行所也、 所職者、 然間、 依多年軍忠之節、 嫡子将忠限永代讓與所也、 被成下安堵令旨、 迄于自今 忠勝令

以後者、 守彼状趣、 不可有知行相違、 能登守忠勝判 仍而後日讓状如件

天授二年七月廿五日

(本文書ハ「旧記雑録前編二」三五一の1号文書ト同一文書ナルベシ)

「指宿氏」「岩なり」

5 全

讓與

薩摩国指宿郡 五ヶ名事

(電馬) 「本ノマ、、禀カ」 登守忠勝公方之御教書對私代之任證文、旨、指宿郡 闕所次第惣領進代之為在所、 親父能

為知行、嫡子平正忠被讓女子養人正忠舎弟近江守忠合、

縁<sup>本</sup>/マこ

指宿郡重代相傳之在所也、依然子息平頼忠讓與所也、父

祖代々本證文明白也、 仍為後之讓狀如件

應永十六年二月十八日

近江守忠合判

(本文書ハ「旧記雑録前編二」七八二の2号文書ト同一文書ナルベシ)

6 種子島氏蔵書

薩摩国指宿郡 門付坪付反畦付書略之、

卧虵 島

谷山郡和田村之内

右同

○能登守忠勝 主忠 近江守忠合 郡司 師女 犬 頼忠 朝忠 忠合— 近江守 郡司

249

永正九年三月廿七日

「重貞「島津忠治ノ家老ナリ」(伊地知)

政茂(鳥取)

、 景 景 元

(本田) 親

種子島殿「武蔵守忠時ノコトナリ」

(本文書ハ「旧記雑録前編二」 一八三七号文書ト同一文書ナルベシ)

国史

應永十九年八月廿三日、禰寢能登守清息ヲシテ指宿郡原

田地八町ヲ領セシム、十二町村ニ原、延元三年戊寅八月改暦二 揖宿成榮初泰季ノ師ニ属シ、躬數戦ヲ經、子次郎忠「忠篤」

泰等多ク死傷ニ至ル、五日、其状ヲ言上ス、肝付兼重ノ

與黨也、

7 高岡揖宿氏蔵書」

加一見了

薩摩国揖宿彦次郎入道成榮謹言上、

欲早致度々軍忠上者、 賜御一見状、 備後證亀鏡事、

去年三月十七日、薩州御大将三条侍従殿御下向之間

右、

8「古文書写」

任綸旨之旨、馳参最前、及數十ヶ度合戦、為御敵島津上

總入道々鑑一族大隅五郎兵衞子息孫六・頴娃三郎等、

卷之時、代官高野中務丞朝久致散々合戦、 樂子息次郎并一族親類若黨數輩令打死畢、将又市來院後 令分取了、至

状、為備、證亀鏡、恐々言上如件

于今毎度合戦不断絶之条、世以無其隱侯、

然早賜御一

見

延元三年二月五日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二〇〇〇号文書ト同一文書ナルベシ)

古城主由來記\_

指宿城

指宿五郎忠光

忠久公の時令居城也、頴娃三郎忠長か孫子也、

建久八年

指宿城を守也、守護久豊公御代ニは奈良美作守指宿の城 内裏御番列ニも指宿五郎忠光とあり、其子太郎忠元以來

を守る、此二人は藤原氏鮫島四郎宗家か苗裔なり、

(本文書ハ二六・二八号文書ト同文ニツキ省略ス)

成

薩摩国指宿郡屋所并奈良間切除之、 事、 為新所所相計也、 任

忠平讓状旨、可被沙汰之由云と、「忠元トモ」

建徳元年十一月廿一日

「宮方大将三条前中納言状」前中納三判

指宿能登守殿「忠勝

知覧美濃權守忠泰申、

薩摩国知覧院并河邊郡事、

任亡父

9 仝

先例、 可被領掌之状如件

永徳元年十月廿三日 頴娃播摩守殿

玄久(氏久)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二〇三号文書ノ抄ナルベシ)

系圖

○彦次郎入道忠篤

次郎忠泰

揖宿郡司入道成榮ノコト也、 左京亮忠元 能登守忠勝

正忠

掃部介忠平

嶋津庄日向方冨山七郎左衞門尉義道申云~略、 元弘三年十月十三日 揖宿郡司入道殿

沙弥判「道鑑也」

10 高岡揖宿氏文書\_

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一六六八号文書ノ抄ナルベシ)

11 仝 武蔵修理亮▽⑪英時△誅伐之時、分取壱人云×略

元弘三五月廿七日

道鑑約

揖宿郡司彦次郎入道殿「成祭ノコト」

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一六三六号文書ノ抄ナルベシ)

13 揖宿氏文書」

《@当》 爭之 《@当》 哥と 《@当》 哥と 《@者》 《@卷》 (@卷) (@所從) 類 [一門徒]等、間、如忠秀▼圓舎弟字小次郎忠成・同養子平類 [一門徒]等、間、如忠秀▼圓舎弟字小次郎忠成・同養子平瀬(一) 第 次郎重秀 △名忠秀甥、訴申者、非主人忠綱下知者、為代官〈、 與身 内九所大明神宮、秋芝名田畠名主職等各半分事 可令早平重秀領知養父忠秀跡薩摩国揖宿郡々司蕨野 同

争致如然狼藉哉 [三×]、而忠綱一切依不知子細、或公進 (鳴云)

忠綱陳詞之趣渉矯餝之間、彼改補取職畢、爰忠成企参上、『『護》(『唐》) 親類等跡名田島、宛行代官高四郎行重男之由承及〔三×〕、 (@www.) 山河住人字綾三郎延元男申状者、 下手人於六波羅、 或斬首之旨披陳之處、 忠綱上取▽圓忠秀△同 如忠綱梶取同郡

領知、 状可惣領之旨雖令申、 被弃置欤者、 仍可宛給其跡所職名田之由申之、 不訴申子細者、 任忠秀之例、 〔伏可識〕 何今可及御沙汰哉、 可相役地領所務之状、(@從)(@顯) 子細不分明之上、忠成所申一向難 名田畠重秀・忠成各▽圓半分△令 重秀名稱有養父忠秀讓 且為忠秀為奉公欤 依鎌倉殿仰

文暦二年八月廿八日

下知如件

武蔵守平2 判

相模守平

名カ、

(本文書ハ「旧記雑録前編一」三八九・三九〇号文書ト同一文書ナルベシ)

此文書前ニ入ルヘシ」

薩摩國御家人指宿平四郎忠秀与頴娃平太忠継論申開 領間事、 豊後三郎左衞門尉相共召使、 両方可被任申給候 聞 神

14

也

∇⑪謹言△

七月廿七日

武蔵守判(北条泰時)

豊後四郎左 ヱ 門尉殿 返事

(本文書ハ「旧記雑録附録一」四二四号文書ト同一文書ナルベシ)

指宿由來記

應永六年己卯正月二十八日新宮ノ東宮棟札ニ、

大旦

那

藤

出タリ、 治候シ、 忠和ハ指宿氏カ、 町·給黎四十町 原久勝并源則安、 左アレハ、久勝ハ御家ノ人ナラン、 御舎弟久豊公御遣、 指宿四十町御料所ト相成、 山田聖榮公、(云カ) 別者平忠和、 南殿ト申上、 元久公御代、 神主賀茂武次トアリ、 是モ四十町 即南殿 頴娃 谷山百八十 モ 御退 Ĵ 平 初 1

テ不届ニ付、 シテ指宿ニ被差置候處、 ノコトニヤ、 一町并薗六ケ所御寄進ノコト、 .十四年正月廿二日、元久公ヨリ迫田 討手被遣降参、 御内ノ奈良美作守兄弟ヲ久豊公ヨリ城衆 傍輩共ヲ追出 是ハ鮫島族ト聖榮ノ説アリ、 福昌寺文書に見ユ、 耔 指宿城主 ノ光明寺 成 此 水 ŀ 頃

者也、 不及敵對、 應永二十七年庚子、 匠作山東御座時奉公申サル 乞路之口ヲ落去、 頴娃ニ 是者頴娃之一族二小牧卜云 押寄セ給、 、依宮仕勞、 取巻テ被誇間 頴娃ヲ玉

ハリ知行シ、 雖被召成名字二、 成御敵奉射矢、 皆人不知

一仝二十八年辛丑正月元日ノコトカ、

佐多伯耆守親久正

电

就夫俄御打立指宿

御發向、

出水介城内御嵜忍入、

恩是也、

月元日ニ指宿ヲ乗取タルコト、 如シ、 佐多氏ノ旧記ニ見ユ、 左

-忠遊

門之鎖穴之尺ヲ取、 か度也、 指宿之城に仕乗時、 左候而、 指宿之花園へ座頭居す、 左候而鎖を作、 本橋出水介彼城へ忍入内事を聞取数 十二月廿九日馳來申 是以謀 略 頼

處ハ、指宿城明日御馬ヲ向、 人数計にて番所大かたニ 而 候間、 直に外士衆ハ内に帰る 御 向候 ハ  $\Box$ 能 有 間敷 城内

元日 一暁内より 門開、  $\square$ 能無く城に仕乗給ふ也、 其時嘉例

を以佐多家に年夜御酒被下候、

正月二日御酒被下候事、

佐多左近太夫元忠法名净慶指宿 所を領す、 親久弟な

佐多領主

○忠光 文和二年知覧院ヲ賜フ、

-氏儀

豊後守

| | 親久 | 伯耆守

移知覧

|元忠 左近太夫

卜 頴娃譜 ニ出タリ、

ŋ

門久継ヲ相攻メ、同二十三日、 黎城主蒲生刑 部少輔宣清等、 兵ヲ合セテ島津越後守部力 遂ニ指宿城ヲ陷シタルコ

根占城主禰寢山城守重清

高山城主肝付河内守兼忠・給

文明八年丙申三月五日、

頴

娃

城主頴娃兵部少輔兼心

部忠清、次者清辰、藤原義兼、加茂神主重家、一同十四年壬寅十一月二十六日新宮東宮棟札、大旦那建

七年ニアタレハ、指宿城ヲ其時受取タルハ重清ニテ、忠清ニャミエ、忠清ハ上ニ城責シタル祢寢重清ノ子ニテ、清ニ々ミエ、忠清ハ上ニ城責シタル祢寢重清ノ子ニテ、清ニ々ミエ、忠清ハ上ニ城責シタル祢寢重清ノ子ニテ、

石見守重直等ハ島津篤久ヨリ守ラセル地頭

カ

※ (頭注

清旦那タルコト右之通ナラン、

「重清———忠清後堯重」

ル 筑後守・小原ナト云指宿士隨身セシトナリ、 田 明應ノ 衆ハ略ス、 テ移玉へル時、 馬場・ 頃、 長田 忠國公御十男島津摂津介篤久一名指宿拜領 指宿備中守·神田土佐守、 Ш 崎 竹下 鮫島 相良 大江 尤供シテ移 其外牧・ 藤 岩 H

モ

同時ノコトカ、

永正九年四月二十四日忠治公御家老伊地知縫殿助重問

十 一 寝ヨリ遣ハス地頭カ、 年十一月東方村仙之宮棟札ニ大旦那平秀豊トアル「佛カ」 ヨリ禰寢大和守堯重忠清ニ贈ル誓書ニ、 進云々アリ、 退治之時者、 年ノ間袮寢忠清カ指宿ヲ召上ラレシナラン、(三腕カ) 是ニテ考レハ、延徳四年ヨリ永正九年迄二 指宿之事、 又同年十二月城ヲ堅ク守レル指 御先知行之上者、 鹿屋其外敵城御 無異議 永正 申 袮 Ŧī.

又頼久ノ臣田代肥前守清隆指宿境ニ 頼久ノ忌日ハ二月二十四日ナレ ニテ戦死、 左馬允兼洪攻取タルコト、 大永五年乙酉、 墓モ山王迫に在ト言傳 指宿石見守重直カ守レル指 頴娃譜 ハ  $\sim$ 其日 ルハ、 出 テ戦死ストアリ、 「タリ、 ニ城モ落タル 此時ノコトカ、 頼 宿 **久山** 城ヲ頴 王 此 カ 迫 娃

仰出ナラン、右ヨリ三年目、同四年乙未九月二十七日、時分ハ右ノ田代ヲ勝久公ヨリ守ラセ置カルヲ討取レトノ御書ヲ賜テ指宿地頭職ヲ仰付ラレシコトアリ、按ニ、其一天文二年十二月十九日、貴久公ヨリ頴娃左馬允兼洪ニ

ij

仝十一年二月間水社棟

札

大旦

那頴

娃常陸介伴

兼 1

豊

宿 頴 領 娃 地 地上 兼洪 頭  $\mathbb{H}$ ナレ 代民部介ヲ攻陷 ij 野 間 !口蔵之助 シ、 遂 ラ 道参地 Щ ፲፲ 主取 頭 移 シ え

/執事津 :曲若狹守伴兼任入道道参押寄セテ、 テ頴娃 氏 指 元亀]

仝十四年棟札、 慶云々、 天正二年三年棟札、 大旦 一那頴娃左馬介久虎云々 頴 娃 小 应 郎伴兼慶

元年庚午十一

月新宮棟

札

大旦

越

領

娃

小

应

郎

伴

兼

洪此年正月 月新 金德丸、 宮棟 地 札 嫡子兵部少輔兼友ノ小字ナラン、 頭 日 津 那兼友云々 曲若狹守伴兼任 云と、 按二、 全十年十 金德丸 */*\ 兼

天文七年戊戌十一

月新

宮再興棟札

當郡、

主伴氏頴

娃

棟札、 圳 二十一年壬子十 仝二十年二月西方村野首 地 頭津曲云々、 頭津曲若狹守伴兼任云云、 仝十四年十二月社壇 按ニ、 頴 (娃左馬 兼堅 永禄七年九年 丞伴 月聖宮懐殿宮棟札、 兼 兼堅、 **植札、** 友ノ弟ニ 權現棟札二、 地頭津曲若狹守伴 神社棟札、 仝十八年己酉十二月東宮社 大旦那頴娃兵部少輔伴 テ、 頴 當郡主伴氏兼堅 娃 伴兼堅、 大檀 常 陸 那 介 <u>:</u>兼任 (ナリ、 伴 地 兼 頭津 云々、 兼友、 堅 仝 曲

竹内蓮光覺書

を、 左様二被遊候處、 先二被遣、 手之ものニ 而 左之腕をつき折被成候、 **候野くびのみのふと云所**ニ而 馬之尻を御さし候へ こて御越候、 被聞召付、 比指宿之内 左馬殿御死去之事は天正十五丁亥八月四日 左馬殿御 天正十五丁亥八月四 而 其跡より左馬殿御馬ノ上より 其もの共を可誅由 ニ清見城と申所之百姓以下之者共野心を企 乗 候、 其刻京衆 馬かれに驚、 与三馬 か ハ、 0 É 「皮屋与三と申者左馬殿」 与三い 其故ニ のニ 日巳 鞭 ニ驚候て、 馬 0 共二飛入申候、 与三乗たる馬ほきに 候 付、 刻 やかり申 而 御乗せ被召列、 日 御年三十才 頴娃より指宿 数四 頴娃より指 鞭二 て御氣嫌 [日程 而 其 ニて候、 与三 間 嵵 別 落馬、 飛 与三を 而 御 宿 而 乗 御 御 座 入候 入 御 其 遠 候 越 候 勝 馬 H

行云≧、

一指宿之城頴娃殿御取候事、顕翁源忠の御代大永五年乙

て道参へ頴娃殿より指宿地頭被仰付候、源忠寺は顕翁之酉之年切取、津曲道参殊之外手柄被申ニ付、其忠節とし

候而源忠寺末寺御座候、是は津曲道参立置候寺ニ而候、

御代ニ御立候寺ニ

而

候、

同

.所十九町名之内 ニ

聚星軒と申

于今道参牌在之云≥

「指宿由來記」

集院幸侃ノ讒ニテ頴娃・指宿・山川召上ラレ、其ヨリ公一天正十六年戊子霜月、兼堅孫頴娃弥三郎久音ノ時、伊

領トナリシナラン、

揖宿郷

纂考」

落四西方村: 郷に界ひ、 鹿児島を距る事南十里、 ・十二町村・、 西北今和泉郷に接す、 人員一 東海岸に對し、 萬千五百八十八人、 周廻拾里七町 南山川 戸數二千 五. 頴娃 間 村 両

六百二十八、

「見于古文書

秀トアリ、元弘三年揖宿氏古文書ニ、揖宿郡司彦次郎入知ス、建久圖田帳ニ、指宿郡三十七町七段、下司平三忠揖宿五郎浹郎、平忠光ハ頴娃三郎忠長次男ニテ、指宿ヲ領

道成榮トアリ、

道、

或沙弥成榮、

或指宿郡司入道トアリ、

彦次郎忠篤入

岩本町ナリー太郎左衞門入道蓮覺・ 崎新左ヱ門尉忠末・同四郎左衞門尉忠遠 崎戸地名左衞門三郎入道元一・吉田十二町長門介清忠・ 大炊助入道善真・嶋間七郎跡同五郎兵衞忠有・ 衞門兼忠・ 屬揖宿成榮一族以下輩、 野間一地名九郎兵衞尉忠継・同八郎兵衞尉忠近 原田汁二町村彦五郎入道如祭 神野平三郎 原田 忠兼 小次郎 山口 • [藤左 松岡 赤 左 Щ

平太入道良一・箕輪新兵衞忠元ト古文書ニアリ、

衞門尉純綱

片平地名アリ五郎左ヱ門忠経・迫十二町村ニ

五日郡司入道成榮肝付兼重等ヲ誅伐ノ為ニ出陣セシ披露ニ、菊池武敏以下凶徒ヲ誅伐セヨトアリ、同年四月二十建武三年三月五日足利尊氏ヨリ指宿一族中ト宛タル文書

能登守忠勝

主忠

女子師犬

近

近江守中の合 担演状ナニ年 上藤永十二年 リ、

惣指 地宿郡 郡司 |小次郎忠成-

指宿郡司

又次郎忠連

¬彦次郎忠篤—— -彦次郎忠篤——

指宿郡司

初宗忠

-指宿五郎忠村

状  $\sim$ 「島津道鑑ノ判アリ、 成榮ハ薩广 国御家人トアリ、

頼忠

朝忠

光忠

蒲生北村二戦死、

指宿郡領

延元二年三月、 附属ス、 宮方

同年五月二十一日、三条侍従泰季ヨリ揖宿郡 揖宿彦次郎忠篤入道成榮揖宿郡司入

秋益名ヲ給與セリ、

「古系圖

地理志

久豊公御代、奈良美作守領之、 家嫡苗なり、鮫島四郎宗 應永之頃

奈良氏没落之後、自久豊公頴娃美作守兼政拜領此地

頴娃三郎忠永 五郎忠光——— 黎・薩广郡等知行之、頴娃・指宿・知覧・給 太郎忠元 同本地頭 頴娃本地頭 -平四郎忠秀

-指宿

15

指宿氏蔵書

(本文書ハ三・二〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

16 仝

御袖 荆

可有御披露候、 恐惶謹言 薩摩国指宿郡司彦次郎入道成榮、

令馳参御方

元弘三年七月十三日

[指宿彦次郎忠篤] 沙弥成榮判

進上御奉行所

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一六五四号文書ト同一文書ナルベシ)

指宿譜中

257

平四郎 指宿郡

17(本文書ハー四号文書ト同文ニツキ省略ス)

소

忠成

郡司小次郎 法名了心

18(本文書ハ一三号文書ト同文ニツキ省略ス)

소

初宗忠 郡司又次郎 法名賢成

てんはたさんやか、い、をなしきかいもんしんくの田 畠 山 野」 「同 開 門 神 宮ゆつりわたすゆぶすきのこほりのくんししきならひに「譲 渡 揖 宿 郡 郡 司 職 并三

19

ミやつかさしき之事、宮司職」 ちやくなん又二郎むねた、〔かとくたつ〕に「 嫡 男」 「 宗 忠 家 督 立 」

(⑪かところ)

(本文書ハ「旧記雑録前編一」七四四号文書ト同一文書ナルベシ)

初名彦鶴丸 指宿郡司 彦次郎 入道成栄

20(本文書ハ三・一五号文書ト同文ニツキ省略ス)

□嶋津庄日向方冨山七郎左衞門尉義道申云と、下文略

指宿郡司入道殿

文和三年十月十三日

258

24

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二五六七号文書ノ抄ナルベシ)

22 菊池武敏已下凶徒等誅伐事、 可致軍忠、状如件、

建武三年三月五日

指宿

族中

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一七八四号文書ト同一文書ナルベシ)

23肝付八郎兼重与黨凶徒等誅伐事、 人指宿郡司入道成栄令馳参候、 以此旨、 為抽軍忠、 可有御披露候 薩摩國御家

\*

建武三年四月廿五日

恐惶謹言

沙弥成榮判

進上御奉行所

承了判

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一八四二号文書ト同一文書ナルベシ)

薩摩国 [揖宿郡司秋益名跡 [⑭内] (⑭内) 袖判 所被預置

也 早可被静謐甲乙人乱妨之由、 三条侍徒殿仰所(也、

仍執達如件

延元二年五月廿八日

左近将監高家公 判

指宿郡司入道殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一九四〇号文書ト同一文書ナルベシ)

= 延元二年文書二通略ス、

地理纂考」

松尾城 津久豊に至り、又是を奈良美作に與ふ、繁萬裔なり、 ち 生す、 ŋ 娃三郎忠長か一族にて、国命を應せす、島津元久是を伐(⑩に) 驕縦にして百姓を荼毒す、衆其苦に堪す、當邑大に乱る*、* て、 世々承襲す、忠光ハ其先伊作平次郎太夫良道か弟頴 揖宿を阿多時成に與ふ、 堀切の路存し、北は天然の深谷なり、 忠久就封の時、 東は海に臨ミ、 指宿五郎忠光頴娃并當邑を併領し 南は平地にして、 時成は當時の執政なり、 山上今松杉雜 西は高岡に連

久豊又

らしむ、同二十七年、頴娃某頴娃城に拠て叛す、

久豊衆を励して遂に是を拔く、味方酒匂主計等戦死す、 應永十六年、久豊是を討つ、美作當城に據て固く守る、

かくて美作罪ありといへとも其勇略を愛ミ久豊の侍臣た

其領地を没収す、 河内兼光か二男次郎三郎兼政に頴娃并當邑を與へ、(繼元) 兵を将ひて是を討つ、 より弥三郎久音まて八代承襲す、 り、故に後谷山山田・伊集院西俣を與ふ、久音朝久音采邑を喪ひしは、伊集院忠棟か讒言に因てな 頴娃氏戦ひ破て逃亡す、 久音故ありて島津義久 於是肝付 兼政

\*(頭注)

彼地に死す、

指宿五郎忠光ハ頴娃三郎忠長カ次男ニテ、 指宿ヲ領知セリ」

諸家大概記

元久公之御家老阿多加賀守時成揖宿ヲ領候云々、

地理志

應永二十六年之頃、 奈良美作守兄弟守之、 背久豊公命

逆心故、

被攻落之候

拔當城、 天文四年乙未九月二十五日、 天正之比、 頴娃左馬介領之、 頴娃山 .城守兼供卒兵卒而

祢寢右近太夫重長有故與黨於肝付河内守兼續 • 伊 地知

> 年于茲、 矢、 茲発軍卒追討之、 周防介重興 城主 然共不撓、 元亀二年辛未五月二十四日、 拔其矢、 重長不屈戦鳥後勸義元而退、「本ノマ、」 伊東修理太夫義祐獻是等背義久公、 屢挑戦後還、 重成侵摺之濱、 祢寢家臣柏 重長 原

旧記

院主計

同三郎五郎等戦死也

衞

鮫島主水・

村山源次郎・丸峯民部

•

鳥濵大炊

•

伊集

權 ハ

兵

中

攻、二十三日陷ス時ナリ」 「頴娃氏・祢寝氏・肝付氏・蒲生氏兵ヲ合セ鳥津久継ヲ文明八年丙申三月五日、五代筑前守指宿城攻ラル時戦死、

旧 記

串良ニ 文明六年旧記二指宿仁 季久ノ次男越後守忠康初名ト見エ、 地頭タリ、 九郎右ヱ門尉久継、紀氏武時云々ミヘタリ、文明七年十一月新宮神社棟札ニ、當領主島津 九郎右 衛門尉久継 忠康 ハ明應四年ヨ 記 1)

1

セ

IJ

豊

州

肝付氏略傳

師を帥ひて摺濱にゆき、 元亀三年五月、 公指宿にまします、 公の師と戦ひ死傷するもの 二十 应 H 祢寢重長 あ

大

有

國史忠国

六月、 す、 公の 兼亮重 軍能 長 拒 け 義祐と謀り、 り云 二十日、 水兵を海濱に 遣

Ś

鮫嶋氏系

《島彦次郎入道蓮道連道貞久ニ事 仕貞久公、 領加 世  $\mathbb{H}$ 知覧 へ此三ヶ郷ヲ領セシ証拠ミルコ 指宿

.

国史久豊傳

「大隅守久義」 伊作等、!! 馬守 蒲生等之衆圍給黎城數日、 野 皆許 知果・ 一年三月二· 時吉某守給黎城、 有古城墟云々、喜入郷上之村 十五 旦 不克、 中 略 揖宿 頼久救給黎、 伊 集院 路絶、 頼 公将吉田 久使中 乞兵川 村 但

應永二十 五年、 中 略、 初公使奈良氏兄弟守揖宿 城、 至 是

鮫鳥民部左ヱ門家蔵、義天公應永十九年二月三日賜奈良美作守書曰、兄弟守指宿城、衆人悪而逐之、與此異、奈良氏兄弟名闕、其人不詳、 故汝 兄弟以城反、 似城墟数所、 奈良氏所守不審、 蓋此人也、指宿郷有 公攻陷之、 兄某奔頴娃、 弟某降、 公使奈良亞 義天公旧業 賜按 氏譜

> 揖宿院奈良弓 永享七年十二月 虭 Ŧ. 八 町 日 地 公使祢寢直清 村指(有宿園 (奈良門、 (新)郷) 領 鹿 屋 院園 垣恒 見八

町

地

仝忠昌傳

家始書、 季久将兵侵鹿児、、戦於松尾坂、 換細季久黨於国久、故祢寢重清等攻久継於揖宿城、季久黨於国久、故祢寢重清等攻久継於揖宿城、 其地與重清、 村衆攻吉田、 頴娃兵部少輔兼心等攻揖宿城、 文明八年三月五日云々 **|** 久使叛、 中 略、 記作二十五日、黄套旧 一十八日、 五月二十三 泰清云々、二十三日、左工門太夫二十三日、 公遣 旦 島津友久以田布施叛、 祢寢重清・ 伊集院 禰寢重清等下揖宿 尉久継居指宿城、按、文明六年行脚僧雜録、 家 始 書 、 禰寢 • 伊 肝付兼忠・ 中略、 作之衆撃 重清等復 九日 十八 攻揖 季丸 次子 由 又誘島 城、 H 蒲 生宣 布 遣 後以 宿 苸 島 津 城 Ш

同 Ę

玉

仝義久傳

十七石二斗餘 慶長五年十二月二日、 一千石合為 指宿十 萬二千石 九町 増封島津忠長 村二 云割、注 百七十二石七斗餘 増 封祁答院 一千石、 Ш 與前 崎 村 七 所 合千 食 百

石余、

261

国史継豊傳中\_

方村、頴娃郷之池田、・仙田村凡五村、集成一邑、合三[寛保三年癸亥]云々、略、割揖宿郷之小牧村・岩本村・西(@延享元年甲子)

千五百六十二石、稱今和泉、於是三次郎生三年矣、

「喜入氏系」

| 島津久豊傳|

徒所退治之有間暇、以緩征伐、漸得時之宜、則催軍衆已追出、且復残留衆人衆人企叛逆止出仕、然而未嘗彼此凶奈良氏兄弟者、令守指宿城之際、得憎於衆人、為同僚被

也、故能評議雖攻責、敵城堅固未能陷也、此時對伊作南進発到指宿、構陣營於城邊、伊集院彈正少弼頼久亦着陣

請通路之宥免下城退散、今度攻城之酒匂主計戦死、夫主方敵陣亦悉以退散矣、指宿城雖堅、漸〔倦力〕失防禦之術、

計者酒匂一門之逸士也、奈良氏兄[第]背我逃去頴娃、

得見我而後移居鹿児島也、

「国史忠治記」

書曰、揖宿院既係君家之舊、請俟事平、然後與之、永正九年壬申夏閏四月六日、公賜祢寢大和守尊重物又五

国史

寛延三年冬十月、揖宿郷十貳町村有教化的、曰太次右ヱ

少多疾病、

遂失▽国本業△、

国史忠国記

山・揖宿者、拠大岳、水享九年丁巳春二月二十八日、公使袮寢氏悉領旧邑在谷永享九年丁巳春二月二十八日、公使袮寢氏悉領旧邑在谷

「地頭系圖」

指宿郡

			-										
鎌田治部少輔政統	鎌田蔵人政冨	鎌田出雲守政近	平田豊前守宗祗	津曲若狹守兼音入道舜宗	頴娃左近将監		津曲若狹守伴兼任入道道参		田代民部介	頴娃左馬允兼洪	伊地知平朝臣重茲	島津摂津介篤久	指宿
永十八年ヨリ蒲生地頭トアリ、 永十八年ヨリ蒲生地頭、按鎌田譜ニ、寛 永十八年ヨリ蒲生地頭、攻鎌田譜ニ、寛 京本十	政近之子、慶長三死去ナリ、	初圖書助、天正十九ヨリ御家老ト成リ、	九年比、民部左ヱ門トモ、天正十八民部宗貞之子、民部左ヱ門トモ、天正十八	神社棟札ニ見エタリ、道参ノ子カ、或作俊宗、永禄七年ヨリ天正三年迄之間	狭守同時ヨリ地頭、 狭守同時ヨリ地頭、 大文四年九月二十七日、若	左丘呼监い変宗ノ瞿ニテ、司時両地頂也、	同二十一年迄神社棟札ニ見ヘタリ、 ・シテ頴娃氏ノ鎖トナル、天文七年ヨリ ・シテ頴娃氏ノ鎖トナル、天文七年ヨリ ・コリ地頭トアレトモ、天文四年末九月二	若狹守ハ津曲入道俊宗ノ息也、大永五年	日、委指宿城通ル、天文四年九月二十七日、委指宿城通ル、天文四年九月二十七日、委指宿城通ル、	フ御書在り、天文二年十二月十九日大中公ヨリ地頭ヲ賜	トアリ、 阜禄元年ヨリ天文二年マテ之間棟札ニ地頭	頭トアリ、十五年寅三月念七日宮ヶ濱御前社棟札ニ地十五年寅三月念七日宮ヶ濱御前社棟札・同永正十三年丙子三月上吹越諏方社棟札・同	
小松帯刀清香	嶋津矢柄久純	磯付外城	平岡内匠之品		島津内膳久兵	比志嶋隼人	島津大蔵久明	鎌田隼人	伊集院遠江久照	嶋津大學忠守	伊集院十右衞門久朝	高崎宗右衞門	阿多内膳正忠榮
十八日迄、後明所、明和八年卯四月十三日ヨリ天明元己卯五月明和八年卯四月十三日ヨリ天明元己卯五月	後明所、(関脱カ) 七日ヨリ同四年未六月七日迄、依願御免、七日ヨリ同四年未六月七日迄、依願御免、	十四日ヨリ明所、一十四日ヨリ明所、一十四日ヨリ明所、一十二月の一十二月の一十二月の一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	`† = = =		と、炎明听、 年寅二月十三日ヨリ同十一年午六月廿六日 正徳五任国老、實帯刀久元二男也、享保七	享保三年戌三月朔日ヨリ、	宝永三戌正月廿七日ヨリ、或二年酉十月	三日マテ、 三日マテ、 一元禄十二年卯五月九日ヨリ宝永二年酉十月	元禄十 一年夏汔	二年十一月迄、天和三年亥二月廿四日ヨリ或二年九月貞享	年九月迄、第文八年九月十日ヨリ西ヨリトモ、天和二第文八年九月十日ヨリ或八月廿三、天和二	明暦四年七月二十四日ヨリ、六日ヨリ寛文八明暦四年七月二十四日ヨリ、六日ヨリ寛文八明暦四年七月二十四日ヨリ、武ハ三年九月十	日ヨリ明暦三年マテ、盛淳子、横目頭勤、寛永二十年十二月十九

川上久馬久致ヵ

日迄、後明所、天明二年寅正月十五日ヨリ享和元酉十月朔

頴娃信濃久喬

Ш

田

伯耆有

儀

廿七日マテ、後明所、 享和元酉十二月廿七日ヨリ同二年戌十二月

Ш

上右近久芳ヵ

二月廿八日マテ、後明所、享和三年亥十二月廿三日ヨリ文化十年酉十

諏訪治部武敬

リ天保三年辰五月十六日マテ、後明所、美濃(後久馬、文化十一年戌七月十七日

 $\exists$ 

島津将曹久德

称碇山氏、

弘化三年午八月廿

五日

ヨリ、

年未九月廿七日迄、後明所、後勘解由、天保四年巳六月廿二日ヨリ同六

喜入多門久通

嘉永五年子正月十一日ヨリ、

新納駿河久仰

嘉永七年寅 月 ヨリ、

名勝志」

新宮九社大明神 東方村に鎮坐、本社宮姫尊 六日孁貴・

[宮天骨天皇御

事

東宮門

見火

•

龍

官手命都

.

懐殿宮玉依

や、詳らかならす、神霊を爰に勸請し、同月十日、廟を建當地の領主なりしに神霊を爰に勸請し、同月十日、廟を建皇崩御の時、指宿・堀内両家の祖按するに、堀内家ハ社司堀皇崩御の時、指宿・堀内両家の祖按するに、堀内家ハ社司堀荒仁宮貴命、當社は、慶雲三年丙午二月三日、天智天荒仁宮貴命、當社は、慶雲三年丙午二月三日、天智天

て祭るといふ、

即今の西宮なり、

泥祭と唱ふ、社人宮巡あり祭数度、正祭二月三日、字

(ATA) (第月17月2日 ) (17日 ) (17

いへり、貞觀十六年甲午二月二日開聞山火を發せし時、し給ひし時御逗留ありし所ゆへ、神霊を觀請し奉ると

神託によて十一月十日開聞宮に準し八社を勸請し、開

て瑞籬の中に平石あり、此時崇め祭る所ならんか、今聞新宮九社大明神と號す、本社の右に天皇の陵と傳へ

考ふへからす、寶殿中に納むる所香炉一・花瓶二・法

水ありて旧記流失し、詳かならさることおほし、指宿惣鎮守にして、以上社記の説なり、元和六年甲午七月二日、洪 指宿惣鎮守にして、螺二は、 天皇志賀の都より携へ給ふ寶器といひ傳ふ、螺二は、 天皇志賀の都より携へ給ふ寶器といひ傳ふ、

開基年月詳かならす、

司を堀内祝人、

別當寺を新宮山勸音寺千手院といふ

「名勝考」

○新宮九社大明神康方村

奉祀開聞九社の神也、

掛松とてあり、○摺濱温泉あり、

※アンイント
是より午未の方五町許に沫か峽といへる處に天智帝御

るに、

何の時に始りしにや詳かならす、社役のもの代々その

名勝志

多羅大明神 請年月詳かならす、天智帝御下向の時御 七町余、 祭神天智天皇、 東方村田良浦に鎮坐、 左右天照大神 地 頭仮屋の 船 稲荷明神、 の着たる所 辰方壱里 勸

なりといひ傳ふ、 今小松林となりぬ

無足明神 木を引まとひ綱を巻く、 をつたひて神木の所に来り舞納む、 後に四人の鬼▽盧神舞、 三本の籏を持せ、 魚見嶽の谷間砂むかし二町余、 上古の神木なりとて櫖の朽木あり、今は寓木おほく生 ŋ 辰方三十壱町余、 して繁茂せり、 Š 天照太神を祭るといふ、 無足明神と崇め祭る、 明神の祭祀は十月十五日なり、 西方村尾懸浦魚見嶽の麓に鎮 神木の亥子の方に一社あり、 其後に一人は長刀舞、 石華表あり、 是を御衣綱と名つく、 無足一人一時に舞出て、 祭神詳かならす、 より笛太皷の拍子をなして 社 石階を登れは茅屋社 の右五間許りに古木あ 各其式あり、 坐、 無足舞と名付 今其権輿を尋 人は劔舞 地 柴竹にて神 宮社なし、 頭仮屋 鎮守なり 渚より Ш あ 0

> や Д 作法を伝へて祭祀にあつかるといふ、 [するに其風景絶妙にして、 ( (産ナシ) 画工も筆に及ひかた いにしへ故ある神事に

名勝志\_

許

L

熊野權現 ふ、、琴月公樺山權左衞門久高・平田太郎左衞門増宗なと、、 (圖印) 詳かならす、今の別當鮫鳥讃岐坊頼壽二十三代の祖東光寺頼仁。 そのかミ琉球征罸 某をして神樂を奏せらる、 将として琉球王尚寧を征せしむ、 かるといふ、即今の紀左近祖也、 十六年辛亥十一 ひ、頼貞法師に命して御祈願の旨ありしによて、 ŋ 本社紀州熊野三所權現、八月十五日夜祭、本社紀州熊野三所權現、正祭正月七日、 福元村に鎮座、 月社を再興し、 の時公送別の筵をまうけ渡海 地頭仮屋をさること子方四 是より以來社司祭祀にあ 頴娃 社殿の前鳥居内に、 時に公爰に出馬し給 開聞神社の社家紀 勸請 |増宗を 0 慶長 軍士 年 町 Ó 月

に盃酒給ひし跡なりとて、竪七八間、

0

所ありしを、

天明七年丁未の秋、

社殿を再興して鳥

横貳間許り

伏芝

渚より なく旧 ある かるといふ ならす、 名つく、 公軍艦を異邦に渡されし程の事なれは、 中嶋 柴竹にて神木を引まとひ綱を巻く、 へきことなり、 『権現虚空蔵を安す▲ 〔神舞、 『跡を除き後世故事を失ふこと、 山をつたひて神木の所に來り舞納む、 社役のも 今其權輿を尋るに、 W の代 しへ故ある神事にや 今其記録傳 々との作法を傳 何 無足壱人一時に舞出 の時に始 ハらすとて、 惜むへきに似たり、 て祭祀にあ ŋ 是を御衣綱と かゝることも しにや詳 各其式あ ゆ V 末 0 か て、 (E)

(本記事ハ「薩藩名勝志]山川ノ項ニアリ)

名勝志

中

宮大明 仮 年丁 宮九社大明神の末社なりと すと棟木に見えたり、 屋の未方三町余、 丑仲冬二十二日、 補 岩本村に鎮座、 厚の領分なり、總名を今和泉といふ、岩本村は指宿郷にして、島津因幡忠 今和泉の惣鎮守にして、 指宿岩本村領主甲斐守公秋建 祭神一 W 7 傳 座 祭九月九日、 天徳 領主 宿

)中宮大明神 岩本村 て總鎭守とす、

0 棟札曰、 奉祀豊 天徳四 玉 | 佐 一 佐 所 南 七 里 、 日 九 日 [年丁丑仲冬二十 H

との説は行 か、 は この地本は開聞社 斐守公秋建立とあり、 0 中宮たるか故なり、 宮明神と称せしにそ、 齋藤豊前守利次、 家寛正二年辛巳十二月、 中 豊玉姫なり 宮明神をも名所中に収め置ぬ、 曩時新田 れ しを、 しと見えたり、 宮と薩州 の敷地 地頭津曲若狹守伴兼任の棟札もあ さらは當時まてハ開聞 11 上天皇の年号なり、天徳は六十二代村 中宮とハ つの比より 宮を争論せしより天智帝 なれ 又天正十三年甲辰十二月、 其本源を知さんか為に、 は 枚聞 豊玉姫は火∼出 か大宮姫とハ申なせし 又曰、 指宿岩本村領主 0 神を迎鎖 社主 願主藤 祭とせし 見尊 の后 L て中 ŋ 願 原 也 0 主 忠 甲

地 理纂考」

炎上の あり 本社に對して新宮とい 新宮神社東方 時、 へとも、 當 所に 祭神頴娃枚聞神社に同 假宮を建て齋き奉り、 其行宮の趾なるに因て神社を建立 Š 時經過し給へる地なる故に天皇の神霊俗説に、例の天智天皇枚聞宮に臨幸の Ĺ 后に旧 往古枚聞神 地 に還 幸

風

公穴祠

村東

同

浦

魚見峰の

南

面の下なる巖窟にあ

Ď,

+

間

(®説) 妄談にして信するに足らす、 を勸請すといへとも、全く 舊記 Ŧī. H 祭を合せては年中凡五十餘度なり、 月 Ť. +流失 寺社領勘落の時悉く官に収入す、 Н 月十日、 + 往古の事詳ならす、 月亥日 中祭正月元日 にして、 元和六年七月二日、 华 中 ・二月三日 -祭祀八 大祭二月 往古は神領許多あ 度なり、 正 華十 7 此 邊 H 月三 牟 洪 其外 水にて . 九 日 至 月 九

き石ありて、社 札を蔵 几 年 年 享 せ 應永六年 禄元年 |傳に天皇の御陵な神陵なりといふ、 郷 0 総社 天文七年 文明七年 なり、 なり是 といへり、是には本社枚聞神社 籬神 永禄七年等に社殿重 延徳四年 を結ひたり、方一間余なり、前の庭なる右の側に平石あり 擬の 永正 別へるなり 定に斯の 年 `如 建 . ŋ 大永 0 是でを藩 棟 小 n

地理纂考

りの Н 智天皇を奉祀 多羅神社東方 、参考すへし、 こなり、 0 練札 を納 當社海 す、 む 多羅 上に臨ミ、 皇俗 祭祀六月六日 量の説は頴娃に天智天皇 浦にあり、 松林の 郷臨開幸 天照大御神· 開神社及ひ志布志郷山口神社の時御着船の址なりといふ、 • 中に 九月十日 あ ŋ 倉稲 永正 + 魂神・ 月十 Ŧi. 年 社等天 天 再

> を立 单 0 1 日 此穴に至り神樂を奏せら俗に、天智天皇田良浦に 風 然祭の 式 あ Ď, 俗に れ御 風 一を着と船 穴と いあ ふりて、 61 Š 寬 政 Ť 年

> > 石

月

無アシナシ りと云、又社の右五 にて纒ふ、 木の所に至りて舞蹈す、 を隠したる舞人一 の拍子を合せて三本の籏を持 りて寓木繁茂せり、 を登る事数十級にして茅葺小社あ 人は劔舞、 しにや詳なら る舞踊 神社 祭神も詳ならす、 あ 村東方 是を御 ŋ 其後に四人の鬼神舞、 魚見峯 神木の す、 人同 衣綱と名つく、 之を無足明 歩許り 社 Ö 時 東二町余魚見峰 祭祀十月十五日にて、 司 麓に 代 又其神木を柴竹にて纒ひ、 に舞出 【々其作法を傳へて神事をなす、 に鳥臼 あ せ、 ŋ, 一神と崇めて、 つ、 此祭式何 其後に一 1かぜといふ、 ŋ 石 海津 又其後に装束にて足 の谷 華表を立 奉祀天照大御 より 人は ħ 間 樹 别 0 Ш より笛 無足舞と を繞 長刀舞 頃 ï 0 つ、 ん より 社 枯木 又綱 太皷 神な 石 n 殿 神 (V あ

く

地 理纂考 由 n

緒詳ならす、

水神社 奉 祀 素盞烏命、 應仁二年藤原安次造立

の棟札あり、 間水は地名なり、

菅原神社東方 同所にあり、 永禄十一年再興の棟札あり、

創建詳ならす、

野首神西方 祭神詳ならす、天文二十 [五] 年領主伴兼竪 (電撃)

地理纂考」

造立の棟札を納む

諏方神社西方 康正三年領主紀氏造立の棟札を納む、

に浴し、一日出遊の時、此湯の奇功ある事を試ミ知て、 浴池の設なかりしに、文政十年、国主齊興同郷永井温泉 二月田温泉東方 假屋を建浴池を設く、かくて天保二年長井温 二月田に在、 此湯旧は水田の間に在て

泉の行舘を爰に移す、此後行舘を増し廣めて屢入浴す、

翌年正月、

に<br />
三町村に<br />
在り、<br />
長井温泉は十 かくて長井温泉に在りつる出湯神社を二月田行舘の境内 移す、扁額は有栖川宮熾仁親王の染筆なり、

間水湯東方 浴池二あり、 倶に諸病を治す、

「纂考」

柴立湯西方 如し、方二間許、岩石を穿て浴處とす、此温泉病を治す 山川通道の側に出つ、湯勢盛にして流水の

るの功なし、 只土人塵垢を去るか為に浴す、

地理纂考」

摺之濱温泉町村 温泉海渚に出つ、又砂蒸あり、 病客海

辺の砂を掘て横に卧し、暖沙を覆ひて其身を温む、

是を

時は、其浴池に▼⑩入りて身に△付たる沙を洗ひ浄む 歩陸地の方に温泉ありて浴池を設く、 砂蒸と云、潮干の時は其場所更に廣し、又海渚より數十 病客沙蒸より出る 此

砂蒸諸病を治し、 最筋骨の疼痛に效験あり、

纂考」

港之湯町村 浴池一ヶ所なり、 諸病に效あり、

下流は其川に入る

熟す、

浴治に用ふへ

からす、

山下に鈴玉川

あ

Ď,

温 泉

0

「家數百軒なり、

中

・に豪富の艚戸多く、

人烟

大牟禮湯町村 港の湯を距る事酉半町許にて、 浴池

ŋ

な 人網を引くに、

に名を得たり、

此

山上に登りて海中魚の多寡を見る、

故

三サンセッ 13 功 湯十二 るり、 港の湯より 町許辰巳の方にあ ŋ,

弥次ケ湯十町 當村にあり、 此温泉水田 0 間 K 湧出 す、

浴池三を設く、

往昔さる名前の者堀出せし故に其名を得

手足の痛ミ・ たりとい Š 湯性礬氣及ひ鹽氣を帯たり、 筋骨の疼痛を治 ΰ 其外諸病に驗あるを以 勞傷 湿瘡

テ 四方より來浴する者多し、

湯峯東方

東面

八

(分目の所に温泉湧出す、 大小豆の類を浸し置に、

手足を浸し難し、

名勝考\_

皆諸

病

○無観嶽 懐風藻に大学博士美努浄麿臨水觀魚の五律を載す、 西方村 も風光佳しき處にて、丘下に石鳥居・石階あり、尾懸浦嶽上に伊勢大神宮の祠あり、小き丘なれと見から

今取

て爰に収る、

結宇南林側 垂釣 (池カ) 「本ノマ、」 人來戲鳥没

苦揺識魚在 緡尽覚潭深 空嗟乎餌下 獨見有貪心 船渡緑萍沈

地理纂考」

1良浦東方 豪富 日の艚 戸多し、

甚熱湯にして 須臾にして能 纂考」

湊浦 町村二 繁庶す

田若干なり

知林島

周

囲

凡

里

陸地を距る事十丁許なり、

漁

地理纂考」

魚見峯東方 岡巒海に臨て稍高し、 山上は白田なり、

269

島上白

田良觜東方 同所海上に差出たること六七町にして、 知

林 島と僅に隔 れ ŋ

天正

宮ケ濱堤東方 此濱遠干潟にして、 更に舟船繋泊の湊な

<

往々風波の難ありしを、

国主齊興屢温泉に赴き其患

出して其經費とす、 あるを知り、 命を下して隄を築かしむ、 天保五年七月隄成れり、 即ち内庫の金を 其形偃 힑 0

如く海上を捍蔽す、 是に於て繋泊の便りを得て遠近の人

悦ひさるはなし、 宮ヶ濱の名新宮神社の近辺なれハなり、

四丙戌年二月吉日と記したり、

の旗は布に似たり、

年

地理纂考」

0 豊太閤禁榜 制札と云傳ふ、 當郷 其文左の如し、 士族上野某其家に蔵む、 豊公西征の時

25 禁制

薩摩國吉田

軍勢甲乙人等、 濫妨狼藉事、

放火事、

對地下人等、 不謂族申懸事、

右條々堅被停止訖、 若違犯之者於有之者、 忽可被處

嚴科由候也、

|十五年五月 日 ]朱印、方一寸二分許、

「纂考」 紋あり、 記し、神号の下に二行に島津兵庫頭藤原朝臣忠平天正十 て製し、 も詳ならす、其家今に其時の旗を所蔵す、何方の軍役と其家今に其時の旗を所蔵す、 當郷士族德永仙右衞門先祖軍役の船頭を勤めし者あ 其縦三尺五寸、 紋の下に天照皇大神宮八幡大菩薩春日大明神と 横一尺一寸七分ありて、 一は木綿に 十字の

ŋ, 旗タ

ŋ 流あり、 の紋あり、下に俗に云三神託宣の文を記せり、又小旗 久しくて相損せり、 又著込及ひ鎧一領を蔵めたり、 竪一尺三寸五分、幅一尺七分、是も十字の紋あ 長五尺五寸、 幅一尺八寸にて、 其故詳ならす、 十字

地理纂考」

物産

器用 藺席 諸村に製す、

飲食 煙草 村毎に産す、 十二町村の産最佳なり、

花 卉 桔 梗 蘭 良 浦 13 · 産 す、 佛桑花 桑花吉 瑞る 聖花り

當邑氣 候温 暖 なる故 此等の花卉 生育ス

鱗介 く産す、 魁カカト 當邑 東方村田 0 名産 生なり、 "良浦、 鱁姨に 十二町村湊浦 に製して佳っ • Ę 摺之濱に多 棘鬣魚

ボ鰡き 鳥が賊が 章ヶ魚コ

龍岩野

金線魚

方ヶ

頭ッ

魚ナ

鯖汁

単地 調

大渡 課川 同五分の 丸山岳海 〒ヨリ摺ノ濱温泉海エ、1工入、

拾二 一町 村

七町七段、

下司平三忠秀ト

ァ

ij,

外

=

九

町三

段

21 郡

府

一坂松 川

III

銘

Þ

連

程

通

同

百 村

水 源 南 E村〇大谷1 ヨリニ 川 流 合、 ) 迫ヲ通 ハ ラ 坂松川 ヲ

程六合ヲ經流入ス

潟 Ш

分ヲ經

同

所海

工

一流入ス

權 現 Ш  $\exists$ <u>IJ</u> Ш 流 出 〇二月 田〇眞 海崎 三三至、 里程 里

几

.

司

四

郎左

卫

野間九郎兵衞尉忠語西方村ニアリ」

継

拾 町 村

(中表紙)

指宿古主

揖宿古領主 一略考

揖宿  $\mathcal{H}$ 郎一郎本 平忠 光 *)* \ 頴 娃 郎 忠長次男 \_ テ、

揖

宿

ヲ

領知ストアリ

建久八年六月忠久公御代薩 摩 國 圖 田 帳 =, 揖 宿

合テ 四十 七 町ト 皃 工 一タリ、

弘安元年壬午、 新宮山座主 千手院觀音寺 開 基 開 Ш

明

賀、 竹下記

『七月十三日沙弥成栄進上御奉行所』元弘三年十月十三日、揖宿郡司入道殿トアリ元弘三年十月十三日、揖宿郡司入道殿トアリ 按

彦次郎忠篤入道成榮コトナラン、

衛門三 屬指宿成榮一族以下輩、 原田彦五郎入道 如 榮 • \_ 赤崎左

郎入道元 · . 吉田長門介清忠十二丁村ニアリ」 . Ш 旧新 左 工 門尉

門尉忠遠 同 八郎兵衞尉忠近 . 原 田 小 次郎 元・岩本太郎古の左ヱ門兼忠 271

工 門入道蓮覺・ 神野平三郎忠兼・松岡大炊助入道善眞

片平五郎左ヱ門忠経「十二丁村ニアリ」 [七郎跡] 同 五 郎兵 ・追山彌平太入道良一・「十二丁村ニ迫ト云アリ」 衞忠有・山口藤左 衛門尉 箕輪新兵 純綱

衞忠元ト古文書ニ見ヘレハ、

威勢アリシ者ナルヘシ、

物二、 建武三年三月五日足利尊氏ヨリ指宿一 菊池武敏以下ノ凶徒ヲ誅伐セヨト見 族 一ト ヘタリ、 -宛タル 判

同 陣 年四 セシ披露状へ道鑑公ノ御判アルアリ、 月廿 五日 郡 笥 、入道成榮肝付兼重等ヲ誅伐 成祭ハ 薩摩国 ノ為出

御家人ト見へタリ、

ケルコトアリ、同年五月廿一年二月五日成栄言上状』 延元二年丁丑三月、揖宿彦次郎忠篤入道成榮宮方ニ付。「五月廿八日左近将監高家より揖宿郡司入道殿」 H 三条侍從泰季ヨ 1)

郡秋益名ヲ給ヘルコト

克 ヘタリ、

三神主賀茂武次トアルトゾ、時ノ旦那ハ指宿氏ナラン、『常郡鎮守開門新宮大明神』 「應永九年共訂正平十年乙未文和二月二十一日東方村ノ新宮再興棟札正平十年乙未文和二月二十一日東方村ノ新宮再興棟札 『三年八月廿二日左中将より奉寄進薩广国揖宿郡年貢以下事』

開門大明神寄進地山 河 . 鳴河事、 上載未到之程、 於 (別紙)

秋

秋富名石堂

秋久名奈良

秋満名

秋

水名岩本

年戊申也』正平廿三年八月三日『北朝應安元正平廿三年八月三日 領不可有知行相違之状如件、

节

納言

頴娃掃部助殿

「北朝應安三年」 一建徳元年十 タル文書アリ 月廿 日前 :中納言ヨリ指宿能登守殿ト宛

27(ハリ紙)

薩摩國指 任先例、 「宿郡此内秋満名同地頭借 「相」 미 被 領 之状如件、 (間カ 事、 為析 所 所 相 計 也、

永徳元年十月廿三 (掌力 日

玄氏久久

頴娃

播 摩守

||天授| 一年丙辰七月廿 五日能登守忠勝寄進状

至徳四年丁 神主賀茂武家トアル 卯卯 月廿 卜也、 九日新宮再興棟札 亦指宿氏時ノ 日 那 大願主肧分 同

...廿八年辛丑正月元日ノコトカ、

佐多伯耆守親久正

月

應永六年己卯正月廿八日新宮ノ東宮棟札ニ、明徳四年癸酉十月十一日沙弥より指宿殿 原 久勝 并 源 || || 安、 別者平忠和、 神主賀茂武次トアリ 大旦 那 藤

谷山 頴娃 是モ四十町 平忠和モ亦指宿氏ナラン、 冒 モ御退治候シ、 八十 前 ト出タリ、 ·給黎四十町 御舎弟久豊公御遣、 左アレハ、久勝 山田聖榮云、 指宿四十町 ハ御家ノ人ナラ 元久公御代 南殿卜申 御料所ト -相成 Ļ

 $\sim$ 

即

南

殿

初名カ、

糺スヘキナリ、

帰、

頼、

此頃 主ニ 同 城衆トシテ指宿ニ被差置候処、 田 三町 十四四 成 ノコトニ 候テ不届 并薗六ヶ所御寄進ノコト、 年正月廿二日、 ヤ 付、 御内ノ奈良美作守兄弟ヲ久豊公ヨリ 元久公ヨリ迫田村ノ光明寺ニ水 討手被遣降参、 傍輩共ヲ追出、 福昌寺文書二 是 ハ鮫島族ト 見ユ、 指宿: 聖 城

一同廿七年庚子、「應永記」 ワリ 敵對、 知恩是也 也、 匠作山 知行シ、 乞路之口ヲ落去、 東御座時奉公申サル 雖 被召成名字二、 頴娃ニ押寄せ給、 是者頴娃之一 成御敵奉射矢、 、依宮仕勞、 取巻テ被誇間 族ニ小 頴 牧ト云者 皆人不 娃 ガラ玉 不及

榮ノ説アル

也

元日ニ指 宿ヲ 乗取タル コト、 佐多氏ノ 旧 記 に見ユ、 左

如シ、

馳来申処ハ、 数か度也、 指宿之城二仕乗時、 口能有問敷申、 也、 御崎忍入、 門之鎖穴之尺ヲ取、 城内人数計ニテ番 其時分嘉例を以佐多家に年夜御酒 左候而、 元日 指宿城明日御 就夫俄御打立指宿 I暁内 指宿之花園 本橋出水介彼城へ忍入内事を聞取 より門 所大かたニ 左候 馬ヲ向、 間開力 洏 鎖ヲ作、 へ座頭居す、 而  $\square$ 江 候間 能 御發向、 直ニ外士 無く城ニ 被下 十二月廿 御 出水介質 是以 候 向 衆 仕 候 /١ 内 九 謀 正 *7* \ 月 城 H 略

日御酒被下候事

内

Š

"佐多左近大夫元忠法名淨慶指宿 佐多親久攻陷サレシモ十二月二十九日本橋和 十二月二十九日并七月十三日、 按二、今和泉清見カ城ノ城主池田信濃守カ靈ノ由 ハ多羅ノ嶽ニ鬼火多ク見ヘルトナン言傳ヘル ヨテノコト 時 ノ城主 ハ信濃守コト ・ニテ、 池 田 ノ城モト カ 所ヲ領す、 『池田信濃か跡に佐多元忠 又ハ月々ノ二十 į١ 揖宿 親久弟なり』 ラ内 1 泉 由 モ 力 九 ロニテ、 註 右 日 聞 ケ 准

清見城ヲ守れるならん

接二、紀氏ハ帖佐ノ平山氏コトカ、栗野調所氏文明十層主紀氏武里并次郎四郎」「専气保祐」「治部允家次」(リ脱カ)札二、當郡聡地頭紀氏武時、旦那同氏武數ナトア札二、當郡聡地頭紀氏武時、旦那同氏武數ナトア東正二年丙子九月廿一日西方村中川ノ高祖社造立ノ棟康正二年丙子九月廿一日西方村中川ノ高祖社造立ノ棟

年頃 憑候テ指宿二三ヶ年堪忍申候、 ノ古書ニ、 平松武家ノ嫡子 其後帖佐 初菊丸、 幸山 惣領之平 大陽寺出 Щ 殿

家仕罷居之也、 併知べシ、

領主紀氏延縄ト 同三年丁丑九月十日西方村上吹越ノ諏訪社造立棟札 一勧進沙門比丘栄範トアル ŀ Ż, 亦前

武数コトカ、

寛正六年乙酉四 月 + 町 |村光明寺六觀音堂ヲ心岩和| 尚

建立スト云〻

大旦

一那藤原安次トアリ、

誰

コトニヤ、

應仁二年戊子九月東方村木ノ下 間水社造立ノ 棟札

『〇』文明二年正月新宮ノ鰐口 = 願主 前 田久次ト ア ij

同六年甲午八月ノ頃、 仁 九郎右衞門尉久継卜見 三ケ 国 ヘタリ 歴 Þ 御 家 衆 ラ列 揖

キ島津氏故苗字ヲ書セス、 久継 *)* \ 平 Ш 城主島津豊後守季久 後 ハ平山越後守忠康ト云タ ジェ 男ニ テ、 時

ル人也

『〇』同七年乙未十一月新宮大明神 當領主島津九郎 衞門尉藤 源久継、 社再興ノ棟札 紀氏武時、 大願 主

賀茂家次、 紀氏武時、 大工左藤信綱

同八年丙申三月五日、

頴娃ノ

城主顯:

根占城主禰寢山

城守重清

• 髙

Ш

城

主

肝付河内守兼忠 娃兵部少輔兼心

後守久継ヲ相攻メ、 給黎城主蒲生刑部少輔宣清等、 同二十三日、 兵ヲ合セテ右ノ島津 遂 揖宿城 ヲ陷シタ 越

ル コト、 頴娃譜 出 タリ、

同十四年壬寅十一月二十六日新宮東宮棟札、 部忠清、 次者清辰、 藤原義兼、 加茂神主重家

大旦

那

建

『〇』同十五年十二月廿一日新宮西之宮鰐口 家トアルト也、 按ニ、 重家 ハ賀茂氏ニテ神主 ナ 願 ij Ě 重

H 那 ハ前後ヲ推 テ考レ ハ禰寢氏ナラン、

同十九年丙午、 當郡聡地頭 民部忠清專气保祐、

日

那

同

武数ト

中川

髙

祖社

出

[タリ、

別当藤原氏

『○』延徳四年壬子二月十日新宮再興ノ棟札 ァ 大旦那 也、

建部忠清并伴氏女、 大願主賀茂重家并宗安ト ĺ

按ニ、 守堯重カ初ノ名ナリ、左アレハ、右ノ文明八年三月重 忠清 上 城責シタ ル 禰寢重清ノ子ニテ、 大和

三州太守忠治云∠、

按ニ、

大永五年落城シタル指宿!

七年ニアタレハ、揖宿城ヲ其時受取タルハ重清ニテ、清等四家ノ兵ヲ合セ島津久継ヲ攻陷シタ以後此年迄十

忠清旦

一那タル

コト右ノ通ナラン、

岩田 明 藤 テ移玉 應 田 筑後守 ノ 馬場 頃 ル時、 忠国 長田 小 原ナト云指宿士隨身セシトナリ、 公御十男島津摂津 指宿備中守・神田土佐守、 山﨑・ 竹下・ 鮫島・相良・大江 介篤久順久指宿 其外牧 尤供 拝 領

シテ移

ĵν

衆

略

『○』永正三年丙寅十一月二十一日新宮東宮再興ノ棟札『○』永正三年丙寅十一月二十一日新宮東宮再興ノ棟札

棟札 立棟札二、 『○』同五年戊辰十一月十九日東方村湯之上ノ仙之宮造 『〇』同年戊辰十二月二十 時 ノ地頭ニヤ、 當城堅守剛平朝臣 大旦那平秀豊當城安穏、 誰ナル ヲ知ラス \_ H 高野石州 田良浦多羅大明 重直 大工家次云≥、 百 神 金吾宗重 再 是 興

永正九年四月二十四日忠治公御家老伊 三年五年ノ棟札ヲ一見シタキモノ 直等 年迄二十一年ノ間ニ祢寢忠清カ指宿 ヨリ 代官高野中務丞朝久ト云モノ市來ニテ合戦セシコ 指宿次郎忠光ノ四弟高野忠直カ四 别 *7* \ 請 御退治之時者、 ヨリ百五十年マへ延元三年ノ古文書、 云、其子忠光ノ七男ヲ忠長ト云、 月迄ハ平秀豊城ヲ守リ、十二月ハ右通重直守レ 見守重直モ此石州重直ナラン、 ト見ユ、 ヨリ十八年シテ落シタルト見ヘレハ、 、タリ、 が城力、 ス地頭カ、 可 永正五年十一月大旦那平秀豊ト ,禰寢大和守堯重忠清 進云とアリ、 ハ島津篤久ヨリ守ラセラル 右ノ重直宗重此等ノ族胤ナラン、 重直モ其子孫ナラン、 跡二移ル乎、 又其十二月城ヲ堅ク守レ 指宿之事、 是ニテ考レハ、 詳ナラス、 贈ル誓書こ、 御先知行之上者、 系ニハ 地頭 左アレ 四男髙野平四宮 其子重貞、 延徳四年ヨ 也 高野氏古系 力、 7 ラ 上ラレシナラ 永正 朝久ハ ハ、 ĵν 地 指宿入道成 ル 鹿屋其 指宿 知縫 何 21 又永正 禰 此 Ŧi. レ 「郎忠頼、 殿助 見 岩 寢 1] 無異儀 其子宗 圖 永 ij 永正 卶 う十 モ 見守 ヨリ遣 [ヲ接 エ 正 ザル、 永 敵 1 榮  $\overline{\mathcal{H}}$ <u>Ŧ</u>. 重 各 重 カ 重 年

永正十三年丙子三月神禄日地頭嶋津接州道篤久ト上吹(無力)

越諏方社 ノ棟札ニアリ、

『〇』同十五年戊寅三月念七日宮ヶ濱ノ御崎社再興棟札「前」 三州太守藤原朝臣忠隆、 地 頭篤久、 代官長田 苸

摂津介頼久ノ事ニテ、篤久ハ初名ナリ、

光

別当藤原云≥トアリ、

按ニ、

此卽喜入家二代島津

一八年正月 ノ頃、 篤久君ハ指宿城 グー中 城 隠 居シ玉

1 申 Ļ 清隠様ト申上、 法名ハ空山ト云、 其御養子忠誉家督ニテ、 内城ニ居玉ヘルコ ١, 亦摂津介 空山

日記二出

[タリ、

大旦那藤原忠誉公、 『○』大永二年壬午十二月十二日新宮宝殿再興ノ棟札ニ、 大願主加茂氏神主家次并天立三位

大永四年甲申十二月三日中川髙祖社ノ棟札 = 藤原朝

坊トアリ

臣忠誉公

同五年乙酉、 允兼洪攻取タル 指宿石見守重直カ守レル コ ١, 頴 在ト言傳へ 娃 譜 出 タリ、 指宿城 頼 (久君山) ヲ頴娃左

> 境 テ戦死ストアリ、 此 乱モ 同 時 ノコトカ

落タル乎、

糺スヘシ、

又頼久ノ臣田代肥前守清隆指宿

**%**1 (行間)

座候事、 明暦四年戌八月十日竹内蓮光覚書 殊之外手柄被申二付、 顕翁源忠ノ御代大永五年乙酉之年切取、 其忠節として道参江頴娃殿より 指宿之城頴娃 津曲道参

**%**2 (行間)

地

頭被仰付候、

源忠寺は顕翁之御代『御立之寺『而候云》』

貞享三年寅六月廿日田代五右衞門覚書 為与力被召附罷出於彼地 目頼久様指宿御領之時、 我等先祖田代七郎と申者従御公儀 頴娃殿領内堺 二而軍兵被為向 芸 御當家御二 代

時發向、 戦死仕候云쌏

『〇』大永六年丙戌十一月十日西方村

ノ大園

\_ P

ĺ

辨

財

『〇』享禄元年戊子十一月九日新宮二竜社再興 天造立ノ棟札ニ、 軍主勝久、 別而者當領主伊地知重茲、 旦 一那知レストアリ、 改見タキコ 大願主賀茂神主 棟札 一卜也、

家安トアリ、

頭平朝臣重茲、大工高根本吉、鍜冶藤原藤家、勸進旦那三位享禄三天庚寅霜月初六日、再興洗人社一宇、大願主賀茂神主 同三年庚寅霜月冬初六日、 敬白再興新宮西社 當地 守

テ

戦死、

墓モ山

王追ニ

ル

此時

コ

1

カ、

頼久君ノ忌日ハ二月廿四日ナレハ、

其日ニ

城モ

護藤原 月六日聖宮棟札 朝 臣勝久、 當地 = 當地 頭平重茲、 頭平重茲、 賀茂神主家次、 神主家次并 勧 并 准 十

那三位公

**%**3-藤 『○』 同四年辛卯 源朝 臣勝久、 千 地 頭平 月六日新宮東宮再興 朝臣重茲并加茂朝臣神主家次 徚 礼 守 護

同 年西ノ棟札 = 守護藤原朝臣勝久、 加茂神主家次

宗安三位公

**%**3

(頭注

享禄四年八月彼岸、 奉掛新宮二王両尊、 願主町田讃岐入道七十

九作

『〇』天文二年癸巳十一月朔日西方村赤崎 · マ 造立棟札二、 當守護 藤 原朝 臣 勝久、 地 頭 平 朝臣 在ル九玉社 重 茲

入坊家安、 重茲ハ伊地 知氏ナリ、

分ハ右ノ田代ヲ勝久公ヨリ守ラセ置カル ヲ賜テ指宿 同年十二月十九日、 地頭職 ヲ仰付ラレシコト 貴久公ヨリ 類娃左馬 -アリ、 ラ討取 允兼洪 按ニ、 Ĺ トノ 其 御 時 書

仰 出 ナラン

右ヨリ三年目、 津曲若狹守伴兼任入道道参押寄セテ、 同四年乙未九月二十七日、 指宿地 兼洪 頭 田 代民

> 部介攻陷シ、 遂 道参地頭トシテ頴娃氏 ノ領地ト ナレ

IJ 野 間口蔵之助ヲ山川主取ニ移

天文七年戊戌十一月三日新宮脇宮

宇再興棟札

当

郡主伴氏頴娃金徳 丸 地 頭 津曲若狹守伴 兼任、 神主 Ш

衞景久云と、 中兵庫助橘安信、 按ニ、 大工田中佐渡守秀長、 金徳丸ハ兼洪嫡子兵部少輔兼友 鍜冶上 一野神兵

セシナラン、

小字ナラン、

此年正

一月父兼洪卒レハ、

十歳

シテ家督

村二立テ聚星軒ト云、 此年正月二十八日、 翁 源忠居士卜云、 源忠寺ノ大旦那也、 Щ 位牌モ墓モ在ト 城守兼洪三十三ニテ卒、 明曆四年竹内 道参寺ヲ十九 法名 蓮 J 顕

光覚書こ 出 タ

同九年庚子十一

月廿日多良大明神棟札二、

大旦

那

伴

兼

友 時奉行津曲若狹守兼任、 本願主當城主氏女

年 辛 子 士 十

≿兼任、 同十 同 Ŧ 干 部 ノ供養塚十月廿七日ニ建ル所ノ石光明寺ニ 右ノ兵部少輔、大願主田中兵庫助橋安信、 年壬寅自六月 (庫助橘安信、大工田中佐渡守秀長、月六日新宮脇宮ノ棟札ニ、 日 至十二年癸卯六月廿 旦那兼友云「地頭 カチ上野景久 应 ーアリ H 法

郡主伴氏兼任法名道参、 若狹守兼任入道道参仕置シ 按ニ、 時ノ旦 テ 都 主ト |那兼友十四歳 力 パクニ ナ

兼友、 馬丞伴兼堅、 同十八年己酉十二月十六日、 同十四年乙巳十二月社壇棟札、 地頭津曲若狹守伴兼任、 地頭津曲若狹守伴兼任、 造立東宮社一 神主 大旦 一那頴 田 大願主里但原(宮脱カ) 中 但馬守橘安信 娃兵部少輔伴 宇、 頴娃左 馬守

二十年辛亥二月西方村外栫ニ存ル 当郡主伴兼堅、 紀正重、 中 地頭津曲若狹守伴兼任、 カチ上野、 正重号耕 野首権現造立棟札 座主 頼昌云≧、

大工田

春斎

主大法師頼

久

大工

田

中源

Ŧ.

左

卫

門純貞、

鍜冶上

野神

按ニ、

兼堅ハ兼友ノ弟ニ

テ、

頴娃常陸介

也、

津曲

*/*\ 兼

任ナラン、

地頭兼攸、初 一二十一年壬子十 地 同二十一年壬子十一月四 頭兼任、 地 頭津曲若狹守伴兼任、 神主宮里、 正重云≥、 聖宮懐殿宮棟札、 奉上葺新宮聖宮一 Ħ 脇宮 大願主神主宮里 宇、 宇、 郡主 當郡主件氏 郡主伴兼堅, 一件兼堅 但馬守 紀 兼

1 供養石二、 同二十二年癸丑十一 正 重 アルト 座主頼昌、 ソ、 郡主 此領山 津 曲中 大工田中右京進純展、 月十七日光明寺ニ ノ位牌ハ聚星軒ニ在ルト 務丞伴氏兼音法名領 建 ル法華 カチ景久、 Щ 一舜宗 也 部

> 永禄七年甲子十一月八日開門新宮大明神社壇 神主宮里但馬守紀宗由云と、 大旦 那 頴娃常陸介伴兼堅、 右 ノ中務后 地頭津曲 若狹守伴 若狹守ト改 再興棟札

ケルニヤ、 左アレハ兼任入道道参カ子ナラン、

同 地 ..九年丙寅十二月廿四日大園 頭伴兼音、 領主鮫島出雲守藤原宗房、 ノ辨財天、 大旦 願主宗延、 那件兼 堅 座

同九年丙寅新宮棟札、 兵衞景乘

同九年丙寅十一 本 願主当願主頴娃縫殿兼文、 月十五日多羅大明神、 大願主

伴兼堅、

時奉行津曲若狹守兼音

時奉行津曲 若狹守伴兼音、 作事奉行鮫島 但 馬 守

札二、 永禄十一年戊辰二月東方村中福良ニ在ル天滿宮再興棟 左京進、 本 願主当 願主頴娃 木ノ下間水社大旦那頴娃常陸介伴 縫 殿尉兼文

元亀元年庚午十一月八日新宮棟札、地頭津曲若狹守伴兼音、大願主萩原隠岐守伴札ニ、地頭津曲若狹守伴兼音云と、 兼慶、 當地 頭 津曲若狹守伴兼音、 大願主神主宮里 大旦越頴 娃 小 应 郎 耕

春 斎 `

伴

同 |年辛未十二月吉日、 大旦那頴娃小法名昌岳衞安居 小四郎、地頭之間、、、在西之原 津 曲

アルモ舜宗也

若狹守兼音、 神主宮里宮内丞正 盈 願主鮫島六郎左 卫

門尉ト

髙祖社

ニアリ、

天正二年甲戌九月二十五日湯上仙之宮棟札、 地 頭 津 曲

天正三年乙亥十一月九日荒仁・ 若狹守伴兼音、 大願主井 瀬地新兵衞 藤原好 聖宮、 大願主

娃 小四郎伴兼慶、 カチ上 當地頭津曲若狹守伴兼音、 山野肥前守、
田中土佐守純貞、 懐殿 神主宮 蘏 里

但

馬守正次、

奉上葺新宮荒人宮一字、 奉上葺新宮聖宮 几 郎 兼慶、 地 頭兼音、 宇、 當郡主伴氏兼慶、 神主正次、 郡主伴 ·兼慶、 座主讀 地 「頭兼音、 畢 大願主題 タ ĵν 娃 神主 小

○上葺ノ新宮懐殿宮 同十年癸未小春法華千部供養塚師頼明寺ニアリ、 宇云≿同

正次、

座主頼セン、

大工カチ同

Ę

湯豊宿 若狹守伴兼音カ法名ナリ、 郡 居住領山舜宗居士トアルト 勝目 聞書こ 也、 津 曲俊宗入道 是 21 地 頭 津

曲

慶大姉トアルト 同 十二年小春、 也 右 ア塚ヲ 是ハ兼音入道舜宗カ妻ナラン、 建タル =, 其御臺法名喜翁 妙

竹内蓮光明曆四年戌八月十日覚書

与三乗候馬之尻を御さし候へハ与三い 左馬殿御死去之事ハ天正十五丁亥ノ八月四 候、 付、 申 馬ほきニ飛入候ヲ、 より指宿ニ越候野くびのみのふと云所ニ而与三乗タル 嫌二入、左様二被遊候処二、 与三を先ニ被遣、 企 其比指宿之内ニ清見城と申所之百姓以下之者共野心 刻 候、 御馬二て御越候、 由被聞召付、 而御勝手之ものニ而候、 落馬之所 日数四 御年三十才ニ 其時落馬被成、 日程間御座候而、 ハ田むき山とも申云と 其もの共を可 其跡より左馬殿御馬 左馬殿御乗馬かれニ驚、 而 其刻京衆ニ皮屋与三と申者左 御遠 左之腕ヲつき折被成候、 行、 かのもの『馬御乗せ被召 与三馬鞭 誅 天正十五丁亥八月四 法名桂岳林昌 由候而、 やかり申ヲ ノ上より 頴娃. 驚 一候て、 日にて候 より 居士と申 共二飛入 鞭 其 E E 故 御 馬 指 娃 氣 而 列 ヲ

之御代二御 指宿之城頴娃殿御座候事、 酉之年切取、 して道参頴娃殿より指宿地 候寺ニ 津曲道参殊之外手柄被申 而 候、 同所十九町名之内:聚星 頭被仰付候、 顕翁源忠ノ御代大永五年乙 付、 源忠寺 其忠節 *7* \ 顕 翁

と申候而源忠寺末寺御座候、是ハ津曲道参立置候寺ニ

而候、于今道参牌在之、同廟所茂御座候事、

天正十四丙戌十一月七日、再興西社一宇、大旦那頴娃

繁、迁宫頼久、座主頼膳、願主宮里但馬守紀正次、大左馬介藤原久虎、當地頭同左近将監兼延津曲若狹守兼

工田中播广守純廣,

カチ坂本主計助森長

# 慶長九年鎌田出雲守政近地頭ニ移ラル時、田布施ヨリ \*\* 夢唐人子也、文之弟子、政近拳テ士トナシ召列移ルト也」 \*\* 夢唐人子也、文之弟子、政近拳テ士トナシ召列移ルト也」 「△山名牖 \*\* リ公領トナリシナラン、竹下勘兵衞トヤラカ聞書ニハ、其レヨ 集院幸侃ノ讒ニテ頴娃・指宿・山川召上ラレ、其レヨ \*\* 集院幸侃ノ讒ニテ頴娃・指宿・山川召上ラレ、其レヨ \*\* 東下天正十六年戊子霜月、兼堅孫頴娃弥三郎久音ノ時、伊一天正十六年戊子霜月、兼堅孫頴娃弥三郎久音ノ時、伊

永門市蔵所ニ旅宿、雨中ノ徒然筆ヲ燈下ニ起シ、翌叶衞兼攄・菩堤所長善寺寛光和尚等同伴、西方村福古、此節鹿籠御屋鋪ノ御先墓糺方トシテ、役人末野

**※**7

**%**5

七十三人移サル、

是ヲ外城ノ始リトアルハ不審ナリ、

**%**4

**%**6

庚子三月二十日、伊地知季安漫艸、

日巳尅ニ此冊ヲ成ス、

糺方ノ導ニ便スル耳、

時天保

「二年甲戌九月廿五日湯上仙之宮、地頭津曲若狹守伴兼

<sub>(音力)</sub> 大 **%**1

**※**2 (行間)

願主井瀬地新兵衞藤原好林」

久、地頭阿田内膳正」 (多ヵ) 正保四年丁亥霜月廿二日坂瀬ノ四所明神再興、大旦那藤原光

※3 (行間)

慶安四年辛卯三月廿七日前園ノ鎮守社、「州太守光久、地頭

藤原忠榮」

※4 (行間)

後来テ指宿ニ匿ル、子筑前ハ供シテ伏見ニ居レハ、孫彦右「一長野彦右ヱ門祖父讃岐入道一是鶏卯ハ幸侃ニ而、幸侃滅却

故召出サレ、筑前入道静閑橋ノ口河崎ニ居、彦左ヱ門ヨリ

召出サレ候」

**%**5

(行間)

ニ御入、惟新公長松院ニ御入、御首途ナレハトテ長勝院ト「一慶長十四年、琉球□軍衆渡海ノ時、家久公指宿城下御假屋

改メタモフコト、竹下キ」

※6 (行間)

「一光久公御仮屋摺之濱 " 有之、地頭仮屋同前候処、正徳四年

280

午十一月、地頭島津大蔵代、麓長野六左ヱ門・東郷清次郎

※7 (行間)

師甚左ヱ門屋敷

二被引直候、

未正月成就也

「宝永元年申七月、噯仮所麓ニ立候

頴娃御家聞書

竹之内蓮光

候、又宗観頴娃殿と申候而竹之内家之先祖頴娃殿ニ而一薩刕頴娃之郡、むかし純友頴娃殿と申候而御座候由承

子 ニ 而候哉、 家ヲ御継被成候付、 御成候由承候、 千手堂二而切腹被遊、 殿御事日州宮崎之城番ニ御越候處ニ、いかやう之儀 候事も御座 御成候て、 御成、 宮崎ニ而家中衆何れも討死、 頴娃城二御座被成候處二、 一候由申候、 後ハ打死被成候、 61 かやうの御筋之人とハ不存候、 頴娃殿家中衆鮫嶋因幡·竹内弾 御跡次無之三付、 其後南殿と申候御人頴娃城 ソレヨリ嶋津勝久公養 嶋津殿かこしま 南殿も中間 勝久公嶋津御 二人 此 主 南

帯外公より肝付殿へ御談合ニ而、肝付殿二男兼政と申一勝外公より肝付殿へ御談合ニ而、肝付殿二男兼政と申一勝外公より肝付殿へ御談合ニ而、肝付殿二男兼政と申一勝外公より肝付殿へ御談合ニ而、肝付殿二男兼政と申

H

髙何かし右三人江

頴娃之城番被仰付置候事

281

こて候事、

勝久公之御筋ニて候ニ付、 候ハ、我∠三人ニ番被仰付置候間、 右三人勝久公之御跡「頴娃之城番仕罷在候、 兼政頴娃 二御初地入之時、 鮫嶋因幡·竹内弾正 頴娃之御家高家と申候事、 兼政ヲ入間 日 敷由 I高被申 日 達 髙

而被申 御給候ヲ、 談申候ハ、 候、 我 嶋津殿と肝付殿御相談之上ニ而兼政 鮫嶋・竹之内ハ親類間之事に候条、 ~校量ニ而相背申候 ハ、、一 旦者其邊こ 両人相 へ頴娃

候而、 而も、 儀 日 間御座候 ソレ 已来遂間敷儀二候間、 ヨリ兼政頴 其間 ハ頴娃之内上野村之百姓所へ 娃に御入城被成候、 嶋津殿御意二 右かけ 随可申由 引之 御 申

知行三町ツ、被下、 堪忍ニ而候、 へ被下、 今ニ御座候、 其忠節として兼政之代より上野名字右百 分限重ニて候、 鮫嶋・竹之内 日髙家 ハ右忠節として ハ兼政ヲ相

兼政頴娃『御入城之時ハ、 指宿 二日髙名字一人も無之候事 御幼少之髪ゆい房主として

背候二付、

頴娃ヲ追放被成候、

ソレニ付今まて頴娃

二

殿より相付被参候、竹内六兵衞筋ハ右之筋ニ而候事、 之堂へ被罷居候、 肝付殿方より相付被参候、 又おや分として竹内應外と申人肝付 彼房主指宿十町名之内かと

> 恕山了忠之御代ニ島津殿より御振舞御給之時、 頴

谷山之内辻之門・黒丸之門頴娃殿御知行にて候、

娃殿食椀ニ手をかけ参候ヲ嶋津殿御覧ニ而 頴娃 殿 *)* \

見苦敷儀ヲ被成候由

候處二、

頴娃

殿御申

候、

頴娃事米

無之所ニ而粟ノめし計被下付、

くせニ罷成候

由御

申

候

へハ、嶋津殿被聞召上、臺所付として右二ヶ村ヲ則 御

給、 頴娃落去まてハ格護被成候事

まて六十四年頴娃頴娃落去まて持留ニ而御座! 年乙酉之年切取被成候、 指宿之城頴娃殿御取候事ハ、 ソレ ヨリ天正十六年戊子之年 顯翁源忠ノ御代、(兼洪) 候、 大永五 指 宿

之城切取候時、 節として指宿之地頭津曲道参へ 津曲道参殊之外手柄被申候二付、 頴娃殿より被仰付、 其忠 数

年地頭被仕候事、 而 源忠寺末寺御座 御立候寺二而 候、 候、 無其隱候、 同所十九町名之内に聚星軒と申 是ハ津曲道参立 指宿源忠寺ハ顯翁之御代 置候寺ニ 而 候 候

于今道参牌在之、 同廟所も御座候事

顯翁之代二、 上まて御馬被向候よし頴娃ニ相聞得、 미 被成由 候得共、 御息徳崇御幼少之時分、 顯翁出 仕不成ニ 付 嶋 津曲道参幼少之 嶋津殿谷山 津殿 ぶより 坂之 出 仕

様子

さら 共 参さしちか 御 御 ゥ 目 老 取 / 取次可 次頼 見得被 御 取次頼 Ź んと相 成 被 由 候、 成 申 由 候、 入由 被 右 極 仰 コシウと申候 コ 候 申 シウ老道参氣 洏 候 コシウ コ . 共、 シウ老御 無御 ノ袖ヲひか 21 幸 取 色 合点候處 倞 次 ヲ 御 ノ \_ 御親父 覧 而 嶋 取 津 是 候 殿 非 道

内

付、 御 娃

殿

ヲ

1

だき申

候

耑

坂之上

\_

打

向

御

老

中

伊

集院

コ

殿、

九兼郎有 を以 なと被 うとノ 而 殿 候 殿事 九 事 ヲ 郎 肝 進 頴 候 衍 頴 殿 娃 グヲ取立 洏 殿 殿 娃 御 \_ 殿 座 仰 御 御 頴 惣領 候 頼 申 由 彼 娃 = 方 付、 殿 候 = 処に、 而  $\wedge$ 御座 九郎 な 候得共、 L 頴娃 被成、 殿事 可 申 郡 家中之士共、男左 由 頴 肝 娃 候 姓以 而 付 退 一殿より 出 乱 被 下之者 ヲ 成 おこ 知 企 行

7 頴 門まて 候 娃 而 頴 士とも 御 (娃之城ニ矢ヲ射 越 候 開門へ 7 御 座 寄 候 處 か か け = it 候、 九 頴 郎 娃 九郎殿事 殿 新左 并 座 衞 主 門 21 殿 共 肝 太将 付より 於社

頭 二悉打果候、 未七月十八 日 座主 \_ 而 頼 領法印 候 然其御 21 Щ 舎弟左 下 討 候、 馬 年号 殿 頴 娃 ハ 殿 元 鲁

御 恩寺崩と申 成 候、 九 郎 殿 候 座 主 左馬殿おや分被成候頴娃 御 廟 所 開 門 于今御 座 新左 候事 衞

> 分ニ 越 61 前 何 け アラク御 其外竹之内 ħ À b 被 竹内兵部 申上 證 恩寺 座 候、 被 黨左 = 成 候 竹内甚介 取 其 籠被罷 儀 而 馬 より 殿 \_ 付 ^ 御 御 御 居 竹内 腹立 家相 候 61 ラ、 it 少三 候 ん被 續 悉被召 で可 間 郎 敷 申 被 Ė 候 岩果 神宮寺治 果 候 由 候、 ハ、 由 遮 竹 偂 今

左馬殿御 召果候、 都合百卅 部 隼 被 討 人  $\wedge$ 候、 代ニ 人 被 其 頴娃 時者蓮光二才之時 仰 彦山 時ニ 计付被召果候、 新左 政所へ 被相果候、 衞門殿事あまり 御寄進とし 其外餘多被討 譜代之よき士右之時ニ 而 候 て頴 由 おや分過 お 娃 P 咄 野 妻子 候而 承 候事 駒三十 共 被 大

分之御寄進 之由 于今も 風 聞 申 帹

同

御代開門

御

寄進とし

三疋御上候、

使僧

21 指

宿之内岩本ノ東光坊にて

過

射手刀二 ちいさ刀仕立ニ而候、下長さ一尺三寸、谷山作、 下緒眞紅也、 腰

箱之 相ニ及、

太刀四

[かう

長さ二尺計、

谷

作、

但七所

拵

供

公衆刀六

かう

長さ二尺計

谷山

作、

但太刀拵

神 嶌 鞍 

右

門

合刀十二かう・ 鞍  $\Box$ [御寄進 也、 開 門 御 毎 年

左馬殿御代、 弾正殿も同前ニ被遊候、 鏑流馬之時為用之御寄進也、 ん御兄弟之儀候へ共、 共 左馬殿ハ かこしま御稲荷 御家にて候ニ付、 右之通ニ御座候支、 肝付殿ハ左馬殿姉聟殿ニ而 于今開門座主へ在之也 二而鏑流馬被遊 上ヶ馬被成候、 慥二覚申候 候 が 肝

せ 候 付

無其隱候事

三面 左馬殿儀別而御 にて候、 息弥三郎殿ヲ御取聟ニ被成、 候、 左候而、 弥三郎殿未ノ御年にて候、 出頭に候事ハ、 左馬殿より御祝言ノ御使頴娃より齋 黄門様御妹様ヲ御契約 惟新様より左馬殿御 御妹様も未 グ御 年

事

竹内宮内少事ハ蓮光おやにて候事 後かの鷹それ申候而、 惟新様より赤婦と申鷹一 惟新様より之御使栗野より四鉢殿頴娃 ふさ計落候て在之候、 鷹ハ何方へ参候哉不相知候、 頴娃之内かうむりと申所へすゞ 羽左馬殿へ御給候、 へ被参候、 然處こ其 其刻 右

藤治部左衞門・竹内宮内少栗野へ

惟新様へ参候

家之由 頴娃 左馬殿御代二御犬追物御 生而 被仰候、 候間、 左馬殿御申候ハ、 御家名乗ましき事ハ有間敷候、 座候時、 勝久公之御 公儀より 領娃 跡ヲ次候 御家之 殿 他

> 御神事二毎年御紋之幕張申候儀無其隱候、 上様被聞召達嶋津二 候 證據として十文字ノ幕前≿被下、 ハ、其刻御沙汰可被成儀に候由、 相濟、 御犬之時嶋津と御名乗候: 永≻格護申候、 達而御申候 他家之儀 いこ付、 開門

左馬殿御代、 年丁亥ノ年にて候、 頴娃城ニ五階作被成候、年号ハ天正十五 此 五階作日数百日 二成就申候、 惣

大工は開門之大工田中土佐仕候、

其外餘多之細工人、

士之内ニも細工きよふの衆ハ罷出 候而成就仕候、 角ヲかなくさりニ而 其時ハ蓮光十才ニ罷成候、 つり候て御座候事なと覚申候 候而、 其間とヲ請取 五. 階 ラ四方

頴娃落去之後ハ五階 ノ大中ヲ大風ニ吹折御座 候 ハ見申

候事、

指宿 被召列、 馬殿別而御勝手之ものニ而 其比指宿之内にきよミノ城と申所之百姓以下之者共野 左馬殿御死去之事ハ天正十五丁亥ノ八月四日ニて候 心ヲ企由被聞召付、 へ御馬にて御越候、 与三ヲ先ニ被遣、 其もの共ヲ可誅由候而 其刻京衆ニ皮屋与三と申者左 其跡より左馬殿御馬 候、 かのもの シヲ馬ニ 頴娃 御 ノ上よ のせ より

殿と申

一候事

弥

三郎

殿六才

御

成

%候時、

頴娃落去申

候、

年号

天正

十六年戊子ノ霜月落去申候、

蓮光事ハ戊寅ノ生

而

候

其所 昌居士と申候、 御 候得共、 き折被成候、 か 正十五丁亥八月四日巳ノ刻 生ニ 驚、 而与三 驚候て、 n 申 而 頴娃 供養として坐候事 共ニ飛入申候、 |乗タル馬ほきニ 其甲斐無御 御 候、 頴娃より指宿 氣嫌ニ入、 指宿 盤此卦之御 其故 但落馬被成候所 両 に一付、 座 郡之社家僧打集、 其時落馬被被成、 左様二被遊候處二、 候、 日数四 人二 飛入候ヲ、 越候野くびのみのふと云所 左馬殿御事永禄 御年三十 而 日ほと間 ハ 御座候、 田 左馬殿御 むき山とも申候 歳 誓➤御祈念御 御法名桂岳 御 左 与三馬むち 而 座 元年戊午之 ノうでヲつ 候而、 乗馬 御遠行被 かか 天 林 座 n

郎

由

\_

Ш

かちっ

而

写三

|乗候馬之尻ヲ御さし候へハ、

与三い

Þ

+

相

弥三郎 より藝者あまたこて候、 て御 偂 御 能 座 殿御代、 候、 仕 候、 其 藝者ハ齋藤源介なとこ 所頴娃 左馬殿四十 左近 弥三 九日 |郎殿御幼少之御名袈裟壽 津 曲 ノ御吊御菩提所大通寺 道参下 而 候、 知 其外指 而 御 吊 宿

> 方ニ シ被成、 之様子ハ、 かこしま頴娃かり屋 殿御 而候由· - オニ 候、 寸 一候而、 被罷居候 0 又阿多源太殿 誕生二 如く可被参由 彼 罷 申 伊集院幸侃より頴娃殿ハ野心野心之由 両人ヲ打果被成候、 候、 明 成候時落去申 付 ル戊子 か、 其様子ハ、 而養子之儀御 左馬殿御上洛之時分両 候而、 ノ霜月落去申候、 被召寄、 平野民部殿公儀二仕違 候、 約束ニ 彼所之やうニ被召移 悔返被成候、 但天正十五亥ノ年ニ天子 それより直 右ハ幸侃 而 候処二、 幼少之弥三 親 人共二つれ 其 一谷山 類 被申、 いこん之 其後弥三 付、 候、 ||之内 郎 [讒 右 此 下 上 ヲ

候事 千代靍と申 而 儀方能様頼入之由御侘之時 候処ニ、 被召成候、 弥 三郎 其後千壽殿事被召果候後 殿 御腰物、 右之刀ハ幸侃より子息ノ千壽殿 ハ幼少ニ 弥三郎殿代二幸侃 候  $\wedge$ *)* \ 被 御侘事不達、 遣 候、 ハ御 雖然幸侃 物 へ被遣 罷 終二 成候 讒 候 被遣 言故 */*\ 顽 由 無

由 足

承

罷成候事

いこんも在之候、

彼是幸侃讒言故

而頴娃殿

深無足 ニ

被

公

弥三郎 :殿事高麗御出陣ニ御供被成候、 其時之供衆津 曲

事者、高麗ニ而十六才之御時御病氣ニ而御遠行被成候六兵衞・竹内九兵衞、其外餘多覚不申候、弥三郎殿御六兵衞・竹內九兵衞、其外餘多覚不申候、弥三郎殿御才介・同利兵衞與道常・竹內源右衞門・鮫島意安・竹內

殿へ出仕被成候由承候、右藥丸殿筋ハ藥丸刑部左衞門殿も嶋津殿御手ニ付不被成由申候、彼人死去之後嶋津肝付殿家老藥丸こうんと申候而、此人堅固之内ハ肝付

事

殿先祖之由申候事、

竹内蓮光先祖事竹内ノ惣領ニて候、氏ハ紀氏ニ而候、

兵衞事ハ右勘解由弟方ニ而候、其脇ハ鎌田蔵人殿内ノ脇ノ惣領ハ嶋津圖書殿内ノ竹内勘解由ニ而候、竹内九

前ニ罷下頴娃ニ罷居候家ニ而候事、竹内段介之先祖ニ而候、竹内之家ハ嶋津殿御下りより

明曆四年戌八月拾日 竹内蓮光育:看丁影英:看屋修家:而修事

在池水春意系圖ノ内」

純枝

『忠昌公』越中守 法名月松照江

頴娃郡村之内牧野門并仙田村之迫門領之、永正元年癸

疑取俵子、于時前鋒者開門長山甚九郎、後責者居住、安小船乗著兒ケ水川尻之間、走仙田、近邊放火少村小邑、亥八月十六日、小禰寢ノ士為将川添但馬助・濱崎織助

藤刑部也、純枝其夜在仙田、卒士民相戦、袮寢士敗走、

**訇之於川尻兒ヶ水之間打捕数人、於茲長山甚九郎被疵** 

矣、

揖宿郡○産物赤貝塩辛 ○田良 一尾掛 一宮ヶ濱揖宿郡浦二 摺之濱、湊浦 一摺之濱湯 湊湯

指宿

一平治之頃、頴娃三郎忠永領之、二男 (ママ) 一忠宗公御代、指宿郡司石堂入道と有之、

忠秀、其子小次郎忠成、其子又次郎忠連、同彦次郎忠忠久公御代指宿五郎忠光、其子太郎忠元、其子平四郎

十二年二月十八日之讓状家譜ニ見得たり、其時分迄領合、同頼忠、同朝忠、同光忠と系従、右忠合迄ハ應永篤、同能登守忠勝、同正忠、同女子師犬、同近江守忠忠秀、其子小次郎忠成、其子又次郎忠連、同彦次郎忠忠秀、其子小次郎忠成、其子又次郎忠連、同彦次郎忠

之欤、

一久豊公御代、奈良美作守領之、繁嫡苗なり、

Щ

Ш 郷

纂考

鹿児島縣廳より南十三里にあり、 北揖宿 今和泉の

両

郷

應永之頃、 奈良氏没落之後、 自久豊公頴娃美作守 兼政

西

ば

頴

娃

郷に境を接し、

東南

海に對す、

両郷を割て一當郷は揖宿・

郷損とせの

れ一

り郷

周

廻五里二十

町

Ŧī.

+

加

間

村落

四 成川 村村

拜領此

指宿城 應永廿六年之頃、奈良美作守兄弟守之、 背久

豊公命逆心故、 被攻落之候、

天文四年乙未九月廿五日、 當城、天正之比、 頴娃左馬介領之、 頴娃山城守兼供卒兵卒而

、祢寢右近太夫重長有故与黨於肝付河内守兼 因茲軍卒追討之、 有年于茲、 周防介重興下大隅内・伊東修理太夫義祐昭城主等背義久公、(田カ) 元亀二年辛未五月廿四 重長不屋越鳥後勸義 H 重成侵摺之濱、 續 重長 伊 地 知

權 中矢、然共不撓、 兵衞 鮫島主水 拔其矢、属挑戦後還、 村山 源次郎 丸峯民部 祢寢家臣柏 鳥濱大炊 原

完而

退、

Ż١

伊集院主計 同三郎五郎等戦死也

地

頭

仮屋宮ケ濱ニ在

大山 山川 村村 両郡に亘れる、故に

人員六千二百八十九、

戸數千三百八十六戸、

拔

「地理志

周廻七里程、 鹿児島札辻ヨリ午未方ニ當 ル 山 川

地

頭

仮 屋迄十三里拾壱町二十間

應泳、 ) 比 自久豊公頴娃美作守兼政 拜領

公ヨリ 鳴川 賜之、 村 應永年間与鹿児島武村同時二入來院重頼 ○當邑 ハ外国 己之藩籬. 也 為據其固 永 元久

為警衞者也 間鎌田源六左衞門清只 児玉某両士奉久豊公命移居此

地

セ ラレシ時今ノ村名 福 完村 指宿 郷 j /内ニテ 呼  $\dot{\wedge}$ IJ Ш ΪĬ 年 村 下相 蕳 不相. 唱フ、 知 Щ İΠ 郷

属

熊野權現棟札二、 明徳二年酉七月願主頼秀、

成川村之内小村・仝鱣村ハ指宿郷之内ニテ鳴川村ト相(川殿カ)

唱候處、 山川へ属セシ後成川村ト相替ル、年鑑不知

大山村ハ佐々木氏領地ニテ、氏神社ノ地佐々木殿屋敷

ト傳フ、

岡ケ児ケ水浦 頴娃之内二候処、慶安三年寅七月、光

久公上意ニテ山川へ被召付、寛文五年、浦へ被召成候、

古文書寫アリ、

(本文書ハ八・二六号文書ト同文ニツキ省略ス)

29「指宿氏蔵書」

薩摩国指宿郡内山河・鳴河事、 任相傳旨、 不可有知行相

違之状如件、

明徳四年十月十一日 指宿殿「能登守忠勝ニ當ル」

(本文書ハ「旧記雑録前編二」五〇六号文書ト同一文書ナルベシ)

30「入來院氏蔵書」

薩广国鹿児嶋郡武之村并指宿之内成川村事、 依有御志所

進置也、雖然申談候山北所領御知行之時者、

可返給候

應永十年十一月廿九日

仍状如件、

渋谷弾正少弼殿「重頼」

(本文書ハ「旧記雑録前編二」七一〇号文書ト同一文書ナルベシ)

3[禰寢氏文書]

薩摩国揖宿郡之内鳴河村之事

有 為料所所宛行也、任先例、不可有領掌相違之状如

件

應永十八年十月九日

**久豊判** 

祢寢殿 「山城守清平也」

(本文書ハ「旧記雑録前編二」八三七号文書ト同一文書ナルベシ)

纂考

沙弥判後

土矢倉城 娃氏居城也、 當郷治所の上なる山にて、往古山川の領主頴 由緒詳ならす、

地理志力

福 元村土矢倉 城 地 頭 仮 屋ヨリ 午未 Ì 方三 町 程、 廻 ij 拾

Ŧī. 町四拾間程、 前 代 ピヨリ 城 山 下唱 ラ、

纂考

 $\Theta$ [ケ城] 村成 沠 往古頴娃氏祢占氏と戦争の時、地頭仮屋ヨリ戌ノ方二十町程ト地理志二 | デリー 氏 0 營

所 なりしと 13 Š

馬脊城成川 村 土人 の傳説臼ケ が城に同 リ戌亥方二十町紀地理志ニ地頭仮見 程屋コ

地理志

合戦平が川村 往古 戦 場 1 · 傳 ラ、

地 頭(マ 系マ

指 宿 郡

Ш Ш

市 來織部

東 鄉安房守重治入道休伴

鎌田出雲守 寛永七年午霜月成川村諏訪社棟札ニミヘタリ、

慶長十六年熊野棟札ニアリ、

伊

國

東郷十左衞門 重 恒

土持平右 衞門

是枝喜右衞門快温 國分十左衞門友知

定、忠存坊快永ノ子、寛永十七年正月八日 左京友積ノ子ナリ、

種子嶋伊兵衞 時 壽

吟味役、

寛文八年申二月

ヨリ

菱刈孫兵衛重 敦 ヨ御

寛文十 可り、一番が、 年辛亥ト系ニア. 一年三月ヨリ、 ý

野津安右 衛門

ニミユ、 延宝五年巳八月十五日ヨリ、 元禄五年申六月十五日ヨリ、 八日トモ、 延宝八年棟札

市 來勘左衞門

·原為兵衞

階堂新五右衞門行篤後舎人、 宝永四亥十月廿九日ヨリ、 或二年酉十月三日トモ、 宝永三年戌正月廿七日ヨ

IJ

宮之原甚太夫通貫

日ヨリ享保十九寅八月廿六日マテ、後明所、用人、御勘定奉行、與頭也、正徳六年正月七初左門、宇右ヱ門 傳左ヱ門 甚五太夫 御

地理纂考」

熊野神社 八月十五日夜祭なり、 村山 Ш 奉祀 紀伊国熊野社 往古東光寺頼仁法印とい に同 Ļ 例 祭正 ^ る僧 月七 Н

建立し別當に任す、 熊 野 0 別當たり ならま、 しに、 故 第三世まてハ僧徒なり あ ŋ て當 国に下 'n しを 當社を

第四世頼宗より妻帯し、東光寺を宝乗院と改む、 は山川村八丁・指宿川原村神領なりしを、 とらしめ今に至れり、 定の後再興ありて、 して軍事を指揮し、 頼真に至り、 琉球国反して征伐す、 枚聞神社の神官紀某をして祭祀を司 頼真に命して祈禱せしむ、 してなし、當郷の宗社にして、往古別當寺今廃當郷の宗社にして、往古 島津家久山 寺社領勘落の 琉球国平 ÌЩ 十九世 13 出 馬

新熊野神社村 同所にあり、由緒前に同し、

時官に収入せり、

大永二年領主頴娃兼心・天文二十二年

頴娃兼堅等の棟札存せり、

家久此山に登り諸将の出船を遠望せしとそ、當社を建立すといふ、此地山上にして南海に臨ミたれは、時、島津家久諸将を送りて此所に胡床に倚りし跡にて、暖岩神社村。同所にあり、祭神詳ならす、琉球征伐の

此竹之山の南の方は海岸より壁立して甚險絶なり、其高に石小祠二を建つ、一は山の絶頂、一は山の七分目なり、竹之山神社村 祭神谷山郷烏帽子岳神社に同し、山上竹之山神社山川

天狗の栖所なりと云傳へ、種々の霊怪一ならす、或は絶出共に漸々低くして登路あり、絶頂古松疎生す、此両山は共に漸々低くして登路あり、鳶之口峯と云、形状峻絶、竹當り海に臨ミて一山あり、鳶之口峯と云、形状峻絶、竹當り海に臨ミて一山あり、鳶之口峯と云、形状峻絶、竹當り海に臨ミて一山あり、鳶之口峯と云、形状峻絶、竹二町許、絶頂の廣方六歩許、また竹之山より八町許東に二町許、絶頂の廣方六歩許、また竹之山より八町許東に

擧る事能ハさりしとそ、又此両山の下には船を繋く事をの羽音を聞し事度々あり、其時は覺えす地に伏して頭をへり、又當所の者此山に三日三夜参篭せしに、夜半大鳥より社頭に暖なる餅と粽あり、≒五、二は即食し、余は携より社頭に暖なる餅と粽あり、≒数共二は即食し、余は携より社頭に暖なる餅と粽あり、≒数共二は即食し、余は携

上より石礫來事ありとす、往年指宿郷の某誓願ありて、

中此山下を過る徒散樂の謡及ひ高音にて談話すれは、

十丈の巖石崩れ墜る聲ありて一石の落たる無く、

或は夜

Ш

或は數

頂に神燈現れ、或は太皷・笛及螺の音鳴り響き、

者の如き者余多見ゆ、舟人驚き恐れ舟底に迯入しかと、見えしか船の上に飛來り、忽ち帆柱の上提灯現れ、修験

を鳶之口峯の下に繋きしに、

竹之山絶頂に星の

如き火光

禁するを、文化八年十一月二日の夜、

官船神明丸と云る

諏方神社鳴川

創建の年月詳ならす、往古大社にて神領

りて官に収入せり

悉く蹴倒され魂魄を失へり、 是等の類ひ昔より今に絶す、 此山 夜明て見れハ檣扭折たり、 の霊怪遠近知らさるは

祭祀毎月二十八日にて、 詣人常より殊に多し、

地理纂考

若宮八幡神社嗚川

奉祀 應神天皇

社を建立し、 度に及ひ汲改しに、三度共に其石入來れり、 供の為に潮水を汲ミしに、 往古、當村宮園門の農夫同郷川尻と云所の海濱に出て神 なり、往古神領若干なりしを、文禄年中、 しミ持歸りて家に蔵置しに、漸々長大に成りし故に、當 其石を神体に崇めしといふ、 其器中に小石入りしかは、三 社領 (運勘落) 正祭正月七日 因て是を異 あ

> 氏と同族にて、 往古山川を領す、

棟札に永正十六年・永禄二年願主伴氏とあり、

伴は

肝

付

鎮守神社村山 祭神及ひ創建の年月詳ならす、

地理纂考」

て、以下分明ならす、以下祭式略する へて枚聞神社の末社なりといふ、

棟札に天正六年とあ

土人相

Ш 田川港山川 山 Ш 鳴川 0 両村ニ亘  $\frac{-}{n}$ b, 天然の 海湾に

して、 數十尋なり、港の形状瓢に似たり、港の口瓢の頭にて、 其周廻凡一 里、 港口東に對し、 濶凡八町、 港底深

て、 港内は其腹の如 里人は鶴の港とも称へり、 Ļ 又鶴の 両翼を伸たる形ちに似たりと 此湊に泊繋する大小船 如

隅二国の間の海水南より北に入る事數十里の裏海なるに、 何なる大風といへとも更に難ある事なし、殊に薩摩・ 大

此港其海口にありて舟船の出入停泊便りよし、 諸島及ひ四方に往來する大船 巨舶風候を待の所とす、 故に琉 古

するを以て、當所は艚戸豪賈多くして、 より當縣の舟舶は言も更なり、 四方の商船賈舶常に輻湊 人烟繁茂せり

若干なりしを、 文禄の度に官に収入す、

霧島神社鳴川

祭神

瓊々杵尊、

創建の年月詳ならす、

且支那及朝鮮等の漂船近地に來着せし時は、此湊に引入

れ、 後長崎に護送す、 此地海門の藩籬なるか故に、

非常に備へしといふ 島津久豊命して城下より鎌田清只・児玉某を此地に移し、

名勝考」

○山川港は、 海門の藩籬として、むかし應永年間鎌田清

世人知る所にて、鳴川村より川流の注くあるから山川の 只・児玉某 義天公の命を奉てこの地に移り據守せし事

名は負せしは、鱔池もやかて其上に在り、 又温泉あり、

慈眼公

木からしに波路分來る唐人の舟も入江やたのむ山川 山川八景いとくたちたれと、仮に載置ぬ、

鳴川瀑布

暮と明と絶す聞えてなる川やみなきり落る瀧の白糸

山陰漁火

くる、江の波のまに~~数見えて山かけてらす蜑のい

さり火

湊中群船

大ちさの船こき入れし湊うち名になかれたる山川の里

渡村群居

うき世には遠き渡のならひとて庵あまたにも見えぬ一

聲遠く波にそ響く海近き磯山寺のあかつきのかね 正龍曉鐘

前路行旅

海こしに見えミ見えすミ旅人の磯邊をつたふ木かくれ

の道

洲崎秋月

更て猶真沙地清くすむ月のすさきは波のよるとしもな

L

波の上は見る目もわかす暮行て雪にさやけき浦へたの

Ш

名勝考」

是を沖江祭と唱ふ、其式を見るに、彦火~出見尊海宮よ ○此山川濱児水の浦にて御崎權現を勧請し神事を行ふ、 巻物で

`候、

一荷は鰹気

船にて候

是は結構

構

世と挨って

拶は

し何

、夫より

陸哉、 御て

ある観 は

其子 の屋

緞

浦

八余こ

0

舞

羽船

羽織支度にてE 加太郎・碇次1

罷郎

出碇、掛

舟候、

何船

Ш

人時 絲船

瓶船

金を持り

出太郎

あり、郎 節の

皆御

ず前へ

同早

日にて諷なから、

退右へ

の (薬) 船社 還幸 Ĺ 有 0 馬某之を 装 0 如 執 行 Ш Š 事 郷 な K ŋ 漁 獵 کہ ک 0 もの 幸力 の有 なき 十四某 四字を傳来か家に 鳴 子に Ш 村

を見 を闕たたれい讀かた」 気せたれとも、その訓 沖 得祭之式 し訓詁

邊に 兀 ||方注 進

濱 供物 種 ≥ 之略 を 引 廻 神 番多羅王 棚を構

Š

濶

人

几 番 番 馬 八大龍王 水 主 人 人 Ŧi. 番 番雲之王 御 御

六番 番豊玉 后 王 人此 八弓矢を持、「此舞、鹿を作り 冠り、 作濱 り、笠手筋を掛、児か水の村若者 番 沖津ッ 色幣王 社 り舞 大人鹿: 内の を内射侍 侍跡 舞よ る、

て弁指載 7海目 児舞 真面 ッ津に 魚 九 板包丁 見女 番豊 の人 人番立 姫を **対宮にて候る釣上け、** 出 目鳥に帽  $\Xi$ く候とい 「飯匙を釣上け、二番目に杓子、字・白張にて釣竿・手籠を持、 いふ、其時喜ら何人そと問う 喜悦にて盃あり、問ふ、答て底津 番 得包 難之なり、 てて三荷 三餌 亍 一番 番 蒔 度ふ 舞 撫 に釣 次に 人真魚 摺を + 法金る、四 右右 のの 番 刀 魚魚 板舞 番 蛭 浦を

> 地 理 考

股ッカハ て 海 洲ス 中 村山 -に聳 Ш 百 村 立 無 0 瀬 濱 其形 0 洑 海 上 奇 六 なり 町 許 13 高 在 二十余丈、 ŋ 大 巖 周 石

뜻 町 許、 間 其戸温 高 七 間 許 0 方に 厚 洞 凣 間 穴あ 一余に ŋ て、 て、 舟 形 船 燕 尾 其 間 Ō を 如 往 來

股マ

0

硘 13

名勝考力

 $\bigcirc$ 脱す 河力 洲ス をおり、六:一両児水、 瀬 濱より は山 南六町といへ 一会を あの る海へ中 しに

股川 洲 は 特立 たる 大器で 13 て、 高二 一十丈、 П 町 余、 中力

洞っ あ 廣六間 ŋ て、 東西に 長八 間 通 透 て、 高 七 間 さなから 許 あ ŋ Ź, 門 | 闕 其 を 開 中 を きたる 舟 行

あ か

如 13

り、 たり、 西に は 海 門 山 南 13 八 重 嶽 派なと遠 < 遊 周 て、 奇

纂考

+

香

船 国問

歌

に赴 あ L らす、 0 か 湾 n 曲 村山 大宮姫なりとい あ ŋ, 時 此 村 所 土 0 ょ 人 海 n 0 濱 傳 ŀ 1 Š 陸 説 長 に あ  $\overline{\mathcal{H}}$ n 六 町 ځ 玉 一姫命竜 平 V 沙 2 0 渚 宮 或 あ ょ 豊玉 n n て、 枚 姬 聞 宮 少 13

瀬 濱

293

〇六瀬濱 海福 灘なり、

農夫六瀬 誤て天智帝の后大宮姫の船の着し所とい 相傳ふ、 田 むかし天孫海宮に遊行し時の御道 0 稲米を以て九月九日毎に枚聞宮の ^ の虚 ŋ ○此 也、 神供に致 村 俗に 0

纂考

すの例なり、

甕破坂村 に大宮姫とい 此坂にて地に墜し、 俗傳称す、 加 太古龍宮城より枚聞神社に千年酒を献せし時、 Ш へる天智天皇の皇妃京より携へ來れりとも 川無瀬濱より頴娃郷に通ふ坂路なり、 酒甕を破りし故に名くと云ふ 説 土

往來に便りす、

Щ

其

名勝考

云り、

)甕破坂右十八町、開聞への往還に在り、

墜し、 ts かし龍宮城より千年 その 酒甕を破りし故に名くとそ、 酒 開聞に上り し時、 説 ニ 此處にて地 は 大宮 姬

都より携來りし物とも在り、

其説を求すして可なまし、甕破坂てふ名は諸所に多し、

鰻油 村鳴川 同村鰻嶽の絶頂に 在 ij, 周 廻十八町、 深五

しに、 尋許、 を取る事を禁す、 に、 に、 是より鰻の池と云りとそ、 身を割しに、 なり、 大なる鰻鱺横たはりて其水口を塞り、 往古此池を水田に 長三尺余なりしといへり、 東北は村野にて、 池中に遁れ入りて生活す、 又鯽魚を産す、 開かむとて一方の低き処を鑿り 池中、鰻鱺多しとそ、 西 南は山 土人常に小舟を浮へ 往年紅色の大鮒を取得 なり、 因て開墾を止 是を取り其片 土人の 土人是 傳説 7

甘薯の 泉の 鰻温 に熱湯ありて、 辺四方二段許は満地温泉沸騰して、 瘡等に俲あり、 泉村鳴 下流鰻池に入る、 町許を隔て、 類を囊に入れ浸し置は、 鰻池 手足を浸し難し、 又湯瀑布二ヶ所ありて痛所に注く、 0 共に浴池を設く、 東 北 町 0 処に温 忽にして熟すといふ、 土人是を地獄とい 地中大に鳴る、 硫黄氣ありて疝 泉二ケ 所 あ ŋ š 此 此 温

中 近 +

り、

に甘

:大加良国の人始て来貢せしより、海1藷を唐芋と云は海外より渡り来たれ

体外の諸葉 故に、

昭蕃を凡て加せ、崇神天皇

良と 書

云世

は多く

坊津

輻

輳

ぜ

L

唐湊とも

13

大和本草

和

漢三才圖會等は元禄中に編集せし

Š, 水温 其 疝 七八間なり、 癪 浴池一ヶ所なり、 は沙蒸より 足痛等を治 泉と号す、 泉村鳴 所謂沙蒸にして浴池なし、沙蒸の 其 西六町 す は 此 温 許にて溪間なり、 此 海渚平沙の Vi 地 泉 大山 鳴 Щ 村岡児ケ水に属す、 村 中に 0 內演児 て、 故に谷の湯と呼 長十 ケ (詳なり、 水に属 間 はす、 能 < 横

L

兒ケ水温

ĴΪĬ

村

と大山

村

0

両

所

に

あ

り、

倶

にに児

ケ

国主

にも

屢入湯あ

ŋ

کے

Š

治

協 動 前

に同

動、當時の蕃舶 是より にて、 利右 其墓を掃除し花水を供ふとい 0 宝永四年丁亥七月 元 傳説に しよし云傳へたり、 和 0 宝 漸々博まり、 頃 門 利右衞門より 永二年乙 墓 呂宋等の 村大 Ш 同 苑 西 村 人民其 して、 0 諸蕃薩广 堂之 に、彼国の商船と贈信交易釈文之南浦文集に、呂宋国 年、 世に博まるとい 間 其裔孫なし、 、利益を蒙るとい 琉 Š ,国坊津气 門 球より そも 在 甘薯の n 互. へとも、 市 尚 村 Š 阸 民報恩 種を持 せし時齎し 甘薯は、 せに ケ に則る書牘 既分 利右 水 來る、 Ō 0 土人 為 漁 衞 詳の 来 門 夫 に中

> 今は より りて 保十 るに、 は享保十九年養生所 繁殖し、 然れい治右 は、 内甘藷を貯るに依りて死を免る、 渡され て久基 ありて貯の法を教 甘藷 種を江 七年壬子 皈りて植廣め 西 元 南 禄 先年より 薩广 しか、 0 か采邑種子島に種ゑし 以 籠を 暖 亓 衞 前 に取寄 、芋と唱ふ、 地  $\dot{o}$ 門より始て傳へたるにはあらさるな 儀ギ が歳、 貯 薩广 玉 間 しとそ、 親 限らす 老種子島 様 せ、 海内饑 及ひ肥前 0 懦 悪くて其種 支 安房・ 北 大に作得を習ひ 青木敦書か著したる書に、 地に試作られ、 那 越 饉 | 久基に贈る、 元禄十一 に至 0 にて諸 長崎に種と記 国 Ŀ む、 腐り 總等 爰に於て幕府より命 n 々まて是を植さるは 年戊寅 Ĺ 此事其家乗に載 国餓死多 時、 0 地 しと見えたり 其後関東 官家 に種 臣 福 0 せ り、 薩广 建 西 1村某に で漸 人其 特り n 中 琉 0 島 蕃 た Þ 種 嶋 あ ŋ 王 Þ

纂考」

是を賛の

員揚し、

其六益十三

二勝等を委しく栄養野芳譜等の書

13 藤 Š 原 惺 其本冷泉家なり、 窩事 惺 高は播 弱年洛の相國寺に入り佛書を 磨 国 細 ĴП 0 人にて、 父を為純

歎き、 むといへとも、 忽奮発して西土の文物を觀むと欲 其志儒に在り、 當時師とすへき人無きを 明 国に渡

皈 むとす、 る、 謂らく聖人に常師なし、 洋中逆風に逢ひ鬼界島に漂着し、 是を六經に求むとて、 志を得すして 是

より 朝鮮人姜沅是を見て曰、 儒に皈 L 四書六經を講す、 朝鮮三百年以來斯の如き人ある 海内靡然として是に隨 Š

を知らす、

吾幸に來りて先生に謁すと、

諸家人物志

٠

惺

今廃してなし、山川村に在り、 島鬼界島と在 窩集行状<br />
・先哲叢談等に詳なり、 を訪ひ、 より 山川に來り、 僧桂菴か所著の家法和 此 地に留り、 按するに、 點 或 惺 É 高は硫 卷及僧文 Ē 竜寺 黄

を知らす、 之か修飾せし四書朱註訓点を寫取り、 己か功として四書朱註に訓点を下す、 故に惺窩か事を記せし諸書皆此事を脱漏す、 京師に皈り是を剽 諸 儒其事實

地 理纂考」

竜リウカン 荔枝シ 橄ガララン

物産

花卉 佛 が桑花り 瑞石 聖花り

藥園 當 郷は氣候温暖なる故に、 園を置き、 藥性 (D) 暖地

拜

領此

地

介 鯛と K に育つへ 方ゥ 頭魚 カ きも 烏ィ のを擇ミて是を植 賊ヵ 章<sup>タ</sup> 魚コ 鯔魚 魁ガガヒ

鱗

地理課川 調帳

一児ケ水川

水源頴娃 郡大山村〇日カケ平 児ケ水ニ至八分ヲ經テ流 児 ケ 山 村 村

入ス

一幹成流 Ш

水源

鳴 Щ 村 ノ 内鱣 村 ○温鱧 泉池下 日 「リ ・ ・ 成川 小谷川 村 一大ツツ

三分流

シ 成 沠 至 ル 里程五分流 レ テ山 ፲ 湊海エ 流入ス、

指宿郡 Ш Ш ↑廿間、鹿児府より午未之方ニ當-惣廻七里程、○本府札辻より山 児ケ水湯 組湯、武備志ニ山川湊、 鳴津 湯湯の 浦 ル川 也地 Щ \*\* ・ (屋脱カ) ĴЩ 港 一里拾壱丁

一津口番所、湊入口左方在洲町地頭仮屋より亥之方六町余、 崎 自 他 戓 之商 船 聚要津 也

往返之船必由 ル 自 他國 船 改 新 也

應永之比 自 \ 久豊 公頴娃 美作守兼政人豐公御養子、 男実 也、

296

石勝志調帳書拔

鳴 公より ΪЙ 村 ,賜之、 應永年 ·問与鹿児島武村同 . 時ニ入來院重 頼 元久

慶長四年己酉、(十脱カ) 守兼篤勇兵八拾余人二月廿五日發於喜入、 家久公遣軍衆征琉球國、 於此時 同廿八 肝 衍  $\exists$ 越

而 也、 皈 中悉降、 家久公着御于山 1. 仁城、 同 :六月十 偂 同年五月廿三日、 未戦 同十七日赴于徳島、 七日 而 茈 ፲፲ 没落矣、 地 兼篤 出 帆 琉王を携而 同 21 有可壓於大島之命發兵、 鹿児島 깿 |月四 同 计五日、 日 上府 和 諸将此地 義 볜 成 進于運天と今 或 着岸有 È 降 島 城

鳴川 源六左衞門清只 村 當邑 ハ外國之藩籬也、 児玉某両士奉久豊公命移居此 為據其固 應永年 地 蕳 為 鎌

御仮屋在児ヶ水村、

[衞者也

百 此 余艘艨艟罸之、 地 潁 (兵脱力) 于 ,時三月 慶長十四己酉二月、 四月曉天、 解 (纜力) 琉國 船 為退治 挙 帆 遣

立 此時義弘公・家久公來過于此所、 床机指揮於軍 - 勢、 其場 所麓南方海濱之高山 家久公湊之高山 也 被

> 地 頭 仮 屋 福 完村 在

軒 惣高頭三千 一用夫千弐百弐拾五人 九百八拾 ;四石壱斗五升余 、男女五千八百

竈数千百

七

産物

西瓜

藻蟹

一本たわら

○藥種

龍眼

肉

九拾

遠見番所地頭仮屋より未申ノ 御 取建 あ ŋ, 同 所江 居 住 岡児ケ水に在り、 せ L 無役郷 士肥後十太郎外 寛政十午年

壱人昼夜相 話居也

長崎ヶ水 礒濱 \_ 唢 濱児ケ水江 御湯治 て被 遊

御

光

越

候節者被遊 御 出 候場所之由 御 座 候

指宿郡! Ш 江 属せられ 福元村 指宿郷之内ニ 時今の村名 に替呼 而 山 Ш ŋ 村 与 相 然共其年 唱 [候処、 鑑 Щ 不

相知

一熊野權 本 地 佛勧 現地頭仮屋より子之 請 正 躰堂、

> 社司 別當 鮫島青陽院

紀丹宮

坐 薬師 像 如 高サ各壱寸弐部 來 阿弥陀 如 來 往古別當開 観世音菩薩 Ш 頼

仁

法印

紀

右

州

州熊野社別當職たるに因て、 熊野より守り下て勧請之、 熊野権 年 |月知 現正 れす、 1 躰當 頼 國江守 仁法印 n

棟札ニ見得たり、 琉球御退治之後、 下与云傳ふ、〇家久公琉球御征伐之砌山川迄被遊御出 其時御 祈願之義別當十九世之住持頼真江被仰付 至今寺社方御修甫 慶長十六亥年十一月被御再興候義 なり、 尤右之棟札

日・九月九日、 宮社人頼入神樂相始候由申傳候、 于今格護いたしぬ、 〇五月五日、 而候処、 御再興之砌御意之趣有之候付、 右所祭、 右御物御祭、 頼真代迄者社人無之、 ○御祭米壱斗七升五合、御物 〇八月十五日、 ○正月元日 祭日 頼真より開聞 別當寺迄二 右地頭祭 1.正月七 ○祭米

り被召付、于今格護いたし候、 壱斗壱升五合、○神領高壱石九升五合八夕三才往古よ 尤山川福元村無瀬田 八

癸酉七月願主頼秀、 迄四百十五 『至ル』 「1 鰐口之銘、潜州山田 権現 (讃カ) 鰐口之銘、 <sup>権現</sup> 申傳候、 指宿川 外に太刀長サ三尺奉納有之筋相ミへ候 原村神領二而候処、 故拵等略ス、、○権現 、一太刀一腰、「光久公御奉納、 田郡殖田郷松尾寺常住也、 京竿之節被召上候、〇 無銘、豊後之行平与書付等無之候」(ジジ) (マアン) 年 一人共

> 愛岩権現方三町三拾壱間程、石者、(岩) 節、 右社地迄家久公御見送として被遊御發駕 琉球御征伐兵船出 候 **I**帆之 御 床

机之場江右社勧請いたし候由申傳候、 あ棟り、札

)持佛堂 本尊千手観音 地蔵 熊野権現別當如一

山青陽院観音寺寶積坊由

右二佛、 二年、 堂造立有之、 時之地頭是枝喜右衛門持佛二 御安置被成候、 〇光久公御筆御 而候処、 明 層

○御額之銘

額

面但竪壱尺七寸

納

流

大海中 須納細流昨夜虎丘山 Ŀ 望 輪明月照蘇

守隅子 書御 判

右御 額之裏

時明 薩州 筆以額被遊拜領 Ш 領、 Ш 御 曆二年丙申相天巳穀旦、 厚恩難報、 光來被遊、 ÌЩ 与 申 所 地頭 坂観音・ 数日逼留、 則二佛尊前是掛置 被仰付年月送、 地蔵二佛籠封堂造立、 右堂根元聞召 光久尊殿児ケ水山 度と黄金致 御自 于

之場与申傳候 御征伐之砌、 之鳥井迄之間、 由緒不相知候、

家久公右之所江被遊御出馬、

諸

士

江 御別 琉球

横弐間、

長拾三間之芝伏せ有之、

一之鳥井より二

治

一亥年にて候、

尤上古寺有之候由

申

傳

候

^

共

由

緒

井

是枝喜右衞門尉寛永十

久公御 筆 御 積 坊 崔 世 頼 昌 拜

Ш Ш 與 八鳴川 詩 漫 綴

際 繫 船 良 月 줒 霜 迷 泊 湊古 Ш 樂 如 何 是 江 湖

無村瀬

五六町、灘具

日酉

i なり、 i 之方

前

代開聞宮都

ょ

h

御

下

向

之節

無

剩著 鳴 Щ 瀧 水 煙

今格護仕居 住、御目録 行 二 罷 盛法印 妻躰 Ш 頼 能成候、公建職ニ而の 仁 13 候于 たし 法印、 従是代. 御朝 廿 供鮮い御 候、 右之代より たし候、十一個征伐之節十一 世 聖僧、 + 頼昌法印、  $\mathcal{H}$ 世 川 二飯 頼 世 而隈 九 《遍法印、 |頼宗法 候山 、同 世 于今格護仕居候、光久公より御筆之 頼真法印、 印 青寶 陽院院 寶乘院、 院費積坊、 軍親頭盤 此御 の頼昌代迄時詩拜領仕、 是よ 加朝增鮮 十八 n 頂人戴依 世 代

一竹之山 弐拾六町弐拾間程地頭仮屋より未申

石小 祠、 高サ弐尺三寸、 祭神烏帽 子 嶽 権 現大 天 狗、

一土矢倉: 本地 城 不 程地頭 動 朔王、 廻り拾五町四拾間程、仮屋より午未之方三町 天和三 一癸亥三 前 月吉祥 代よ n H 城 建立、 Ш と 唱 由

一同不 龍村不

《有之、 Ш 拾地 問頭 最初之場 廻り弐町程、 遅より亥之方三 新不! -相知、 前 代より 今之場 龍 所御 眼 木 植 并 藥 付 種 御 植 付

> 不相 知

一 保元 川村 洲 地頭仮屋より午未之方弐拾七

俣廻 ノり高弐 サー、町、 Ł 間高 程サ、弐 無対 海計、 中 - 俣 之明、キ 間 内通 りつ 間ご

江 御着船之由、 其時 分 ハ 人家為有之由 申 傳 候 毎 年 九

月 九 日 御祭之節、 無瀬 田 出 來之真米ツ、 于今 神 納 仕

候、 委細由 緒 不 柏 知

○甕破坂之方拾#福元村 = 頴娃之様持 元町程、 開 候節、 聞 宮 御 甕破! 下 向 損 之節 無 瀬 濱 江 御 着

而

越

11

た

夫

n

○唐人 石子ノ方壱里程、 指宿山川境大渡 指宿山川境大渡 坂 与 唱候由、

前 削代(ママ) 唐 人 瀬 5 申 傳、 大渡 濱 有

○小川村 Ш Ш 村之内 江 差分相 鱣同 成 候後 指 宿 郷之内 成 JII 村 与 相 而 替 鳴 ЛĬ 候、 村 年 与 鑑 相 不 唱 候処ニ 相 知

若加 宮村 八 幡 宮地頭仮 拾屋 三より `戊 有 馬 右

か  $\wedge$ 躰 、を以 舌 石 惣高 成 潮 Ш 村宮薗 汲 入候得者、 五寸五部、 闁 名 頭 小石汲入候付、 Ш 祭神應神天皇都 之窟照 江力 潮 井 取 及 \_ 相語 差 知年 一度汲 越 亩 潮

し候処、三度右之小石入候付、 漸∨形太り相成候故、 若宮社致建立、 不思義に思ひ持帰り候 當分ニ 至り

右之通神躰ニ

成川村之内 Ш 尻渕津内江

事集し出 小なるい、金六谷の字都 <sup>祝尾</sup>水上六ヶ所より流集して、 湊涯瀧あり、 高サ七八間 重

とに轟落ぬ

一臼ケ城之方弐拾町程、前代頴娃氏・成川村 根占氏合戦之節 頴娃

氏より出張之場所也、

○合戦平 ○馬脊 城亥之方弐拾町程、成川村 一温泉之方拾八町程、○温泉地頭仮屋より戌成川村川之尻 成川村川之尻 成川村之内鳣村 往古戦場之由申傳候、 前代頴娃氏より 出張之陳場なり、

濱児ケ水浦 年鑑不相知、 右浦高之義、 指宿郷之内ニ而候処、 成川村より支配可之候、 Щ ፲፲ 江 被召属候

○御仮屋 年 也 相明 ミへ、其時分御造立為被遊欤、其後宗信公・重豪公・暦二申年、御湯治として濱児ヶ水江光久公被遊御光越 御造立年鑑不相知、 御 取除相成候者文化十酉 齊候宣筋

32

越被遊候筋相ミへ居候、公・御内證様方ニも御光

一温泉地頭仮屋より未濱児ケ水

○大山村 頴娃之内 三而、 佐➤木領と呼來候処、 其後大

> 被召付候由 地 頭是枝喜右衞門代也

Ш

村与相唱為申由、

正保四年、

光久公御意にて山

Ш

江

○大山殿墓所 外薗門伊助屋敷内江有之候、

義佐∠木領知 \_ 顽 氏神社有之候所ハ佐と木殿屋敷之 〇大山村之

由 中傳候

岡児ケ水浦 久公上意ニ而山 頴娃之内 · 而候処、 川江被召付候、 寛文五年、 慶安三年刁七月、 浦江 被召成 光

候、

唐芋 植二 持渡候年号不相知、 たし持渡り、 岡児ケ水浦治右衞門 夫より世に過分に 治右衞門夏享保四年亥七月相 与 ŀλ ひし初而 成立 琉 一候 球國より 由 申 傳 鉢

所言 あ b, 子孫無之故、 掃除 花香等浦中より祭

事 13

墓

同

當國寺社領悉勘落候、雖然當所之事、本文外ニ三通文書あり、略ス」 進之候、企領知可被勤行亨肝要候、 一ケ寺退傳不可然之条、 <sup>(圓轉)</sup> 寺領之夏、 恐∠謹 唐船以 如前 下往還之 さ申

玄旨書判

十二月十九日

水に封せられ、

和泉を以て家号とす、第五世又四郎直久

今和泉と号す、

初忠宗の第二子三郎兵衞尉忠氏

出

正龍寺

座元禅 師 几下

(本文書ハ「旧記雑録後編二」一〇〇八号文書ト同一文書ナルベシ)

御朱印 并御感状巻物壱ッ 籏 流

右、

大迫吉之丞江被下置候、

于今格護いたし居候

○塩 焇蔵後之方野岡ニあり、(硝カ) 系圖等無之候

今和泉郷

纂考」

西頴娃に境を接す、 鹿児島より巳午方九里半余、 周廻拾里七町五間、 北喜入、東指宿、 村落五岩元村・新 南 Ш ፲፲

村牧村·利· 2 島津継豊延享元年指宿郷の内小牧村・岩本村・西方村及 ) 頴娃郷 長村、 0 内池田村等を割て一 人員五千六百八十五人、 郷とし、 戸數千二百十 舎弟因幡忠郷 13

> 明治の度に封土返獻して公領となれり、 至り忠郷をして直久の後を紹し 應永二十四年川邉に戦死し、 嗣なくして家絶たり、 め、 島津氏を冒さし

地理志\_

二月、願主齊藤豊前守利次、 [年丁丑仲冬二十二日、 宮神社棟札、 願主藤原安近、 、願主藤原忠家、 地頭津曲若狹守伴兼任、 當領主甲斐守公秋、 寛正二年辛巳十 天徳 天

四 中

文十三年甲辰十二月、

九石貳斗余、 三千五百九十九石四斗余 池田村頴娃郷ノ内、高千四小牧村百八拾一石一斗余、岩元村之内、池田村頴娃郷ノ内、高千四小牧村指宿郷ノ内、高三 利 長村頴娃郷仙田 新 西方村方村ヨリ分ル、西方村指宿郷之内、西 惣高

旧 史官調

月朔 次郎殿相續被仰付、 今和泉 É 所之地拜領之、 延享元年子五月二十五日、 高壱万石被下御取立、 和泉嶋津家嶋津三 延享二年二

國史継豊傳

[寛保三年癸亥]十二月云々、(뼬延享元年甲子) 初和泉又四郎直 |久死於川

久之後、 邉松尾城之役、 仍稱島津氏、 和泉氏絶、 號為二男家、 · 事見第九巻應 班在 公立弟三次郎紹 門家第四 浄 直

岩本村・西方村、頴娃郷之池田(・・國公代公命之、鹿北年五月二十五日云々、・國公代公命之、原文、以三次郎紹直久後、 邑 合三千五百六十二石、 稱今和泉、 仙田 大 割揖宿郷之小牧村 村凡五村、 於是三次郎生三 集成

島津支流系圖」

年矣、

島津貞久弟

○忠氏

後号和泉、三 領知薩州 川出水云々、帰豊後守 下 -野守

初称島津、

○忠直 氏 儀

右 || ヱ門兵衞尉

能登守

元久公賜百町之采地於救仁郷深川村、式部太輔

□○直久

又四郎 應永二十四年川辺合戦ニ

)忠郷

四方) (四方) (直久力) (四方) (四方) (四方)

賜私領今和泉云延享元年十二月

初 忠雄、 忠通 安之助 因幡

實吉貴公八男、

○忠温

祢寢清香嗣子、

小松氏ヲ称ス、

初久邦、

雄五

郎

)忠厚 太守重豪養為三男、因幡 安藝 市正 弘化四年卒、山松 實嶋津丘 兵庫

大人徴 長子、

後忠喬、

○忠皎

文久二年卒、 年六十三、 苓翁

)忠剛

太守齊宣公七男、嘉永七年卒、久彰善啓之助 安藝

年四十九

三次郎 因幡 安政六年死、

○忠冬

○ 久敬

造酒 出 継島津主殿久陽之後

302

死

か軍兵暗夜風雨に

乗 Ĺ

城南岩崖の松樹に鎌を掛 清見某居城なりしを、

で城 肝付

ありしといへり、

清水某事跡詳ならす、

登り入り、

遂に城陷る、

近世まてハ鎌掛松と唱へ古松樹

○忠敬

峯之助 安藝 為家兄忠冬後

 $\bigcirc$ 

)忠欽

忠敬養子、實中将久光君第五子也、初紀堯、英之進 文久二年二月二日、

命為

「纂考」

麓城岩本 東北は絶壁にして、南は野岡に接し、 西は深谷

を帯ふ、 山上に洞穴ありて形状甚奇なり、 城主詳ならす、

宿郡

国史巻三十一\_

宝暦[二年壬申]云々、 公命以重富属始羅郡、 今和泉属揖

多元忠親久ノ弟、左清水城ヲ守リ、 陷サル、

池田

ノ城モトハ

指宿ノ内ナリト、

信濃カ跡

佐

指

宿

所ヲ領セリ、

指宿由來記

記ニミユ、今和泉清見カ城 應永二十八年辛丑正月元日、 ノ城主池田信濃守モ右ノ親久攻 佐多伯耆守親久指宿ヲ乗取、

地頭系圖

今和泉

天文十三辰十一 月中宮大明神棟札 地頭津曲若狹守

伴兼任トアリ

延享四年卯五月七日、 御引付ヲ以頴娃 指宿 内ヨリ

相 分 所ニ立

島津因幡忠郷實太守吉貴公六男、賜私領今和泉、 列御

纂考

土人の傳説に、

地理纂考」

中宮神社岩本 祭神豊玉姫命

しよし云傳へたり、現存せず、又寛正二年辛巳十二月願主 當邑の總鎮守にて、 丁丑仲冬二十二日指宿岩本村領主甲斐守公秋建立とあ 祭祀九月九日 こなり、 棟札に天徳四年

といふの意を以てさかしらにかくはいへるなるへし、開豊玉姫等の數座を會祀せしによりて、豊玉姫を命の中宮を中宮としも云るハ、中古より開聞神社に彦火々出見命を中宮としも云るハ、中古より開聞神社に彦火々出見命を中宮としも云るハ、中古より開聞神社に彦火々出見命を中宮としるであれて、地頭原忠家、天正十三年甲辰十二月願主齊藤豊前利次、地頭原忠家、「文弁)

日、當社は鹿児島大磯の別舘に鎮坐ありしを、宝暦三年、稲荷神社村 祭神倉稲魂命、祭祀二月初午・十一月三

聞神社の祭神は彼巻に云るか如し

當所に迁坐ありしとい

といふ、疱瘡の祈願に霊験ありとそ、事は府學助教宮下大和神社村\* 島津大和久章の霊を崇む、故に大和神社

重建岩本村大和大明神石祠記

希賢碑文に詳なり、

近傳聞、人咸往拜其墓、而禱痘焉、谿山之民、或有迎和久章墓焉、旱澇疾疫凡有所求、則必禱而得驗矣、遠和久章墓焉、旱澇疾疫凡有所求、則必禱而得驗矣、遠明和九年、本藩郡邑疱瘡熾行焉、凡家有未病痘者、禱明和九年、本藩郡邑疱瘡熾行焉、凡家有未病痘者、禱

人不肯受、岩本村人乃相謂曰、神豈不欲他適乎、且此次至今和泉郷嵓本村、村人受之、復欲致之他邑、他邑,共神而輿之、設之儀衞、歌舞隨之、以致谷山以南諸郡、其神而輿之、設之儀衞、歌舞隨之、以致谷山以南諸郡、

神所出曰清泉寺、其所止曰今和泉者、

豈神之所欲乎、

以歳時奉祀不絶云、始其立祠也、郷之醫士秋山尚政為告其事于住持僧、遂因其神之生名、号曰大和大明神、於是卜地於岩本村、而創立小石祠焉、又遣人於清泉寺、於是卜地於岩本村、而創立小石祠焉、又遣人於清泉寺、

之、別立石刻之、余按傳曰、夫民者神之主也、神者無

所不在、有誠則必應、所謂至誠者也、故人氣之所聚、

祭之如神在云尓、文化六年己巳夏六月、本府太史肆業神之格思、不可度思、矧可射思、俾郷人亦謌此詩、而神必憑焉、是之謂神之主也、余既為之記、又従而歌曰神必憑焉、是之謂神之主也、余既為之記、又従而歌曰

行府學助教事宮下希賢士伯甫、謹撰、

「地理纂考」

五日なり、當社は始鹿児島大磯なる国主の別館に鎮坐あ八幡神社新西 奉祀 應神天皇、祭日二月初午・八月十

又旱魃といへとも水更に減する事なし、

或

は雨を待すし

風

派雨等

の災變あり、

又湖辺肩輿を禁す、

若し止を得

及ひ舟車滄海等の談話するを忌む、

若是を犯せハ、

忽狂

して是に乗り通行する者、

必す湖水の方にハ柴を掩ひ、

滴の他より注き入るなく、

肩輿を隱すを例とす、又溪水一

りしを、宝暦三年、當所に遷坐ありしといふ、

なり、 池ゲタク に波浪起 に 今に枚聞の御池と云、 海 几 敬畏尊崇せさるものなし、 0 からす、 里二十 田湖が出土 頴娃 如 或は夜陰舟船の往來する声ありて、 抑 ŋ 此湖水や神龍潜居する所なりとて、 中 九 此等の亨は近邊の土人往々見聞する所にて、 有 土人の 町 池 湖水、 或  $\dot{+}$  $\overline{\mathbb{H}}$ 应 *7* \ [村の名は此湖水に由てなるへ 水 間 傳へに荒古枚聞嶽湧出の 五色 命曰神之御 いへるに等しき里人の俗説なり、近江国湖水を不二山湧出の跡と 深さ測 の文をなし、 古より舟船を浮ふるを禁し、 る 池也とあるは からす、 或は水上 種 遠く望め 々の神変測る 跡なりとて、 湖 Ļ 一神燈を現 面風 巢松詩集 即 此 広なき 廻り は 湖 水 蒼

> 三方山 民戸 に望む、 敞にして湖水を一 風景愛すへし、 戸蔵を **| 嶽繞** 此に由て用を辨し、 されは四方の遊客九玉社を以て眺望の ŋ 湖 眸に収 の西 方は水田平坦 |北十余町に九玉神社 め 別に井を穿つの勞なし、 開 なり、 聞 の岳上を正 處々に湾 あ 南二 ŋ 所とす、 曲 里 此 あ 0 ŋ 湖 地

外高ての

て、是を神体とす、松樹の側に石祠あり、華表を立つ、觜湖中に出ること二町許にて、其岸頭に巨なる古松あり第一とす、又此東岸に池王明神と称する社あり、東岸の

凡三ヶ國の内湖水多しといへとも、

其大なるは是を以

7

いへる者の先祖或家の婚禮に往とて池邊を過るに、異形偖此社に就て奇談あり、往昔池田村池端門の農夫四郎と

俄に病起りて死す、其妻又俄に病をうけ狂語して、我は拔て是を斬りしに、血に染て水中に躍り入る、其夜其男の者水邊の叢中に卧たり、其形人首龍身なり、則短刀を

妻曰、 此 に崇め社を立て、 しといふ、 池 0 我に母あ 龍王なり、 親族大に驚き怖れ、 ŋ 永く祭祀を怠る事無らんと誓 我を殺せし故に汝か子孫を悉く絶すへ 母子を神に祭らハ罪を赦すへ さまく、に罪を謝 時に 神 Ħ

に溢る事ありといふ、又此水清澄甘美なり、故に近湖のて水勢増長し、岸上是か為に水中に埋没し、陸地七八町

神社を立るに及はす、

生樹を以テ神体として可なりと、

神体は彼古松樹なり、 r V 則龍を其處に葬り神社を建つ、 ひ畢りて病愈たり、 其側の石祠は龍の母を祭れるなり かくて池王明神の地に龍出て死す、 即ち今の池王明神にて、

とい たり、 町を隔て、對岸の地なり、農業に出しに、は池王の觜より湖北十四五農業に出した、 Š, 時に同所の土民來る、 又土人の一 説に、 兀 此より以前四郎か先祖彼土 「郎か先祖某同所大迫門に対 はかります。」 彼池王の地に竜卧

四郎か先祖即ち鎌を以て竜の頭を斬る、龍傷きて水中に て戯て曰、 汝彼龍を殺さハ借したる錢を與ふへしといふ 民より錢を借りて返す亨能

ハす、

彼土民竜の

い卧たるを見

を神を崇むとい 郎か先祖暴死して、 其家災殃甚し、因て其罪を謝し、 龍

Š

猶其家存在すといへとも、

今に至り

牧廃して今なし、

此

踊り入る、

其後池王の地に上りて龍死たり、

既にして四

て貧窮にして相続せす、代々養子なりとそ、 神酒及ひ鱗形の餅日の數三百六十四を供 祭祀毎年六

月十八日にて、

を故夏とせり、 Š かくて祭日には衆人酒を飲て醉を尽し、 龍の卧せるに象とそ、 皆横に卧す

地理纂考」

鬼門嶽池田 東南は懸崕絶壁高さ三町許なり、 絶壁に怪

> 松敷株横に生し、 土人此嶽を賞して唐画の山水に似たりと称す、 して上り易し、 絶頂は寛平にして池田 其上下に躑躅多し、 西北は險峻ならす 0 池 目下にあり 又天狗

[纂考]

栖止する處にて、

深夜笙笛の声する亨ありとい

Š

池月名馬 なとの廻文毛ありし故にやありけん、大日本史に池月と記 は池月と名つけたるハ、 郎高綱に與へたる池月とい の牧より出たりと記せり、 阿多郡伊作郷古記に、 池田 今口碑に遺る所も然り、 ふ名馬は、 の一字を取り、 壽永中源頼朝 薩摩国頴娃郡 月とハ半月 佐 々 、木四 され 池

田

地理纂考」

物産

飲食 煙草 創力 指宿煙草に似たり、

鱗介 金線魚 又紅色なるもあ 方頭魚 池 湖に産す、 鳥が賊カ 亀 章<sup>9</sup> 魚<sup>3</sup> 其大なるは長さ四 同 .湖に産 龍蝦 す 棘鬣魚 五尺なり、

地理課川 調帳

一宮ケ濱川湊川トモ、幹流

里程

里八分ヲ經宮ヶ濱海

エ 一流入ス、 ○池田村○石ヶ峯○大窪一川○諸留二川○權現山○道迫ヨリー川○下野村○高野

川新西方村ヲ通リ各川合指宿 東方村

小岩 牧元 村村

一小牧川一ッ各水源ヨリ二分五リ流レテ同所海単流 工人、

伊季通

セシー書也、 此備考ハ、

礒嶋津邸ニモ見合可相成ト伺之ニ写置也、

縣廳在勤中、

地誌編集之際、

古来要書類雜録

指宿郡 浦 瀬崎浦〇 池 池田 口池周廻三里、 小生

魚鮒

今和泉

中宮大明神 天徳四年丁丑仲冬廿二日、 棟札、 願主藤原安近、 願主藤原忠家、 當領主甲斐守公秋、 寛正二辛

巳年十二月、願主齋藤豊前守利次、

地頭津曲若狹守伴

兼任、 天文十三年甲辰十二月、 川邊郡地誌備考



Ш Ш 邉 邊 郡 地 誌 備 考 上

邊郡

地誌備考

上

薩摩國

川邉郡管轄沿革

田郷 古時、 泊郷・ シ、第四子忠明ハ加世田別府ヲ領シ、 ヲ領ス、貞時ノ曽孫良道六子アリ、 ヲ合シテ南方郷ト為ス、鎌倉以前、 合シテ一郡ト為シ、 ノ三郷ヲ加世 ヺ 今ノ川 、勝目郷ト為シ、 久志郷・ 田別府ト 邉郷ヲ河邉郡ト稱シ、 秋目郷 後又加世 - 稱ス、 坊泊郷·久志郷 鹿籠郷等ヲ置キ、 拾町、加世田別府百町トアリ、建久圖田帳ニ、河邉郡貳百弐 田 郷 長子道房ハ河邉 加世田 伊佐平次貞時阿多郡 Ш 道房ハ河邉、 田郷 秋 日郷 明治二年、 Ш 勝 • 邉 冒 鹿 郷 ラ領 南 籠

郷 Ш 坊 後 方 (中表紙)

Ш

邉

加

世

 $\mathbb{H}$ 

309

郡

郡司タリ、

塩田光澄・石井入道・鮫島宗家・忠明

21

別府ヲ氏トス、

守護島津忠久ノ時、

道房ノ孫道綱河

邉 明

領ス、二十年、 明徳四年、 半分ヲ與エ、 子信忠等加世田別府ヲ管治ス、 鹿児島ニ自殺ス、 是歳久豊給黎ヲ攻メ之ヲ取ル、二十二年、 於テ頼久河邉ヲ久世ニ與フ、 津氏に叛ス、二十一年、 ヲ領ス、其後島津伊久薩摩郡碇山城ヨリ遷テ河邉ニ居リ、 タリ、 田別府半分ヲ領ス、 同年十二月、 河邉ヲ島津元久ニ與フ、 大隅桑郷ニ易フ、 頼 久世ノ遺臣天辰玄徳其子久林ヲ奉シ河 人其領邑伊集院 島津貞久其庶長子頼久ニ加世田 文和元年、 伊久ノ孫久世頼久ニ屬ス、 久世碇山城ヨリ河邉ニ 二階堂行雄河邉郡 康永二年、 永和中、 河邉 後伊集院頼久河邉 伊作久義代テ之 ・給黎ヲ以テ島 久世故アツテ 伊作宗久加世 ラ郡 是 ニ 徙ル、 別府 ヲ

姪忠福

三加世

田ヲ與エ、第二子忠綱

二山田ヲ與エ、

第三

與フ、文明中、 凞久肥後ニ奔ル、 シテ伊集院ニ居ラシム、 山田 ・鹿籠ヲ併領シ、 島津用久ノ子國久出水郡及ヒ河 永享十年、 寶徳二年、 後其弟延久ニ河邉ヲ與エ、 頼久其第三子繼久ニ 島津忠國凞久ヲ攻ム、 邉 河 加 邉 其 # ヲ

喜入季久ニ鹿籠ヲ與フ、四年、(文禄脱カ) 子秀久二鹿籠ヲ與フ、大永六年、 納康久ヲ以テ加世田ノ地頭ト為ス、 天文七年、島津貴久實久ノ兵ヲ撃チ本郡ヲ復シ、 島津義久季久ノ子久通(道) 國久ノ曾孫實久叛ス、 永禄元年、 貴久其族 其臣新

ヲ

知覽ニ復ス、 ス、 鹿児島郡永吉村 後復久通弟忠續ヲ舊領鹿籠ニ、 徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改 こ遷シ、 知覽領主佐多久慶ヲ川 久慶ノ子忠充ヲ舊領 邉 こ移封

十四年、

紀伊竊ニ島津久豊ニ内應ス、

頼久之ヲ聞キ松尾 皆頼久ニ屬ス、二

邉城ニ據リ、

酒勾紀伊松尾城ニ據リ、

城ヲ攻ム、久豊ノ臣吉田清正久豊ニ請ヒ、

ヲ頼久ニ與エ、

松尾城

崖

[ヲ解カシム、

既二

革シ、

忠續

ノ裔孫領スル所

ノ鹿籠村ヲ収メ、

尋テ封土

ヲ

谿山

給黎・

シテ頼久谷山 鹿児島三郡

|城

據リ、

鹿児島ヲ受ル約ノ如クセンコト

群臣聽カ

ス、

遂二

頼久ヲ谿山

= 攻

Á

頼

久吉田

奉還シ、 明治四年七月、 鹿児島縣ニ屬ス

ハ皆久豊ノ有ニ歸ス、 因テ石谷村ヲ獻シ成ヲ請フ、 此歲久豊伊作勝久二 是二於テ河 加世 邉 田 别

谿山 清正ニ

同國同

武田村管轄沿革

其子凞久

久豊更 ニ

府半分及ヒ本郡田部田村ヲ加封ス、二十七年、

河邉ヲ頼久ニ與フ、

頼久徙テ河邉城

ニ居リ、

同 國 同 郡 唐仁原村 本村及ヒ Ш 小 畑 ,湊村 村 益 大浦 Ш 村 村 宮 原村 片 浦 村 地 内 頭 Ш 所  $\mathbb{H}$ 村 村 村 津 原 貫 村 村

郷 1 <del>·</del>稱 ス、 鎌倉以 前 伊 佐 苸 次貞 時 第四 7 速 明 加 #

赤生木村

拾二

一村

ハ

古時

加

世

田

别

府

=

屬

シ、

後

加

世

田

别

府

ラ領

其邑ヲ以

ラ氏ト

Ż,

南

北朝

)

時

伊

作宗久

F.

Ш

 $\mathbb{H}$ 

村管

轄

沿

革

宗久 及ヒ島津貞久ノ庶長子 ノ孫久義 正明 裔 孫忠 頼 久 種 加 ヲ 世 剜  $\mathbb{H}$ 府城 郷ヲ分領 攻 え、 文明 應永四 中 年

曾孫 撃チ本郡ヲ 實久島津氏 取 ij 其臣新: 叛 ス、 納 天文七年、 康久ヲ以テ加世 島 津貴 久實 田 郷 久 ブ兵 地 頭 1 ヲ

出

永

ノ領主島

津國

久

加

世

 $\mathbb{H}$ 

|ヲ併領ス、

大永六年、

或

久

以

為ス、 後島津忠義封 其後島津氏 土 ヲ 奉 歴世之ヲ 還 シ、 明治四 領 え、 徳川 年 七月、 氏大政 鹿 児 グラ奉還 島 縣 セ

屬 シ

津氏歴世之ヲ

領

え、

徳

Щ

氏大政ヲ奉還セシ後島

津忠義

國 同 ス

益 Щ 村管 轄 沿

活 田 村 \_ 同 . ک 澄本 益郡村 益山荘ノ下司な 郡ハ古時益山共 郡カ) |タリ、子兼澄益山太郎||荘ト稱ス、建久中、塩 ト田 - 無郎光

> 轄 沿革

H 村 \_ 同 シ、 ノ 地頭 ト 頭ト為リ本村で

ヲ加

領世

武

國 郡

同

明 本村及ヒ 年 中 九 月 Ш Ш 田 村 郷 1 下 為 Ш 田 村 慶 /١ 應中 古 時 勝 加 冒郷 世 田 **小改** 别 府 4 屬 え、 鎌

倉

領主 前 島 别 津國 府忠 久 明 加 第二子 世 田 別 鬼綱 府ヲ 領 Ш ス、 郷 一及ヒ 島津立 阿多 入ノ時 都 和 村 加 世

高 大野村ヲ領 ス、 子 孫相承 ク、 寛永十二年、 樺 Ш 美 濃守. 久

孫久清 中 Ш 田 領邑 村 ヲ 領シ、 ラ 収 メ Ш 明 暦 田 三年十 郷 ト為シ、 貞 地 島津光久久高六世 頭 ラ置 ク、 其 後 島

土 ヲ 奉還 明 治 四 年 七 頁 鹿 児島縣

屬

國 同 郡

西 鹿 籠 村管 轄 沿 革

村及ヒ東鹿 秋 目 村 ラ八 籠 村 村 南方郷 枕 﨑 村 = 屬ス、 别 府 村 古 坊村 時 久志村 泊 村 久志 秋 Ħ

村

本

村ヲ領シ、 村 戓 泊 村 ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、 児島郡永吉村ニ遷シ、 季久ニ鹿籠ヲ加封ス、 フ、其後島津忠良ノ第三子尚久鹿籠ヲ領シ、 天文七年、 應永二十年、 郷ヲ置ク、 村ヲ鹿籠郷又鹿籠村ト稱ス、 テ久志秋目郷ト為シ、本村及ヒ東鹿籠村 郷、 ノ内貳拾町ヲ領ス、 久加世 坊村· 久志村ヲ久志郷、 一田及ヒ鹿籠ヲ領ス、 子正信相承ク、 島津忠良實久ヲ撃チ、 泊 守護島津忠久ノ時、 村 河上家久泊村ヲ領ス、 ハ加世田 (文禄脱力) 大永六年、 後久通ノ弟忠續ヲ舊領鹿籠村ニ 別府ニ屬シ、 秋目村ヲ秋目郷ト為シ、 永禄元年、 永享八年、 島津義久季久ノ子久通 明治二年 鹿籠六郎時澄鹿籠ヲ領ス 第三子忠綱(ママ) 國久ノ曾孫實久叛ス、 文明中、 後坊村・泊村ヲ坊 島津貴久其族喜入 十二月、 種子島幡時 ·枕﨑村 田 島津薩摩守 始 中正 鹿籠ヲ與 テ南 又合シ ガラ鹿 重泊 ?鹿籠 別府 忠 復 方

> 村 添村 平次良道ノ長子平次郎道房之ヲ領シ、 田部田村ノ拾四村ハ川邉郷ニ屬ス、 古殿村 宮村 神殿村 • 野 高 村 河邉ヲ氏トシ、 本 鎌倉以前 莂 府村 高 伊 佐 本

村平山城ニ居ル、

守護島津忠久ノ時、

道房ノ孫道綱

河

邉

院頼久之ヲ領ス、 給黎ヲ以テ島津氏ニ叛ス、二十一年、 雄河邊郡 郡 居ル、 ごノ郡司タリ、 ラ 郡 明徳四年、 司タリ、 子久通相承ク、 應永二十年、 伊久河邉ヲ島津元久ニ與フ、 其後島津伊久碇山城ヨリ遷テ河 頼久其領邑伊集院 文和元年二月、二階堂 伊久ノ孫久世 後伊 頼 河 久 邉 邉 行

二年、久世故アツテ鹿児島ニ自殺ス、久世ノ遺臣天辰玄リ河邉ニ徙ル、是歳島津久豊給黎ヲ攻メ之ヲ取ル、二十二屬ス、是ニ於テ頼久河邉ヲ久世ニ與フ、久世碇山城ヨ

頼久之ヲ聞キ松尾城ヲ攻ム、久豊ノ臣吉田清正久豊ニ請皆頼久ニ屬ス、二十四年、紀伊竊ニ島津久豊ニ内應ス、

徳其子久林ヲ奉シ河邉城ニ

據リ、

酒匂紀伊松尾

城二

據リ、

K

谿山

給

黎

鹿児島

三郡ヲ

頼

久二與工、

松尾

城

韋

約ノ如クセンコトヲ請フ、群臣聽カス、遂ニ頼久ヲ谿山ヲ解カシム、既ニシテ頼久谷山城ニ據リ、鹿児島ヲ受ル

同國同郡

明治四年七月、

鹿児島縣ニ屬ス、

裔孫領

シスル

所

鹿籠村ヲ収メ、

尋テ封土ヲ奉還シ、

平山村管轄沿革

本村及ヒ清水村

・小野村・今田村

・永田村

野

間

村

兩

同國同 郡 攻 4 頼 久吉田 清 正ニ因テ石谷村ヲ獻シ成ヲ請 フ、 是

**久豊更ニ河邉ヲ頼久ニ與フ、** 於テ河 邉 給黎 谿山 ハ皆久豊ノ有ニ歸ス、 頼久徙テ河邉城ニ居リ、 二十七年 其

久ヲ攻ム、 子凞久ヲシテ伊集院ニ居ラシム、 凞久肥後ニ奔ル、 文明中、 寶徳二年、 島津用久ノ子國 島津忠國凞 久

河

. 邉

加世田

Ш

田

鹿籠及ヒ出水郡ヲ併領シ、

其弟延

Ш 村ヲ其臣平田宗茂ニ與フ、 久 其後島津氏歴世之ヲ領ス、 邊郷 河 登ヲ與フ、 ニ移封セラル、 弘治中、 其子忠充ニ至テ舊領知覽ニ 永禄四年、 (文ヵ) 徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津 島津貴久宮村 知覽領主佐多久慶 永田 村 復ス、 高 Ħ

國 同 忠義封土ヲ奉還シ、

明治四年七月、

鹿児島縣ニ屬ス、

部 田 一村管轄 沿革

應永二十四年十

慶長元年二月、 島津義弘島津忠長二本村 月、 永田 村 平 田

島津久豊伊作久義

に本村

ラ加封

ス

村 ヲ加封ス、 餘 ハ平 Щ 村 同シ、

> 村管轄 沿革

Ш 村 高 同 弘治. 中 島津貴久本村及ヒ宮村

永田

村

其臣平田宗茂ニ與フ、

平

同國同 郡

宮村管轄沿革

弘治中、 建武三年八月、 島津貴久本村及ヒ永田村・ 島津貞久本村ヲ其庶長子島津頼 高田村ヲ其臣平 久ニ 與フ、 由

三二加封ス、 茂
に
與
フ
、
文
禄
四
年
、 慶長四年、 島津義久本村及ヒ清水村 兼三伊集院忠棟 ノ事ニ坐セ ヺ 舮 ラレ 屬 兼

還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、 領邑ヲ奪ハル、 後島津氏歴世之ヲ領ス、 明治四年七月、 徳川氏大政ヲ奉 鹿児島

縣ニ屬ス、

同 或 同 郡

今田 村管轄 沿革

内八町ヲ與フ、

平山

村

同

シ

永享九年五月、

島津忠國阿多亀徳

本村

### 同 咸 同

郷

稱アリ、

治二

 $\mathbb{H}$ 

郷

ヲ勝目

郷

ト為

坊泊 鹿籠

郷 闘等ノ

久志

郷

秋

目 明

籠

ヲ合シテ

方

郷

ŀ

加

世

田

*)* \ 武田

.

Ш 郷

畑 .

村 鹿 年、

.

村 郷 Ш

.

地

頭 南

所村

## 﨑 村管轄 沿革

平 Ш 村 \_ 同 うシ、 フ、其後島津家久吉利忠張ニ本村ヲ與フ、文禄四年、島津義久本田正親ニ本村ヲ與

## 咸

片浦 益山 為ス、 シ、

津貫村 宮原

Ш

田 原 村

村 村

勝

目

郷 村

21 .

上

Ш

H

村 村

村

村 郷

唐仁

• 大浦 原村

赤生

木

中

Ш

 $\mathbb{H}$ 村

村

٠ 下

田

ノ三村、

南方郷 拾三村、 小湊村

バ

西鹿籠

村

東

鹿

枕﨑

村

秋目

村

久志村

泊

村

坊村

ノ

八

## 神殿村管轄 \_ <u>ب</u> 沿革

良以 平 Ш 村 同 **真本村ヲ領シ、島津實久ニ屬ス、天應永七年、二階堂行貞本村ヲ領ス、** 天文八年、 領鎌 邑田

## 咸 同

## 清 水村管轄沿革

平 Ш 村 \_ 同 シ、 · 永 禄 ] 兀 年、 島津義 久本村及ヒ宮村 ヲ 肝 屬

兼三ニ 屬氏ヲ嗣ク、 加 対ス、 慶長五年、 兼三ハ 伊集院忠棟 伊集院忠眞ニ連坐シ領邑ヲ ノ第三子ナリ、 出 奪 テ 鼾 11

ル

### 郷 荘

古時 後 加 世 河 田 邉 郷 Ш 加 田 世 郷 田 别 Ш 府 邉 益 郷 Щ 坊泊 莊等 郷 一番ア 久志郷 ij 貞享以 . 秋 Ħ

府村

宮村 邊郷

野

村 村 村 村 内

今田

村

兩添村

.

古殿村

. 野

間

﨑

村

神殿

村 小 平 别 Щ

.

清

水村

ごと拾

几 . 村 .

村

ヲ管ス、

村、 村

Ш

/١

Ш 府

 $\mathbb{H}$ 

部

• 永田

村

高

田

村

.

本別

## 邉郡 P 一 長 二 十 八 村

古殿村 永田 清水村 耔 小 平 野 間 野村 Ш 今田 津貫村 泛添

村

両

村

野 﨑 村 宮村

高 村

田 神

日 過 日 田 脱 カ) 殿村

上

田

村

中

Ш

田

村

内

Ш Ш

村 下 地 頭 Ш 所村  $\mathbb{H}$ 村

大浦村

益山

村

314

、武田村

合村武田村

別府田間村

宮村

建武三年八月、 嶋津貞久嶋津頼久二與、

片浦村 小湊村 應永七年三月、 元久二階堂行貞ニ與フ、

益山村

武田村 西鹿籠村 東鹿籠村

村原村

Ш

畑村

唐仁原村

神殿村

赤生木村

別府村

泊村

坊村

秋目村

久志村

宮原村

應永七年四月、 建久圖田帳、

元久伊作勝久ニ益山庄ヲ與フ、

塩田光澄加世田別府益山荘下司トアリ、

本別府村

竹田

津貫

地頭所

大浦

山田半分

枕﨑村

竹島戸長一人

黒島

分ノ地ニ係ル、

右村々、

永和中

ーヨリ

明徳中 野間

ニ至リ伊作久義領邑別府半

硫黃島

附属島

卧蛇島戸長一人

悪石島戸長一人

寶島戸長一人

中島 口之島

諏訪

瀬島

秋目

平島

右、 明徳中、 伊作久義領地別府半分ノ内ニ係ル、

天文七年迄嶋津實久領ス、十二月落城、忠良ノ領トナ

ル

村原

明治十二年十一月廿七日甲第百八拾二号達ニテ、

川邉郡

正和中、

大隅式部丞忠経加世田別府ノ

内村原名ヲ領ス、

田部田村

慶長元年二月、 應永廿四年十一

月、久豊伊作久義ニ加封ス、

義弘嶋津忠長ニ田部田村・長田村

平

山村等ヲ加封ス、

今田村

村原 野﨑村 宮村 宮村 大浦村 田之上村 應永七年二月、元久伊作勝久に與フ、 村ヲ與フ、 文禄四年、 貴久ノ時、 應永十一年四月、 慶長四年此地ヲ収ム、 テ永田村ニ移ル、 慶長中、 六石余ヲ與フ、 文禄四年九月、 天正二年十二月、義久祢寢重長ニ川邉田之上名ヲ與フ、 永享九年五月、 清水村 長田村 義弘ノ時、 平田宗茂に此三村ヲ與フ、 義久肝付三郎五郎兼三加治ホ・溝邊・二與フ、 高田村 義久本田六右ヱ門ニ野﨑名高九百四拾 忠國阿多亀徳ニ今田八町ヲ與フ、 伊久伊作勝久ニ加世田別府ノ内大浦 吉利忠張ニ野﨑村ヲ加封ス、 谷山山田村ヲ去 三男秀久 吉利氏系」 坊津 鹿児鹿篭六郎時澄居城云と、 與フ、 天文中、忠良ノ三男尚久鹿篭ヲ領ス、 嘉吉中伊集院継久領ス、 明應中ヨリ喜入氏領地云と、 重ノ子正信泊浦ヲ辞シ去ルトアリ、 天文中、忠良ノ時、 應永廿年十一月、久豊河上家久ニ河邉郡ノ内泊之津ヲ 永享八年八月、忠國種子島幡時ニ鹿児半分廿町ヲ與フ、 忠将 貴久ノ時、 鹿児ヲ改吉利ヲ賜云〃 田中兵庫正重領ス、

泊津

時、慶長五年宮ノ城ニ移、

尚久ノ子忠長ノ

永禄七年、

正

覧院并河邉郡事、 建徳元年十一

任亡父忠元譲状旨云~、

月廿

H 前

中 納

言在

在判指宿能登守殿宛、 「彦次郎忠篤子」

知

指宿氏文書仝

島郡司職亀松丸云~執達状アリ、

興國二年十月廿二日、

蒲地氏蔵書二、

薩摩國河邊郡内黒

### Ш 邊郡

# 地理纂考

國内なり、 南 0 和名鈔日河邊加波、 百二十町、 方の 両郡に接し、 应 郷を置く 地 東南給黎・指宿の両郡に境ひ、 頭右衞門▽興兵衞△尉とあり、 西海岸に連り、 建久八年薩摩國図田帳に、 郡内川 邉 . 勝目 北 此 阿多 地 上古吾田 川邉郡二 . 加世田 • 谿 Ш

建久図 田 帳、 Ш 邊郡二 百二十町 云文、 府 領 · 社 十 丁 町 下

司

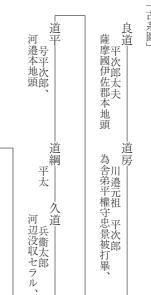
平太道綱、 公領二百十町、 郡 司道綱トアリ、

一人來院氏蔵書

ア異 リ、ニ

平次郎信道

古系圖」



行伊久代、 薩摩國河邉庄地頭職事、

備考證

行上者、 守護人代々安堵之上者、 先可去退候由 (@之) 可執達請取、 可被仰 至谷山 雖預置谷山 任御下文旨、 也 ・鮫島等者、 仍(宣書) ・鮫島等、 渋谷車内相共令遵 以替地 通遣之状 為恩賞地 可申 如

件

永徳二年五月卅

H

渋谷清敷殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」四一六号文書ト同一文書ナルベシ)

伊作家譜中

應永十年九月 日元久判伊作殿宛、 阿多・ Ш 邉 • 知覧見

御本知行事、

永徳二年ヨリ應永十年迄年数二十二年、カキスレ也」 伊久ハ貞和三年

ノ生ナレハ、永徳二年ハ三十六才ノ時ニ當ル、

古城主由來記

Ш 温邊城

忠久公ノ時分令居城、

川邉家ハ本平姓より出たり、

桓武

川邉平太夫道綱

也、

次郎貞時といへる人、九州惣追補使と成て日向・大隅 天皇の流村岡五郎良文四代の後胤村岡の貞道か男伊作平

薩摩・肥後を領して武蔵國より下向して、 同國はねたか

國伊作の本地頭と旧記に見へたり、男子六人あり、 嫡子

貞時四代之孫平次郎太夫良道は薩广

といえる所令居城、

其子兵衞太郎久道、此時承久の兵乱に出陣し、 宮方 平次郎道房川邊先祖に立、其子平次郎道平か嫡子平太道

道と号す、 之御勘氣を蒙り川邊を没落せらる、 夫より代∼川邉の城主として威を振ふ、 久道か息男平次郎 ιV 0

れの比迄令居城欤不詳

「國史」

文和元年壬辰、唐朝正平七年、 春正月二十一日、 足利直冬賜二

階堂行雄薩广國河邉郡地頭郡司職・智覧院地頭郡司職鳥

四郎入道旧領 · 賞功勲也、 黎郡知覧郷、知覧院即今給

2 大﨑伊集院氏蔵

薩摩國阿邉郡一 圓依志有、 犬子丸ニゆつりわたし候事眞

於此所領他之さまたけなく可有知行く、 『『 如此ゆつ

わたし候うへハ、於子々孫々いらんハつらひ申者あるま

しく候、仍為後日之状如件、

永享十年二月廿八日

道應判「頼久ノコト」

「伊集院頼久三男継久ノ幼名、犬子丸 後三郎左ヱ門尉ト云」

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一二一〇号文書ト同一文書ナルベシ)

地理纂考」 Ш 邊郷

鹿児島縣廳を距る事西南七里十八町餘、 東知覧、 南勝 買 退去、

其后以高祖以來代々家督相傳之小十文字太刀

同

天正二年十二月八日、

祢寢重長遣家臣堀内弾正

恵

鎧附属于元久云ҳ、

島津元久譜中

明徳四年、

矛楯之隔、

攻父居城川邉、

村·両添村・神殿、 十二町 北阿多・ + 田布施 間 人員一萬千四百四十七人、 村落 . 谷山 4十三高田村 0 五ヶ郷に分界す、 今田村・野﨑村田部田村・永田 · 村 周廻十四

戸數二千二百四 野間村・古殿村

十九、

島津久豊譜中」

里二

應永二十七年、 伊集院長門守久俊献知覧而降参、

久林去川邉城出奔、 以故南方屬無為、

甲第二百八號布達アリ

Ш 完造郡高田村分割高田村分村、 明治十三年十一月十三日

伊作家譜中」

内田部田 應永廿四年十一月二日沙弥存忠判伊作殿宛、 村、 云外 **≿**略 可被領知之状如件

所河邉

東鹿籠村 西鹿籠村

久根

河邉・

山田

鹿児、

同老名高崎云➤、

枕﨑村

旧記

明治十四年一月十二日甲第五号達

Ш

邊郡鹿籠村分割

文明六年云≥、 薩州之御持越、 和泉 Щ 門

> 高 小野

> 阿

國史忠國傳

永享九年五月二十八日、 使阿多亀徳領河邉郡今田

八町、

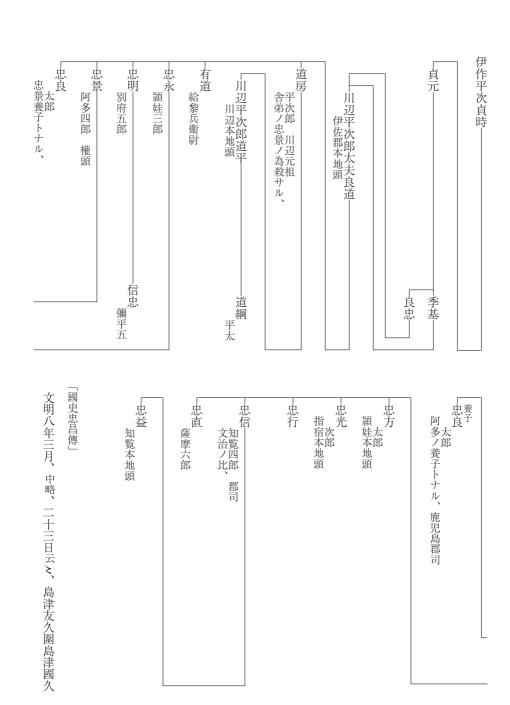
上總介伊久與嫡子播摩守守久父子不快、 元久制止之、守久屈理解 圍 旣為 而 國史義久傳

賜重長川辺田之上名、 請以下大隅田上易谷山和田名若川辺田 之上名

上村、河辺郷有田之上村、郡村高辻帳、垂水郷有田

319

許之、 因 玉



國史

友久以田布施叛、 菊千代入見、 於加世田 城數日、 蓋平山城・松尾城、夏五月二十三日云火、拠御當家始書、二城夏五月二十三日云火、 又誘島津國久使叛、二十八日、 國久乞降、 且割河辺二城以献、 公遣伊 遣其子 島津

集院・伊作之衆撃田布施、 同上、 「河辺二城平山城・松尾城参

國史元久傳

考スヘシ」

而以 津、 守久居碇山城、守久不子、是歳引兵圍河邉 明徳四年云≿、 讓守久、令罷兵、守久乃引去、 「明徳四年ヨリ川辺ハ元久ノ有ニ帰ス」(河辺與一怒翁公、 河邉無援、由是久哲、復居碇山城、 初久哲公自碇山城遷川邉、 而伊集院氏又取坊津・泊 使守久居山門院、 使其子播磨守 城、 (國恕)

一伊久-法号久哲 播广守 久世

「元久

法号恕翁

大永六年云≥、 初島津延久領川辺、傳至昌久、円室公時

> 公許之、 以為帖佐地 頭

昌久献川

辺、

而身居田布施、

至是因梅岳君求帖佐、

大翁

地理纂考」

平次貞時九州の総追補使となり、 して、 町程にて、 道封を川邉に受て世々傳領す、其後川邉氏衰微して、 に属し、罪有りて所領を没収せらる、 川邉と号す、道房より四世兵衞太郎久道承久の乱 道房と號す、始めて川邉に移り、當城を治所とし、 太夫良道来りて近郷伊作に在城す、 肥前國を領し、 Щ 城村山 西の方次第に低し、 東南ハ大河城下を繞り、 亦内城とも號す、高三十間餘、 肥前羽島に居城す、 村岡五郎平良文四世 薩摩・大隅・日向及ひ 其外の三方ハ絶崖に 良道か長子を平次郎 貞時より四 後に其子平次郎信 周廻凡十 世平次郎 の孫伊作 に官 氏を 軍 九

當城を攻む、 にあり、 薩摩・大隅・日向の三國を分領して、 津師久嫡男伊久川邉を領す、 貞久嫡男宗久早世して嗣子なし、 其後ハ所見なし、此時川邉氏滅ひしか、 伊久平佐に走る、應永八年、 かくて伊集院頼久兵を発して 師久ハ島津貞久の弟なり、 因て弟師久・氏久兄弟 師久平佐郷碇山 伊久嫡孫上總

介久世頼久と和睦して當城に皈る、同廿四年、久世故あ

廿七年、頼久又當城を攻む、久世嫡男犬太郎久林當城をりて鹿児島千手堂坊に於て自殺す、六十間許にありしといふ、りて鹿児島千手堂坊に鹿児島内城の西

豊川邉を伊集院頼久に與へ、頼久舊領伊集院を其子凞久棄て山門院に走る、仏林後に加久藤徳滿城、同三十年、島津久

に譲りて川邉に移る、頼久後に薙髪し頼久死して、島津用久

進す、因て三ケ國島津忠昌に帰す、

第二子延久此

地を領

其子昌久に至り川邉を宗家に返

※ (頭注)

ナリ、誤ヲ辨ス」「師久ハ貞久ノ弟ニ非ス、貞久ノ子ナリ、宗久ノ弟師久・氏久

茶磨ケ營(往古陣營の蹟なりといふ、事、詳かならす、\*\*ゥスカヂン「小野村」

地理纂考」

(金)城 文禄三年、豊太閤の命にて三ヶ國田地経界の更佐多城 文禄三年、豊太閤の命にて三ヶ國田地経界の更成に徙る、久慶子伯耆忠充に至り、慶長十五年、封を舊正ありて移封多し、佐多太郎次郎久慶旧領知覧を去て當正ありて移封多し、佐多太郎次郎久慶旧領知覧を去て當正あり、

「纂考」

臣酒匂紀伊城守たり、應永廿四年九月、伊集院頼久是を松尾城(亦高城とも稱ふ、應永の頃、島津犬太郎久林家

攻む、島津久豊城の危を聞、軍を遣して是を救ふ、其後

一族鎌田治部左ヱ門妻子を質として城を降る、因て新納守忠長實久カ黨を追ひ當郷に来り、古殿村に陣す、加賀鎌田加賀城主にて島津實久に黨す、天文八年、島津相模

伊勢守康久を城主とす、

「地理志」 鎌田氏ニ係ルカキ入也」 「川邉神殿ヲ領シ、川邉高城ノ地頭ト旧記ニアリ、

高城場茶台、貞和二年六月、凶徒楯篭ト云と、○天文八高城場茶台、

年三月廿八日、日新公発向此殿、此城守鎌田加賀守降参

之、同日落城アリ、

云文

○天文五年五月十三日にも城責有、

忠良公の勢責

國史貴久傳」

政眞以髙城降、梅岳君使新納康久守高城、又下平山城、 政眞以髙城降、梅岳君使新納康久守高城、又下平山城、 天文八年三月云w、二十八日、梅岳君将兵向川辺、鎌田

亦使康久守之、

慶長元年二月三日貫明公花押書、 與旧所食二千九百石并為一萬石、

國史義弘傳

之

以下割注、忠長領薩广郡東郷七千二百十四石一升八

曰、郷居重職、 賜島津忠長七千百石

特以與

## 3「本田蔵書」

合一勺六撮、

伊集院竹山村三百五石八斗三升五合三勺、

## 薩州河邊之内野崎名

作

惣高九百四拾六石四升八合六夕

斗出米納之以員数可被遣旨、於京都石治少輔御談合相定 (◎様) 右之内六百五拾八石九斗六升六合、 為返地被遣候、 但五

萬石、

見原文、

四撮、

七百二十六石四斗四合五勺・平山村二十石三斗一升三勺 河辺田部田村千四百八十五石九斗二升六合五勺・長田:

日州飯野前田村二百四十七石四斗五合二勺、合一

配分候、若加増之儀有之者、 本目録者追而可為御給、 此外余分弐百八拾八石八升弐合六夕、 仍(◎斯) 御両殿之御意次第可致分別 是 ハ他 に可令

## 本田下野入道

伊集院右衞門太夫入道

文禄四年九月三日

本田六右衞門、四「正親」

(本文書ハ「旧記雑録後編二」一五九一号文書ト同一文書ナルベシ)

4「比志島氏蔵書」

不回時日、 (<sup>()(年)</sup> 別府次郎兵衞尉政貞先年所召仕下人犬袈裟女、 自敵城迯来、 凶徒等打集河邉郡髙城、 各可被馳越當陣也、仍執達如件 所告申白状如此、 可寄来陳候之由、此問風聞之處、 道鑑」 為存知、差遣之、所詮

満家院人!

貞和二年六月一日

御中

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二二一六号文書ト同一文書ナルベシ)

國史貞久傳

郡高城、 郎兵衞尉政貞下人犬袈裟女、 貞和二年丙戌六月朔日、 近日将寇、君其発兵来援、 公賜比志島氏族人書曰、 自敵城逃帰、 · らず、一名松尾城高城遺墟在川辺野 言凶徒會河辺 別府次

323

以逼野﨑城、岩利郷有地、「△吉利郷ニ入ル、除ベシ」渋谷氏築城野﨑村、以為外援、七月三日、凶徒屯貝柄崎、渋谷氏築城野﨑村、以為外援、七月三日、凶徒屯貝柄崎、一大会、伊集院道忍復反、島津道惠・二階堂行中拠城自守、「奉人で、」

「鎌田氏由緒書

少≥召列、 テ降参仕候、 布施☆参上仕候、 川邉江御発向、 永之比、 鎌田加賀守政眞川邉神殿を領し、 島津実久に属ス、天文八年三月廿八日、 於古殿入公御見参、左候而、 神殿ヲ進上仕候、 政眞可属御手之由申上、 政眞子治部左衞門政春妻子を以質トシ 左候而、 川邉高城之地頭也、大 貴久公江奉仕於 高城衆與力之侍 政眞妻子召列田 日新公

諸所軍労、

應永記」

應永廿二年乙未、

河邉鹿児島

ノ合躰仕給ヒ、

匠作

-河邉

御越、 其禮久世鹿児島ニ有御越也、 ト云と、 久世ヲ年内者可有御逗留、 久世ヲ被成御奔走候也、 其時久世之御心底於勞難申盡、 月迫之事成レバ、 匠作軈テ歸院仕給テ、 河邉之城ハ請取 侍中太郎・ 可有御 可 本田 申 為 也 歸

支、左有人ノ孫、去ル人ノ子也、左テハ一ッ足ニ可思定、伊賀守被仰聞者、河邉ノ城ノ開クレバトテ、不可有命生

河邉之叓者犬太郎アレハ、伊集院・伊作ヨリ不被見離者

其迄也ト被仰而、匠作ニ御返豆ヲ切畢、同廿三年丙申正

匠作息ヲ空ニ突玉フ、泪酌給シヲ語傳怖シク思シハ是也賀守・天辰助次郎其外人々腹切畢、平等寺之陣引ノ時ニ、月十三日、被召御腹候畢、御年卅一、侍中太郎・本田伊

「應永記」

梟利ト、舌ヲ巻人多カリケリ、

自鹿児島・谷山大勢山ヲ越シ薙野原ニ陣取、見之陣ト松松尾城ヲ被取巻、亦阿久寢・伊作之勢重ル間、彌成大綱、雖然内城者堀ヲ隔タリ、其上霜臺其勢三百計ニ而馳越、一同廿四年丁酉、河辺松尾之城ニ鹿児島ノ勢ヲ引入タリ、

類ヲ始、國ノ人々百余人討死ス、都合三百餘人失ニ梟リ、之勢ニ懸梟リ、霜臺・阿久寢方爰ヲ先途ト戦計李、御親路難通、城之入衆ハ既ニ飢死セントスル間、思切テ薙野路之間ニ堀ヲ掘リ水ヲ湛、大木ヲ切懸タレバ、松尾之通

残之人々ハ可助無方角モ、匠作被聞召、犬太郎殿者幼少

Щ

給黎を与へ、

鹿児島ハ諸勢帰陳ノ後可去渡ト云と、

両城ヲ被開、其時諸軍勢松尾之入衆共ニ被打歸梟リ、基谷山・喜入両城ヲ被開者無子細有ケレハ、少茂不亨延、遼) 成間、霜臺之計ヲ以テ何ノ城ヲモ開ヒテ面々ヲ可助、霜

「地理志」

松尾城 野原ニ陳ス、 邉を伺、 堤堅固也、 鹿児島・谷山之勢為後詰、 久兵三百卒、 月上旬、 其後諸所軍勢味方ニ馳加リ、 蜜ニ通太守ニ軍を當城ニ引入、 犬太郎久林家臣酒匂紀伊守守之、 于時長門守知覧之上木場より馳来、 九月十一日、 其外南方之軍勢馳加 味方川を渡し敵を城内 弦尾山之口平川ニ ij 城中ニ 當城ヲ 雖然内城野 應永廿四 内通し、 囲 陣を取、 攻、 伊集院頼 追入、 年九 依 頸 薙 Ш 之 隔

美濃「清寛」 之地 若狹守頻ニ 平田右馬介重宗當城二切 堪御篭 を賜ラハ 田 和 日代肥前守・ を求、 吉田若狹守和睦を頼久に乞、 可解囲云、 頼久曰、 吉田氏是を太守二告、 祢寢山城守兄弟以下餘多戦 通、 従兵百餘也、 鹿児島 谷山 頼久雖不應 城中兵粮乏テ 喜入三ヶ所 太守則 死

方之騎歩漸

∠馳

到、

欲

踰

Щ

路

到

Ш

邉

而敵

兵衆多未得

越

敵兵為警固通路者悉所以追散也、

于時吉田

蒲生已下近

頼久陳門を開突出數刻防

戦、

味方失利、

和泉兄弟

清

於茲頼久解囲、谷山本城ニ入ト云~、

應永廿二年乙未、河邉鹿児島ト和睦有テ、久豊公河邉

「島津久豊譜中」

光儀有之、

久世奔走有テ後御帰城鹿児島

士庶、 故別 戈、 川邉之様、 城、 所以松尾却為籠城也、 集院弾正少弼頼久亦率三百餘員馳以救来、 木場馳至川邉、 犬太郎之臣有酒匂紀伊守者、 府 應永廿四年丁酉九月上旬、 雖然内城野頸隔隍堅固 構陣於弦尾山 田田 使数輩人夫肩荷兵粮、 阿多・ 彌以構城警衞不怠、  $\Box$ 平 田 因茲鹿児島・谷山及近方催未発之 頄 布施・伊作之騎歩奔走到着、 世 守川邉松尾城、 而後地下之士卒等欲窺見於 于時長門守卽 蜜通存忠招入師 相隨之赴山 且復請援兵於近邊 構城甚堅矣 路将 白白. 忽變心将 旅於松尾 l 知覧 馳 到 伊

北 屋等之騎歩悉渡海来、 郷・ 各凝群議進寄野頸、 樺山 新納 飫肥 故進 而只出歩卒飛羽箭、 • 櫛間 沠 辺城邊、 • 肝付 雖然未能松尾之為 禰寢 順時之宜或 . 平田 鹿

進或退、 未発實勢蜜在城裏似無人者、 此際自松尾城使

廻籌策堆補渇耳、 价忍達陣 中日、 松尾城中匪啻窮困、 聞此言、 則我軍中有親子兄弟所縁者、 無兵粮絕水路 然而

使曰、 援松尾衆逾太山到當地、 不得其驗徒経数日乎、 速

己之存命之間、

不忍、聞渠之難儀、

発大息者太多矣、

報件

決安否可為一 戦、 従何地向何地為得便宜之道哉、 再俟

价忍到矣、 使者勞苦入松尾城、 達伊地知對馬守・ (電寄田)

守堅固非所以及了簡 田] 帯刀長、 其後又一价来曰、 薙野原者廣遠也、 総門者[也]已構小陣、 自其地向敵 城 可 相

較勝於一 寄城下破却垣 先發歩卒侮敵城、 戦、 墉、 雖然三日猶豫而後宜攻之云尓、 俟挑戦之佳期、 則渠亦可防禦、 穿破松尾塞門、 乗其進退之變、 因茲陣中為 突出 攻 可

其一分以樺山某為将帥

其一分和泉殿兄弟

佐多

同

. 所斬獲也、

又下之一分中和泉殿兄弟・

給黎之猿渡已下

越垣墻、 流飛羽箭以防禦也、 我兵漸渡川

向之矣、九月十一日、

我兵已進川

縁、

敵亦出墉外、

追入敵兵於城

裏、

将 Ш

先者 勝 隔

為垣下不得進、 先者雖落入堀中不為救助、 争前攻入、 然而敵兵更無防禦、 後者押倒垣

尾之縁者歩卒等少小入松尾、 味方軍敗、 于時賴久開陣門、 上之一分中新納近江守之臣 其間 手干戈突 在松

戦死、 戦死矣、近江守持大長刀盡筋力相挑、 隈江右京亮・上井筑前守・屋ヶ代四郎左ヱ門尉 出防戦移刻之際、 丁此時、 安樂豊前守・川 野土佐守與後之敵相 于時切破胃鉢将向 平良等 戦之

際、條然見近江守之危急、 味方軍中矣、 爰平田右馬助重宗者一族勘解由左ヱ 切通目前之敵、 携近江守退 一門尉 去

田鍋・ 大寺某・長野左京亮被傷者深、 津曲等遂戦死雖減勢、 切通敵軍中得入松尾城矣 而幸免死矣、 田代肥前 守

守被深傷亦存生、 祢寢兄弟・同山本孫五郎及家臣数十人共戦死焉、 蒲生美濃守入道遂戦死矣、 其一 族中原 司 出 羽

有餘員戦死、 西村之從軍數十 伊 地 人 知将監亦 栗野 · 菱刈等戦死矣、 所 所獲也、 吉田 合戦之勝 和 · 下

岸於後、 等陣薙野 伯耆守・

從川流掘二之長堀湛水、伐大木為其間之垣、

以

敗

雖依時運與籌策可非、

今度敗軍未知孰是孰非也、

松尾

原矣、

于 伊

,時伊集院彈正少弼頼久下於野頸為內城

Ш

地

知

吉田

蒲

生

栗野

菱刈

牛

宷

326

久 曰、 旁所以失面目也、 度存忠匪 言速可與谷山 乱之企乎、 言無少違者可應其求、 思是所以天之與吾也、 救公之身命者今已忘却乎否、 當此之時、 久答曰、 士卒吾請開通路欲退去、 免逃去、 策之善與不善、 死不勝哀傷、 渴之可補者、 則使松尾之衆解囲無恙赴帰路、 戦場勝敗已下之事非吾未知、 | 啻罹 或約後来為和睦、 唯予幸而不死、 匠作者犬太郎殿親敵、 吉田某告之於鹿児島、 将向自殺之際、 何有一人之宥死者乎、 莫何之如矣、 雖然謂伊集院弾正曰、 恙不得進発、 給黎也、 而依時之運、 速先畀而地宜救窮困之士、 先鹿児島城、 雖然公之先恩亦敢不可空、 以発此言、 宥之者於予乎何之幸之有乎、 鹿児島諸軍帰陣之後 爰吉田若狹守者兄弟一 蒲生與予同意強以請太守、 素未有無其例、 今度我之弟及一族家臣數輩 故或脱冑降参、 族他家數輩之勇士遂戦死 於賴久者有宿意之未散 吉田曰、 存忠卽答曰、 臆病之至乎如何、 次谷山・ 今度勝利所願之幸、 戦場之勝敗未嘗有籌 且復自今以後止起 今也在松尾之 先是在鹿児島 若狹守達件 給黎附 或請通路 可 去界、 應頼久之 族遂戦 吾之所 與此 頼 頼 而

> (半 憂、 旨於頼 自身亦発城矣、 敵者乎、頼久使南方之軍衆往谷山 衆人之受誹謗、 等於重宗、 Щ 縁之人曰、 部等欲拾取之、 居松尾城中、 属之士卒可止出入、 . 俟鹿児島之所去畀矣、各帰鹿児島見存〔松、 隍互発言、 久、 自他和諧已成、 於茲乎、 頼 久日、 漸及狂言、 爰伊作之 平田民部· 重宗率松尾屈居之衆発先陣也、 却受敵人之恵、 重宗艴然堅加制禁、 然則 城中少補飢矣、 彌囲夫城警衞者孔堅矣、 以餅為礫擲贈松尾城裏、 先可領谷山 今也何有異儀乎、 止衆人之飢、 同伊勢守在敵 其後伊集院軍中有 給黎領 因重宗一 ·給黎両 知 城、 両 所謂仁者 人之廉直 餽酒肴某子 平田 存松)半喜 頼久在谷 城 諸卒下 其間松 重宗運 故隔 而 後 所

城

《者所以從平田重宗之勇士一百許輩相加前之入衆、

無飢

伊地知季豊譜

戦場

勝敗死生存亡須誰敢慮知乎

威久林、 大隅 <sup>遇</sup>陰帰于公、公乃遣伊地知對馬重利 等堅以城守、 應永廿四年丁酉八月、 谷山 於是久林年五歳、 乞援於諸邑、 鹿児島之衆百五十許入松尾城、 島津久林之臣酒匂紀伊守以松尾 二十旦、 在于内 城海川、 伊集院賴久及其族今 寄 瀬 執事天辰見菴 帯刀等 援酒. 勽 氏以 帥 F

地利、 等同和泉直久四郎・佐多親久等陣于薙野、 為死者釋怨頼久以報君恩、 弟無不遭喪、 於是賴久解圍、 春等死之、吉田清正乃説頼久成于公、畀之谷山(公殿力) 及頼久軍大戦於城外、我師敗績、 急于陣、 川待徴諸軍、 給黎久俊等来救之、直圍松尾城、 於是二十七日、 聞者愁痛直将救擊、且令使返謀之、 其能免者亦棄二城而一命保、 伊地知季豊等從、 我師皆還、 公分部、 乃請命公、公遂許之、 而咸相謂曰、於是役也上下昆 親将軍向内城、 乃進陳野頸、 死者三百餘人、 城中却困、 孰不耻之、 九月十一日 重利等因示 公時次于平 城兵間出告 別使季豊 · 給黎等、 乃親帥 家弟重 願

「谷山城攻ノコト参照スヘシ」

師又攻谷山城云✓

于我者宛如草木之靡風也、「知覧ト山

島津氏家譜中」

我也、 其後攻川邉與知覧、▽⑪知覧△已失兵術筋力亦倦、 雖然賴久屬旗下以降、 及難儀者其數多矣、 存忠曰、長門守在南方為凶徒棟梁、 者為伊集院弾正少弼頼久親戚、 何宥之乎、 於茲執事等曰、 天運循環、 南方大半廻籌策入手裏矣、若不違 今也逼于渠、 是以賴久有請免許之許、 存忠之所言不違義理 而廻計策逼守護兵、 所以天之與 長門守

故長門守・阿多某應頼久之請宥之、唯川邉一所未入手裏今之訴訟則失眉目乎、然則後来忠否未知何之如云と、以

旗下、 木場、 衆、 焉、 山田之内小野十八町、 時令佐多某・山田某守上之木場、 屈居尩弱之地、 而已、丁此之時、犬太郎殿曰、去川邉之居城欲遁山門院 川邉可任太守之計、 如斯分賦諸所之守兵、 佐多某依有由緒畀上之木場之内二十町、 使山田氏・鮫島氏之住宅退去、 鮫島某移居鹿児島、 是則依太寺某之計、且為山田之城 故領川邉卽入部、 而後到于両津湖津、 長門守充長里之一村、 阿多飛彈守降伏我之 我之為旅館矣、 而後住知覧上 今也歸服 知覧某界 干

「知覧ト山田ノ参照トス」

「國史久豊傳」

降、犬太郎無援、 犬太郎居川辺、今給黎久利居知覧、 應永二十七年庚子、 今乃為久俊請、 頼久求降、公不許、 原兵庫用事、 公誘周防・兵庫、 願看賴久之面、 乃献川辺奔山門院、 中略、 群臣諫公曰、 別府氏少、 二人遂以別府某降 公乃許之、 頼久皈順 懼及、 室老田中周防 鮫島氏・阿多氏 久俊既以知覧 以来屢有功勞、 久俊囚伊集院 於是 ・宮

吉利氏系圖

津 頼久拠伊集院、 十八町賜 以邑降、 而 還、 以上 知覧氏、 時鮫島氏為山田城主、拠山田聖栄自記、此〕按) 木場二十町賜佐多親久、 与南方黨相結、 長里賜久俊、 於是公略南 覧郷有長里 川辺郷有小 頼久室老吉俊某毎勸 其旧 里村云と、 伊州 国初 方、 邑 西至坊津 也、 伊集院 以 頼 小 久 野

皈 以結其心、 頼久與有力焉、 順 頼 久乃降、 又賜頼久川辺、 (B)之) 乃以頼久文女為夫人、石谷村為湯沐邑、 「本v、」 南方皆懼、 於是賴久徙居川辺、 望風 流而下、 非是年事也、 與終 國終 公以為南方平定、 使其子初

記 地 與 理纂考二、 リ、 應永廿七年ノコトカ、参考アルヘシ、 舊領伊集院を其子凞久に譲リテ川辺 應永三十年、 島津久豊川 辺ヲ伊 集院 Ξ 移 頼 ル 1 久

犬千代丸居伊集院、

是後賴久不復叛也、

平 田氏系図

セ

平 由 備中守宗秀 領谷· 之山 居苦辛 城

宗茂

初宗清、 新左ヱ門 安房介 入道名清甫

|年、補加世田地頭職、初川辺地頭也、天正中死于川辺、年五長公公賜川邉宮村・長田村・高田村領之、去山田移居牧之城、

吉利下 ·総守忠

此 代 所 賜 ЭĬĬ 邉 之内野﨑

村後市

来之内

湯

 $\mathbb{H}$ 

長

. 元和

寛永・

正保中ノ人、

地理志

牧之城 貴久公御代、 平田安房介宗茂守之、 守護方、

宮村 年乙未、 兼三為喜入・宮・清、文禄四年ノ國史ニ、 貴久公ヨリ平田安房介宗茂へ賜此地、 自義久公肝付三郎五郎兼三 ·清水領主、 注二川辺郷有宮村・清水村云水」溝辺・三臺堂領主肝付三郎五郎 拜領 也 其後文禄 辺

清水村 守兼篤、 二男也、 右全、 然ニ 慶長四年己亥、 兼三依去當家之事清水村高八百余石 兼三去於當家賜 家督 越前

村常(分カ)

長田

貴久公ヨリ平田安房介へ賜之、

依去谷山

を被除候

Щ 田 H 村 移 此 地

5 Ш 上氏蔵書

河邉郡宮村為恩給所宛行也、 於有限公事等者、 任(個例)

可有其沙汰之、如件、

建武三八月廿三日 孫三郎殿「頼久ノコト」川上氏時島津氏ヲ称スルカ」

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一八七三号文書ト同一文書ナルベシ)

6 二階堂氏文書

薩摩國河邉郡之内神殿村之事、 為料所相計申候也、 任此

應永七年三月卅日

之旨、無相違可有知行状如件、

陸奥守判

一階堂山城三郎殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」六五二号文書ト同一文書ナルベシ)

國史元久傳

郡村高辻帳、 神殿村在河辺郡河辺云៷、

7 伊作家譜中

阿多河邉知覧、御本知行事、 身大綱存申、 可沙汰候、 聊

> 不可有等閑之儀候、 為後日之状如件、

應永十年九月 日

元久判

伊作殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」七〇八号文書ト同一文書ナルベシ)

8 全

嶋津庄薩摩方

所阿多 一所日置 一所南郷 所高橋

所知覧院瀬々村 所河邊郡内田部田村 外数行略

早任先例云~、

領知之状如件、

應永廿四年十一月二日

沙弥存忠判

伊作殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」九六九号文書ノ抄ナルベシ)

加治木・溝辺・三臺、領主肝付三郎五郎兼三為喜入・宮・「文禄四年ノ國史ニミユ」屬堂

溝水領主、注云、 川辺郷有宮村・溝水村云 w、 (<sup>図清)</sup>

地頭系圖

川邉郡

川邉

川上掃部介榮久大日堂棟札ニアリ、
川上掃部介榮久文亀三年亥十一月十五日棟札ニアリ、永正ノ比地頭也

酒勾新左ヱ門十二日當地頭貞次トアリ、

平田安房助宗吉ナラン、竢考、

新納伊勢守康久天文・弘治ノ間、

平田安房助宗清入道清甫欤、天文六年死ス、

平

曲

阿多掃部介三俣御陣地頭例ニミュ

本田伴兵衞家親御兵具奉行、慶長之初比欤

「地頭元和ノ末迄、元和五棟札ニ五郎右ヱ門入道久時トアリ、新納五郎右ヱ門久饒入道遊甫慶長ノ末、

本田大炊公親左京親兼之嫡子也、御兵具奉行、

|二原備中||守重種||源人公御家老、大口・川邉等地頭トアリ、慶長十三||二原備中||守重種||家人公御家老、大口・川邉等地頭トアリ、慶長十三|

伊地知四郎兵衞重賢始新四郎、寛永九年比、

高嵜物石ヱ門能延慶安三年寅十一月棟札ニミユ、第永二十年亥八月

當社

飯倉

山にあ

ŋ

初

8

倉稲

魂

命を勧

請

Ļ

飯

倉大

明

桂山城守忠能寬永六年十一月棟札ニミユ

伊集院十右ヱ門右ヱ門トアリ、是カ、承應三年棟札ニ右ヱ門トアリ、

〒利下総守忠張光久公御代トアリ、

喜入摂津守忠政寛文二年二月二十五日ョリ、

堀四郎左ヱ門興延入道宗勲を卯六月二十日ヨリ同十三年迄、堀四郎左ヱ門興延入道宗勲初弥右ヱ門、吟味役、御使役、京

新納縫殿寬文十三年七月三日ヨリ延寶六年十二月迄、

またい、これ、引延實代年七月八月二 ヨリ真寡三年を、平山久馬助久行延寶六年十二月七日ヨリトモ、ヨリ同八年七月を、

阿多淡路國儔後式部、貞享三年九月十一日日トモ、元禄二棟札ニミ若松十左ヱ門延寶八年七月日トモ、ヨリ貞享三年迄、

町田八左ヱ門俊昌寶永四年四月亥十月二十九日ヨリ、

市來次郎左工門宝永六年丑八月二十五日ヨリ

「名勝志」

ること未方拾五町余、祭神三座、帝·西宮倉稲魂命、正祭九飯倉新宮三所大明神 宮村に鎮座、地頭仮假にあり、をさての倉新宮三所大明神 宮村に鎮座、地頭仮假で山村、をさ

**屢再興の棟札あり、是を川邉の惣鎮守とす、傳へ称す、** 田、勧請年月詳かならす、永正十五年戊寅十二月以来

宮三所大明神と號す、皇女を頴娃開聞より安迁して神と崇めしに、其後天智天皇の皇女を會祭して飯倉

を知覧に守り、知覧に守り下りし宮を川邉に守りしと頴娃境、と云所にて休ミ玉ひ、夫より川邉に守下りし宮給黎郡知覧・河邉郡川邉両邑に守り下りし時、鬢水覧

いまた其據所考へす、別當寺を飯倉山大聖寺といふ、陳上に皇女のおくしけへりし跡とて鬢石といふ石あり、なり、今に其所を取違といふといへり、又宮村猿山のなり、今に其所を取違といふといへり、又宮村猿山の

坊津一乘院の末にして、開山圓範上人

地理纂考」

金鼓を鳴して節奏をなす、参詣且見物の男女夥し、此日平山及田部田・長田三村の農民とも来りて舞躍し、山城山上に在り、創建の年月詳ならす、祭日九月廿八日、諏方神社村出 奉祀信濃國上下諏方神社に同し、當村平

地理纂考」

惠美壽神社平山

當村の坊巷中にあり、祭神事代主神にて、

夢に當社神託の旨ありて、郷内を探索せしに、盗ミし者事有りしを、此坊の商人頴娃郷に至り逼留せしに、或夜事僧、坐像なり、創建の年月詳ならす、往年神體失せし

ŋ

當社ハ始今の社頭より丑寅方四町余に在りて、

「地理纂考」

顕

れ、

遂に神體を取り返して舊の如く安置せしとい

良・同貴久父子の建立なりといふ、祭日三月四日なり、飯綱神社村 祭神詳ならす、永禄三年、島津相模守忠

「地理纂考」

して踊をなす、事平山村に同し、文明四年以来の棟札あならす、例祭九月十八日なり、此日當村の農民金鼓を鳴諏方神社村野 祭神平山村諏方神社に同し、創建年月詳

ŋ

地理纂考」

五年以来再興の棟札數枚、また享徳元年寄附の鰐口等あ島、、奉鑄薩摩國川邉郡飯倉新宮鐘、寛元五年丁未五鐘銘に、奉鑄薩摩國川邉郡飯倉新宮鐘、寛元五年丁未五島、西殿倉稲魂命三坐にて、和銅年中創建のよしいへり

天皇 0 魂 命一 ・皇女等を會祭し、 坐なりしを、 飯倉新宮三所大明神と稱 後に今の 地に遷坐あ ŋ Ź ĭ

第一を知覧へ護り来たれりといふ、そも~~頴娃二を知覧に護り行くへきぐ取違へ、そも~、領を担慮に、川邊と同時に開聞より神霊を護り来り、第一取違といふと云り、又知覧にも中宮三所神社ありて、 傳稱せり、 世祭す時に、 注入の傳説に、 途中にて神輿を此方彼方に取違へ、今其所をい、開聞宮の神霊を常所と近郷知覧とに同時に の皇女を川邉、笠祭神豊玉姫なり、 郷 開 聞 神 社 を 第

天智天皇或ハ其皇后又ハ皇女なと、

ľλ

へるハ、

後世

無

稽

けむを、後に訛りしにやあらん、今接を記して後あるに因て思ふに、飯倉の文字ハ本ハ稲荷とか倉 て鬢石とい の妄説にして、 又川邉宮村の内に皇女の御髪を梳り Š あ 云ふに足らさるなり、 ŋ 是等笑ふに堪たり、 の考に備え 山此 口事 給ひ 倉當 稲社 神開門 現のの一社の一社 が有り Ĺ と神の社 跡 一坐なりと 巻に辨し なりと

瓶 )琵琶 近 衞 面 信 輔公寄 島津上総介久世領主 振 進、 此 余數品  $\bigcirc$ )眉尖刀二 寄 附とい 振 兜 Š 頭  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 福 鑓 壽 筋 花

安にて、

古来過ちなしとい

兵庫鏁太刀

話り、

祀 0 金を祀 りて 鹿 ŋ 0 左 角を 鹿 0) 右 納むと 0 角を社内に納 め 弟の

・霊を當村に

地 理纂考

Ш 波 神社 村野 﨑 祭神創建詳 なら す、 例 祭十 月八 日なり、

文明一 一年再興 0 減机 あ ŋ

す、 も更なり、 Ш [神神社 往古より 村野 﨑 常に遠方より参詣多 £ 小 俗 石祠なり、 痘瘡の神と稱 祭神 Ļ か 又當村に 痘 つ建立の 瘡流 行 年月 限 0 時 n 詳 痘 21 なら 瘡 13 S

ŋ 地理纂考 高 良神社 元 和 Ħ. 村宮下

祭神創

建共に詳

なら

す

例

祭九

月

九

 $\mathbb{H}$ 

年

再

興

0

棟札あ

ŋ

往古ハ大社にて大祭あ

3

諏 方神社

奉祀 建御名方神 理纂考

若宮神社野崎 人に害を成す事甚 土 人傳稱す、 Ĺ 領主川流 往古此所の 邉某兄弟是を射殺 山 中 に大鹿住

13 死す、 故あ 戦場にして、事ハ其条下に擧たり、既にして神殿村に兄此所を鳴野原といふ、應永廿四年の既にして神殿村に兄 りて争論に及ひ、 神殿村に於て兄弟 相 刺して共

に藤原沙弥道應云云とあり、道應ハ頼久法号なり、永享十九年丁巳九月十七日、伊集院頼久創建なり、棟札

「地理纂考」

りて唱和を成す、往古よりの傳来なりとそ、舞・矢房舞・矛舞・唐土開陳舞なと号す、舞毎に祭歌あ月朔日、此日村民舞躍を行ふ、其舞敷曲ありて、龍之駒一之宮神社古殿 創建年月及ひ祭神詳ならす、例祭十一

事を厳禁す、又婦人社山に入ることを禁す、若犯す者ある木像なりとそ、白馬を忌ミ給ふ故に土人白馬を畜養ふ

れハ必神罸ありといふ、

白山神社清水

祭神創建共に詳ならす、

神體鐵驪に騎れ

宮神社の条に詳なり、社の内に天和三年建立の棟札あり、若宮神社神殿 舊領主川邉氏の霊を祭る、事ハ野﨑村若

纂考

永田川 営郷及ひ谷山・知覧等の諸山より澗水會流して、

町余、

むかし島津上総介伊久平山城にありて、家嫡相

多・勝目両郷の境ひを経て田布施郷の海に入る、即ち萬多・勝目両郷の境ひを経て田布施郷の海に入る、即ち萬當郷長田村の邊に至りては大河となり永田川と呼ひ、阿

之瀬川の上流なり、

く

土人常に獵所とす、

熊ケ嶽

清水村の内なり、

川邉第一の高嶽にて、

猪鹿多

「勝景百図考」

松箇轟

薩摩國河邉郡田部田・長田両村の境ひにありて、

に應へて益其壮を助るか如し、眞に一壮觀なり、るを合せていよく、壮なるもの、爰に至りて巉嵓怪石の磊落たるに奔激し、怒聲天に震ひ、駭浪地を穿ち、轟々として晴雷轉し、紛々として亂雹跳り、南嶽北林亦これとして晴

「名勝志」

▽龝田間に一株の松樹あり、地頭仮屋をさること寅卯方△六箭掛松 両添村享保+一年合せて一村となし、両添といふ、の街道

334

部

「纂考」

許りなり、 傳の太刀・鎧を恕翁公に附属せられし時、 ん所故、 旧趾松をさること丑寅方拾町余、箭掛松と名付し事由平山城の旧趾松をさること酉戌方三町許り、松尾城の 松樹を植て其しるしとす、 今の松 譲渡し ハニ拘 しのあ

> 向ひて落つ、岸當村に属す、高さ凡三十尋程にて、 大小若干條の飛泉にして、 さ八尋餘なり、 其音雷の如く、其色雪の如し、 上流諸川相會し、 東より西に 真に 瀑ギップポ 一の深

壮

らお詳な

觀なり、

小野の 町許り、 瀧 小 野村にあり、 知覧邑にして、岩石多く、六尋許りの瀧 地 頭假屋をさること巳方三拾 「名勝志」

「名勝志」

小

野の

瀧

小野村にあり、

地

頭假屋をさること巳方三拾

町許 ŋ 源 ハ 知覧邑にして、岩石多く、 六尋許りの瀧

なり、

松箇轟 瀧 なり、 田部田・ 高きこと纔に六尋、 長田両村の境にして、東より西に落る 深き八尋許 ŋ 南 の岸は

地理纂考」

長田村、 北の岸は田部田村なり、 地頭假屋を距ること

丈許にて、怪巖奇石縦横に堆疊す、

小野川の上流

〔以下り 高さ十

夜刄ケ城之瀑布ともい

Š,

水源知覧郷より

出

つ、

の流合にて水勢多く、 戌方凡三拾町許り、 清水川 大石ありて岩間を漲 ·野崎川 小 野 ŋ 川 大小 高田 數 Ш

「名勝志

近衞櫻 に来り給ひて御枝を立置れ、 三町余、 野間村下大久保屋しきにあり、 近衞 信輔公坊津に左遷 其杖根を生したるゆへ近 の日 地 頭仮屋の子丑 故 ありて爰

衞桜といふといへり、

むかしの木ハ六七十年前に枯て、

多の瀧にして、南岸より望めハ北に田之上嶽、 田 の村山を見、 曠々として瀧の風景殊に絶勝といふ 東に田

335

とき本邑ハ宿泊の所なり、麓の弓場ハ信輔公弓照覧あ 按するに、 今の桜ハ朽木の上に生したるといふ、廻り五尺許り、 坊津ハ本邑をさること七里、 鹿児島に至る

りて穴弓場とよひ給ふといひ傳ふ、

纂考

手斧之瀑布 小野之瀑布の上流三町許にあり、 高さ凡十

三丈許にして五條に落つ、風景愛すへし、されと其通路 **險難にして容易く到りかたし、且樹木茂りて遠望を得す、** 

故に世に知る人稀なり、

山中瀑布 當村に来りて二段に注き落つ、各其高さ二十餘丈なり、 水源知覧郷の山中より出つ、「清水村ニアリ」 層巒の間を傳ひ、

烟霧巻舒し遠近濃淡、實に米家山水の画に似て奇勝愛す

下流野崎川に會す、

鳴野原 當村の廣野にて云と、古戦場ニ入ルヘシ、略ス、「神殿」

> 金山 む、 串木野郷芹ケ野及ひ此山を穿て金若干を得しと云ふ、 元禄十一年、 幕府の命に因り金銀銅山を諸所に試

物産

後金脈絶て廃止す、

蔬菜 香草ケ 丁マイ

飛禽 山やマトリ 雉も 山鳩冷

走獣 猪 鹿

鬼穴。宮村の内大久保にあり、高さ一丈二尺余、濶さ四 溢れ、又窟中に流れ入り、其出去處を知らす、 穴あり、 歩許の洞穴にして、其深さ測るへからす、中に大小八の 土俗鬼の角もて穿ちし跡なりと云、流水窟外に

櫻之潭 清水村清水川の流にあり、 此邊を櫻道と呼ふ、

往古當郷の領主川邉某居宅の舊地にて、今水田なり、

土

父怒りて潭を塡め水を涸さむとす、 人傳説に、 川邉氏女此潭にて水虎の為に獲らる、 水虎来り罪を謝 故に其

永く里人を害する事なからむと誓ふ、因て今に至りて郷

纂考」

内水虎の災を受るものなしとい

一神殿川加世田郷万瀬川ノ支川 理課川調帳

神辺 殿村

同

Ш

邊山田古雜記

野間村

 $\exists$ 

リニ谷川

拾野

地頭假屋より寅方楠原塚下小松ヶ尾迄二里十三町

楠原塚

水源西川辺郡神殿村ノ内●アク谷●日置嶽 村〇 出シ○柚木○前田
宮村○春口○上大窪○下大窪野 下二於テ里程二里經萬瀬川通 工流

瀬川

間 流

寄村●道平●楠鹿倉●熊ヶ嶽●楠原● 水源東一谿山郡谷山福本村ノ内●クシケ小川ニッ川辺郡 Щ — 筋二圓○桑水流○下田

山下ニ至リ、

里

程二里七分五リヲ経テ萬瀬川通エ入、

高 山三而、 東谷山

江

境、

南知覧江境候

一熊ケ嶽 地頭仮屋より丑寅方寺迄二里十六町五十七間

高山ニ 顽 南方江少下忠徳山寶福寺、 自右寺東方壱里

余谷山 「へ境候、

一杣ケ平神殿村鹿倉之内 右同丑方弐里十町拾間

一田之上嶽 平山村之内 左 高山ニ而、 右同戌方二十三町四十七間、 東谷山 江 境、 北 田布施へ境候、 石鳥井迄

野嶽二而、

北之方都而阿多江

境候、

絶頂

江飯綱大明神

石祠立居

清水川 源谷山錫山 出 神殿村・ 清水村鹿倉山~澗~流會成清

(中表紙)

337

水川与、 両添村、 麓之前田間中、 宮村、 高田村、 永田

村へ流申 候、

野崎川

源谷山鹿倉山 = 颅 野崎村、 清水村澗~水會而成野崎

川 与**、** 両添村清水川 一二成候、

野間川

源自神殿村鹿倉山澗~流出成野間川、 清水川 野崎川

一二成候、

麓川

源清水川 野崎川 野間川 汽而 麓城下枝川二成、 麓

平 橋壱ヶ所 Щ 村、 田部田村二流 板橋三ケ所、 平山 田 地用水川ニ而候、 村 田部田村境号乱橋与 麓之内石

候、 板橋 一ヶ所

小野川

源知覧下郡より出 小野村・宮村之境に流、 清水川

野崎川 野間川 一二成申候

高田川

源知覧山田 三而、 高田: 村山~澗水會成高田川与、 同村

従大渡与云所都而之川一ニ成候

右高田川板橋一ヶ所稱大橋与候、

田部田 永田

田部田 清水川 村・永田村之境流候而、 野崎川 ・野間川・小野川・高田川川下ニ而、

茲川

末則加世

田

阿多

境万之瀬川

薗門名頭仕來申候、 知行名寄目録略写 右田部田永田川板橋一ヶ所稱轟橋候、

橋守田部田村大

9

西海道薩广國河邊郡河邊轟橋

高ニシテ壱石壱斗五升

右知行河邊田部田村之内轟木橋守給、 前≥より為被申

付置由候間、 令支配者也、

御支配

寛永十二年二月十四日

本田伊与守印(親正)

游印

相良杢ノ助

吉利下総守

頴娃長左衞門

河邊

入大炊助殿・

理安老被達聞召、

尤之子細二候、

乍去當

10 「木原七郎蔵福屋七介兼昭訟状

○切テナシ、

候而、 其以降至于善三郎續候而御奉公勤申候へ共、 仰出御条書ニも被召加候事、 奉公方眞実ニ為奉存者儀候由、 巨細之段とを申候へ者、 鏡院を頼存、 俄之煩ニ付、 方と御奉公一途辛労仕候、 終ニ無其驗候之事 深と敷誓願仕、 乍不及御生替こ 不分明、 其上相果候砌者、「刻」 奇特ニ申 何れも御存之前に候、 可罷在由、 条大形ニ申候、 度∼出仕之暦∼衆江被 あハせ果行申候 霧嶋 不幸御 座 就其 龍伯 主 坊 白 座 御 源 様

中

可

殊

重而 り申 仰付、 三郎御奉公方御約束之辻与申、 候へ共、 より無余儀御奉公仕たる筋之儀候条、 山 出 相良勘解由次官へ大善坊を以細砕御侘申上候、 [候処、 平野六郎左衞門入道殿御使ニて善三郎 御逗留中少身ニて詰を越し辛労仕候、一機」 龍伯様御上洛之砌、 罷下無程相果、 知行拾石被下候、 其以後國分ニて其通 善三郎事御旅中之納殿役被 余少分二而迷惑候通 因茲前 彼是以加增可被 >日向守以來善 其上前 拙子前 被仰 喜 ょ 聞 ≥

> 承置候、 分者御知行方差迫候之後日一途可被付御手候由御 其後御支配も無御座、 其首尾不仕候事 返 事

時分二無之故知行取後申候、 慶長拾年より物奉行定有之、 断詰申候而御奉公勤申候、 所之筆者被仰付、 拾三年迄四ヶ年不得寸隙御奉公申候、 人衆へ者皆と加増被給候へ共、 ·切手之被成御判候間、 相調候由 無之御奉公仕候、 何篇被成御改時分候処、一人ニて細と之儀 被仰付候、 同拾四年より十六年之春迄三ヶ年不 ケ様之儀も御座候間、 國分方≥御蔵入之分も諸事御老 日×ニ御評定所へ相詰申 然者前 右七ヶ年者少分之御扶持 拙子筆者仕、 拙者一人ニ窮、 - 御評定所へ 自其打續御 前之条とこ 諸賦切手等 相問 被詰 御支配 評定 候 候 同

慶長十八年六月十四 覚悟之条と書給進上 御家老墨付も預置候間 右之條ᄽ御侘申上 候之間、 候 Н 御一 可被免其憚候、 被聞 覧可目 岩属、 出候、 御 以上、 披露奉 貴翁様為 候 御曵あハせ候而被付御手候様御侘申上度候事、

b

宛書切テナシ、

「白筆トミえ候

11「川辺大井八左衞門蔵文書」

薩广國凶徒退治事、去三月三日御教書如此、急速致用

暦應三年七月廿日

沙弥花押「道鑑公」

大井小四郎殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二〇八七・二〇八八号文書ト同一文書ナルベシ)

院法印豪契ヨリ大井右京亮ニ譲候證書アリ、住かアルヘシ」右文書山内寺ニ格護有之候ヲ、慶長十二丁未六月等覚右文書山内寺ニ格護有之候ヲ、慶長十二丁未六月等覚

12

譲渡所領事

伊勢國鹿取上郷内是利名・重國名、薩广國祁答院柏原

与也、然者慈光手より禅匠相傳する所也、次第手継相名内平河村者、國実相傳地也、依無子息、母慈光所避

他之無妨、子々孫々いたるまて知行すへき所也、仍為トントンへて、一所ものこさす左い門四郎武実ニ所譲与也、

状如件、

以下寫シ也、

13 伊勢國鹿取上郷内於是利名・重國名、薩广國祁答院柏

深存、如此避与也、但行重実子出來者、三一~期之後、原內平河村者、所讓渡王一也、親父大井小四郎殿依志

中七致違乱煩者、可申給彼知行之分、仍為後日譲状如可譲給、所詮契約之上者、不可有他妨、若行重請譲輩

件、

延慶三年卯月三日

平行重在判「本マ、」

○可尋仁

大井孫七郎「其マテハ外ノ文ノロノ切レタルカ」

将軍家政所下武蔵國荏原郡内大社并補任地頭職事「社会」脱字アルカ」「本島」脱字アルカ」「永富ノ字ヲツカ」

(大井) **紀**大夫 14

建暦二年閏九月十九日 安主菅野 (※) (※) (※)

知家事惟官

15

譲与

令圖(魚書少)

允清原判

別當相模守平朝臣同

武蔵守平朝 遠江守源朝臣同

土 中

原朝臣同

疑ものハ、又けうこの為にて可有也、のちのせうこの

んに、さらに以後者さまたけあるへからす、この状を

ために、しちをもてかきをくところ如件、

けんちやう四年三月五日

さ衛門尉在判(大井秋春)

くる子孫といふし、

別之ゆつりしやうをたひせさら

やうに見へたり、但シ秋春一この程ハ、田はたけを妨

うまこにへき候、∇僁かう△かつハこ入道のゆつりし く本御下文相添へし、実春入道そんしやうのとき、

せ

在武蔵國荏原郡内大社郷并永富 處分事

四至限西一木 、四郎秋春譲与之處也、 四一本 限北那/溝 段由 张海 限南鳥羽川流

右所者、

副手継文書等、不慮之外令継早、更以不可過此譲状者 仍處分如件

元久元年十二月廿日

地頭左衞門尉在判(大井)美春)

相

敢以不可疑、

但雖

可

17

譲 渡 處分事

子息彦次郎頼郷

所

内上郷地頭職并 武蔵國荏原郡内大社 鎌倉屋 永冨 地 於東西南北堺者、 両 郷 地 頭 職、 伊勢 國鹿 見親父さ 取庄

閘門尉譲状 (ママ)

弘安元年九月十七日

沙弥蓮実

譲渡ちやくし薬次郎

| 所たさいけならひにてつく| 下シレス」 | 作同郡之内つ、みの郷中にかう太夫入道・次郎太郎等 所大もり・なかとみ両郷 の人にゑわらのVocation A之内

341

16

十郎紀親實

. 至. 東ハつ、ミ浦一本木

くたんのところハざうてんの所りやうなり、「西ハつ、ミ浦一本木 北那田溝・那田之古キ溝口」東ハいまのたいたう 南ハかまたの浦

こさりけうかてつき譲状并ニ

のために、しそく親実にゆつり候処実なり、すへから

あんとの御下状いやにき

世

≥

18

所鎌倉之地一所いまこうちがい勢のくにかとりかミ郷ちとうしきならひに

のうちにしやてひ又いもうとのふんにやしなひてんを、 の譲状等并、代とあひそへて、子息薬次郎ニ譲了、こ くたんの所、頼郷重代相傳之所領也、 仍而手つき

ちのためにしちをもてす、 代≥別之譲状これあり、聊うたかひあるへからす、 如件 0

弘安七年八月十六日

左衛門尉在判(六井頼郷)

19○譲り渡所領之事

やうし千代壽丸ふ h

もなのらすへき也、 せんために、千代壽ゑひ代かきりてゆつる故也、名字 次郎さ衞門頼郷の所領なれハ、そうそふかあとをつか むさしの國六郷のほうの内大もり・永冨そうりやうし 鎌倉之屋ち、 ιV 仍而末代のために自筆所如件 まこの所には行意・実重の父大井 沙弥行意在判

有 訴陳之趣、 任頼郷譲状、 子細、多、 可令知行者、 所詮彼所所領之條勿論也、 依鎌倉殿下知如件(仰脱力)

弘安十年八月廿七日

前武蔵守平朝臣(北条宣時)

相模守平朝臣(北条貞時)

21〇大井千代壽丸申、 武蔵國荏原郡森・永富 早任決断所條、 郷 地 頭職 事、

之状、 如件、

悪黨人∠差妨云~、

可被沙汰千代壽丸

建武元年九月 八八日

在御判

宮内少輔太郎入道殿

有 川辺年寄重信喜草右衞門借置候由 こて見せられ候

一衛門

見守隅州帖佐に住、 殿・本田六右衞門殿なと名有書付所持之由也、 候 ほり付アリ、 を勿卒に写取也、 字体古クミユ、東鑑ノ書拔欤、軸アリ、其中ニ大井氏見ユ 外右大将家諸所へ御 外高一件之事抔書ける椛山権左 米山 ノ堂を立、 出候節 鰐口名字・ ノ随兵ヲ書記 職位等 大井石

宮村前田門之下薬師堂鰐口

河邊郡宮村 願主清原道善字遵善高道本善用道秀奉鑄大日國西海道 元徳三年五月八日

懸之、「文化十四丑マテ三百四十年 "成」「文化十四丑マテ三百四十年 "成」皆時應仁二天戊八月八日、常福寺鰐口一口精舎之堂前書時應仁二天戊八月八日、常福寺鰐口一口精舎之堂前

城惣廻十八丁五十三間、 り平山下マテ大流、 左 亥ノ方田ニテ十丁程陣ノ尾ト云陣有、 三町拾七間、 畔取會マテ十四丁 大手口南ニアリ、町札辻ヨリ一丁一間、大手口ヨリ外「古代番所ノアトアリ」 田 右 1八城、 酉 ,廿五間、 ノ方野首、 刁方松尾城十五丁程、 左右田、 大手口ヨリ以下元禄十二「トヲル」 右同より本丸内 一未申方ノ麓前 一三方ハ城涯 一卯方大川 小川 此 ノ丸入口 城 *7* \ 流、 田 ノ下よ 卯 流 九

候哉、于今人家井ヲ掘侫ヘハ、間ル芦根等掘出候、月縄引被仰渡侯、御記帳内より寫ス、○城下沼川ニ

而

鎌田加賀守在城候節、田布せ諏方之原へ押寄、松尾城(高城トモ云、)

七日御勝利御祭始由申傳候、ト御合戦有之、公御利運ニて、田布せ諏方祭礼七

月

天文五年五月十三日ニも忠良公之御勢牧・高城落城貞和二年六月、凶徒高城楯籠たる事有之由、

有之由

アリ、 有之、 五年、 覧ヲ高田村ニ替給り移住、 佐多城 下ニ牧田ト云所アリ、 灰ツカ迄仮ヤ未方三十丁四 灰塚ハ城下ニ有之、 被復知覧之由、 案、 牧ノ城 ト号セシ則此城 文禄中、 久慶當城ニて卒去、 石塔立居候、「ハイツカ也」 子息伯。守忠充代、 佐多太郎二郎久慶旧 干 ノ本名ナラン、 間 側 西 \_ 石塔 呵 山 弥 慶長 寺 今 陀堂 領 此 文 墓 知

陣之尾 古陣跡也、平山城ノ背也、由来不詳野間村 仮ヤヨリ子八丁余

字欠ソンチ不分也、寛字拾アリ、

茶臼ケ陣、古陳跡也、平山城野首也、田部田村 仮ヤ酉方十丁余

猿山之陣 右同也、知覧ノ内ニモーツ有之候故、二ッ宮村ノ内知覧境 仮ヤ巳午方三十一丁計

H

公

往古平家ノ落人隱居候山村ト云、仮ヤ丑堂迄一里八間程 薬師堂一字、「宝光院格護」

前杉 . 樫・桜等アリ、 南北三丁計、 数丈ノ岩石如屏 風

岩壁大小五輪塔・ 梵字・卒都婆ヲ彫ル、 塔数百余モア 聳、

間

2雑樹、

南

:隔清水川テ弁才天山岡石壁老松生、

ルヘシ、

岩ノ根小流ヲ通、 先年崩候時棺ヲ埋候二ヶ所出、 穴中

貞憲 左右二文明五季癸巳二月彼岸薬師堂ノ内五リ石形ヲホリタルニ」

何モナシ、

大円相五并ヒ、中ニ大梵字五アリテ、堂ハ」「何丁計岩壁高三丈余モアランニ」 下

彦山 衆生平等利益之状如件、 住侶 健願坊敬白、 弘長 右奉工寫梵字志者、 年子二月 為法界

卒都婆形十八、其中

卍妙金禅尼 卍宗鍳禅門

五輪三ッ并、 上に梵字一字ツ、ア ij, 其中ノ塔ニ

永仁四年丙申三月十三日平重景敬

智真 妙有 道 有 善徳禅門 妙祐禅尼 栄林禅尼の

常壽禅門

净金禅門

大五輪 ) 形、 高二丈六尺計、 輪毎ニ梵字アリ、 脇ニ 文

明不分、

奉石工不分 五リン四、 此下ニ石徑ヲ埋、 妙甘禅尼 道円禅門 小石に梵字ヲ記セ 道乃禅門 妙円禅尼 ル許

也、

享保三戊戌年八月、

願主香芳山清水寺宝光院現住雄雅

首塚 廿五間半、清水村内野サキ村 仮ヤヨ 同半、右田ノ中、以仮ヤヨリ艮三十四丁計 此邊都而供養塚卜唱

桜同 元 往古川辺屋形仮ヤ丑方廿八丁程

ノ跡ト申傳候、

近辺桜

ノ馬場

•

桜

ノ渕清水川杯唱申候所有之、 川辺氏女涼ニ出られ候処、

水神ノ害ニ而死去故、 候へ共、 當分ハ埋候哉、 水底に墓石立、 不見得候、 右水害に仕、 以 前 /١ 為有之由 Ш 水

1 ヲ乾サントセラン候処、 「侘ニテ、(ママ) 來當村川童ノ害無之ト 水神より至末世人ヲ妨 中傳候、 渕 マ マシク テ地

頭仮ヤより丑刁廿七丁三十九間

樺山ノ渡 戦死為有之所ト申傳候 シ 此所ト前 仮ヤヨリ丑方前 記順 1 桜 「ノ渕、

應永乱二数千人

太刀洗筒 が対対 清水ナレトー同フ方廿八丁卅四 一七人ニ /١ 不宜ト Ė 車 傳 候 柄

杓井

戸

=

偂

候

傳無之、

鳴水: 野之原 無 ふ 今島の 地火 = テ同 廣原也、松尾城 ( ( )  $\exists$ IJ 北廿 八丁

記

薙

野

原

١

7

ル

是

忧

度御 御桟敷跡 陣野崎村之内楠原 + 関狩 御 浅敷跡 卜同 -モ唱、リ \_ 而 小血 小キ野岡樹る四十九間 候、 串 目筋鹿倉 アリ、 廻二リ 寛文 延宝 世二丁 両

同

神仕來申

寛文八申十二月: 九 人名前相 一郎右 見得 衙門殿 单 御関狩、 ・島津美作殿・ 御名代町 肝付半 曲 勘ケ 应 由 郎 殿、 殿、 御 奉 行

衞 候

延宝二年刁十一 其外十一人名前見得申 御家老ノ 嶋 津 中 月同断、 務 殿、 入御ノ間 御名代佐多内記殿、 尾伏中 、惣御奉行嶋津又十 沈せう両 郎 所木尾

山中瀑布 瀑布二 一筋 山ラ 落 頂 ヨリ 1 Ŧ 凢 廿丈許、 分之処ヨ 1] 岩石出 向 日 ij 滑 望見候 百 |大余 *7* \ 其 布 中

ヲ引候様ニ有之、

奇

觀

而

候

申 近衞桜、 近衞桜 昔時近衞様御配所上野間村下大久保門 同子丑十三丁五 或 傳候、 時御杖 地 直候桜今老木ニ 以ヲ被立 右桜枯候而 七八十年已前迄ハ桜二俣 置候処、 顽 経年 |配所より度と下大久保門-三丁五+間 右杖桜木ニて生立 -テ朽木 花 25 Ш 桜 Ĺ テ紅白 而 \_ 桜 候 |漸盛 二咲分候 土 株 民 生 長 御 如 氏 傍 由 称 成

候内縁こ 門母子御 大坂落城後军 被召仕、 士岡村氏文書 而 岡村新右 而 國 御上京 龜山家之家內附 人ニ 被 「衞門と申候出 Ť 近衞様御下之節、 御 供仕、 而 龜山 候岡村伊織与 家江 其後御 生、 而居候也 右新右衛 女子 自 申者 祢寢山 **尓伊織相** 衞 人御 門母 右山坊娘給 城 之兄 坊娘 出 新右 弟 御 側

男子ニ 氏 或説 之出 被召仕候哉、 下大久保門百姓家傳ニハ、 生之男子 而候 下 右之男子岡村新右衞門ト為申 俗 *)* \ ` 男子出 腹 岡 女何國之生も不 ト名付、 岡欤嶽欤 生、 後 大キ字可名付旨御 右 下大久保門娘近 = 妊身之内御上京 岡 柏 村 知 ト名字 御 由 候 上京之節 意こ 衞 由 申 御 様 候、 傳 遺 御 岡 候 側 依

上代大百姓に其由、案岡村氏文書之説実ト見得候、大下大久保門ハ上大久保門より別候内に而、上大久保門下大久保門の上の、上大久保門

ルマシキヤ、大久保門も毛頭イハレナキコトヲ云傳へ久保門女ヲ山城坊子分ェシテ差上置タルトモニテハア

キコトニモアラス、尚可考、

矢掛之松トモ云、 古代ノ老松ハ先年雷火ニテ枯、今ノ両添村 仮ヤヨリ刁卯六丁四十一間

右松樹ノ下ト申傳候、小松ハ植接ニ而候、総州ヨリ元久公へ御重物御譲渡

場下御名付被遊候由申傳候、

穴弓場

古近衞公射術御上覧ニ而、如何訳候哉、京平山大手口

候ト申傳候、右桜枯、今ノ木ハ植接ニ而候、桜「家久公御光越御仮殿出來為被遊御座跡、為證桜植地頭仮ヤ庭中

薩州様川辺御立御通行御茶や跡ニて候、仮ヤ酉五丁 仮ヤ艮ニリ五丁 仮ヤ艮ニリ五丁 大砲場 ○御茶や跡清水村見返り 延宝元丑十二月、

御茶や跡 寛延元辰四月七、慈徳院様山川児ケ水温・平山村内フモト川原

て候、より加世田日新寺へ御仏詣之時御通行有之御茶

・|・・・・・| 鬼ヶ浄土ノ瀧 高十丈許、瀧ノ上席ヲ敷タル如キ岩三鬼ヶ浄土ノ瀧 高十丈許、瀧ノ上席ヲ敷タル如キ岩三小野村小野川 仮ヤ午方廿四丁五十三間

十間許有之、

轟之景美も、十四日川辺御仮やへ御入、十七日知覧へ辺御仮やへ御入、御茶や轟橋上邊ニて候、前大河流、迎都を本跡 薩广守様延宝元丑十二月十四日従加世田川田部田村轟 仮屋酉廿丁計

御光越、十九日又川辺へ御入、廿日谷山御帰駕、

松ヶ轟瀧。高十二丈許、瀧大小十七筋、田部田長田川之内。仮ヤ戌二十八丁五十間

り山川御帰駕ニ御通行御茶や跡、于今作職不仕候、御茶や跡、慈徳院様寛延元辰四月八日加世田御仏詣永田村坂ノ上山田境、仮ヤ酉戌方三十丁四十間

飯倉新宮三社大明神宗廟(宮村ノ内

中宮 天智天皇二ノ御姫玉依姫ト申傳、神体上寸程、

泉

屋

六寸五部程**、** 一体高一尺 鏡五、 一ハ三尺廻、ウラニ仏像、 几

ハニ

尺廻程

東宮 天智天皇 木座像二体、一ハ壱尺八寸、一ッハ

壱尺四寸程

西宮 倉稲魂命 木座像三、一ッハ二尺、一ッハ一尺

四寸、一ツ一尺一寸、

之御姫従比姪開聞宮御來輿之後、當今之宮勧院候哉' 刁方四丁四十一間計、于今飯倉山ト唱申候、 右飯倉宮原倉稲魂命ニて、上古ノ社者二花表より丑 天智帝

両素 若宮 御葬地陵石等有之、一宮和銅中勧請ト申傳候 祭神不詳、昔時川辺氏氏神卜云

東若宮 木座像二、一ツ一尺一寸、一ツハ八寸程、

西若宮 木座像一体一尺一寸、

箭太神両社 木座像二尺六七寸程

日為御祭料年₩被仰付候 御祭米五斗二升五合、二月五日· 九月九日

右三度御祭、 御名代郷士年寄、 司与頭 相勤申候

高って、三月三日・四月十五日・五月五日・六月朔日 中 -田九間七畦拾五歩、 籾三表弐斗九升、 右御免地神領

六月廿九日・七月七日、六度之神楽右収納米を以調申

候

座

上代神領高千石以上候得共、段×御取揚候由申傳

御蔵跡・御蔵前と唱候地御

往古ハ寺十二坊付居候与申傳候、 寺号不傳候

金幣、 内侍舞三番 二月四日夜内祭司与頭、

五日一供物膳、一御祈念、

宮巡九廻但三廻神馬獅子奉幣面塩井苞、

三廻獅子笛大鼓奉幣面塩井苞、

三廻内侍奉幣面塩井苞、

有神哥、

宮人相付

右獅子舞勤屋敷御免地被下置

一人形ノ前、 玉カツラ御酒開 但有楽類、 再 !へ笛大

皷、 御名代司参主、

九月九日祭、 同前、七ヶ村大皷踊仕申候、前夜、七ヶ村大皷踊仕申候、 初之訳不知

七ケ村祭礼ニ而候

<u>+</u>

月五

十一月五日祭、前夜 (同前力) 正月元日祭、式太抵同断

右二度祭式二月同 五 日同 断

二月朔毎二神楽、九月廿八日社参、 六月朔日祭、 田 植踊アリ、 正月廿日・八・十二・十

右参社楽料、 宮村上ノ門、 同村峯元門、 同下ノ門、 所

郷士高良氏

逆瀬

Ш

氏

平

Ш

村蔵前門、

宮村之小峯門、

社人中、 高田之牧田門、 宮村刈部門、 同道祖田門、 大

聖寺、 高田之里中 ·別府門之、 宮村之射手薗 菛 所 郷

士肥後氏等已下いつれも代宮司と唱申侯、 代宮司 P 皆以

前神領高之由申傳候

同更夜大皷
朔望・廿八日節∼ 一同柴勤 野餐社参、 社人権主取迫田

同花揚 別当神主政所1四月十五日より七月十五日迄至兵衞家より勤申候、

二ノ主取相勤 

唐宝 金 鉢 三 但御手洗用 1 由 家久公加世 田御 光越之砌

御寄進ト申傳候

舞落之鎌一 本  $\mathbb{H}$ 新公高橋城攻之時御寄進之由

御記録方絵形ニ 被寫候

鑓壱本

兵庫鏁太刀鞘金張

高

上盃

以上

应品

福壽之花瓶 近衞様御寄進 下申 傳候

飯倉大明神額 家久公坊津一 乘院 御光越之節當社

被遊御一 宿御寄進ト申 傳

琵琶 梅枝ノ木太刀一本 面 久世主御 進上太刀ノ拵ニ似たる、 寄進ト申 傳候

右太刀先

長州守正慶、

ツニ文安五年戊辰南勝院願主憲瑜常

住

年被召揚 被仰付候与申傳候

長刀二本 金燈炉三 宝永六丑六月、 甲一 頭 唐ノ 地頭 提 町 田 八左衛門殿寄 獅子香炉二 進

脇差一本銘正 茪

小刀十一本内 主源氏金田家綱天文十一年七九月四日 、四本波平安光 一本サヤ金具 本薩刕 \_^ 本願 河 野

音楽之府数通 邊住波平安周永禄七年子 大般若經全部 , 菊月九  $\mathbb{H}$ 切經三十二巻

細字經文数

大般若本尊 幅 經文一 枚

右添書寫

隔日高橋城焰生、 三ケ国兵乱静、 享禄二年己丑三月二 依テ大般若經飛來候 日 即納 加世 田 1 ·阿多

落候与社人申傳候

有

高橋城御攻ニテ炎上時ニ、

大般若經飯倉社之庭

板二 仏像 奉再興金剛院頼心上人作之、 元和八年壬八 (戌脱カ)

月吉日

尺加板木三枚 = 願主藤 原氏文安六己丑歳四月九 H

也、

面 置ニッ

笛 高 良氏 管 |祖京ニ 高良氏祖米王丸禁裏へ 住シト申傳候 参殿吹候笛卜申傳候

棟札 左右例 ノ仏語略ス

奉再興 安次 曜虚宿、 後守惟宗家友太郎左衞門 吉 大勧進深見惟宗氏家守、 津正統藤原朝臣忠隆、 宮行事橘氏吉次・高良橘氏武清、 重延三郎五郎、 (飯倉山新宮三所大明 大願主大寺壹岐守惟宗氏資安、 大工山本橘氏光貞、 永正十五年戊寅十二月十九日 神主源氏宗親 神両宮社壇 鍛冶逆瀬川 迫田 宇、 政所源氏公綱 小工四位備 大檀 藤 原氏 源氏 那 貞 土 嶋

大檀那嶋津藤同日新 朝 臣宗吉、 天文十九年庚戌十二月廿 原朝 臣 日 新并貴久、 當地 五日 頭平田 安房 助

大同 檀 那 藤 原朝臣義久、 永禄五年壬 戍二月廿

薩同 左衞門尉平宗順、 隅 日太守嶋津修理太夫藤原朝臣義久、 天正六年戊寅二月廿八日、 當 地 政所金 頭 至 田 田

> 源 家綱、

大檀越薩隅日太守嶋津陸奥守藤原家久朝臣、同 原 諸右衞門尉重種、 慶長十三年戊申卯月十六

當地

行新納右ヱ門 院頼心、 大檀主太守宰相公嶋津薩广守藤原家久朝臣、同 神主髙良武宗、 元和四年戊午九月廿 九日

座主

金

奉 剛

野木原氏景綱 桂 薩隅日太守中納言公嶋津薩广守藤原家久朝臣、 Ш 山形守忠能、 ・是枝藤原氏快貞・岩下藤原氏家利 于時寬永六年巳十一月二日、 奉行衆 當地 頭

大旦主少将河 伊 集院右ヱ門、 源光久朝臣、 作事奉行三原内膳介 承 應三 初 三日 地 頭

大旦主源朝臣光久公、同 寛文十二壬子天佳洗大禅! 當地 頭 掘四 1郎左衞 門

寺社奉行

嶋津出雲守、

地 大旦主三州 頭阿多淡路殿、 太守綱貴公、 元禄二己巳載夷則祥辰 寺社奉行嶋 常津主右 衞 門 殿、 當

寺社平 川平 -景信

奉造立若宮一宇、于時寛正六年歳次乙酉五月二日、若宮右同

鳥居 正介殿・西郷掃部兵衞殿檢者ニて根包、 承応三年三原内膳殿檢者也建立、 享保十四酉十 寛文九年福島

月廿五 H 所中衆力を以再建立

鐘樓 鐘(銘)

奉鑄

右願主沙弥上 薩摩国河邊郡飯倉新宮鐘長三尺巳尺八寸事 抽清净誠致法樂存如在儀、盡礼奠歳月

寶也、 多積丹心来止而幣帛蘋繁常所有物也、法器道資内外珎 仍奉懸之殊所餝明徳也、 叶神慮者聖朝安穩、 四

延命、 海静謐、 悉地成就、 天長地久、 子孫繁昌、 国土豊足、 佳作神恩而已、 人民快樂、 殊願主息災 諸行无

此日、 已過暁霜、 添韻文驚、 无明悉睡矣

是生滅法、

生滅滅已、寂滅為楽、夕嵐和音、

寛元五年大正月日 鋳師河内佐山

平延真

太郎

鰐口銘 奉寄進飯倉大明神西宮敬白橘氏、 于時享徳元

> 石燈炉二基 延宝二年甲寅八月日

年壬申十月二十七日、

鰐口

別當大聖寺程寺金剛院与

陵石長一間程 二ノ華表傍本地堂後ニ有之、

或本地

去申四月七日、

御用人吉井笑八郎殿御

見分御糺ノ上、 堂トモ申傳候、

石土臺・神垣・拜石等并鳥居一宇御造

五月五日より九月七日迄大皷禁止、 立之筈ニ而、 本地堂ハ寺内に迁筈に候 由來不知候

二月五日祭幡不立候内宮村中織機ヲ禁候故、 境木森ヲ便木綿ヲ調候、 又舟ト云事遠慮之由申傳候 女共近名

童女 石像六寸程、

飯倉社内稲荷祠 で・聖之宮 由諸

デ知、 知、

山神石

元禄六十一月立、

早馬石 同上年二月立、

妙見社北斗星

享保十四酉五月原信より移ス、

其跡

ヲ

于今妙見堀ト申候

栗島宮 安永九子十二月高良弾正勧請、 妙見社之内

有

愛宕石 寛政九巳三月高良掃部立、

本地堂 木坐像弐尺程

地頭仮やより未方二ノ鳥居迄十五丁五十四間程、

諏方上下大明神小の村内 仮や巳午 祭九月十八日、リ祭、祭ニ當村大コ踊有之、 神体鎌、長七丁二十六間許 長六七寸程、 同鎌長短六十

奉造立諏方上下大明神宮一宇、 棟札 願圓満、 殊不知、 右願主源忠眞并道全御息災延命、 右意趣者、 為天長地久、

不知、文明四年壬辰霜月十八日不知

奉新造立諏訪宮大明神一字、 奉造立諏訪大明神御宝殿 天文十九年庚戌九月十八日迁宮、 宇、 大旦越島津原朝臣家久、 大英檀藤原忠詣 大工宗貞、 鍛冶景親、 | 并忠 恒

僧都頼憲、 當地頭 藤原朝臣久行、 神主橘武宗、 大工維次長井太兵衛、 慶長十九年甲刁二月二日、 小 願主以下略 鍛冶是次瀬戸 一喜六 権大

寛文四辰拜殿再興棟

両落并 元禄十四巳卯月、 石 階 宝永四亥三月當村中寄進 宝殿 舞殿再 興棟

右社往古知覧下牧野より供水流來勧請ト申傳候

守并海野儀正、

本願・

大工等略、

元和五年己未二月時

大聖寺支配、 神体板梵字四、裏一乘院當住快義、仮ヤヨリ辰巳十二丁四十七間余 刀壱本朽ソンス、 由來不知 外字不知 九 月九日祭

奉改替古佛石躰種子、棟 天長地久、 御願圓 満、 永禄 Ł

奉造立鎭守宮一同 甲子十月吉日、 師覚音、右今田村一乘院領分二而候 宇、 権大僧都法印頼岳誌之、 寛文十二壬子年二月吉日

迁宮導

稲穂大明神 ×躰石、 九月九日祭、 社司春田大膳、

近

世再興、 棟札略ス、

天洞 満宮 神体鏡 延享四卯正月、 丸石 原東方天神ヶ尾ヨリ此地ニ迁

ツル

高良八幡社 唐かね中仏象、同村 同刁卯方拾六丁三十間 三尺廻程、

丸石大小五

九月九日、支 右同壱尺廻

支配宝光院

奉再興高良八幡大菩薩さとふ一棟 源有栄御息災延命、 子孫繁昌、 宇、 故次者當役人衆箭野家 奉為山 田 民部少 輔

言日、椛山桂林房、

末寺西坊座主ニて候由 揚ニ相成田 右昔時大社ニて、 奉迁宮迁宮導師快翁佯良俊房、同 地ニ 成候由申 社領屋敷等多為有之由候得共、 傳候、 西坊廃壊いたし、 其後宝光院右支配ニて、 織部左衞門下宮下 當分宝光院 中 御 取 蕳

段々見得候、「田から、其外往昔社領之時之字ノ地野崎村之内馬場向ト申候、其外往昔社領之時之字ノ地野崎村之内馬場向ト申候、其外往昔社領之時之字ノ地昔時流鏑馬有之、流鏑馬場御取揚後田地ニ相成、于今

文明二年亥十一

月吉日、

支配

三面

候

若宮大明神の崎川崎門氏神 相死、 古川辺家兄弟為退治被差越被射殺候処、城主 落候故、 こて為有之由、 二月宝殿十二立之棟有、 上代清水村内夫婦池ト両池へ大蛇見得候由(云殿カ) 其後兄弟共ニ若宮ニ崇、 對兄弓二而之仕方慮外卜兄弟及諍 舎弟へ取可進様被申候処、 神体箱、鹿角同卯十七丁三十四 帰路神殿村鳴之原ニて兄ノ烏帽子地 鹿角長二尺五寸四俣、 地頭若松十左衛 兄者神殿村 弓ノ裏筈こ 年經たる大鹿 門殿 論 建立、 天和三亥 而 差違被 三て、 取遣 右

鹿左角社内へ納、

弟者野崎村へ建立、

鹿右角社内へ

納

候

候由、兄弟被相果候地故、鳴之原卜唱候由、

藤原良清、元和九年刁十一月八日、神主高良権之助、 (ママ) 奉再興山神宮御宝殿、 大旦那藤原家久朝臣、當領主

元禄・元文棟皆山神ト書ス、

略 祥日、 奉造立松尾大明神社檀棟 説小松殿祖建立トモ、一十一 卯十一月日、 松尾大明神神体板、同村松尾城内西ノ丸 社西 大願主高城中諸 ノ丸絶頂故、 裡ニ梵字アリ、 四方金鏁ニテ貫、 人敬白、元文・宝暦・文化等棟 二字、 奉願成松尾大明神、 月一日祭、 寛永十六年己卯十二月吉 松尾城守護神二 社主取安山休八、 傍 ノ茂樹 寛永十六己 而候、 防

天同 満宮 北ノ方ニ 鎭座 木坐像一尺三四寸、 ア処、 以後西 ノ丸迁奉欤、 松尾軍神ニて、本丸ノ上 不詳、十一 月

二日祭、

社主取同人、

鎭宝 守寺 熊野三所田代鎭守大明神、 伊佐智佐六所大権現

鎮守 同村下田代 (清水村ヵ)

白同山村 権現 丸箱内小木釼二入、 赤金内仏象二、 木黒駒

丈五寸長六寸,

祭二月初卯・五月五日 · 九月九日 · 十一月初卯、 宝永

以來棟略、 白馬ヲ禁

山王 神体猿五寸五部宝光院内 祇薗 神体荷稲立象八寸、

狐二疋三寸、牛一三寸、 唐かね六尺回内仏象、

水元権現 木坐像九寸、清水村 同丑方廿七丁余 若同宮村 快範上人、 板二畫坐象六寸五部、 宝光院支配

仏体木坐象七寸五部、

同八寸、

水ニ而、 徳棟略、<br />
社傍岩穴二間半計清水湧出 現ト書、 祭九月九日、 年∼被相渡來候、 末田地用水ニ 支配宝光院、 相成! 祭米三斗、 清水村生土神 但 旱魃ニも不減清 1井手: 而 神両社 候、

権 正

九玉大明神 小十六、 鹿角大小十七八、 興玉命、神体木立像五、リー尺一寸余、石大

鰐口銘 謹奉掛鰐口 観音堂御宝前、

天文五年十

二月、 施主助左衞門 数白、

奉造立久玉大明神御宝前、棟札 祭九月九日、 社司徳丸恕之助 大旦那藤原忠将御息才、

橘貞親、 加冶藤原重治、 大宮司伴兼林

大願主當地頭貞次、天文十五年丙午九月廿二日、

御領宮

仏体坐象七寸、

崇鎌倉権五郎景政、

以前

社

後薗田 山中ニアリ、今地辻見ト云≥

水同 神<sup>傍</sup> 且地頭より眞米弐斗并柴刀正月初御洞場祭二年と為被 古棟アリ、不分明、同丑方一リ八丁十一間 往昔神領田地多付居候 由

進由候得共、何より相止候哉不相知候、

案ニ、前ノ水元社祭迄井手神両社ト祭米之書付ニ有

之ハ、一ッ此水神欤、

貞慶三閏三月日、當村領主新納近江守殿、(享)

稲荷大明神 社体坐象、祭五月・九月・十一月三度、同村稲荷田門 同子丑一リ八丁

宝永棟略、

傳称、高麗へ節神霊高麗へ出陣、感應為有之由申傳候、

之候処、山廃漸々頹壊之由、金山盛之時御祭迄年々被金山山神 石祠、先年金山盛之時、宮作ニて拜殿等有同村金山

仰付、

司嗳相勤申候由

旧記ミへ

申候

金山大明神 鉾、石祠、金山御物其外廃止後大平次郎

兵衞金山取仕立建立之由、

五寸程、裏ニ奉造立諏訪上宮普賢菩薩、天文五年丁丑諏方大明神(上宮神体木腰掛像弐、一尺八寸、同一尺正殿村殿力)

九月十七日、作者本覧房、同市松、施主大坊快風、

一鏡二、一尺五寸廻程、中仏体、 一小鎌三、

宮ニ同前、仏体同前一尺四寸程、ウラ書不知、一鏡(上カ)下宮神体同前、一尺五寸程、ウラニ下宮本地勧世菩薩、「下宮神体同前、一尺五寸程、ウラニ下宮本地勧世菩薩、

二同前、一祭九月十八日、社司春田大膳、

○奉造諏訪上下兩社宮、 右意趣者、奉金輪聖天長地久、棟 (王脱カ) (王脱カ)

永享九丁巳九月十七日、

御願圓満、

大檀那藤原沙弥道應并犬子丸御息災延命

鰐口銘 諏訪上下大明神奉薩不知、神主願主久盛、其外奉再興之、地頭町田八左衞門殿久通、宝永五戊子二月日、

字不知、文明十二年二月日、

四戌御取揚ニ相成、其時座主山伏是枝大坊龍伯様國分〇往昔清水村・古殿村之内神領高壱丁弐反有之、天正十

葉樹于今茂居候、馬乗馬場迄為有之由、之様被召寄候由、社前ニ大坊屋敷跡トテ有之、

庭木一

矢房舞同

北

の方林かもとに立雲ハ矢房の王のあ

鎮守 石大小八、鹿角一、同村水溜門 同丑方二十丁許(古殿村力) 棟奉造立鎭守五社大明神

地頭高崎藤原能延、 慶安三庚刁十一月日、 元禄棟略

一之宮椎林妙見大明神同村 仮ヤ子丑十四丁十七間許 弐尺四五寸廻より壱尺三四寸迄、祭十月廿九日夜より 木坐象四、 (晦日カ 鏡中仏象大小十四

翌十一月朔日朝迄、十二月 夜より歳旦迄、 社司春

龍之駒 男高九寸五部、長一尺一寸、女高七寸、

長

田大膳

九寸五部 鉾長六七寸、

神功皇后三韓御退治之時御開陣之御儀式之由申傳候 唐土開陣舞 龍ノ駒舞・矢房舞・矛ノ舞トテ有之候

龍之駒舞神哥 亦惟新公・中納言樣朝鮮御渡海之節初共言傳候 御嶽にハ早尾の軍龍の駒千∼引たれて

駒 のはやさよ

立 一も袖 !の順風になひかん神ハ世にあらしもの

そひしたまふ

立 も袖の順風になひかん神は世にあらしもの

わか矛ハあたなる矛よ空行ハ雲さりな

矛舞同

ひく龍のはやさよ

立も袖 0 順 風 下前 三同

唐土開陣舞祭文

唐土ひらきをひらひたいたや三日三夜をも五社の社

にも苞くまいらしよう

貴久公御代永禄四之棟札為有之由候へ共、朽文字 昔時神領高有之処為差上由

蔵王権現一神体釼、のま村仮ヤ子九丁余 鏡三、 壱ッ弐尺五寸廻、 中仏体弐

ツ壱尺廻、 唐金廿六大小、

祭九月十五日・十一月十五日、 社司春田大膳

命、 奉造立御蔵王権現社壇一字、棟(ママ) 當地頭高崎藤原能延、 寛永廿亥八月廿六日 藤 原朝臣光久公御息災延

鰐口 一年己未十月吉日、 銘 奉掛蔵王権現鰐口一字、 七郎五郎重行、 旦那立願成就

永禄

伊勢大神宮 鏡一尺一寸、同村 カリヤ丑方十四丁十六間 靍龜相之紋、

祭九月

· 十

月初丑、 社司春田大膳、

奉造立大神宮一宇、大檀ノ嶋津河上榮久、棟 大願主福

七一 原家畐、 結衆不知、 小工五人、 文亀三年癸亥十一月十五日、 鍛冶安有良、 宝暦 再興棟 大工家親 アリ

鎌倉大明神 日本 子丑十四三 一石二長三四 一百二長三四 社司 春 田

寸 祭十一 月初 丑;

鎭同 守

鏡一、石大小五、 社 司 同 人

鰐口 霜月十一日、 |銘 謹奉掛上尾窪鎮守大明神御宝前、 薩州河邊郡 :野間村檀那敬白忠次 永禄元戊午

文字不知、 祭十一月十一日

諏方上下大明神 両社共箱内釼入、平山村平山城梺 仮ヤ酉四丁廿間計 鏡 尺弐寸廻 中

仏体、 祠官春田大膳

寄 祭九月廿八日 二月彼岸祭料郷士桑波 御祈 司与頭、 願 平 社 神供 Щ 司 原 • 田 略、 田 部田 1  $\mathbb{H}$ 豆太夫へ調伏修行被仰付候由 氏寄進也、 奉幣祝詞神楽三番、 永田三ヶ村太コ 肝付 御 征伐之砌 踊 御名代年 アリ、

守袋被仰付候由也

面二一ハ鬼女 土拍子二前大小 家久公御寄進卜申

傳候

額 近衞 殿御筆ニて候処相損、 和田雪観寫ニ

一而候

由

面 三ッ 和 雪観寄進

刀 本 腰 所郷 士寄進

奉棟 久公、 ·再興河邊諏訪大明神一 當地 頭藤原鉛正、 宇、 寛永十二 大旦 |年丁丑九月廿 |那藤原氏家久公・光 八 日

迁宮導師大聖寺頼誾、 外名略ス、

案、 R蔵王楮、 (棟カ) 当正ハ能延ノ 寛永二十 誤ナラン、 年地 頭高崎藤原能延卜見得候 高崎惣右衞門能

延也、

0

宝永・ 延享棟略

走馬 大馬 社 石

天満宮 П 木 坐象 尺二寸、 祭二月廿 五日、 城 軍神

顽

本ハ本丸ニ殿座之跡アリ、

(岩) 同城本丸 一三月廿四日祭、 一元五方四丁 元禄以來棟アリ

恵美須 木座象二、

稲 荷 唐金座像高五寸程、 狐長三寸程、 三月三日

飯回 伏天健之秘法一 田伊豆太夫三人へ調伏被仰付、 原 取綱 大明神 日村田ノ上嶽 勘 永禄 太夫 三申 石 一勧請、 加 七日修行仕、 祠 世 田 鏡八寸廻、 住松坂坊祖谷山 肝付御征伐之砌御 壇 ラ飾、 三月四 於右嶽勝軍治安敵國降 周 藁人形ヲ作 1日祭、 防坊 勧 請 社司 阿多住 Ш 春 辺 原 田

延享四 出 七日修行候処、 たる由 卯 + 户 為御檢使川 加 人形動、 世 田 松坂坊 田氏御越之由 弓二て射候へ 阿多 原 申 傳  $\square$ [肥前 候、 人形より 右 Ш 石 辺春 祠損 血

相模相會建立、 安置候、

鎮守 石五 Ħ, 、祭九月廿日 八程 日 社 司高良掃部 寛文以來

棟札有之、

北山十六 地頭大中臣と、 八番社大 八明神 社 寛文二十一月日、 社司 春田· 大膳、 以下略 棟札 源朝臣光久公、

> 水神同村松ヶ轟瀧ノ上 同戌方廿六丁余

九玉大明神 村中生 興玉神・神体石三、一神・仮や申酉廿四丁余 祭十一月九日、

高社良

掃部、

棟札、 九玉大明神之宝前 一、敬白、 永正十五 年二月廿

H 寛文・元禄之棟札 アリ

鰐

銘

薩州莫祢波琉村願衆不分明、

福聚寺觀

音

殿

前 敬

白 薩州河野邊有田村願主四良之門文字不知

恵美須同 て候故古市ト唱 木坐象二、 木坐象二、 候由 七八寸程、 田部田 ノ内今市へ 古市 門格護、 直り、 往古町 後麓之

町 成候哉

若宮大明神社同村極原寺境内(楽カ) · 鏡四一面ウラー(ママ) 極原寺格護 一葉尺五寸廻、一尺三寸廻、 (楽カ) 唐か

ね

仏

体 五三 部寸 弁才天二寸 小劔二本長六

吉日、 位牌 上. 正念佛尊霊、 死去以後天正迄八十年、 若宮大明 神 傳記段≥アリ、 河 辺 郡 永田 正等庵壽泉書之、 村 不審事故略ス、 天正 二年甲 -戍八月 ウラ

霧島社(鉾長六寸、石三、元禄棟アリ、高田村(仮未申一リ余)

川邊高頭壱万弐百拾三石四斗六升六合六夕八才

竈数千六百三軒 人体一万卅八人 中宿・松屋・穢多

**迄**込、

野崎村 高九百弐拾三石七斗四升八合七夕四才

其子山城久在迄領知 地頭仮やより卯方西門迄拾七丁計、吉利下総守忠張

両添村 高六百九十七石九斗五升六合八夕八才

右、古代田之上村・宮下村二ヶ村ニて候処、一ヶ村 相成両添村ト号候由、右同より卯方蔵屋敷前迄八

丁廿間

今田村 高弐百八拾三石六斗六升八合四夕三才

右、古代平山村之由、右同より辰巳用貝迄拾一丁七

間

小野村 右、 原宮村之内ニ而無之哉、右同より巳方重薗迄拾(党ガ) 高五百四十八石八斗七升弐合七夕四才

宮村 高七百四十弐石三升壱合

七丁計

禄四乙未義久公肝付三郎五郎兼三へ拜領被仰付候由 貴久公平田安房介宗茂へ此地ヲ賜被領候由、其後文

右地頭仮やより午未方苅川迄拾六丁計

高田村 右、古代宮村之内二而候由、 高千四百七石壱斗四升四合四夕八才 右同より未申大渡迄廿

三丁四十間

成、 、川辺郡山田之儀本川辺邑之内ニて、大野駿河殿被為 領居住候処、依咎被召除、其後本田山栖殿領分二 加世田地頭之故加世田へ被相付、其時分川辺地 相

長田村 高四百三十九石八斗六合四夕六才

頭平田安房介殿ニて候、其後弐郷所ニ相立候由

貴久公御代、平田安房介宗茂へ賜之被領候由

田部田村 高九百七十三石四斗四升四合八夕三才

右同より申方古市迄廿一丁五十間計

右同より申酉方芝原迄拾壱丁許

平山村 高千弐百七十弐石八升八夕六才

野間村 右同より申酉方上之門迄七丁五十間許 高五百五十一石弐斗弐升八夕三才、本ハ六門

ノ由

古殿村 右同より子方宮薗迄六丁十二間 高四百七石五斗五升弐合五夕

右同より丑方蔵前迄十五丁、

清水村 高八百七十七石一斗三升三合八夕四才

右同より丑刁方水元迄廿七丁、

神殿村

高千八十八石八斗五合弐夕九才

新納右衞門佐久詮殿代賜之候由、 當今當村之内新納

家御持ニて、家來共多居住候

金山一一 |番長井郷左衞門、二番古殿村池崎門勘之丞||

三番御物、 右、 元禄年間比金山盛 四番田部田 村中嶋門市之丞、 ニて、 五日二五鉢 五番猿渡山 ツ、 出 候由

御物金山御引取前九尺樋籠拾六丁立致水引方之処、 申傳候、 右時分遠國旅人之名并遊女八島墓抔有之候

享保年間にも金出候、 旧記に見得申候

銭揚一

件二付三日及口論水引方難調、

終二

御引取之由

中山下町大平慶右衞門、 高 塚山谷山町諸右衞門、

右之金ヲ掘候跡有之候 Щ 神殿村吉永之八右衞門、 夏田

> 錫山并先の木場并桂原、 之遠嶋哉ニて錫山取止ニ候由、 士某掘候節錫多出 錫位も能為有之由、 先年錫出候跡ニて候、 當分迄七八十年こ 然右郷 其中谷山郷 士失有 相 成

鉄山野崎・清水・神殿先年來鉄山年~四五ヶ所又二三ケ所

而吹申

島木綿 古代より女共生業ニ仕、 年∼本府并諸所 賣

出申候

白糸 近年下り 蚕飼方被仰付、 女共漸≥白糸御替御用

二差上申候、

郷 士日置源左衞門系 ラ内

久範 工 道号照屋、 肝付恒吉宮ヶ原ニテ永禄元年四郎左

|門尉千代太郎三月十九日| 打死、

末、以上伊セ守奉行ス、後七十三ニテ打死ス、(言麗カ) 伊セ守久峯 飫肥・福島 志布志・ 安樂・松山 永禄元 梅北:

久能 造号中山、平田養子、号出羽守、 久峯弟<sup>(道カ)</sup> 蕃殿同時打死、 同桑畑四郎右衞門先祖与五郎景次朝鮮古官ニテ相良玄 子打死ス、永禄元年戊午三月十九日、年六十七、 年戊午十月廿三日、志布志十三木ノ本ニテ事、 寬文元書出二有之、外由緒不知社堂又近世与五郎孫仲左衞門、外由緒不知社堂又近世 宮ケ原 テ親

建立ノコト抔委書ケルモ有之候得共略

相返、 左『抄寫ス 地頭其外間違ラシキ事共愚按粘シ、十一月八日使モテ リ借ニ而、廿九日山田ニ持帰リ、 家ヲ旅舎トス、サテ翌廿七日、 田上山田村有ノ木門旅宿ヨリ差越、 右、 丑十月廿六日、 此便ヨリ ,佛閣ヲ記セル二ノ巻ヲ借、 川辺春普請見賦并山見とシテ、 邑長重信喜草左衞門ヨ 三日ニ書抜、 川辺平山東門名 八日ヨリ又 古領主 Щ 頭

龍豊山 平山村内禁 那薩州用久主夫人玉泉智芳大姉與国公、 玉泉寺曹田布セ、地頭館酉二丁卅間余 袖主墓立、 本尊尺加座象二寸程、 大旦 御目見寺、客殿寺社方御修甫、 明応五 丙辰七

〇日新公御画象・久逸主影大黒木象日新公御安置

月廿三日卒、

○用久主夫婦 于今開山塔立居申候、 當寺往古長興寺ト号ニ而、宮村ノ内松崎ニ而有之由 日新公 玉泉跡御寺 二相成寺号被改候 善久公 昌久 五石塔立、

日新公御画象賛

ヨムヘカラス、下印守、トカアリ、 サマニ読ヤウニ七行ニ書セリ、 岳常潤在家菩薩真賛、奉次辞世之高韵云云、 儒門君子翁 釋部竅空↘ 通玄≥理 左ノ方二印ヲ打、 源室守津和尚欤、右表守ノ疑ハ當寺四世右表 三教成一同 左ヨリ 右 上印 梅

○行道観音画薩画 ○羅漢画、雪舟画ト云傳、 **教子一口○鈴子一口○袈裟一、**(譽ヵ) 日新公御寄附以上六品」 ○楞厳 画〇

具妙心院様御再興、

○鐘一口 銘三

鎮西薩刕河邊郡神殿寺蹇鍾一口事、右蹇鍾志者、『三字本ノマト』 願主沙弥蓮幸敬、 至法界平等利益 沙弥蓮幸并氏女子孫繁昌、安穩泰平、 諸行無常、 造立如件、 是生滅法、 永仁七年己亥卯月日 兼後 善處、 生滅≥已、 為偏 寂 大 乃

滅為楽、 以上十一行ニ書ス

アリ、

此鐘何ヨ

リ當寺ニ

掛ル訳不知、

神殿寺ニテ今神殿村

〇寺領高七石五斗、往古五十石付置候! 被召揚候由ニ

23

寄進状

松崎観音堂長興寺

件之寄進水田松崎ゑのき田二段、うゑのはらのふ

〇寺地五反御免地

∇⑪新知目録△

22

薩刕川邊之内平山村 (写)屋敷九畦

合壱段弐畦 〈屋敷▽⑮一反△三畦

弐石弐斗

右、為新地被宛行者也、

金田才右衞門先

件

應永九壬午年八月十八日

寄進申處実なり、まんさう公事を令停止、仍寄進状如 内、めうけんのとりいさかひ、觀音堂ちやうこうじに

勝目藤右衞門先

平田太郎左衞門

慶長五年八月廿四日

鎌田出雲守 政近

比志嶋紀伊守 国貞印

圖書頭

忠長印

24

(本文書ハ「旧記雑録前編二」六九〇号文書ト同一文書ナルベシ)

伊作加賀守久幸花押

かわのへのこおりの内ミやのむら松崎のすきのまるの

のはんと申候て、きしん申事実なり、四郎五もん入道 内やけ峯、長興寺
江御たいくわんかねたのさきやうと

か子々孫々においていらんはつらひ申ましく、又ハた のさまたけ候する時ハ、此状ニまかせて御ちきやうあ

應永廿二年十二月吉日 るへし、仍為後日きしんの状如件、

四郎五もん入道(⑩ゑ)

政前花押

▽⑪玉泉寺△

(本文書ハ「旧記雑録後編三」一一六三号文書ト同一文書ナルベシ) 右當分寺領七石之内二而候、

(本文書ハ「旧記雑録前編二」九三九号文書ト同一文書ナルベシ)

奉寄進

さつまの國いさくのしやうの内五りやうの のうつ(gius)

河邊郡宮村長興、寺きしん仕候事実なり、此内そのを「命ほ」 ミなみ一反、虫クヒ、の内十ま一反、伊作加賀守方より

のはら内田実屋敷一反そゑ進候、同しかゝ、かミ母御(『原)

方より、けすくりの内さうつしりのミなくち一反、ち

行あるへ〔し〕、仍寄進状如件、 つらひ候する時ハ、此状ニまかせ、永代迄かきり御知 やうこうしニ寄進申候、若他のさまたけ候ていらんわ

應永卅三年丙午十二月廿六日

伊作加賀守

久秀花押

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一〇六一号文書ト同一文書ナルベシ)

奉寄進

26

作△遠江守永代をかきりてまいらせ候事実なり、若他 のさまたけをする時ハ、此状にまかせ御知行あるへし、 河邊郡之内宮村ちうれい三反松崎長興禅寺に、∇⑪伊

仍寄進状如件

應永卅三年霜月廿一日

金田同

久通花押

于時代官

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一〇六〇号文書ト同一文書ナルベシ)

27 薩摩國川邊郡

はひめん之事、いかなる無理非法之人も御免為可有之 平山村之内浮免福田之河原二反之内西之俣一反之事、 為堅林計年禅門平山村長興寺ニ寄進之事、雖末代候い

状如件、

八月彼岸

梶原加賀守(花押)

明應七年己午書之、

長興寺衣鉢閣下

28 奉寄進

け候する時ハ、此状ニまかせ御知行あるへし、仍寄進 尉永代をかきり不申寄進申候、若子孫又ハ他のさまた 河邊平山村之内寺前(@水田) つゑ物玉泉寺ニ岩下助右衞門

状如件、

永正十年酉っのとの二月彼岸日

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一八四〇号文書ト同一文書ナルヘシ)

〇開 好與、 日山威堯、存、十二理園、十三学陽、 月松好種、 山第帰祚龎和尚、 七世、 四 好舜、 世源室守津、 江雲守澄和尚嫡子、二世春岳威芳、三田布セ常珠寺四(ママ) 八三嶺守養、 五世天山好昇、 九嶺室大翁、 十四梅谷、 六世: 十世 集真

右開山玉泉寺卜被改候節中興欤

快瑞、

當住卅

世 大透

○薬師堂 寺内 西来院專玉 破候ヲ、 安永六、玉宗易充再興、 木立象二尺程、 本尊薬師、 日光(月カ) 開山玉泉六世好與和尚、 十二神将、 寺大

)観音, -申傳候 木座象一尺三四寸、 〇寺地六畦十二歩御免地 日羅作

泉忠次塔立於其兄直久塔東相去事、早泉忠次塔立於其兄直久塔東相去事、早 和泉忠次塔五輪也、陰三石立碑アリ、 忠次戦死處旧有桜樹 和泉忠次塔陰記、 見直久塔記、 今也則亡、 茲不 和

寛政十二年六月四日、

本府用人班知教授事山本正誼記、

石燈銘、 [幡源忠厚 奉獻石燈臺両基 寛政十二年六月良辰

因

掘出ス、 右塔ヨリ小路ヲヘタテ中迎門竹林ヨリ近比五リン塔ヲ 忠次ノ塔欤ト、

観音堂平山村六丁 色闕惣 否笠佐渡守章政、 御治世、 頭河上掃部助榮久、 當君國 貴嶋弾正、 武運長久、 木象長三尺程、後光板ニ書シテ云、地頭館坤十七丁四十間 藤 .....(f f ) 同源左衞門尉、飛弾源右衞門文字《山』 同ニテ多不知、 原朝臣忠昌并忠治御息災延命、 別而大願主 津浦入道永安、 同又八郎義久并頴娃兵部少輔兼心 中条備前守資政、不知、 奉再興彩 玉

休叟、 多不知、 下与八方、 同、 作者加世田住人俗名青木多樂院文字多 其外三四十人文字不知、 知覧又七郎方、 深見右、 永正参季丙寅、 同太郎次郎 當住 持 梶 原 П

支配 威芳三世也、 右古雲皎庵ト云寺内ニテ候由、 久シク廢壊寺也、 寺地御免地也、 此寺玉泉末ニ而 今玉

開

Ш

毘沙門堂同村同所同 木象長二尺六寸程、同未申十八丁許 鰐口銘 比沙門堂 敬

詳、 白、永禄四年齊奉願施主―、石堂内古墓石多、由來不

和泉直久塔五リン也、和泉直久塔陰記、和泉氏義公族同村同所

公命以公弟三次郎殿紹和泉氏後、改称因幡、裂頴娃・久・忠次無子、和泉氏絶、其後三百余年至於延享五年、十四年、直久与其弟又五郎忠次死於川辺平山城役、直也、其祖曰下野守忠氏、傳四世至又四郎直久、應永二

寛政十一年、復以公弟因幡殿為和泉氏後、初故因幡殿永七年卒、亦無子、使有司権領其家事二十余年、至於

因幡殿早世無子、揖宿之地以封之、

以其弟安之助殿為後、

復称因幡、

安

名其邑曰今和泉、

其族仍為島津氏、

7、謁正誼書其陰、夫和泉氏絶者再矣、而 公命継之、

其処立石為表題、其一曰和泉直久塔、

其一曰和泉忠次

訪求直久・忠次遺跡於川辺人、

得其戦歿處、

至是各就

也惟有老松樹一株、土人傳言所以誌直久戦死處也、蓋殿表之、皆宜書也、若乃遺跡之可徴者、平山城西茂林殿表之、皆宜書也、若乃遺跡之可徴者、平山城西茂林遺跡已亡矣、而故因幡殿求之、其地已得矣、而今因幡

雖不中亦不遠矣、

疑以傳疑、

於是乎記、

忠次塔別有記

六月四日、本府用人班知教授事山本正誼記、川辺郷今属川辺郡、去鹿児島七里十八丁、寛政十二年

奉献石燈臺 両基 寛政十二年六月良辰 島津因幡六月四日、本府用人班知教授事山本正誼記、

忠厚

候、 御取次ニて為右代阿弥陀佛被仰付、 然寬文九年光久公御用二付差上候処、 香芳山清水寺宝光院真大乘院末清水村 仮ヤ刁三十丁廿七間 往古川辺氏息女為尸建立、 差上候あみた本府護國院安置候由申傳候 寺内 本尊阿弥陀、 二阿弥陀堂別 今ノ本尊ニ 時任慶右衞門殿 運慶作、 有之、 而 御 座

○寺領七石、○宝永四亥十二月寺家焼失、惠賢代也、開

坊五ヶ寺末寺ニ而候処廃壊。寺地御免地當院境内ニ残○客殿寺社方御合力所、○東持坊 西坊 昌音坊 天神

○當寺地御免地三反、内六畦廿八歩田 支配ス、天神坊平山村之内同前支配

地

○寺庭立石

畠山和泉基賢慈母閑棲院殿——庵主持——五拾餘歳–奉供光明眞言 観音經九万三百七十九巻、 意趣者、

源

別 峯道玄大居士、次息女――願成就令―故也、院殿峯道玄大居士、次息女――願成就令―故也、 享保第四亥八月五日、 茲時

住名 慶範 宥範 政範 頼眞 快範 秀意

快翁 頼賢 壽故 覚音 弘圓 宥栄 近世略、

> 29〇奉寄附 合小港中公 薩摩國加世田庄内之事 塩屋 間永代之者也、

仍鑑籍如件、

皆天文廿一己子年小春吉日 (愛孟)

頼

意

戒名梅岳常潤

嶋津相模入道日新花押

熊嶽忠徳山宝福禅寺

七世住持南室衣鉢閣

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二六九三号文書ト同一文書ナルベシ)

右 日新公御成之節、 深山故塩不自由たるへくと御意

而御寄付と申傳候

○皇徳寺殿一唯恕参大禅定門神主、 記之通故略、

十一世周吞代、

候処、

瑞川廃候後金鐘寺末寺二成候由、

開山傳高泉

開山覚卍字堂、

本尊尺加、云傳、往古賀州瑞川寺末ニて

忠徳山洞岳院 でで見二リ

熊嶽丁

宝福寺市來金鐘寺末

俗 E

山

[ノ 寺、

○日新公神主慶長六丑御安置

○天津正祐庵主吉田位清室神主安置

御目見寺、 ○客殿寺社方御修甫

○寺地御免地四反九畦九歩、

○寺領高五十九石餘

○門前屋敷御免地壱丁七反弐畦拾歩、

高十八石四斗七升弐合九夕弐才、 石餘之内也、〇境内東西二十丁程カ、 境内畠高也、 五十九

○薩摩國河邊郡野崎名之内木場

30

下田代

廿 水田屋敷付有之、

文龜元年十二月廿日

(本田) 親 (伊地知)

宝福寺

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一七七八号文書ト同一文書ナルベシ)

下田代

司

永正十年癸酉正月吉日

加治木久恒花押

屋敷

新きしん

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一八三九号文書ト同一文書ナルベシ)

○籾弐石 為天津-―庵 日新公御寄進、

○日新公七世南室へ若和布御贈被下候節

○同弐石

天文元辰一瓢公御寄進

山寺にひとり坊主かあるときく若和布をやるそぐし

ものにせよ

若和布えて古めをさるといふならば二めくるいと人

や云ふらん

32○謹言上、物ケツ、抑永禄辛酉孟春十六日尊翰同仲秋十四

日令頂戴候、誠不堪歓抃之至乎、仍金鐘寺之事、 就御

寺職、 門役断絶之儀、 以奉帰付旧門派候、 両度預御書之条、不及吴儀、 (@條) 猶細と自福昌寺可被宣候間 雖替役彼

令省候、恐惶謹言、

三月十六日

尊答衣鉢閣下

(本文書ハ「旧記雑録後編一」二〇四号文書ト同一文書ナルベシ)

整言上、物ケツ、抑金鐘寺之儀、以御貴寺御馳走、 以來断絶之處、被還休旧門派之儀、実ニ門派之大幸不

33

可過之、當山輪次中興儀に相同、尚以向後も金鐘住持

進候、早速御入寺専用上候、将又大方丈 加之儀、 之事、以御尊意而可然様御取成肝要候、 就中内書相調 御

馳走如奉加帳、遄寺着御太儀迄候、委曲可有傳達自

此旨侍衣奏達、恐惶頓首

札之条、不克詳審候、 永禄辛亥 (癸ヵ)

沽洗七日

普蔵院春播花押

満福寺秀文花押

進上宝福寺衣鉢閣下

薩州南方山寺之事、大隅薩摩両國以勧化物被成御勘忍

34

修理太夫貴久花押

仰出

[候間、

全可有領知者也

右知行之事、先年

日新様雖被成御寄進

候、

此間

習任

少将様被

惣合拾石八升

已上

天下御下知勘落候之処、今度可被相付之由、

慶長六年八月十六日

(本文書ハ「旧記雑録後編三」一五三七号文書ノ抄ナルベシ)

國可為同前由 山宮 候欤、 入事可為肝要、 然間 Ш 肝付郡之内鹿屋高熊、 但後年之儀も難測者也、 幸侃被申置候条、 姶良西俣 野里、 串良小原 如其相應勧進[ 彼諸所之儀者、 仍證文如件、 拍柏 原、 右 高 可 両

36

○熊嶽勧之儀、

御家中何方も毎年弐度宛出家衆被相

逌

二日

天正十九年九月廿

(本文書ハ「旧記雑録後編二」七八〇号文書ト同一文書ナルベシ)

伊集院兵部少輔

元和七年酉

町圖書頭同(町田久幸)

V 皇下

野守判

伊兵部少輔花押

三備中守同

下~此由<sup>®</sup>被仰渡候、

為後日如

其元、勧無之候間、

自今以後惣并ニ

勧可有之候

忠恒花押

役人中

城・出水・

清敷・

大根占・小根占・

Ш 祁答院

内北郷又次郎殿領内

高

35  $\bigcirc$ 

知行目

薩州加世田之内小湊村

中之塩屋やくき

(本文書ハ「旧記雑録後編四」一七三六号文書ト同一文書ナルベシ)

一同壱本 長五尋 一杉壱本長四尋本山ノ寺ニ有之 | 同壱本 長四尋三尺 本口八尺まハ 本口壱丈まハ 本口五尺ま

合三本を東之丸御屋作ニ付杉障子・ 両 戸 板 調用とし

n

て國分左京亮殿・児玉筑後守殿へ相渡候様可被仰付

候、矣此手形ニ相違候事共候ハ、、 元和八年戌二月廿日 山之寺ニて 伊兵部少 可有御披露者也 町圖書頭守(町田久幸)

石数等略、 難反

平田太郎左衞門尉 比志嶋紀伊守 鎌田出雲守 書 頭

忠長

宝福寺

367

38○加世田小湊之内中之塩屋と敷十石之儀、 永∠被仰付候

由

以

日新様御證文之趣御侘尤候、

如斯御先祖之御

毀破候、 證文共候、 貴寺之儀者、無餘儀雖為御寺、[<sup>[]]</sup> 雖寺社家多々有之、依御法度近代皆々被成 領御知行少地

相付候知行高三拾壱石五升、 合四拾壱石五升、〔卜共〕 之儀候間、

▽⑪右塩屋中屋敷之儀被付進候、

可有御領知候也、 仍状如件、

寛永十一年十月廿八日 伊勢兵部少輔 河上左近将監

40

嶋津弾正太弼

(本文書ハ「旧記雑録後編五」七九一・七九二号文書ト同一文書ナルベシ)

宝福寺

3○従公義御建立之分、客殿拾弐敷七間三尺、右者正

筆者谷山衆池田九郎右衞門共、

年酉三月成就、

御奉行衆かこしま衆赤塚市左衞門

百

津留筑右衞門、

義杉卅本・米十五石被下候而御建立被遊候早、 大庫裡十弐敷八間三尺、 元和四午三月造営之時、 従公

○衆寮八敷五間三尺、慶安元戌八月造営、従公義凡三百

め御出被下候而建立被遊候事、

○従寺建立之分、 三尺、一僧堂七敷五間三尺、一釜屋六敷五間、 一茶堂七敷五間三尺、 一方丈五敷四間 風呂

三尺、

屋六敷五間、

鎭守堂四敷三間三尺、

一浄頭五敷三

間

然ハ従前方△

慶安五年辰二月廿四日 川辺山之寺吞所判

○熊嶽勧進之儀、 之所茂有之由候条、 従前ҳ御分國一統有來候処、 如先規慥可入勧進之旨、 諸所へ 頃日中絶 申

渡候、 為後日仍如件

萬治二年己亥十二月十八日 鎌田源左

町 田勘ケ由印

衛門印

嶋津中務印

鎌田蔵人印

嶋津筑前印 嶋津圖書印

○浄法院殿恕山良忠大居士天文元年壬辰十一月廿七日 右、 往古頴娃邑領主ニテ、 當寺再興之砌米殼夥寄附 頴娃· 山城守伴兼心

368

也、

其時白髮老婆直:現本形、

故和尚授戒法、

Ш

B 婆 受 主文化十酉二月焼失、文政、再興、尓來當寺母朝大回向ニテ、大旦那同前仕來之由、右神

妙、忠宗息女、両神主安置、 <sup>(輔カ)</sup> 鎌中大居士、大野駿河守忠宗神主、○俊玉妙春大

○開山自筆華厳經 ○大巻物 西山寺廃ノ時法華一部由

進トアリ、○永正二乙亥夏為禅越禅師書一幅 ○經一巻 大明国ニ

○橋立訪方鎌 由来略ス、 (諏カ)

○山婆鉢一箇包物古キ織物也

筥蓋二記曰、當寺六代雲岳

現本形來、婆忽現種々相、和尚云、現処皆是都而化形捧鉢拜伏而云、願者和尚授我戒法、和尚云、欲受戒法夜半七堂巡堂之時、鎭守宮之庭前にテ吴形衣服之奇女

〇巨勢金岡尺繪并茶器 什宝ニテ候処、明和中比ヨリ紛(<sup>漁艇力)</sup> 成法拜謝而云、盡未来際可為當山守護神ト云礼辞去、

○捨杵長八尺程 往古新納悪四郎殿蟄居ノ時被舂タル杵ト

云傳、庭二有之、

いま三郎あるとしの三月の比、さつまのくにかハのへちやうこうのいたりうをまぬかれし由を記、<sup>(ねりカ)</sup>仮名文巻物 いま三郎ほけきやうを買し所縁ニ而夢に

開山覚卍老禅師自筆額字也、是歳秋九月二日、為大風○山門扁額 無住三洋、ウラニ、此無住額者永享元酉年のこほりのうち、支末略、正應三年ヲ五月一日とあり、

子孫、永享元酉年及今年九月既得三百四十年、惟時延破而成両断、年来久故故今加修補掛置之、而便後来之

享五戊辰年十月三日、

魯愚住山比丘覚周欽修甫

〇石門 當寺建立之時、 度出家之身難叶返答二而無對面 行徑候、 中 路 条候処、 婦人此迄ニテ、禁戒札立テリ、 〇石門窟中二開山母景悟大姉牌墓有之、 窟中通路危候故、 母人被致對 面度切っ望候得共、 其後母堂被及極老 近世月峰代傍初 古来ヨリ石 覚卍 門窟 而 成

(ロール・コーニ・ボーーに W.) 窟中跌躓ニテ死去、覚卍被聞及如飛被駈下候処、被遮最早女姓ニ而ハ無之候間、押而登山ト石門迄被参候処、

○座頭落樑台→○屏風石○無明橋○開山硯○無明橋○屏風石間後ニ相成候由申傳候、

開

山ヵ 千貫石〇幸有 硯寺○開山座禅拄杖石┗┗┗、○開山硯水○笈掛 ケ池 休上石門より 大門迄之間 銘≥札 石()

立テリ、 由緒取二足ス故略ス、

○旧寺跡墓多、

○囲炉裏大トキ鉄鎖ニテ貫ク、 廻壱丈計

○二世麟翁、 三世貴山 四利門、 五実陸、 六雲岳、 七南

十三光智、 八雪岩、 十四孤山、 九喚應、 十五人国、 十文朝、 + 十六雲室、 海雲、 十二田 十七久峰

廿三通岸、 十八天巖、 廿四青陽、 十九大起、 廿五惠覚、 廿尽天、廿一万瑞、 廿六光堂、 廿二陰月、 廿七戒明、

州徳峰、 一十八天洲 卅 四寛照、 廿九惠微、 卅 五玄充、 卅舜田 卅六泰音、 卅一 禅海、 卅 七密山 卅二 一月峰

卅八本道、 卅九當住應天

流田院観音 大野忠宗塔ノ上観音石像也、同村市ノセ 仮ヤ寅ニリ六丁 宝永中毛孫隼人久明立 (曲力)(ママ) 尺座象市、 堂ヲ

子安ノ観音ト唱シ参詣人多シ、

地蔵薬師二体

棟札 大野駿河守忠宗、 河辺郡山田及田 布施郷 和 田

忠宗卜息女俊玉妙春大姉之像之由

大野等之地ヲ領ス、 因忠宗更嶋津氏以大野氏焉、 天正

> 十九年辛卯四月廿七日有罪賜誅、 之瀬、 乃葬其地、 樹于墓上以為標也、 被者若干人於河辺郡 宝永中彫 刻 石

観音

○宝永中久明建ル所 碑アリ、 前 ノ棟札ニ 大同小吴故略

ス、

月 尾 料 ト号、 筆軒 宝福末、に 同所一リ十二丁 其後廃、 宝福卅二月峯桂本再興、 宝福十 世 [海雲周呑開 基 \_

テ 海

周

寺地御免地一反八せ廿四 歩、

芳天悦、 寺地御免一反八步、 即今廃壊

本尊阿弥たも廃ス、玉泉末、

開山玉泉二

一世威

雲朝寺

九重堤 神殿村瀬 戸 往昔曽我十郎妾虎御前為追善供養建立ト申傳ノロ『丑ーリ十三間

候、

和光山神殿寺谷山皇徳寺同村。同丑壱里四丁十三間、 等 本尊尺加 H 羅 作 | 中

○宗揁常禄居士 天正七己卯八月廿日 ウラニ 加世田地 頭俗名平田 民部宗貞

享保二酉十月位牌安置、葬地ハ原、為標松樹有之候処交ニ而、當寺ニテ急病死去故、八代之孫平田平六貞房(トヤン) 窓妙慶大姉 右ノ妻、 右當寺前住持名不民部殿親慶長二酉四月二日

○寺地御免地二反七畦十六歩、内二反十八

其後に柿樹有之候ヲ墓所に被定置

○藥師堂 金仏也、并十二神将、 堂内ニ虚空蔵像、外

○中興開山谷山皇徳寺五世太虚瑶和尚、

中比焼失、

萬春

之無窮云尓

二仏体立、

由緒不詳

遊信庵ト号候由、其後今地ニウツシ号改候由、古寺領田山下長江庵有之、于今墓石多、此寺鳴野之原ニ引直(著カ) 瑞朝寺 宝福末、本尊尺迦、當寺往古當村薗同村 鐘錦ニハ松ノ字ヲ書ス、同丑一リ+丁

卅石付居候由、

尽究其妙也、昔時与余逢于江城、相語以武田甲州公之文武、弓馬剣法攻戦弾丸之術、儒佛風雅草隷種樹之道、文武、弓馬剣法攻戦弾丸之術、儒佛風雅草隷種樹之道、派氏、世仕薩州太守勤老臣之職、先生自幼稚之時兼学新州又左衞門尉、諱久了、号魏瓠 [清力]、厥祖出清和新兴左衞門尉、諱久了、号魏瓠 [清力]

斯年初夏三日、 若同門者、 諡倍聲軒無悔道龍居士、 於先生、 余感其志、 自爾以來、 既垂廿五年、 附属小幡道牛先生所傳之甲州家法三 卒于薩州鹿嶋郡私館、行年七十有七、(児脱力) 勢薩両國雖隔海雲、 元禄乙亥之春、 蓋聴其家風者無不悲歎也、 請辞老臣之職 朝談夕話之書 一世之軍 同

扁舟失機、仍而命仏工彫其影像、以贈其家、聊呈思慕 <sup>(職力)</sup> 月下旬、遠訃卒於洛陽旅寓、余不忍観其千悲百哀、猶

杉山八蔵公憲

謹

元禄乙亥仲夏下旬

武田流軍法中興小幡勘右兵衞景憲、二世杉山八蔵公憲

二世新納又左衞門尉久了ト三行ニ記ス、

○半鐘 天明中掛、福昌圓山誌銘アリ、

○高拾石之物成新納家より寄付、

○新納家代々牌塔立、

○開山宝福三世貴山永冨和尚

慶長十二年吉日 松田七左衞門

瀧之観音同村瀧ノ上

石佛座丈八寸余、同丑方一リ八丁

鏡八寸廻、

梵字三、ウラニ

瀧ノ上岩上に建立、石登戸二基アリ、

先生従茲従余学攻戦之道、

積日累月能得其要、

阿弥陀堂 古殿村 古跡 石坐象二尺、 堂内木座象佛一尺三寸、 寺地御 宝福

末福壽庵之跡なり、 開山 宝福十 世文朝、 今廃、

免地一

反十五歩宝福支配

大墓三 文字不知、同村大古殿門ヤシキ 同門 知、河野姓、同四十六丁 ノ人居住墓ト云

阿弥陀堂 (野間カ)

跡 ニアリ、 木坐象九寸、石長一尺六寸、寺跡 同子丑八丁四十間 本尊欤、 開山玉泉三世好種、 玉泉末通 語院 初開

基眞言ニ而大師堂有之、往古大乘院へ為被移ト云傳、

寺地御免地七畦十歩玉泉支配,

虚空蔵堂 木坐象一尺、同子丑十四丁 ウラ延徳四壬子卯月廿八、 願

主邦鼎、 外字不知

清泉院 玉泉末、 同村 同酉十一丁卅間 地御免地二反四畦廿八歩、 本尊] 阿弥陀、 開山 玉泉二 一世威芳、

寺

得候

内二世世歩田地、 地福山 同申酉卅一丁 極樂寺 玉泉末、本尊尺加、開山玉三世好種、玉泉末、本尊尺加、開山玉三世好種、「古ハ尺加堂与唱候、目録ニ尺加堂トアリ」

> 正等庵跡玉泉末 本尊地蔵ニて為有之由、 開山 葥

寺地八畦十二歩御免、

藥師堂 木立象二尺七八寸、同村下永田門 同酉廿四丁 日光月光共立象一

十二神将脇壇ニアリ、

木佛也、

座象六七寸程、

下永田

門本唐人こて、唐土より負越建立之由

刁庚 五 西山村 むらのにし山のくわんおんたうにさんけい、正應三におくこ」 得候、 寺ト号候ハ誤ニ而候半、 月 宝福古文書、 観音寺 玉泉末、同未申廿四丁五十間 日ト有之候、 いま三郎あるとしの三月の比宮 高田ハ宮村之内ニて為有之トミ 本尊観音、 開山玉泉五代好昇中興ト 今本尊尺加、 西山 0 見

○尺加文殊普賢画三幅 背天明元彩色ノコトヲ記ス、観音堂・木佛二体、日羅作之由、右内 羅漢画 四幅 ハハ 和田雪観寄進、 金色立象三尺五寸、彩色立象五尺、

起沙門石佛 立二尺三寸 子 子 金燈炉 子安観音木佛二立三尺同 薩广 國河辺郡西山寺不知 虚空蔵 炉 立 尺四五寸 惟宗

氏鍛冶 平良左衞門尉宗貞、 永正十六年乙卯霜

同

月吉日

鰐口二 銘共元禄也、

○墓三]字不知、 寺内 佐多家先祖墓卜云、 一寺地一反三畦御免、

○三蔵院跡 西山寺隣ニアリ、 由緒不知

阿林中礼 石坐象一尺二三寸、 鰐口、 文明 九年吉日、 薩 新 願

主不知、 近尾敬白、 奉施入興福寺不知、 鰐口也、

阿弥陀堂 阿弥陀尊堂者、天文十申菊月造早、( ママ) 于奥南閻扶桑日本國西海路薩陽縣河邊郡. 木坐象一尺二寸、同未申二里 棟、 奉再興阿弥陀堂一字、 略ス、 高田 村大窪郷

観音禅寺江月是珊誌、

鬼穴寺 穴入口高弐間許 虚空蔵石坐象八寸、申ニリ 石穴入口より二間許に立、

深壱間許、 穴ノ上鬼角跡ト云傳二尺廻餘之穴六、二深二間許、 穴ノ中北之方水流出、童子鬼息ノ疒ニ用 横四間余、 今穴中六間計與崩深不知 テ

愈

Щ .田善積寺右穴西ニ當八丁許、 善積寺ニ傳アリ、

藥師 木立象二尺五寸、ウラニ清原家次、同未十九丁余 願主祐清女各

不知、 志、 作者正重尊形奉造立者也、

天子八月八日、 鰐口 清原道善宗遵善高道本 奉禱大日本國西海道河邊郡宮村、 常福寺鰐口一 善用 口精舎之堂前懸之、 道秀、 旹時應仁二

飯倉山明王院大聖寺眞一乘院末同村 同未十七丁余 開山 円範上人、

'n 寺領為有之由、飯倉社1 其後大聖寺ト改欤、 元和ノ棟ニ 寺地 反七畦十五歩御免地 座主金剛院頼心トア

観音堂同村松崎 木立象三体一壱尺一二寸同午方十八丁

鰐口 文明三年辛卯九月上旬、 薩刕河邊郡松崎郡無醫王寺公用大小旦那合屯 別當幸助藤原不知 道本、

五輪塔二 玉泉寺往古長興寺ト号此地ニ有之、同村内ノ薗門ヤシキ 同午十八丁

山塔ト申傳候

其時開

大福寺 玉泉末、本尊観音座象長一同巳午十七丁十三間 尺 開山 守津 应玉

阿弥陀堂 等内 木立 尺五

地蔵 (今田村カ) 木立象一 尺五六寸程 棟札 奉造立地蔵菩

宇、 右意趣者、 護持信心大日 那 平氏乗純并女大施

主息災延命子孫繁昌、 略

于時明摩五年丙辰十二月八 日 大願主乗純敬白

住持快寶

元禄 再興ノ棟札 略

向城寺 両添村 寺ノ由 創建ト云、 山号惠日寺同卯辰十一丁四十 廃 居麟翁興スト云、 開山 **不詳、** 宝福末、 再 開 基麟翁宝福、 寺地一 本尊尺加、 反八歩御免 往古眞言宗 永享二 庚戌

明同山 [塔 五輪也、小松家祖左馬助清平應永廿 同刁卯+四丁四+七間

应 西 1九月

十一日 古より沼田 戦死ノ墓、 右戦死 ニニテ、 敵謀計 地ハ塔よリ南方火トボシト テ沼田 三 干藁ヲ置候

馬駈入戦死ト土人申傳候

碑文 重修理清平墓所碑銘并序 故三位小松宗祖分支

> 守清息發向川辺松尾城、 鏑者五十有員、 永二十四年九月上旬承 殆及血戦者不可勝数也、 太守久豊公厳命、 **塤**箎齊死乱軍、 是以封清平遺 其旗下之死 同舎弟能 鋒 登

骨以石浮圖、 雖旗下遺骸葬同処事皆詳家史、 遠孫清 香

欽追咸往祖 肝、 実寛延四年壬未三月十五日到 両添村、

之耒耜 掃墳墓、 供香華、 石垣参差、 **贂見其地、 呕煙**茴 維行徑狹隘、 既厄歳月之消磨、 飽露草潜然有 蝕耕

位於清平霊牌、 且塔于清平閣維之地、 充其香供以青銭一千二百疋永寄附焉、 加之就于瑞雲山龍泉禅刹之祠堂

不忍見、

終正其經界、

修理其傾

頹、

新建石燈籠

基、

不忘之孝義者也、

恭攀追遠之聖範、

寛延四年辛未四月廿七日

孝孫功徳主祢寝孫左衞門平

清香建、 其銘 É

俊哉平氏

維國干城

忠肝鑄銕

義氣結纓

伏稽仰稽 富貫日 誠 茲掃墳墓 有不忍情

且. 塔 帯 蘿 薜 建磴石 地蝕 願照孝精 転耕 丰廣徑 綿ᄽ瓜瓞 輝 修 理百 閥閱栄 佰 十世之嫡裔曰之左馬助清平、

其塔、

院日園林寺、

法號

日

崩山

法諱曰安清、

以大禅定門為寂滅位之階

以

噟

○従 七戦 死塔三 〇石燈籠] 清香立、 青梅翁定、

元玉龍

脩門欽志、

○塔傍立石 清香立、世孫

護法山全勝寺同村 同刁廿壱丁 宝福 末、 本尊尺 加、 開 Ш 雪岩宝 世福

寺 内地 二反二セ田地二反御免、

)阿弥陀 沙蔭処和尚、 瑞雲山龍泉寺宝福末 本尊藥師、同村松尾城下 同刁方廿四丁廿九間 墓卜云、 堂 0 園林寺殿明 古 佛二 中比廃、 体、 ĺц 宝福十二世 */*1/1 安清大禅定門之牌立、 ハ白阿弥陀、ハ黒阿弥陀、 開 田 ○古墓四 農中 Ш 琉 球國圓 與 覚 貴 寺 先

外小堂多、 由緒書ケルモアレ共不珎故略ス、 八人之

右佛閣 册 + 月九 日より同十四迄抄寫ス、

宝福寺条下アリ 寺村 山 同 ○定安寺 伏見〇宝! 開野 Ш 福 同 寺 ○地蔵院 谷山平川 日本川 日本川 日本川 R山 覚 卍、 ○伊 Ш 破土 同 问、○清泉 ※鞋庵 開

加世 田龍徳院 開 Ш 同 宝福末ニて候処、 辺中 末寺 ハ 前 今日新寺ニ属ス、 記

> 八幡社八野 神体木坐象四体、幡園 三高五寸許、 例祭十月十 Ŧ.

八 幡薗 門格

棟札

封 封 薩州河野邉郡同大角村正 哀愍衆生者我等今敬礼勸進者帝釈天王。殊者大檀州河野邉郡同大角村正八幡大菩薩 天文四年乙 中 天 泇 陵 頻 伽 苦 大檀 那 木 梵天王天長地 久御

那藤原朝臣忠悟并女大施主御息災延命御子ヨリコ、ニッ、クヘシ」 元和棟三。国土 十月十二日 泰平万民 右意趣者當所安穩人法繁昌 |大檀主別當阿闍梨慶 コレヨリ 孫繁昌 前 숮

封

導師権律師頼音 長地久ニツ、キテヨムへシ」 長地久ニツ、キテヨムへシ」 鍛冶上野安吉

小大工工 長井實安工折田藤原 年兼 和同年損

封

上同前 同 故 略 元和八年戌四月吉日 (ハリ紙)「シレス」ノアヤマリー (ハリ紙)「シレス」ノアヤマリー 兀 大檀那藤原朝臣地 頭下 -野寺殿 八殿 八幡薗乙名 対殿 彦右衞門尉 ĺП 木六左衛門尉

上文前

以

375

念仏ヲ唱也、 夫ヨリ村中ノ農民共浄光明寺ノ免ヲ得テ例年七月八日 ハシムルニ、 傳称ス、往古此辺悪風アリテ人民悩コトアリ、 下山田中ヨリ堂ヲ立テ、土人大風殿又ハ御大風ト唱候 大野忠宗夫人墓下山田村諏方薗 右墓
こ念佛
ヲ唱ヘハ
其愁
ナカルヘシト、 已来悪風ニ當ラル、者無ト云ヘリ、 亀室妙鑑大姉墓宝水四丁亥二月岸日奉供養正面ニ 巫ニ占

王子大明神 宝殿二間余方、舞殿四數山田惣廟 中山田二鎮座、 丑十一月十二日謁、 舞殿四敷三間、 高札刁方六丁十間

円形ノ銅ニ仏体ヲツケタル裡板ニ



又一ッニやくし、以上五ッ文字アル有、外十余文字ナ

奉再興薩州河邊郡山田王子大明神御宝殿一宇、<sup>棟札</sup> 州太守少将源光久公、侍従同綱久公、侍従同綱貴公御 中略、

> 息災延命下略、 新納主殿助忠鎮、 于時寬文八天戊申六月吉祥日、 曖縮口曽右衞門住春・本田治 當地頭

ヴラニ右再興所者、先地頭伊集院兵吉郎久孟達御公儀為 修甫用銀子拜領、 依之如此相調者也、

額鳥居 王子大明神ノ文字島津杢久峯書、 宝暦四甲戌九

月所中寄進

公居士靈位、ウラニ文明十戊二月廿、 輪塔二節傳慶忠居士ト書ス、其右側ニ小キ墓ニ松夫存 リン、文字ナシ、 大野始祖島津忠綱墓 山田城ノ南壁下田ノ側ニ立、五 下不分明、左ニス



石燈籠銘

奉寄進 大野隼人久房

天明七年乙未八月二十七日

來候ヲ又ウツシ置也、字ナシ、 右墓ノ圖、十一月十五日、 上山田庄ヤ本田流左衞門寫 右松夫存公居士 忠綱

ノ祖父薩广守用久ノ法号也、

用久ハ長禄三年二月廿九

峰正菊大和尚禅師者、

曹洞十八世明峰哲和尚

五世

之孫

東

Ш

日龍光寺出水、ト系ニ見ヘタルハ、龍光寺ニ葬ルト云コ ナルヘシ、 サ レハコ、 ノ墓ハ忠綱ノ立ラレシ招魂墓

ナラン、文明十ハ立ラレシ時ノ年月ナルヘシ、

五ホ 上山 田村 ル 畑田成、 高四百八十六石壱斗八升四合余、 鬼穴寺 高札より未方一里五丁四十 新溝元禄

間、

殿四 中山 地頭仮やより北方一丁 田 敷三間、 村 高四百七十八石七斗六升余、 高札巳八丁廿間、 間、 妙見 宝暦中再興、 宝殿六尺四 御高札場麓也、 成就、 面 ノ夜

焼失、 即又再興

下山 田村 高千八十三石五斗余 溜池 七丁卅間 廻、

合高頭二千四十八石四斗四升余、 高 札十二丁卅間、 元禄四築 竈七十、 衆中廿六、

得宝也、 諱日也、

徒慨然袖手而帰郷矣、

竈屋敷 同 断

右 元禄 + 一刁四 月書出

ノ書拔

善積寺由 緒 薩州河辺郡山 田庄永谷山善積禅寺 開 Щ

悟眞禅寺開山也、 而太原孚和尚嫡子也、 師於於彼居于第二位霊、 学和尚者肥之後州八代郡中宮 是故仰彼以

也、 為本山也、 相傳上世孰之住乎、 世称此曰明峰派焉、 **荃寺赴于山下旦越之齋乱候、** 然師之行実未敢得其詳

宝咸焦土矣、 不幸而罹于祝融之災也、 恰如火秦也、 可怜古帙陳編類焼失、 繇斯未知師夫何生國何門葉, 

其幾百年矣、 所測度焉、 其姓其名、 **編歴苦辛、** 是則自然累世養知識、 雖然以今日事測彼在日、 師資機縁、 奈何見於今日遺 且入滅之暦号合也 更小智小見不能 風

惜哉、 不得其事実之的矣、 可悲とと、不肖延宝六

耶

叮嚀良寺覓、 年之状適飛軒于本山悟眞禅寺寓宿数日、 厥行実更不得一事之的矣、 空如登宝山 労煩主人反覆

此日屈請近隣清衆閭里旦越荒具菲薄之奠、 但九月初八日 正當師之 以 377

酬法乳之恩者也

相傳、 烟火、 ∠ 如是、 須弥柱、 然雖敬降伏耶、 初師住于此 村民既免災、 彼忽脱苦身立地得生天矣、 Щ 男女供得福天道造順行、 時在山中毒蛇、 時師到彼窟前禅坐方三日、 偉哉、 大悩乱人民氣毒 師威神力巍 如

五代賢太守源貞久尊君歎美師勲功、 如蜀流所不乃也、 静謐矣、 不惟絶類離倫、 是故師之聲營蜚揚万邦矣、 亦乃驚世駭俗而已、 真宛行三州之勧 厥功莫大 時吾國第 卒大自

者也、

於今每歳両次巡化國内矣、

先師人山公之代雖有

丘矣、

賢君感激厥答、

寵賜乎寺領四十餘也、

奇哉、

中 丹

于間中絶之処、

後再上訟而如初宛行焉、

有證文別紙記

鬼窟、 架柴棚處備餅 彼流水溢窟、 今其勝跡之窟現在于寺前、 非是、 飯、 今鬼穴果而蛇窟也、 則 此流入窟内、 諷誦經呪、 未知其出處也、 以祈鑄於國家安寧兆民快 類同於龍峰撻鼕々之窟 每歲除日於河窟内高 世誤而 E

録等也

主山之巓日虚空蔵嶽也、 合窟千指乎、 人能到矣、 中在巖窟、 吾謂世称鬼窟者恐是此巖窟欤 表裡貫通縦横廣 巍然秀於衆峰、 濶、 林木深邃而 高二丈余 窟内安置

樂者也

于虚世蔵埵之尊像、

故喚日

嶽也

寺西南之隅在盤石、 上 而 華百艸焼之、 用諸 而修習静慮、 衆疒無不得其効矣、 擣篩和合而為黒藥、 故号曰坐禅石矣、 縦横丈余、 名曰石磷香也、 平如盤面、 加持消災神呪一 今於此石上取 師恒坐此石 開山以來代 百遍 輯

※相承來而尚到今大利于世矣。

相傳、 翁悦公祝新歳賀儀而纔登于殿上、 屋ヵ) 君拶曰、 國君賢太守源貴久尊公御全盛之日、 出鬼窟逢人間時如何、 悦公答曰、 為将拜瞻台顏 當寺五代快 人間又有

時賢

今也、 略、 後到乎元和年中、 月清公開於山前高六石七斗之新田領知焉、 然後寺領先年 然亦暨于四分一之上町 返壁高廿八石八斗矣、 下着於當國之時悉被毀破、 ·拂地咸上納异、 其證文頂戴 最者名寄目 今僅先 厥

之作也、 當寺本尊ハ尺加千佛坐象也、 欠其端嚴之相、 又在観音薩埵立象也、 公殿役再還于吾山、 然年代其遠雪老水枯而玉眼飛手足損 遭可滅其霊験之新乎、 今尚現存矣 其長尺有一寸、 其長尺有二寸、 傳曰、 先年既雖請於 但新 矣、 是則定朝 誠 仏 也 寺住持なるとそ、 右由緒書善積十四世愚海玄道記置ところ也、

仕明公領地堂之一焉者也

始彼寺者在上山田之内木場村、

今移下山田村牛本山

永福之一寺、 宝四年之春、 庵・永福寺也、 之門末五箇寺、

而遺當寺隱居正屋留住持而為第一

世也、

就于

龍峰訟於官庭、

五ヶ寺之内造立平

更無一

寺印

同所在於下山田之内末寺、号永福寺也、

其名曰宝昌寺・東薗寺・ 月往年積而今咸荒壊、

洞泉庵

Ŧi. 延

厥前者有當寺

寛(@ 九九八 月九年未 状相付候、 Ш 田鬼穴寺之勧進、 無吴儀可ぐ 如例年被仰付候、 左近将監印 申付者也 攝津守印(喜入忠政) 頃⑪ 中絶候間、 下野守印(島津久元)

41

諸 所役人中

(本文書ハ「旧記雑録後編五」四三四号文書ト同一文書ナルベシ)

祖悦、 一世長久正壽和尚 六石室文虎、 七唱山紹虎、 三明忠正 献 几 八大屋林周、 |茂林 周 益 五快屋 九養岳

> 廿三山高山壽高、 外惠徹、 守吞寬永八四、十人山守傳、 十六密山巴龍、 十三哭塵惠芳、 廿無門宗圓、 十七梅翁実仙、 十四互海玄道四月一日寂(愚ヵ) 廿四徹参覚玄、廿五全桂天受、 廿一任州昌運、廿一大雲貫道、 (二カ) ドウ 十一月清雲、 十八銕英通門、 十二正 十五白帰金圭 十九大 屋廓 廿六

○高十三石七斗一升六合二夕五才、 厚規覚淳、廿七猶山瑞應、 廿八當住巨海龍潮 内一石 所一 ケ寺ニ

竿被召入持間高 而 愚海後福

被下置候高也、

外寺境内新仕明之衆先師代申出漸✓

○寺地御免地

書

○勧化開山以来御免候通一ヶ年両度ツ、 被仰付、 差廻來候処、 當分寺續料迄被仰付候、 延享二年丑秋より寺社御奉行所御支配 寺續料一年に七貫五 御分國中 ·へ使僧

客殿 操行四間半 宝昌寺跡中山田 御合力御修甫所 村 :山田城ノ 丁計ニ アリ、 御目見地 今田地

ナリ、

百目ツ、

被下由

 $\mathcal{H}$ 東圓寺跡同村 華庵跡下山 田 村 洞 泉庵跡上 此寺ノ十王堂

鎭守ニ

掛ル、

鰐口今上山

田

右寺跡より、丁計十王免ト田ノ字アリ、十王堂ニ付タ

リシ田ナリケラシ、

惣高頭弐千三百五十壱石九斗八升壱合弐夕三才

内千百八石八斗五升九合九夕九才

四百拾八石四斗六合八夕弐才中山田村

五百弐拾六石八斗七升五合弐夕弐才

上山田村

弐百九拾七石八斗三升九合弐夕諸御蔵入

外二三百四拾壱石四斗五升四合五夕八才 所郷士并寺

Ī

内千五十四人郷士 三人寺院三ヶ寺 三拾四人社家惣人躰弐千九百四拾九人 寛政元より差引、

五人門前 三人座頭 千八百五拾人百姓

**惣竈数三百四拾八軒** 

壱軒門前 弐百弐軒百姓 六軒社家 一軒座頭

鹿児島下札辻より地頭仮や迄道法九里、

右文政七申七月再撰名勝志方へ書出候留より抄寫ス、

光明寺 當住堯知迄二十代也、寺客殿五敷三間三尺、

御合力、

妙見 神体箱ニ妙見神社二体、破軍星七体、夷大神二

体ト書ス、

下山田村

祭五月五日・九月九日・十一月五日、 社司中山田

室屋門・有水ヤシキ・福屋ヤシキ、

岩屋權現。石祠・窟入口高四尺、横七尺五寸、窟ノ内上山田村ノ内君野

横八間、立廿九間、高六尺程、清泉湧出、又穴奥ニ入、

上山田ノ中ノナン方ト云ヨシ、山神 石躰 正保中建立、

札略、

權現山君野院・・寺伊樂院触下、本尊妙音天木象、中山田ノ内・・(ママ)(浄力)

古来より地神盲僧住職ス、

往古ハ浄樂ノ祖三徳ノ祖此

ノ錫杖○三幅對中妙音 日新公御寄付ト云傳、三家地頭ノ長ナリシヨシ、○長刀一柄折損ス、○十二輪三家地頭ノ長ナリシヨシ、○長刀一柄中心ヨリ○十二輪

大角村 下山田村邊ノ旧名也、大隅村トモ書ケリ、今

棟札ニ大角村ト載タリ、皆下山田ノ内ニテ、東ニ片寄葉庵鰐口今上山田チン、ニ大角村ト記シ、八幡ソン八幡ノト云田ノ字残レリ、其外早馬社鰐口ニ大隅村ト書、五ト云田ノ字残レリ、其外早馬社鰐口ニ大隅村ト書、五家島石祠ノ辺ヲ大ト唱、夫ヨリ川ヲ隔、丁計ニ大角田

上山田村庭月野門名頭(ママ)

ケリ、

テ名残レリ、

又下山田ノ東方半ノ名ナリシヤ、今ノ下山田中ノ名ナリシヤ、

不詳

安藤継圖

不元正夷将軍御供申候、承久三年六月一日、薩广國山(空カ)

戸之郡ニ着給リ、

ニヨツテ、君ヨリ討テ参セヨト豪仰、扨万騎ノ勢ヲ催東西南北タヤスカラス、人ヲ取天下ノミヤウケトナルト云ケル鬼アツテ、大内ニ参ル御物押留不通候、其上ト云ケル鬼アツテ、大内ニ参ル御物押留不通候、其上テハ、サル程ニ利宗宣旨ヲ蒙ル事、奈良坂山カナフセテハ、サル程ニ利宗宣旨ヲ蒙ル事、奈良坂山カナフセテハニノカ、リニガテ、君ヨリ討テ参セヨト豪仰、扨万騎ノ勢ヲ催

立

忠節ヲ申候、

依故日向國細井廿町給候、

并白糸四

六十町給候、 ノ山ノ城ヲ取テ二年半ト申ニ運ヲ開給ふ、其時安東 ケ國ヲ手ニ付テ薩广ニ下、 嶋津三ノ将軍久經 頼長日向国ヲ知行シテ緩怠ヲ至候時、 打取分取高名仕候、 貞并後藤 ・佐藤倶ニ忠節ト申、 并ニアンタク廿町給候、 ノ御代ニ、 故ニヨツテ日向国ミマノ郡トイ郷 當家ヲセハシメ候時、 畠山礼部九州下 礼部为内者杉原 安藤利宗御E 其以後ニレ 向シテ六 力 肝付 崩 1 頸 ヲ

取、大将ノ御目ニ懸候、依故同眞幸院ノチリ卅町・帋大宰少貳薩广國ニ打入緩怠ヲ至候時、佐田ノ越前カ頸十町給候、

テコツ河ニテ色ヨキキンミヤヲヌラシテ奈良坂山ノタ

御時給 符名五十町 以後嶋津師 立高名仕候、 屋四十町給候、 候、 久 其以後都ヨリ 所ヲ離候、 ノ御時忠明御不快 仍越前ノ國氣井ノ浦三百貫之所給候、 如此忠節申候、 仰蒙 其為打替薩广 ノノ時、 色退治 嶋津五代ノ将軍貞久ノ 郡 日 ノ御時、 桑原 ||向国 [都於郡 Ŧ. 御 十 崩 町 紹 其 别

(衍力) 候云云、

石畳ニテ候、 惣領ハ三石畳、庶子ハ五石畳ニテ候、庶子ノ庶子ハ七安東ノ家ニ家ニ傳テ幕文ノ次第石畳之事本文ニテ候、

ノ御前ニテトカキリ三筋取結テ天井ヨリ降候時、是ヲ八幡殿御時八幡ニ御参詣之時、安藤御供申候、御宝殿

定候、惣領ハ左リトモへ、庶子ハ右トモヘニテ候、是給候、幕文ト被仰出候、依テ御元服ヨリ以來幕ノ文ト

コレヨリ末接目ヨリ切レテ亡シ、 已上文字古体ニミユ.源将軍頼義ノ御子八幡太郎義家之御代ニ始候云云、

天正已前故、

H

年人将軍工世略、

利家将軍

利幸

豊前守利

蕥

「利 華 奥 守 利定 実明 -利 清 | | -利将——和 実長 
長井斉 道利 |利乘| 藤別當 利 春——和 利友治 部大夫 利常山 -利忠—— 人 越後守 一城守 -利綱-----表京太夫 利尚 大夫判官

-利長――利近――利兼――利正以下夫名ノミヲ記ス、 上野守 左京助 左衞門助

古系圖トモミヘス、然共アマリ近世ノ書ニモ非ス、寛

永以來ノ書体也、

偽作ラシクミユ、大夫判官ト名ツケルナトイトイフカシ、

山田惣廻 合間数弐千弐百七十四間

町ニシテ三百三十七丁五十四間

鹿籠境之間数三十弐丁三十六間白樫日尾 里ェシテ九里拾三丁五十四「セタ」

間

知覧同断壱里十一丁四十一即駒ヶ水野谷流合開製三十三丁三十二

川辺同断 /五丁 /三十五丁四十間 /廿二丁七十二間通山

382

加世田廿五丁四十間 壱り十丁四十間 三十壱丁五十并松海道 (丁ヵ) 年田 (丁ヵ) 4日 三十二十間 三十二十間 (丁ヵ) 4日 (丁ヵ)

間

高頭弐千七百九十石八斗弐升五合六夕六才セタ尾之。右元禄十二九月縄引、

但郷士寺社足輕屋敷除、

本丸ニ大野氏供養石合位ト題シ碑文アル有立リ、高三二秋八月廿日、中山田村保正鰺坂主平案内ニテ登ル、山田城址呈ケ城、 地頭館卯辰方位三丁許ニ在、文政十

尺余、一尺方許ノ石ナリ、其文曰、

宝翁玄白居士 三世忠元花岩栄居士 四世忠宗三星蓮雪翁玄白居士 三世忠元花岩栄居士 四世忠宗三星蓮雪翁玄白居士 二世忠任忠照为

食邑山 麑府大野氏其先薩州河辺郡山田 忠居士 河守忠元、 囲 郷、 忠宗夫人亀室妙鑑大姉 卒葬其邑、 とと子 日 、駿河守忠宗、 忠綱子曰淡路守忠悟、 上郷人、 以上正面に書る、 日駿河守忠綱、始祖ノ二字脱カ」 皆葬河辺、 忠悟子 忠宗

有故喪其邑、其子内記久行迁居

麑府、

由是子孫世葬

玉竜山 不知為何人墓、 遺墟得忠綱墓、 宝永中、 及松原山 隼人君嘗適河辺、 又於野崎村一之瀬得忠宗墓、 풋 其傍多古塚纍と相望、 而久行子曰隼人久明、 求先世世墓、 然皆誌銘湮滅 於余為曽祖 又於諏訪 蓋 於山 H

則其石雖存、而文字残缺不可復讀、余懼其愈久将帰於祖重本之義亦云勤矣、然自宝永迄於今日蓋八十余年矣,忠悟・忠元・忠宗及忠宗夫人、書其諱及法名、其於尊

末於側、尚有以継隼人君之志 俾子孫知祖先之所由興分書忠綱以下三世及忠宗夫人、書凡五行、因復書其顚

泯滅也、

乃以貞珉易之、

題曰大野氏供養合位、

而其

\_守国久、22生薩广守成久及忠綱、由是忠綱至忠元与、忠綱系出「惣闕」義天公第二子薩广守用 、用久生薩

姉而已、考諸家譜、乃知其為忠宗宗夫人、然不著其姓茲不復載、而忠宗夫人墓在諏訪園者、書曰龜室妙鑑大皆称嶋津氏、至於忠宗始以大野為氏、其余詳于家譜、

日、九世孫大野隼人藤原久房謹記、

氏

故今亦止書法名云、

天明七年歳次丁未八月二十七

外宝永中隼人久明所立ノ供養石二基・石燈炉アリ、又

城南岸ノ下田側ニ大野氏ノ墓アリト云リ、 是忠綱ノ 墓

ナルヘシ、

牛本大明神 下山田ニ鎮坐、八月廿一日又庄屋アナヒニテ登謁、 地頭館北方十丁計<sup>永福寺境内</sup>

永福寺格護

札 高同、 IJ 祭神不詳、土人傳称王子社祭來玉フ牛ヲ崇ムト云へ 九月二十九日、 記セリ、 橋口曽右衞門・ 神体木座象二体、 寛文九三月造立、當地頭新納主殿助也、 又円板薄カネノ著タル仏体アルヲ掛、 ウラニ 出米分卅 本田治部右衞門、 供物下山田庄ヤヨリ調進ス、 高七寸餘ツ、、 門ヨリ出ストアリ、 神主高良大蔵抔ト 牛木象一体、 地 ソコ棟 ○祭 頭 代

牛同 本 山 門前畠中ニ 姉神主立、 立木象長寺五部、不詳、不詳、 永福寺 塔山トテ小林アリ、 ○下山田村ノ菩提所也、 曹善積寺末、 大野四世忠宗夫人亀室妙鑑大 開基不詳、 五輪ノ石立テリ、 當分無職持也 本尊聖観音

緒不詳

崑山 林寺道國法嗣 元瑞文政十二年

> 山田 此方ノ

ノコト 内

ニアラス、

昌福

曹受 文政十二大口成就寺ヨリ轉住日新寺 皇徳寺南国法嗣 惠 音燈 充院 深團院惠音弟子(閩カ) 法嗣

上山田村山下ノ田 ) 中座二鎮座、 丑九月一日登謁、例 高札より午廿二丁廿間

祭九月十日

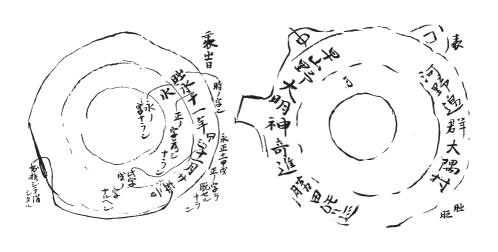
鎭守 勧請年月不詳、 神体木像二体夫婦衣冠装束、 寛文九五月再興棟札ヲ納、社 外石三神体トス、 高良氏、

叓、 鰐口 銘 願主道心徳祐敬白、 薩州河野邉郡大角村五葉庵十王堂奉掛鰐口之 天文十四年二八月彼岸、

五葉庵廃壞年月不詳、 寺址下山 田 対ノ内 ここ在リ、

堂 ノ址モ不詳、 善積寺ノ末寺ナリシト云傳へタリ、

384



正ナラン、 右早馬大明神鰐口銘 寛永十一年モ甲戌也、 高札より卅七丁六間ト元禄ノ書出シニアリ、壱里ニ不足、 然トモ寛永ヨリモ古キ様ニ見ユレハ永 九月十七日大山下ノ旅宿へ取寄寫ス、

下山田村大山下門名氏神八幡社棟札 大山下門ヨリマツル、 例祭九月廿三日,

奉造立正八幡若宮一宇

大檀那・大替「右ノ下ニツ、ク」

大梵天王

藤原朝臣嶋津忠良

封

伽陵頻迦聲

我等今敬礼 哀愍衆生者

當地頭

帝釈天王

惟宗朝臣大寺頼安

スハノ棟ニアリ

封

于時弘治三丁巳年正月廿二日

施主五良右衞門大工清信田

右意趣者奉為天長地久御願圓滿也、

「上ニ梵字十五アリ、三行ニ記ス」阿闍梨権少僧都頼言クチ損ス」「イラ・東京をデオラン・オーンイル」「治・オート・アルトラー」「治ナルヘシ」

385

付地頭仮や土蔵帳箱之内ニ有之候を、先年當年寄鰺坂可申上、左様無御座候ハ、庄や役御断申上趣申出候書門殿持切在之砌之様ニ庄や役分地被成下事候ハ、御受山田村庄や被仰付候処、次郎兵衞ヨリ先年椛山權左衞山田郷ニ被召立候而間もなく吉峯次郎兵衞ト云者へ中山田郷ニ被召立候而間もなく吉峯次郎兵衞ト云者へ中

女子壱人有て男子なし、椛山兵部太輔忠助入道紹剣按大野譜、大野四代駿河守忠宗迄山田領地ス、忠宗

長右衞門見候事有之候由咄なり、

然るに、養父忠宗故有て天正十九年卯四月廿七日川 邊一ノせにて被誅とあれハ、其跡を久高續かれて中 連島の事を平峯氏先年椛山權左衞門持切在之時と書し はいるに、養父忠宗故有て天正十九年卯四月廿七日川 然るに、養父忠宗故有て天正十九年卯四月廿七日川 然るに、養父忠宗故有て天正十九年卯四月廿七日川 然るべし、尚再考すへし、

幸積寺格護也、 ・中山田村ノ内和田又寺中、地頭仮ヤヨリ子丑方四丁許、 十月十四日謁、高札ヨリ丑一丁廿間、是ハ本ノ堂地マテナリ、 薬師如来 木座像高サ五尺許、 十二将 高三尺許、 薬師如来 木座像高サ五尺許、 十二将 高三尺許、 薬師力人彼処=取寄ラレテ・レスト云、 堂三間四間五敷三間 造立掛ノ人彼処=取寄ラレテ・レスト云、 サーブキ カヤブキ カヤブキ カヤブキ カヤブキ カヤブキ

○補造藥師像記并、 河辺郡山田村藥師如来之瑋像者日宝前鰐口一口、于時文正元戌八月彼岸日、宝前鰐口一口、于時文正元戌八月彼岸日、(鰐)

ノ二男七郎久高を聟養子として大野治部少輔と称す、

右ノ大山下八幡鰐口銘九月十九日寫ス、

祖

BIT

.門宗珠謹誌

既朽損 H 何 自 開帳 登 矣、 時 何 Ш 仰 1人創 而 余住善積 秘 請香積即甚和尚手作之、 耑 建堂宇也、 無人窺者、 É **|**拜瞻| 自古永谷為附 而甚傷焉、 堂宇漸廃無障風 和尚甚随喜矣、 正 徳改元 庸 而 奉香 雨 應呂 花 而 念 像 来

羅上人

介质造

也、

碑

相

傳至于今日矣、

雖

然

H

逝

月

淡

而

与檀

信

相

議

而

謀興工

而

迎

像於山

中

翌年三月八

日

不

至 是正徳二年三月十八日 手作之、 而 邑里士 不期 即 湛 而 不日功告异、 和 如指日来、 尚 庶人雲集随 至 同 日 也、 令余成造像夙志者欤? 唯右手左手両膝存日羅之旧 工 送像於堂内、 匠名覚之進者亦 余思如来之威神力 同三月念一 不期 而 而 感歎不已 不 至 H 圖 實 而 並

歓喜也、抑日羅上人博濟國人、観世音後身而乘願輪來開光安座早、礼瞻者如堵、譬如見生身如来、無不踊躍

而

化扶

桑、

所造仏像無

不

霊

験、

而

就

中

-當邑

薬

師

如

來之

道

霊 時正 蹤吴跡 徳二年三月念 不可枚拳也、 吾後· H 人組 永谷 ≥相 Ш 鬼窟院善積寺見 續 勿 随 前 功是為記 住

安永 移 え、  $\mathcal{F}_{1}$ 申三 以前ハ今ノ堂 月 堂 郷 中 一丁計前ニ 庶合力 在シト棟札ニ記セリ「善積覚玄記也」 而 再 興、 此時 今ノ 地

> シ 此 棟 コ 1 清 何 ノ 月 旧 Ш 西 記 福寺ヨリ 在 テ記 セ ノ 薬師 ル ヤ覚束ナシ、 1 記 セ IJ 正 清 徳 月 ) 山 下云 記

ハ不見也、

○古ヨリ 1] 和 和 田 菛 四門農民奉花香 此 貢 餘ヲ以 香 也、 テ毎年六月奠ヲ 藥 師 免 畠 備 藥師 田 구 굿 T

諏方上下大明神 例祭九月廿七日 門中ヨ下山田村諏方薗門 高札より丑廿四丁八間

1]

棟札 板長二尺五寸計、幅三寸余、

	『地頭惟宗』安   類欤』			師権大僧都頼詢
于時永禄七子年九月廿五日	鍛冶平景滿	九郎兵衞	小工 江兵衞	大工藤原清冨
封				封

世

早馬大明神下山田中越 例祭三月十五日 中越門ヨリマツル、

本田親仁寫來、

封 大檀那<sup>松語</sup>大願主當領主染田出羽守常信 棟札

△合早馬大明神一宇 于時享禄五年長霜月廿二日

大願主同前大檀那當地頭嶋津藤原朝臣駿河守忠悟

封

大工折田五郎衞門尉 封

同

大願主又左衞門尉

鍛冶上野彦左衞門尉 封

(枠線ノ一部ハ編者ニテ補ウ

天神社 薗 棟札 例祭十月廿五日 天神薗門よりマツル、

迦陵頻伽聲 大檀那大梵天王

奉造立天神社頭一字 永禄二年己未拾二月○日

我等今敬礼 勧進者帝釈天王

ヤウヤクヨミツクル」「字カスカニ存、

當地頭大寺顧安力「二字

大工山下清富

原本本田持來寫ス、 一 不分明

願主權少僧都頼詢

封

例

プ佛語略

大願主大旦那藤原光久朝臣 右奉為天長地久御願円満

合奉再興天神社頭一字

養保國家安全一~如意皆令満足 惣者萬民豊樂故也 御息災延命子孫繁栄武運 仍奉再興所如件

導師大法師頼惠 當地頭頴娃左京亮久友

封

萬治三庚子年十一月廿五日

願主権大僧都長秀 若松主左衞門義澄當村庄屋

封

ウラニ梵字佛語多シ、略ス、

早馬社瓶子箱ノ裏ニ

但黒途

木地瓶子

對

中越門名頭格護

封

右者、 椛山權左衞門久高被蒙琉球征伐之命、 Ш 邊郡

申傳也、 下山田村早馬大明神「為誓願被成寄進候由 此箱古クミユ、近世之物ニアラス、 代≥所

ウラ上□梵字アリテ□大師遍照金剛トアリ、

388

陣之尾 上山田村内、地頭館より未申方八丁計、鹿籠

往還ノ西側小高岡ナリ、

由緒不詳、

松生セリ、由緒不詳、今塚ハ無之、灰塚の同村、陣之尾ヨリ川ヲ隔一丁計東、

小岡ニテ小

川邊郡

河邊

一高城号茶臼城トモ、「貞和二年六月、凶徒楯篭と云々、一牧之城、貴久公御代、平田安房介宗茂守之、守護方、

賀守降参、即城を新納伊勢守ニ預給ふ、其後為質鎌田天文八年三月廿八日、日新公發向共殿、此城守鎌田加

日にも城責有、忠良公の勢責之、同日落城有、治部左衞門之妻子遣田布施、公居城 天文五年五月十三

納氏守之、 一本城 天文八年三月廿八日、日新公御手二入、

故同新

郡ニ帰陳ス、其後伊久より御當家御相傳之重物等元久平山城ニ對陳、雖及鋒楯、元久公以御意見守久事薩广平山城ニ對陳、雖及鋒楯、元久公以御意見守久事薩广

永廿七年、右馬頭久世帝公子息犬太郎久林當城を捧太守、者平城ィ内城・松尾城、其後い十院弾正少弼頼久、應

公江被讓進候者、

両城之田間ニ而被受取之云と、両城

應永廿四年九月上旬ニ蜜ニ通太守ニ軍を當城ニ引入、一松尾城在島添村、一犬太郎久林家臣酒匂紀伊守守之、

山門院退去ス、

雖然内城野頸隔堤堅固也、于時長門守知覧之上木場よ

當城を囲攻、 ŋ シ馳來、 伊 集院賴久兵三百卒、其外南方之軍勢馳加 依之鹿児島・谷山之勢為後詰、 弦尾山之 ŋ

ŋ 口平川ニ陳を取、 城中ニ内通し、 川邊を伺、 薙野原ニ陳ス、九月十一日、 其後諸所軍勢味方ニ 味方 馳加

Ш

山田村移此

地

通、 寢山城守兄弟以下餘多戦死、 味方失利、 川を渡し敵を城内ニ追入、頼久陳門を開突出数刻防戦 従兵百餘也、城中兵粮乏而難堪御竜城、 (離力) 和泉兄弟・蒲生美濃入道・田代肥前守 平田右馬介重宗當城二切 吉田若狹 袮

鹿児島諸勢帰陳之後可其渡と云と、 囲云、吉田氏是を太守ニ告、 太守則谷山・給黎を与へ、 於茲賴久解囲、 谷

頼久曰、

鹿児島・谷山・喜入三ヶ所之地を賜候

ハ可解

守和睦を頼久ニ乞、頼久雖不應、

若狹守頻ニ

和を求り

山本城二入と云と、

應永廿二年乙未、

河邊鹿児島と和睦有而、

久豊公河邊

二光儀有之、久世奔走有之而後御帰城鹿児島也 貴久公より平田安房介宗茂へ 賜此 地、 其後文禄

一清水村 四年乙未、自義久公肝付三郎五郎兼三へ拜領也 右同断、 慶長四年己亥、 兼三去於當家賜家督

百余石を被除候

長田村當分此、 貴久公より平田安房介へ賜之、

越前守兼篤、彈正兼盛然二兼三依去當家之事清水村高八

依去谷

川邊郡地誌備考 下

(上の下)

Ш Ш 邉 加世 邉 郡 郡 地 田 記備考

(中表紙

Ш 邉 郡 地 誌 備 考 下

光澄、

千与富

四十

町郷

司弥平

五信

思

村原十五町没官

に、

薩摩國加

世

別府百町

'内社領二十五町下司

塩

太郎

加世田 地理纂考

ハ笠狹の轉れるなり、

此事下に云ふへし、

昌

田

帳

Ш

邊郡

加

世

田

郷

領地

頭佐女島四郎云៷、

武小 田湊 村村 村落十 を、川邉郡に属す、 両郷に接し、 鹿児島縣廳を距る事申酉方十里、 ·四津貫村・川畑村・別府田間村・益山村・四唐仁原村・片浦村・村原村・地頭所村・ 西海岸に對す、 東勝 員 南 周廻二十四里三町 南 方、 此地往古阿多郡なりし 北 大宮 浦原村・ 阿多・ 内赤 山生 村村 五十五 田

布

施

間 0

人員三萬千五百九十五

人

戸数六千三百三十

「 雲遊雜記傳 下 明六年」

丁二 按ニ、 別府仁 村名ナド其遺墟 一世ニテ、 加 世 別府 薩摩守薩州國久、 田 八世義天公第二ノ公子薩广守用久ノ長子也 ハ 薩 别 府 百町 ノ河邉郡加世田邑ニ在リ、 因 レ 1 克 ルニヤ、 御舎弟中務、 ヘタリ、 或 久ハ 別府田間 同 俗 一弾正、 ニ所謂薩州家 建久八年圖田 ト云へ ル 今ノ

齋ヲ為甫ト云、 當時蓋シ薩州ヲモテ行ハル故分註セシト

御子ニテ堂叔父ノ御屬アルノミナラス、 見ヘタリ、 後皆コレニ傚 圓室公ノ御為ニ 其姉君ハ先君節 ハ叔祖父ノ

山公ノ夫人ニ立玉ヒシコトモ見ヘレバ、又母舅 ノ御屬モ

一弟中務太輔延久ナリ、 後ハ下野守、 入道為足ト云、 弾

コレアルカ云≥、

中務ハ乃チ大田氏ノ別祖ニシテ國久ノ

正トハ

亦夕國久ノ三弟弾正忠續久ナリ、

此時國久弟両

L

久根・河邉・ ヲ将ヒテ別府ニ居城シ、 Ш  $\Xi$ ・鹿児籠字ヲ併セ領シテ、高﨑某ヲ家 和泉今作・山門・高小野作尾 冏

1) 相トセラレシコト下章ニ出タリ云➤、 ·阿久根ニ移ラレシニヤ、 川邉ヲ弟中務延久ニ、 國久モ後ハ別 别 府 府 ヲ 日

三子ノ伊勢守秀久等ニ分チ守ラセケルト見ヘタリ、 姪 ノ新三郎忠福 = Щ 田ヲ次子ノ駿河守忠綱 鹿 然ル 嵬 ヲ

ル 薩室四代忠興ノ時ニ至テ、 = ヤ、 明 應九年十一月、 忠興別府ヲ攻ケルコトト 忠福別府ヲ以テ宗氏ニ叛ケ -モ舊

本田兼親譜中

記

出タリ、

太守忠國主移居於別府、 與立久公不快故也、十二月十三

> 旦 元疑 年 子 、 賜尊書於兼親云と、

忠國譜中」

文明二年庚寅正月廿日、 卒于別府云៷、

建久圖田 帳

加世田別府百 町 内

社領二十五町弥勒寺 下司塩田太郎光澄

公領七十五

町 內 地 頭右ヱ 門兵衛尉

千与富四十町 Ш 田村二十町

名主肥 前國 住人石居入道

村原十五町

郷司 7弥平五 信忠

没官御領地 頭佐女島四 郎

山田聖栄自記

忠國代三ケ國悉せいひつす、 せいはつせらる、旁(~一家ニ 次國 *ا*ر 伊集院殿、 揆之事も此代 國方お あり、 13 7

别 府 和泉 • 平山 一家不残、 牛 Щ 族悉、 坂より上ニ

之跡御料所として御 和 田 高木・ 飫肥 一家御内ニ御はい分あり云と、 櫛 間 南 郷 梅 北 r V つれも此方

21 21 る也、

建久八年御教書二 三男弥平五信忠別

b 府の 討るゝ、

別府五郎忠明とあり

中 Ш

古迄 家出

祖なり、

此末より

谷

則諸

家太概記謬矣、

光澄見建久圖

田 帳

郡

村高辻帳

加 #

21

别

府加

世田

を知行せしとあり

討

れ

道直ハ次郎弟忠綱か為ニ

諸家大概記

鮫島氏系圖

世貞久公、領加· 彦次郎入道蓮道-世田 知覧

國史忠國

指宿

宮原氏、

是 茂

加世田之内宮原を領候、

仁礼覚左

衞門祖父 喬親

仁礼左近迄

ハ 尤宫原

\_

而

候、

彼系圖を見候ニ、

惟

師久公、

Ш 文明二年庚寅正月八日、 別府、 視公病、 公説、 公有病、 乃讓守護職、 親授傳世 節山 重器 公如 笳

杉本寺、 建塔六角堂而供養焉

書作元年非、二十日、當家始書、原二十日、

公薨別府、

田

古城主由來記

忠久公の

時

加 世

田

府の城を守る、

別府家本

21

平家より

加

世田

城

別府五郎忠明

出たり、

五郎忠明

バ 別

Ш

、邉平次郎道房か弟なり、

嫡子太郎

忠綱薩广守信澄か為に

年六十八、即 十四日、 間維於加世

世 御拠

シ

より系候仁礼親王之末と有之候云≥、

「國史ノ説参照スへ

旧 記

後羽月地頭被仰付候、 猿渡越中守信光加 世 田 白坂ノ戦ニ戦死、年五十四トアリ、信光天正十五年羽月ノ兵ヲ率日州根 地 頭 = 唢 加世 田 小湊を致領知

貞久傳中」

國史云、諸家大概記以益山氏為伊佐平次貞時之族、 按指

久澄、 為加世田 宿與左ヱ門系圖、 世田別府益山荘下司、光「久澄生塩田三郎秋澄、 貞時孫曰良道、 光澄子兼澄称益 秋澄生塩田太郎光澄、 良道以其女妻彼杵三郎 Щ 太郎、 拠此 光澄

郷 有益山村

國史貴久傳

天文七年戊戌冬十二月十八日、 梅岳君屯於益山諏方原

393

将

攻

加

世

 $\mathbb{H}$ 

城

 $\nabla$ 

**(E)** 

加

世

田

Δ.

兵

掩

其

不

意

敗

梅岳

君

走、

二十十八日 久伊 友集国 傳一院 与飛 大手 卒日 陂澤、 旧刺 攻 置神 中 岩 敵 而 工 世久影第<del>-</del> 性祠在益-譜而 襲 十 往、 加 至、 梅 無 軍 松左 寇、 以久友為實久以外、与此不同、  $\Box$ 加 九 # 岳 追 此 H 世 打圖 密 君 子村、 京久 第二 若是 乃去、 Ħ 行 夜、 越起 覘 城 捜 於 岳忠 Ě **心**鳧鷖: 也、 梅 本 形 祠 諏 岩國 [春成刑部左ヱ門久智、 春成日置氏之[支]支: (鄽ナシ) 又莙 (友交 與公向 求策於群 方大明 隊 城 者 勢、 日将攻日第十二 中 岳 与攻 r、 誤 矣、 某 矣 、 使課 梅 此加 向 連 君 加立 ||搦手 異世、田 欲 夜、 急 城 刺 岳 鳩 分 国世男国田〉、〈日 軍 死 下 君 出 神 F 加 君前 下、 得一見、 為 多鳧鷖、  $\Box$ 加 世 狃 城 於 馬 死、 祠 入茂 飛 # 以 中 祠 中 三等 記、〉譜作的 為常、 於是 聞  $\mathbb{H}$ 松面 城、 日久 庶、 加拠世加 拔三 之以 鳧起 人義 第 久正 点 点 点 林 久前 城 春 友如為 将 往 田世園起益、田於 中 友 久 4人智之曽孫也局津支流系図、 為寇 丸 爾輩 隊 発宴士卒、 不 成 品益山村〉 国本山村〉 国本山村〉 国本山村 īF. 者 々 加飛 晦譜 久正 復 成 一伏於其 春 向 池 世松 伊 百": 再民 城代大· 欲 為備 至、 群 長々、黄蓉春成刑部 船 成 集 以 生 赤. 也、日. ア 国 新刑 方 部 待 敵 兵 院 与久 還者 登 呵 兵見之日 側 庫  $\square$ 小 か左尾、 大友 氏 多人 鷹 梅 陴 Ш 梅 助 山久 之支 套左軍工 梅岳君復欲 上門家蔵旧記 第二 ]為備 宮 勿 兵 敵 久 宮義 岳 岳 記門家 分 丙六 兵六 内 往 君 君 衞 Œ 魚 少世 鷹 隊 夜巡 従 小 謂 聞 輔孫 十蔵 也 輔 夜 之 兵 此 騎 之 向 士 交也 二旧

寺越

前 矣、

守

共将 果克之、

Ш

Ш

衆救 辺

加 城

世

 $\mathbf{H}$ 

公引

麾

下三十

Ŧī.

騎

必

勝

注

略

高

々主

鎌

Ĥ

加

賀守

政

眞

泛与大

君守城者也、 門納 天文八 集其 大手 今日 梅岳 別府某不 以下三十六人、 門外 當降 美 君之宴 年己亥 得已 遂拔二 問 樹 左右 軍 上 願 圍 + 出 釋 春 新 本丸城 丸 門家蔵遺 也 城 正 城、 死、 臨 月 謂 持 城 場 梅 岳 是 Ш 陣 元 旧虚 拔二 何祥 Ě 代別府某遣 梅 十 梅岳 岳 細加 為本丸、 寅 丸 郎 注世 刻 君 也 及三 行 君 不 相郷 春 낈 許 副城為二丸三十春成刑部左ユニ 進 酒 「傳當時極樂寺在 へ「国地頭館西北△、 丸 攻本 成 眉 極  $\mathbf{H}$ 一樂寺 尖 久 梅 殺 岳 丸 正 刀 臨 7僧告梅 難 城 日 君 斬 丸門、家 之 璺 茍 代 城 加、 世春 市 免 代 吉 觴 謂蔵 也 梟 非 来 阿 岳 留守記 田成 城刑 多 其 蜘 勇 君 中部 城 此 首 主 中 某 蛛  $\mathbf{H}$ 将和 行 勿 也 開 為語

新納 十六騎 猿渡 作 中村 橋有 尻 伊 與 宗来救、 吊 勢守 追 村 政 眞 左 亡至 農園 康 鎌 工 荒 立 門尉信 田 兵 斬 為 氏 中 ヱ 兀 之支庶、 加 一十六人、 為 資等 原 世 郷  $\mathbb{H}$ 導 死、 斬敵 地 日 信 頭 政 1 資信重 右 職 事⑥ 眞等 馬及四 二人、 捷! 加 以 引 九 世 馬郎 女 世孫 去 田国 頭改 與 敵 〈城 汝、 公乃得 之 忠将 也、 軍 )戦 自 至 康 梅 自 後 寔 免 新 久以 岳 乗 之、 遂 莙 城 田加 以 伊 以 率 武世

子

春成久正為加い

世門

田家

地蔵

頭旧

与此,

不岳

同君

康久新納

氏之支

`記

別府及村原今為村名、

隷加世

田郷、

Щ

田村蓋今河邉郡

Щ 頭

五信忠為之郷司、

拾五町在村原、

鮫島四郎宗家為之地

也、 注 略 梅岳君與公還田 布

國史貞久傳

時敏旧領薩摩加世田別府半分、 康永二年癸未三月二十六日、下文使島津道惠領相模六郎 高辻帳河辺郡加世田郷地、按建拠伊作家譜、加世田別府即郡村

町久 東田 也府 `者 《郷別府五十三町二段、菩」帳、薩州地名或称某院、 蓋別府之称猶某院某郡之類、非有地名曰別院、或称某郡、或称某荘、又称加世田別府百

世大隅宗久入道々惠也、 康永二年ヨリ文和元年ニ至ル十年也、 文和ハ康永ヨリ十年前ニアタル 道惠ハ伊作家二

伊作家

半分、蓋與之、

分領其百町乎、

田郷也、千与富未詳、

此云半分、

前此幕府賜伊作氏以其

久長 道意 宗久

道惠

42 見于伊作久義譜

(本文書ハ七三号文書ト同文ニツキ省略ス)

前 ノ文和元年ヨリ 廿 四 年 Ż 後 ノ永和 元年

文和元年壬辰十二月十二日、 上賴久譜中

45「仝久義傳

(本文書ハ七四号文書ト同文ニツキ省略ス)

Ш

田別府半分地頭職以易大隅桑郷、 幕府下文使頼久為薩摩 亦賞功勲也、 分注、 愚按 加 世

建久八年薩摩國図田

帳、

加世田別府有田百町、

而二分之、

44

伊作譜勝

久傳

田村、 公領 以貳拾伍町為彌勤寺領、 肥前人石居入道為之名主、 得佛公為之地頭、又三分其七拾五町、貳拾町 塩田光澄為之下司、 四拾町在千与富、「山田村・千与富・村原 七拾 伍 町為 彌平 在 Щ

(本文書ハ七五号文書ト同文ニツキ省略ス)

45 (本文書ハ七九号文書ト同文ニツキ省略ス)

395

46 島津氏譜中」

高氏」判

下嶋津孫三郎左衞門尉頼久

右 口 為勲功賞、 令早領知薩摩國島津庄内 大隅國桑郷東西替 加世田別府半分地頭職 所宛行也者、 早守先 事

例 可致沙汰之状如件

文和元年十二月十二日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二四五七号文書ト同一文書ナルベシ)

<u>47</u> 소

薩摩國嶋津庄内加世田別府半分地頭職事、 早任今月十二

可令下知代官給之状、 日御下文之旨、 可沙汰付島津孫三郎左衞門尉頼久之由 依仰執達如件

文和元年十二月廿四日 沙弥在判

左京權太夫殿

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二四五八号文書ト同一文書ナルベシ)

國史

文和元年十二月、 初幕府賜孫三郎左ヱ門頼久大隅桑郷

十二日、

下文以頼久領加世田別府半分地頭職、

易桑郷、

地理纂考」

別府 明加世田を領して居城とす、 城 又加世田城ともいふ、 川邉平次郎太夫良道川邉領 建久の頃、 別府五郎平正

薩广 第四男なり、 國図田帳に加世田別府百町とあるハ此地なり、 世々別府氏の所領 ニテ、 別府を家号とす、 南北

朝の時、 別府氏官軍に属し、 當城に於て屢攻戦あり、 應

永年中、 地を島津國久に與ふ、國外ハ久豊第二 別府氏勢ひ衰へ守護方に應す、 國久父用久出水・ 因て島津久豊此

守り、其後國久嫡孫三郎太郎忠興城主たり、忠興嫡男八郎忠福ニ別府ヲ守ラセケルニ、宗氏ニ叛ケルニヤ、明應九年十一月、忠興 久根等を領す、 是に因て國久阿久根に移り、 門族當城を「国久ノ姪新三

郎左ヱ門實久家襲き續て當城に在り、別府ヲ攻ケルコトアリ」 遂に兵を発して三

模守忠良田布施にあり、 天文六年四月、 忠良加世田 ケ國を奪ハむとす、

實久驕虐にして人心服せす、

時に相

ŋ を置て出水に帰る、 實久と和を議して成らす、 七年十二月廿九日夜、 既にして實久當城に守兵 忠良田布施よ

り兵を発して當城を襲ふ、忠良軍を分ちて二隊とし、

396

以

に當城を拔き、守将大山内蔵介を斬る、残兵新城に奔る、軍ハ子息貴久を将とし、一軍ハ島津忠将を将として、遂

城といふ、周廻十八町、高十五尋許なり、以下分注、是よ分て是を破り、遂に新城を拔く、是より忠良の威大に振分で是を破り、遂に新城を拔く、是より忠良の威大に振川邊勝目郷なり、の軍を率ひ来りて城兵を援ふ、貴久兵を續きて新城を攻む、實久か将大寺越前・鎌田加賀山田・續きて新城を攻む、實久か将大寺越前・鎌田加賀山田・

店に入り偽て酒に酔ひ、一人を殺害し、城門に馳行き死得す、時に従臣辻某・尾辻某相議して加世田に至り、酒

り以前に忠良當城を拔むと思へと、城堅固にして其術を

を免れむ事を乞ふ、城主是を許して城内に置く、忠良も

HY、忠良兵を発して當城を攻む、此士防戦の央に城に火の密事を悉く忠良に内通す、是に於て十二月廿九日、説の密事を悉く忠良に内通す、是に於て十二月廿九日、説又偽て其家財を没収し家内を追放す、是に於て其士城中

「資忠

谷山郡司五郎入道覚信

香なり、辻某ハ子孫詳かならす、猶よく探索すへし、りて遂に自殺す、尾辻の後裔今加世田士族尾辻左平次清恩賞を與ふといへとも其士更に受す、死せる者の墓に至を発つ、城兵防禦の術を失ひ城容易く陷るといふ、忠良

「地理志

平忠朗に作ル是ナリ、古系圖忠明ナリ、如左、

|隆信-----忠高

モ應永三十二年ニ卒シ、亦國久未生前ナリ、忠國ノ時寶モ、國久ハ嘉吉二年ノ生ニテ、應永ハ未生前ナリ、久豊此地理纂考ノ文中、久豊此地ヲ島津國久ニ與フトアレト

頼久ノ子凞久退治ノ後國久ニ與ヘシナルヘシ、

文明中別府居城コト明証ナリ、

(地理纂考)

新城 别 府城を去る事西方一町許りにあり、 事ハ前条に

茸なりしとそ、 を陷れ、 忠良治所 忠良田布施より移りて治所とす、家作すへて茅 武田村にあり、天文七年、 土人今御屋地といふ、 別府・新城の両城

「加世田名勝志ニ伊作ヨリ御移徒云៷、是ナルヲ何レトスルカ」(徙カ)

地理志

當郷御手裡二不入候付、 新納伊勢守康久入道蒙公命、

放城を焼落、依降ハ公之旗下、 因此功右百姓士 :被召成

伊作田尻村之百姓荒兵衞二含謀、

為忍遣加世田城、

火を

鮫島氏属御旗下、

田尻荒兵衞と名乗也

別府城

**暦應四五年之間度々攻撃有之、應永四年十二** 

別府及鮫島氏属守護方、 伊作久義攻當城、 陣を屯於鵜之塚、 南方無異に成る 同十二三年頃

月、

将大二進衆兵力戦数刻、 馬テ殺討之、然凶徒断其後、 津八郎左ヱ門實久兵守之、此城攻ノ時、 田加賀守卒川邉・山田ノ勢為助新城之兵、貴久公指揮汗 本城 新城 両城天文八年正月朔日日新公被攻落、 市来備前守・猿渡與市左ヱ門 公軍殆敗北、 大寺越前守・山(鎌カ) 時に右馬頭忠

地理志\_

遂戦死、

終本城・新城拔之、

此後日新公御在城也、

税所助十郎・蒲生帯左ヱ門・同左ヱ門四郎等八人有名士(亓殿力)

府某於此所對陳有迫合也、 鵜之塚益山村 應永四年十二月、 然後同十二三年之頃、 伊作大隅守久義与別 別府氏

加世田 城 島津實久一族守之、天文六年丁酉四

月上旬、

則國家安全保臣民意、未久忠良語實久云、伊集院 實久来于加世 田 五月中旬、忠良見實久為和睦、 其意ハ 1. 鹿児

工 門

中

村高﨑氏

野村太郎左ヱ門康綱等也

島津貴久記

我 島 弟島津右馬頭忠将為大将従搦手攻之、 即發向加世田、 肴、良辰之處、 同七年十二月廿八日、 實久不諾、 谷山・ 則自 此 茲已後如水魚少モ 吉田之地許子、 後二反テ与祁答院某謀略、 此地古より有五塁、 忽有蜘蛛之瑞、 忠良公父子欲打加世 無間 子之領 断 新加 **携州堅** 誰 故翌朝本城陷る、 益忠良公之憤恨 い敢テ 世 田 固テ、 田 ٠ 毎我| Ш 一ノ時、 邉 貴久次 両 三州 地与 備 洒

死ス、 所 三死、 其外城兵大二潰云~、 |時冨松左京亮・大山宮内少輔度久短兵相援テ共| 阿多飛騨守ハ走入城中、 父子共感謝テ酒三爵テ後 与大山内蔵介并 戦

せ作時、 麓城ニ 残所の兵共新城に立籠、 松左京大山宮内少輔と引組て指違て死す、 心稠しかりしか 吉富吉左衞門討死す、爰に相徳と云者有り、 所の兵三十余人枕を並て被討旱、 不懸思内手に囲し、 是希代之善道也、 又はスクリ給て酌之参時 天文七年雪月廿八日、 篭る大山内蔵助何 数刻戦ふとい ハ、 去程加世田 廿八寅刻計本城を切落す、 貴久御舎弟忠将を搦手の大将とし、 へとも不叶して未明に攻破る、 最後の酒宴し待懸たる処に押 \$ \_ 分蜘蛛落さかれり、 入道殿御父子三人酉刻計 所 ハ追手ニ五ツの栫を取、 慈にも谷山藤左衞門 而 足も不去打死 阿多飛弾守 三人御 妻子を中途 爰にて冨 打立 同 篭 従 用 前

>、傳云同 所 主為凶徒退治催 戦 水 宛 棚村村 日戦死之者、 一六歳十 原 園田 明 應九年庚申十月十 四 新右ヱ門某等討之、 ケ所之軍勢打入、 伊作宗六・ 西俣源四郎 日、伊作河内守久逸「立久ノ弟、伊作家後嗣」 敗軍、 也加 御田 鎧内 ・三原 而久逸主於此 (田村) (田村) (田脱) 今子孫ニ 九 郎

ŋ

斯而居たる処ニ、

鎌田加賀守卒川

返送て、

其身は又立帰て於新城討死早、

名を惜志哀

ī

な

Щ

田之人衆、

午刻計

垂の涯迄寄來り、 大寺越前守・

貴久様即

時に つるに、

か 邊

H

出追拂給に、

敵軍跡を遮るを不知、

既に危

心かり

地理志

十郎 忠将 る間 様御手の 鞭に鐙を合せて馳續き、敵を中に取籠、 本田· 市 衆ニも、 來備後守・ 九郎・ 蒲 市來備前守・ 地帯刀左衞門・同名左衞門四郎 大寺彦太郎を為始と数多討 猿渡与一左衞門 従前後攻け 税所 貴久 其 助

に討れぬ、彼加世田は祖父河州屍を留し地也、今其血を

濯て散旧欝云≥、

國史忠昌傳

遣其子菊千代入見、『山城·松尾城、夏五月二十三日、祢寢津國久於加世田城數日、國久乞降、且割河辺二城以献、三日、祢寢重清等復攻揖宿城、同上、中略、島津友久囲島三日、祢寢重清等復攻揖宿城、同上、中略、島津友久囲島、安明八年丙申上文略、二月二十八日、公遣兵攻加世田城、文明八年丙申上文略、二月二十八日、公遣兵攻加世田城、

之衆撃田布施、同上、中略、「国六月ム二十六日、復遣伊作施叛、又誘島津國久使叛、二十八日、公遣伊集院・伊作

重清等下揖宿城、後以其地與重清、

同上、島津友久以田布

施欤、秋九月、國久・季久與相良為續合兵、囲牛山長嶺云田布、秋九月、國久・季久與相良為續合兵、囲牛山長嶺云之衆攻田布施、與友久。國久戦、拠黄襄旧記、此時國久引加世之衆攻田布施、與友久・國久報、拠黄襄旧記、此時國久引加世

≿

勸島津季久歸順、季久従之、與國久俱入見公於鹿児島云文明九年丁酉夏四月十六日、島津國久復降、遂如帖佐、

≿

敗、久逸為園田新右ヱ門所殺、適忠福云〆、忠福於加世田城、十一月十一日、伊作久逸引兵救之、軍忠福於加世田城、十一月十一日、伊作久逸引兵救之、軍明應九年十月廿五日云៷、島津薩广守忠興攻島津新三郎明應九年十月廿五日云ル、周國久ノ孫也、年十五歳ニ当ル」

文明九年ヨリ明應九年ニ至ル廿四年、

國史元久傳」

へ義引兵如加世田屯鵜塚、将 [軍] 撃別府、çç 編塚在加世田、 (魯ナシ) 應永四年云 ×、伊作久義与別府法印忠種有宿怨、十二月、

文明ノ前ニ入ルヘシ、

助、久哲公乃遺恕翁公書、請令新納實久往諭久義、恕翁関於我、而乃屑屑為人游説乎、然旣聞公命、不敢擧兵相吉田某使諭久義釋兵、二子不肯曰、彼脩怨於別府氏、何吉田某使諭久義釋兵、二子不肯曰、彼脩怨於別府氏、何

新

城

根周廻十七町 城ト云カ、

程、

高サ十八尋程

古亀ケ

罷 公以命實 兵 某吉田若狹守清正、市来某筑前守忠家、 久、 實入遺本田次郎左ヱ門尉緩頰説之、 芸・芸吉田 久義乃

仝六年云≿、 十 二 月十八 H 恕翁公賜伊 作氏 (書日 方国

ナ

ル、

城門

|趾三ケ

所

ニアリ

加世 田別 府之難、 聞 君引兵相 援、 儻 得 其 地 當盡與之、

請以

此言為左券

伊作久義之姉夫也、 亦不助久義、 仝十一年云 ~、 久義怒、 別府忠種者二階堂行貞之壻也、 久義之撃忠種 欲擊行貞、 乞兵於恕翁公、 也、四年、行貞不救忠種 許之、 行貞者

加世田名 勝志抄

東城 南東 R 北四十八間、 木西三十三間、 黒鳥口、 福壽 ト云アリ、 城卜云、 根周廻十八町、 或四十坂ト云アリ、 城門趾 二丸ヲ尼ヶ城ト云、 南北四十九間、上段東西五十間、 7 ij, 高サ十五尋、 外 掘ヲ埋メ今宅地トナル、 辰巳方に大手 三之丸ヲ中城ト云、 南上 E 北三十九 段東西五 別府 城卜云、 間、間、間 Ļ 或 本丸 船 卯 方 待 段上

尾守ケ城村原村

别

府

城

 $\exists$ 

1]

寅方二十

町

余、

亦

别

府

\_ 或大光城、 本丸ヲ上之城ト云、 南北十八間、上段東西二十八間、 或大慶城 トモ云、 南北十六間、 上段東西十六間、 今士族 ノ宅地トナ 南北十間、上段二十間、 二之丸ヲ大欣城ト云、 ル 三之丸ヲ西 堀趾杉林、

城

1

壽権現一 別府城内尼ケ 年戌十二月晦日 社アリ、 城二 こノ夜、 城外搦手口ニ石塔二基アリ、 別府某尼ノ墓ト云アリ、 富松左京衆作 大山宮内 又城内 ]少輔 天文七 田加

戦 死ノ塚ニシテ、 今小田原某宅地トナル、

别 月晦日 府城 戦死セシ猿渡与一兵衞等十一名ノ塚ナリ ヨリ寅方二 一町許 二石塔一 基アリ、 天文七年十二

陣ノ ノ尾周廻百五 間五 間 新 城本丸ヨリ酉方二町 許

别

府

斥 候 ブ城 下去

間二十 花牟禮城川畑村 高サ三十間、ニテ、・間、南北四十ニテ、 別府 別府 城ヨリ卯 城 出 方十八町 丸ナリ、 許、 古 城 趾東上 西段

城 出 丸ナリ、 城西 町 四十 間 田 中森山 中 河内守久

逸 ノ石塔アリ

陣益山村! 丸卜云、 南東 用北廿八間、 果西廿六間、 四方平地竹木 别 府 ノ林ナリ 城 日 リ子方十 七町 # 蕳 亦 出

諏 訪 ケ 尾益: Ш 村 别 府 城ヨリ亥子方二十一 町、 害 ノ

地 Ξ 田 シ ケ 城唐仁原村 テ、 薩州 忠興軍 別府城 兵ヲ伏 ヨリ戌方六町 と世タル 所卜云

内 同サ十八尋許、根周廻四町 往古内 田 某居 城ニシ ・テ内 程 田 ケ 間上 城 段東 下云、 北五十六

其 \_ 居宅 ラ 趾 此 城 コリ 酉 方十三町許 \_ P ij, 辰 方 /١ 西 城

隣ス、

荒 瀬城 武田村 別府 城  $\exists$ リ午方六町 許、 北上 北四十八間、上段東三十一 高 問、 甘南

間五 城之﨑ト -モ云、 别 府城 出 丸ナリ

鎮守之渡益山村 守之渡リニ ク競進ム、 於テ 故 二 뎨 多 退 仮 テ阿多 • 屋 加 ヨリ子方三十 世 シ 地  $\mathbb{H}$ |對陣矢軍アリ、 屯ス、 町 勢ニ 許、 萬瀬 乗シ弥 加 # Ħ 淮 勢 鎭

1

称ス屋敷

地

7

1]

移 来 ル  $\overline{\mathcal{H}}$ シ 前 勝 宮原隼人・ 茲二 应 利 干 ヲ 得、 於テ島津忠良 八 間 井尻四 強敵 許 \_ 六地蔵塔ヲ 製十人ヲ ]郎左 ラ 軍勢力ヲ尽シ 工 門 斬 建、 ル 戦死ス、 尺 五 寸、 五 寸、 此時 鎭守 肥後掃 防 戦亡 戦、 渡 部左 ) 日 數 霊 刻 1) ヲ 申 ヲ 工

鵜之塚 二十二二 裥 ル 又渡 町 高周 サ六間廻百廿 四 +旧 几 間 趾 間 益 鎭守社 應 Ш 永水四 村 年、 P 宇 ij アリ 伊 作 - 久義 仮 軍兵ヲ引卒シ 屋 ヨリ 亥子方

大川ヲ渡リ、

陣

ヲ鵜之塚ニ張リ、

别

府某ヲ討ントス、

某精兵発シ久義カ陣ヲ襲フ、 島津忠興ヲ討 開 陣ス、 天文七年十二月十九 "、 忠興鵜之塚ニ 日 久義小勢ニシテ終ニ 防 島津口 ク、  $\mathbb{H}$ Ė 新 新 軍 ノ 軍 勢 利ア ヲ 催 和 ラ 平

、阿多ニ 退 クト云、 鵜之塚 頂 Ш 神

Ì

=

ヲ

祠

ル

ス

内 田三公 囲 上唐 間村、 一間、対 根周廻百九間、高サ五間許、1、上段東西三十五間、南北1 高間、サ 七南

外 1] テ 旧 南方一 向 仮 合と、 屋 ヨリ 町 根廻八十四間、上段東西二十二 十 畠 戌方三十 地トナ 間 許 石塔アリ、 ル 町 五. 往 十二間、 間許、十 古佐方某遺墟 佐方殿墓ト云、 内 外 下去、 ノ

拼

東

西

對

佐 此

方

門 彐

井

小陣唐仁原 村 旧 仮 屋 日 1) ·戌亥方二十七町十 -七間、 古 陣

趾 下云

拼

ケ

仮

屋

日

1)

ス、 午未方一里二町 往古 間内、山 ハ大松生繁スト云、 根周廻二出田村、上 五十六間 「六拾五間、高サ 古城 今野岡 **四南** 趾 十四間、 にニテ、 某氏居 三方 旧 城 F 詳 ラ 尾 筋 セ

堀趾存 セリ

古 1 ナ 城 **企** ĺν, 某氏 内山 内田原村 居 旧 城 仮 夕 屋 ル 日 ヲ 1] 詳 午方二十五 セス 町 今農家宅

地

小 城大浦村、上段東西四十間、

旧

假

屋

ヨリ

申方三里十九

町

ナ

ij

三十 Ŧ. 間、 今 堀 ヲ 埋 X ん島地 1 ÷ ル 某氏 ノ 居 城 夕 ル ヲ

詳 セ

陣之 尾北浦 間、 往古 一四間、 陣 高サニナニ 場 \_ テ、 五間 五. 間 南 今島 地 旧 1 仮 屋 ナ ル 日 リニ 里十 八

町

上之城 上下ノ間 大浦 相 村南上 隔 用北廿六間、上段東西十八 コ 1 町 八間 許 下之城 仮 屋 日 南同 1] 北四十二 由 方三 四段 間東 里 で、高サ七 七 町 十間、 匹

間 今畠 地 由 緒 詳 ジカナ É ス

小 十八

城

北向

二所

一十間、 今島

高東西

十六間、

仮

屋

 $\exists$ 

1]

申

于 一

里

間

地

由

緒

詳 南

力

ナ

/ ラス

八 ケ 城 間段 で、高サ三十 間間 南 IH 仮 屋 日 1] 申方三

時、 Ŧī. 町 此 某氏 城 合 居 戦 近城ヲ詳 T ij 橋 \_ セ  $\Box$ 孫 ス、 兵 衞 天文十四 ナ ル 者敵 年島津忠良 首 級 ヲ 得

ル 少 カラス、 終二 戦 死 スト云 ≿

陣 .之尾大浦村、上 一町二十 間 一、登リ十二町 某氏 陣 ナ 廿間 ル 辺 ヺ 間南 詳 \_ 仮 セ 屋 ス、  $\exists$ 1] 堀 申 趾 今二 方 四

南 面 21 久志 郷 北 面 21 加 世 田 テ、 両 郷 境 ) 大 岡

亂 宮 原 村 IΗ ノ境ナ 仮 屋 日 ij リ亥子方十 古 戦 場 = テ、 町 # 由 八 来詳 間 カナラス、 地 頭 所 益 此 Ш

> 長 屋 川 流 通 夕 ĺ 下去、 今高 堤 テ 涌 トナ

地

以 上 加 世 Ħ 郷 名 勝 志

島津國 史巻十

文明一 始拠書御 世 Ħ 芸富家 别 一年庚寅春 府、 + 視公病、 H 正月八日 公薨別府、 公説、 乃讓守 公有 年六十 病、 護職 八、 + 辺 闍 親授 H 維 於 傳 節 加 世 Ш 公如 世 重  $\mathbb{H}$ 加 杉

本 寺、 建塔六角堂而供養焉、

町 田 氏 元 祖 忠経 中

里

+

元 應 年 庚申 五月薩亡 國 八幡 新田 宮雜掌言上状 E 為 同

加 世 田 别 府 内 村 原名 地 頭 大隅 式部丞女子代、 左 工 門 四

郎 不實 知、

非

啻背國中平均先

例

令違背惣領加

世

府

頭

或

御

代官支配、

去正

和

漬

年

同六年

両年分不

辨

済

御 别

神

拜 地

用

途 無謂 事 1下略

存 里

副 准

和三、

正世

通

加

世

田

别

府

地

頭 御

代官

状

原別

被府相内

延御神

貢拜

由途

事、卯

角村

通 同 别 府 地 頭 御 代官状村原分者、可致沙汰由 事沙 和 六於

#### 十年二月

右、 由是則至于成久之世住加世田者、 村原名今曰村原村、 上状中、 7原村、 十五町餘、 當時中 (單ヵ) 大隅式部丞謂即忠経也、 當時忠経領村原名地頭耳、 蓋依祖宗食邑之遺地也、 阿多郡加世田別府

又村原村有時宗稱名院、 且忠経女子即宗長妹忠継姉、 謂尚在葬地云々、 而平賀三郎左ヱ門之室也、

46 伊作家譜中」

(本文書ハ七六・一一八号文書ト同文ニツキ省略ス)

49「伊作家譜中」

(本文書ハ七七号文書ト同文ニツキ省略ス)

<u>50</u> 소

(本文書ハ七八号文書ト同文ニツキ省略ス)

소

薩摩方、 應永廿四年十一月二日、 一所別府半分、另內略、可被領地之状如件 沙弥存忠判、 伊作殿宛、 嶋津庄

國史

寛正元年庚辰四月十六日、 節山公以薩广州別府村河俣名 村、高倉門属焉、加世田郷有川畑

髙倉門八段地為鹿児島諏方大明神社領、

51 旧 記

(本文書ハ二九・九六号文書ト同文ニツキ省略ス)

52「伊作家譜中」

國谷山郡内三十町并村原等事、「加世田ニアリ」 為料所云쌏、

應永七年二月十五日

陸奥守判

伊作殿「勝久」

(本文書ハ「旧記雑録前編二」六四六号文書ノ抄ナルベシ)

伊作大隅守久義譜中」

勢不以時、正月元旦発於伊作、 對南方別府某、有宿意之未散、 別府之内以稱鵜様之地構「鵜塚ノコト」 故廻欲誅伐之籌策、 発軍

久義之陣、久義以無勢故不得進退、 陣、未施帷幕、 城裏之軍勢不移時尅発出来、 徒経数日而已、 而却而責 於茲

太守元久公使一价為制禁、故令開陣畢、

又田布施二階堂

布施、 太守亦慮後之有害也、 於久義、 者久義之姉聟也、 周 囲 故久義發憤 [攻責者太急也、 别 府 添二 欲報恨於一 應久義之請、 二階堂不得防禦為降 階堂之為智、 二階堂、 且又太守構陣営於田 而告之於太守、 是以今度不合力 伏 向 市

来没落畢、 委曲 記元久公譜中者也

> 致忠節之條、 猶以多田彦六為同 追 返、 令致忠節之條、 大将御存知之上者、 所合戦之間 島津七郎左 見 給御證判、 知之者也、 ヱ門尉資忠御 為備後 如 見知 此 度 證 々 畢

令 亀

恐々言上 應四 年 九月 如

鏡、

承了判 一道鑑公御

判

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二一三〇号文書ト同一文書ナルベシ)

忠状略 全年 暦應四年九 ヹ、 同 月禰 以上ノ文書中、「朱ノカキ入」 月日 寢又五郎 和泉杦彌三郎保三軍忠上 清 増 被 寄 孫四 于 阿多 郎 重 郝 種 加 弥 申 状略 世 次 郎

肝付兼重傳

即年 功、 郎 攻 興國三年辛巳悲朝曆八月十五日 及多田彦六等屬島津資忠 保 助 |文書ニ符合セリ、 |問度 ≥攻撃アリト 保三族 一等来テ屬公師、 郎忠國 人平 於平 九 郎 城 清 元蒙創 十六日、 入阿多郡、 師、 戦于! 和 公親将禰寢兵等如伊集院、 \_垣\ 二十八日、 問本場と 垣 泉椙伴三郎 同へし、地理志ニ 半城ハ別府城ノコポノカキ入レ」 本城、 田在 別加 府、世 保末 保末 心ニモ暦應 却 敵 保三 彌 四實 有 五地

之(時力)

於所々御合戦之間

致忠節訖云ベトア

ij

 $\mathbb{H}$ 

别

府 種

清

軍

53 高尾野出水氏文書

目安

薩摩 國 和 泉相 伴 三郎 保末申 所 々 軍 忠事

日 自去八月十六日、 押寄 加 世 田 别 府 討 垣 入伊 本城、 集院 及散 并 河多 々合戦、 郡 致合戦、 數輩之凶 同 徒 廿 於 八

國史貞久傳

莫祢圓 加 伊 **暦應四年八月十** 世 集院平城、 田 [也等有 垣 本城、 軍 袮寢清種 労 七 五 郎国右左 H 方徒黨所拠、 公攻伊: 工 門尉資忠 重 種等有 集院 助 戦 功 相保末・ 郎 二十八 称図 助書 三郎、 弥三郎 日 忠 國於 公攻

地 頭系圖

#### 漫郡

#### 加 世 $\overline{\mathbb{H}}$

平宗綱姓氏未考、 市來備前守家廉初三見ヘタリ、 享保四年十一月津貫邑八王子棟札ニ見ユ、(韓カ)

大寺大炊介あり、大寺大炊介永禄元戊午九月二十三日益山邑八幡へ竒進之内ニ当地頭と 奈良原長門守日新公二仕へて天文十四年日州飫肥二戦死ナリ、 新納伊勢守康久入道一 の城

大野駿河守忠総永禄八年比

稲富左京亮長秀永禄九年八月二十八日津貫村八王子棟札ニ見ゆ、 大田周防介忠譽周防守忠與トモ作ル、 永禄十三年比

平田安房助宗清入道清甫初新左ヱ門、元亀二年卯月七日浄福寺棟

喜入摂津守季久

猿渡越中守信光初掃部兵五尉、天正之初比

本田因幡守親治天正八年三俣御陣列ニ御使衆とあ

本田刑部少輔宗親天正十二申九月石原寺棟札・同酉十一月二十三日 三原遠江守重秀入道昌安天正十年村原村山王權現棟札ニアリ、

本田六右ヱ 門正 親三河守 初出水地頭也

本田 莇 左 ヱ 門親光後刑部左ヱ門、 或親昌トモアリ、

本田 下野守親貞入道三省文禄ヨリ慶長元年比

本田甚兵ヱ慶長年間

吉田美作守清存慶長の比地頭トアリ、

三原左ヱ門佐重種アリ、諸左ヱ門ト記す、 島津下 野守久光元和四年ヨリ寛永八年迄、

喜入摂津守忠政寛永九年ヨリ同十六年を

島津安藝守久雄寛永二十一年六月朔日ヨリ定、 三原左ヱ門佐重庸重饒トモ、 寛文十二年迄、 後伊賀

寛永十六年三月ヨリ正保元年迄

町 ?田勘解由忠代久則トモ、寛文八年申二月一日、四時期 中忠代久則トモ、初久昌、忠貞・源六・源左ヱ門

佐多豊前久達延寶八年申十二月二十七日ヨリルモ、寶永三年迄、

島津圖書久方寶永四年以五年文十月八日ヨリ享保三年迄、

名勝志」

野間 安置し東宮・西宮と云ふ、 本体長七寸許り、西宮三坐、伊弉諾尊・伊弉冊尊西宮三坐、 Ш 權 現 笠狹御﨑 の巓に鎭坐、 勧請年歴詳かならす、 順風耳、共に木像、娘媽神女、左右千里眼・ 村なり、 社に両殿を 正祭正 東宮二

東宮瓊々杵尊・ Ë 神官本田親盈所記神社考に、 鹿葦津姫、 西宮火闌降命・ 野間 火々出見尊 権現祭神六坐、

月廿

里餘 等の 至り 妃 宮 に、 な 頃 と心得かたし、 火明命を祭り、 ころなきにもあらす、 に見へ侍れ 瓊々杵尊 元の事 菔 ささるをもて神とし、 東宮に二神の像を安し、 傳 住給 瓢軒恕柳 西宮とよひ、 天妃を此嶽に祭り社殿を建るに及て東西を分ちて東 片 権 順 今神體 ふる所とたか 華表ハ三の華表をさること凡六町餘、 浦 風耳にして、 Ĕ 現と号すと云≥、 宝永中 向 赤生木 贈る を拜するに、 鹿葦津姫をめ 高千穂峯に天降りし、 再考すへし、 後娘媽の婦人を會祭すと云ふ説お 肥州 所 神號を野 に此二神を祭神となすとい 庙 0  $\sim$ ŋ, 略 彼 村 長崎高玄岱撰する所 然れとも社司及ひ代宮司 其妙 **の**三 0 縁起に委し、 境に建、 間 今謹て按するに、 西宮ハまさしく天妃 西宮に火闌降命 して妃となし給 一神の體にあらす、 されハもとより Ш 西宮に三神の 用測るへからすとハ 權 現とい 吾田長屋笠狹御﨑 一華表に至ること一 よて爰に略す、 ふなるへ 『る事、 0 像を置さるこ 碑銘及ひ近 天津彦々 火 社 神 0 Þ ふ説據 別當 (V 像と千 出 0 あ ほ 神 *7* \ 華表 見尊 ŋ 體 祱 つか ع 天 火 題 寺 ľ

> に安す、 本社の 側に 前 にあ 別當籠 ŋ, 本地堂 所 あ ŋ |娘媽山の扁額を掛 古 東西宮殿を別 二華表 0 外

火明

命、

其後娘媽

國

0

婦

Ĺ

流

れ來りて當社に會祭す、

ょ

間

に安すと云ふ、 興し給ひ、 東宮ハ天文廿三年九月、 旦大風の為に廃し、 小社とい 梅岳公以來代≥ とも神 姑く假殿を建て東西 西宮 殿 八永禄十年九月、 の邦君崇敬厚く、 の美麗他社に異 0 両宮を なり 梅岳 正 公 再

よて別當寺愛染院を再興し、御僧著す所の由緒記を按するに、 庭上におひて神幣を勧請 毎歳番 頭役 0 ものをして代拜をなさしめ、 御嶽に参詣し給に 旧 式 0 ひ二華表に至り給田城を攻るや誓願 祭祀あ b, 地 月宝 頭 屋

假

勧請して祭祀ありしに、家作をこほち除しめ給ひ文九年正月廿日なり、公逝し給ひて後も、正祭に も祭祀怠らすと記せり、庭上に神幣を勧請して、 勧護 言して祭祀をなさしめ、 今 社 はからすも緑林の害をまぬ公奇異に思ひ即ち引返し給 司 鮫 島三太夫、 いしによて、地震にい神幣を守下し 代 宮司 かれ給ふ、實に天心、神幣を庭上に 宮

短頭仮屋の-り庭上に

原

大助

當寺を愛染院とい

Š

野

間

Щ

大権

現

略

縁

名勝志

0

ځ

抑 生 建 薩摩 n 0 南 て霊異あ 海 に前 或 野 ŋ 田 間 لح Ш + (V 餘歳にして、 ふところあ  $\wedge$ るは 大悲 ŋ 我 0 霊 此 ハ是海神か化身な 浦 場 0 也、 漁家 往 林 舌 唐土 氏 0 n 娘

海洋に入て往来の船を守護すへしとて、 忽海水に没死す、

則甫 の化身として唐土の諸船甚尊敬し奉ぬ、 に大明の天子より天妃姥媽の諡号を賜り、 田に廟社を建て、 船神と是を崇祭りて今にあ 其海洋に没せ 則観世音菩薩 ŋ 時

尊骸ハ、 葬奉り畢ぬ、 流れて薩州の海邊に寄来れるを取あけ、 其後種∼霊異の事とも有て、 往来 則 0 船 畄 0 上

諸願を叶

、給り、

仍て長崎往来唐船も洋中にて初て此

霊

媽 ŋ Ш る浦里あり、 州の唐韻 んて此山を野間山権現と号せり、 を見れ 0 轉 高山 紙銭を焼、 語なり、 の麓に寺あり、 又長崎の津外七里南に野母とい 金皷をならして拜祭せり、 本尊一 野 間 體御長七尺、行 0 和訓ハこれ娘 是よ

基菩薩の作にて、

元亨釋書にい

る日

御﨑

觀世音これ

な

造立畢と見へたり、

應保ハ人皇七十八代二條院の年号な

り、 ば なり、 間 と野 此高山の下を日の御﨑とい 皆姥 母 の通音にて、 が媽の 轉韻なり、 殊にい 故に つれも觀世 Š 野 間 唐船も又是を遥拜す、 野 音の 母 0 霊 両 山とも 地なれ

に唐土の人ハ天堂山と号し奉りぬ

し五巻の草紙にしてあり 右 﨑 なる雨夜の折にひとり寢の友と詠めしに、 陽西 | 川先生の文にして、 しを、 予乞求め、 則是を長﨑夜話艸と題 ひしてつれ 如何

> ちに乞給 ふにより って、 求に應し侍る

て洩なん、

薩陽

の聖師娘媽の巻計りを寫しくれよとせ

于時天明六稔丙午仲冬二日

﨑 Щ 人

瓢(産型)

「名勝志

祭神三坐、 鷹屋大明神 命、西宮火明命、正祭九月九日、本殿に彦火々出見尊、東宮火闌降 宮原村に鎭坐す、 地頭假屋の亥方十九 初 8 内 Ш 田村竹 屋

五年六月十四 日再興あり、 其棟札裏に應保元年十 月七 H

郷に鎮坐ありしを此所に迁坐したりとい

J.

傳

ئج

慶長

たるにや、 n, 此時初て社殿を草創したるにや、また今の地に迁 詳かならす、 竹屋 ハ神代巻に所謂 一神降 誕 0

平地ありて、 地なる故に、三神をもて勧請したるなるへし、 の午方二里許に竹屋郷とい 邑人宮趾なりと云ひ傳ふ ふ嶽あ ŋ 絶頂に二畦許 て通し用ゆといへり、鷹屋ハ竹屋の同訓に 今に本社 りの

是を加世田 0 惣鎭守とす、

「名勝志」

408

及ひ扁額を寄進し給

Š

左膳、

別當寺八幡

印

なり

德寺真光

院真言宗今泉、

開

基 社司

年

月詳 江田

かならす、

開

Ш

H

證 Ш

法 滿 闌ス 竹 地に遷坐なし奉りしならむ、物語に便よからさるを以て此 命 大明 西宮火明命、 ・神・壮・今作鷹屋、竹屋郷より子方二里許に在り、○加 · 祭九月九日 奉祀本殿火 々 出 I 見尊 東宮 が遠世の

例

又ハ修覆の事にや、 社 此 神社 0 棟 札 旧 日 は 同 應保元年 所 内 Ш 詳ならす、 H 月七日造早とあるハ 村 の竹屋 屋 条天皇の年号なり 郷 の外外 ケガ |尾
に
在 遷宮 0 ŋ 時 欤 當

名 勝志

十五町 亥の歳、 敬厚く、 明十年今の所に迁 請すとい 藤宮某石清水八幡を守り下 幡 八幡 A. 餘、 公命あ 金 7 宮 傳 襴 人皇七十三代堀川院御宇康和二年、 0 Š 益 ŋ 旗 Ш 月正 九祭 日、九 坐し、 村に鎭 て社頭 歌 仙 其後貞 坐 拜 0 永禄六年梅岳公再興し給 一殿を造替し給ひ、 'n 額を寄進し給 地 益 永以来屢 頭 Щ 假屋を距ること子方凡 村中 -村とい 再 Š 顚 安永八 あ 戸 りて、 帳 池 ふ所に U, 田 年己 某 鐘 崇 文 緒 勧

名勝志

(田

 $\equiv$ 中より 廿正 らかれし所なり、 戊戌十二月十八日、 ありて、 V 住僧宥鑑法印 Š 筒鳴より萬之瀬川を渡り給ひ、 品 芸 芸 大 月 訪大 て、 一町を寄附 假屋を距ること二十三町 時に 翌年道 鳩一 崩 勧請年月詳かならす、 近頃天明元年辛丑の歳邦君再興し 加 神 羽 L 世 飛出 中軒を再興し、 社内に隱し奉る、 田 益 諏 Щ 0 けれ 一村に 訪 よて同年十二月廿九日. 軍勢相 社を崇敬 梅岳公加世 あ ハ、 働き、 ŋ 餘、 敵兵外を尋ね去て、 本尊藥師 八 Ĺ 社記を按するに、 給 既に難 田 幡 敵兵公を尋求め 別當道中軒に陣を構 祭神信州諏訪社に同 ふと云 城を攻んとして田 八 「幡宮の子方なり、 如来を安置 儀に及ひ ₹ 加 給 世 爾来屢 ひ、  $\mathbb{H}$ 給ひ を隨 しに、 御 天文七年 運 戸 帳 をひ 布 再 1. 興 Ш 給 給 施 地

地 理纂考」 其後大中公位牌を安置して、

今

/١

諏訪

Ш

大中

庵

ح

l)

Š

大皷其外神前の器物を寄進し崇敬厚しとい

Š

道中軒

武田 月十三日なり、 神社 村武田 島津 此 地日新寺と号して忠良の神位を納 相 模守忠良 0) 霊を奉祀す、 例 め

に在りて、當郷及日置・永吉・伊集院等の内乱を静め、久嫡子にて、明應元年壬子九月廿三日誕生す、始伊作城へが、地名に因て武田神社と號す、忠良ハ伊作又四郎善墓所も其境内にありしを、去し巳歳寺を廃して神社を建

卒す、忠良天資仁明英叡にして能社稷を有ち、徳化四方後に當郷加世田の城に移り、永禄十一戊辰十二月十三日

に溢れ、人民悉く服歸す、故に今に至りて尊信する事甚

年を経て天正三年に歸國し、十二月廿七日に殉死す、其蒙り、國家安全祈禱の為六十六國を廻歴し、忠良卒後八し、亦忠良侍臣に井尻神力坊と稱する修驗あり、主命を

割て死し 墓境内にあり、 からすとて、高樹に登り巌石の上に逆に落ち、頭を墓境内にあり、 神力坊殉死の時、沙門の身なれハ劔に伏して死すへ

地理纂考」

三年、忠良父子の建立なり、福壽神社村里 祭神詳ならす、本丸の内にあり、天文十

稲荷神社

村田 治所の跡にあり、忠良建立なりといふ、

文明十年今の地に移し、其後相模守忠良深く崇敬し、永男山八幡の神霊を護下りて當村の内中村に創建せしを、明立の、當社ハ、康和二年に池田某・藤宮某両人山城國

「地理纂考」

Š

禄六年重建し、

安永八年、

亦國守重豪拜殿を改建すと

W

諏方神社村 奉祀建御名方命・事代主命、例祭七月廿

几

H

創建の年月詳ならす、

社記曰、

天文七年戊戌十二

當寺道仲軒に陳す、忠良の軍戦て利あらす、危に依て住月十八日、相模守忠良加世田城を攻めんとして當社の別

に、双鳩飛出つ、敵兵人なしと思ひ、遂に危を免る、同僧宥鑑忠良を社内に匿す、敵兵尋来りて社内を捜り求る

田若干を寄附すといふ、

年十二月廿九

日

加

世田を平定せし後、

當社を再興

神

鷹屋神社宮原 第二十十二三原

地理纂考」

當社 棟札あり に遷宮て一 ۱ 祀彦火 始 て、 万 郷 Щ Þ の総社 出 其表に應保 田 見 村 尊 なる竹 なり、 火 闌ス 元 屋 年 慶長十五年六月十 降 ケ  $\dot{+}$ 尾 命 月七日 0 火明. 麓 に 造立 あ 命 ŋ 畢と 例 78年九 を、 应 あるを思 日 再 後 月 顚 此 九 0 地 H

IF. 和 辺 年・ 此 時既 正 中四 Ś 此地に遷坐あ 年 文明八年に重建の ŋ しなり、 棟 此外に 札あ e, b, 建治三年 損此 しい人で

文字詳なら 坐あ 遷輿 國姶羅郡 なりと 宮の遺址とし、 2坐ありしといふ、 りし後の名なり、 りざ 溝邊 る土人 さて此地を宮原と云に就て、 郷なる事彼巻に詳なり、 宮原より竹屋まて凡二里なりを、其路遠きか故に宮原村に 或ハ當社 0 傳説 坐ありて、野間神社土人の一説に、當社 ハ云に足らす、 の後の山を彦火々出見尊 社の神事に毎年 はハ往古竹屋の 又宮原とハ往古 瓊 高 屋 々杵尊 Ш 年の 陵 「本ノマ、」神野間の神に鎮 0 0 21 大 笠 Ш 遷 隅 陵 狹

「地理纂考」

Ш 見神社是なり 神 祠 原唐村人 奉 祀 大 建立 Ш 祇 の年 命 月詳ならす 内 Ш  $\mathbb{H}$ 村 0 条に 13  $\sim$ る大

Щ

鳥居に掛たり、

異ミて直に其

(地より

還

ŋ

神幣を庭

上に

津見神社

地

理纂考

磯

院間神社thi 磯間山の巓上にあり、祀神かつ創建年

月

來霊 た危 詳ならす、 驗著く、 險なり、 例 土人今に尊信する者多し 絶 ·祭九月十 頂 *7* \ 層 -九金り、 一嚴突起 して當郷 此 Ш 急 0 峻に 奇 して登路 景 な

甚

野間神社片浦

奉祀 瓊々杵尊 木花開耶姫命 彦火々出

火闌降命 火明命 ポスソリ ホアカリ

間

.溢

0

東南

八分目に

あ

n,

始

ハ嶽

の絶頂

に鎮

公坐あ

ŋ

に遷坐ありしなり、 事屢なり を、 西 南 0 大洋に臨 因 ŋ そも 文政十三年庚寅十二 め る高 Ш ·此嶽 にて、 八、神代記 神社風 一月七 0 為に倒 Ē 書に遂 今 Ó る 地

Ļ 即皇孫登臨 第二鳥居に到 長屋之竹島云ととある竹島なる事疑なけ に 云ふへし、 0 る、 霊 相模守 地にて、 時に扁 鬼良殊に崇敬ありて、 額に守 古来よりの神社なる事を察る 護不入山 ń 0 五字を記 ハ 或 假字なり、 日詣 ï 7 7

を待、 社参を聞、 立て遥拜 社此 へ詣る中途なり、 坂大浦村にて、当 す、 是を襲 此 時 ハ 同 むとて越路 或 此日忠良の臣宮原佐渡當社 鹿 籠 の賊 坂 兵 13 0 難 また降 所に兵を けらす、 忠良 せ 0 神 歸 事 0

時に天文九年正 間 就 より て赴きけるに、 焼に飯 月十 n ĺ. 九日 後 伏兵起りて佐 なるを [なり、 知 Ab, 忠良危難を免れ 渡と戦 賊 徒 兵を収 Š されと しか め 7 退く、 忠良

する 事四 人至前の て鷹 五屋 里神 を奉 異にして、杉の廻り三尺許なるを長一間三尺許に伐り、極めて険難なり、偖祭祀終り、神輿を奉して山を下る、 晨より彼方へ計神社まで六里 祭正 是より 設外 百人なり、かくて十九日明るを待て嶽に登る、社頭まて凡一里、官以下農夫に至るまて神事に関れるハ皆此家に宿るを旧例とす、 ŋ が神事 ŋ に三尺許梛力柴の小枝を葛蔓以テ巻附たり、 後に神 事時を移っ 神 月十九日 彼方へ赴 種に 住 は対れるハ 人等 今に至 供奉す、見物の徒夥興にハ大きなる朱の 神官前後に供奉す、 是より又地頭蛇に神輿を駐む、世 例とな 、間 町 により ŋ 供ふ、其外の神供横代参を始め皆素袍烏 、野間の 七 既にして神輿を白沙の上に居て許築立たり、さて舞臺の中央に ŋ H 地 廿 頭 Ź 前 《館まて一里許りなり、かくて午刻此所にて神官等更に齋戒沐浴す、 嶽ハ 斌の麓片浦ない、神官ハ西 Ħ 舘 彩し、庭上! の傘をさし世 より ま 毎: 終夜斯の 0 车 7 庭 両 -祭日庭上に 剜 会な宮原某当社の祀官にて、其更なり、神事に関れる人々十八 日に にて舊式を行 山帽 に掛 如くにして、 火 田の如し、 (対、神官) /潔齋 うへ 農夫等數百人代る〈 L さて再神の 毎年 神幣を立 神官等休息す、神官の神輿を卸して神樂を奏 そ 、又其西の端に白! 廿日の明方に宮原 V) à 國 لح 清く皮を去りて神輿世の常とハ 烈許り地頭は 計り地頭より 主 H樂を奏する 日の方に贄!! 世厳 當社 祭 田重 0 田郷難り 仛 祀 其上 登路数 麓より、加 参あ 心を行 0 夜日 棚 例 村 にま

> 毎歳正 其崇敬知るへ 月廿 Ë 此神宮と竹 Ļ 代宮司宮原某、社司鮫島某、 屋廟に事あ 昔 ŋ, 時 */*\ 此 太守公親祭 地守護

理志に見へた

、たり、蓋亦梅岳公に始れるか、と一字とす、且云、西宮に娘媽婦

命、

岳并

公再建し玉ひた木像、東宮ハ

、天文世

に荘飾を窮む、宮三年九月、西宮

自後風雨に破壊し、冒宮ハ永禄十年九月、 **殆故実を失へり** 

> 今共 東西梅 火明

瓊

々杵尊

木花

開 諾

耶 尊

姫

.

火

Þ

出 尊、

見

尊

.

火闌降

命 宮

東宮二座、

伊

弉

•

伊

弉

苒

長七寸餘、

西

Ŧ.

入 せんとし、 0 Ш 也、 史曰、 一鳥居に至り守護不入山 梅岳 公加 世 田 城 を攻玉 てふ 榜 Š 時 示を見玉 此 嶽 13

く縁林の害を免か(緑) 引返して神幣を庭上に れ 玉 ^ 勸 り、 請 Ĺ 時に天文九年正 祭祀を行は せ、 ゆく 月 # ij Ħ 也

と呼 0 此 より は笠沙野嶽と 式を修行 ŋ して今地 娘っ が媽と 頭館 て今に至れ 野間と音相 1 J. しを、 0 庭 Ě 13 近きか故なり 娘媽女を祭り りとそ、 - 祭幣神榊を奉来  $\bigcirc$ 俗説に、 ځ しより 11 Š 野 此 11 嶽 當 附 間 を

0 野 平 ときにても 事な 尾 間 神 護 張 神并授従 0 年 野 察る 間 九 野 月 0 五. 位 内 0 條に、 海、 下 地 泥や 神 水 戸 伊 戸各二炯とF | ※烟 | ※四とF 豫國 他 郡 娘 ~媽堂 に 所 野 Œ 久米郡 間 71 別に 原 旧 數多あ 7 < 伊 .豫神 Ш Š バ 処 見 0 中 あるかこ -領に 野 近 紀 在 < 郡

名

守始

護して福壽神社の社頭にの如くして、神官等神輿

に納む、

毎舞

年祭祀の

大概、

いかくの如し、農夫等是を

ŋ

7

Š

名

11

b

ŋ

續

天

野 間 權 現 祠 ÖÜ 例野 在 出丸藥示之云、

服此当得慈濟之貺、

既寤、

歆然如

有

所

夢大士告之曰、

尓家世敦善行、

上帝式佑

乃

総官、

るにおひてをや

院之を収納し位を取り、日 )娘媽堂 澆季の時勢なり、
ふは妖僧の癖にして 来至于今七八世なり、○凡唐船長嵜に来朝する者必すり、其子孫林氏を称する者三四戸、今片浦に住居す、 掲野 椚す、遂に山上の神廟を以て娘媽婦人か財を得に如すとおも 旦娘媽を望祭し、年々賽報銀を當地に致し献る、寺僧愛染 く間、 相の 相傳、明人林らの半服山中に 氏乱を返て此に来り、始在り、梅岳公創建にて、 始て祠税する所で、娘媽堂の扁類 野又 間景 ※を以て方 奉娘媽神 放所額なを

娘

唐 也、 林氏曽祖保吉公、 天后娘 世宗命都檢點趙匡 林陂公生子九人、 《媽堂碑媽といふものハ明王の追號なりの『中冗長を省き録す、按に、天妃を Ŧi. 代周 媽 閩 興化 顕徳中 乃郡州 -為統軍 胤 **倶賢、** 莆 田 兵馬使、 刺史薀公六世孫、 督戦於高平 縣 憲宗時各授州刺史、 人也、 時劉宗自立 始祖唐太子詹事 Щ 保吉與有功焉 州牧圉公子 為北 號九 Ŀ 漢 林

其第六乳也、 史薀公九世孫女也、 後棄官隱於莆之渭州 学子惟 二人陰隲施濟、 整諱愿、 嶼、 娶王氏、 為都巡官、 保吉公子学、 敬祀観音大士、 生男一名洪毅 即 后父也 承襲世 女六、 願得 而靈 勲為福 郡部 哲 州 后 胤 刺 建

> 室中云 眺 后 袓 年二十九、 建隆元年 遂妊、 不知其将仙 ≥ 俄而 二人私喜曰、 庚申三月廿 秋 九月 也 王氏腹震、 八八日 次晨后焚香誦經早、 三日、 天必賜我賢嗣 云 ζ 即 泛誕后 方夕見 登高預 云 ≥ 剜 道 矣、 偕諸 衆以 雍熙四 紅 越 姉 為登臨 次年宋大 年丁亥 従 以 行 西

之奏、 見雲端之内徘 后 獨經上湄峯高處、 恰 乗 翶 翔 徊、 鳳翼、 俯視若隱若現、 衆莫随之、 靄と于蒼旻、 恍聞空中 忽彩雲布合、 衆咸 -絲管-直徹 不可 鈞 復 但 天

趺 見、 坐常福庇於民里、 嗣 ⊪後雲吴、 郷 人或見諸 里人敬之畏之、 山岩水洞、 相率立 或得之升降 祠 祀焉、 号

光 嘉 **瀝**嘉 .通玄霊女、今以重九日係后昇天〔~~〕期、 降 伏順 祐靈 | 求教、 列為水闕仙班 風耳 千里眼 十八位内、 二将、 次伏晏公為総管、 凡人位危 后嘗化 厄 時 伏 霊

肥長崎 後学高玄岱 謹 撰 披髮虔請

悉得黙祐

云

略下

寶

永三年

方

一戊臘

角

Ħ

不

虞、 按、 去海遂華  $\bigcirc$ 雅 拙 玄岱碑文俗傳、諺を採摭す、 化莫虚 一牆 貫槀載 連曳杖誦 年、 父乃林惟 登娘媽 公碑、 Щ 無 慤 雄 州 讀高玄岱撰碑、 斯閩 減 丘文荘の 太玄、 莆 田 神に不. 雲懸慧 天妃 如 H 詎

而海之有神則自古已然、豈至元祐後而始有耶、姑筆以霊吴知人禍福、故没而為神、余攷、林氏生宋哲宗時、の千萬也、五雜爼云、一云、天妃是莆田林氏女生、而

存疑云、此説善し、其辨ハ南嶋考の所にいへり、而海之有神則自古已然、豈至元祐後而始有耶、姑筥

# 「地理纂考」

五日  $\mathbb{H}$ 神社の神供を調ふ、 八月朔日より十 中 水田 -神 社 村 社 九月九日両度なり、 0 訚 浦 にあ 野 月朔日迄社司當社に籠り、 間 ŋ 嶽 是往古よりの例なり、 の北 猿田彦大神を奉祀す、 に離に在 野間神社の別火所にて、 り、 絶頂を 齋戒して野間 距る事 例祭八月十 毎歳 里

## 名勝志」

村、 られしに、 之高千穂峯に天降りして、 距ること酉戌方五里十七町 Š 笠狹御﨑 片浦の人家を出て巓に至る行程凡一里、 亥子を片浦村とい 事勝國勝といふ神参りて、吾居たる吾田長屋 片浦村・ 赤生木村両邑に跨り、 Š 餘、 周廻詳かならす、 しつまり給ふへき所をもとめ 地 神三代瓊々杵尊 辰巳を赤生木 野 地 頭假屋を 間嶽とい Ħ 向 襲

神代紀に、膂宍之空國自頓丘覓國行去、神代紀に、膂宍之空國自頓丘覓國行去、

到於吾田長屋笠

野間嶽にて、

笠狹岬ハ野間觜なる事更に疑ひなし、

其

©≪inacon。 ゆへに今是を野間嶽といふといへり、野間ハ娘媽の唐 おひけりと神代巻に見えたり、能因法師か歌枕に薩摩國 給ひけりと神代巻に見えたり、能因法師か歌枕に薩摩國 を傳寫の誤れるなるへし、絶頂に娘媽権現社を安置す、 と傳寫の誤れるなるへし、絶頂に娘媽権現社を安置す、

「地理纂考」

沖

は夜立月はかさゝ

の御﨑かな

南曉

たり、 薩摩國 笠狹碕 間嶽 上の南の極なり、 地を蹈て書紀の趣と参考するに、 に差出たる觜を俗に野間岬と云、 に跨り、 謂吾田長屋ハ當郷長永山にて、武田・小湊・津貫の三村 の裾まてハー の条にいへり、さて此野間嶽の西南の山下に遠く海長永山ハ長屋、さて此野間嶽の西南の山下に遠く海 0 西の果なる事前に云る 即野 東西三里余、 間觜なり、 彼長永仙 里許り海岸なれと、 南 北四里余にて、 此地高千穂山の西三十余里にて 野間岳及野間觜等 ` 長屋 如し、 此地彼数十里連れ 猶東の 長永山 其南 さて神代紀に所 尾 の果より Ó 筋 竹島 諸 ハ續き 遠實 る吹 中

語に

ζ,

#

セに

通

ひ、

夕

21

サと横に

通

ŋ 田

又神代紀

重

一沙の約りにて、

即吹上を云るなり、

加世

0

郷

名も

百

あ

るに割符を合するか

如

べくな

n

ハなり、

さて笠

狹

ハ

名

義 لح

狹之碕矣云

マ、

又到于吾田笠

|狹之碕、

遂

登

長屋之竹

島

け記 なれ に木花 御 砂 此 は、 に白沙丘 松に似たり、 りて高きを増 間 姫とある 力 れ傳 吹上 しなり、 シ 積 碕 是も のシハ 在 其 ŋ 、なり、一に笠沙之御 幅 0 H 開 地西 笠狹 向 陵をなせり、 笠狭岬とあ 数十丈なり、 /١ 耶 宮宮 訓後 サに 姫命 此 て数十里の 度蹈見る時ハ誰かハ思ひ得さらい名義未考得すとあるハ實地に でし、一段世鹿葦 一幅とあ 中に Ĺ 北を受たる海岸に 地吾田國 姫なるを思 <u>の</u> 通 其色 又カシツのツを助辞と思ふへからす、そも一の字をシカアシト訓ハ訛れり、カシとそも ひ、 b 名を鹿ヵ る 加 るに能く符 積 ツハ 世 海岸堤を築けるか如く、 [なるか 是にて笠狹 さて此吹上より 21 無 田 雪 Š タに通 葦津ッ 稽 0 阿多 Ļ 0 如 故にて、 妄説なり < して、 姫命とあるも ŋ, 此神の 0 ^ 名義を悟る 田 るを再轉 老松是 む暗 野間 大洋より 今も年 倶に地名を以 布施等 書紀 文の か為に 觜 名を吾田 通 そに白 L 0 25 同 三ヶ 其高 てサ 證 南 吹上る眞 語にて、 に笠 埋 0 数百 郷 な 最大 て稱 れ 砂 狹 殊 重 津ッ n 小 事古

> 竹島 と笠狹碕との 如 此 遂登長屋之竹島とあるに能く符合 0 Š て波浪殊に荒く、 登 北 が顕に く皇孫登臨 果にて、 路 0 此 瓊々杵尊を齋祭る古き神社ある 地 里 今俗 面 一余に 高千 0 3 神代紀に所 野 -穂山 の神蹟なる一 間にて、 て、 陸 間 嶽 地 より に接 舟 此 کے 嶽 W 人の畏る、 š 謂笠 神代紀に、 西南に丁り三十余里、 して、 0 西 狹岬 證とするにたれ 此 南 湯片 其餘 0 所 海岸 なる事疑な 到于吾田笠な 1せり、 なり、 浦 の三方 0 觜遠 赤 る竹 俗 /١ 生 事バ b, 大海に 上章に に野 末 < か高 の既に云り、 一狹之御 薩 海 両 此嶽 此 摩 間 中 村 岬と 嶽 ľ 11 臨 を 長 差 跨 荷井 0 め る 又 除 西 屋 n 13

村にまれ さて此嶽 7 此 あ 海 たり 郷 中にもあらさるを島と にまれ に竹島と云 方限 る島も 取 締 ħ る地 *)* \ Ш r V b 更に を かにとい 13 あ る る事 ふに、 な 咸

義なり なとの をい 環 ふ名なり、 れる 綿 0 1) 地 É にも云りと 略て島とのミ云 本 *7* \ 必す あ 海 る 0 か ミならす、 如 る Ļ 例 さて島と 或 武烈天皇紀 中 ľ 7 締 Ш Ш 0

号考に、

島とハ

此方に

7

*)* \

周

廻

界

限

0

あ

h

7

品

なる

域

に云と、

#### 名勝考

りけんもしるへからす、没れて一小島の名とな 此邊をむかしハ竹島とはいまつ島にうちおとろかすお )竹島○楯羽 島 又松島あり、亦云假度島、 へらすや、後に片浦てふ浦の名出來て、竹島ハいのしら波、按、皇孫登長屋之竹島とあれハ、 梅岳公之御哥、立かへり又や來て見ん此二島片浦の港口を遮護もの、如し、

長狹神

ハ即吾田

國主なり、

吾田とは長狹か主張せる私

の處も多かりしならん、

又

といふ義にて、

因て皇孫の勅の随其地を献らんと申ける、

この長狹ハ頴娃枚聞神社の

が地を賜り

b,

出見尊に

其時に塩土

翁老とある 後に火≿

長

狹の齢もいと年長てし程に、 海宮の指導を授奉りける、

自老翁と號しならん、又長

その途すからにハ浮渚と瀦沼

# 加世田名勝調

橘島根廻五

間余四・

十間

右橋島は 同所湊口二 町 应 「拾間計にあり、 松雜樹生茂り、

南の下少し眞砂濱あ

### 名勝考

○笠狹之碕作笠沙御前、

事勝國勝長狹而訪之、 吾田長屋笠狹之碕矣、 ての文にて、 此襲之高千穂峯より巡幸して加世 皇孫瓊々杵尊、 其御道 ハ今の諸 對日、 又曰、 膂肉之空國自頓丘覓國行去、 立於浮渚在平處、 是有國也、 縣郡にか 田の御碕に戻止ますま 7 り玉ふ 取捨随勅云ン、 に癒せ、 乃召國主 到於リマシキ

なり、 ○ 長 屋 名勝考」 笠狹とハ称しなるへし、 かて長永とも書なし、今は字音に轉り呼こと、おもはる 狹とは長田狹田の廣狹をもて称し欤、 \*\*\* さてこの長永とは、 巳の方ハ頴娃 村にて、長延たる高山なるか、 此山 */*\ 蓋今の長永山といふ是なり、 ハ笠﨑之﨑に横り、 の枚聞嶽なと見えて、 旧長屋を長江と訛 仮令ハ襲之高千穂峯なとの例に 同 加 し所なるをもて長屋 世 故 田 ある b) この山 0 御 通る音ナリ、 崎に横り、 き地方 は同所大浦 なり、 B

今の俗に加せ田の吹上といふか如

*/*\

此時の事なるにや、

岡邑に皇

孫駐

0

迹とて當座大明神と齋奉ると云傳ふる

蓋彼是と廣く國處を巡覧しつゝ、

 $\dot{\mathbb{H}}$ 

山邊 田郡 竹ヵ の山 屋が 界田と郷 郷常 す下 内 Ш 田 村 也薩摩 距風 竹土 屋記 大〇明和 神名 社鈔 午作 方鷹 屋、 里 許所 に謂 在笠 り狭 '宮湯 此の 處舊

川蹟

柱 圳 志 略 0 石三、 Ħ 竹 小 屋 石多く 郷 古 跡 ば 有 絶 頂 E Ш 郷 畦 E 許 て竹 0 地 ケ あ 尾 ŋ と唱 Ź 上古 Š

其巓 て、 是を王子大 濶 猶 衍 畦 屋 朔 許 0 平 岡とい 神と申すと云≥、 地 あ ŋ へるにひとし、 て、 竹屋 大明 今按に、 神 今見に 0 宮 尾 とは 跡 0 と Ш 丘. 13 尚 0 にて、 事に ŋ

狹 竹 ح 許にて、 八宮皇 の竹 屋 郷 居 と ケ 平 0 尾 址 は なら る 蓋 たる廣 は 無ラ Á 此 一室を営ら 尾 新 0 な 0 麓 裳敷 n, 0 裳敷 ħ ふ、舞敷 野 は竹 野ノ と称る 魔墟なる ケ ハ敷野 尾 敷· より 地 の下 の訛なるへんでは必ず にて、 亥方 L △さて Lv, 是® 町

より 上古神 時 鳥 1 社 一寅に丁 居 跡 あ な n ŋ 'n ĺ. 鳥 時 居 神 又竹 人等  $\Box$ と云畠 4 尾 か 宅 0 地 Ш 0 字あ 下 0 跡  $\mathcal{F}$ لخ ŋ + 13 間 竹 Š 許 屋 處 神 n b 竹ヵ 社 あ 林分 あ n あ n 此 n

州く て 増昇に 漢し、 是皇子 生イ す、ク 尤柔也、國クトいふ有、 に有るのミなり、 具質脆く索に作る 義鞭 0 竹行 換竹 · 孝竹、 く、或とも呼 臍 一帯を 其等薑芽の はる |人此竹を四枚に裂て皮なる方をとり、他國にて見す、太五六寸、節の間長/ 、笈埃随筆日にるへからす、 別 分 分 り 、 截 し竹刀を棄し竹 伐 成の輩索と為し其長二丈許、 はなり、又は 如く叢生 事日 、別 薩種 陸隅に竹 住なり、 入舶渡せ、 じ、 囲 セし篁竹といる母子敢て散り 数凡 又火縄に造る、 林 種此 0 あ筝 遺 ○云≥、一種キンリハ本藩に多く、 蹟 綯て綱といい、中の巣が ふす 也 b 、大餘、 の挿 だとし、船と組みの の世にな はハ 制 殊に太、 関る多種 キン メ九 筆今

或

而す

知前 千 ゑなりとかい 船毎 はに 其貯 をふ 除 所て舟懸! やゆ そも 心りす `強 彼し、 此 網とは 地 は 此諸 方國 のの 皇孫 苧湊 綱に 瓊 海日 中薩 ≥ にの て船 摺懸るり 時ぬ 沙 はれ、ハ 御 前も か他

為國

戻止 を存せるなら Ļ ま 今にも L 7 時、 宮里 Á 宮が 能 柱 • 柱太知立て御シッフトシリタテ 因 宮ャ 哥 原为 枕に 文京之峯 か ž 坐? なと まし 7 野 でとあ け 61 つる皇宮 Š Ź は そ 0 墟 0 なる 0 遺

事

にて、 地小 は 申 朝尹 印 酉 に丁 本に HE 之 'n かさしと 回刺風 ぬ 古 事記 夕<sup>ユ</sup>ゥ 日 ヒ 誤 れ <del>[</del> 之 日ヒ n 巨 ځ 真\* 61 ^ 木 也, 通り り、 笠 故ル さて 沙 此 之 御 是 前# 吉言 而 n 地記 詔 野 之

此。

者

直

照

國

地

甚

嶽

穂峯、 坐されていま 両で 於底 此 津石 為守 诵 證 根宮、 邊要之地 引 大八八八 柱 布 記力 E 斗っ 古事記 斯 瓊 理、 ₹ **`**杵尊! 於高 日 天降 天降於 天ご 原力 坐于 冰片 Ĩ |参 筑 向 |襲之高 泇ヵ 斯シ 向 理

今按、 開 此 或 地 艺 者 初 向 其所 韓國 尤 重 是以 在 此 Ĺ 世 故定都 置 太宰 於筑 府 所 낈 戍 邊 諾 寇 也

輻 極之大壌 祓 除之 輳 蹤 中 或 依三女降后之基 之領 袖也 自古於今以為重 也 文徳実録 鎭 日 П 太 謂 宰 一府 諸 者 蕃

於上天、 里合符 是 後高 中外 之開 城\* 千妻 を 方寄 太常 門 \_者也、 一の地に 於下 重 云. ≥, ' 地 遷幸坐ませしならん、 一代実録 皇 以 7 孫之笠 取天下 日 狹宮 鎭 0 西 者 君 於是 臨 是 又書紀 朕 L 之外 観 玉 る V 朝 也

沒井得竹筆、 王祠竹林是也、 な勢大神 文 竹林、 三皇憲子 玄櫛 猶存、 木花開 大嘗會ニ云フ多喜式大嘗會式、  $\mathbb{H}$ 稲 0 紀又曰、 刀男女吴制、 屋村に移て生二皇子、 岳降之地、 言を竢すして 称 11 釀 な 後眞名田と見え、 | 天甜| 皆自 0 遺宮 降 那ャ 部日記に 色変て緑の竹と生始め  $\mathbb{H}$ 〇宗因 故 蹟御 にかいの 四酒嘗之、 誕 なと 院號其 是時皇子 斯 忽成: 時、 地 猶 而 >明酒にて、酒食以嘗之する。 令所司卜定悠紀主基國郡、 此あ 地日 ト定田と 檜 Ę 明 其 恨き 霧 竹五 出 ・載す、拾遺集産屋の七夜に、君かへむ八百万世を数ふ七日夕皇后設宴賜物後宮、大臣以下相次献饌、称之養 以 ·、此遇相 · 雜爼云、 也 嶋 故 0 桶大小二納胞 竹刀截♡ 誕聖、 竹屋、 た 又曰、 乃作 故事な 凡 0 址 四とハ為ト而り、又田布施 ŋ 所 出 薩 13 相似似 É E 渟浪 摩 産 時将彼所之竹作 <del>.無</del>ゥ 戸ッ 神 因以上定 た滋縣 用渟浪 之初、 然則 ŋ, 地 11 風 裥 鰹 室台云 名 田 土 Š 事、乃後為南九十里 を立て王子大明 取に 其 H 為(變資) 沼ス名ナ 記日 衣、 に田もて称る多 此 「稲、大嘗會時國郡ト」「京田といふ字あり、 児 Ĺ 定衣服 Ļ 地 ζ △臍帯、 スト定田及齋場 辞に、 ト方位 稲 田ヶ *)* \ 世にも猶 號日 皇孫薩 是彦火 即放火焼室、 後 為飯 なとに 損漢 芀切 加 色、 破、竹 其所棄竹 警之云 世 狹艹 埋 W 空間えしなり、 宋政和初有単 かな 臍緒 摩國 へと出  $\mathbb{H}$ ÷, 名 之、 謂 神靈 三之勘 <u></u>
晩生、三日な r定起於此、 安閑紀、由 **까野成竹林** 18 并に 見尊 詳 閼 申 阿ァ ζ n に古り ハそ 其竹今 せ 又曰 田ヶ 以 見 取 駝 Ì 林、竹工 7終成 其 産 都 苡 名 L 狹 式 屯 延倉 • -夕甜 天酒 田ヶ 0 勘 竹 事 伊中 今王

5

0)

色に

なるてふ

児に践れ 奉る、 せり、 皆そか産なり、 也、 竹 世 て最多に蕃殖 に火を放て焚るとあ 上より ケ ○又こ 尾てふ しむる、この風でつくく今日そ七 さきたつる∇ Ø) + 延喜式に薩 俗と聞し、 0) Ш か故 加 尚 又女紅 せ 21 風俗皆此より始. 日なりける、 摩國 宮ゥ た に 田 ŋ ħ 声ッ 麑 . 調 E 室台 都 波 冏 */*\ 0 藤 布 他 府に 多なる 0) ∆ あ 辺 皇 土 墟 始れる、神代 後世五十日 原 居より なら T 出 惺 13 やも 成 勝 仕 地 窩 端と れて Š ハ、 0 h Ť b ځ 歌に木花 */*\ の遺習なりと /別所 おる機 布帛を手作 青 あるなと、 0 0 +考 人 に七 艸 なる 0 開 0 手 其宮 耶 八 他ョ ^ いを 主 くまて :姫を詠 Ŀ け ŋ 土 に契が b ŋ 織 ń 戸 出 WD

「名勝考」

○野間・漁浦とす、片浦より嶽の家まて一里、高下を紆折る、其間野間○野間・漁河所片浦村・赤生木村両邑に跨る、辰巳を赤生木、亥子を片

野間原といふ、村あり、是を

府坤位十五里餘

此

嶽

は

西

[海道

の極

戻
に

して、

西

根

は

大瀛より

直

7

Ļ 上に なり 或 居て下を臨見 柱 嘗 方唯滄溟雲波淼漫たるを望き、 0) 絶 れ 頂を窮れ 魂已 め に千 領を 仞 引 0 海底 快晴 朓 に落るかこと す 0 H b O):

路升 大明夕陽に薄り紅霞の中に舂く時、 の迭に往來する 草垣あるハ鷹島所属也、クサカキ ハ宛も胡蝶の花間に戯れ飛に似 の洲嶼弾丸黒子の如 紺青なす山 の形 たり、  $\langle$ // 隱顕 海舶 而

といへとも、 彼ハ此西土なりと、果して然ることを知るへからす 景物の雄観こゝに過たるはあらし、 宋の蘇

動揺するを見る、

然とも日光炫燿眼を留めかたし、

里人

子瞻か閑蒸亭詩に、

危亭在山

腹

物景行自變

此楽只自

りぬ、又古事記に、於是 とある竹島とハ此野間嶽の事欤、 知 至于吾田笠狹之御﨑、 傍人任嫌懶、 といへるもおもひ出ぬ、 於是韶之、 遂登長屋之竹島、 此地者向韓國云となとも 登ましょとい 乃巡覧其地者、 書紀に、 ふにて知 皇孫

當時の実景にして、 なる名區なり しも蓋皇孫の時に始りけんとおほえて、 Ш 上の宮に伊弉諾 伊 排 冉一 ŀλ かにも殊勝 一神を祭

> 書之内ニ 相見得申

·候

「名勝志 神渡 尊體流れて来り着たる所と云ふ、 野間 Ш 0) 南赤生木の海濱にあり、 近世辨巧 昔時娘 0 徒浮屠の妄

媽神女の

説を信し、天竺摩伽陀国王子来りて此所に止るにより名 つけしなと、 生民の耳目を塗るもの多し

地理纂考」

昔時、 見奉り、 野間神山を下り此處に出て遊ひ給ふを此浦 即茅を敷き坐を設け奉る、 是より此處を神渡 の農民

名勝志

とい

ŋ,

今其子孫毎年歳暮に橙實及荒薦を獻すとそ、

許り、近衞信輔公此水を呑給ひて諸白十町、近衞信輔公此水を呑給ひて諸白 諸白川 云ひ傳ふ、 赤生木村にあり、 傍に御腰掛の石もあり 秋目村境の小川 の如 しとの給ひしと なり、 り子方凡 秋目浦よ

黒石濱 片浦村にあり、 桟敷島の酉戌方にて、 凡五十

緒

旧 藩史官調

間野

天正之始迄御馬追御名代相勤候由、 右御牧被召立 候年間 相知不申候得共、 加世田士春成氏由 天文十年之比ヨリ

間

許りの濱なり、 黒石大小を打寄て奇麗にして、 邑人基石

濱と名付、 遊観するもの多しといへり、

> 小 浦 0 東海中 五町許に あり云

名勝志

片浦湊 六町餘、 距ること酉戌方五里四町餘、 深きこと十八尋、 片浦村にあり、 娘媽山亥子方なり、 湊口に立場島あ 湊口北に向、入十三町、 ŋ 地頭假屋を 森 々たる 横

小島あり、 松林にして能風波を凌き、 湊辰巳方に人家ありて小浦といふ、 又立場島戌亥の方髙島とい

名勝志」

松島片浦村 り凡六十間許りの岩島にて、三四株の松樹あり、 小 浦 の海中桟敷島の寅方三町許 りに にあり、 梅岳公 廻

御 詠哥有

立かへりまたや來て見ん松島にうちおとろかすお新記

Š

の白浪

纂考

ハ海にて、 大船數百艘を繋くへし、 西岸に人家數百軒連れ 實に縣内一二の良港なり、 b, 故に片浦とい 東岸 Š

港の東ハ洲崎遠く差出て松林なり、 島を望め る風景比類なし、 其松の上より遥に桜

片浦港より望に殊に絶景也、

(地理纂考脱カ)

名勝志

桟敷島 して遊行し給ひし所とて御桟敷の旧跡あり、 小 浦 0 海中にあ ŋ 廻り 凡六町、 梅岳公御船

名勝考」

の名ハ前に辨へたれとも、此笠石にも縁にしあるものならすや、いにしへ岳公の御哥、旅人の時雨に濡れしおうらかた笠石もあり笠松もあり、笠狹 なと負せし例数多ある事なりよりか、る細少物に就て地名 ○ 笠石赤生木村に在り、竜石権現と称す、大浦村より渚つ、きて潮入也、

梅下

名勝志

13

笠石 るに似たり、 赤生木村にあり、 下に小社を安し笠石權現とい 高一丈許りの岩にて、 Š 大浦村 笠を着た 0

むかしの風景今ハなし、 梅岳公御詠哥 渚つ、きにして潮入の所なり、

享保中石を築き田地とな

旅人の 诗 雨にぬれ し大浦潟かさいしもあり笠松もあ

地理纂考」

n

笠松 笠石 の東五町許にあり、 岩上に松樹一 本生して其

形傘に似たり、 島津相模守忠良の哥に

旅人の時雨にぬる、大浦潟笠石もあり笠松もあ「本マ、」 ń

加世田郷名勝調帳

鷗島片浦村之内 高サ五十間許、根廻五町五十間許、

右 汐入池より亥方十二町 許にあ ŋ 汐行荒き場所に

て、 泙日和に小舟のミ釣方に致通融候

桟敷島片浦村 高根サ廻 十三間 許八門

右 往古日新公御遊ノ島ニテ、 風景宜ク、 大松雜樹梅

> なと生茂り、 三町相 隔 御桟敷の跡は平 ŋ 此 |島陰に大小船依風波致汐繋候 ・地の芝原なり、 松島と東

双子島 高サ十間、 間

戀島 高サ二十二間根廻二百十八 間

一島大浦潟中ニ有り、

潮入遠干潟 東西廿四五

從地頭仮屋 申方三里程

右遠干潟を大浦潟といふ、 満汐には漁舟往来いたし候

此潟蛤ノ名産なり、 てたて切り、 鱅數多たて込る亨あり、 九十月ノ頃満汐之時、 江豚之類依風波 潟横に! 網も

馳來夏度々あり、

加世田郷名勝調

惠美須島 高サ十八間、根廻二百十三間、

漁

船汐繋り の場所なり、 右

大浦村

内越路に相

隣、

少し切れ戸あ

ŋ

此 島陰

.

右、小湊潟岡渥にあり、

一祝子ケ脇

右、小湊後潟にて、漁船汐繋之場所なり、

地理纂考」

野間池 野間嶽の西麓笠狹碕の西に在り、片浦村に属す、

退潮の時も常に潮水瀦りて、舟船出入の自在ハ更なり、周廻半里余にして海に通す、池の口狹く、底深くして、

能く風浪を凌く、池中多く諸魚を産す、岸頭に人家在り、

りあり、岸頭に人家ありて賑へり、なり、一小湾あり、東に入る事深くして、舟を繋くに便なり、一小湾あり、東に入る事深くして、舟を繋くに便なり、一小湾あり、東に入る事深くして、舟で繋くに便なり、一川では、

を去る事亥方二町許りに黒濱といふあり、此所の石亦碧なり、因て基石濱の名を得たり、遊觀する輩多し、此所基石濱 片浦の海邊なり、碧色の石大小聚りて其状美麗

竹島 片浦港口より東北十町許にあり、周廻五町四十間、

の名に因て後世の建立なるへし、

高さ六十間、

頂上に石祠あり、

瓊々杵命を奉祀す、

楯羽島 片浦の港口より二町許りにあり、橘島ともいふ。

周廻六町余にして高さ八十間許り、

里許り、地面寛平にして漁人留宿の草舎あるのミ、外に鵜路島 笠狹岬より南に距る事四十里許りなり、周廻一

人家なし、

中にも鰹魚を釣る事夥し、其船数百余艘なり、各此所ににて、周廻一里なり、此三島大小の群魚聚る要地にして、草蠣島 海東諸國記草墻に作る、鵜路島より十八里西北京蠣島 海東諸國記草墻に作る、鵜路島より十八里西北

逼留して日々に釣たる鰹魚を節に製し、 (⑩返) 終りて後皈る、

等も年と其所に残し置くとそ、 此島漁人の外ハ更に到る者なけれハ、 此草蠣 製法に用ふる器物 ハ春夏の間とい

とも風吹事烈しくして冬に異ならす、 唯極暑の時 しは b

鮮の地黛の如く海上に浮ひ見ゆとそ、 此三島加世田 郷

く暖和なりとい

Š

夕陽快く晴たる日西北を望め

朝

屬す、

纂考」

上流川邉 萬之瀬川 郷の山中及ひ伊作郷伊作山より出て、 川幅六十間余、 深一二丈にて、舟渡しなり、 當郷と阿

多郷との境ひを流れ、 下流田 布施郷に至りて海に入る、

神事川等の諸流此に會して大河なり、

往古

亦長屋川

此川 和 二年に川筋を直して、 同 I 郷益· Щ 村 唐人原村・ 古 小港村等の内を流れしを、 0 Ш 跡 ハ今沼となれり、

加世田郷名勝志調

野間汐入池片浦村 右汐入池は野間山西の下にあり、 許、十尋、 池を取巻き人家数十

> 軒なり、 春夏秋は小港又は串木野 池の入口北受にて、 甑島辺より鰹船数十艘差 満汐の時は漁舟 致出入、

致漁叓候

横流 十二町

碁石濱ノノ後

右碁石濱は都而黒碁石にて、 往古より碁石濱とい š

あり、 大なるは鶏卵 先年より御當地御庭方又は江戸御庭方御用度 0 如く成あり、 小なるは小豆の如くなる

有之、

加世田郷名勝志調帳

河邉郡加 世田 国東西八里余、 **周廻二十四里三町** 五十五間

加世 鹿児島ヨリ申 田 ノ号ハ神代吾田之笠狹ト云音に出、 酋 ノ間加世田野町迄拾里壱町三十 高辻 幉 加

世田 郷 坊津村 泊村・久志村・ 秋目村 赤生木 村 片浦

所村 ・大浦村・小港村 村原村 Ш 畑 村 ·唐仁原村 别 府 田 間 宮原村 村 武田 村 益 Щ 津貫村 村 地 頭

村

久志・ 田村 秋目ノ四村ヲ割テ一 上 Ш 村 中 Щ 田 村 郷トス、 下 Щ 田村トアリ、 上山田 中 坊津: Щ (田脱カ) 423

泊

内

Ш

下山田ノ三村ハ明暦中割テ一郷トス、今卯辰巳ノ方山田

中雪戈方毎、戈亥子方田布施ニ竟、子任寅卯方可多ニュ郷ニ境、午方鹿篭ニ境、未方久志ニ境、申方秋目ニ境、

ス、申酉戌方海、戌亥子方田布施ニ境、子丑寅卯方阿多ニ境

島津忠良入道日新公ノ歌

右ノさがり松ハ小湊村ノ内下り山ニテ、萬瀬川尻ノ湊口薩广かたあたの郡のさがり松霞の外に船よばふ聲

ナリ云≥、

一川畑村 十五町二間、

境丑寅萬瀬川中、卯辰山田郷、午未内山田、申酉武田、

亥別府田間、子村原、

一村原村 五町十九間、

別府田間、酉戌地頭所村、境亥方ヨリ卯方迄萬瀬川・阿多郷、辰巳川畑、午未申

一地頭所村

境丑寅萬瀬川、卯辰巳村原、午未別府田間、申方唐仁

原、酉戌宮原、亥子益山

境申酉戌宮原、辰巳地頭所村、一益山村 仮屋町り庄屋所迄子

寅卯阿多郷、

子丑方田

布施郷、

一宮原村

境亥子田布施、

辰巳地頭所、

寅卯益山、

西唐仁原

唐仁原村 所迄二十六町七間、

境亥子丑田布施郷、卯方宮原、申酉大﨑浦

午方武田

村、

7

境亥子田布施、丑寅卯辰唐仁原、酉小松原浦大﨑浦 唐仁原

境西南小湊、東大﨑浦、北方田布施小松原浦 小港村 仮屋ヨリ酉戌方浦役所

一小湊村

境丑寅田布施、卯辰小松原、巳午長屋山ニ掛リ武田村

未大浦、申ヨリ子迄海面干潟、

一小湊浦 ノ内 一里卅四町五十二間、一小湊浦 小湊村 仮屋ヨリ酉方浦役所迄

大浦村

迄三里十五町三十五間

境未方秋目、午方久志、辰巳津貫、卯長屋山武田村、

四鹿倉、卯辰長屋鹿倉ノ續キ、

丑寅小湊、

酉戌赤生木、

亥子汐入遠干潟、

南

中鹿倉

越路浦西西鹿倉、卯辰長屋鹿倉ノ續

寛文年中半浦 許 可 アリ、

赤生木

境午未秋目、 巳午大浦、 酉戌片浦、 申方海邊、 卯大浦

潟

片浦村

片浦村 境卯辰赤生木、 内 小浦 浦 ヒヨリ寅方皆海邊也、 二十一町二十三間、仮屋ヨリ酉方四里

津貫村 二十九町三十二仮屋ヨリ未方 三 間 里

片浦村

内片浦浦

方五里三丁、仮屋ヨリ酉

泊又ハ久志、 境寅卯内山田村、 酉戌長屋山掛ニテ大浦村、 辰巳午河邉郡山田又ハ鹿篭金山、 亥子丑方長屋 未申

山 掛リニ テ武田村

内山 田 村 十三丁五十六間、假屋ヨリ午方二

境丑寅 Ⅲ 畑 卯 辰巳山田 鹿篭、 午未申津貫、 酉 戊亥

子武田 村

武田村 十假屋形、方

田 境子方唐仁原、 未申長屋山 掛ニテ津貫村、 間、 酉方長屋山 村 ニテ大浦村、

丑:

别

府

田

寅

홰

Ш 畑

辰巳午

内 Ш

戌亥小湊

别 府 間村 寅方三町余、仮屋ヨリ丑

境 光五寅卯 ノ方村原、 辰巳方川畑、 午未方武田

村、

申

唐

原

申酉戌亥子地頭所村云≥、

加世田郷名勝志調帳

長屋-Ш

加世 田長屋トハ是ナリ、 田 中 央、 IΗ 地 往古西方野間山 頭 仮屋 ヨリ未方二里余、 東方鷹 屋郷 神代卷吾 河

邉郡· 續き宮原村迄、 Ш 田 南方大浦村磯間嶽 四方山續ナリ シヲ中古田 久志 津貫、 畠 \_ 開 北方尾筋 キ #

湊四ケ村ニテ囲 ヹ ノリ、 東西七 単 南 北五里余卜云

服ヨリ樹木繁茂シ、

其山

こノ根ハ

、武田

津貫・大浦・

小

鷹屋郷 内山田村

頂

ヨリ

三神降誕

)

地

\_

テ、

ニ在リシヲ、 長屋山 25 室 Ш 遺 田 郷 蹟ニシテ青刀竹于今存セリ、 ぶなり 宮原村ニ遷宮すト云、 卯方二里余、 北 昔 霊 ハ川畑 時 鷹 屋 村 宮 東 此

南 頂 戸

赤仁田 Ш 内山田 村

長屋山頂ヨリ ・辰方一里半ト云、

鳴石岡 内山田村

長屋山頂ヨリ巳方一 里半ト云、

岡ノ頂に大石アリ、此を繋に其響撞鐘の如し、 (撃カ) 音声清

大雪の日此岡の氣色を詠す、

ム時ハ晴天、

濁ル時ハ雨天なるを知ると云、忠良入道

音に聞く野山の雪の曙もか、る時にやすたれまきけん

行武四郎山 津貫村

女夫木山 津貫村

長屋山頂巳方二里余

長屋山頂午方二里程、

礒間嶽 大浦村

長屋山頂午方一里半程、 ノ根廻三百四十四間、 高八十四間、 絶頂嶮岨ノ大巖石ナリ、 八九分目巖石の根 巖石

廻リニ磯間権現石祠あり、

陣ノ尾 大浦村

長屋山頂午未方二里程、

上古大山ニテ陣場ノ趾也、

平道山

赤生木村

市﨑野 長屋山 頂申方二里程、 赤生木村

長屋山頂申方二里半程

野間山 片浦村

長屋山頂酉方三里程、 神代卷云吾田長屋笠狹之碕是也、

院篭所アリ、

絶頂ヨリ午方六町余ニ野間權現之宮床并本地堂・愛染

女嶽 赤生木村

長屋山頂ヨリ申方三里余

小嶽山 片赤生 境、

長屋山頂ヲ京ノ塚ト云、近古迄樹木繁茂スト云、

扇山 唐仁原村

長屋山頂ヨリ子方一里半許

烏帽子ケ嶽 唐仁原村

長屋山頂子方二里許

白亀山

き也、

長屋山

ヨリ子方二里半許、

上古大山ニテ鷹屋山迄山續

鷹屋山

長屋山頂丑方三里許、 々出見尊御陵之旧蹟云➤、 絶頂平地二畦餘アリ、 神代彦火

鼈

石 類

龜

魻 ボ

鮒

鮎

鰞

海

老

蟹

ゆた

黒ゾウ

ゴ

E 鱸

ij

コ

タカ

イマメ

Ш

魚

海魚類

纂考

蔬菜 香草ケ 松雪ウロ

飛禽 樹木 樟ス 鶴 嫌っ 雁 儲力 雉

甘ィ

掃チ

松カッラ 鱸ぇ 章タ

鱗介

鮪シュ

魚コ 鳥が賊が

飾り

穀類

産

加世田郷名勝調

早稲 中 稲 晩 稲 餅稲 春粟 同

.餅粟

秋粟

|餅粟 黍 稗 麦 蕎麦 大豆 大角豆

同

小 角豆

> 鯛 鮹 鰤

> > そふち

たれ

 $\Box$ 

ち

6

鰡

鰯

鰺

鯖

鱚子 鮪 鰘

九萬引 鱶

鯱

目は この

ひさ

飛

魚

たは き め はも 黒魚 さこし 羽鰹 さわら ゑ 0 は

す、 鰹

ゑそ 烏賊

きひなこ 鰹節 羽 經節 ゑつは節 塩

鮪 鰹

塩 瀬 る

鰹 鰤

塩鰘 塩鯖 塩 鯛 塩鰺 塩 飛魚 干 鰯

糸より

くつな めこんこ鰺 はち (V 0 もす もはミ

若な 六郎太郎 おこせ かなから いきす 口火 0 あまひ のこ かれひ 朱火 ふそふ

日鰺 たるめ こほしめ するめ 蛸 海龜 いつさき 江

豚

銭

からこし 渋太郎 キダカ ゑ (V 笛吹 さんく ゎ 鮫

海鯉 鰒 赤じう 伊勢海老 はだら なまこ くつそこ ごち 平家 ゑば 火打雜子

ツ ĺ キ

鰺

加世田郷名勝調」

貝蜷類 蛤 餅 貝 蜆

高貝 塩吹貝 赤目 白貝 あざり 黄色貝 石貝 馬刀

黒口

蜷

1

ベ

タ

バ

1

なからめ つぶ ĩ 蜷 力 羊 ホ ・ウザ Ź 蜷 紫貝 涎 蜷 蚫 Ш 蜷

高 尻 蜷 眞 蜷 黒蜷 片 貝 田 螺

獣 類

馬 牛 狢 狸 兎 Ш 獺 テン 独 猫 犬 狐

鼠 土 龍 家ァ 豕タ 題リ

鳥類

É

靍

まな

靍

黒靍

雁

眞

鴨

黒鴨

鈴鴨

尾長

鴨

Ш

ツ

くシ

三葉ツ、シ

ヒッキ

1

ベ

ラ

楊梅

コ ウ椨

H Ш 黑鴨 鹰 鷣 アイサ 夜鷹 鴊 小 鴨 鳶 鴛 鷦鷯 鴦 鷲 鴻 熊鷹 青鷺 大鷹 五位鷺 隼

閑古鳥 深 Ш 鶁 鴨 鳫鳩 都 鳥 鶉 鵜 雉子 百舌 雲雀 鵬 Ш 千鳥 鳩 里 雀 鳩 頰白 梟

鴫 白

鷺

とき鷺

び

んぼ

Š

鷺

鵙

水鶏

か

1

0

Š

h

目白 シヤクヌキ ズイ 兀  $\mp$ 雀 ( ノシコ 鸒 Ш 雀 コウナイ 啄木鳥 ヤシックシ クシヒキ 鵵 椋喰 鶺鴒 光 バ メ 翡翠 7 菊 頂

鳴せる

菊タケ

ル

1)

鶯

鳥

鶏

青シト

柘植 蜜柑 姫椿

燕

鍋さ

ひ

わ

紅ひ

わ

吉原雀

紅のしこ 黄シト 加世田郷名勝調

黄鳥 るい 駒鳥

巣隼 朝鮮 島駒

あ 巣(衍 生力) をし

べ

んずい

赤髭 補鴒

砂雲雀 深山

眞 嶋

蒀

島あをし

イツミ

燕

ひよ

櫟 椎 榎 柏 桐 松 杉 楠 椨 木 類

椿

モウ 樫 イモ ヒ 黒木 榊 直之木 葉 椋 樫 櫨

餅 チシヤ 青 ハ 夕 スウイ 山渋 楪 プ木

セブ フシノ木 ウツキ ナキ クヌキ ホウサ

サ

*)* \ 柿 ボロ 栗 センダン 柳 Ш 柳 タラ トキノ木 ハ イガラ 合歡ノ木 八ッ手、 ニガ

1 楡 ・ボタ 南天竹 常山 白木樒 コヤス 柞 桜 梅

柊 Ш 桝 ジオ ツキテノ木 肉 桂 橘 Ŧ 口 4 キ

谷渡

Ш

梔子

母

金柑

油之木 赤生ノ木 桑茶 Щ 洗丁 梨子 山竹之木 ワイコ 棕梠 丰 楮 檳榔 タ 九年 ッソ 小葉檳 ゲ Ź

礒 柘植 ヘコハチ 茱萸 枇杷 イブキ サワラ

紫陽花木 手丸 ノ木 梓木犀 # ツキ タラ Ĺ ウ

楢ヶ 木 桂 モ ツコク ミツキ コ ノ手柏 ブフウ ア イマ木

棄木 シヤラソウ

柘榴

樗

牡

丹

芙蓉

山

茶花

茶

Ш

ユス

草

類

名護蘭 藍葉

松葉蘭

杉

蘭

覆

盆子

黄イチゴ

苗代 梅花

歯

杂

工

ビ

根

シ

ホ

ツ

ĺ

蘭

笹

蘭

蘭

イチ

Í

力

ハシ

イチ

萬ョ 年モ

青

山

ラモ

菌 類

鶏足草

狗尾草

萱草

鼠尾草

鼠

麹草

椎茸 木耳 松露 初茸 鼠茸

金茸

榎茸

たつ茸

海艸 類

松葉海苔 海 人草 か 名越海苔 んてん海苔 Ŧ ツク 丰 海苔 メダイ おさ海苔 カン海苔 ふ海苔

ミル

藥種子 類

枳殼 防葵 金銀花 海 人草 縮砂 沢瀉 半夏 瓜呂實 防 茯苓 風 蔓荊子 天門冬 香附 山 子 歸

來

紫蘇 白蘇 蜀椒 膽 八 樹 陳皮 荷カ)

商 (陸<sub>カ</sub>) 薄荷 柴胡 苦蓠 木 根 通 當 桑白 歸 皮 杜仲 莪 求

和

人参

蜜

葛

瞿

麦

細辛

白附子 茵 蔯 木賊 艸 麻子 白 頭

力 リヤス 帆 蘭 ホ トクリ

429

モ 仙 薊 翁花 石 蕗 鶏

頭 *7* \ コ

姫ユ 女郎花

1]

蓬

葎

野 ゴキク

虎杖

荻 1]

苫 鬼

蓮

藺

ベ

ラ 菊

ヲンバ

ク

コ

ガネ草

紅花

羽

衣

千

紅

ナデシコ

男郎花

萩

뽄

百合

緋

ユ

ユリ

花カツミ 源氏ヲモト

花菖蒲

葵

芍薬 杜若

桔梗

紫ラシ

菫草

菖蒲

菖 ゴ

八

鳶尾花

射干

菅 葉鶏 水 仙 花 頭

鳳

花

鬼灯 Ħ

美人草

河 仙

骨

萍

麻

木綿

苅萱

大棗

益

母

艸

桂

枝

厚朴

紫根

小

苗

香

石菖蒲 龍之髭

檀 持仙 チズリ

木場アラシ シ 土筆 ノブ

金星草 鴨 跡草

虎耳草

卷柏

桑寄生 青木香 薏苡仁 苦参 桔梗 牽牛子

烏頭

麦門冬

香薷

和大黄

麻黄

天南

星

フケ草

麻

 $\mathcal{F}$ Ш 梔 並

地理課 Ш Ш

加造郡 田 田布施 阿多郡 阿ア 多郡 川川

益山: 両添: 通 華 (瀬カ) 係ル村方、 高 橋 村 小野村 松田 清川水村 平 宮嵜村 Щ Ш 村 川畑タ 野嵜村 部 原村 神殿村 村 永 地 田 村 頭 野 間 所 白<sup>ア</sup> 川

タ**●** リヲ 対 水源谿山 **小川** 郡谷山下福本村ノ内鍚 五. ッ、 阿多郡伊 作和 田 Ш̈́ 一村ノ ЛÌ 内髪石 内 栗●山西 • 高牟礼 本地松頭 Ш 山 白東謀●

ノ南 上 戸エ

Ш

田

布

施

)

内牛

峠

Ш

東●ヒチクノ●チ、

五.

一ツ合

山〇岩 十川 流合シ川邉清水村、 Ш 彐 1) 東●熊ヶ峯○コサキノ○原口の東●熊カウト○中鹿倉○宮村○ 川ヨ 1) 西 〕上ノ●セト山●ナキノ・里仁田●上ノ段○岩屋 训 神 殿 村、

永 間 村、  $\dot{\mathbb{H}}$ 村○泰○滝、 野嵜 南添村、 阿多郡白 小 Ш 野村、 村、 華 平 瀬 Ш 村 村、 松田 田 部 村 村 村渡利、

田 布施高橋村 兄新 川 吹上 キト \_ 至リ、 里程 八 里 ヲ經テ下 川方

海

工

辺

郡

加

世

田

Ш

畑

村

ゥ山

村

源村、

益

Ш

村

团

津貫川

係ル村方、 津貫村 内山 田村 武田村 地 頭

所

Ш 畑

**倉○山下○高屋○田頭** ○潟石○御桟敷●片鹿 ○タヒラ○行武四郎○大原○タノ野○石堂○小川千川○川床○大野アマリ塚○白猪谷○銕山○金気 水源 東川 津 貫 具村○小山田○常 五ツ一縁 ○平野○末永○清 又内 ノ山 原〇 Ш 〇田 吉 应 田 10山ノ口〇 富〇富山〇 又 ● 東 山 山

○ 寺薗原、 又●ウト山○山ヲ受、 各圓 図ファ 、武田 地 頭

工 流入ス、

所村、

Ш

畑ヲ至リ、

|程三里七分五リヲ經テ萬瀬

Ш

小 Ш ッ、 Ш 畑 村 内 日 1] 里 程 Ŧī. 流

益 Ш Ш

頭 所 村 益 Ш

水 源 地 頭 所 内 日 1) 出 水笠 Ш 通 里 程 Ŧ. 分、 流 レ 同

唐仁 原 JII

水源 後ヲ通、 唐 仁原大嵜村〇 高橋村之内の小杉通 対分 Щ " 程 圓 里ニシテ萬 大﨑 村 瀬 Ш

大浦川

尻エ流入ス、

一 小 湊 川

水源〇鳶ノ巣ヨリ三ツ圓、 小湊村通、 里程 里小湊海

流入ス、

工

一 有 里 川

水源同所ヨリ○有ヲ流、

里程七分同、

百

村

一宮薗川六分 小川二ツ二分ツ、 大浦村

水源同所ヨリ流出、大浦潟エ流入ス、

一幹 神流 村 川

同村

水源○黒平山二川圓、 六分ヲ經大浦潟エ流入、

同村

谷○大坪合小川十二流合大浦村ニ至、里程二里ヲ經テ○弁天大合小川十二流合大浦村ニ至、里程二里ヲ經テ 水源●尾丸尾ヨリ○八ヶ代○二渡○久志路○山ノ神水源●白山嶽ヨリ○四段○一渡○野下ヨリ○礒間嶽 ☆○平原○福元

加世田由緒記

大浦潟エ流入ス、

一小濵川 幹流 料理課川調帳」

同

村

水源○大平野○楠木原・小川五ッ合シ、里程七分大浦潟

一<sub>単</sub> 小流 川 右同所下ノ方エ同

同村

一赤生木川

赤生木村

水源○赤嵜木場ヨリ二川流合、 里程二分五リ同

単流大川・長瀬戸川・坂元川銘々里程二分五リ同

一幹流 問川

片浦村

水源野間嶽ヨリ 流出、 小川圓フテ里程八分ヲ經同

一 片流 浦 川 鏡ヶ山 ĴΠ 姥ヶ屋川

同

村

水源野間嶽ヨリ が流出、 里程二分ツ、經テ同

尼殿墓川ノ丸城 石塔アリ、今泉寺過去帳朔日 リ 部 =, 長

年昌壽尼亀ヶ城主別府氏尼ト記セリ

石塔二 基別府城 天文七年戌十二月卅日加 世田 落城

差違 時、 冨松左京<sup>衆作</sup>・ へ戦死ス、 此地今小田原某ノ宅地トナ 大山宮内少輔田衆城内ヨ 1) 組 合 互.

石塔一 基黒鳥口ヨリ東ノ 天文七年十二月晦日於加 世田

戦死ノ墓ナリ、 猿渡與 兵衞ハ田中 JΪΙ 原 於テ戦死

猿渡彦次郎・

同九郎

•

司

..勘解由兄弟三人大手口゠於テ

戦死、 戦死、 本田 猿渡与一左ヱ **九郎** • 蒲池帯刀 門 . 同民部左ヱ門二人堂崎ニ • 同 左 卫 門 • 司 新三郎加世 於テ

田□於テ戦死云៷、

尚 久ニ 殉死尾辻佐左ヱ門墓山中 5人石塔山 中新寺

左兵衞尉尚

冨松左京墓<sub>山中</sub> 天文七年戊戌雪月廿九日戦死

島津薩摩守國久墓山中

木下大膳太夫墓內地藏迫 生害 Ĵ 地 \_ アリ、

平田安房介墓龍徳院 井尻神力坊墓内地蔵迫 天正三年十二月廿七日、

松木左門墓前陽軒界内 享保十五庚戌八月十五日、

> 同左門二男松木三四郎墓前陽軒界內 享保十三戊申八月

廿七日

左門三男松木長次郎墓全 宝暦七丁丑正月十四日、

左門家臣日高談平墓全 宝永五戊子三月廿八日

仝桑畑助七墓仝 享保十五丙戌六月廿一 H

仝右松四郎九墓仝 右松本ハ日州佐土 原家臣 享保二十乙卯四月十三日 テ、 故 T ij 加世

田

一二居住

セリ、

河内守久逸墓村原村 明 應九庚申十一月十一 日

内田某墓内村 天正 一十五年二月十五日死

同人室墓仝

石塔三基地頭所 村 内田 某子孫 ノ墓ト云

坂田某墓唐仁原村

伊地知弾正少弼平季隨墓街道傍村 觀應二年九月廿八日

「島津氏久」代テ戦死、

本田下野守親貞夫婦墓武田村

筑前金隈合戦

田尻荒兵衞平吉政石塔津貫村

天文中津貫村

、居住

云

木下大膳太夫塚津貫村

殿松ト唱九本アリ、

地福寺二代頼源墓大浦村

(中表紙)

- 此一冊は、過る嘉永三年庚戌仲春、

加世田新川口番所

加世田郷名勝誌書拔附寺社由

一野間權現宮片浦村之内 寺社方御修甫 大供司 大供司 愛染院 五

從地頭假屋酉方五里九町

長六寸四部石坐像 鮫島直衞

瓊々杵尊

鹿葦津姫

長七寸六部石坐像

右、天文二十三年卯九月十日

日新公

貴久公御

娘媽神女 長一尺五寸木像

433

補となし参照に供す、

詰之際、加世田郷より借用拔抄せり、今地誌備考の増

明治廿四年八月、 伊季通記す、

長各一尺三寸立木像

風耳

順

告永禄十年丁左扉ニ銘アリ、

御

建立

卯九月四日 日新公 貴久公 義久公

御再興

寛政七年乙卯八月八日右扉内ニ銘アリ、 重豪公 齊宣公 虎壽丸君

舊記ニ有之候へトモ、 西宮ニハ火闌降命・彦火々出見尊・火明尊三座勧請 御神体不相見得候 1

慶長十年霜月 右東宮・西宮、 永禄十二年・天正八年十一月廿 家久公地頭三原左衞門殿池之上坊堯泉 几 日

房代・寛永元年八月廿七日 ニ相見得候、 右廿一年、 宮作・ 同廿 塗方・ 年 御 金物等迄御調替 再興ノ由 舊記

有之候、尤當分寺社方御修甫 所

慶長七年九月十四日、

野

間

權現御神体調替へ彩色有之、

佛師川邉郷之産本覚坊

絶頂 巻所謂皇孫到於吾田長屋笠狹之碕矣トハ此所ヲ云ナラ ノ宮蹟ニハ石祠一基御建立アリ、 ノ鉄鉾安置、 外廻九尺四方ノ石垣アリ、 中に長七寸許 神代 ij

石燈爐二基絶頂宮蹟

齊興公御寄進

土老ノ言ニ、 御神初メ舟ニ乗り給ヒ、 神渡ノ少シ西

サセ奉ルト云、于今打寄ト云瀬神渡塩屋 方礒邊ニ打寄セラレシヲ、 レカ塩屋二入レ参ラセ、塩俵ノ上ニ鹿ノ皮ヲ敷キ御座 塩焚ノ翁カシツキ奉リ、 プ旧 誌シ

ノ石アリ、 ソレヨリ千之峯ト云所ニ御座マシ、 夫ヨリ

宮之山ト云所ニ行キイ給ヘル所ニ、 ヒ奉リ、岩窟 ノ中ニ茅ヲ敷キ御座サセ参ラスト云フ、 茅祓ニ出タル翁逢

此岩窟七八帖敷有之、 暫ク此所に御座マシ、夫ヨリ女

之岑ト宮之山トノ間ニイモアライ川ト云小谷川アリテ、 嶽ニ御座マシ、夫ヨリ堂ノ鼻ニ御座セシト云フ、

卜云、 御神宮之山ニ御座セシ時、 右打寄・神渡・千之峯・宮之山 色々ノ物ヲ洗ハセ給ヒシ所 ・女嶽・堂之鼻

イツレモ野間山絶頂ヨリ南ノ方尾續キ海邊マテ一里餘

町三十三間程、 絶頂ヨリ午方女嶽絶頂迄十八町程、 本ノーノ鳥居迄 里四 午方今ノ宮床迄六 町 五十 間、 今ノ

宮床ヨリ今ノ一之鳥居迄十七町二十八間、 同午方女嶽

普門品 夕日 衣手 御 花下送 は 寄款冬戀 短冊 るの H 短 影 冊 h á H 蓮亭院様御詠御 齊宣公御詠哥御筆、 いわねと色に井手の山吹 齊宣 あかす旅ねの花の木のもと 齊宣 あかす旅ねの花の木のもと 齊宣

筆、

従

齊宣公文化十四

几

弘化二年乙巳八月廿八日

本田

出羽守

折

齊興公文政四

已三月廿六日御

寄

進 丑:

朔日

1御奉納

たつ空も長閑に朝 ふ木の 間 0 月 0 日影霞 匂 ふ遠 0) É ま

0

は

影もれてうつるもすゝし夏

山もと遠く霧は れ て田 面 あらはに秋風そふ

御 芎 箱 御 征 矢 箱 御太刀一 箱 御守札二

54

箱

但白木打付箱に入付

至後年 右之通 柏 野 間 開き候 権 現社 儀 江 *7* \ 御 尤前文御品 不 相 奉 茶納 成 候 被 間 遊 ➤加世田 候儀申達 其 趣 社 司 置 并 候 所 通 役 而 ≿ 差 江.

廻、 も分而 納相成候儀、 御自分差入之上 可被達置候、 都合能 一可差出旨申 可 被 取計! 越置 候、 此旨申 候付、 郷 越 相受取 士 年 寄

御

銀幣

流

日

新公御

寄進

文化五辰閏六月六日

御

奉

奉

文政

一三年寅十二月造替棟札略

Ź

間

片 町 四

浦

+

間

程、

同 卯

方地頭仮屋迄六里二町三十六

加世田 巳八月十九 諸

伊集院織

本田出出 羽守 殿

右之通被仰 別當寺江茂右之趣可被申 渡候間、 此段申達候、 -渡置 **些候、** 左 候而、 以 Ŀ 社 司 并 代宮

加 世 田 士年 中

一本地堂 宇 寺社方御修甫

阿弥陀 娘 脇媽 神 佛 長一尺六寸五部石 長二尺五寸木立

千里 各長一尺三寸 石像、 背二石工千 窜 伊 右ヱ

順

瓜風神

鰐口

 $\Box$ 

差渡五寸

奉入野間大權現本地阿弥陀如来、十方檀那蒙助成而

右本地堂之外に林氏之者娘媽堂ヲ建立致シタル説アレ 慶長八年卯九月・安永四年未二月御再興棟札アリ、 興行之、 慶午敬白、天文十八年丙午八月彼岸日

慶長ノ頃従者十七八人召列當國へ罷渡、 トモ、林氏先祖ハ林北山ト云者ニテ、唐國之乱ヲ避、 今ノ片浦之林

リ守来候娘媽神ハ于今家内へ格護有之、 氏ナリ、 尤野間山中江堂社建立等之云傳無之、 唐國

日

御建立、 二付別而被遊御崇敬、 日新公加世田御入之節娘媽權現江御誓願、 御嶽へ御参詣之処、二之鳥居ニ守護不入山之 野間山 .坊中ニ客殿・奥之坊等迄 加世田 **毕**治

二而御祭有之候、夫より毎歳正月廿日御祭有之候處 左候而、 怪額相顕れ候故、 天文九年正月廿日、 御参詣難被遊、 加世田御屋形江御神勧請 直二御帰殿之由候

取除二相成、 御逝去後御屋形有之迄ハ以前之通御祭有之候、 於御仮屋御祭有之候處、享保十二年御仮 其後御

御祭有之候、

尤御祭之次第云∼略ス、

屋御引取後當分迄古来之通御代参御越

二而於地頭仮屋

一田中之宮并別火所片浦村大戸

五.

従野間宮床丑方三十四 町  $\vec{\Xi}$ 

鎮守 天文二年癸巳九月廿九日奉造立大願主家辰 石体猿田彦命六月十五日 八月朔日 九月九日

一惣廟鷹屋三社大明神宮原村

二四間 鮫島直衞 社司 仁禮覺兵衞

本社祭神彦火々出見尊

従地頭仮屋亥方十九町

刑

御神体 長一尺七寸冠三寸五部木座

口 長一尺六寸五部解髮木座像

西宮祭神火明命

御神体 長一尺一寸冠二寸五部木座

東宮祭神火闌降命

口

長一尺六寸解髮木座

御神体 長一尺一寸冠二寸五部木座

百 長一尺六寸解髮木座

鰐口 獅子駒六疋 П 奉掛鰐口一口願主壽山入道敬白銘二 一社二二疋ツ、、 H 新公御寄進

于時慶長八癸卯年九月吉日

御 短尺 二枚 齊宣公御詠歌御筆、 文化 五辰閏六月六

## 御 奉納

春曙 月影 ハはやしらミつ、海原のかすミこめたる春

あ

H

ほ

火

Þ

出

見尊

御陵者在髙

千穂山

之西ト

相見得、

神代巻

彦

恨戀 恨ミても又戀しさの時しあれはこゝ ろひとつの

やるかたそなき

普門品 折 斉興公文政四巳三月廿六日御 寄 進

一若宮神体二座右末社 北

一稲荷神体]

座

山王宮!

座

1山二座

山之神木寶三座

一善神王二座左右一尼之宮馬頭觀音一体木像左末社

候処、 右鷹屋宮之儀、 應保元年ヨリ是迄追 宮原村之内當分之所 上古ハ内山 々御 へ御引直シニ 田村之内竹屋 再興ア ij 郷絶頂 棟 相 札 成 候 E 1 相 有 申 見 傳 之

候ニ

付

荋

ハ、

両所

ノ竹林實不實ト取分ケ難申

内

得申 杵尊皇 候得ト 候、 居 モ 右應保ヨリ前方之棟札ト ヲ建ラレ 文字不相知 所 候、 1 申 又 -傳候 説 右之遺 相見得三四 = 此宮原 地 = 村者 [枚モ テ鷹屋 有之 瓊 神 Þ

社

七 此所

御建立ト

中傳候

鷹屋· 尊御陵之旧 右巳ノ方山 Ш 方へ連 蹟故神社御建立之筋ニ申傳候、 之絶頂平 **[侯、周廻十三町二十間程、** 下モ相唱候、此山ノ頂二ッ ·地二畦半程有之、 高サ八 神代彦火 十ヨ - 間程、 古事記 Þ 出見

之儀霧嶋山 彦火々出見尊葬髙屋山上陵ト有之候ニ 立西ニ 相當! 候ニ 付、 此場 所ニテ可有之哉 付而 鷹屋 Ш

且又此絶頂宮蹟 下申 傳候 地 者 御 陵 場 所 1 相ミ 盤

= 小藪ナト *)* \ エ 居申候、 尤此

石餘多有之、今ニ草木モハエ

ス所ト

車

傳、

當時

/١

所

々

此山内ニヘラ竹ト申傳候竹林有之タル由ニテ、 所ヨリ方當云∼略ス、 先年 Ė

其通御 村竹屋郷 届申上置  $\wedge$ モ ヘラ竹山有之、 候処、 当時者竹林纔こ 又此所 モ 相 残候、  $\wedge$ 、ラ竹 内 山 有 Ш 之 Ш

シニ 申 テ Ш - 傳候ニ 21 田 鷹屋神社御 |村鷹屋 相成候哉、 付テハ、 郷之儀、 別直 又往古ヨリ之ヘラ竹ニテ候ヤ、 ラ竹ノ儀モ其所へ 三皇子産レ玉ヒシ ) 節 ヘラ竹迄モ相分チ此 `無戸 有之筈ニ 室之神 所 候、 詳 植 靖 ナ ル 移 就 1

儀不相 知

田布施ノ内京田子丑ノ間七八合程相隔リ申 候、 此所

出来候米皇居二奉リ候故京田ト云ト申傳候、

鷹屋神社

ア側

二神之園屋敷卜唱候枚村有之、

又宮園

1

屋宮鳥居ノ東西ニアリ、中候地名モ有之候、宮園畠廻

一土室之蹟(八ケ所深廻各略ス、鷹屋宮鳥居ノ東西ニアリ、

ハ兵粮等炊キ候処也ト云説モアリ、如何サマ神代皇居諺ニ、上代戦國ノ時、此室ニカクレ弓箭ヲノカレ、又二丈モ有之タル由、年々土埋斯ク浅クナリシトモ云、二丈モ有之タル由、年々土埋斯ク浅クナリシトモ云、

ゴ田村 政所ト云地名今之鳥居東側畠ニアリ、

之遺蹟ニテモ候ヤ、

一竹屋郷 内山田村

皇子彦火々出見尊・火闌降命・火明命降誕マシマセシ右之山絶頂ハ上古無戸室之神蹟ニテ、木花開耶姫之三

至リ宮原村之内當分ノ所へ御引直ニ相成候ト申傳候、

上代鷹屋大明神社者此所へ有之候処、

中古ニ

神社御祭祀等

節用水ニ

相

成候川筋

テ右通相

唱来!

候

所ニテ、

絶頂一畦程之平地有之、柱口石卜申傳候石有之、且又

節ハ于今建替申候、無戸室神蹟ト相記木札先年ヨリ被建置候ニ付、朽損候無戸室神蹟ト相記木札先年ヨリ被建置候ニ付、朽損候

一ヘラ竹山之儀、絶頂ヨリ北之方へ相流レ候尾筋八分目

竹多ク為有之由候得共、當時ハ右通纔計相遺リ居申候竹ト相記木札被建置、朽損候節ハ建替申候、上代者金ノ処へ五六間廻程ノ金竹之林有之、先年ヨリ神代之遺

絶頂ヨリ北面ノ方櫻ケ谷ト申候大迫有之、ヘラ竹山之鳥居ヨリ是迄二十三町四十五間程、

たう、にはなり、これなり、ようでですで、 色質・権現之社有之、又数十尋之大瀧相流レ候、此山之麓北下アタリニテ候、同ヨリ山末西之方立神有、尤立像、

十六町十四間程アリ、絶頂ヨリー里程ノ所へ一之鳥居之方へ上舞敷野・下舞敷野ト号候枝村有之、絶頂ヨリ

ト唱候地名有之、鳥居口ト相并ヒ居申候、

跡ト申所有之、

其邊ノ地名ヲ鳥居口ト唱申

候、

宮内

堀

山田之内又者竹屋郷邊ヨリ

相流

レ

候川筋有之、

右舞敷

野之下流通候、是ヲ神事川ト唱候川名ニテ、往古竹屋

ト申傳候、

田村ノ内京之峯酉ノ五分一里程、長屋山酉ノ五分二里絶頂ヨリ方當、宮原村鷹屋神社亥ノ七分一里半程、武

程

地頭仮屋亥ノ方一里十一町三十二間程

立神陰陽

證

石未申ノ 間十三 町三十 蕳

大小陰陽石十ヶ所各廻高サ方當等アリ、 略ス、

竹屋郷ノ麓ニアリ、 委ク繪圖ノ所ニ記ス、

御祭ノ式略ス、

正祭九月九日

御祭米五斗二升五合先

右鷹屋宮宝殿・舞殿 拜殿・善神王・鳥居寺社方御修 御物方ヨリ相渡候

.

月廿八日 也、 甫所ニテ、 以前 ·正和四年十二月十二日·正平四年八月十九 ノ棟札二、應保元年十月七日・建治三年十 當分之宮作并鳥居文政六年未十二月御 再興

之棟札有之、 日·文明十八年十一月廿三日·天正十年十一 永禄四年十一月十日 日新公 貴久公 月廿五 H

義久公御再興、 其外上代之棟札数枚有之候 ヘトモ、 年

人數文字不相知

慶長十五年庚戌林鐘 家久御息災云と、 當地 芋四 頭三原 日造立棟札二、 諸 右ヱ 一門藤 原重 島津藤 種 原 社 朝 務 臣

宮原覚兵衞平忠頼 同息時頼、 遷宮阿闍梨權大僧都 H

裏ニ奉行衆字多与次右ヱ門源吉貞 河越茂左ヱ 門平

重俊

寛永十年癸酉十二月十七日: 主源家久・同忠元朝臣息災云と、 社頭一 宇造立棟札ニ、 當地頭喜入摂津 大檀 守

慶安五年辰初夏廿七日社頭一字造立棟札二、 原忠政、 大願主仁禮佐渡守忠頼、 遷宮導師法印頼 島津藤 珍、

原

光久朝臣并綱久公御息災云×、

當

地頭嶋津安藝守久雄

當社務仁禮右京亮平時 頼

社奉行嶋津出雲、 寛文十一亥六月五日社頭修甫 當地頭島津市正、 棟札、 社司仁禮二左ヱ 大檀那光久公、

門 寺

頼邑、

延寶七未四月九日再興、 十 市正忠廣、 ・郎左ヱ 門 寺社奉行新納五郎右ヱ門、 神主鮫島次郎右ヱ 光久公・綱久公、 門 寺社方取次川 此外近代略ス 當 地 頭嶋津 上

一八幡宮

继世頭仮屋子方十五町四十三 一年 第世社家 間

江田権守

別當寺

其后貞永二・ 士皇都 八幡ヨリ奉守初テ罷下リ、 應長元・ 應永八御再興有之候処、 益山村中村へ 文明十 建立、

右八幡宮

ハ

堀川院之御宇康

和

二年、

池

田

藤

宮之両

永禄六 當分ノ處ニ社地引移御再興有之、大永八御再 H 新公御再興、 寛文六 光久公御再興、 安永 興

八亥年 重豪公御再興

祭神 標玉 神悪玉 中神恵玉 中 中 京 皇 后 皇 后 皇 永禄六癸亥年五月三日、 當座権大僧都頼雅 臣并日新云一字云≿、

御神 体三 座 应 部 木座 像

右三体後銘大願主惣枝院座主、

圓相銅 板 面 差渡シ一尺七寸

裹銘永仁三年申三月廿三日 佛像六体唐金鑄座像金磨長各一寸五部 藤原氏女敬白

右同十面 各座像大小アリ、 略ス、

鏡大小四十三面

往古八幡御輿ノ脇下リニテ濱下リ有

之タリ ト云、

劔 二本一本九寸五部 額 但宝殿ニ納ル、一面八幡若宮

歌仙御額四十六枚

内 拾枚 日新公御寄進

内五枚有之、大破ニテ表ノ歌文字不相知、 五枚

御屋地ヨリ十躰、 永禄元年戊午九月廿三日

内三枚有之、大破ニテ文字不相知、 左兵衞尉殿六体、 左兵衛尉殿寄進 永禄元戊午九月廿三日 外三枚損失

二十三枚 諸士中ヨリ寄進、

枚 井尻早左ヱ門尉 体、 年月 同

枚 當地頭大寺大炊介三体、 年 月同

枚 岩切参河守一体、 年月同前

枚

小願主河上備前守忠本仝女中、

年月 同前

枚 家老春成兵庫助三体、 年月同

年 月同 前

枚 枚 川上又左ヱ門尉一 川上十郎次郎一 体、 体、

枚 江村藤左ヱ門一体、 年月同 前

年月同前

枚 吉賀江因幡守一 淡路守殿一 体、 体、 年 月同 年月同 前

阿多源次 体、 年 月同

裏銘不相分、 邊牟木主税介三体トアリ、 此紛失ノ内ナルへシ、

右二十三枚之内拾四枚有之候へトモ、大破ニテ表

歌文字不相分、 外九枚ハ先年大風ニ拜殿吹崩損失、

右 日新公御寄進ニテ、 御祭ノ節相備候、

龍頭幡

四流

大般若經 六百巻 箱三入附寫本

シク、元文元年御取繕被仰付候

右大般若経序巻之蓋紙ニ書付左之通

棟札曰

初度建立康和二年、 第二度貞永二七月廿五日、 第三應

長元、

第四應永八年八月廿八日、

第五文明十年十二月

十九日、第六大永八年三月六日、 第七度永禄六年五月

三日鬼宿、

右之永禄年中御再興意趣書曰

大檀那義久朝臣 日新菩薩、 遷宮阿闍梨権大僧都政

同第一巻之末二左之通 誉 棟札破損之故書寫畢

御武運長久、 奉寄進益山八幡宮、 御子孫繁昌、 天長地 五穀成就、 久 御 願圓 勝軍自在、 滿 國家安全、 如意

満足故也、

仍御寄進如件、

永禄元年戊午九月廿三日

日新様

又 應永廿年癸巳八月廿日與八行書之、

同第一百一十巻之末こ

右幡年来久

承元五年義次二月十四日辰時許出

右筆中嶽生年二十

同第一百三十一巻之末こ

承元五年義次正月上旬八日時許

薩洲伊集院中埼

同第一百二十巻之末ニ

承元五年閏正月十五日

依藤原隆景立願奉書寫處也

執筆勧進

僧慶幸也

同第一百一十一巻之末ニ

承元五年正月十一 Н

依願主藤原隆景立願為元病快示出

同第三百六十七卷之末二 執筆勧進僧慶幸也

文明十六年甲辰梅雨念九常珠寺書之、

右 新公御寄進二 テ候処、 年来久敷、 別テ破却ニ テ

候、

六地蔵塔 基

奉<sup>銘</sup> 造 立 地蔵菩薩尊 像 願意文言略

ス、

神馬 疋 鞍具相添

天正

十三年林鐘吉日

大願

主

妙嚴 如大姉院阿弥陀

勢社外ヲ取巻候處、

社内

|ヨリ

鳩一

番

飛出

ル

故ニ

テ、

奉

右 新公御寄 進ニ テ候、 右馬 并 鞍具時 ≥引替被 仰付

候

祭日九月廿 Ħ. 祭式略 Ź

リ代 右祭事ニ 々相勤来候、 付、 宮行 康和二年八幡宮ヲ奉守為下池田 司 卜唱  $\wedge$ 郷 士 池田 六左衛門家往古ヨ 某ノ

往古益 子 孫 ニテ 山村ヨリ小松原浦 Ŧ 候哉、 藤宮家者當分小松原之浦  $\wedge$ 轉宅之由于今申 傳 人へ有之、 如何

一八幡山 滿徳寺 真光院真言宗今泉寺末寺 八幡宮別當寺 無住

様其

、家筋ニテモ候哉、

由緒不詳

寛保三年 幡 宮 棟札 側 = P ij 几 反六 畦 十五 歩

御

免 地

當寺嘉吉年間御建立、 弘治三歳御造替

> 一諏訪宮 従地頭仮屋子方廿三町益山村鷹屋ヶ原 世二 間 工<sup>社</sup> 江司 囲 權守

主命命命 t 月廿 几

祭神建御 祭日 Н

出 天文七年十二月十九日 陣 ノ節被及御難儀、 右諏 訪社内ニ 日新公阿多ヨリ加 被遊 御 隱 候節 世 田田 御 敵

陳 追掛軍勢共疑ヲ散シ引退 候、 夫ヨ 1] 削 にモナク 加 世 候、  $\mathbb{H}$ 之城 依之阿多ノ地江被遊 H 新 公御手二入、 御帰

ア被遊 御崇敬候

别

熊野權明 祭神 現山 従假屋卯 五社ノ内 伊弉冊尊 方三十町 速\*\* 男 命 应 間 事解男命 別 川當 野正

一川

祭日 九月十 九 Н

鰐口 差渡一 尺

奉懸薩州加世田 別府松坂熊 野三所権現御 宝

開基往古權大僧都法眼従吉野奉守松坂山「至徳二年丑九月十九日トアリ」 正平五年六月十五日大願主權 律 師 慶 増白敬 江 安置

ラ曲

又 天文七年十二月廿九日夜 説ニ 従七島背負来テ松坂山 日新公加世田 江 安置セシムトモ云と、 入ノ節、 右権

現堂ノ前ヲ被遊御通

松坂坊慶重法印御道筋案内ニテ、

Ш 日 田 リ三日月野、 ノ内桃木渡瀬 武田: ヨリ 村 Ш 畑村ノ内舞敷野 ノ内前 田間 .へ被 遊御  $\overline{\wedge}$ 御 通り、 出 候 夫 中

皈 途ニテ慶重へ御武運長久ノ御祈願被仰付、 ij 権現社ニテ護摩供ヲ修シ祈願イタシ、 松坂山へ 依其忠節 走

式ヲ守リ、 毎年十二月廿九日護摩ヲ修シ、 御武運長久

七島ヲ永代檀方ニ賜フ、于今怠轉無之候、

此佳例之旧

永禄三庚申年肝付御入ノ節、 国家安全ノ御祈禱修行イタシ来リ候 加世田郷松坂住谷山周防

阿多郷 嶽安置神鏡、 修勝軍治要国降伏之法、 原口勘之太夫・川邉郷春田伊豆太夫ニ命セラレ、 以勧請飯綱大明神、以修天鍵之秘法云と、 於是三人戮力、 於川邉郷田 上

谷山 周防 ハ今ノ川野正聚院先祖 ナリ、

一熊野權 現 従仮屋子方七町五社ノ内

伊弉冊尊 速玉 勇命 事解男命 是 枝 勘 兵 衞

祭日 九月廿九日 祭神

鉄燈爐 ツ 差渡六寸

鉊 "于時永禄十年丁卯霜月吉日 鹿児島勘解由 長友丹波 藤田伊賀 御宝前 持長治部左

> 工 門 野涯 戸波

右社内 有之、

弘治三年丙辰九月吉日 貴久公御再興、

神領被召附置

求广

居住ノ所、 候へトモ、 其后被召上候、 山伏成諸国徘徊、 上古是枝大泉坊肥後國 此時 忠良公武威盛事ヲ

知リ属幕下、 加世田御入之節時宜言上、無異儀御 旗下

住候、大泉坊今ノ是枝勘兵衞十一代ノ祖ナリ、 成 為其忠恩大坊被下ト云と、 夫ヨリ代 々此所

致

居

寛永五年造立棟札アリ、 近代皆略ス

一福壽權現 従地頭仮屋辰方四町十五間五社ノ内

祭神 豊玉彦命 豊玉 姬 玉 依 姬

祭日 九月十五日

圓鏡數面 大石 ツ 其外神体略ス、

鰐口 差渡六寸

銘<sup>1</sup>應永十九年壬辰八月十日 福壽殿上玄敬白

往古ハ加世 田 五社 ノ内ニ而 御崇敬有之、

天文十一壬寅十二月廿四

H

H

新公城内

御建立

而

天文十三年甲辰棟札ノ裏ニ、 大施主島津忠良公・島津

貴久公、遷宮導師今泉寺九世法印頼運、 願主福壽院頼

春

慶安已来棟札略ス、

一山王權現 従假屋未申方四町十間

今泉 寺

祭神 大己貴命 大山咋命

木立像八体大破

猿木座像二体大破

祭日十一月初申

其后 右山王宮大永四年甲申十二月十六日薩广守忠興御建立、 日新公御再興也、上代者柿本寺別當寺ニテ候

トモ、 廢壞之后今泉寺格護 二相成候,

萬治二年亥十二月廿三日棟札二、光久朝臣并綱久公・

又三郎殿云≧、 當地頭島津安藝守久雄云と、

一稲荷宮 従仮屋午方五町

是枝勘兵衞

稲倉魂命

神体六体各略ス、

祭日十一月十八日

ガヱ ツ

**銘相荷於御宝前奉七夜参籠間、** 観音経書寫一字三礼

宇都猪之助

御屋地内右之社堂存み、

右

日新公御本尊ニテ、

御看経所ニテ御崇被遊、于今

并般若心經一卷三花供迄 永禄七年甲子五月十五

御祈念之趣如斯 権少僧乘勝敬白

一愛宕社 従假屋未方十町十間

祭神 伊弉冊尊 火產靈命

神鏡一面 差渡五寸 祭日三月廿四日

万たた 右ノ裏ニ 慶長十六年辛亥三月廿四日

伊吹山江御退陣被遊候刻、 右者、 ノ愛宕故、性隆法印甥宇都舎人最初福壽城ノ拘ニ鎮座 体奉勧請誓願之処、 慶長年中関ケ原御出陣之節、 無恙御皈陣被遊候、 陳僧性隆為御武運長久愛宕 義弘公御難戦ニテ 依之御佳例

致シ候処其后今ノ丸尾山ニ鎮坐ス、

一天神社 従仮屋辰方八町三十間麓比良 今泉寺界内

鰐口  $\Box$ 

神体木像

長七寸

祭日二月廿五日

天満宮の傍ニ四方明きの艸庵あ

ŋ,

松梅亭とい

Š

騒

<sup>銘'</sup>奉施入加世田別府今泉天神御宝前以、

享保十九年十一月三日 H 右鰐口天神宮へ為有之由、 奉納致シ、 加 世 于 田落城 ·康正稔丁丑 于今右八幡社内へ有之由 ノ節、 Ħ. 阿多之兵士奪取之、 月九 再興棟札裏ニ左ノ如 然處二、 H 願主大衙伊 天文七年十二月晦 阿多高良八幡 ク、 藤

+ 於天神像、 新公當地御居城 當天神鎮座由來久矣、 頃 聯句興行為恒例、 御崇敬嚴重也、 御願已成而社檀御 ノ時有大事御願、 其后 往古 每二八月廿五日令諸学生集會詩 建立、 大中公移於麑府、 久豊公御建立こ 依之令松山甚之進 為祭供料寄水田 テ、 御 城内 数 作 H

一松梅亭(従地頭仮屋辰方八町三十間天神社傍ニアリ、

護摩所

天神是也ト云

或記二、

亭に入らさるものハこの亭の凉しき事をしらす、 Š 人学士風遊 も更也、 専ら夏月三伏の暑を避るの佳 0 ためにいとなむ、 花 0 あ した月 境なれ 0 は ÍJ つら í 此 13

> より百八煩脳の聲をひらかし、 や、 をめくりてつらなり、 眞 屋 れし白亀山 のミ空に聳 南には開聞 Ш 言秘蜜の法の聲絶 あ 向 さて西南の間にははるかあなたに神のむかし つらなり、 東にそむけは白山妙理大権現真如の月の光りを顕 ŋ おもんミるに、 東南 ハ 西 二 南無大悲の観音大士凉風を吹 ほの の神ましまして五雨 の嶺上には弁財天年ふる松の琴をしらへ は かに見え、 こなたには龍護精舎巍≥たる翠 西北の方には善無畏三蔵錫をとゝめら 別府の城 神明 青田 す、 蹟 (佛陀感應の霊地にして、 眼 北隣にハ雲林山今泉寺有て にそよく夕あらし一つとし 堀 埋 0 聖君 あたり れ岸崩 十風を守らせ給ふとか の館 高 n しめ衆生を済 Ш て唯古松老杉 0 跡 Ш 澤 /١ :の景軒 眼 靄 東北 の下 の長 0 中

一久志地權現宮 廿三町五十五間 宇留嶋久志地坊大浦村久志地

てよからすといふ事なし、

祭神 狐津姫命 葛城一言主神 新倉魂命 葛城一言主神 大歲神

姫命

本地十一面觀音 一体長八寸五部木坐像

体長六寸

聖宮龍樹尊

外二 地蔵尊 永正八年辛未霜月廿四日檀那勢賢 児宮如意輪尊 久志地王子権現

三体

各背銘同前、 略ス、

鰐口 差渡七寸

右 日新公御寄進、

棟札二 祭日 九月十九日

右意趣者、 奉造立久志地五帝王子大権現御宝前一宇、 為大檀那 菊三郎忠良公御利運、 敵悉除

御息災延命、 御武運長久、 如意御満足、 別府城退治故

也、 永正辛未霜月廿日、 別當東福坊綱重

右久志地権現者、

忠良公伊作城ニ被遊御座候時分よ

志権現

江十二月廿九日より

元日迄

籠誅伏仕

侯、 り賣嶋東福坊江加世田 別府誅伏被仰付、 退治之時ハ久 于今其

重ハ今之宇留嶋久志坊先祖 佳例に依而廿九日より元日迄致通夜候、 也、 永正年間 以前者當社別 且又東福坊綱

致欠落、 當海老原大賢坊と申者ニ而候得共、 其跡を相續すと云と、 子細 医依 荋 日州

> 一礒間權現 従仮屋未方四里十一町十一間又伊佐間と云、

宇留嶋久志坊別當

祭神 伊弉諾尊 祭日九月十九 H

根廻り三百四拾四間、 右礒間宮之儀、 山上大巖石二而至而嶮岨なり、 高さ八拾四 間、 其巖石之根廻 巖石之

此根廻りニも権現社あり、 権現社あり、 東之方五六拾間を隔て同様之巖石あり、 是を津貫礒間と相唱 津

貫村之者共致信仰、 顽 石之姿ニ而、 禽獣之通路さへも無之候、 外ニも段∼巖石并立、 二月彼岸中二祭祀致執行候、 敏達天皇十二年癸卯 誠ニ嶮岨之場所ニ 陰陽

九月、 日羅聖者錫を止メシ所ト云、

正安元年亥八月十五日 忠宗公礒間権現江為弓箭御 願

光と脇差と相見得有之候得共、 差長光右南勝坊江御渡し給ふて御嶽江御奉納、 御参詣之時、 賣嶋南勝坊御供仕、 御寄進之刀吉光 今こ 長 脇

朽錆地合不相知候、

吉

光之刀ハ朽捨り候

寛正二年辛巳春、 依 忠國公命、 礒間嶽江為琉球退治

御祈願仕候

江

筋二系譜二相見得候 附 右賣嶋南勝坊より代と永正之比迄鹿籠江致居住

候

御退治之節、 新公礒間 権現御崇敬 賣嶋喜宅院依 = 而 或 度∼御 命礒間 参詣 嶽 江 被遊 七 Ē 候, 断 食苦 肝 屬

家久公礒間嶽 行秘法修行仕、 江. 御参詣 御武運長久祈願仕候 被 御

之節茂 御祈願被仰 付、 賣嶋大現坊父子礒間嶽 遊 候、 同公御 代琉 江 球 籠り 征 秘 伐

法修行仕候

一礒間近戸宮 従仮屋申方三里廿八町三間 宇留嶋久志地坊

天神七代

地神五代

祭日九月九

奉造立礒間今津宮大権現御宝殿棟札 鰐口 差渡四寸五分無銘 日新公御寄進 一字

奉造立礒間山近戸宮大権現御宝殿棟札二 天文二十年八月十五 日 洗宮御師當座主大泉坊綱安

大檀那大隅守光久公 當地 頭嶋津安藝守久雄

法印

権大僧都頼

暦三丁酉二月 當座主大泉坊胤賢

一山神 従行 仮屋申方三里三十三。双小枯庭とも云、 町 Ŧi.

神躰木座像

二座長各五寸

祭日十一月初

申

大山

祇

命

間 别 宇留嶋久志地坊 十郎右衞門

> 鐵鰐! 差渡八寸五分無銘

右 Ш 神 氏 久公御建立二而 永徳二年壬戌十月二十四

 $\mathbb{H}$ [遷宮]

天文廿三年十一 月廿 낊 延宝八年庚申八月再興棟札之裏 日再興、 又慶長十 年 丙午八月

書記アリ、

彼岸再興并彩色と、

元禄十四年辛巳十一月吉祥日 再興棟札

太守綱貴公、

當地頭佐多豊前久達とアリ

一妙見社

従地頭仮屋未方二里二

四郎左衞門 格護石原之

祭神星神 神体木像 座 祭日九月九 H

藤原朝臣義久公、 天正十三年乙酉 干 當地頭 月廿 本田 三日 [刑部少輔宗親、 造立 棟札 大旦 遷宮導 那 嶋 津

一九玉宮 祭神 픨 妙見同所ニアリ 事猿 勝田

| ||國勝長狹命 ||電影大神

祭日十一 月廿二日

格護下津貫之

永禄六年癸亥十二月再興棟札二、大檀那藤原鎌菊殿 神体木像七座各長八寸 建

生辛亥身心健固云と、 又貞享歳次乙丑霜月八識了再

公護持信心云×、當地頭佐多豊前 極楽寺住持快乎興棟札、三州府君藤原朝臣光久公·同綱貴公·同忠―

一飛龍権現社 従地頭仮屋未方二里拾七町十八間 仁右衞門津賈村福元

祭神 伊弉冊尊 速玉男命 事解男命

祭日 九月廿九日

延宝六年戊午三月十三日再興棟札ニ、光久公御武運長納言息災云々、當地頭喜入摂津守 大願主正元寛永拾四年丁未四月吉日再興棟札、大英檀藤原島津中

久、當地頭嶋津市正殿トアリ、

一八王子 祭神 活津遊命 市杵嶋姫命 出心姫命津貫村下之門 天忍穂耳尊 天穂日命 天津彦根命

享禄四天辛卯十一月十六日社頭造立棟札二、大旦越薩

Ħ

九月廿

八日

格護

直右衞品

門

永禄九年丙寅八月廿八日修理棟札、 災云と、 摩守藤原朝臣実久、 大旦 那 願主 清 當地頭平宗綱、 照 遷宮法印政典ト 當司 當地 頭稲富左京長 武部清照御 ア 息

秀、願主久次敬白

一山神(従地頭仮屋未方二里十七町五十五間(権右衞)津貫村牧之段(格護牧之段之)

門

大山祇命 祭日十一月四日

祭神

寛永十九年子十月吉日造立棟札二、藤原朝臣家久公御

運長久、當地頭三原左衞門殿、

祭神 大山祇命 祭日十一月三日 一奥山山神 従地頭仮屋申方一里六町四拾五間 藤左衞門武田村内野アンノッ 格護東之

右 日新公御建立、

氏義久朝臣、 當願主楠亀丸、

祭神 麓山祇命 木座像二体長各六寸一山口山神 従仮屋酉方一里二町三十六間 格護

平右衛

門

奉造立山神鎮守社一宇、 棟札

祭日十一月十

Н

右山

神

日新公御

再興、

永―六――十一月八日願主敬白、右意趣者―― ――朝臣勝久并女大施主御息災云と、右意趣者―― ――朝臣勝久并女大施主御息災云と、

一近戸宮十二 一所権 現

祭神 天神七代 地 神五

右権現社へ上代ハ神領高二十一 斛五斗被召付置候得共,

其后被召上

應永廿一 年甲午十 月十五日再興棟札文字不分明

一山王権現村原村脇之薗 大己貴命 従仮屋丑方十 神体圓 町 四 間 相銅板大破

九月九日

右 二圓福寺廢壞後今泉寺格護二相成 日新公御崇敬二而、 今泉寺六坊之内薗福 ル 寺 莂 常當也、

然ル 元亀二 并三州大守貴久・義久御息災云と、 | 年成午二月十日再興棟札ニ、| 「永禄元年-戊午アリ、是ナラン 大英檀芸 當地 頭嶋津 藤 原朝 臣 藤

原 H

朝臣尚 宝泉院政久僧 遷宮導師大阿闍梨權大僧都政誉、

天正十年壬午三月吉日 右棟札疑 ハ 禄五年逝去也、永禄元年戊午ニュ日新公ハ永禄十一年ニ御逝去也、 再興棟札 大英檀藤 スレハ當、 原朝臣 ル永 義

久御息災云×、

當地

頭

三原前遠江守

一若宮鎭守 祭神井上 內

親王

格護寺前之

永禄四年辛 宿衆純音房・慶乘房 酉二月彼岸社頭造立、 智乘房 賢乘房、 福寺當住宝泉院

員

一寄木八幡宮小湊浦薗山

祭神道主貴

慶長十年巳三月造立棟札二、 外三永正十一年棟札なし、 藤原忠恒、 余近代故略ス、 當代官久武云と

一若宮 祭神天押雲命小湊戸口田

天正十年壬午霜月造立棟札 = 願主富嶋十郎右衞門

結之講衆云と、

寛文十一年二月棟札 當地頭嶋津市正 一殿とア

龍護山

I新寺 御物御修甫

高三百六拾三石五斗五升六合弐夕四

寺地并田 地二 一町 ť 反三畦廿  $\overline{\mathcal{H}}$ 歩 御免地

開基年月不詳、 日新寺往古号保泉寺候由 大檀越薩州家保泉寺桂林國 日新公御 人大禅伯

再興ニ而、 永禄七年甲子より同九丙寅年迄成就之由、

御逝去後、 御譣議之上七代梅安代日新寺と御改号之由、

一日新寺殿梅岳常潤在家菩薩永禄十一年戊辰十二月十三日

一南林寺殿大中良等庵主元亀二年辛未六月廿三日

一一枝曇秀居士 左兵衞尉尚久公永禄五年壬戌三月朔日

一龍徳院殿文質桂才庵主天正五年丁丑七月廿四日 尚久公御母堂

右之御牌御安置

本尊釋迦、 其外数体有之、 略ス、 皆寛政十年焼失後御

建立也

御自筆御文書 通

奉寄附

55

薩州 加世田庄内之事

合大浦名 長田之門

地蔵薩埵并石塔、 右、 所志者、 依法花萬部讀誦之儀、 永代不可違却之者也 建立一字堂、

安置

天文廿三木虎年二月二日

保泉寺

衣鉢禅師

右御文書上包紙

保泉寺住持盤忠

前相模入道日新 衣鉢禅師

愚谷軒

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二七一四号文書ト同一文書ナルベシ)

御掛物

島津相模入道日新

ゑえるよをさましもやらて盃に無明の酒をかさぬる

うし

右

持傳候処、 齊宣公日新寺御佛参之節、 住持寂禅右御

日新公御詠御筆、今之鮫島村右衞門家江古来ヨリ

筆借入御坐之間江被掛置候處、 日新寺江寄進致シ候様

トノ御意ニテ寄進仕候、

表具之儀者御物出来ニテ候

法華経普門品 軸

斉宣公御自筆ニテ、文化十三丙子正月御寄進、

右

450

嶋津前相模入道日新(花押)

御 短尺 枚 齊宣 ||公御 詠 哥御自筆、 文化

Ŧ. 辰二

一月六

日 御 奉

鹿 小萩か本によるを麓によった。 かることである。 秋あら風こ Š る

萩 せぬ 宮 城 野

御短尺 心 經 卷 枚 斉 「興公御· 蓮亭院様御詠歌! 自筆、 文化 御自 筆 辺 年 \_ 而 丑: 従 御 奉

斉宣 納

郎

郎

森

助左

工

門

丹生治部

谷

Ш

池

新

凣 Ш 濵 原

ママ

Ť

公文化 + 应 1 几 月 朔 Ħ 御 奉

おさまれ いる御 代 0 ため L ハ糸竹の音もすみわたる 秋

0

夜

0

すみ わたる秋 の今宵 0 月影を友と契りて詠 8 あ か

h

あ ふことを年に 度 0 たなは たの 秋 の今宵や暮 13 そ

くらん

普門品 折 齊興公文政四年巳三月廿 六日 御 寄 進

伴

 $\overline{\mathcal{H}}$ 

郎

髙

洲

七

郎

太郎

髙

洲

彦右

工

門

寺

師

新

几

郎

掛 酒 物 b 水なか 幅

かことの れもさけとなるそかした、なさけあ ń

君

+

戦亡過去帳并戦亡衆板位

有

近

衞

信

笋

卿

御

親亳、

佐多豊

前

部 , (ママ) 納又八 郎 税 所 猿渡: 越 前 勘 安富 解 由 伊 猿渡彦 豆 牛 枝左 匢 郎 衞 猿 渡 野 九 瀬 郎

與三

池

宮

Ĺ 卫 門 只 熊 鎌 田 郎 刑 四 部 郎 左 工 門 宮原; 助 中 -村肥前 次 郎 武本又九 生 一枝又八 長

隼 左

治 左 部 卫 次郎 八郎 松崎 土 一橋采女 與 Ŧī. 郎 森孫太郎 助 七 郎 藤 太郎 七 Ŧ. 伴 郎 五. 郎 Ŀ 床 青

郎 與蔵父子 只熊左 又六 ヱ 門五 郎 上 凉 肥後 五郎四 與三 郎 郎 太郎二 坂本助 郎 郎 坂本 勆 内 九

石上 強 八 二宮四 井尻左 郎 工 九郎 門 遠矢 髙松隼 梅 人 北 左 有 卫 屋 門 左 藤 次 卫 門 佐 原 H

郎 五. 郎 Ŀ 左 一野八 卫 門 八郎兵衞 梅 北杢左 帖 佐掃! 卫 門 部 Ш 加 権 江 太 田 云郎 兵 衞 郎 木 村 甚 益 崹 辺

助 四 郎 権 左 工 門 安藤又  $\overline{\mathcal{H}}$ 郎 柳 田 太郎 郎 富 松

左京 郎 谷 本 Ш 田 藤 九 郎 左 工 門 猿 渡與 蒲 地 左 右 工 工 門四四 門 郎 市 来 備 蒲 地 前 帯 刀 税 所 助

與三左 宮 卫 原 門 源 藤 塚 兵 田 衞 與三 兵 田 中 衞 珍 阿弥 Ш  $\square$ 太郎 平 曲 次郎 小 郎 有 嶌 次

郎

郎

丸源次 比志嶋 奈良原 益崎隼 坂本助 兵衞 宮次郎 子 郎 Ш 右 主 源 部 工 太左 門 兵  $\mathbb{H}$ 工 殿 戸 衞 門 郎 木脇 藤 與 有 本 安田 長門 木下 腁 河 ヱ 弥 由 应 井 左 池 與四 隼 門 郎 大山 八左 Ш 郎 内 町 同 Ш 郷 卫 猿渡 内主 湊 縫 備 Ŧ. Ĺ 田 九 [織部 郎 郎 武本典左 殿 比志島又六 工 髙 後 加 郎 一原弥四 良神五 嶌 門 權右 一村彦六左 福﨑 賀 安田 郎 蒲地 春成 平 |尻壹 大寺大学左ヱ 古木孫太郎 黒木 平田 Ħ 神宮寺弥 工 町 門 新三 有川 郎 助 本 民部左ヱ 卫 田 岐 由 門 十郎次郎 卫 軍 中 郎 木島 宗左 新右ヱ 椎原小 郎 門 髙野三 有馬 原次郎四 肥後掃部 九 市 郎 上 郎 助五郎 門 門 来飛騨 助 從知客 阿 卫 原 稲 市来源次郎 孫宣 多源 太郎 門 門 郎 石谷 左 冨 是枝 郎 左 岩見 兀 宅萬與八左 卫 弟子丸播 有 郎 門 敷祢越 長野蔵 郎 加 因 間 卫 善鍳 泉慶 猿渡與 郎 宮原平六左 新 門 有 幡 河 木島: 次 馬孫太郎 坂本與次 上 瀬 敷根掃 中 廃 助 郎 有 (ママ) 伊 春成兵庫 戸 野村! Ш 曲 地 助 工 腁 兵衞 郷左 本九 門 弟子 安田 神  $\mathbb{H}$ 知 有 五. 宮 父 几 馬 ヱ 郎 原 民 冨

島主

右

平 井 工 上 島 敷 郎 池上藤左 弥 門 『郷兵衞 禰源 兵衞 弥 由 三郎 |兵庫  $\mathcal{F}$ 父子 御坊 八 左 大迫四 平田 大迫 木島圖 ヱ 伴右 門 H 高仁 玄蕃 九 郎 兵衞 工 郎 書 **於**称善 門 远 郎 宮内 大迫兵八 宮原治部 施 小二 堀小 宇都 平二郎 郎 左 池 袋八 郎 彌 卫 光七兵衞 門 關 鹿 鴻隼. 池主 郎 伊 春 豫 三郎 藺牟 Ш 太 Ĺ 安藤 関主税 郎 田 宇 都 中 左 勝 郎 彌 村 源 目 工 太左 主 尾 鹿

弘又左ヱ 宿勘 務 助 嶌 大川平 鮫 工 為備 解 太郎 門 門 由  $\mathbb{H}$ 卫 本 三兵衞 口又十 田 後 九 鬼塚吉内左 門 海江 宇都· 郎 興五 中 篠 郎 愛徳九郎 郎 田 Ш + 長野父子 原 大炊左 源 郎 小 大重 三郎 卫 Ш 門 野 郎 几 卫 肥 内 中村彦三郎 阿木河平御奉公 **心後助七** 郎 門 梶原藤 孫 池 向 ]井與四 兵 ŧ 衞 本 郎 權 左 七 田 郎 治部 村田 兵衞 野 福 卫 嶋 金子 呵 源 左 雅 助 樂助 左 ヱ 多 伊 伊 重延 八 門 源 小 地 地 郎 卫 次郎 太八 左 知 知 ZII 末 ヱ 玉 鮫 長

樺 河 利

Ш

藺牟田

彦六左

工

兒玉又次

郎

椎

原又六

Ш

卫

門

南

勝坊

肥

%後新

島 内

隱 +

Ŀ 左

原左近将監

金子金左

工 門 郎

簑輪 相良

遠矢 否笠

桑波田

主 岐 郎 多中

指

56

薩を句の上に置奉るならし

前陸奥守入道伯凮

りぬる正月の末の比四十九日なりけれは、

南無地蔵菩

改

永禄十一戊辰十二月十三日にはかなくならせ給ふ、

三旦、 十郎 野瀬 海江田 過去帳ヲ調飾シ、戦亡衆之名字ヲ書載、 右 馬 七月盆中ノ供養施餓鬼被遊候由、 二階堂三郎二郎 石塚(ママ) 御年七十七二而御遠行、 日新公御存生之内、 重延平四郎 八郎三郎 三原慶(ママ) 中村宗四郎 竹内隱岐 久木田 兵衞 市来備後

日新様明應元壬子年御誕生、永禄十一年戊辰十二月十 上、于今七月十五日山門施餓鬼卜云者其戦亡衆之為也、 日新寺江戦亡領水田三町 野田伴左ヱ門 桑波田右近 川﨑玄(ママ) 右高者其后被召 平田 日々盆水を酌 久長八郎 加賀 坂本又 新納

扨も春かけて面強なく白雪の残るを見てもなきそ悲し

き

さらに只そこともあらす終もなき煙そ人の行末の空 程そなき昨日けふかと思へとも三十四十に餘りぬる哉 移行跡の日数に浅からぬ親の恵そなをしられけ つく~~とおもふに少慰は乱ぬ人の終りなりけり

(本文書ハ「旧記雑録後編一」四七二・四七三号トホボ同文ナルベシ)

三日 伯囿様永正十一年甲戌歳御誕生、 御年五十八二而御遠行、 元亀二年辛未六月廿

57 物になん、 をかふりに置續かさる六首をつらね、 大中良等庵主卅三廻ニ當り、 追膳のために弥陀の名号 霊前に手向奉る

法印龍伯

紫の雲ハ遥に隔つともなく音をもらせ山郭公 夏のよの月ハしはしの程もなく西の空をや行ゑ成覧 秋近き森の木陰ハ白雨の洒かぬ露に袖そしほる

三十過三年になれハ斧の柯の朽しはかりの心こそすれ

千代もとて祈し親の別より何を我身のよすかならまし

むかし見し面影ハ只それなから夫と言んも〔石流〕也け 涙こそ理り知ぬ世の中にさらぬ別のなからましやハ

n

たらちねの親の諫を大形に思ひしや今悔の八千度

筆の跡止め置てや古の道の訓の絶ぬ末の世

∇⑪慶長八年六月廿三日人

(本文書ハ「旧記雑録後編三」一八三三号トホボ同文ナルベシ)

一義久様天文二年癸巳二月九日御誕生、慶長十六年辛亥

なき

正月廿一日、御年七十九二而御遠行、

梢より下枝も花にあふちかな義久様御在京之時、花之下の御會之御發句古來稀也、

御詠哥九月九日

太守囿君日と御堂詣で朝来辰巳之間たる事移易なき故、九重にけふ開花の色よかと山路の菊ハさもあらはあれ

献て御詠、も年回忌『異らす、四七日忌を迎て「囿公梅華一朶をは奉之諸臣も亦不怠、二七日・三七・六七日忌の營備

春またきたくひハあらしたをれとてほとけのために咲

やこの花

讀誦し了テ、二の巻を初め讀誦未了に、其の經巻を 太守囿君二界の看經處檀上に御座して、法華一の巻を

握し、俄然として無常三昧に入給ふ、

大祥忌に到てハ、太守龍伯公の勤修、七周十三回忌打「「作祭でし」(共学三月レラギン

事檀波羅蜜の相此時ニ顕る、御詠

及ても亦十方同聚會孝行を尽せる道ち、

七日

1の諸行

梅のはな植し岳へをこと、へはとをとみとせの跡そ程

右、左兵衞尉尚久公御墓ニ而、日新寺山中ニ有リ、石塔 一枝秀公居士 一基

一石塔 道春禅定門 一基

右、尚久公江殉死ノ尾辻佐左ヱ門墓ニテ、

尚久公御墓

処、尚久公御逝去 二付 日新公御詠

尾辻氏ハ

日新公江相仕へ、

兼テ殉死ノ御約束申

上候

ノ側ニアリ、

ト被遊候を承り、御前ニ罷出山吹ノ御盃頂戴仕、御前大人も別れの道ハ友もなや死出の山路を獨りゆくらん

之石ニテ切腹仕候由、

退出ス、其時御意ニテ刀大小御取ラセ被遊候故

角有

貴久

右、日新寺山中ニアリ、伊作方ノ人ニテ、加世田落城石塔 久林道昌居士雲月廿九日 冨松左京

戦死 節 城内 由 其蹟 、大山宮内少輔ト搦手ノ口 郷 士 屋敷ト ナ í ニテ引組差違

石塔 保泉寺殿桂林久公大禅伯 基

右 保泉寺大檀越薩摩守國久墓 テ、 H 新寺 Ш́ 中 T

石塔 傳心常活居士 基

IJ

従日新寺子方二町 三十 九 間

十八日、 檢使北條善左ヱ門 田 衞龍山公左遷ノ儀ニテ同居難成故、 公ヨリ蒙勘氣薩州坊津一 右、 柿本寺江召移サレ、 木下大膳太夫吉隆生害ノ所ナリ、 寺外於地蔵迫生害ス、 · 害杓人最上右近太夫被差越、 無程上方ヨリ生害ノ命アリ、 一乘院江 首ヲ抹香塩詰ニ被仰付 配流 大膳太夫事ハ ニテ被居候処、 吉隆 ハ大閤秀吉 加 兀 為 近 月 世

ヱ門三人上洛ス、 上方江被召上候、 六月中旬着シテ及披露シニ、 宰領指宿壹岐 蒲 地 備 中 吉田兵左 暑熱

時分ユ 付旨上意候エ エ 首肉腐爛イタシ、 1 も、 御老中方取持ヲ以テ御赦免ナサレ 宰領人不念ノ御咎目 可被仰

及口 右生害ハ慶長四年己亥四月十八日カト云傳フ、 能上方エ三ヶ月滞府、 御付状被下候テ罷下候由 其後傳

> H 釋迦堂 心常活居士ト日新寺住持追号ニテ、 従日新寺未方四町 石塔モ建立ス、

釈迦 佛 体 長五寸木座像蓮臺金磨

釈迦厨子之裏文句、 摺消アリ、

代 之孝孫相模守忠良公法名

日新菩薩孝子貴久公父子之-泰圓守見叟忝蒙太守三代之恩徳超 地也、 蓋日新 乏 禅窟 第 徳

興

起一守之堂製作 應身之二君子 令百億 逢其源也 是 不生不滅 性 佛心

應

不侵吉祥如意現世安居後世天至禱 方歳 右所冀 力 々、 恕 消 滅悪魔降伏

于時慶長十一 丙午六月初  $\overline{\mathcal{H}}$ 

右者 新寺八世勅特賜佛日宏照禅師泰圓 日新公 大中公御荼毘所之故 見納 龍 伯公國

分富

一大中良等庵主御石塔日新寺界内 釈迦院 隈江 御座被成候 節 御建立之由 基高八尺一寸五部

従日新寺未方四 町 八間

塔釈迦堂同所に有之、

右

大中公加

世田

御

屋形

=

テ御逝去被遊、

右

御石

大中公闍維場石 基 三重

御 石塔後石井 垣 外 有之、

一七人名頭内山田村 門仝 松元門仝 田平 -門名頭 西尾 門全 市 坪門仝 (有木門仝脱カ 市井 木門仝 大坪

日 同 去ノ節御葬禮 右 野 断 2) 間 ì 御棺奉守、 權現御神事ノ節モ上代ヨ 釋迦堂ト 日新公御代御料所七人名 ノ御棺守奉リ、 其節ヨリ 間に千丁松明奉燈ナリ、 相 續テ于今毎年七月盆両 亦 1) 頭卜云 御仮屋内 貴久公御逝去ノ節 且 へ相勤 亦正 新公御 月廿 [夜常 メ、 浙

于今地 頭假 屋内 相勤来也

地蔵堂一 宇 従日新寺子方二町五十六間 格 日護 I新寺

右将軍 シェ變事有之、 ル 地蔵ニテ安置也、 一地蔵 彩色等御取繕ニテ亦と如本召返サ 井尻神力坊日本國中 然處 光久公御代御 逈 國 城内 ノ が節負 7江召移, 下 ル安 1) 夕 V

右者、

往古

日新公為戦亡衆麓街道日新寺界内境に

御

石塔 權大僧都神力宗憲法印 新寺界内 天正三年十二月廿七日 基

置スト云

テ六十六部ノ法華經ヲ御奉納ノ御誓願 日新公ヨリ 井尻神力坊墓 神力坊 江 \_ 御 テ、 國家繁榮長久ノ為ニ 柿本地蔵堂左側 ショウ 由 Ξ T テ回 ケ ij 玉 國被

於

荒瀬権現宮

祭神

猿田

彦大神

澳津彦命

H 新 成 然就シ、 新公御逝去ノ後帰國ス、 天正 三年 <del>|</del>

仰付、二十二年ニ至テ四千三百五十六部

七日 殉死スト云

一六地蔵塔。高サ一日新寺門前境鴻巣馬場通 丈四尺三寸

天文九年庚子三月廿八日、古縁起二 一切の罪も消へ南無弥陀」新公御哥右之塔=彫付有リ、 地蔵 入道日新公始率梵儀新發意 四 十九 几 重 0) ミの 四十八

時三時、 六人蒙授受政誉於加世田 勤念無弛大丈夫行者也、 屋 形、 開白 尔冬大法修行日数成 兀 度、 瑜 伽 大法 几

就、 南 而 供養尅公自書四十九身四十八願 建佛金蓮三部四佛四鬄大石塔於加世田 送給養道 来巣馬 師 政 場

矣、 此三 部 应 [佛鬄石塔造立供養、 依大法修行成就宿

願

建立にて、 鬼を被遊 御執行、 毎年七月十六日朝、 御 自身戦亡帳にて一と盆水を奠 六地蔵之前にて大施 餓

新寺八世泰圓當分の通り石塔再興すと云

給ふと云と、

其後塔破却いたし、

慶長六年二月、

H

澳津姫命

ノ妙経ヲ奉納

荒瀬権現 ハ豊玉彦命ヲ祭ル、

従 (新脱力) 町 应 一十六間

右両社、 上代ハ池之山麓ニ有之、 日新公御代迄ハ池

有之、 時々災厄ノ事ノミ多シ、依之 日新公ヨリ 仏

然ル

処、

池 底

日 1] 、俄ニ荒沙涌上リ 陸地ト成シ故ニ、 日新寺守護神二

云と、 勧 請 アリ 龍 護 Ш 卜云山 號 七 此 池ヨリ 権輿イタセシト

高七拾三 一石六斗六升四勺弐才 一常潤院内

従日新寺未方山道通一御物御修甫所

町三十六間

一日新公御影堂中尊 御影尊 御 | 左右二尺一寸五部| 上腰掛御膝ヨリ下一尺一 4 御彩色

當生壬子梅岳常 潤 正 年六十三、 于時天文廿三年甲寅

十二月吉日

右 ノ通御書附竹紙 枚ニ有之、

九州 筑前國博多

佛子日高次郎左 工 一門尉

藤 原

秀長

右 于時天文廿三年甲 ノ通佛師書附ト相見得唐紙一 寅十二月吉日 枚ニ有之、

> 筑前 國 四博多津

右之書附二枚檜小箱

こ入付

御尊影御體内

ニ奉納有之、

佛

師

日高次郎左

卫

藤 原秀長判

天文廿三年甲 御尊影底板二有之、 寅十二月十五日

右御影尊、 右之通書附 最初弥陀 ノ木像ノ思召 \_ テ 簓 刻アリシ處こ、

可有御見知當分通リ 彫刻アリテ御安置也ト云と、

御賢慮相替リ、

御自身御入道之御容貌御子孫ニ至リ為

地蔵尊 二体 長各一尺八寸木立像蓮臺金磨

右二体ハ寛庭芳宥大姉・文質桂才庵主為御形代ノ由

テ、 日新公御影ノ左右 ニ御安置

地蔵 右千体地蔵 千体 ハ 御一 長各五寸木立像金磨 世為戦亡霊 ア曲 \_ テ、 御尊影

側

大乘妙典一千部塔 十三基 安置

御経塔銘十三基共

大願主藤氏忠良

天文廿四年乙卯十 月 H

右者御子孫為御繁栄 御影堂井垣内江御建立、

一日新公御石塔御靈屋 一石塔 一 御長五尺四寸

玉骨御収

一<sup>仝</sup> 石 塔

金鼎道銀上座 殉死中條次郎左ヱ門墓

基

光隣道心上座 殉死満留郷右衛門墓

一石塔 基

相知、 有 御艸履取墓ニテ御井垣内隅ニ有之、 于今其子孫日新寺下人ニテ、 村原村江居 法名不

住也、

御馬塚

有 御靈屋後井垣之内ニ有之、

御經之裏書寫 巻

大乘法華但折本 部

右、

ヲ成就シ玉ウテ出離三界シ玉ウ大師也、 誓願有テ讀誦遊ス叓三千余部、 此經ワ石屋大師初學ノ時分讀誦遊シタル御経也 終叶誓願、 我又和尚之願 得神通佛果

ヲ相次テ幼年之時分ヨリ讀誦スルコト三千部、

預其願

叶我子孫三代マテワ菩薩之分身也、三代ニイタルマ

ラス、天然ノ外道也、 テ開運セスンハ是我ワ菩薩ニアラス、島津之子孫ニア 若叶則ハ我是佛弟子成リト可知、 458

悲願有力故國主に生レ治國家興立三宝也、三宝ト云ワ、

ハ是觀音大慈化身也、我ハ是石屋之分身也、我子孫三

ツニハ佛、二ツニハ法、三ツニハ僧ト神ト也、

石屋

代マテハ皆是菩薩之分身也、子孫ニ至テ破三宝者有之

ハ島津之子孫ニアラス、我國之罪人也、

國家モ亦可乱

三宝ヲ尊敬スルカ故可安永也、 ユルノ人也、 唯我名ハ日新菩薩ト唱ルヘシ、 我ハ是人ヲコ 工 神ヲコ

末代ニ到テ我影像ヲ可向東ニ、

我影前ニテ平生勤之事イサ、カ勤經ケダイアルヘカラ

ス、 勤經之次第、 朝法花一品ツ、・大般若轉誦 十巻、

右勤経イサ、カケダイアルヘカラス、誓願有故如カ 日中法華一巻、 ノ、我ガ子孫安永・佛法安永之為ニカクノゴトシ、 晚金剛大般若一巻、 夜ルハ坐禅一 座 佛 ク

懋テナヲハゲマスへシ、開運ストイエトモ天下ヲトル 法破ル、則ハ我家モ又破ベシ、子孫伯囿勤テ猶可勤、 ノゾミ不可致、 十分満則ハ又破、 則チ我直子伯囿 コ

、勤經法華守リ御経ヲフゾクスル者也

福

Н

I新寺

南林寺、

右三ヶ寺之儀者到

而

永々末

開 田

島二反二畦

干

五

忠

御

免

新様

伯囿様者當家出世之元祖也、

且又福昌寺儀者石

其故者

H

+

代為我子孫者ハ万亨ニ無緩踈可致孝行、

天文十三年三月 朔 日 H 新 印 伯 囿 貴 久

誦事千五百部、 記 父日新ヨリ 如是御經也祖父日新尊ヨリ 誠 伯 囿 此経ワ當家開運ノ守御経 \_ 到テ父子相并テ苦労致亨世 御 付属 也、 也、 我今奉讀 其故 無

影像モ可向東、 家之罪人也、 到テ父日新ト我伯囿カ恩曽莫忘、 類、 雖然終ニ 願二叶 万事祖父之誓願文相守孝行可仕、 我亦誓願有テ願志父ト同段、 薩隅日三州ヲ治者也、 若忘則非我子孫 子孫末代 勤 行等ニ 且又我 當

為島津之子孫者也、 右之条々於後年違乱之輩者、 仍證状如件、 八幡大菩薩以御照覧不可 源貴久印

夕 ĺ

マテ父ト

同段可仕

元亀 元年庚午二月吉日、 我子孫二 付 属

自當家到永々伽藍并万夏二無踈略可致、 可 経之内ニ 右之通 為第一亨、 )書附別紙雖有之、 面 々書付置候者也、 又々當家ヨリ到永々崇敬可仕伽藍之事 後年為不可致之分乱、 至末代一大夏ニ可 且又崇敬之儀 仕 如 갩 候 御

> 屋大師 後年右之三ヶ 開闢道場 寺ハ 也、 别 新ニ 然二當家之菩提所二定置処也、 相替崇敬第 可 仕 候、 仍證 状 於

如件

于時天正十三年六月廿 Ħ 義源 弘義

誌久

貴久尊御影當二納置 崩 也

常潤院ハ天文廿一二年 軒又常潤院ト号シ、 ハ其刻御建立ノ佛像ナリ、 本尊長谷寺観音 · ノ 頃 然処慶安二年己丑正月廿 H 新公御 弥陀 創建 = 釈 テ、 迦

後年来久敷虫付トナル故、  $\mathcal{H}$ 日客殿以下焼失 御影堂并御尊像御無事 文化四丁卯十月、 ナ ij 齊宣公 其

一珠玉山 

御影堂・

御靈屋・

客殿

大門迄都

テ新

御再興云~、

従假屋 戌方八町  $\overline{\mathcal{H}}$ + 間

号蓬萊院、  $\dot{\overline{\mathcal{H}}}$ 基河邊宝 H 命 號龍徳、 貴 福寺第二 Ш 和尚 祖 .補席退 住十年、 麟 翁永祥禅 而 有召衆遺誡訖、 入加世 旃 田 文正 [庄新創 丙 梵字、 ||戌年九| 無疾溘 Ш 月

而尔逝、 衆皆嘆傷、文明七年乙未十月十八日也、 門人

大貳様 奉全身葬于寺内東南之隅ト云と、 日新公御存生ノ内ヨリ尼ニ成リ龍徳院江被成 日新公御再興ニテ、

日新公并左兵衞尉尚久君 御座、 晝夜不怠法華御讀誦アリシト云、 尚久君御母堂大貳様御牌御

安置也

鎮守堂一字

唐金鑄物圓鏡三面、 差渡各五寸八部、 裹銘三面共天文

一年癸巳六月吉日 大工六田信継トアリ



一布袋山 西照寺曹洞宗日新寺末寺

従 地 頭 仮屋戌亥方廿三町 四十

 $\overline{\mathcal{H}}$ 

寺地三反三 畦 御免地

本尊虚空蔵 体 長ケ七寸木座像蓮臺金磨

> 一阿弥陀 体 長ケー尺立像金磨蓮臺

地蔵菩薩 体 長ヶ七寸立像彩色

西照寺殿光輝都仁庵主 位牌安置

鐘 П 差渡一尺三寸

元徳改元辛卯歳施主大「村八右ヱ門寄進ト銘略ス、

六代貫徹 開山阜徹 二代晴巖 七代良関 三代文禮 八代寂盈 九代髙 四代普禅 十代惠春 五代宗祐

十一代智玉 十二代玉明

右西照寺開基觀應二辛卯霜月御建立、

内

光輝都

仁庵主石塔

二基

基 寺内有之、

基 井樋之口「有之、

從西照寺戌方二丁余、従仮屋戌方廿六町四十 蕳

當國江罷下、 勲功ニ御申替被遊御家臣と成 有之土之窂二被召入置候處、 前國伊地知江在城いたし、 有 伊 地知弾正少弼平季隨者、 其後觀應二年弾正事 奉仕 b 畠山次郎重忠之孫、 御當家五代 康永三年六月、 尊氏将軍候處、 氏久公御供二而於 貞久公御 様子 初 越 而

筑前 甲 青を申 金 腰菊池合 御 戦 名代 之時、 戦 御 死之儀、 難 戦にて御 同 年 戦 九 死 月 \_ # 相 八 窮 日 候 之 時

由 此 右 地 \_ 死骸を船 寄り 来 **%候付、** 乗せ罷下候處、 都仁庵主石塔建立、 於甑原及破 且. 為菩提 船 右 西 死

照寺建立

\_

而位牌安置

氏久公二者季隨家来福崎

都 遊 税 而 仁塚有之由候得共、 御 助を奉付、 死 帰 一酸打散 國 候由 筑前博多之林香庵を頼奉隱、 Ĺ 左候 双方江 而 沙二 打 京泊林 埋り不相見得 寄候故にても候哉、 香寺江茂都 苗 仁之寺 夜 破 紛 船 心之事 墳 n 而 双 被

武田村馬場添 長屋山 日新寺末寺 本立 上代ハ長屋山半腹ニアリシト云、愛福寺又ハ宝珠院ト云、低日新寺未方十九町四拾八間

有之由

一本立三清庵さ 一觀音堂本立院界内三 加世 —在 田 字り、 主 地 頭 建立 本 田 一月桂妙圓大姉慶長十七年霜月初五 四下野守親貞士「内蔵允ィ」 年 -月不傳 夫婦之墓

観音 中 羅作 日 体 羅上人袈裟有之、 ト筆記有之、 長 ケー尺八寸木座 然ト 中古迄 Ė 虫付 ハ 破 テ文字不 壊 ノ 小切

相

知 有

V

之ト古書 見 ユ ル 1 才  $\wedge$ 1 モ、 當時 バ 何 モ

開 Ш H 新寺 七世 梅安桂 和 尚

但 勧 請 Ш 也

鰐 差渡六 4

薩 別 府 竹 朝忠敬白 觀音堂鰐  $\Box$ 張

愛福禅 信 心 願主平 寺住 持比丘 慶 勝 應仁丁亥十二月吉

一瑠璃· **埚山** 村西之尾 大德院日新寺末寺 従日新寺午方十 九 町 Ŧī.

寺 地 反一 畦十二 一步 御 免 地

開

Ш

...

屋

牛

和

尚

開

基年

月不

知

大檀那 大徳院殿徳瑤 輝 公大禅 伯 尊 靈

其後 加世 田 河内守久逸公御牌、 日新 村 原 が 村 年 田 公當寺 之原 被 御 創力 御 明 建、 戦 應九 死 寺領百六石 \_ テ、 庚申十 御 石塔其 月十一 御 寄 附有 所 Ц 有 ij

其後被召上云≧、

前 大破 木鐙 掛

鞍骨

右 久逸公御召 ノ鞍 具ニテ、 大徳院 江 相 ナ

一觀音堂一

一不動明王 <sup>脇士</sup> 観音大士 体 長ヶ五尺

体 長二尺三寸

毘沙門天 團鏡 美ニ 壽山福海 面 一差 寸渡 尺

陣 日御再興、 己丑年十月廿四日ノ棟札有之、 右、 · ノ 節、 天文十六年丁未三月十八日 即時ニ本腹シ御用ニ立チ、 忠國公御信仰ニテ、三間四 御馬俄ニ煩ヒシ故ニ、 且水田三反御寄附アリ、 其後 別而 右観音江御祈 面 ·永禄九年丙寅九月吉 ノ堂御建立、 御崇敬、 日新公御崇敬 日新公川邉御出 願 毎年六月 文明元 アリシ

一通智山津貫村浦口 Н 洞江寺 一体長ヶ二尺五寸 従日新寺二里十五町十三間

十八日御参詣アリシト云∼

獅子文珠

奉再興文珠觀喜國摩尼寶佛尊體并二天、 現當求願皆令

告文明十二年庚子臘月十八日、 願主釋氏沙門修心敬白、 満足祈念也

一青松山 東光寺 従日新寺酉方五里六町四十八間

> 一延命地蔵本尊 奉造修地蔵薩埵座下銘 体長ケ二尺二寸蓮臺腰掛 -尊、 願

告應永六年己卯霜月七日、 檀那家重寶名宗祐薩州加世 東光寺居住(ママ) 田 別府片浦

蓑輪氏ノ先祖ト云傳フ、 然トモ細事不詳

一普門山 維雲 電 素 寺 末 寺 従日新寺二里 町 五間

一 載 音 体長八寸木座像蓮臺金磨

一観音菩薩 一体長一尺木像岩二腰掛金磨

惟天文十五年丙午七月念五日、背面ノ銘 大悲薩埵持来於當津、 扣門扉以勧勵尊卑孤獨、 大明船着于小湊、 寔依厥

助扶彼尊像安置於當寺為現

文珠・普賢・十六善神掛物 伍味大乘經全部大破 年願主道連入道ト記ス、部毎巻尾ニ崎森旹文明十

日新公御牌立 三代眠龍代書改、 日新公御寄進二而候處、 日新公御代ニハ毎年正月十一 右之掛物三幅及大破、 日右

御祈禱不怠致執行候 經轉讀御祈禱被仰付、 于今依旧規毎年正月十 日 轉

一諏訪山 大中庵寺

脇立日光月光 二体長各二寸五部

本尊薬師

体長五

十二神

長各二寸八部

右三行 日新公御寄進

大中公御牌御安置

仲軒江 九日、 有之、 右大中庵前代者道仲軒と号し、 被遊御陳取候處、 其時之住僧照岳宥鑑代、 H 新公筒鳴より御渡にて御出陳被遊 加世田之軍勢相強く御難儀 天文七年戊戌十二月十 諏方宮前 町 候節 余之処ニ 道 候

月廿九日、 相尋候處、 し相退候付、 加世 社内より鳩壱番飛去候故、 阿多之地二御引取被遊候、 田 日新公御手二入候二付、 加世 然二同年十二 田 天文八年 勢疑を散 ニ 付、

宥鑑案内 二而諏方宮社内 二奉隱候、

加

世

 $\mathbb{H}$ 軍

勢

候、 御 再興ニ 尤知行三町被召付候 顽 本尊薬師・ 脇立日光月光并十二神被召立 共 其後被召上候、 其後洪

逝去之節、 元亀二年六月廿三日、 御位牌御安置三而、 於加世田 道仲軒を諏方山大中庵 御屋形 大中公御 水之節道仲軒寺家惣而流去、

夫より當分之處江再興有

と改号有之候

一礒間山大浦村大木場 延命寺 徒日新寺申方三里卅三町

延命地 蔵 体長ヶ五寸五部 木像

地蔵 体長ケ九寸五部木立

經分末三 經經經寫本 礒間 山延命地 蔵菩薩経、 卷 仁安元丙戌年正月十

> H 日

リ是寺立始、 六條院御代、 當開山永吞大和尚

當 一世須喜書

一長榮山 西福寺

延命地 蔵 体長ケー 尺二寸木像腰掛彩

色

藥觀 師音 一体長各八寸木座像蓮臺彩色

文明二年7九月八日、背後三銘アリ、 大願主大法師永範也敬

彦兵衞殿・ 住持淨妙禅門 形部二 一郎殿 結衆等之事、 • 形部 五郎殿 淨久禅 七郎三部郎殿 淨 心 禅門

刑部九郎殿 左近五郎

一壽養軒 従日新寺卯方三町三十九間日新寺末寺 廃壞、

虚空蔵堂 宇 寺 地 反十九步 御免地

虚空蔵尊 座 長 ケ七寸一 部 木座像蓮臺彩色

大永二年作之、背後ノ銘 知覺

右、 日新公御建立、

稲荷宮 幣勧請

大中公御建立、

以 テ堂社修甫祭式等仕来候、 壽養軒廢壊、 年月不詳、 寺蹟御免地 且.  $\mathbb{H}$ 新公御幼 \_ テ、 稚 其 所 時被 務 ヲ

Ŀ 御乳候女姓後二為成比丘尼候 洏 日新公右寺被遊

御 建立、 右尼居住為有之由 候、

一白亀山 安養院 淨福寺時衆宗相州藤沢清浄光寺末寺 御

目見地

一境内除地壁五十間元禄十五午四月書出ニアリ

従 地 頭 仮屋未方一 町 四十  $1\dot{\Xi}$ 間

被※2高七年、 往古ハ 為御佛鮹料二百壹石御寄附 而候処、

百 佛鮹料御寄附之處、 八石武田村之内井手門、 勘落之節被召上、 同九拾 三石同 其後當所宮原村之内 所中野門、 寛庭 人様為

> 召上、 無縁地 罷成候

木佐貫門高四拾石被召付置候へ共、

※2 行間)

寛保書 茁 シ 寛庭様御位牌御佛餉料として段と被召付置 候

弥より、 勘落之節被召上 當寺之門口より通堂迄之間衆中明屋敷有之、 無縁地ニ 一罷成、 當寺十二代之住持薗阿 其節

願寺高 = 御免被仰付、 今以右之通被召付置候

下々寺地三反 御免地

御佛鮹米四石

本堂客殿 寺社方分力銀 御 修甫

城後、 「開山ハ弥阿上人智空和尚ト寛保二書出『見ヘタリ」意山安養院、施主別府殿法名陵阿弥之由、往古者新公御建以後白亀山ト被遊御改候トアリ」 開基應永元甲戌歳、 之内鷹城ト云所ニ有リシニ、 右寺城内
江御引移シ、 遊行十二 寺家并鎮守堂 |代之上人開基ニテ、 日新公加世 田 江 号\_ 如日 加 御 遷 #

御 所 宥大姉御寺ニテ、 再興ニテ今ノ通御改号ノ由 御 石塔寺内ニアリ、 當寺七代覚阿依契約奉引導、 大中公御母堂寬庭芳 御茶

毗

• 通堂

7

テ

※(行間

是又元和五年寄破之節被

元亀二年辛未卯月七日、

净福寺七代覚阿弥陀佛敬白

尊觀法親王、 應永七年十月廿四日長州赤間関ニテ入滅、 五. 7

一才ト位牌ニ書付アリ

一淨福寺殿寛庭芳宥大姉永禄六癸亥年十一月九日

右御位牌安置

日新公

大中公

本尊阿弥; 陀 佛 体長八寸二部木立像金磨

蓮臺

有 寛庭様為御形代 伯 囿 公御建立

本尊阿弥陀佛 体長ヶ二尺六寸五部木立像金磨

伯 囿公御建立之棟 札

右者、

本堂五間四面、

四

[方縁須弥檀、

厨子本尊

作者安阿

守伯囿入道殿御息災延命、 奉造立當寺云と、 大檀那薩隅日三州太守島津藤原 御子孫繁昌、 一家平安、 陸 邂

箭 冥加 領内豊饒云≥、 當地 頭平 田安房介平宗茂、

大工久冨源 Ħ 鍛冶有馬次郎三郎

一本 鰐堂 口 右 棟札 差渡 淨福寺廿二 二代了典代焼失ニテ、 當分寫アリ、

奉掛願!

処薩 州 加 世 田 庄浄福寺 家貞貞通武住須阿施

主

戦亡板二面 今以七月七日施餓鬼天文十七年戊申七月

有 伯囿公御寄進ニテ、 度々遭火災、

ニ有之、姓名左ニ 誌

阿多源左

肥後助 Ł 久留軍兵

大寺刑部

谷山主殿

市来備後

肥後新次郎 平田加賀

大重四郎兵衞

柱常陸守 内衆

松山

 $\overline{\mathcal{H}}$ 

門

有馬又次郎

菊

野

軍 三郎

助

猿渡與一 来備前守 左 卫 本 由

市

門 谷山 藤 九郎 浜

左 工 門 塚田 蒲 地 帯 刀 等敬白

告天文廿一壬子十二月吉日

元有之云≥、 寛保書出 七日、本堂江日新公 如以前書寫本堂 出ニアリ、公御安置、

卫 門 鮫島 備後

中

Ш

源三

同内衆一人

蒲

地

越 中

肥後與 上野源十

郎

辻大蔵左 ヱ

門

郎 世界 一十郎三郎 一十郎三郎

冨松左京亮

税所助十

郎

吉富與四 與兵 八 郎

成枝左ヱ

一門尉 門

猿渡勘解由

藤七

猿渡彦次郎権左

衞 門 蒲

地左

卫

깿

郎

465

上床八郎兵衞	帖佐婦	入佐	有屋田左衞門	井尻淨林禅定門	玉利左ヱ門五郎	上原五郎次郎	太郎次郎	與藤同又六	伊集院又七	青山治部	伴五郎	堀内弥十郎	鎌田刑部左ヱ門	久木田兄弟中兵衞	毛利	野與三左ヱ門	小島源兵衞	猿渡九郎觸田
春田神五郎	山口權太夫	原田五郎左ヱ門	上原彌五郎	長田孫太郎	肥後與三郎	坂本助九郎	竹内	谷山	丹生民部太郎五郎	土橋采女	長濵左ヱ門二郎	左藤	宮原助次郎仕八	税所越前守	毛利助七郎	宮原隼人	池邉	宮原治部左衞門
村思	木村神田	梅北土佐守	三原藤次	冨松隼人	二宮四郎九郎	坂本助三郎	石神	池上新六	郎 上床八郎三郎	森弥太郎	松﨑與五郎	助十郎	武本又九郎	安田伊豆守	中村	忠隈八郎四郎	成枝又八	弟子丸
砌授之法名嚴阿弈	金箱一ケ志為後生	薩州加世田庄於漢	右打磬入箱之銘	一 打磬	一中央 一肺 大中	一唐金鑵子一 日並	日高	有馬三郎次郎	平田備中守	窪兵部	猿渡民部左ヱ門	相德父子	池上将監	山伏泉慶坊	梅北宮内左ヱ門	比志島又六	高洲七郎太郎	加江田六郎三郎
砌授之法名嚴阿弥陀仏開為後生善所妻女大姉念佛修善	一ヶ志為後代善根大願主須阿弥陀佛然御遊行下向	田庄於道場浄福寺本堂御宝前奉寄進建立調			大中公御寄進、	日新公御寄進、	谷山	柳田太郎兵衞	松本新次郎	坂本又十郎	加江田六郎三郎	比志島	大迫四郎兵	木原五郎	西郷又八	安藤又五郎	大廻與三	益﨑伴五郎
							野本孫九郎	弥八左ヱ門父子	盃笠	敷根越中守	伊作宗十郎	遠矢金兵衞	無刑が朗右ュ門 父子	薗田	有河藤七兵衞	榊田太郎次郎	寺師新四郎	同彦右衞門

為業因往生極樂為花報證大菩為果報利益衆生為本懐

知發心経文者也

皆天正拾伍年丁亥参月十五 日拜奉

\*

編衣

※ (付記

神社佛閣帳

右二品寬庭様御寄進

右寺 召上候而、 竿之時分被召上候、 日新様御建立被遊候、 于今高七斗分御座候事\_ 其後高四拾石相残候処二、

前と知行五町相付候へとも、

元和年中ニ

被 京

寛庭様御 石塔 基長ヶ四尺五

右 淨 福寺後山 涯ニ有之、

通堂一 字

地蔵 六体長ヶ各六寸四部

作 :者鎌田助 三郎

地蔵 体長ケー尺八寸

\*

右蓮臺裏銘

願主頼慶佛子、 作者鎌田助三郎、 于時文明十一己亥

> 九月廿四 日

右 日新公御 寄進ニテ、 淨福寺入口 に有っ

※(付記)

一石壱ッ 寛保書出 ニアリ、

龍伯様慶長五年二月當寺へ御佛詣之砌御手を被付候石

前とより客殿之庭江有之候事

客殿寺社方御合力銀修甫所ニテ、 高廿七石 下々寺地二反九畦内二畦竹木山 今泉寺 御仮屋卵 方四町五十八間

甫ニ 而候處、先年大門・本堂及大破、當寺由緒之訳を 其外寺家廻り自分修

者附ニテ造立被仰付候得共、 以寺社方江御造立之儀訴出候處、 當分ハ合力所ニ而 廿九代眞純代 往檢

而 開基已来山号白亀山寶亀院、 日新公寺家不残御建立之節、 本願主桂林國久大神祇 雲林 Ш 寶 全院 与

御

改號ト云≥、

H 今泉寺開基、 ニ着岸アリ、 而養老二年到大和国髙市云~、 寺宇開於白亀山、 靈亀之頃、 梵僧善無畏三蔵来朝シテ當浦 修虚空蔵求聞持法經数 爾後道慈法師 法

•

一淨蓮院殿東礹大岳大居士本堂 本願主桂林國久大神祇 島津薩摩守國久 日新寺殿梅岳常潤在家菩薩 今泉寺本堂之儀、 御看經被遊候由、永禄十一年御逝去ニ而、 本坊ニ而候、右之内池之上坊・杉本坊ハ于今有之候 坊ハ池之上坊・圓福寺・中嶋坊・下之坊・迫之坊・杉 印也、寺家都而御造立被成、且又本堂并六坊之内江三 所二被成、水田十二町御寄附有之候、其節住僧政譽法 新公御屋形より鬼門ニ當り候故、天文九年之比御祈 再興寺宇、招迎龍嚴寺之賢範和尚擬開山之祖也、 星霜寖久矣、于時嘉吉之頃、 幢仙人等之勤者于此山来数日駐錫所修法霊跡也、 右御牌安置 十六体之巡礼觀音御建立之由、其上六坊御建立也、六 貴久公加世田御屋形江御越居被成候節茂不相變御 御自身御看經被遊候由 日新公御看經所同前□每×御自身 島津國久移於今泉山之下 同十二年之 旣泯 日 一愛染明王一体長ヶ四寸五部 一木立像二体長各七寸五部本堂十二神之内 一本尊藥師如来一体表一尺本堂 小幡四流但全、 衲袈裟并横尾破損、 土大黒天一体日新公御作 地蔵 十一面觀音一体長ヶ三寸 虚空蔵 右五行 庭幡八流但大破 加世田中佛神名號掛物二幅日新公御筆 不動明王掛物一 聖徳太子掛物 愛染明王掛物一 右拾四行 但神號惣テ略ス、 一 体 土立像 中 七体長ヶ各七寸 体長一寸五部 日新公於今泉寺灌頂御修行之節御寄進、 日新公御寄進、 一幅弘法大 幅聖法尊師 一脇士右 聖徳太子一体長八寸 衲袈裟但全、 弘法大師掛物 不動明王掛物 弘法大師一体長四寸五部 不動明王一体表一尺 観音一体長一寸五部 雨寶童子一体表テ九寸五部 本幡廿五流但大破 ||体長各七寸五部 二体長各九寸 体長六寸 幅 仝 幅

聖天

一体長五寸五部

柄香爐一底ニ銘アリ、

永 禄 再 里 庚 申

雲林山 横一尺七寸、日新公御筆、 竪二尺七寸

御額

面

(扁額ノ臨写アリ、省略ス)

千手観音一 体

馬頭觀音

一山之觀音堂

宇

右

日新公御寄進

鐘

 $\Box$ 

差渡一尺二寸九

一虚空蔵堂 **久豊公御建立ニテ、** 日新公御再興之由

右

体長九寸五部木座像金磨

虚空蔵

於白亀山 右開基者、 修虚空蔵求聞持法ト云と、 霊亀之比、 梵僧善無畏三蔵来朝して寺宇開 其後 日新公御

再興之由

師堂 奉造立南瞻部州大日本國薩陽河邉郡加世 右奉為天長地久、 御願圓満、 田村今泉寺藥 殊者信心大

雲林山 殿 英檀息災延命、 新公御願圓滿 寶生院權大僧都 身心堅固、 政 大檀那三州太守島津藤原朝臣修 譽 武運長久、 大英檀島津藤 御子孫繁昌故也、 原朝臣 相模

涌金 宿曜

廿

日

理太夫殿

貴久同又三郎殿義久

弘治二年丙辰十二月

供養道師大阿闍梨權大僧都法印頼忠

右棟札ノ裏

島津周防 吉田又十郎

鮫島備後守

有馬主計助 阿多但馬守

岩切三河守

宮原出雲守

市 来縫 殿 助

鮫島将監助

鹿嶋六弥左衞門尉

大坊 屲 野村兵部少 野村美作守

吉冨藤内左衞門

尻荒兵衞尉

松山隱岐守 平田安房助

右、 草字二書記有之、

明曆二年丙申四月吉日棟札 \_ 奉行本田助 之丞親知とア

IJ

一天文九年庚子君壽四十九歳春三月廿一政營法印古紀 政誉阿闍梨授戒師池上坊忠雄羯磨阿闍梨剃翠髪脱俗  $\exists$ 於今泉寺為

尻神力坊六人同剃鬚髮迪率梵儀矣、

授十善戒、奉号法諱日新齋梅岳常潤

攀胡髯従臣首

灌頂於今泉寺、教授池上坊忠雄僧都 天文十一壬寅年、 日新公五十一 歳、 隨政譽阿 誦經頼眞律 闍梨入壇 旃

能得成 於餘経 大日! 忽證 密蔵者正法微妙、 無有此處、 経取意也、 己身灌 授金剛名号曰新發意金剛、 茶坐心蓮華臺、 薩引入秘密輪壇 於法雲震宮紹位於大日覚殿、 大覚位、 自今以後勿發我是凡夫思念、 六種供養及心水知燈、 寂 桑加 明知於此寧、 [經等修菩提、 自 正覚釋尊成道亦復如是、 中 佛、 頂者佛頂輪王太子、 他成道、 金 闕 剛頂 経帆 而 論 而蒙秘密心王諸佛之驚覚、 尋登三摩耶 不書、 E Ę 教王經 大覺法皇心印昇佛頂輪王位矣、 知自心、 速說法利生無有異路矣、 浴 不佛智不解名秘密包含法界統諸経 唯眞言法中即身成佛、 行饒益有情之外可令勿  $\overline{\mathcal{H}}$ 部 亦 雖諸佛菩薩経無敷、 而師 E H 灌 戒 頂、 本佛已紹薩埵職位、 壇、 既備如来應供正遍知徳委在 Ė 真言陀羅宗者如来以之為秘 通達菩提心父母 又曰、  $\equiv$ 若違之其罪不浅、 日 持 授無漏心戒 |世佛陀得 今佛子至十地菩薩位養 新菩薩、 五智金剛心城 不依真言教有 終入眞言門、 故説三 却積 他事 此心 八丹府、 此号十方諸 然而以普賢菩 所生身速 入自性曼 此 戒 功累徳不 大阿闍 受如 摩 又 (特之、 師 地 成 部 勿 Ë 法 佛 速 輕 来 佛

> 供養、 心乃至究竟一 遇此法不易也、 善深厚、 故云蔵大日経疏 珠佛法心髓成佛要妙也、 是人纔入此門起三大僧祇於一 故入此 切功徳、 人貴者不過國王、 門 E 輪王授受惠果大師 如来秘奥之蔵非其人則不授、 此灌 大日 頂者皆得之欲供養 経日、 法审者不如 念阿字興無量 Ė 切如 非難 来從 密蔵 切佛當 得 公宿 福 初 萺 如 發 来 北

寺 灌 有 水に用ひ給ひしより灌頂水と云、 灌 頂水 當山之界内巳午之間許三 頂之刻、 初 而 右水田當分之寺高弐拾七石之内ニ相込候、水田壱反五畦御寄進有之候、是を灌頂寄進免と上三月、 日新公於當寺住僧政誉法印代灌頂御修 此 一井を掘ら 有 せ給ひ、 ŋ 三百年来今之世二 往古 清泉を結 日新公於當 ひ、 届 法

於三密之金剛豈不妙哉、

不快乎矣

長五尺 厚井八寸

楯石

るまて尚とくく

0)

音絶へ

當寺本堂之前七八間許ニ有り、往古別府城北口

右

歎徳金蔵院頼善法印

也、

當

[春三月鬼宿**、** 

於別所蒙大阿

手  $\Box$ .門之側:有りしを此所:移せしと云、

其

所

野間 哉、 愛染院上古者野間之地江 真言宗今泉寺末寺六坊之内 畄 畑村之内池之上権現隣江引移有之候を、 龍泉寺 愛染院 為有之由、 何年等之比 又天文 11 面 候

九年 シ御 再興 日新公今泉寺六坊御建立之節當分之所江御引移 = 顽 池之上坊と云、 則今泉寺六坊也

Ш

薩州別俯野間村近宮十二所權銘= 一口 忠勝、 文安二年吉日月

誌尺 之書

現鰐口奉施入願主平氏

=

右、 本堂正面に有之、

一白亀山 上 屋敷七反六畦 院 地福寺 真言宗 御 免地 従仮屋申方三里十五町

切通し中より斜ニ通路有之、 右 地福寺者、 往古某氏城槨之由 要害堅固之地形与 = 頑 四 ||方高岸 相 見得 而

間程、 \_ 候、 付、 界内東西六十三間、 二代頼源御注進申上、 往古 日新公野間 Ш 南 御 北八十三間、 m越之節、 自身鹿籠勢ニ 鹿 岸高サ二十五 籠勢罷通 - 驅合せ、 n 地 候

> り御免地とアリ」 仰付、 處、 曉、 鹿籠方此虚ニ 遊候處、 ニ石塔有之、 福寺之下切通しニ 差越候宮原佐渡とはしらす伏勢之面 御帰館被遊候、 御帰路を可奉襲と相謀り相窺候處 高被召附候得共、 日新公者昨日御帰館· 二之鳥居立守護不入山と云怪額相 三面 乗 右通頼 候、 し越路坂江伏勢い 然處二、其節迄者鹿籠未入御手故 而 説二、 源忠死! 防 留 其後被召上候、當分寺地は、元禄書出ニ寺領八拾石被召上、死候故、弟子頼鎭を後住ニ 終二 あれは案外之事 Н 戦死いたし候 新公野間 たし、 ∠起合名乗掛 野間 正月十 Ш 顕候故、 江. 而 山御神事 御 再 九日之 直 参被 軍 候 直 か候被

\_

※(付記

いたすも無益之事と言捨開陳と云と

本尊阿弥陀 文珠菩薩

九玉大明神宮薗屋敷と申 所へ崇有之候を、 日新公寺中ニ

鐘 П 鹿児島護广所 へ被召上候 被遊安置、

于今四節之神楽相勤候

已上、 元禄書出ニアリ」

一明星山 淨蓮院末寺 杉本寺 従仮屋卯方六町拾

間

上古惣持院と云、 忠國公御逝去後浄蓮院と改号之由、

則今泉寺六坊之内也、

一下寺地三反二畦郷士浮兔畠高之内也、

一淨蓮院殿東礹大岳大居士陸與守忠國公文明二年庚寅正月廿日

右御牌御安置

一六 角 堂 従杉本寺酉戌方一町半

御石塔 基 御靈骨収

忠國公法名淨蓮院殿東礹大岳大居士、石ノ箱ニ 文明二年庚寅正

月廿日致御逝去、 不違 御存命之約、 謹而奉皈入引導

阿字門者也、

明星山頼濟法印

## **成成之改**

蓋凾ヲ掛テ有之石箱ノ裏ニアリ、

一萬壽山一 不動院 石原寺

両頭愛染明王 箱 入 有 意 筆 掛物

58

右者、 寛文五年巳三月廿六日、 加世田石原寺持仏堂之

> 儀被奉願付、 達 貴聞之所ニ、 右本尊拜領也、

後鳥羽院御作之不動明王并脇立被召上候、依之代り之

寛文八年申七月廿四日

時任慶右衞門

是枝右京 判

志和屋左京.

判

加世田 石原寺

不動明王 二重厨子 弘法大師御作 長ヶ七寸木坐像

体

59

前と石原寺持佛堂之本尊

後鳥羽院宸作之不動并脇士二体

左中将光久公為御本尊被召上候、

依之先年両頭愛染

幅拜領之処、依為繪像、 今度右木仏重而以上意拜領之

也、 仍如件、

元禄四年未十二月廿一日

時任慶右衞門 取次 料

是枝右京

判

志和屋左京 判

472

仍如件、

## 薩州 加 石原寺快乎

後光裏 阿彌陀

施主大願

成就、 体

子孫繁昌、

息災安全、

壽命長遠守護、

長ケー尺三寸五分木座像彩

色

永禄五年壬戌八月彼岸

妙法蓮華経内ニノ巻紛失、

部

右八之巻末ニ、 永禄 Ŧī. 暦壬 ·戌仲秋、 薩 陽 加 世  $\mathbb{H}$ 

莊 大

慶長十四年鹿兒島御支配所御目録有之、 願主在家菩薩日新

天正十二年甲申九月吉日再興、 永禄八年乙 1 再興、 大檀 那 H 大英檀 1新公、

義久公、

右弐行棟札焼失いたし 候 · 共 旧 記 \_ 相 見得候

地

頭

本田

刑

部少輔宗親

一八幡山 満徳寺 真光院 八幡宮別當末

當寺嘉吉年間御寛保三年棟札二 建立、 弘治三歳御造營、

日新公永禄年中一阿弥陀堂 一宮地頭所村中島 中 宇 御別寺於六坊、 従仮屋丑方八町三拾間 其蹟 阿弥陀堂御建立、

其 (後号里中島 然後天正八庚辰年補之云~

阿弥陀堂

字

一地蔵堂 宇

一奉造立地蔵厨子棟札 宇

于 時寛永十 暦甲 戌 八 八月時

正

H

維

雲

雲嬾徒叟代

一觀音堂 宇

觀音 体 長ケー尺八寸木座像大破

右観音日羅作与筆記有之候得共、 虫付ニ而文字不相.

候、 厨子中ニ 日羅上人袈裟有之、 中古迄 ハ破壊之小

切 知

日新公被遊御信仰、 有之候由書付等有之候へ共、 蜀錦御目 蔵 當分者何茂無之候、 片御寄進之由候得共 且.

是亦當分無之候

鰐口 銘  $\Box$ 差渡六寸

薩別府竹 Ħ 觀音堂鰐 張

信

心 願

主平朝忠敬白

應仁丁亥十二月吉日

裏『愛福禅寺住持比丘慶勝

一觀音堂 宇

観音大士 体長五尺 一不動明王一体長弐尺三寸脇士

毘沙門天一体長弐尺三寸

右三体日羅作之由

日新公御崇敬二而、 建立、文明元己丑年十月廿四日之棟札為有之由, 右觀音大士者、 忠國公御信仰二而、三間四面之堂御 天文十六年丁未三月十八日 · 永禄 其後

免与相唱来候、尤 其後被召上、當分ハ御蔵入浮免高差付ニ被仰付、 日新公川邊御出陣之節、 御馬俄 観音

九年丙寅九月吉日御再興二而、水田三反御寄附被遊候

し御用ニ相立候故、 相煩候付、 右観音江被遊御祈願候處、 而御崇敬、 即時ニ本復いた

别

每年六月十八日御参

詣有之候、然處安永四年未二月、寺社方より白銀十枚 詣之由、 其規定ヲ于今請次、 無怠慢日新寺住持より参

相渡、 當分之通造立有之、

一阿弥陀堂 字

従 地 頭 仮屋戌亥廿九町  $\dot{+}$ 間

阿弥陀 体 長八寸木座像金磨

> 右 新寺末寺西照寺之場江相記候故、 伊地知弾正光輝都仁庵主形代之由、其外由緒等日 此場略之、

一勝軍地蔵堂川畑村駿河峯 字

右 勝 軍地蔵 日新公肝付省釣為調伏堂之迫高岡ニ御建立之由 体 長一尺六寸木立像大破

其後風雨之難ありて此所ニ安置スト云と

一通堂一字で

地蔵 六体 長各六寸四分 作者鎌田助三郎

地蔵 体 長一尺八寸 作者同

願主頼慶佛子、蓮臺裏銘 作者鎌田助三郎、 于時文明十一己亥九

月廿一日

右 日新公御建立之由

一通堂 一字

阿弥陀 一 体 大木 破像 地蔵 体石立像

右 日新公御建立、

474

公軍 憤

衆ヲ招テ日

只今加

世

田

1

-欲ス、

邉

Щ

田

ノ衆ヲ卒ヒ新

城

勢ヲ助

ントス、

リヲ含ミ玉フ、

于

時

天文七年十二月晦

H

戌

時

卫

其

力

若シ生ヲ好ミ名ヲ不

顧

者

21

名ヲ好

3

公則 守川

罵ニ

乗り突出シ

ンテ追討

セ

ント欲シ玉

ゴス、

時敵

兵其 貴久

生ヲ不

顧

営者

速二

發向

スベ

シト 速

再三仰ラレ 退去スヘシ、 向ヒ是ヲ攻ン

酒

| 肴ヲ

備

ミ玉フ、

鋭士ヲ撰ヒ前鉾トシテ進ミ行ク、

各速ニ

其 盃

地

玉フ処ニ、

忽チ

蜘

蛛

(祥力)

アリ、

父子御三人三

東 新 城 城 上根 之明 城十 本丸ヲ福壽城、 ·七 大町 八欣城・高程、高 、二丸ヲ尼ヶは、高サ十五尋程、 西之城 %ト三丸アリ、八尋程、 ·城、三丸ヲ中城ト云、 は、別府ヶ城又福壽城トモコ 丟

應諾 至ル、 汝 旦 Ш 夕 右 いカ領 只 É ij 東 氏 J 交リ 将 頃、 国 城 伊 セスシテ却テ 集院 市来氏 天文ノ Ź 家ヲ安ンシ臣民 五月中 Z リ、 ´ヲナ ル 薩 新 摩守 所 城 t 鹿 然ル 頃 旬 ハ 一 児島 國 加 中 21 */* \ 別府 、祁答院ト共ニ謀略ス、 誰 ·村氏 世 ||
入別 城ニシテ、 日新公實久ヲ見テ和 力 田 • プヲ保 府ヲ従 谷 敢 天文六年 . . Ш Ш 别 支族薩州家 テ ツニ 我 府氏 邉 上古別府某ノ カ 吉 ノ アリ、 此城 田 应 両 . |月上 州 "城ヲニアタヘ 同 ノ地汝ニ ラー海 尼 ジノ 幕下 睦 旬 . 籠ラレ ラン 故 公實久ニ ヲナス、 實久加 阿多氏右六丸 許 居 = こスベ 属シ、 シト ヤ 城 3 也 H # 其故 實 克 新 田 水 大 文 公 久 得 テ

IJ IJ 曉寅 忠将大将トナリ テ白昼 大山 門尉二人実モ屠死セラル、 テ 中相徳氏ト号スル ハ 短兵相 地上古ヨリ 至ラン ノ鐘聲耳ニ 城内 暫ク休ラフ、 死 ノ時本城ヲ陷 蔵助 新城 ラ決シテ醉 ラ如 一立立 <u>}</u> 接 モ又陷 ĵ ク、 ż, テ 歸 · 并 ニ 五ツ 觸 デテ戦 各枚ヲ含ミ潜 甚暗フシ 所 搦手ヨリ ル 午 [ヲ催 戦死ス、 ノ塁アリ、 ル ル 死 Ŧ 死 時 刻 ス、 ノアリ、 ス ス、 此時冨松左京亮ハ大山 此時敵三十餘輩枕ヲ并テ死ス、 攻ル事甚急ナ 狐 テ、 1 \_ 其餘 至テ大寺越前守 此時ニ 谷 間 火 阿多飛弾守 各堅固 阿多 Ш \_ 1 暗 藤左 其妻妾ヲ引テ途中 城 敵 公ノ 壁 ヲイテヤ、 ヲ照シ前 松坂 衛門尉 モ又走テ新城ニ ナ リ、 軍 Ý, 進 21 -競進ンテ攻シ 城 テ ヲ 関 是ヲ以 单 過 雖 路 敵兵相· 宮内 然右 鎌 吉富吉左 ヲ發ス ル 走 先 時 グリス 少 テ 加 馬 夕 /١ 送 入 賀 支 輔 羿 ッ 夜

1] 1 此

敵勢中 鞭 後 チ多勢ニ ヲ /絶ツ、 間 \_ 危急是 ア 向 ルユへ、 ヒ 筋 ノヨリ 労力ヲ 防禦ストイヘトモ利アラスシテ 甚シキ 盡 シテ 21 挑戦 ナシ、 E 数 雖 然忠将 刻ヲ移シ 駿 ヌ 馬

忽チ破 ル、 市来備前守・猿渡与一左ヱ 一門尉 . 税 所助· +

八人死スルモノアリ、 郎 本田 九 郎 蒲地帯 ガ左 加 世田 ヱ門尉 */*\ 日新公ノ • 司 左 ヱ 門四 御 祖父河内 ]郎等共

守久逸戦死ノ 地ニシテ、 今日 ノ勝利豈能 是 \_ 比 ス ル モ

ノアランヤ、 其後加世田 こ宅地ヲ定メラレ、 御家作居

住シ玉フト云≥

別府城内に尼殿墓ト云アリ、 今泉寺過去帳朔 日 ラ 部

長年昌壽尼亀ヶ城主別府氏尼トアリ、 此尼殿事ナラン、

石塔 基

内 IJ 别 岁 府城外搦手口 /輔加世田· 天文七年戌十二月晦日ノ富松左京伊作衆 衆城内ヨリ . ニアリ、 組合互二差違へ 福壽権現ヨリ申方三町程 戦 死 ス、 • 大山 其 ア 蹟 宮

内ニアリ、 \_ 誌 ノ石塔向 合せ建ツ、 當分郷士小田原源右 코 門 屋 敷

石塔 猿渡與一 兵衞 基 従 別府城寅ノ方二町程

ア

ij

於田

中川

原戦死

同 一勘解

同彦次郎 兄弟三人於大手口 1戦死

猿渡九郎

同與一 左衞 菛

同 民部左衞 菛 一人於堂崎戦死

蒲 本田九郎 地帯刀

同左衞 門

同新三郎

天文七年戌十二月晦 Ħ 於加 # 田 戦死、

新城本丸ヨリ酉方二 右同會招魂墓黒鳥口ヨリ少シ東ノ方六角堂前道傍ニアリ、 |町程ニ陣ノ尾高サ+間 ト云アリ、

一花牟禮城川畑村ノ内 別府城ヨリ卯方十八町程東西二十間、南北四十間 高サ三十

右古城 蹟 テ、 別府城出 芄 也、 何年 間某氏居 城之訳

相 知

一尾守ケ城村原村ノ内 別府城ヨリ寅方二十東西十六間、南北廿 一四町間 -五間程

右古城蹟 ベニテ、 別府城出 丸ナリ、 往古島津薩摩守忠興

与同新三郎有不快之事、

及合戦責忠福之城

加

世 田 忠

應九年十一月十一日、 福之兄下野守昌久者久逸公為孫壻、 久逸戦死于加世田云 ≥、 故合力于忠福 明

忠 又別 IJ 久逸伊作在城ナリシェ、 福 寄り 當 府 ノ軍勢キビシク働シ故勝利ヲ失ハ 城出 ケ 城 高津 |丸尾守ケ城 嫡家ト不快 芁 郎左 卫 取 忠福力危急ヲ救ン為 門尉實久之一 間 掛ラレシニ、 トナリ、 于 族島津新 Ų 牟 時 伊 深 之原 作 田 出 河 駈 馬 郎 内 テ 込 ア 守 忠

=

T

ij,

辰方

/١

麓

西

城

隣

ス

アリ 尾守ケ城西 町 四 + -間程 田 中 森 山中ニ **久逸公御墓石** 塔

終二

御

又久逸公ハ薗田

新右

衙門

奉

討

卜云、

于今其子孫加 戦死也ト云と、

世

田

郷

士

有之、

一 益 山邑 四東 四方木竹山平 平 間

右

别

府

城

出 |九陣

場

デ

ij

諏所 訪り 尾

有 モ此所 上 レ 往 21 鵜 ノ伏兵突出シテ大ニ敵兵ヲ敗ルト云、 古忠興方軍兵ヲ伏セ置シ所 ノ塚脚下 ニ見渡シ、 迫合ニ兵ヲ伏セ、 (ニテ、 鵜之塚合戦 此 要害 尾 筋 堅

地

ナリ

根廻四町程、東西廿六間、 高南 サ北 十五 八十尋七

一内田ケ城唐仁原之内 有 别 府城 往古内 出 1丸也、 田某居城 内田某居宅 + ij ź ノ蹟 ユ 程間 内 此 城 田 日 ケ ij 城 下去、 西方十三

此

町 所

許 モ

一武田 右 飛り返り 别 府 城 東西三十 甾 丸 也、 間 城 南 ) 北四 崎 [十八間、 1 -モ云、 高サ二十五

一鎮守之渡益山村ノ内 従 地 頭 近屋子 方三十 町

アリ、 右 萬 加世 瀬 Ш 田勢強フシテ競進ム、 鎮守之渡リニ 於テ阿多ト 故 二 加 退 世 田 テ阿多 1 對 陣 1 |矢軍 地

尽シ防戦、 屯 ス、 勢 数刻ヲ移シ勝利 乗シ弥進来 ル ラ得、 於茲 強敵数十人ヲ斬取 日 1新公ノ 軍 -勢筋 为 玉 ヲ

戦 フ、 死ス、 于時肥 渠等カ忠節 後掃部左ヱ ラ忘レ 門 宮原隼 玉 21 ス、 人 地 井 蔵塔ヲ造立シ 郎 左 工 門

玉 フ、

六地蔵塔 基 高サ五尺五寸

以此功徳不及一生臺三重ノ上縁ニ集字ノ渡ヨリ申 申 切我等トアレトモ、 方  $\overline{\mathcal{H}}$ 前 四 十八 間 許 アリ 上下闕文多シ、

鎮守ノ渡シノ旧蹟ニ鎮守社一字アリ、

リ東西向キ合フ、

両所共ニ畠地、

囲ヨリ南方佐方殿墓

ト云アリテ、

佐方門名頭

屋敷也

一鵜之塚 根廻百廿間、 高さ六間

右、 應永四 年、 伊作久義宿意ヲ別府某ニ散セサル パコト

アリ、 リ陣ヲ鵜之塚ニ構フ、陣幕イマタナラサル間、 其憤リヲ遂ン事ヲ欲シ、 軍兵ヲ引卒シ大川ヲ渡 別府某

進ムコトヲ得ス、 徒ニ年ヲ越フ、爰ニ於テ和平ノ媒

精兵ヲ發シ久義カ陣ヲ襲フ、

久義小勢ナルカ故

陣外

有テ開陣スト云ヾ

又云、 鵜之塚ノ義、 明應九年 日新公御祖父河内守加

十二月十九日軍勢ヲ催サレ、 世田ニ於テ戦死ノ欝憤ヲ晴サン為、 加世田 ト阿多ノ境万瀬川 日新公天文七年

此鵜之塚ニテ忠興方稠シク防シ故 ノ末鎮守ノ渡セト云處ヲカケ渡リ御取リ掛ケ有シ処ニ、 日新公御勝利ナク、

阿多ノ如ク御退ナサレシト云と、

一内囲

同 外所 囲

右、 往古佐方某城蹟卜云傳、 右内外ノ囲間ヒー 町余隔

一小陣居仁原村ノ内

右

往古陣 .場

ノ蹟ト云

一囲ヶ岡内山田邑ノ内

右古城蹟ニテ、上代ハ大松山ノ由、 當分ハ野岡、 三方

ノ尾筋ニ堀蹟等有之、一方ハ一騎通シノ切通シニテ通

路也、

一古城蹟内山田邑ノ内

右城蹟當分百姓居屋敷也、

一小城 内

右城アトニテ、 中古迄ハ堀蹟有之、 今ハ畠地 也

一陣之尾

右、 往古ノ陣場ニテ、 都テ畠地也、

一上之城大浦村ノ内 下之城 小城トテ城アトアリ、今畠地也

一八ケ城大浦村ノ内

此城ニ於テ大合戦有之、 右 何某居城トモ不知 橋口孫兵衞首数餘多討取、 日新公御代天文十四年ノ頃 終

八左ヱ門 ニ其身モ戦死イタシ、其志甚感シオホシメシ、  $\sim$ 御感贖并御錮 両被成下、于今其子孫家蔵 其子孫

セリ、

右 陣場ニテ堀アト存ス、 一陣之尾同所ノ内

亂橋

右 地 頭所村 益山 .村・宮原村三方境ニテ、 上古

1度々

取合有之タル古戦場ノ由、 當分ハ高堤ニテ、 麓ヨリ片

浦 通路 ノ往来筋也

一離内 屋地 東西五十間、 南北六十間、 従地頭仮屋巳午方四町程

右 日新公御平治後此所二被遊御座候、 御屋作り天

> 被遊候、 文八年御取付、 御書院東向ニ而、 翌九年成就之上伊作より此所江御 御門東西ニ明き、 移徙

四町余ニ祈願所今泉寺あり、 人門之方ニ護广所あり、 鬼門之方

御屋地上下橋とて于今存せり、 地外廻りニ街道ありて、 流通り、 西北二所に一ッ橋あり、 川向すなはち別府城 其後御屋形御取除キ郷 是を

西北之後長屋川

也、

御屋

屋敷二 相成、 于今御屋地とい Š

士

柿壱本 御 所 柿

御屋地 南之隅 Ш 涯 あ

右御屋地庭木ニ 颅 于今存せり、 熟すれハ年∼初穂屋

敷主より不怠日新寺江献す、

一笠松

笠石・笠松之外ニも小島・飛瀬抔有之候得共、 右、 往古笠石濱とい Š 大浦潟抱之汐入遠干潟 享保年 而

新公笠石潟ニ 而 御詠哥 あり、

中新田御築留二相成、當分者田之中二有之、往古

Н

旅人の時雨にぬれし大浦かた笠石もあり笠松もあ

なり、 方壱町余ニ寄木八幡有之候故相唱候 是を見せしめ亭号を需めしこ、 風と鮮魚とのミ、 南には神のむかしの長屋山盤立し、 戸壁もなく四方明きにして、 于今風遊の人絶へす、 て扁額をあとふ、尤寄木浦と申儀者、 近衞 東は小松の葉越しに連山波濤の如く見へ透き、 甑嶋ハ眼のあたり十八里あなたに雲の如くつら 信輔卿御遊之跡を慕て避暑の凉亭をいとなミ、 唐人顔遠山に此亭の風景を模写して 抑此亭ハ黒木柱の小屋にして、 西北は渺∨たる滄海を見 隔世亭と名付、 只此亭の有とハ凉 此場所より東之 自書し

一川彩一川照村之内萬瀬川筋

深き事しるへからす、立神は流れに添ふて卓立し、 は石ニ觸れて激するあり、 石にて絶壁の如く峙ち、 世 右川彩は萬瀬川の川上にして、 くして急流矢の 「と阿多の境なれい中流を以て限りとす、 如し、 或ハ巖を潜りてむせぶあり、 其中を曲流せり、 渦巻あり、 高山をもて包めり、 湧上るあり、 河水甚た荒 両岸皆巖 其 其 或 加

師

せんといへり、

或人の句ニ

秋凉し巖を潜る水の音

此邑

三来るものハ此所

一遊はすといふなし、 藻くすを拾ふて茶を煮、酒を熳め、流れに釣するもの(㎏カ) の人く~ひなひたる諷の聲たえす、しかハあれと炎天 や、 三筋に流れ落ち、 をたよりて人皆盤遊す、大崎は川上五六百歩にあり、 (<sup>竜カ)</sup> なるハこゆへからす、たまく、側に屏風石あり、これ をもしらす、故に此邊の人ハい の清暑此地にしくハなし、岩もる清水ニ素麵を浮へ、 りハ阿多白川の澗水流れ出、 ハ鱣得てつ、ミ焼にし、 轟く、水煙日ニいろとりて虹の如し、北岸あなたよ Ō) 一画士何某も此所ニ遊ひ、 春ハ両岸の岩根ニハ藤つ、し錦をなし、花見遊 滔∼の聲奔雷の如くにして数里の外 おもひ 江 景色甚美なり、 Ш ふに及ハす、 一の風景を眞写し家傳 の楽ミ日 むかし京 騒人旅客 の暮る されは

一御桟敷跡

それか中に鍋あり、

甕あり、

小なるハこえつへし、大

高き事数十尋あり、

其あたり皆平滑数百歩敷き疊ミ、

右 日新公大浦邑礒間鹿倉御狩之節御桟敷跡、 茅野

而 候

一御腰掛石

右 日新公内山田村田野之鹿倉御狩之節御休息被遊候

御腰掛石二而、 于今路傍二有之、

一御囲炉裏跡同所上之薗

右 日新公内山田 村田 野之鹿倉御狩之節焚火ニ御當り

被遊候囲爐裏之跡ニ 而 于今囲垣有之、

一八幡宮跡

右、 益山村中村とい ふ所ニ康和二年池田 ·藤宮之両

八幡より奉守罷下り初而建立之地ニ而、

于今其蹟とい

ふ所有り、

一内田某居宅之跡唐仁原村内田

居やしきニ而候 右 往古内田某居宅之跡と云所、 當分ハ内田村之名頭

一桟敷島

右、 往古 日新公御遊之嶋ニ而

桜なと生茂り、

御桟敷之跡者平地之芝原也

風景宜敷、

大松雜樹

一松島片浦村之内

たちかへり又や来て見ん松島にうち驚かす老のしら波 右松島ニ而 日新公御詠歌

60 宇治島

向島周廻一里半程、高百弐拾間程、

家島周廻一里程、 高十五間程

右両嶋半 单 程 隔 ル

艸 垣島

士

上之嶋周廻一里程、 高四十間程、 下之島高三十間程、

右上下両島八間程隔 ル

右宇治・草垣両嶋之儀、 是迄支配所無之候得共、 以来

右嶋江相掛 加世田支配被仰付候条、 候分ハ何篇引受可致差引候、 唐船等漂着之節ハ勿論 左候而、 是迄 其外

致猟稼等来候餘郷も候ハ、、

當分之通致稼方候様可被

申渡旨、 加世田地頭用達江申渡、 可承向江も可申渡候、

七月

(川田佐模)

右之通、 文政十三年寅七月十日被仰渡候

草垣島三拾八貫四百文

宇治島御禮銀百九拾三貫五百文、

一供養塚 十三津貫村六本木原并松中

五輪石塔 基

虚空蔵滿願主平吉政

奉書寫大乘妙典十三部

天文十八年己酉

右平吉政者田尻荒兵衞實名ノ由、 天文年間、 荒兵衞鹿

有之、 籠勢防禦ノ為津貫村へ居住イタシ候由ニテ、 當分郷士屋敷ニテ田尻ト云、 其屋敷蹟

一殿松 九本津貫村牧之段

格護牧之段之

有 木下大膳大夫死骸収リシ所ニテ、殿松ト云云と、

一石塔 一

基

춋 淨林禅門

法華妙典—一石—

八三文 月界明 廿普六マ 九利未 日

右 掛之上畠中二有之、 由緒不詳、

郷士宮原源五家江持傳候文書左之通

61

切手

帷一ツ、はなたそめ也

二此本へ可有御就合候、 右帷之事、高麗より被仰付候条、 少も御油断あるましく候、 急≥相調、 來ル廿日 但

候文 厚く候布にて三尺七寸ニ可被仕立候、 此置形相添進入

推量然候、 以上、

日限於遅引者、

高麗へ直に手前より可有進上

弐月四日

宮原傳兵衞殿

税所越前入判 村田雅樂助判

候、

其節

大守綱貴公、

加世田地頭佐多豊前久達殿也

可為致候

橋口孫七家江所持文書左之通

志 此度於八ケ城貴殿父孫兵衞事首数多打取、 無計方感入候、 就夫着ふるし候錮 両指越也 其上打死之

天文十四巳十一月日

忠良

橋口

「孫八左衞門≿ (殿ヵ)

加世田大浦表方御蔵入

作職高弐拾五石三斗余

五石三斗余御年貢諸役惣百姓并可 石御年貢諸役御免 1仕候、 大坪門 志广右衞門

之由達 右次郎兵衞·志广右衞門兄弟之者共父母<br />
江孝行無比 御聴、 今度加世 田 江 綱貴公御光越之節御庭 類

高拾石永∠作取被仰付旨、 江被召出之、 為御褒美青銅 元禄七年戌十一 三拾貫文拜領 月廿六日 作職地之内

仕候、 于今右次郎兵衞 鎌田後藤兵衞殿取次ニ而被仰渡旨郡方より 右孝行之次第詳に一 志广右衞門子孫之者高五石ツ 冊に相記、 右子孫致格護居 被仰渡置 頂 戴

> 石塔 几 基

召ニ

而

貴賤見物ニ

罷出 諸

E候様

二与

被仰渡候

之庭江被召出候者、

人江

ケ様成事を御見せ可被遊

思

す罷居候様ニ与

被仰渡、

御立之節被遊

御覧候由

下

との

御

意ニ

加 田

御立之節大門之下庭江

蹲踞仕

頭を下け 知置被

其後又加世

御光越之節、

孝行之者能

御

覓

遊

春窓妙椿大姉元禄十丁丑五月十九

秋雲西岳信士元禄二年己巳八月廿六日

次郎

志广之亮 法衛·志广右衞門父

右同

母

次郎

兵

覚翁全了信士宝永六丑十一月廿

木然道立信士享保十七壬子天三月廿三日本カ」

右次郎兵衞・志广右衞門子孫于今大坪門﹝致居住、 志广 , 右衞門

御褒美被下置候高拾石御年貢諸役御免 而 致 作職

63 青銅 三百 疋

名子甚右衞門従弟、本名壽左衞門加世田唐仁原村本屋敷名頭清兵衞

徳左

右者、 聞召上候、 者に至迄睦 多年老母江致孝養、 **E**敷相交、 依之為御褒美右之通被下置候条、 殊 = 名 家内中者勿論、 [頭江茂] 分而 叮 嚀 致 親 難有 類近 會 一釈段被 隣之 頂 戴

62

483

右近美

右之通、

権四郎儀者於地頭宅可被申渡旨申渡、

徳左衞門

名子甚左衞門従弟、本名壽左衞門加世田唐仁原村本屋敷名頭清兵衞

方之儀者御

勝

文禄元年髙麗江御出 . 陣之刻御供之人数

親類近隣之者迄茂睦敷相交候段相聞得、 此旨地頭より可被申聞置旨 市成伴兵衞武次 井上神兵衞良信 青木大炊之介利光

松山善八為房

可

河越作右衞門重俊

河村覚右衞門米正

申渡候、

八月

右近

奇特成心入之者共二候、

家内中者勿論、 右徳左衞門事、

母江致孝養候二付、

皆共差添致叮

嚀

桑畑勘助是政

春成助右衞門久加 同名久六久次 春成讃岐久干

宮原覚兵衞景頼 佐伯善兵衞惟友

65

青銅五百疋

名頭仲助叔父源助男子加世田武田村上之原屋敷

權四郎

右者、

両親江叮嚀相事、

公役且作職致出精、

旁奇特成

難有頂戴可為仕候

心入之段被

聞召上候、

依之為御褒美右之通被下候条

四本伊豆忠滿 百枝主税重利 山下造酒之允秀利 岩元主殿

元源蔵清正

楠

森田権右衞門重勝

本田内膳親吉 池袋太郎兵衞宗

宮原孫左衞門景親 元喜之助家正

Ш

桑畑喜右衞門預

兼

尾辻與一左衞門清平

天保 五三 月

手方江 可相達!

重

原兵部卿慶安

合貳拾五人

入宜候、

此旨:

地頭より可被申聞置候

有

夫権四郎

江

差添、

舅姑江丁寧相事候段相聞得、

心

右權四郎

484

青銅 渡

主 本田民部右东 竹之内善左符 黒川民部左衛 田実五右衞門 井尻九郎左衛 指宿仁右衞品 桑畑杢之助 仁禮右京亮土從七人 川村芸 鮫島民部左衛 橋口花 加藤對馬之介 橋口 寛永十五年寅正 百 萩原彦兵衞 弥吉 村覚右衞 野弓兵衛 孫八左 志摩之助 衛門 衛門 衛門 衛門 衞 門 衞 門 門 戸 H 加 世 市来半介 主従二人 山下六左衞E主従三人 伊駒六兵衞主従四人 青木宅右 田 二宮藤右衞門 主従二人 右者後被 若松孫左衞門 È 加世田土佐守主従七人 田実主税之助主従三人 宮原傳兵衞 宮原傳兵衞 同郷兵衞 蔵出人 尾辻公 愛徳 諸 同 本 味坂長右 同 四與市左 監 由 王 治部 作左衞 一件兵衛 辺 介 嶋原軍立人数、 「郎兵衞 右 衞門 衛門 衞 菛 菛 菛 出 次第不 深水六蔵 主従弐人 È 主従弐人 山元七郎兵衞土従弐人 指宿城之介 吉峯仲介 鮫島源兵衞 宝多與左衞 完 岩崎弥右等 黒江吉兵衞土従弐人 緒方源藤芸徒弐人 西田 深 大圓坊 鮫嶋三郎兵衞 森主右 髙 貴嶋才助 楠元良右 有川治右衞 田九左 野増右 甚左衞 衞 衞 菛 衞 衞 衞 門 菛 菛 菛 右 口両人後被出候(申脱す 人躰壱人分出水米之津ニて相渡也、但上乗被相勤候ニ付、小松原ニて飯米右者後被申出候、夫丸ハ三人間ニ両人被 候力 森田喜左衞門 主従弐人 主従三人 主 小従 山元九兵等 井上甚) 宮原佐吉兵衞主従弐人 **菊野喜左衞門** 主従弐人

長濱助

兵

衞 衞 Ш

野七左衞

菛

桑畑采女正 尾辻平右

异

衛門 衞

方弥五左衞

原弥右

衞 門 門 上

一総坊

大山千七兵衞

野彦兵衛

小城貞右

衞

菛

窪田拾左衞門

岩城新左衞

菛

不被請取、

愛徳新助	同弥八左衞門	宮原諸兵衞主従弐人	山之口杢右衞門	山之口五兵衞	乙森弾兵衞	森田与三左衞門主従弐人	泊後藤兵衞	佐伯戸左衞門主従弐人	坂元善左衞門	橋口孫兵衞	高田権兵衞主従弐人	松山善助主従弐人	西郷六郎左衞門主従弐人	大門源左衞門主從弐人	小川少監物主従弐人	加納仲右衞門主從弐人	久冨源六	前田軍左衞門
平賀六郎兵衞今ハ唱木脇、主従弐人	大迫次郎左衞門主從四人	有馬市右衞門	久保甚助後唱宮原ト、主従弐人	松坂坊	野田内蔵之丞主従弐人	川越善兵衞	金田四郎左衞門後移谷山二、主従弐人	佐伯十郎左衞門	吉峯覚左衞門	西郷源兵衞	石塚伊左衞門	長崎茂右衞門	有馬安右衞門主從弐人	井上甚兵衞	松田與七左衞門主從三人	出水喜兵衞子孫移小林、	窪田越右衞門	窪田壱岐之助
平城早左衞門	山下茂兵衞主従弐人	迫田惣左衞門	椎原六兵衞	唐仁原覚兵衞	忍田加右衞門	米之津	鮫島助右衞門 右者後被申出母主従弐人	田実弥兵衞	長井拾郎右衞門	野元七郎右衞門	岩元彦兵衞	指宿新四郎	丸野源左衞門	有留杢兵衞	大迫弓左衞門主從弐人	久松四郎左衞門主従弐人	唐仁原隼人助主從弐人	山元清兵衞
松崎郷右衞門	加藤七左衞門	二宮助左衞門	川野四郎兵衞	井上右近兵衞	木場二郎右衞門	没也、	8米钼度也、夫丸い三人間ニ出侯汝、出水&中出候、但上乗被仕候故、小松原より助	田代弓兵衞	二野内蔵之助	佐伯新九郎	大山八右衞門	山元狩野之助主従弐人	池田助五郎	満尾傳右衞門	四元彦右衞門	満尾新兵衞	橋口立右衞門	池田主馬之允主従弐人

山下弥五郎生從弐人

竹之内源内主従右者後被申出候、

吉峯五左衞門

玉利七兵衞後唱村山

全田作右衞門 主従弐人 有留半右衞門

池田長左衞門

堀之内千右衞門 平峯次郎五郎

上野茂兵衞

大迫少左衞門

本書虫付三て名字不相知嘉兵衞

西牟田

助左衞門

外ニ百拾七人末と、

真米壱斗、夫丸壱人ニ付赤米壱斗ツ、相渡候、日記別赤米拾石七斗出水六月田御蔵より請取、人躰壱人ニ付右之人数刁正月十二日より以来廿日飯米真米拾五石・

寛永拾五年寅正月十五日

紙ニ有之、

嶋原入之次第

渡候者、嶋原江弓箭相起り候由、依之早速各御仮屋江一寛永十四年十一月十五日、御地頭喜入摂州老より被仰

皆~手二付、冨岡之城主三宅藤兵衞殿を責申候由. 皆≥いさみ立申候、 召延候、右弓箭之儀者、キリシタン宗百姓共一 衆中追立出水表之様「追と可相續旨被仰渡候付、 相揃立衆相談有之候処ニ、 し島原之城を責メ申候由、 左候へ者、十七日立之儀ハ又、被 其後天草江相渡、 同十七日、 亦ᄽ被仰渡候者、 百姓共を 揆相! 諸 相 聞 起

渡候ニ付、主従七八人又者三四人両人間ニ壱人ツゝも處、先日夫ニ而相立、重而出水ニ而御賦方被下旨被仰得申候、左候而、十二月朔日、天草立諸事賦方有之候

有之、寅正月五日ニ被仰渡候ハ、去元日、

島原城江

戸

為在合候處、是茂被成手負候而、被召列候衆段×打立負、討死数不知、當國より三原左衞門殿御使として被責候處、大将板倉内膳正殿打死、石ヶ谷乘蔵殿被為手責候處、大将板倉内膳正殿打死、石ヶ谷乘蔵殿被為手より被遊御向候面×并肥後・肥前・筑前衆相合被成御より被遊御向候面×并肥後・肥前・筑前衆相合被成御

現江麓中之衆と皆々参詣仕候、左候而、九日ニ何れも候、正月六日吉日ニ付、首途として福壽権現・山王権儀者來十日ニ可相立旨被仰渡候ニ付、諸人いさミ立申

有之、右ニ付、

来十一日當國人数出陣之由、

加世

田之

相立江口二止宿、十日、

市来湊二而御地頭摂州様を待

人ニ而 Ш 之候ニ付、 衆揃有之候、 久田間村本家之儀者惣様焼拂 船仕候、 五拾人相付候、 民部殿・摂州老天草江被成御渡候ニ付、 米之津滞在二而兵粮申受候、 外城軍衆多人数相揃 水米之津二到着、 合、 と無残大狩有之候得共、 彼地より相付差越申候、 候、 十五日二者陣 右者共狩出し生取ニ可仕旨被仰渡候 其夜者串 左候而、 Щ 木野泊、 .田民部様江皆∼御目ニ相掛り、 候故無宿、 屋相掛候、 夜四ッ時分久田 隱居不申候、 同十 + 加世田人数惣合百五拾六 軒茂無御 餘程野宿仕候、 大雨 应 日湯田 H こて難儀仕候 依之十八日 座 間と申 加世田軍衆茂 御先手として 泊 候、 十二日 十七日、 崩 十三日 江着 付 諸 出

> り申候、 八ヶ所之内拾壱ヶ所鬼利支丹ニ加り、 其外者人居之由候、 右村高之儀も粗一万石 有馬之城 江 相 籠

付、

天草在所数并高抔段➤之儀相尋候処二、

も有之由噺申候

仁礼右京殿・

相徳四

郎兵衞殿両人者加世

田噯代、

本田

民部殿・市来半助殿・

鮫嶋民部殿・小川少監物殿賦方

被相勤

二月五日、 付、 事御はながら并銘と宿元より書状音信物被成持参候 皆

よろこひ相請取申候 仁礼佐渡殿着船二而有之候、 正月廿日御神

成候、 馬江御着之由相聞得候二付、 同十三日、 御 船 船十 候、 諸大名陣屋并敵之城得与見物仕候、 加世 四日早天御着船被遊 田衆拾五人被召列、 光久様江戸より御下向被遊候処、 候、 摂州老ニも有馬 早速 七ツ時ニ有馬江 上 一使様御 扨 江 被成着 光久様 直 陳 御 に有 渡被 江 被

佐州様より 成候、 且 諸 被仰渡候二付、 軍士之儀も船便次第段と可罷帰旨豊州 佐渡守殿其外三ケ一出 船 様 彼地

江

肥後衆在番ニて候処、

當國衆替合申

候、

肥 紀後衆

元之様ニ

直

御 則

翌十五日、

かうつら

出

船 御

被 咸

ろと云所江汐繋いたし、

廿五日、

かうつらへ着船仕

成御見廻候、

御暇申御 供被仰付、

船

二被召候、

摂州老ニ

b

陣屋相掛申候、

然處に巣元・嶋子より百姓共参り候に

陣屋儀者惣様焼拂被相立候ニ

付

右跡

江

此方より又≥

加世田

衆四拾人者、

廿二日、

かうねと申所有之陣

相

市

キリシタン不相見得候

者島々せき躵被仰渡候得共、

候、

廿

应

日

上

津浦江陣直として出船、

晚 二

かろふ

村数三拾

H

御

Ë

·使被遊御引取候 · 付船御用被仰

一渡候、

依之御

又一

説に内

Ш

田

村

ノ竹屋ヶ尾ナラント云、

此

地

ハ

何

廿二日 筑前 而 候、 衆 | 探加 曉、 此方より 有馬江火手打立候、 勢二不及候 折 角責 由 口 I被成御 付、 是者敵三百餘城より 右之通御 願 候 ^ · 共 暇 肥 後 而 候 肥 出 前

有馬城 方共ニ討死も餘多有之候由相聞得申 取、 右敵ことくく討取、 江火打立 候、 如何樣落城 又者生取にも被致候 与 何れも 候、 廿七日、 左右待兼候 由 又 双

合

13

がきを破り陣中放火仕候處、

筑前

衆

肥

前

衆

相

之百姓之子ニて若輩者之由候、左候而、三月十五日、手と相聞得候、敵方大将有馬之四郎与申而、元來肥後

共

味方も段と討死為有之由付、

敵壱人も無残被討取候由委く到来有之候、

左候

アリ、

又長屋

ノ竹島ニ登

デ地

形

ヲ巡覧ストモ

T

ij

此

者松平伊豆守様・戸田左衞門佐様かうつらへ御渡、巣

三原左衞門殿有馬より上

津浦

江被成御渡候、

十三日

\_

アリ、

此笠沙

Ž١

加

世

田

ノ御

碕

ナリ、

加

世

田

笠沙

仕候、 賀守殿 元之様に 人摂津守 付、 十四四 扨此方御大将下野守殿并豊後守殿、 一被遊 殿 Щ 日上 田 北郷佐渡守殿 民部正殿 御 津浦出 通 候、 左候 船 ・三原左衞門佐殿ニ 十六日七ッ時小松原江 颟 · 入来院石見守 薩摩衆皆と御 而 殿 右外 候、 暇 新 被下 者喜 廿七 着 納 加 船 候

門殿右両人片浦之様ニ被差越候、分國中諸家追立として津留新左衞門殿

伊集院治右

一長屋山

都スヘキ國ヲ覔メテ行キ去リ吾田長屋笠沙碕ニ到ルト按スルニ、日本書紀ニ、瓊々杵尊高千穂ニ天降リアリ、

長屋ハ加世田ノ中央ニアル長屋山ナリ、

笠沙碕

此節之先陣鍋島

殿

笠沙碕ハ前文ニ記スカ如シ、古事記ニハ笠沙之御前

作ル、又日本書紀二、皇孫笠沙ニ於テ一美人ニ遇フト

ニテ、重ナル沙ト云義ナリ、吹上山アル故ナリ、

一竹島

訛 モ

日本書紀二、瓊々杵尊笠沙碕二到リシ時、竹島ニ登リ

嶽ナルベシ、一説ニ片浦海上ニアル竹島ナラント云、ニ竹島之高處ニ登テ地形ヲ見玉ヒシナリ、此島ハ娘媽

489

明白也、 、處ナルコト詳ナラサレトモ、 右諸説 ノ内竹島 11 野間嶽ナラン、 加世田 ノ地タルコトハ 高 Ш 登 ル

1 非レハ其地ヲ見ルコトアタハサレハ也、 ハ同音 ナリ、 和語皆通ス、 故に嶽島又髙島ト云義に 竹ト嶽ト高

テ島ノ如キ故ニイヘル乎、 又島ハ一方限ノ義モアリ、

取レ

ハ野間嶽

ニ當ル、

島卜

ハ野間嶽ノ下海水園ミ繞リ

瓊々杵尊皇都

事勝國勝長狹命ト云フ人アリ、 日本書紀こ、 々杵尊皇都 皇孫宮殿ヲ建テ留住スト見ユ、 ノ地也、 皇孫瓊々杵尊笠沙碕ニ到ルトアル條下ニ、 其皇都 ジ地 己レカ領地ヲ皇孫ニ ハ宮原村鷹屋神社 然レハ 此笠沙 ハ瓊 ノ地 献

ナル 力、 此皇居 ノ處ヲ笠沙宮トモ云ヘリ、

長狹命ノ領

テ其土地ヲ瓊々杵尊ニ献 沙碕ニ到 日本書紀二、 ル 笠沙ハ事勝国勝長狹命所住 初メ瓊々杵尊髙千穂峯ヨリ国ヲ覔メテ笠 然レハ此笠沙ハ長狹命 国 「ナリ、 大

領地ナリシヲ知ルヘシ、

竹屋郷 本書紀二、 木花開耶姫三皇子ヲ生ミ玉ヒシヲ、

 $\mathbb{H}$ 

今二竹林残ル、 ヲ名ツケテ竹屋ト云トアリ、 説ニハ宮原山ナリトモ云ヘリ、 是内山 田村 ノ竹屋郷 ナリ

刀ヲ以テ臍緒ヲ切リテ竹刀ヲ棄シニ竹林トナル、

木花開耶姫之御生土

日本書紀等二、 皇孫笠沙碕ニテ一美人ニ遇フ、 木花開

皇孫是ヲ娶テ三皇子ヲ生ム、

即彦火々出

耶姫ト云フ、

云フ、笠沙ハ吾田ノ地ナレハ、 見尊等兄弟三人ノ御母ナリ、 此姬 地名ヲ取テ名トスルナ 一名ハ神吾田津姫 ŀ

リ、 又日本紀一書二、 木花開耶姫笠沙ニテ機ニ上リ織

彦火々出見尊御生土

物セル事ヲ記ス、

此姬

ハ加世

田

ノ人ナルヲ知ヘシ、

前条ニ記スカ如 ク、 竹屋 ニテ出見尊第兄弟 一人降 誕

T

リシナレハ、 宮原村 ノ皇都 テ御生長アリ、 故 加世

田ハ出見尊等ノ御生土ナリ、

髙屋山

上之陵

古事記ニ、 彦火々出見尊ハ髙千穂宮ニ居ル、 崩シテ日

向國髙屋山上ノ陵 神代卷口訣註本板行、 へニ葬 ル 其陵 ハ即高千穂山 I 見尊 西二 在

三皇子ノ臍緒ヲ切テ竹刀ヲ棄シニ竹林トナル所 リト見得タリ、 出 御 ノ竹 陵 屋

時竹

彼地

之浦 竹 Ш トモ 當テ西ニアラス、 屋 髙 高屋 髙千 屋 記 Ш ゴナリ コナリ -穂山 Ш 陵 · 六 六 六 是加世 ニハ諸 西 「 ニ ニ 當 故ニ疑フ人多シ、 然レトモ内之浦 説アリ、 ノ竹屋山ヲ云ナリ、 ル、 故に古事記ト符合ス、 古来相傳 因テ 25 高千  $\wedge$ テ肝付 加 世 穂 加 田 Ш 郝 髙 東 然 内

「ナリ

Ĺ

ス、

田

世

田

ノ

名加世 右九箇 本藩神蹟多シ、 邑二 田 海内諸邦ト云へトモ是アルハ未タ見聞スル 條 ニアル者ト符合ス、 舊跡 九箇條アル ハ古事記 然レト 所ヲ聞カス、 ・モ日 H 其詳ナル 本書紀ニ見得タリ、 本紀等所 豊啻ニ ハ別巻ニ見 載 本藩 ノ事 ジシミナ 跡 コ 其 夕 1 地 地

右近橘 名物ノ内

ナシ、

加

世

田

ノ

如

丰 実

奇

異

地

1

謂 ツベ

タシ、 右川 至テ珍シガ 蔵人市ト云者先祖代ニ イタシ成実何トモ名付カ 畑 其後モ度々右体ノ者来リ一見ヲ乞フ、 村 出 IJ 産 = テ、 是コソ禁庭ニ有之右近橘ナリ 其 来由 屋敷囲 タカ ヲ尋ヌル ピノ中 1) シ = 、自然生 加治 他 国 何レモ右 屋 ト賞美イ 人見當 薗 テ 屋 成 1] 敷

> 近橘ナリト賞美スル故、 カリ、 玉 元へ 、ノ土産ニ 二ッ三ッ相与ヘシニ、 ス ト此ヲ懐ニスト云ヾ、 别 其以 テ嬉

シ

前

*7* \

Ш

畑九年母

下云、

一野間權用 現宮

娘媽宮トモ云

神代巻こ 東宮祭神二 所 謂皇孫到於吾田 座 鹿葦津 姫尊 長屋笠狹之崎矣、

Ħ

1本書紀

屋

ラ真

跡ト

・スル

人アリ

き處に登りて地形を覧給ひしなり、 覧すと見へたれは、 し、瓊々杵尊笠砂碕に於て一美人に逢ふ、 瓊々杵尊笠沙ニ 皇都を定めらるへき為に竹 到りしとき竹島に登りて其地を巡 此島は娘媽嶽なる 名を木花 島 0

也と云と、

開

耶姫とい

Š

鹿葦津姫の別名なり、

是大山

出祇命の

女

西宮祭神三 順娘千 風媽里 耳神眼 女

往古唐土福 建 0 南 海に 甫 十餘歳にして、 と云所あ ŋ 此 浦 0 漁

林氏の娘生れて霊異あり、

我れ

是

神の 祭りて今こあり、 忽海水に没死す、 化身なり、 海洋に入て往来の船を守護すへしとて、 時に大明の天子より天妣娘媽の 則 莆 田 「に廟社を建て、 船神と是を崇 諡

因て長崎往来の唐船も洋中にて初て此霊山を見れハ、有り、往来の船の諸願を叶へ給へる、是人のしる所也れるを取上け、則山上ニ葬奉りぬ、其後種と霊異の事れるを取上け、則山上ニ葬奉りぬ、其後種と霊異の事れるを取上け、則山上ニ葬奉りぬ、其後種とこの諸船甚尊敬を賜り、則觀世音菩薩の化身として唐土の諸船甚尊敬を賜り、則觀世音菩薩の化身として唐土の諸船甚尊敬

轉語也と云と、野間の和訓は是姥媽の唐韻の野間權現と号せしなり、野間の和訓は是姥媽の唐韻の

紙銭を焼き金鞁を鳴らして拜祭す、是よりして此山を

給ひぬ、

是即神渡打寄瀬への御潮井なるへし、

一野間嶽神火七奇ノ一也、

抑此神火は東宮・

西宮會せ祭る所の御靈にして、

して赤き事常の火ニ吴ならすといふ、往んし年の八月 しもの古今多き事、是他邦の人も能く知る所にして、 しもの古今多き事、是他邦の人も能く知る所にして、 しもの古今多き事、是他邦の人も能く知る所にして、 豊尊崇せさるはなし、又神渡打寄瀬の邊片浦港御潮井石 豊尊崇せさるはなし、又神渡打寄瀬の邊片浦港とて今二 あ、江御潮井とりと云傳へ神火御下り有り、其火圓かに して赤き事常の火ニ吴ならすといふ、往んし年の八月

末つかた、相徳定雄野間池に在て一夜其神火を拜す、

む、漸一時半はかりにして両火共ニ女嶽の半腹に隱れ并へたるか如く、其静なるや管絃の音ありやとあやしがもとの所より一ツ相顕れ、其圓る赫ととして日月を火もとの所より一ツ相顕れ、其圓る赫ととして日月を出る。

一惣廟鷹屋三社大明神宮原村 四霊廟之一也、

本社 祭神 彦火々出見尊

東宮 祭神 火闌降命

西宮 祭神 火明命

其後瓊々杵尊は今の髙城郡水引邑に皇都を遷されて彼

の地に崩し給ひしか、

可愛の山陵に葬り、

御廟所ハ今

六角堂 御當家九代之太守陸與守忠國公守祐安女、應永十年癸未五月

也

と山 屋 刀竹林となりし Ш 明神の Щ Þ 干人を生す、 尊を養ハしむ、 れしを恨ミて龍宮 して本土に帰 を受けて龍宮 上 出 追 Ш 0 、蹟と定め給ふ は 木花咲耶姫の三皇子を生し臍緒を切て棄しに其 西 見尊は髙千 既にして豊玉姫は産 幸海幸を易へら \_ 髙千穂より東 地也と言へとも、 葬ルと有り、 有りと見へ、 宮是也、 第四の御子を神武天皇と称し奉る、 ŋ -穂の 後鵜茅葺不合尊 到 處の竹屋也と云ふ、 豊玉 三帰 ŋ ń 宮に座して崩し給ひしか \_ 其陵は肝属郡内之浦 一當る、 亦神代巻 ŋ 姫上陸して鸕鷀草葺不合尊を産 海神の 古事記に出 む時龍ニ 其姫玉依姫を留めて葺不合(妹カ) 其鉤を失ひ、 因 女豊玉姫を娶る、 て加  $\Box$ ハ 決には、 玉依姫を娶て皇子若 成りし其醜形を視 世田 肝 [見尊 属郡 0 Ö 髙 鷹 内之浦 陵 皇兄 出 屋 屋を 見尊 い高 Ш は 三年に 髙 0 彦火 御 子 責 髙 屋 0 0 陵 髙 御 穂 大 め 屋

> 應永三十二年乙巳正月、久二日、穆佐院髙城ニ生ル、 蓮院殿東礹大岳大居士之御 人豊公ニ継テ修理大夫忠国又陸奥守ト号ス、ル、幼名虎壽丸、元服シテ又三郎貴久ト称ス、 爾所也 御 i 靈 骨

淨

八

幡

新田

其後彦火≥出見尊ハ皇兄火闌

降

命

と成りて猶もあしらひけるに、 院住持頼憲上人は上洛たるに依 入らせ給ひ、 言事勢之常理也、 を御宿坊として一乘院本尊 食に依りて泊の内茅野村に御 按するに、 ひて傳受事畢て下向しけるに、 を蒙りける、 有生者必死、 濟和尚看坊たり 阿字觀御傳受也、 忠國公寛正 其 物盛則衰損、 國家鎭護の 後 我れ辞世せは必す可有引導と御 Ĺ 乘院頼憲上人 か、 一四年の冬一歳也、 是二依て頼濟 治為め 毎度眞言の 江 而不已必益矣、 結縁灌 御日参し給ふ、 一假殿をしつら 忠國公猶も佛法 忠國公頼 ŋ ハア京都 和尚 深儀 加世 頂を受させら 琉球御 を御 田 仁 濟 ハ 御 ||杉本寺: 和 此至聖之格 \_ 版依 其比 御 0 尋有りて、 渡 千手院 所 給 海 染ミ れ ï 約 نج 住 0 0 お 乘 思

頼

御病に染付給ひけん、 意満嶽と名付給ふ、 護にして程なく琉球國平伏して御當國 来と也、 一般意菩薩と称し奉りけ 於是一 乘院境内 今の意満嶽此也、 文明二年庚寅正月廿日、 á \_ 其御 辨 財天を勧 深願不浅 然るに 請 屈 L L 佛神 給 奉 千手院 か V 0 成 H0 加 傳 加 ル

石塔 尚御引導し奉る也、 召列れ奉守尊骸杉本寺に帰り、 命を違へす千手院に駈付、 砌杉本寺ニ在りけるか、 に於て御逝去し給ふ、時に御年六十八歳也、 へられ、 御霊屋御建立也、 則一 今二至るまて其貢所の品物皆人の知る所也、 乘院坊中千手院・十輪院等の僧侶六七人 則御霊骨ハ石の箱ニ納め奉り、 是全く琉球國を隨 かたしけなくも御存生の御約 茅野の御仮殿にて御葬式調 御葬禮茶毗ニて頼濟和 給 頼濟は其 Š 御

太

の城に居住し給ふが、元より智仁勇兼備の聖君也、

時

一龍護山 日新寺

執行し給ひける、 盤殿の育とならせ給ひ、 歳の御時亦久逸公も加世田に於て戦死也、 時父善久公を喪し、祖父久逸公に養れ給ひけるが、 津相模守忠良公と称し奉る、 日新公は伊作・相州の両家を継給ひ、善久公ノ御子、母 忠良公 なること他に吴なりけれハ、 貴久公 尚久公 元より常盤殿は貞女と云ひ、 海蔵院に御登山ましく〜学文 尚久公御母堂御牌立 日、伊作城ニ生ル、明應元年九月廿三 阿多・高橋・ 田布施を領 於是御母常 三歳の御 其艷 九 島

し給ひける相模守運久トッサスヘ、常盤殿を妻ニ為ん事を再

逝去、夫故忠良公は伊作・相州の両家を継給ひ、天文八夫故忠良公は伊作・相州の両家を継給ひ、 ける、是に依て終に止む事得す運久公に嫁し給ふ、運久 於是運久公大ニ喜ひ、 以て御養子と成し給ハ尊命ニ可隨の旨申シ遣し給ふ、 三乞求め給ふ事しきり也、 ひ也とて、運久の誓書及ひ相州家諸臣の誓書を送られ 謂れなしといへとも、 元より我に継子なし、 忠良公の御為を思食て、 常盤殿は両夫ニまミゆへき 願 田布施 忠良を 所 の幸

川邊の地を我にあたへよ、水魚の交りをなさは誰 に国中蜂のことく乱れ、 吉田の地を實久ニ許すへし、 良公実久ニ會し語ての給ふ、 天文六年四月上旬、実久加世田に到る、 しけれは、 いかにもして御手に入られ度思食す處に、 加世田 実久か領する所の加 伊集院 ・川邊の地は実久へ属 鹿児島 五月中旬、 谷 か 世 Ш 忠 敢

城中不意の事なれハ、翌曉寅の刻本城陥りけり、 給ひ、天文七年十二月晦日 却而祁答院と共に謀 す、故に忠良公甚た憤りを含ミ して加世田本城搦手より真先に攻入り給ふ事甚急也、 て我か三州を侮とらんや、 この夜、 然れとも実久應諾せすして 右馬頭忠将を大将と

犬や木のきれ

者あり、 時敵三十餘輩枕を并て戦死す、 公の軍もまた競ひ進ミしゆへ、 妻妾を引て途中へ送り、城内へ立皈て戦死す、 其中に相徳氏と号する 新城も終に落城す、 此

「打乗り突出し追討せんとし給ふを、敵兵の其後を絶 Щ 既に午の刻に到る頃、大寺越前守・鎌田加賀守川邊 .田の勢を引卒し新城の勢を助けんとす、貴久公則馬 既に危ク見へさせ給ふを、 忠将忽チ駿馬に鞭打筋

其後加世田に宅地を定められ御家作あり、 の御勝利を得給ひ、 せられ、 殊二御祖父河内守久逸公戦死の地にして今度 御喜悦不浅そ御帰城遊ハしけり、 今の屋地此

是ニ於て敵兵悉く降伏しけり、忠良公ハ御本望とけさ 力を尽し挑戦ひ給ふゆへ、敵兵防禦しかたく忽ち破る、

て御逝去なり、 也、 于時永禄十一年十二月十三日、 御辞世 0 御哥 御壽七拾七歳にし

くへはくふくハねはくはすもろともにたかなやかふや

ゑんとんのしにいたらんとするものを物のくハんく~

今の日新寺ハ往古薩州家の寺にして保泉寺と号す、 とゆふ人ハ誰そ

日

小松原吹上

新公御逝去の後、

七代の住持梅安和尚代日新寺と改む、

かた蝦夷が千島の果まても吹上の絶景は是にかきるべ 抑小松原の吹上は、往古より白砂の吹上にして、 し、きさかたや雨に西施か合歡の花は其所の姿たなり 薩

吹上の松は真砂に埋れて老木ながらも小松原かな ん けむ、翁を此吹上にいさなハんにいかなる秀句や侍ら されは昔し近衞信輔卿此吹上に御遊覧ありて、

又日新公御詠二首あり、

西の海濱の眞砂にうつもれて老木なからも小松原かな

一立神陰陽石七奇ノー也、

薩广

かた阿多の郡のさかり松霞の外にふねよは

ふ聲

石の高さ七丈五尺、陰石の高さ七丈、根の廻り二拾間、 間二玉虫野有 にて、竹屋郷より未申にあたり拾三町三拾間隔 此立神陰陽石のか、へを立神川路といふ、 の節御桟敷の跡といふ、 ŋ 御桟敷の跡有り、 立神大陰陽石 是昔日新公御 一對にして、 竹屋郷 ル 関狩 の裾 此

男川有り、女川有り、其みなもと東山より上の猿打滑と勢ひ有りて、局めるものハ陽氣既ニ縮めるか如し、或ハ直なる有り、局める有り、直なるハ天を突ぬと、或ハ直なる有り、局と四丈三尺・二丈にして大小各吴

二拾間、又室の山より流るゝを女川にして、女瀧あり、り谷の間ひを流るゝを男川といひ、男瀧有り、其高さ男川春り、女川春り、其高さ

有り、陰陽の音を誤りてねんによといふなるへし、其下に合す、是を夫婦川と号す、ねんによどふといふ岡

高さ二間、

立神陰陽石の前後を廻り流れて立像権現の

岡の三合に船繋石有り、神代の昔し船をつなきし石と

日陰を照らす、鶯の法華經に女瀧・男瀧の聲中よく、いふ、されハ谷深ふして小杉生茂り、岸高ふして躑躅

異なる、是只造化の天工にして、いさゝか遊觀感笑せ見る人おのつから笑ミを含む、四季かわる〈〈景の奇きゞすのほろゝにハ陰陽石皆動きやすらん氣色有れは、

猶今太平の時しめく詩人才士はいふも更也、紙くづ拾

ざるハなし、是亦京・浪華・吾妻あたりにあらまほし、

立神立像権現(又龍蔵權現とも云、)ひの末葉まて陽くことして笑ひたのしまん、

すといふ、後に此庵室を里村に引移し帰耕庵と号し、命建せ給ふ、往古此邊に庵室を結ひし行者ありて獨居立神陰陽石の下ニ有り、伊弉冊尊・速玉男命・事解男

一玉虫野七奇之一也、

後又南福寺と号す、今共に廃す、

竹屋郷より立神陰陽石の間ニ有り、往古より其所のも

りて、其間ひ六七寸有り、虫のほと長壱尺三四寸、廻のは玉虫殿と唱へ、高さ八尺、廻り弐丈餘の石かさな

つの間ひに蟄居しけるが、此虫を見れは必す吉事有り

り壱寸弐部程とおぼしき奇麗なる弐疋常にこの石ふた

の霊たる事をしらす壱疋を殺せり、然るに其土民忽チといふ、因て此邊を玉虫野といふ、昔し所の土民此虫

虫にや、又無程弐疋となりて今ニ蟄居せるこそ奇吴也、

狂者となりて無程其身も終に死ニけり、是いかなる霊

一潮入遠干潟

大浦潟といふなり、東西廿五町、南北一里、三方は高夫此遠干潟は大浦・赤生木二村の干潟にして、皆此を

の所為なるへし、

上る、 数百金にして、全く此浦の賑ひとなる事偏ニ此遠干潟 こ、に江豚ハ風と汐とに因れるにや、汐にまかれて馳 中 礒 黄色貝は夜の汐干にとる、 吹・白貝は所さためす掻きしざり、 らすとハいふなり、大蛤は海に入て取り、とべた・汐 寸、これを名付て殿しらすといふ、 されは此干潟に名物の蛤有り、 老樹のひまく、桜を咲かせ、 嶋ハ小浦 浪と遊ハしける松島も昔しなからの松のみとり、 日新公立かへり又や來て見ん松島に打驚かすおひの白 煙り常に絶へす、 遠干の極とす、 Щ 張りハ鰯をすくひ、立 連續して、 をせ、るとかや、又網を挽て鯛を獲、 は越路の浦端にして漁村を守護 これ自然の獲もの の後に有りて、 北の一方滄々たる海原なり、三月三日 大浦川 潟中に戀嶋有りて孖島有り、 は東の 是亦聖君御遊ひの跡也 也、 網 青海苔は川口取り、 ハ横二立切りて鱅を獲る、 商舶はこ、に日和を待つ、 Щ 江 其大なる廻り壱尺五六 豚 の根を流れて、 一本を得 其次なるを地頭 馬刀は鑰もて釣 遥かの沖に 雑魚を得る、 n は其價 牡蠣 恵美須 塩 古松 桟敷 竈 2 を 0

> 一片浦港 也 入二十町許、 横八町又ハ六町許、

諸

にや、 なり、 抑片浦 同ふす、 給ふ、 肝をつぶし、 端先ニ在て諸船の出入を改め、 に漁し、女ハ山ニ樵り農事をいとなむ、御番 に群居し、 唐土商船年として漂ひ来たらさるハなし、 船の出入南北をもて順とす、 の汀ニは黿蛇蛟龍をも遊ふべ 港底に小浦有り、 御制札は人の心を直くし、 高く秀たる山には魑魅魍魎をもかくれべく、 は野間山下三十町はかりニ有り、 港の東側地脈相連り、 皆漁事を以て業とす、 常燈の光りに眉を開くもの多し、されば 漁家農民雑居して片浦と業を 武器を備へて吴國 其景をなす事さまく 我國の船はい Ļ 男ハ四時 邪なる事をいましめ 見越シェ 港門 人家は 南 崩 海 ふも更也 北 海 71 0 人の 開く、 如 有 浦 小 西 切 0 島 側

あ たり面白しとこそ申つれ

昔し東武の人來たり、

奥の松島よりも此地の景色眼

潟有り、

走る船有り、

雪のあした月の夕風景

画

か

れ 戸

一竹島ノ 片浦港門の右丑寅方十町許に有り、 廻五町四十間、 高六十間

497

南の下少し濱有り、

すへて盆石砂なり、此所の眞砂を上品とす、絶頂に沖

の八幡の石祠有り、 瓊々杵尊を崇む、祭祀十一月十六

日

橘島 根廻五町四十間、高六十間余

片浦港門の左二町四十間許に有り、 松雑樹生茂り、南

の下少し眞砂濱在り、

一碁石濱七奇之一也、 流二町、 横十二間

如く、城府御庭方御用又は三都の御用にて年∨船にし 碁石濱といふ、大なるハ鶏卵の如く、小なるは小豆の 片浦港東側小浦後ニ有り、皆黒碁石にして、昔しより

て積出す、なれとも少しも減する事なし、

一蟇追田 大浦村ニ有り、

往昔 をして門田の蟇を追はしめ給ふ、浅ましや其蟇聖君の く田の面に蟇の鳴きけれハ、いと御忍ハせ給はず、人 に御成ましく~て、折しも鬱朦たる春の夜、 日新公大浦礒間鹿倉御狩の節、平原門百姓の家 かしまし

> まて其田に蟇の鳴ことなし、是を地名にして蟇追田と 御いましめを恐れ奉りてん、夫よりして今の代に至る いふなり、又永田の前かくちといふ地名の田にも蟇鳴

ŋ

給ふ御前にして鳴かずやありけん、奇とするに絶へた かす、是も追はしめ給ひし所ともいふ、亦御霊牌建せ

一笠石・赤生木村ニアリ、七奇ノ一也、 往古は笠石潟といふ、大浦遠干潟の抱へに有り、

H

旅人の時雨にぬれし大浦かた笠石も有り笠松もあり

新公御詠に

九月十七日なり、笠松は笠石より東の方三町はかりに 笠石には笠石権現建せ給ひ、澳津彦命にして、正祭は

す、享保年中の御築留にして、今新田のうちに有り、 有りて、昔の松は枯失て、今又若松おのつから笠をな

一鳴石岡、七奇ノー也、 内山田村ニ有り、

也、 長屋山の頂より差渡し凡壱里半程巳の方に相當る高岡 往昔 日新公常潤院よりこの岡の大雪の勝景を御

舊

記有之、

帰殿被

遊候

由

旧

記有之、

覧遊ハして、

音に聞 岡の頂きに大石有り、 で野山 の雪の曙もか、る時にやすたれ巻けん 是を撃つに其響き撞鐘の如

音聲清むときハ晴天なり、

濁る時は雨天なる事を知

記二

相見得候

とかや、されは爰に登り此石を撃てこゝろミさるハな て此石をうち、 し、又夏雨ふらす苗既に枯んとする時、 かね大鞁をならし雨乞をなすに、 村民こ、に登 たち

中納言様被遊御光越、

まち其しるし侍ると也

慶長十七年二月、

同月二

日

片浦御仮屋江も御光越被遊候由 旧記有之、

慶長十九年三月、 片浦御仮 屋江被遊御光越、 中納 言様被遊御光越、 中二日御滞在二 而 同 月 八 Ŧī. 日 日 御

元 片浦御仮屋江被 和二年八月 遊御光越、 中 ·納言様被遊御光越、 御逗留二日 \_ 而御帰殿之由 同月廿六日

綾之着物 宮原大学介母 江拜領被仰

からしま之着物

右同人女房江同

得被仰付、 寛永十一年霜月、 江 被遊御狩候、 弥五左衞門と拜名被下候由、 衆中緒方弥五左衞門拾一 中 納言様御 光越 唢 五. 弥五左衞門 歳 内 而 Ш 御 目 東 H 見 Ш

浦江 正保五年五月、 御光越二而、 六月二日、 光久公諸浦御廻り、 甑嶋江御 |渡海被 同月廿六日、 遊 片

寛文十一年亥十月十五日、

綱久公被遊御光

越

御供

処、 七日、 共ニ前以御 衆嶋津内匠殿御同心ニ而候、 完七丸御取得有之、 日新寺江被遊御佛参、 越被成候、 十六日ニ者萬古物被 十九日、 十八日、 御地頭島津市正 弓場ニて弓御覧被 東山被 遊 遊御狩候 御 殿御父子 覧、 + 遊

付候、 候、 今泉寺・地福寺・池上益山八幡之座主江御目見得被仰 射手ハ七拾三人ニ而候、 所衆中二男三男迄も御目見得被仰 廿 Ë 日新寺・常福寺 付 候、 廿 日

内記殿 寛文十二年子十二月十二日、 坊津江御立被遊候由、 衞門殿ニ 供衆御家老嶋津圖書殿 嶋 而 候由、 津 中 務殿 旧記二有之、 島津豊前 緒方弥五左衞門日記二相見得候 加世 田 殿 地頭嶋津市 綱貴公被遊御光 御使衆本田 正 殿 越、 弥 五右 佐 御 多

鎌田後藤兵衞殿・佐多内記殿事も御供ニ而御越有之候日、日新寺紅御参詣被遊候、老中嶋津市正殿・御使衆延宝元年十二月十二日、 綱貴公被遊御光越、翌十三

延寶五年巳冬、 綱貴公被遊御光越候由、延宝六年之

电

弥五左衞門日記ニ有之、

日記に有之、

召上候而御仮屋江御帰殿、七ツ過田布施之様御帰被遊入、直ニ御支度替ニて被遊御佛詣、於日新寺そは切被延宝七年未十二月、 綱貴公午刻御光着、御仮屋江御

候

貞享二年、 候而、 之様御帰殿被遊候 九ッ時分常潤院日新寺江被遊御参詣、 田江被遊御光着、 有之、然處 殿十二月五日爰許江御越ニ而、 同月十三日、 綱貴公御儀久志より八日九ッ時分大浦 綱貴公下潟御通行ニ付、 暫御休、 為御佛参巳刻二爰許御仮屋江御入 田布施之様被遊御立候、 翌六日、 御地頭佐多豊前 御機嫌能 大崎村 田布施 江 御越 左 長

日新寺御牌前江御進納、 一御参銭百疋青銅三百疋 一昆布二把 一御参銭百疋

益山村桟敷之御渡場迄被差越候、翌十七日七ッ半時分、御佛詣候、且御地頭佐多豊前殿前以御越有之、為御迎

越、翌十三日、日新寺江被遊御参詣侯、且御地頭佐多元禄五年申十二月十二日、 綱貴公田布施江被遊御光

爰許御機嫌克御立、

田布施江被遊御光越候

後、 時分爰許江御越有之、左候而、 豊前殿御事田布施迄御供ニて御越有之候處、 越、 母江致孝行之由被聞召上之儀二付、 田布施江御帰殿被遊候、 翌十三日、 大浦村下大坪屋敷之次郎兵衞・志广右衞門兄弟老 日新寺江被遊御参詣候 御地頭様御事ハ、 殿様ニ者御佛参より直 御地頭様御前 且御 殿様御立 今曉七ッ 地頭佐多

一青銅弐百疋

召出

御褒美として腰書之通且御盃被下候

辰刻御立、谷山迄御帰被遊候、 江八ツ時分御光着被遊、翌廿四日御佛詣ニ而、廿六日元八ツ時分御光着被遊、翌廿四日御佛詣ニ而、廿六日元禄八年亥十月廿三日、 匠作様伊作より爰許御仮屋一殿様御前ニ被召上候御菓子白沙糖

66 66の1

定

御制札

壱ヶ所

竈四拾弐軒

人躰三百三拾壱人

野町

を限るへし、其定数を過ハ可為罪科事

忠孝をはけまし、夫婦兄弟親類にむつましく、 召仕の

出也、

仍下知如件、

天和二年五月

日

奉行

右條➤可相守之、於有違犯之輩者可被處嚴科旨所被仰

妻子をも令所持、其上科なき者を不可呼返事

譜代之家人又者其所二住來輩他所江相越在付、

可為重罪事 

を可相守事、

萬事おこたりいたすへからす、

屋作衣服飲食等迄儉約

悪心を以て、或いつはり、 て人の害をなすへからす、 惣而家業をつとむへき事 或無理を申懸、或利欲を構

てうさんと申、

前とより御法度ニ候条、

右類之儀有之

事、 盗賊并悪黨者有之者訴人に出へし、急度御褒美可被下

喧嘩口論令停止之、自然有之時ハ、其場へ猥不可出向 附、 博奕令制禁之事

又者手負たる者を不可隱置事、

被行死罪之族有之則被 仰付輩之外不可馳集事

人賣買堅令停止之、并年季ニ召仕下人男女共ニ十ケ年

66の2

定

何事によらすよろしからさる事に百姓大勢申合候をと

をこうそといひ、あるひは申あハせ村方たちのき候を とうととなへ、ととうしてしゐてねかひ事くハたつる

者、居むら他村にかきらす早くそのすじの役所
江申出 し、御ほうひとして

こうその訴人

ととうの訴人

同断

銀百枚

てうさんの訴人

同 断

間、たとへ一旦同類に成ルとも、 右之通下され、その品ニより帯刀苗字も御免あるへき 發言いたし候もの

66の3

さるへし、 村内のもの

名前申出すにおひてハ、其科をゆるされ、御ほうひ下

右類訴人いたすものもなく村∼騒立候節、 を差押、ととうにくハ、らせす、一人もさしいださゝ

る村方これあらは、村役人にても百姓にても重もにと

りしつめ候ものハ御褒美銀被下、帯刀苗字御免、 つゝきしつめ候ものともへこれあらは、それ 〈御ほ さし

うひ下しおかるへき者也、

明和七年四月

奉行

條≿

可被行罪科、 たとひ同類たりといふとも、 訴人に出る 毒藥并にせ藥種賣買之儀、

弥堅制禁之、若於商買仕者

輩ハ急度御褒美可被下事

にせ金銀賣買一切停止たるへし、 両替屋にて打つふし、其主に可返之、并はつしの金銀 自然持来におひてハ

附 にせ物すへからさる事、 にせ金銀ハ金座銀座へつかハし可相改事が

寛永之新銭金子壱両に四貫文、 勿論壱分にハ壱貫文、

> 新銭之儀、 御領私領共ニ年貢収納等にも御定之員数たるへき事、 いつれの所にても御免なくして、一圓不可

鑄出之、若違犯之輩有之者、 可為罪科事、

新作の不慥書物不可致商買事

附

悪銭・似銭・古銭此外撰へからさる事、

諸色の商買、 或一所に買置しめうり、 或申合高直にい

たすへからさる事

諸職人申合作料手間賃等高直にすへからす、

惣而誓約

をなし結徒黨儀可為曲事、

右條≥可相守、 此旨若違犯之族於有之者、

可被處嚴科

者也、

天和二年五月

H

奉行

66の4

條≿

伴天連并きりしたん宗門之族吴國より日本江渡海之沙 汰近年無之間、 自然相忍密と差渡儀可有之事

伴天連に可成之間、 有之のよし、 此已前渡海之伴天連共申之条、 日本船を作、日本人之姿をまなひ、 今程漸≿ 幾利志丹宗門者累年御制禁たり、

自然不審成者有之者

申出

御褒美として

伴天連の訴

13

るまんの訴人

銀三百枚 銀五百枚

右之趣堅可相守、若於令違背者、

可行罪科者也

66の5

定

可申 吴國船近年四季共に渡海自由たるの間、 申出之者也、 浦と之者に至迄切と念を入、 右條≿、 其品により一在郷之者迄急度可被行曲事事 可有之条、不申出相隱輩之儀ハ不及沙汰、 はてれん又者同船之輩等捕之拷問之上ハ、其かくれ不 褒美之上、乗渡船荷物共二可被下、万一隱置、 日本之詞をつかひ相渡儀可有之事 出 在と所とに至迄常と無油断心を付、 之、 海上見渡之番之者之儀ハ 縦雖為彼宗門、 仍執達如件、 於申出者其咎をゆるし、 見出し聞出し奉行所迄可

奉行

寛文元年七月 H

(本文書ハ「旧記雑録追録一」六三七号文書ト同一文書ナルベシ、但シ日付ハ異ナル)

立かへり者の訴 人

!宿并宗門之訴人

断

右之通可被下之、たとひ同宿宗門之内たりといふとも 同 銀百枚

見出し聞出 浦≥之儀不及

後日に

よりあらハるゝにおゐては、

其所之名主并五人組迄

御

訴人に出る品により銀五百枚可被下之、 かくし置他所

類共に可被處嚴科者也、 H 仍下知如件、

天和二年戌五月

其一

類又ハ

66の6

勿論、

猟船之輩其外

覚

捨馬之儀付段∨被 仰出處、 頃日茂捨馬仕候者有之候

急度御仕置可被 仰付候得共、 先此度茂流罪 被 仰

付

十二月 H

候、

向後捨馬仕候者於有之者、

可被行重科者也

66の7

覺

田畑永代賣買、 質地取候者年貢不出之、質地に遣置無田地者方より年 **貢役等勤候者有之由相聞、** 此已前被 仰出! 不届之至候、 候通弥以制禁之事 堅停止之事

定

駄賃馬一疋一 乗掛下荷拾貫目、 駄荷弐拾弐貫目、

之、 在郷馬於負兼者右貫目之内口引可持

右駄賃銀 里付四分、

外加世田より久志之間津貫越増弐分、 右同所之内大浦より久志越増弐分、

右同所之内小浦より秋目之間増弐分、

輕尻馬壱疋、

右同断一里付三分、

外増右同断、

日傭壱人持荷五貫目、

右賃銭 里付弐分、

外加世田より久志之間津貫越増壱分、 加世田之内久志越之増壱分、

右 同所之内小浦より秋目之間増壱分、

右堅固可相守之、若相背族於有之者、可及沙汰者也

之者也、 右従

仍制札如件、

公義被

仰渡御制札之趣領國中之輩謹而可相守

天保三年六月十五日

小松原浦御制札壱ケ所

67

定

拔荷密買者重御制禁二而、 従前ҳ申渡候趣弥以堅可相

守事、

は、 唐紅毛人共より金銀銅銭を以拔荷直買いたし候もの共 聊之品たり共以後可為死罪事、

煎海鼠・干蚫・昆布等類、 右様之代物を以直買い

たし

候もの共も、 吟味之上時宜二寄可為死罪事、

右之趣、 し場所最寄之浦と有之分者、 市中郷 中并近國私領之分とも、 不洩様申達、 唐紅毛蛇 兼而 船 統令 中繋

教諭、 猶又制札掛置可相知もの也

寛保元年酉十一月

H

可 御

化旨

申渡、

を打、

船

頭

水手之人数を不減少様ニ

候、

依之湊江寄候船之分者、

船頭

水手人数并

船

足

帳面

記置

極印之通無相違或送状ニ引合急度相改、

68 68の1

共船之助

*)* \ 不相

成

却

而

破候様

(V

たし懸荷物を刎

共猥成儀無之様二被仰付候處、

遭難風候節も

所之も

0

右之通 此度被仰 出 [候条、 急度可 相守も 0) 也

戌

Ī

月

寛政二年戌正 月 H

前とより 浦∼高札相建、 公義之船者不及申、 諸 廻船

させ、 埒之儀於有之者、 遂吟味、 得、 不届 或者上乗り 毛 頭不埒不仕様二急度可被申付候、 候、 後日 御 船 料者御代官、 相聞得候共、 頭と申合不法之儀共有之様ニ 私領 其も 21 地 頭より常 若此上不 ふニ不 相 خ

所 の者迄可被行重科、 其上右所之御代官 地 頭 可

Ŏ

*7* \

W

為越度事

城米船近年

-破船多候ニ

付、

今般諸事相

改

别

而

大切

地頭迄可

為越度者也

其外國ハ之船者其所支配御代官より船足定之處ニ 船足之儀も深く不入様ニ、 大坂船者奉行

極

68の2

急度申付令運筈

御 Ŀ 代官、 乗・ 船 私領者地 頭 節形 いたさせ、 頭江差出 之、 右書物之所 御代官并地 留 置 頭 御 n

御 料

有 勘 者

之候ハ、、 運賃取他之米穀或者商賣之荷物等積入候欤、 定奉行迄可被差出候、 積候俵数委細に改之、 且又極印より船足深く入候船 御 城米之外 又者水手 船 私之

置、 人数定之内令減少候ハ、、 水手人数不足之分者其所 私積入候荷物者其所二 而慥成水手を雇させ為 取揚

破船有之節、 致出帆、 其上二而右之訳御勘定奉行江 浦~之者出會荷物. 船具等取 可訴之事 揚候 刻 盗 候

早速可訴之事 欤、 又者不届之仕方於有之ハ、 船 頭より 不隱置有躰

行罪科、 不吟味之子細 茂 候 *7* \ 其所支配之御代官又

右之條➤急度可相守、

若違犯之輩於有之詮

議力

之上

可被

者地頭迄可 辰八月

奉行

條

公義之船者不及申、 不破損様ニ 成程可入精 諸 廻船 候事 共に遭難 風 八時者、 助 船 を出

船破損之時、其処近き浦之者入精荷物船具等取揚へし、 その揚所之荷物之内、 川船ハ浮荷物三拾分一、沈荷物弐拾分一取揚者可(に脱カ) 浮荷ハ弐拾分一、 沈荷物 い拾分

遣之事

證文事 沖にて荷物はぬる時者、 下代・庄屋出合遂穿鑿、 船に相残荷物船具等之分可出 着船之湊にをゐて其所之代官

附船頭浦之者与申合荷物盗取之、はねたるよし偽申 におゐてハ、 後日に聞といふとも、 船頭ハ勿論

湊に長∼船を懸置輩あらハ、其子細を所之者相尋、

申合輩悉可被行死罪事

御城米廻之刻、 而理不尽之儀申懸之、又者私曲於有之者、 日和能節於令船破損、其船主・沖之船頭可為曲事、 方之船と承届之、其浦之地頭・代官

江急度可申達事、 和次第早と出船いたさすへし、 船具・水手不足之悪船に不可積之、 其上にも令難渋者、 可申出之、 并 惣 何

自然寄船并荷物流来にをゐてハ、揚置之へし、半年過 を不成様ニ可被仰付事 縦雖為同類其科をゆるし、 御褒美可被下之、且又あた

> 雖為出来、 迄荷主於無之は、揚置之輩可取之、若右之日数過荷主 不可返之、雖然其所之地頭・代官差圖を受

へき事

博奕惣而賭之諸勝負弥堅可為停止事

度御褒美被下之、科人者罪之輕重にしたかひ可為御沙 右條➤可相守此旨、 若悪事仕におゐてハ申出へし、 急

汰者也、

條∠

68の3

日

寛文七年未閏二月十八日 奉行

其所之、代官所・地頭へなりとも程近き所へ申出 に船を借し合候ハヽ、 買取候もの、國罪に行はるへく候、然上は、諸國 子細をしらすして借し候共、其船之船頭・水手は拔荷 浦∼におゐて船を借り候て吴國船のぬけ荷を買取候も の船頭・水手つね の有之由相聞得候、 (中合せ置候而、 自今以後ハ、たとひ初より其事の からめとり候て長崎奉行所又者 若拔荷買候も 浦 0 ≥

こし、

候而其所ニ預け置、 是又長崎奉行所又者其所之御代官

地 頭江なりとも申出へ Ļ 其船頭・水手には急度

御褒美可被下事

浦と之船頭・水手たとひ拔荷買取候事を申合候とも、 或ハ船中にてなりとも、 或ハ船をつけ候所ニ而なりと

ふひは船借り候時に申合候代物之(倍を下し置るへき) とくこ仕候ハ、、 \$ 拔荷買取候ものをからめとり候事前にしるし候こ 初より申合候罪科をゆるされ、 御ほ

事、

附 其船之事は船主・船頭等相對にて借し候とも、 ふひの事、 候船頭等からめ取り候〔て〕、其水主ニ被下候御ほ (⑮/、゚) (チカ) 水手のはたらきにより候て拔荷買取候もの并申合 是又船借候時船主・船頭等申合、代物 其

諸國浦方におひて拔荷買取候もの有之由を告しらせ候 者有之候ハ、、其所之もの共早速に出合候而からめ取 もし油断せしめとりにかし候におゐてハ、 急度

之一倍を下さる∇圓へき△事、

右條と急度相守へきもの也 其罪科に行はるへき事

> 正徳四年午二月 H

> > 奉行

(本文書ハ「旧記雑録追録三」三四〇号文書ト同一文書ナルベシ)

條∠

68の4

吴國船より拔荷買取、金元をいたし、 ®候 人を雇ひ候て拔

荷仕候もの有之由相聞得候間、 てハ、吟味之上金元仕候者之金銀米銭家財等迄不残

彼族を訴人仕るにおゐ

被下之事

拔荷仕候者を同類之内より召捕、 或訴人仕候もの には

唐人と拔買を申合、又ハ右云合之取頭をいたし、 (@x) 右之荷物御褒美として可被下之事、

被下、たとひ同類たりとゆふとも其科をゆるし、 拔荷物仕なれたるもの并拔荷物に雇れ、 の]り候ものの事訴人仕るにおゐてハ、急度御褒美可 或ハ其事に[推 賃銀

禮銀等申合、員数之一倍可被下之事、

付只今迄拔荷仕候者の宿いたし、或ハ拔取候荷物預 り隱し置候もの、 或は手合仕候ものたりとい ふと

被下候事右同前たるへき事 訴人仕候ハ、、是又其科をゆるし、 御ほ ふひ

右之條と急度可相守之、若存なから隱し置、外より令 70 一乘院當住之後者、尊宿無是非可為彼院主之事、

露顕者、 其科本人可為同前者也

正徳四年十一月

日

(本文書ハ「旧記雑録追録三」四一六号文書ト同一文書ナルベシ)

右従 公義被仰渡御制札之趣領國中之輩謹而可相守之

もの也、 仍制札如件

寛延二年巳十二月廿八日 大継 隅豊

69在史抄、

薩广國河邊別府先立式之事、忠節無意篇者當行状如件、

永享二年十一月十六日

一宮八郎左衞門

(本文書ハ「旧記雑録前編二」 一一二八号文書ト同一文書ナルベシ)

是ヨリ以下別本寺社由諸書ヲ以テ補ス、

雲林山 寶生院

開山源範

談候异、仍為後日之鑑札令獻之者也、 頓首謹言、

永禄十一年卯月廿四日

日新御判

令泉寺 生院参

(本文書ハ「旧記雑録後編一」四三八号文書ト同一文書ナルベシ)

知行目録

71

高弐拾五石弐升七合六夕

高拾石八升四合

薩州加世田内山田村ノ内

加世田竹田村之内

馬籠ノ門

高拾四石九斗九升七合

加世田津貫村之内

加世田竹田村之内

高五石壱升五合

高廿六石五斗七升弐合弐夕

森薗屋敷

浮免

合八拾壱石六斗九升六合

後公役寺役無緩可被相勤者也

右之知行、應此中之高返地被仰付异、

全被成領地、

向

元和三年七月廿五日

三原諸右衞門印

遂閑

天文九年比御祈願所二被遊、

水田

其後當寺之儀、

日新公御屋形より鬼門ニ相當候ニ付、

範和尚擬開山之祖、末葉于今崇之也、 主國久公其跡移於今泉山下再興寺字、

伊勢兵部少輔

町 田 圖書印

加世田来由雜抄

大井右京介殿加世田へ移、

真幸院主北原氏系圖拔書

左馬頭

右兵衞佐

左馬頭 ○玄幸— (中表紙)

此

冊

509

比志島紀伊守印(国貞)

参照ノ為追補ス、

ハ余壮年ノ時加

世  $\dot{\mathbb{H}}$ 方  $\tilde{\sim}$ 廻勤

野中輯録

ス ル 所 パナリ、

伊季通

河上治部少輔・家村日向守トアリ、

髙原城攻軍労スル人数ノ内ニ、

加世田衆宮原右京亮・

天正四年子八月十

云と、

九 门日也、

此山也、後代其霊跡既泯歳星久矣、時至嘉吉初出水城

招迎龍嚴寺之賢

虚空蔵求聞持之法經数日、養老二年二至大和国髙市郡

介後道慈法印·法幢仙人等之勸者駐錫所修法于

僧善無衆三蔵来朝、

當浦着岸、

寺宇ヲ開基白亀

Щ 修 梵

當寺之濫觴、

仁王十四代霊亀元年元正天皇之御字、

龍山 竜伯公御状壱通但加藤主計殿宛書 一兼興 御家記壱冊 御家系圖壱巻 阿蘇谷・ 御家記壱冊 古系図併セミルベシ、モ北原一族ナルコト明ケシ、鮫島右ノ通ミヘレハ、愛徳氏・小城氏 義昭御状壱通 義久御哥壱 諸外城系圖文書目安之内節之目録也、 御状壱通 加 世田 右京進 市来家論系圖壱 貴 應永ノ比ノ人 文 明 ヌ 武 天 五 比 門 守 人 小城・大川平・大平ト号ス、男七人、東・愛徳・吉松・小林の水ノ末比ノ人 た馬頭 ○女子 兼門 立兼 愛徳善左衛門 同 仁礼右京 本田民部右衛門 同 尾形弥五左衞門 河村覚右衛門 池田主馬 人 文明ノ比ノ人長門守 人 茂 兼 系圖壱巻 義弘公御状壱通但前欠、三月廿六日 忠恒公御状壱通 右同壱通但宛書なし、 御家系圖壱巻 御家系圖壱巻但一岳 御家自忠久公至貴久公法名一 御家系圖壱巻 石塚系圖壱巻 西氏之系圖壱巻 御家系圖弐卷 御状弐通 竜伯公・家久公 秀忠公御内書壱通 右同壱巻 御家記壱冊 御系圖壱巻 御家記壱冊但御代とヲ為書立書也、 阿多 布施 紙 同 青木宅右衞 同 同 同人 同 伊加倉三左衞門 尾辻太右衞 市 Ш 森方左衞門 西三郎右衞 春成大膳 市来伴介 同 吉田権右衞門 石塚對馬 人 人 来孫兵衞 人 田内記 人  $\lambda$ 菛

懐帋壱 右同壱通 系圖壱巻但伊集院庶子丸田 書状壱通但旅庵より御家老衆へ参候、 御家系圖并御家之儀有之書壱冊 懐帋壱通 千句發句第三迄拾壱枚 大閤御朱印壱诵 大名衆状三通 御家記壱冊 高麗入人数賦壱但并兵具賦 大閤御朱印四通 家久公御状之案文 右同壱冊 御家記壱冊 御家系圖壱巻 右同弐通 大閤御朱印壱诵 伊作 多寶寺 椛山 石崎寺 同人 同人 同人 中島吉左衛門 Ш 同 **筿原惣兵衞** 同 同 **筿原諸左衞門** 谷山長左衞門 **筿原佐左衞門** 前田平兵衞 遠矢八郎次郎 一宮仲右衞門 人 邊佐左衞 人 人 釣 忠光 忠久御入國壱巻 書状壱通 大老より家久公江参状之写壱通 近衞殿御状壱通 御家系圖壱巻 相良殿状壱通 竜山御状壱通 中山王之状壱通 當家志布志没落之時、憑兄忠澄而為島津相模守忠幸之臣 忠良而移田布施為後見也、 其後家再嫁島津相模守忠幸、此之時亦忠澄從幼君菊三郎 矣、善久彦嬰児之後、不計會害而死矣、已經年月、(後産) 善久、其後久逸伊作帰城之時、忠澄扈従而去櫛間移伊作 祖父駿河守是久息女、有伊作河内守久逸之息、嫁又四郎 於田布施死去、法名源公、号養叟 四郎五郎 又六 右ヱ門尉 隠岐守 能登守 尾張守 入道名魚隠齋 山城守 永禄二年己未九月十二日 同 同 同 同 伊尻諸兵衞 吉永源兵衞 田部四郎左衞門 池上源左衞 人 人 人 人 母三原某女也、

而

# 言 居住山之寺而死去、

育也、○欲加世田城於入手裡之際、康久 (愛運謀略者) 忠澄抽忠功於 忠良主、是以康久誕生之時、稱大貳之女 安楽雅樂助·伊駒筑後介共三人賜於 又五郎 右ヱ門 伊勢守 入道一珪齋 忠良主、而令為養

矣、由是與康久俱致粉骨陷之、 伊作田尻村百姓有荒兵衞者、天姓至剛、以當襲當城之時 (愛日、今度) 無恙有入手裡者、以汝宣為我壻、兼約旣堅以 忠良主惑其軍勞、賜加

世田地頭職於康久、康久亦不違前約令長女嫁荒兵衞者也

先年重疊貴所之忠儀共(\*\*、于今無忘却候、殊此度於 遼縣 廻之陣所、去七月十二日、息之又八郎殿順次之奉公候

72

児嶋へ被申上候而可然候、 弟弥五郎方嫡継之事承候、 誉名之中之悲歎令察候、此方以同前候、 尤無餘義候、競望之趣、鹿 何樣自是茂可申候、 然者為其蹤跡 仍而所

永禄五

望之条令進入後龜之鑑候、

恐∠謹言、

正月廿一日

日 (忠 新 息)

新納伊勢守殿

(本文書ハ「旧記雑録後編一」一九四号文書ト同一文書ナルベシ)

伊作系圖ノ内

親忠

天王寺戦死、 一久氏 — 卷壽丸 彦一 初忠親、 宗四郎 三郎 三郎左衞門尉 左ヱ門少尉 竹壽丸大炊助

忠氏

田布施之二階堂某室

勢不以特、正月元旦發於伊作、 某者久義之姉聟也、 久義之陣、 久義以無勢故不得進退、 徒経数日而已、 對南方別府某、有宿意之未散、 太守元久公使一价為制禁、 陣、未施帷幕、城裏之軍勢不移時尅發出来、 別府亦二階堂之為聟、是以今度不合 故令開陣畢、 別府之内以称鵜塚之地構 故廻欲誅伐之籌策、 又田布施二階堂 而却而責 於茲 發軍 れて候ほん、

永和元年辰十月一日

これをしるす、

の事、たうほんの御たいくわんの時、しるしおか へふはんふん、いさくとの、御ちきやうあるふん 田の〈

宮寺のこさす

伏、白市来没落畢云≥、 (煲向) 陣営於田布施、周圍攻責者太急也、二階堂不得防禦為降 守、 太守亦慮後之有害也、應久義之請、且又 太守構

別府はんふんの事

たうはうの内こひちをさかふへし、

一たけた

つぬき

のまかたわら

田の〈

ミやてらのこらす

ちとうしよいちをくわへたる定

やまたはんふん おうらはんふん

上下ふん

明徳二年齊十一月廿七日

(本文書ハ「旧記雑録前編二」五〇八号文書ト同一文書ナルベシ)

若次郎丸

下野守

法名崇壽

儀久豊前守

-そうゆうの房 | 映忠||-|

(本文書ハ「旧記雑録前編二」三二六号・三五七号文書ト同一文書ナルベシ)

513

74

太

力於久義、故久義發憤、欲報恨於二階堂、而告之於

0

へふはんふんの事

上

つぬき

一たうはうのうちこひちをさかふへし、一たけた

のまかたハら

上下ふん

やまたはんふん

おうらはんふん

ちとう所いちをくわへたる定

あきめ

ほんをハ御うちにまいらせ候時、 うつし候て、こ

れをハと、めおき候、

久種下野守

75 - 久國-石見守 勝久 (本文書ハ「旧記雑録前編二」六三五号文書ト同一文書ナルベシ) ○薩广國加世田別府事、今度身之大綱之時分候、 候、 味可被召弓箭由承候間、 四郎左衞門尉 應永六年十二月十八日 仍為後日状如件 伊作殿 法名道全 大隅守 -久俊宗六 - ( ) ( ) 宗 济 郎 宗三郎 法名道恕 彼地事、 元久 (花押) 加退治可進一 圓

一久幸 加賀守 -大 肥宗次 一 前五 守郎 左馬守 - 久次二郎 **久重**左馬頭 一久成— 近江守 -忠經 郎 戦死、 -忠張 -員 澄 宗二郎

77 ○薩摩國加世田別府之内大浦村事、任先例、

知行不

(本文書ハ「旧記雑録前編二」六五五号文書ト同一文書ナルベシ)

伊作殿

可有相違之状如件、 應永十一年卯月五日

久哲 (花押)

伊作大隅守殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」七二三号文書ト同一文書ナルベシ)

唐坊 唐人原 三町 十二町 78

○別府内自伊作殿御知行分注文事

あいふくともに四町塩屋三

白貝方

○薩广國益山庄事、 為新所≥計申也、任先例、

76

領知之状如件、

應永七年卯月十九日

元久 (花押)

79

所河邊郡内田部田村

所別符半分

所高橋 所阿多 所日置 所知覧院瀬 ≥村 所南郷

嶋津庄薩摩方

(本文書ハ「旧記雑録前編二」七四九号文書ト同一文書ナルベシ

親宗(花押) 善了 (花押)

教久 友久母儀 太守忠國妾 初範久 安鶴丸 ↑ 大安丸——— 式部大輔久俊室

院居住尚 者也、元祖已往領知伊作庄者尚矣、 実九代忠國公之三男也、 河内守 又五郎 式:

及

立久公之御代、

領日州櫛間

久逸

式部大輔

又菊 四三 郎郎

初忠眞

忠良

0 Щ 田文書ノ内ニアリ、

80

所谷山郡内福本村内三十町同郡内中村之事

所相計也、

早任先例、

可被領知之状如件、

尚∠三日より御動有へく候、又、廿三夜、 相州伊作

應永廿四年十一月二日

三町 几

町

沙弥存忠

(花押)

伊作殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」九六九号文書ト同一文書ナルベシ)

津貫 坂木 小湊 内野

八町 六町

談候、

仍為後日坪付状如件、

應永十三年九月廿五日

右、彼在所、悉退治之時者、

押分而半分配可被申

以上田数四十町

伊作遠江守十忠室

島津上総介久世室

城へ被切乗、究竟之人多w被打取候、南郷も知行候、

為御心得候

來月三日到廻・敷祢、打つ、き三日御動あるへく候!

其方之人数奔走候へと御意候、御油断有間敷候、恐×

謹言

山田安藝守殿

七月卅日

正久(花押)

御宿所 愛正く 人まへ

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二一〇四号文書ト同一文書ナルベシ)

81○正文在鹿屋三浦勘左ヱ門

うたかいあるましく候、 寸善尺魔にて候へハ、我上 ハ打留候、か様之邪偽成者を召仕候てハ、國家之禍乱

理法に任身而為も人にハをかすへき外魔もあらしとこ 様ニ古き者共申置候、それも内魔よりこそ生候覧、只

をも能と御用心肝要候、當家にハ國魔とて本とより有

そ存候へ、

(時義を仰つめられ候事も、國之為家之ため、又ハせめ)

便之くとくと成事も候、又善もかくのことく、(領し) 度之子細ハいつれにとはつれ候、一旦悪を成ても、方(電も) て自身のためにと成やうの事ならハ、一理も候欤、此

御得菓分もいかゝ候哉、もし無のけんにや隕候覧、題(『印 抄之無と計返答も、無非無こところを再されたるとこ

そ見えて候へ、

三ケ國悉、靡旌旗ニ候事、當家の高運御一身之名誉、 京・鎌倉迄も無其隱候處ニ、引替て悪名を天下之人と「帰口」

満氣なとの御覚悟も専一ニ存候、大平記ニ、六本杉之 ニ落シ候する事、歎てもかなしミても餘有子細ニ候欤

とやらんにて御座候得、御一人ニ諸僧万民、召思かへ、 天狗之やくたく此時と存合候、當福天なにきちししや

之一毛にても候ハねハ、御承引も不存候、又ハ諸人之 殊二様不義悪名を御おほへなく候、ケ様之申事、九牛

物わらひすいさつ仕候、然共に留にて候間、如此に候

恐々謹言、

二月廿日

日(忠 新良)

(花押)

貴久 参人と御中

示給候、

無勿躰存候、

抛何條をも御養性肝要候、

82

|〇今度就虎壽丸登山候、種と入魂被加御||其意候之通承及|

式部太輔殿御返報

式部太輔殿「上封」

相模入道

(本文書ハ「旧記雑録附録一」八三六号文書ト同一文書ナルベシ)

臘月五日

▽受可得御意候△佳事、

恐惶謹言

恐等可申述候、哉、万端期来喜之時候之條、

誠過分之儀、

大慶不可過之候、

何様自身以参上、

閣筆候

進上一乘院

御同宿中

一郎左衞門尉

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二〇四四号文書ト同一文書ナルベシ)

候、

喜入氏蔵 猶×珍物五斤賞翫無地候、 (變他)

83

○御音問祝着此事候、 就御瘧病之義従是可申入候之處、 何様可申入候

當時者如何樣御平愈候哉与存延候キ、 未甲斐≥敷之由

御快氣之節ハ御越御雜談所希候、 何様従是可申入候

萬端、 菊月廿五日 恐々謹言

日新御判

84 仝

○兼續今日此方へ来着候、 御快氣二者、 涯分御會尺可憑

存候處二、無其分候、 何様時隙候而可申入候、次ニ當時一段之節(愛男) 口惜候、 抛諸事遮而御養性專一

老之籠四賞翫仕候、 万端、 恐々謹言 日新御判

十月十二日

式部太輔殿

御返報

(本文書ハ「旧記雑録附録一」八三七号文書ト同一文書ナルベシ)

85 仝 (愛就唐之)

船着岸之儀、

先日者預御懇調之儀候、

喜悦不少

少も

仍雖不珎物二候、水母巻令進入候、萬期後音之時候、 候、 其刻御礼可申入候之處、 **蒸角延之候、** 心外之至候

(本文書ハ「旧記雑録附録一」八四〇号文書ト同一文書ナルベシ)

八月十日

日新御判

攝州御宿所

(本文書ハ「旧記雑録附録一」八三八号文書ト同一文書ナルベシ)

86 仝

○先日於伊集院約束申候川野へ千句之時宜、来七日より

申候、将又發句之事此度出来候ハ、、可示預候、 興行可申候、自五日之比御越候ハヽ、六日より談合可 、心事

期再會之時候、恐々謹言、

十二月四日

日新御判

攝津介殿御宿所

(本文書ハ「旧記雑録附録一」八三九号文書ト同一文書ナルベシ)

87○誠歳暮之御慶万祥、雖申旧候、 尚以重疊不可際限候

幸甚~、抑為如此之祝言、賀札目出度候、何様明春候,

最寄自他満足益而(申加候、 慶事、恐∠謹言

十二月廿五日

椛山安藝守殿

日新御判

88 追而岩切可楽急与其方へ参上申へく候、又浦との(ロメン)

船之事、早~廻させ申へく候、

御書細々令披見候、仍陳取相定候之由、千勝万歳候、

可参之由、得其心候、何さま以二三日可存立候、各之 殊正宮御くし目出候之通、一段大慶に候、我々其方迄

合戦之とうほねを能≥すへ候ハてハにて候、下知に随

ハさらん者を堅御成敗之義、定肝要候、萬吉、恐~謹

言

五月廿三日

又三郎殿御返報

日新御判

日新

(本文書ハ「旧記雑録附録一」八四一号文書ト同一文書ナルベシ)

∞○就実名下、字改替、使者賀札其外種 ~ 慶喜不少候、仍 従是茂太刀一腰・青銅二百疋令表祝儀候、恐~謹言、 霜月十六日

日新御判

又三郎殿御返報

(本文書ハ「旧記雑録附録一」八四二号文書ト同一文書ナルベシ)

90 ○ 就此度之弓箭、 候、 段被抽忠懃候、 永々不可有忘却之儀

自然和談凶害之子細候共、御(愛以) 面談可互開候、 此条

軍神モ御證覧、 霜月~②廿日 偽有間敷候、

諸 ≥

上原長門守殿

(本文書ハ「旧記雑録附録一」八四三号文書ト同一文書ナルベシ)

談候哉、 専 候、 **珎物之羚羊是又賞翫無他候、** 事と、 91

○就無音之儀、

懇書祝着此事候、

連∼伊集院大和守被仰

恐と謹言

四月廿三日

本田 **I**殿御報

(本文書ハ「旧記雑録附録一」八四四号文書ト同一文書ナルベシ)

92

田布施之内

日新御判

94

追而書候△

十穀薗之門之事、本物返申候て、 無余儀一乘院之可為御所領所也、 請取可申候、 仍状如件 其間者

大永六年丙戌八月拾八日

乘院御同宿中

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二○三九・二○五八・二○五九号文書ト同一文書ナル(本文書ハ「旧記雑録前編二」二○三九・二○五八・二○五九号文書ト同一文書ナル

契状

93

心事、謹

言

日息新息

如仰世上雖如何樣轉変候、 無二三可申營夏、

ケ様申候内ニ、自然和談凶害出来候者、 (愛護) 如此申承候上者、 於弥無二心頼存、 又可蒙御 無御覆蔵互可 助成之事、

申披事、若此條➤偽申候者

日本國中大小神祇云と、

于時大永七年二月廿 日 忠良御判

椛山太郎左衞門尉殿御返報

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二〇八〇号文書ノ抄ナルベシ)

又當時此方殺生禁断之間、 こて候へ、 諸事可申承候又愛時者、 にへ之事欠申候 相互ニ可申通候

大望

誠仲陽之御慶賀重疊、雖申旧候、尚以不可有盡限候、

前候、其堺御左右承候、大慶候、此方茂無相違候、 多幸候、 抑如此之御祝言承候、 御満足之至候、 以御同

以前之以筋目承候、是又御同前候、 何樣篇目之時者可

申承候、万吉、恐々謹言 二月廿一日

日新御判

(本文書ハ「旧記雑録前編二] 二〇八二・二一一五号文書ト同一文書ナルベシ)

攝津守殿御返報

95 〇昨日卅朝、 市来衆至串木野現形候、 五ケ所御同前候間

御満足察存候、於爰其堺之御立柄者如何候哉、 委細預

時候、恐✓謹言、 一六月一日 一子「享禄二年丑ナリ」

示度候、此等之趣進入使僧候間、

閣筆候、万期来喜之

日息新息

摂津守殿御宿所

ルベシ)(本文書ハ「旧記雑録前編二」二一四九号・「同附録一」八四六号文書ト同一文書ナ

97 在伊作天徳寺

薩州伊作之庄湯之浦名之内

水田五町

従

上野間口門

下野間口 [屋敷

右志、所寺永代不可遺却者也

天文弐拾、年癸丑二月三日

嶋津前相模入道

天徳寺住持

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二七〇五号文書ト同一文書ナルベシ)

尚々陳者用 のかくへ可然候、 (®心)

98

御陳とり目出度存候、仍はいたての事、又四郎より承 候、我等かにてもたせ申候、なかく候間、それのめさ

六郎よりもこての事承候、是も我等か [今候]もたせ申 れ候ニまさり候ハ、、かへにてつかハしる、く候、又れ候ニまさり候ハ、、かへにてつかハしる、く候、又

候、御つかハし候へ者、又あかく候を見出し候、それ のにてか候らん、是も同くもたせ候、万吉、かしく、 九月十五日「天文廿三ヵ」

愚谷軒 新

96(本文書ハ二九・五一号文書ト同文ニツキ省略ス)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二七五六号文書ト同一文書ナルベシ)

99(本文書ハ七〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

善も悪あくも善なりなせはなす

日新

こ、ろよ心はちよおそれよ

100

聊介之子細記詰られは、各護身之符つゐには良藥たる 不動愛染之衆生、愛顧之形容を能べ可有見執之事、

閣々候者、當日は憐愍之様にもいへとも、翌日ハ身を

亡す禍殃之程たるへき事、

為國家には身をおします、あやまちをあらため、腹立 なきにいかり忿度をこらへ、聖人のこと葉を恐れ、被

任心底候者、 則天道神慮も佛法も他所ニ有へからさる

もの也

内にハ鰥寡孤独之あはれを蜜行し、上としてハ只臨別 儀なきものか、 外には五常を匡、辻≥にす禁籠張着を<sup>(⊕は)</sup> 假初にも人をそこなひ、やふらしの持

戒を逼塞候而、

も可被構候、是ま〔て〕の可為慈悲候

右五ケ條、 諫言に似たりといへとも、 眞平老耄之至

と可有宥免候、

永禄四年十月吉日

義久参

(本文書ハ「旧記雑録後編一」一九〇号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 永禄九年十月十五日小林三山之攻:左之通旧記

一太刀始をは市来衆ニ茂山源三左衞門仕る、 七郎・塚田太郎左衞門尉・同太郎五郎 四郎同心にて合戦す、愛徳十郎・濱田右京亮・長野助 田刑部左衞門尉・田尻荒兵衞尉・長谷場長門守・同弥 ・眞連坊同心ニ 押並て間

尉

中山源三戦死也云∼、

而二番ニ合戦を致され云と、

加世田衆二阿多源左衞門

〇日向記に載ス、

永禄十年ノ春、 何終可申モ不相知、義祐モ隱居アリ、我も隱居仕ル上 ヲ使僧として御崎寺に着船す、其趣ハ、眞幸口之弓箭 島津相模入道日新齋より坊之津一乘院

薩广ノ計略于今始マラヌ亨成レハ、心中ニハ誠ニ思ひ ハ、互ノ和談申合度候、依之紫硯一面是ヲ進スルコト 向後此硯クホムマテ可申合トノ使僧也、三位入道

玉ハネトモ、 使僧ニ御見参有、其上種と馳走有テ返シ 進物ハ新

玉フ也、當家ヨリハ安宮寺ヲ返僧ニ遣サレ、

け に 五 () 体 の形と聞より、一首をつらね手向奉るものに

修理太夫義久

[なぬ]、 [今日]ハ日の新なりつる影も[ゆく]西成空に雲かくれ(©utě)

つ

∇◎永禄十一年拾二月廿一日人

(本文書ハ「旧記雑録後編一」四六八号文書トホボ同文ナルベシ)

□○梅岳常潤在家菩薩と申ハ、祖父相模守忠良公文武二道 ○薩摩國圖田帳ノ内拔書を建入八年六月

彌勒寺御領百九十六町一 段内 領家即別當

八幡新田宮三十五 五大院九十一町一段

郡々散在下司僧

日置庄三十町 同宮領市比野十五

益山庄二十五町

加世田別府百町 社領二十五町弥勒寺

公領七十五町

千与富四十町 山田村二十町

葉介 郎光澄加世田別府内下司塩田 綱同北郷内下司小野太郎家 郡々散在下司僧経宗 太

下司塩田太郎光澄

名主肥前國住人石居入道 地頭右ヱ門兵衞尉

郷司弥平五信忠

522

タニハ弓馬の道〔シレス〕教、しなと、皆夢の様ニて、 (©1)も 道風仁夙入道日新齋号御答、 おもりの餘り愚成人ミしかき筆の海は、尽しかたきを、 ぬと告知候するに、空を蹈む∇◎心ちい△へハさらなり 三日、薩州加世田といへる所ニて煙の様ニ消果たまひ 廣〔シレス〕夏冬をはくくミ、朝には学〔文ニ志〕を開き、 予又いとけなかりし時より、 へ敷栄花にさかへたまひ、内 □ハ御志直 □して、 譜禅 の理明にして、薩隅日を常に治め世の風をふかせ、 なく三もなき 肥後國境∇◎在陣△暇なく、遠路を隔 〔たまひ〕、▼◎暮秋の△比より病の床:卧 十二月十○□□□ 和尚之位、世に隱なし、 おほふ計の袖をはたはり、

村原十五

没官御領地頭佐女島四 郎

## 見于雜抄

○先是應永四年丁丑十二月、 伊作某与別府某已起闘乱、若不止之則漸可為 于陳外、 陳幕未成之際、 散別府某者、 庶幾令新納越後守実久成和諧者是幸也、 徒越年矣、 欲遂其憤、 發精兵犯當陣、 於茲乎、 率師旅渡大川、 伊作大隅守久義有宿意之未 伊久法師久哲餽書簡日 久義之兵不多而不得進 構陣於鵜之塚, 中國 (運曲) 担担 之

告大於元久、元久慮後之有傷害、 **実**久使之諫以開陣也、 不合力於久義、 三別府某者二階堂之聟也、 ▽區久義△含其情欲報恨於二階堂、 田布施之二階堂某者久義之姉智、 故二階堂不得孰是孰非、 而 偂

容久義之訴、

而且應

密也、 市来某亦縁座、 翌年丙戌二月請降退去、 永十二年乙酉之冬、元久構一 元久亦自鹿児嶋到夫地者幾十渡矣、志布志之士 阿多氏・別府氏雖救来、 是以移勇鋭之士無警衞之怠、 故向市来落去矣、 上総山城守忠朝二階堂之聟 陣於田布施、 数月籠城兵術粮粒共盡 其後田布施者為元久 且復占宅地造立 漸以圍之堅

屋形、

別府氏与鮫島氏亦減黨徒之勢、 則嫁伊作四郎左ヱ門尉勝久、 女子、徵之於志布志居處於田布施養育女子、 有五代杢者、 養女子之在深閨天生麗質、 而後畀田布施於勝久云と、 降元久屬旗下、 在元久之側 漸以 今也

長成

産

○聖榮自記

悉絶凶徒餘裔、

所以屬無為也

南方別府之事ハ油所ニ而、 而とうめきの大川を渡シ一陣を取、 分こそ候得、 正月朔日、 別府鵜ノ塚与云所ニ手勢計 伊作久義折∼望を被懸、 かう敵なれハ少も 時

無痛、 余所之無余力も、 大野卧を陣ニ懸る、 其時元久使者を立、 俄之事成ニ仍陣構なともな 時分柄と云

緩有間敷由、 是非ニ不可然候、 依仰引退、 先陣を被退候得、 田布施二階堂ハ伊作 無承引ニ者以後も 殿姉智

方并市来つ、(也、 て候、 左様之事を内と久義遺恨ニ思、 別府ハ二階堂方之聟ニ而候程ニ、 総州二男山 城守殿 元久二催促被仰、 ハ二階堂聟ニて 伊作ニ無余 総州 九

明ル二月之 陣召取卷、 523

阿多・

別府ニ雖合力す、

年内より被べ巻、

奥州も以後の事を思召合、

田布施二一

の人と城衆ニ成置、折とニ付而元久も自鹿児島御入候して、五代木方娘彼在所へ志布志より移置、其外宗と始落居有、二階堂如市来落候早、夫より元久御料所と

と御子、今相模守殿・遠江守殿忠國ノ御子二人御座候、作勝久二田布施をも御遣候由承候、勝久之御料〈之腹・戦)の一日をある。 ののでは、「他御臺之腹ノ御料人二久義之子息を取合、以後二ハ伊・世御臺之腹ノ御料人二久義之子息を取合、以後二ハ伊・

候ける由承傳候、久哲終ニ川内平佐之城ニ而死去候早、我ハ薩广郡へ御移候、左候へハ、播广守殿ハ如山門移也、方々取合、総州より河野邊之城共ニ奥州へ渡御中、處を、伊集院押寄警固人を討、如此し玉へハ無情次第處を、伊集院押寄警固人を討、如此し玉へハ無情次第たるニ依、総州より覚悟ニて候、御内之人々被差置候

をハ伊集院方より被持候、

坊津・泊津両津ハ川野邊内

左有に依而、

川野邊も弥物よハくなる事ハ、鹿児

急

奉公云と、

소

様を奉頼之由依而申、有御合力、其時迄者頴娃・指宿:伊作ニ不慮之儀ニ而阿多と立別、合戦ニ及、偏ニ屋形

知覧・川野邊・別府・鮫島者敵也、

仝

一二男氏久之分譲渡大隅國、 覧・給黎・河邊・別府迄谷山持候、 守護方。御手御内ニ篠原なと打死ス、其比ハ谷山 と云所へ陣取、 郡司屋紙を退治候て氏久へ渡、 島ニ無代てハ如何と而、 難儀処、 云所ニ谷山より陣を取通路ヲ切ニ依而、 出水右衞門兵衞和泉より馳越、 郡司分限之物ニて陣にかゝり合戦ス、 師久より御志ニ依て鹿児島 雖然大隅ニ入部ノ事ニ 谷山ノ郡司對道鑑波平 鹿児島之内牛落と 谷山陣江通ら 道鑑ノ御陣及 鹿児 知

久豊公御代雑抄ニアリ、

んと儀ス云ヾ

山北四ヶ所開陣之際、 頼久之領地、 羽島等之諸所屬渠之旗下、 Ш 殿久照・野頸殿已下一族皆先入薩广郡、 忠朝居于隈城矣、 上総介久世請之定居城矣、 大夫判官守久・山城守忠朝 且復川邊為伊集院弾 薩广郡内永利 故頴娃 而守久入部于 碇山 一荒川 正少弼 知覧 : 北

Ш Ш 氏 生 田 H 所又屬渠焉 氏 税所氏 高木氏 别 平房 府 阿多 宮里 久豊 北 本 郷 田 芪 立旗 氏 田 氏 布 百 椛 溝 デ 施 邊 引 Ш 鹿 . 筧 氏 伊 田 作 高 島 末吉 万理 岳 谷 伊 集院 鹿 Ш 敷根 屋 恒 吉 . 大姶良 市 宿 廻 市 来等之 吉 成 • 和 田

御法躰在之、

如 伊作

御

隱居と

也

相州様

も在御法

君 n)

H

新与号せらる云≥、

**久豊公御代雜** 

大隅

財

部等

来而 不計伊作某与阿多某忽為矛楯之隔、 阿多者 合力於伊作、 援兵於存忠、 構 已及合戦、 頴娃 陣於田 指 布施 郷闘 存忠許諾以發救兵、 宿 忽伊作之軍敗、 乱 知 漸追 貝柄﨑、 覧 Ш 或 中 邊 于 非 鋭勇之士数輩遂 , 時 伊 作 某 造 ( 選 進) 别 可 疑 府 且. 漸  $\exists$ 迨 鮫島 勿敢徬徨、 合 市 戦、 来某亦 也 師旅於夫 戦死 伊 各救 作某 与 口

> 様 御 代虎壽丸殿様 御奉公別 儀 有 御 間 敷之旨可 譲渡給 ક્ર 致 御神判之由 同 [諸侍 御 内 衆無 被 仰 含

全前

郷 大永五年九月二日、 妨にや、 因 御養子の御契約有 之外御驚、 付三郎五郎真実同意之者也、 (御帰陳也、此「十一月七日ナリ [幡守父子無二之御奉公にて有「兼親・親安ナリ」 ヲ桑波田依御奉公彼城 無程召返す、 伊集院工作 此刻本 さ、 御發足、「十一月達」 由 同 依其御恨休出 金吾様以御同道、 Ħ 曽於郡 グラ御 これをとる、 其次年、「大永六年」 貴久樣虎壽丸殿与 知行 じ処、 を忠兼 ナリ、 仕云と、 彼次郎 従伊作金吾様 様 忠兼 被 其比溝邊 太守忠兼様 下 左 様 され 奉申 衞 鹿 児島 時 以 南

仝

 $\circ$ 其年七月七日、大永七年也」 根 上井 無何 事 宮内・ 扨 従鹿 人の心時 曽於郡 児島以 とに移安き世 加治木・ 兵 船 生 帖佐其外虎壽殿 别 なれ 府 御手 廻 形 な n

玄佐自記

守

肝付三

郎五郎被号越前守、

抽忠節、

其割忠兼様よ 衞門尉号美濃

爰より相模守と奉申、旬貴久公御家督也」 従其於鹿児嶋虎壽丸

殿

|渡被成

八 御 祝 言 、 一 大 永 七 年 丁

金吾様

**此** 

次カ) 御國譲

樺

Ш

太郎左

の御神判、奉忠兼様を始皆古ほくにとそ見得ニける、「反古」

虎壽様も田布施 阿多・高橋三ヶ所ニ引、 御籠鳥の如

忠兼様へハ不致出仕、 かひなし、 其比本田は曽於郡之御恨より新納殿を頼ミ、 因州者美濃守孀なれハ同心なれ 依遠方

隔所を不通也

此刻伊作をハ相州様召返之由風聞なれ共、

文明六年行脚僧雜録二、

別府仁薩摩守薩州國久、御舎弟中務、 同弾正、 田布施

相模守相州友久、 御子息三郎左衞門尉云と、「忠幸、後ハ相模守運久、入道一瓢齋ト云

**%**1

按ニ、 比 卜云、 後下野守入道為足ト云、弾正トハ國久ノ三弟續久也、 河邊・山田 國久兄弟三士別府に居城シ、 中務ハ國久ノ二弟中務太輔延久ニテ、大田氏ノ祖也 國久ハ薩州家二代也、薩广守用久ノ長子ニテ、為甫齋 鹿籠等ヲ併セ領セラレシコト、 和泉・山門・髙小野・阿久 聖祭記に見 文明ノ

コトアリ、然レハ忠福叛ケルカ」

**%**2 (行間

「友久君文明六年迄ハ田布施迄ヲ領セラレシカ、髙橋ニハ島津 蔵人幸久、阿多ハ桑波田右馬介領スルカ、 文明十五迄ハ桑波

居城シ玉フ、友久君髙橋ヲ領セラレシハ文明ノ末年カ、考べ 田右馬介阿多領主トアリ、

永正九年、

一瓢君阿多城ヲ攻落シ

 $\stackrel{>}{\succeq}$ 

見于本田兼親譜

仁

太守忠國主移居於別府、 十三日、舜文明、賜尊書於兼親、若逢時不祥可補佐之也 與 立久公不快故也、十二月

参候、存知之前候哉、 言語道断之式にて候、 自然之時者、《向續候者喜入 雖別府二移候、 不思儀之吴躰

102

去月廿二日、

河邊宮二立久其外之子共風渡來方入見

候、恐≥、

|文明元ヵ] 十二月十三日

忠國

本田殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一四五四号文書ト同一文書ナルベシ)

レシナルベシ、明應九年十一月、薩州家田代忠興別府ヲ攻ルレシナルベシ、明應九年十一月、薩州家田代忠興別府ヲ攻ル

ユ

後別府ハ姪ノ新三郎忠福ニ分ツテ守ラセ、

阿久根ニ移ラ

若狹守

忠弘

103 雑抄ニアリ、

於加世 存候、急便《之間、 とに返状かゝせ候て給へく候、 にハ如何

「あるへく候哉、堅御思案候て、鎌田出雲な 所之衆、ことに越前方なとのくりかへ被移候てハ、後 仍能▲御思案候て、知音之方▲御談合肝要候、 様旧友候之間、心中分承候て、 事ハ無本候、 上 ∠六借敷事可有多
候、於于今、 屋形様之事無申事候、 心中 已後迄之校量如何に共候哉、 十月十七日 田河州様御討死事、 -同前之由推量申候、さ [て者] 此割菊三郎殿身(⑤儼之間)後刻) 屋形様ニ弥御隔候てハ無勿躰存候、 そと申入候、恐々謹言 老名敷面∼宛概はかりかたく候 言語道断、迷惑千萬無申計 其様数ヶ所之手さへし 涯分可致故実候、 御年來と申、 乍若輩愚存にハ弓矢 自然近 人の下 仴 其

> 104 104 ○ 様ニ御ニシ」 御方便あるへき事、

薩广 く候、委細大和殿「石塚氏カ」 て、 南蛮船着岸 上 |國判官殿御[出ノ諸] 状の案文事、此等早と御認候 「師久・伊久二公ノ内ナラン」 をそへ。(唱られ) 候てつかハされ候

國面と中へ御教書事承候、 如指南被申候仁躰、 され候、 馬栗毛・太刀美濃方より金具以下しなをしって進上 随而京都へのさつしやうの事、「 雑 掌 」 京都へ 是南蛮船着岸[者]就其可 の事可然様可有御了簡 板倉殿遠江方 申

今度面目をほとこされ

御了簡候

國人と大方先不入見参候へ共、 御書成申候了、 書成申候了、 但此御状之内、 又別府殿事ハはうの津地行事候間 「加世田」 「坊」 「知」 伊壽院山: 南蛮船自着岸御身迄、悉可被達御本望 一城殿事ハ不懸御目 申自然候事可得御意候「若カ」 候 共 取分 御

候哉

忠弘(花押

京都 候ハてハ不可 への使節さたまり候とも、 一月廿四 日 叶 候 諸事可得御意候、 大寺弾正忠保音 是まてハ石塚方案内者「大和守カ」 恐々謹言

(本文書ハ|旧記雑録前編二」一七七四号文書ト同一文書ナルベシ)

甲斐殿

愛阿

(花押

(本文書ハ「旧記雑録附録一」二一四号文書ト同一文書ナルベシ)

○文明二年三月五日沙弥聖榮記

忠國代三ヶ國悉せいひツす、次國一揆之事も此代ニあ

おいてハ別府・和泉・平山一家不残、牛山一族悉、坂 り、せいはつせらる、旁く~一家ニハ伊集院殿、國方

より上二ハ和田・髙木・飫肥・櫛間・南郷・梅北、 V

阿久根も此時失ハれ候、難儀御合戦之次第、ミつ

つれも此方之跡御料所として御一家御内ニ御はい分あ

大寺討死、てうさ・ひしかり自身太刀打候、ミまた合 へ・河田・指宿・鹿児嶋はやまか原、いさく合戦知覧

東木之合戦ニハ一家にほんかう右京亮殿・椛山次郎 戦時、新納四郎三郎殿・同大崎方其外数十人討死、山

数十人宗との者 討死[なし]、 殿打死にて、他國おいてハ肥州つなき合戦ニ菊地于對(寧に)

108

引付

五畦屋敷壱ケ所

加世田片浦村塩屋屋敷之内為居屋敷被下候之間 加世田衆中

右、

寛文元年丑九月六日

可被引渡者也

平田五右衞門殿支配奉行

105 (本文書ハ四六号文書ト同文ニツキ省略ス)

107 福昌寺佛殿造営之勸進

奉加 馬壹疋

代銭貳貫文

外前後数人略ス

永享拾年之秋

∇⑪奉加 米拾石△

米四石△

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一二一三号文書ノ抄ナルベシ)

∇⑪奉加

净恵寺妙恵

徳林庵

平五郎丸

勘解由印 蔵人印 子

=

罷成候云≧、

## 相良吉右 衞 菛 殿

## 納仁 左衞 菛 殿

河 野 常右 門

覚左衞門、 祖父松崎治兵衞事右志摩二男ニ 右常右衞門実方之高祖父松崎志摩、 當常右衛門迄代 ∠加 顽 # 田 別立 曽祖 衆 中 申 父松崎志摩、 候、 而 御 親松崎 座 候

郎 右 衞 門跡養子二被仰付候

常右衞門事右覚左衞門二

一男ニ

而

候処、

御

城下

士河

野太

有川 有川友助有川友助目見

字伊 右親與三実方高祖父井 父井尻九郎次郎、 藤 = 罷 成、 代 ≥ 親伊 加 庑 世 田 藤友右 佐 渡、 衆 中 衛門、 曽祖 = 而 御 父井尻相左衞 右右衛( 座 候、 與三事右 門代本名 門

友右 衞 門 男ニ 丽 候 処 = , 代≥ 御 城 下士 有 Ш 与 郎 養

新保金左衞門継目之御礼

右典栄 高祖父·

曾祖父両代何某共相知不申

候、

袓

代十人若衆ニ被召仕、 成候、 之丞三 祖父金左衞門跡 赦免被仰付候、 元嶋之丞加 養父何某相知不申 男 \_ 而 世 田 御 衆中ニ 勤仕 典栄事醫道仕候、 座 候 処 御 = , 而 納 候、 罷 大玄院様御代御 御 戸 在 江 納 候、 金左衞門事 相勤 戸 嫡子新保彦 附新保家之養子 親新保金左 申 帹 納 寬陽院様 戸 洒 附 衞門右 郎 士

罷

當 \_

分 御 御

右三行 俗生 三調書之内ニ有之、

○仁禮覚左 衛門系圖

⊗文徳天皇 惟

喬親王 号木原王子、

野宮

品式部卿 宮 康 和 親 王 品 親  $\pm$ Ŧ 明

親王

一品中

務

卿

-建守親

仁禮親王 一品式部別「兵部卿ト 部ルモ 惟

貞 正 位 修理 太夫

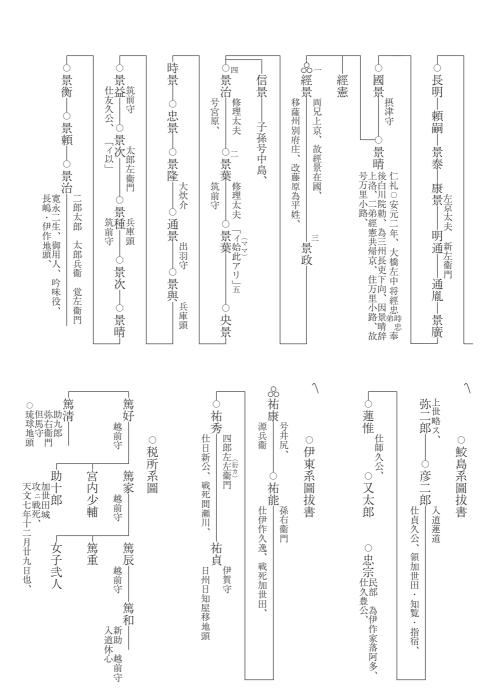
賜藤原姓

頼 明 左少 辨 宰 相者受勅有、 伴 丞大監兼行者少将善男之裔

也

元

新宰相頼明奉 圓融院勅、為三州任下平治伴家、墓橋氏、以来世々執権、至兼行背 勅命故、天禄二年、仁礼祖善男奉宇多帝勅、任薩隅日之長吏、寛平元年、下當國退治



伊集院系圖ノ内伊鹿倉・春成出所

○ 忠國 ○ 忠國 一 圖書助

女子

長門守

長太太郎 長太郎

子孫都之城家臣号伊鹿倉、他腹

左近将監

○新納家古書ニアリ、

薩州家元祖用久ハ大田 光寺殿也、 享年間、 棟梁ニ而候、 忠國公より守護代被仰付、 用久嫡女ハ太守立久公之御簾中也、 谷山を城として、後二出水江被移候、 ・大野・吉利 ---------政務三年、 西川等之 出 水龍 永

\_-人 美作 守

号日置、

子孫川邊士

大隅守 弾正少 大隅守人氏─○頼久─○凞久─○經久──

女子

-義久 -義久

号麦生田

子孫出水十

-忠秀

号大重、

子孫大重五郎左衞門

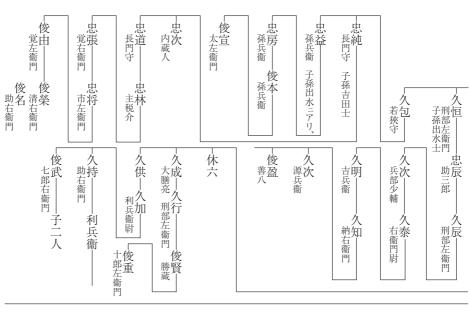
号黑葛原、

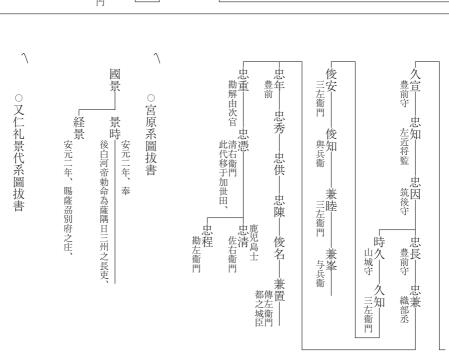
子孫黒葛原周右衞

用久より二代薩摩守國久事出水より加世田ニ移、 者忠國公之御姫三而、 泉寺殿、 代被仰付、文明五年癸巳ニ至國久政を聴事六ヶ年、 成久を出水城ニ差置、 此弟新三郎延久事大田之祖也、 應仁二年戊子 川邊を領城とする也 立久公より守護 後下野守、 嫡子 保 **日**:

二代薩摩守成久より世と出水之城ニ居す、此弟三郎次 次又三郎光久、 三郎九郎秀久、 郎忠綱、 後駿河守、 後越後守、 後伊勢守、 山田を領城とす、 寺山祖也、 鹿籠を領、 大野祖 其弟南花尚、 也、 其次 其

美作大郎 大 号古垣、 女子 兵部少輔 —教久— 美作守 兵部少輔 下依 門伊鎭 与守 -忠鑑---久範 忠堅 兵庫助 -忠豊---人 美道 (ママ マ 忠純 助三郎 助左衞門 伊家 せ守 -忠置—— 讃岐守





摺申

於于別府者、

亦無可申子細モ候、

依御意憚申

両 Ш

人

、ノ御返事ニ云ク、

彼方ヲ御

企雖難存候、

手ヲ不及

串

木

野

御逗留、

仍

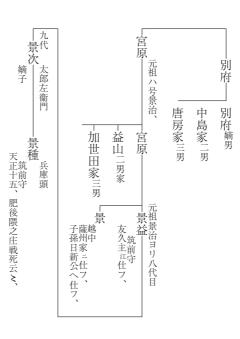
デ市

来

吉田

ヲ有御憑之由

被仰



セル 被渡、 同 十二 合戦モ、 月、 其比迄總州 伊作 明ル :殿有別府勢遣、 同 奥州 五年戊刁正月十二日、 味 御 鵜塚被踰大事 :座候之間 總州有 自 河 ラ 無差 御越 ヲ

錐

忠明とあり、

中古迄ハ別府加世田を知行せしとあ

此末より谷山家出る也、

建久八年御教書二

b

別府

 $\ddot{\Xi}$ 

應永四年ナリ、

被立ケリ云≧、 遣之通念頃也、 合戦ヲモ不仕候由被申之処ニ、 上意之趣者大方承侯 始之礼儀被言上 畢、 亦吉田若狹守清正串木野二 間 依別府之夏、 此上者不及私 下野守忠頼 早々 御 ノ才覚候ト申 越山 被参 市 来ニ

目出度候

テ

而

年 申

被

禮親王子孫薩广江下

向

ス、

嫡家ハ号別

古城主由 来二

忠久公の 加世田 守信澄か為こうたれ、 出たり、 嫡子太郎道直ハ次郎弟忠綱か為ニ 城 時 五郎 加世 忠明は川 田 别 府 別府五郎忠明 0 三男弥平五信忠別 邊平次郎道 城を守る、 一房か四 別府家本 討る , 番 府 0 Ī は平家よ 忠綱 祖 0 弟な な ŋ

n

御當家由 来

守、 用久似去御子 男弾正忠是也、 大野殿ト号、 薩摩守國久國久斉民為團人 然為圃 伊勢守、 [御子薩摩守重久号西見、 ハ鹿児居住也、本為心トテ僧今ハ吉利殿ト、本為心トテ僧 次郎 中務太輔法名 駿河

比四ケ所ヨ迄也、 心欤、 加世田城ヲ始トシテ五年之内川内郡迄不知行在 有シカ、 忠貞是也、 人、其舎弟又次郎殿トテ在、重久ノ御子息ニ三郎太郎 去渡、 乱ノ時分、 忠興御息薩广守實久法名、 直近ト成テ南郷ニ居住ス、 明應年中ニ謀叛ヲ起シ、 今ハ還俗在テ和泉ニ居住也云と、 中務大輔殿ノ子息下野守昌久ハ忠貞家中ニ 加児島御番有、 其御舎弟紀伊守殿、 無程貴久与御中悪シテ、 住城河邊郡ヲ守護方 節勝久与貴久様 今田布施二有少乱 平三郎殿、 テ、 Ш

、異本聖栄記ニアリ、

キ由 南方ハ伊作下野守久義別府方ニ折々心ヲカケラレ、 ツ陣ヲ引レ モ、 元久使者ヲ立、 小敵ナレハ其痛モ無シテ、 分ヲ被伺ケルカ、 ト云所゠手勢計゠テトウメキノ大河ヲ渡陣ヲ取ラル、 ノ事ナレ 依仰引退、 候へ、 ハ陣ニ左程ノ構モナシ、 是に無承引候ハ、 田布施ノ二階堂ハ伊作殿姉聟也、 別府ニ取懸トテ、 時分カラト云イ是非ニ不可然、 反テ陣ニ折 於以後与力有マシ 余所ヨリノ無合力 正月朔日ニ 々野伏ヲ懸ル、 鵜ノ塚 别

候、

上総介入道久哲終河内平佐城ニテ御卒去畢、

左様

薩广郡

へ御移玉フ、

御子播广守守久ハ如山

門移

由

テ、方々取り合セ、

河

野邊城

典ニ

奥州

、渡被

申

吾身

連ナリ、 多方・ 府ハ二階堂カ依為聟、久義無合力モ、 モ以後ノ事ヲ思食ケルニヤ、 遺恨ニ思 別府方雖合力、 ハル、 上総山城守忠朝モニ 元久ニ催促申サレ、 旧冬ヨリ取巻、 田布施陣ヲ著取巻ル、 一階堂カ聟ナリ、 上総介殿 左様ノ事ヲ内 明二月ノ始落去 (帝市方 其後奥州 团 Þ

後ニハ田布施ヲ勝久ニ被遣、勝久ノ姫ヲ忠國寵愛玉ヒ战ニハ田布施ヲ勝久ニ被遣、勝久ノ姫ヲ忠國寵愛玉ヒ此五代腹ノ姫ニ久義ノ子息四郎左衞門尉勝久ヲ嫁シテ、宗トノ人々被召移、元久モ折々御越御逗留ノミナリ、

五代ノ森方カ娘ヲ彼

ノ在所ニ志布志ヨリ移シ置、

アリ、二階堂ハ如市来落テ行畢、

従夫元久新所トシテ、

ナリ、 シテ田布施城ニ居住シ玉フ、 日 テ総州方ノ人(〜ヲ討ル、 テ御子二人在リ、 格護トシテ御内 リ領分シ玉フ、 依去河野邊モ弥物弱ク成事ハ、 相模守友久是レ阿多・ 両津ハ河野邊ノ内タル ノ人之召置レ候処ニ、 如此時ハー 遠江守久勝発心法名元 ッモ無情次第ト 伊集院ハ鹿児島 二ヨ 田布施 伊集院方押寄 IJ ルヲ領掌 総州

吉利家略系圖

云之、

∞用久 四長

國久

四十九死、 長禄三二月廿九日 薩广守

五十八死、 明應七七月廿九日 薩广守

成久

应日

女子東郷氏妻

○長禄二年寅八月二十二日卒、年八十四 ○別府氏領薩州降ル、公養親久女為子與之別府氏、

以為聟居鹿児島

下野守

為足 足務 大輔 完祖

忠綱大野氏始祖

成行 別府モ鮫島モ不及申元久ニ被参上、

立久公御簾中-女子

光久寺山氏祖 南花和尚 續 新久

郎

弾正忠

-季久吉利氏祖 (秀ヵ)

南 方悉ク御 静 謐 **二候畢** 

同

次男氏久二ハ被譲大隅国ヲ、 原刑部丞・多胡宗七ナト討死ス、鹿児島ノ内牛落ト云 限 忠髙モ其時谷山 セントテ、 ヲ被相付、 1 · テ、 ノ者ナレ 郡 師久鹿児島郡司矢上五郎左ヱ門尉ヲ退治シ彼領 司 取 道鑑入道谷山波平ト云所ニ取陣ヲ給、 . 陣通路ヲ被塞、 谷 Ш 郡 結句御陣ニ取懸合戦ス、守護方ニ 給黎・ 司 平忠高鹿児島邊近所 知覧 道鑑入道 雖然大隅ニ在住事 河邊 ノ御陣既ニ 別府迄持續キ分 也 先彼退治 及逼迫 ハ 如何 ハ篠 郡 司

> 忠興 ○ 永五酉十月九日卒、四十、法名隆岳忠興○文明十八年巳生、母島津修理亮忠廉女、薩广守(ママ) 女子男子兄弟十一人略ス、 女子島津相模守忠良室、 女子佐多伯耆守忠和室、 女子菱刈大和守重副室、 母同、 母同、 母忠興同

〇 親久—— 佐多家田代 四ヵ) ○永和四年乙卯誕生、 又太郎 佐多系圖拔 伯耆守

松隱 又太郎 伯耆守 豊後守 忠山

為 別府氏室 久豊公所養、 嫁別府氏、 平五郎丸者、疑此也福昌寺募縁簿有別府

女子三人

内 裏大番 事 · 但任 被仰下之旨可令参勤 々脱力

109

頴娃平 河 ·邊平次郎 太 伊 别 作平 府五郎 应 【『忠明』 郎 薩摩太郎 鹿児嶋郡 司

知覧 郡 司 益山 太郎 高城 郡 司

在國 牟 木太郎 江  $\mathbb{H}$ 兀 郎

指宿 莫祢郡 司 南 Ш 詞郡 郷 万揚: 笥 坊 給黎郡 小 野 太郎 司

有

上状中、

大隅式部丞謂

即忠經

阿多郡

加世

田

府村原名今曰村原村、

當 也、

頭 別

市来郡 司 満家郡 司 宮里八 郎

[莊敷] 給也、 有 各守注文之旨、 且於鎌倉被仰旨如 郎 伊 集院郡 明春三月中企参上、令見知役所 此 司 早可被存其旨之状 和泉小太夫 如件

建久八年十二月廿 薩摩國地頭御家人御中 兀 H 左 衞 門尉在判

在町田元祖忠經譜中、

府 元應二年庚 应 地頭御代官支配、 戓 郎実知、 加 世田 申五 別府内村原名地 非啻背國中平均先例、 月薩 陸壓國 去正 八幡新 和 弐年 頭大隅式部丞女子代、 田宮雜掌言上 同六年両年分不 令違背惣領加世 汖 Ę 辨濟 左 田 為 别 衞

副 淮 御神拜用途

無謂事

略下

通 加 世  $\mathbb{H}$ 别 府 地 頭御 代官状村原分被相延可貢。 當別府內御神拜用: 

通 급 別 府地 頭御 .代官状村原分者、可致沙汰由. 同社神拜用途當別府致. 事、正和致沙汰异、 六於

耳 遺 之室也、 地 也、 由 此則至于成久之世 且 又村原村有時宗稱名院、 忠經女子即宗長妹忠継姉、 距在十五頭 住 加世 町館、  $\mathbf{H}$ 者、 謂尚 [時忠經領村名地 (原脱カ) ヲ平賀三 蓋依祖宗食邑之 古葬地 郎 云之、 左 ヱ

110 新 田右衞門佐義貞与黨誅伐事、 所被下院宣也、 爰肝 付

(本文書ハ「旧記雑録前編一」 一七五号文書トホボ同文ナリ)

八郎兼重以下凶徒構城墎云~、 所差遣嶋津上總入道道

鑑也、 可致軍忠之状如件、

建武三年三月廿六日

別府女子代

(花押)「足利髙氏御判」

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一八〇七号文書ト同一文書ナルベシ)

戴肝付兼重傳

暦應四

年

九月日

承了 (花押)

上如件、

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二一二七号文書ト同一文書ナルベシ)

112、

大隅國祢寢孫四郎重種軍忠事

月十五日、 右 為對治薩州凶徒等、 助三郎忠國楯籠對于伊集院平 御發向之間、 最前馳参、 城、 致軍(畢、 里、 以去

節訖、 将又、 被寄于阿多郡 然早預御一 見状、 加世田別府等之時、 為備後證、 粗言上如件 於所々致忠

**暦應四年九月日** 

承了 花 押

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二一二八号文書ト同一文書ナルベシ)

111 池端氏文書

田在別府、

却敵有功、

保三族人平九郎清元蒙創

保末・

弥三郎保三等来屬

公師、

入阿多郡、

二十八日、

伊集院、

攻助二郎忠國於平城、十六日、

和泉椙伴三郎

興國三年辛巳北朝曆八月十五日、

公親将禰寢兵等如

保末·保三及多田彦六等屬島津資忠師、

戦于垣本城

大隅國祢寢又五郎清增軍忠事

戦(記) 将又、 月十五日、 右、 為對治薩州凶徒等、 被寄于阿多郡 助三郎忠國楯篭對于伊集院平城、 加世田別府等之時、 御發向之間、 最前馳参、 於所ᄽ御合 致軍忠畢 以去

致忠節訖、

然早預御一見状、

為備後證、

粗言

之間、

對于彼城致忠節訖、

将又、被寄于阿多郡

加 世 113<sub>个</sub>

右 最前馳参、 大隅國祢寢弥次郎清種軍忠事 為退治薩州凶徒等、八年八月十五日、 助三郎忠國以下之凶徒等楯籠于伊集院平城

御發向之間

田別府以下之時、於所∠御合戦之間、 致軍忠訖、 然早

預御 一見状、 為備後證、 粗言上如件、

**暦應四年九月日** 

承了 (花押

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二一二九号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ五三号文書ト同文ニツキ省略ス)

11高尾野士出水氏文書

115~ 全文書

目安

和泉杦弥三郎保三申所と軍忠事

八日、 打被疵左膝、 自去八月十六日、 押寄加世田別府垣本城、 将又、 打入伊集院并阿多郡、 親類平九郎清元右足手負候之段、 及散∠合戦、 致合戦、 自身長刀 同廿

嶋津七郎左衞門尉資忠御見知异、 然早預御注進、 且給

御判、 **暦應四季九月日** 為備後代亀鏡、 恐∠言上如件

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二一三一号文書ト同一文書ナルベシ)

承了

(花押

11水引権執印家蔵文書

目安

新田宮權執印代三郎次郎俊正申所、合戦軍忠事

御發向之時、 致軍忠异、

薩摩國南方市來城為退治、

去暦應三季八月八日、

大将

同十一日、 罷向之處、 司 阿多郡池邊城可警固之由、被成御奉書間、 廿九日、 御敵等打出觀音寺、 苅取作毛之

同十一月八日、馳参鹿嶋、取向城催馬楽城、「児入歟」 刻、 馳向致合戦异、 此手迄于

矢上左衞門五郎降参之期、 連≥致合戦忠旱、

同四季八月、 伊集院為平城退治、 御發向之時、 屬御手

致軍忠异、

同月、 同五季八月、 次加世田別府御發向、 阿多郡鮫島城御發向之時、 谷山城為退治、 同致合戦早、 御發向之時、 属于御手致軍忠异、 属于御手、

馳向濱手、致合戦旱、

包次郎左衞門尉久景相共馳向之處、 同九月、在國司〈道∠超可誅伐之由、 阿多郡池邊城可警固之由、 被仰之間、 道超没落异、 依被成御奉書、 馳向致忠异、 同又 酒

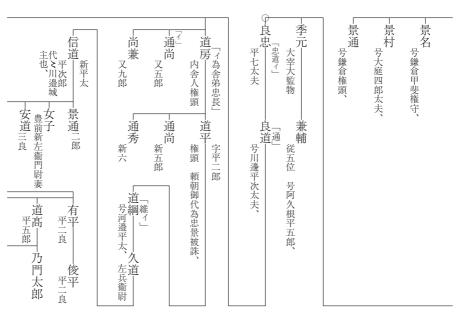
当か (本文書ハ「旧記雑録前編一」二一七八号文書ト同一文書ナルベシ) 同平六景家 碇山 野間 吉田1 属指宿成榮〈一 同弾 本別府四郎兵衞家蔵 百 原田彦五郎入道如榮 同兵庫允景家 同大炊助忠幸 谷山五郎左衞 為備後代亀鏡、言上如件 右、 今秊七月致忠旱、 兀 康永二季九月日 1郎左衞 |九郎兵衞尉忠継 |<sup>(圓純)</sup> 芷 如此度≥軍忠拔群之上者、 城 長門介清忠 忠忠継(回純) 可警固之由、 承了御判 門尉忠遠 族以下輩 信 被成御奉書之間、 加世 同八郎兵衞尉忠近 赤崎左衞門三郎入道元 原田小次郎左衞門兼忠 Ш 同 同三郎兵衞景 同 平五 崎新左衛門尉忠末 左京進忠清 | 一条/マン 田別府郡 且預御注進、 景継 在判 自去季十月迄于 司 入郎 道左 且給御判 法衞西門 源池六郎左衞門入道: 片平五郎左衞門忠經(@行) [同四] 児嶋伊与房行通 嶋津兵衞三郎久実 屬嶋津道忍手、族以下輩 吾平藤九郎入道蓮道 矢上四郎左衞門尉家純 紙 属矢上高純 箕輪新兵衞忠元 松岡大炊助入道善具 岩本太郎左衞門尉入道蓮覺 大浦犬童丸 小木彦三郎家秀 河邊縫殿允重通 尾上新兵衞泰実 同左京 二進兼純 同五郎兵衞忠有 七郎助實 (旧手一族以下輩) 蓮 池 ||キル、| 追山弥平太入道良 (<sup>@廻)</sup> 同彦⑩三 同兵〔衞 \_\_\_\_\_ 同四郎左衞門入道道尊(團高) 智覧平三郎惟幸 上 同 久米又次郎光純 同彦五郎重近 同 Щ 嶋 同四郎左衞門高 陪鶴熊丸 一野平八貞通 九郎英実 間 口藤左衞門尉純綱 神野平三郎忠兼 七郎: ]郎久末 同彦五郎入道覚澄 実

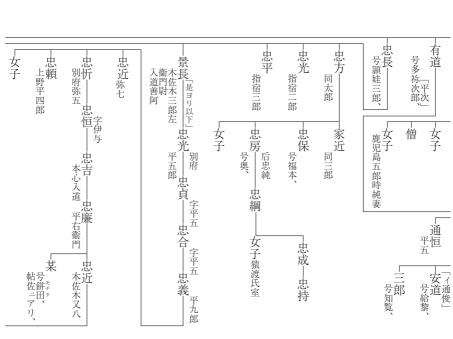
(是前ハイアリ) (是前ハイアリ) 平田又太郎入道經道 「コノ上ヨリ帋スリハケテツキメ也、 同兵衞 松山 長野左衞門二郎久長 安部野又六入道定用 平塚采女佑維家 同 河俣主殿允政直 足立弾正忠家兼 助 中納言律師道叡 近電彦六入道本阿 野田左衞門四郎昌考 .少監物允政光 律師円俊 山二郎左衞門入道成阿 大領 以上百八十八人 レヨリ帋接目知レス」
―コレヨリスリキレ下知レス」 五郎通久 ]進通秀 ]家通 (⑪橋口又次郎 村田 大田八郎左衞門入道道義 桑波田: 信夫八郎左衞 同 同 同左衞門太郎入道妙心 安東新兵衞入道蓮迎 赤崎左京進秀世 伊勢律師 [肥[]太]郎通純 名ヨメス」 .修理進政季 .兵衞六郎通實 〔津□〕入道眞乘 (⑬崎左近五郎) 和 阿闍梨圓 輔阿闍梨如玄 八郎宗考 堯慶 門尉行 智覧長門介泰清 属智覧忠元手一族以下輩 『延元二年十月指宿家文書 『見山角平三郎秀澄 同小三 谷山隼人入道牒信 属谷山隆信手一 鮫嶋平 同新左衞門尉忠光『善阿ノ子ニ別府平五郎忠元ナリ』 Ш 有間治部左衞門尉冬純(靈馬) 同宮内丞家純 同太郎左衛門尉 用松五郎二郎入道浄 同 鰺坂新兵衛尉家好 同三郎兵衞尉重純 同杢助忠雄 同平兵衞尉忠名 .新五郎入道教 口弥太郎入道妙一 四郎左衞門尉忠資 二郎入道々如(命妙) 太郎入道 族以下輩 (回蓮教) 家圓 跡打 茜 死 (ヘタリ) 天浦平右衞門尉良 此間摺剥名幾人欤知レス」 同三郎兵衞尉忠貞『忠元ノ子平五忠貞アリ、 木佐木三郎左衞門入道 佐枝隼、佐泰純 同 同左衞門三郎春純 同九郎兵衞尉家俊 同小二郎入道道覚 伊 土 同 同 吉次又四郎入道頼 同兵庫允家治 .弥三郎入道玄 、佐智左弥太郎入道≧誉 | 持三郎左衞 . 五郎兵衞尉忠永 .越前介忠里 門尉 ☆ 哲子 記 綱 氏

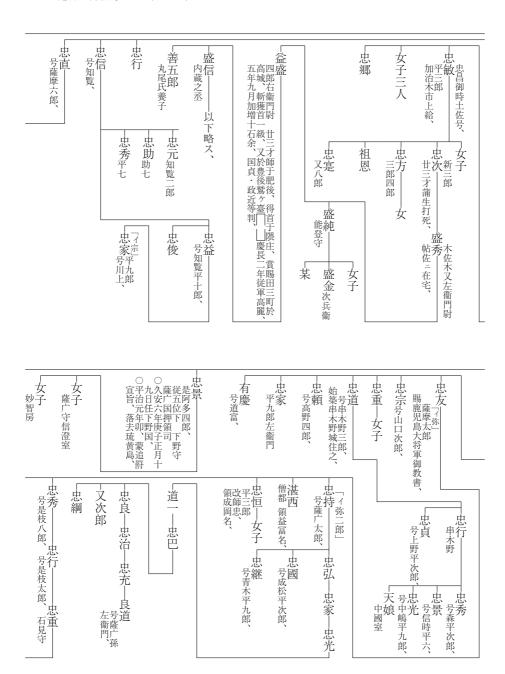
コ

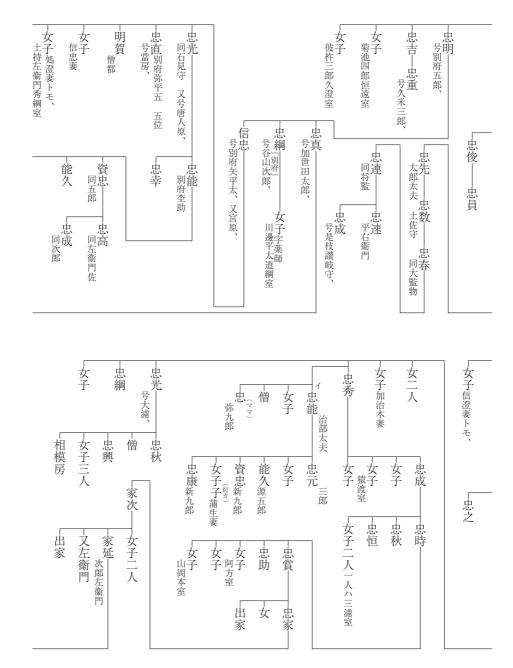
善 冏

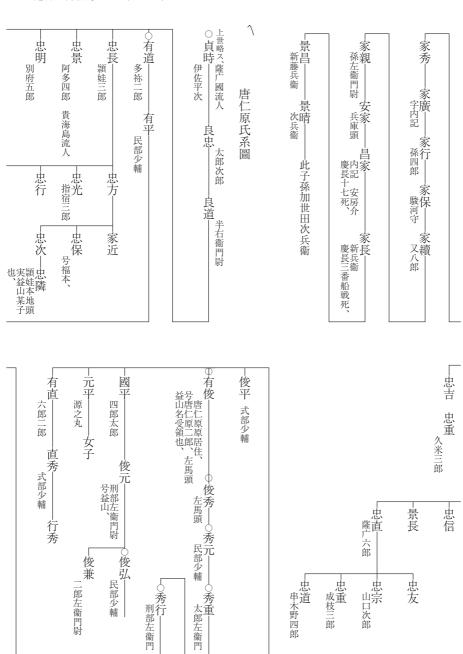
(三分二并本領智覧<u></u>) 智覧出羽入道覚(去年夏) 令扶持一族以下軍勢、 分河辺三分、智覧□□譲与女子平氏女字□□早、(□嘅力)(@半分者) 田中平五郎友秀打死「此アタリスリハキ名知レス」 同八郎三郎清長 同孫六忠平 同兵庫允忠純 同子息九郎忠行打死「コレヨリ接メ」 加藤宮内丞景実 久冨五郎兵衞尉清貞 河崎兵衞太郎貞氏跡打死 蒲生藤内左衞門尉重直 厚地二郎入道嚴覚 同□房丸親父打死 石塚宮内左衞門尉胤氏 ·古屋三郎左衞門尉貞慶 (@遠) 馬孫三郎家實 (明石増) 丸 致忠節候、 | 譲与嫡子讃岐忠元之、 (個田中八郎) (個意) ]死去异、然覚善之跡於河邊 同左衞門五郎忠〔道〕打死(圓清跡) 平田九郎忠弘跡打死 深見弥[一良]入道行 青木六郎左衞門尉忠藤 青木孫十郎忠政 蒲生兵部房祐清 藤崎掃部助入道覚性 同橘左衞門尉行純 冨田兵部丞盛信 堀又二郎入道道金 深見彦四郎入道行妙 同大炊左衞門尉忠宗 同杢允清房 仍浄感綸□(ᡂ) 所望 随与 相残 ○良文——— 桓武天皇宮代 (五ヵ) (本文書ハ「旧記雑録前編一」二五八三号文書トホボ同文ナリ、但シ順不同ナリ) 孝輔 為道 仕候、 十三郎兵衞尉 号三浦平権太夫 旧林鐘吉日 1 村岡太郎 号村岡五郎太夫、 右、 宛(@)女 平姓加 交名注文如此 世田氏系圖拔 |之様可有 「コレヨ違) (回申御沙汰候) 貞 時 忠道 薩州下向、 号伊佐平次、 号村岡二郎、 号村岡三郎、 号村岡太郎 (III) 浦房 大和房 「コレヨリスリハキヨメズ」 TO 良元 駿河守 陸奥守 兼輔 (田真慶 房圓 大宰大監物 後改貞道、











●秀明――○秀 少輔 式部左衞門尉——秀純——— ☆ 一 五郎 刑部左衞門尉 刑部少輔

●俊秀——○壬 太郎左衞門

兵部左衛門

月十四日卒、慶安三年十 此子 孫踊士ニ アリ、

女子 加世田別府某室

上總山城守忠朝室

古系圖不記女子、今據旧史載之、 未詳姉妹之序

伊作譜拔書

親忠

初忠親、 宗四郎 左衞門少尉 下野守

女子 字ほうしゆ子

○行貞──── 従三階堂家十世家督

従五位下

山城守

入道永行

一階堂氏系圖拔書

○應永四年十二月、

進到田布施、

圍行貞之營城<sup>礼</sup>者。急也、

同十二年、乞 太守元久公ノ援兵、

公容久義之言、同年冬、

丁此時行貞不与久義、久義雖年来含之、時未到勢亦不乗焉、

伊作大隅守久義与別府某別府某者行貞智

有隙、 粤

而衆寡不偶、昱年二月、行貞勢竭力屈、

請降遂獻城地於 雖阿多某·別府某来救

公也、於茲乎去田布施、之市来郷而依頼市来氏云➤

(不力)

而告之於 太守、太守亦慮後之有害也、應久義之請、且又 太之為聟、是以今度不合力於久義、故久義發憤、欲報恨於二階堂 故令開陣畢、又田布施二階堂某者久義之姉聟也、別府亦二階堂 守構陣営於田布施、 勢故不得進退、徒經数日而已、於茲 太守元久公使一价為制禁 幕、城裏之軍勢不移時尅發出来、而却而責久義之陣、 時、正月元旦発於伊作、別府之内以称鵜塚之地構一陣、 對南方別府某、有宿意之未散、故廻欲誅伐之籌策、 向市来没落畢云と、 犬若丸 大隅守 周圍攻責者太急也、二階堂不得防禦為降伏 発軍勢不以 久義以無

○忠持

行綱 行隆 六郎 従五位下 Щ 一城守 ○同十八年辛卯卒、月日ニ傳云と、

〇母伊作下野守親忠女字宝壽、

○應永二十二年、行隆欲拔田布施城而不遂焉、

勝久

四郎左衞門尉

大隅守

法名道恕

左ヱ門尉

118(本文書ハ四八・七六号文書ト同文ニツキ省略ス)

119

薩摩國阿多郡二階堂本知行多布施間事、依志存進置候!

早任先例、

可有御知行候、 日

為後日状如件

元久御判

應永十年九月一

伊作殿

壱反壱畝之内

山田高江よりかへ又所替、

文禄弐年三月廿七日

鎌田出雲守

長壽院 盛淳判

加世田安房入道殿

(本文書ハ「旧記雑録前編二」七〇七号文書ト同一文書ナルベシ)

有 久義・勝久両代加世田別府ニ 相掛候文書写取置候

故略ス、

『喜入家三代島津攝津介忠譽法名空山日記拔書

天文六年丁酉

三月廿五日、清蔵主帰候、見参候、 参候、雨ふり候、ちくこ茶五袋くれ候、 又ちくこよりせ、くし傳ニ実久加世田『筑後』 『瀬々串ノツテ』 すミ可進由約束云~、 御着候由捻被 夕部山十栄カ

着船候、

卯月一日云~、又右馬助加世田より帰候、 領主也』 『島津』とのより肝付傳ニ説聞へ候とて、殿』 程ゑより書状、実久御越之事尋候、領主也』 三人を八人にてうち候、『討』 に書状来候、 ・ 一ケ条内で、 で 一ケ条内で、 昨日向島之物谷山へ沪亻(成 敗 ) 入右馬手、 へ渡候を、谷山之物十 一ケ条内儀候、 神前より田嶋 

120 薩州隈城之内領知目録

加世田次兵衞家蔵文書

一ヶ所

壱段九畝七歩

きねかさき 大徳寺先

赤澤津屋敷

三畝十五歩

已上参段壱畝拾弐歩

八畝廿分

同 同 所

二日云と、実久より宮原左京為御使ニ越候、神前よりニ『鳥津』 て被参候、やかてめしにて、其よハ留候云〻略ス、『夜』

三日朝、宮原方帰候、田島方谷山より被参候、ゑ殿より『左京』 昨日加世田より使僧之由書状来候、 おさきの外かきの『尾崎』 『柿』

木きらせ候、御月おかミ申候

四日、 五日云と、実久より今いつミの同宿御使僧に被着候、暮 いか、可有候由返事候、 しもたせ遺候、谷山よりしゆんち帰候、百姓鹿へ移事 ことて其よハ清さ衞門女たよりとて此所ニ留候、さう 加世田宮原方へ就百姓之儀ニ肥前守状遣候云~、『田代』 加世田へ遣候返書來候、 宮原

方へ之儀候

十日朝、ゑいしゆく被来候て右衞門兵衞殿返事被申候、『、永、宿』』 『伊地知重勝』 其後山田十昨日加世田より帰候由とて被来候、めしに「飯」 て如里行候、ちらミより森方使ニ越候、茶板多く候、「如里行候、「知覧」

善四郎『きらせ候、川野南へ来候由申候云々、 大もく又太郎殿加世田へ可越之由候、又おさき松之枝『目』『佐多』』忠』

十五日、かミ酒一山河より肥前守取よせ候、又かせ田『上酒』『ツ』 『田代』 和泉房ニ四通状もたせ進候、阿多殿へ蛸巻五進候、『飛彈守』 又

ゑ殿より捻以加世田より使者、又津曲方被進せ候、

助

さ衞門ひはくれ候、初物候、『左』『枇杷』

廿五日云と、ゑ殿より状来候、加世田へ使者被遣候由候、『頴娃』

又此暮若衆ニかミさけたへさせ候、

晦日朝、隼人介実久進候かミたる一進候、ちらミへひね『馬場』『鳥津』 『樽』 『知覧』『 捻 り遺候、又ちらミより丸尾名字使者ニ越候、子細ハ又

山田島方より書状来候、山寺よりつた僧両人越候由『頭陀』 太郎殿近日実久へ越有へく之由候、又和与之儀も又谷

候云≧、

いはひにて候、実久より當房御和融めされ候由承候

五月五日、大明ニ隼人介・筑こまいらせ候、

此朝恒例之

めしより合候て立候

右外多≥加世田之事致雜直候へ共略ス、

(中表紙)

地誌備考補

口切てなし

附時之住持政誉法印御帰依僧にて、 殿堂

六坊御建立有之、則池上 ・圓福寺・中島坊・下之坊 相見得、 其上當所在郷に有之六ヶ寺を近邊に被召移為

巡礼観音御建立二而御崇敬為被

遊事とも日新記にも

寺家御建立、

且ツ亦當寺本堂并六坊之内に三拾六躰之

之、餘は破壊にて當分寺地のミ有之、然るに當寺本堂 迫之坊・杉本坊にて、右之内池上坊・杉本坊は于今有

自身御看經為被 日新公御看經所同前に時~御参詣被遊候て、御 遊事に候、其後永禄十一戊辰年御遠

り之節 看經被遊候、 行にて候、 同十二年のころ當所御屋形江 日新公御代不為被替御参詣有之、 涯ニ當寺本堂へ御寄進之本高者、 貴久公御移 御自身御 皆以 7

時分者白亀山寶亀院と有之候得とも、 御存生之内御信仰被遊候御本尊にて候、

順礼観音二躰

右 日新公御建立三十六躰之内右之通相残居申候、

り追 其外者、承應二年巳之大風に諸堂破損有之、 追相損候欤、

其時分よ

衲袈裟并横尾 右袈裟者、 伏見江亀壽様御在洛之時分、

御祈禱當番被仰付相詰候節、 當寺江御寄進

當寺日證法印

野間山龍泉寺愛染院 今泉寺末池之坊 (上脱カ

開山輪慶法印 年号不知

中興盛傳法印 寛永二十一年甲申十二月吉日

野間山東宮一字

天文二十三年卯九月廿日( マーマー)

日新公

貴久公御建立之

棟札有之候、

野間山西宮一字

永禄十年丁卯

九月四

日

日新公

貴久公

義久公御

建立之棟札有之候

本地堂阿弥陀

但山号開基之 日新公御再興

之節雲林山寶生院と被相改候哉

慶長
ハ
年
癸
卯
九
月
吉日
H
日御
建
立
ナ
植
札
有
ナ
を候
恢

高拾七石弐斗九升七合

野間屋敷

金銀之幣二流

日新公御寄進之内、金幣者紛失、 銀幣于今御格護有

之、正月廿日神事之節、 任旧例 御名代頂戴有之候、

日新公加世田御着前之節野間権現江別而御誓願有之、

地江正月廿日御神被 殿堂御再興なり、天文九年加世田江御隱居之時、 遊御勧請御祭有之、 日新公御 御屋

御祭有之、其後御屋地御普請無之ニ付、 遠行之儀御屋形有之節まて者、 御存生之御時之例之通 御仮屋におひ

て御神事有之、于今懈怠なく 御名代参有之、

同

加世

田之内

高三拾壱石七斗六升六合四夕

浮免

合八拾四石三斗三升五合

右之地為野間神領被成御寄附早、

全有領地而、

向後御

神事并公役緩せなく可被相勤者也、

元和三年丁巳七月廿五

池之上坊

比志島紀伊守印(國貞)

伊勢兵部少輔 三原諸右衞門印

町田圖書印

知行目 録

121

薩州加世田竹田村之内

井手原門

今泉寺鐘銘

大檀越日新在家菩薩

高廿石壱升五合

同加世田益山村之内

加世田川

同

高五石壱升三合七夕

山越中守貞綱、

讃岐坊快義、

河上備前守忠本、 井尻伊賀守盛貞

野村美作斯綱、

中

勸進諸衆等

弘治二年丙辰二月時正日

550

高拾石弐斗四升弐合

白益屋敷

畑村之内 里坊屋敷

同加世田片浦村之内

沙門政營

右大檀越所禱之鐘破損故重政鑄焉而已、 (韓力) (改力)

諸行無常 是生滅法

生滅々已 寂滅已樂

講奉施入鐘一口薩陽加世田庄雲林山宝亀院今泉寺

本願

常住勸進諸衆等

池之上坊盛傳

相徳善左衞門

本田金左衞門 伊鹿倉三左衞門

岩城五兵衞 大迫次郎左衞門

尾辻作左衞門 黒川九郎右衞門

面高内蔵丞

森田与三左衞門

内野清左衞門

慶安三年庚寅十月吉日 加世田庄戸N人民片紙半銭以助成鑄功終矣

右、

現住

國分御上樣御寄進

七條袈裟

伏見仁累年御在洛之砌、 三州太守藤原朝臣義久公御息女亀壽様京都ニ於て

表榜都合一通今泉寺仁御寄附之處也、

衲袈裟并横尾

薩州加世田今泉寺當住

権大僧都 日證

常蓮院 今泉寺六坊 相本寺 本寺

于時慶長四己亥年八月吉祥日

合奉再興薩州加世田椙本寺観音堂一字云々、大英檀島

津藤原朝臣日新息災、

永禄八乙丑年十一月吉祥日

當地頭大野駿河守

導師大阿闍梨権大僧都法印

願主本覚院権少僧都

結講衆中等

久冨石見守 景述

鍛冶有馬次郎兵衞

大英檀藤原光久朝臣

合奉再興薩州加世田椙本寺觀音堂一字

慶安元戊子年九月吉祥日

當地頭島津安藝守 藤原久雄

導師法印権大僧都

覺仁

願主當住持大法師 頼惠

當地頭代春成大膳亮

同鮫島民部左衞門尉

同愛徳勘左衞門尉

再興奉行

宇都舎介佐

河村覺右衞門尉 町田與七左衞門尉

八幡山

今泉寺末 **真光院** 

中興開山頼雅法印

永禄六年戊亥五月吉祥日

益山村

一八幡宮社頭一字

康和二年・貞永二年・應長元年・應永八年・文明十年

大永八年・永禄六年・寛文六年御建立等候事、

右八幡、 人にて八幡より御供仕罷下、初めて加世田益山村之内 堀川院之御宇康和二年、池田某·藤宮某両

中村与申所

江建立、夫より貞永二年・

應長元年・

應永

八年再興、同所之内上野与申所に文明十年ころ社地引

移し、大永八年まて再興六度之儀者、誰様御再興、又

興にて、別而皆様御崇敬被遊、其のち寛文六年 者所中より再興之訳不相記候、 永禄六年 日新公御再 光久

公御再興被仰付候棟札有之、右御供にて罷下り候池

某之子孫者于今罷在候、藤宮某子孫相知れず候

552

窪田六左衞門尉

龍護山

鐘弐口 H L新寺

内 口者 日新様御寄進、

鐘銘

大日本國薩州路加世田之別府之内上宮現権寄進之鐘(権現力)

為意趣者

殊者藤原用久薩摩守息災延命子孫繁昌之故也 天長地 久 御 順圓 滿

此鐘之願主真祖

敬白

正楽院 崇輪

願望 頼慶

大工 圖弘

茲長禄二年丙寅冬十一月吉日

鐘銘

薩州 加世 田龍護山 大檀 那

薩隅日三州大守藤原島津梅岳常潤在家菩薩矣命

勸進功徳衆 山伏盛春坊 文質慶才大姉

神原暗雪齊 岩切可樂齊

野村岡文公

須阿弥公投深志

令鑄於大金鐘寄進于日新寺

欽聞詔梁武帝云× (説カ)

勅佛光惠通梅安桂叟

龍護山日新禅寺

住持

筑後國坂東寺金屋

平井雅楽助鎮

道

堂前与鐘樓両口之金鐘

勅佛光惠通禅師梅安嬾桂修之

日新様 元亀二年辛未三月吉日 伯囿様御両殿御灰床ニ釈迦御立被成候、

其釈

迦堂厨子の後に書付有之候なり、

當家九代

大岳之孝孫相模守忠良公法名日新

菩薩及孝子 此地者、 貴久公父子之喪地也、 蓋日新禅窟弟八世

恩謝徳、 來安座、 泰圓守見叟忝蒙太守三代之恩、 此是佛性佛心應化應身之二君子、是心佛之全 興起一字堂、製作斯内殿、 徳超父母、 令百億化身釈迦如 因之為其報

億万歳、 左右逢其源也、 右所冀憑、 斯善勉修力、 太奇とと― 怨敵消滅、 不生不滅、 万歳~~ 悪魔降伏、

体、

災障不侵、吉祥如意、現世安居、後世生天、至禱ㅆㅆ、

至稅∠∠、

于時慶長十一年丙午六月初五日

日新寺八世勅特賜佛日宏照

禅師泰圓見衲謹誌

右釈迦堂御建立者、 龍伯様冨隈江御屋形作之内、

住持泰圓和尚右釈迦堂所之堂として寺を私ニ被召立、

京都より御本尊御下し被遊御立之由候、其節日新寺

釈迦院と申候、釈迦院住持因宅と申候、其節野火御

候、于今其御堂にて候、去年春之時分、公義より御 座候而御堂焼廢申候、就其因宅自力ニ御堂作立被申

修理御座候事

梅嶽寺殿常潤在家菩薩

**於**奉讀誦法華妙典一千部

大願主藤原忠良

日新公御影堂之右之脇之石塔六基有、
右ノ一番目
モスナー五年十一月日

大願主藤原忠良

大乘妙典一千部

大乘妙典一千部

大乘妙典一千部

大願主藤氏忠良

天文十五年午十一月日

天文十一年五十一月日(ママ)

左之四番目

右石塔十三基あり、

日新様御影堂之左右に

石塔右二六基、左二七基、

寺号相替事愚僧代

与大中太守修之、

右、加世田日新寺御本尊釈迦蓮花座之下有之書付な

勅佛光慧通禅師梅安桂叟在判并鐘百貫堂前金鐘者梅安

ŋ

忠國様御石堂之銘加世田麓ニあり、寺しれす候間、 座二載候也

此

天文廿四年卯十一月日

右之二番目

大願主藤氏忠良

居士上ノ重銘 正月廿日下ノ重ノ銘天明二天下

右 古者六角堂にて有之候得とも、 今には四足にて

御座候、今まても此所を六角堂と申傳候、

御石塔之

後に御灰墓あり、 又御石塔之内に御骨篭候て近年ま

て御座候得とも、 先年之大水に御石塔あらひ落し申

候時、 御骨者失せ申候由傳承候

日新寺

本尊釈迦

座 像木佛高サ八寸、 作不知

脇立迦葉・ 阿難

右 立 天正十二年甲申 像木佛高さ八寸、 作不知 太守貴久公与七世梅安和尚修

之、 圖子に記之、

文明十二年七月廿八日迁化

開山泰翁宥仙大和尚

右開山者、 福昌七世文明惠大和尚之法嗣と申傳候、

四世中興盤忠総歆大和尚

三代迄にて傳法断絶

右者、 田布施常珠寺先師吸江龎和尚之法嗣也、

> 今傳法相 續不断

右盤忠江住持職被仰付候、 日新公加 世 田 江御居城之時、 御再興之年月者、 保泉寺被遊御菩提所、

元禄書出

年甲子従中春同し九年丙寅到中冬寺中造総而成就矣、

永禄七

観音菩薩

立像高さ壱尺五寸、 作不知、

右 逢ひなされ候故 前方當所之内郷之原ニ建候処に、 (手脱力) 度と野火 被成

御

御移候、 然る処、 七世梅安代風呂屋より火事出來之

日新公御下知を以

節 何方より参り候僧とも不知不圖走來り、 勢力を

観音之変地にても可有之と諸人為存由.「化欤」 に観音堂江引籠り候得とも、 出し火を消し候ゆ 別家二火災無之候、 右之僧不相見得候ゆ 即 時 竊

元禄書出

勝軍地 立像木佛二尺五 蔵

脇士賞善賞悪童子

立像高さ一尺五部

到于

右 日新公為家國繁栄於一箇國法華經六十六部奉

百五十六部之妙經拜納成就而帰國之節、右右地蔵負 納之御誓願、 教井尻神力坊回國、至三十二年四千三

下、當寺山中に建立一宇堂奉安置候、然る処、 前≿

そ奇妙之事有之由に付、彩色等被仰付被召返候ゆへ、 光久公御代ニ御城内に被召寄候処、彼地におひて何

安置本所、 當所春成刑部左衞門先祖春成兵庫妻法名石窓庵 右神力坊之子孫之在番所、 脇士之二童子

主号形相為菩提建立、 書附在、

常潤院

日新寺内

日新公御影堂

常潤院之御普請相濟候以後、 有 御存生之内御自身常潤院地形まて被遊 右御堂被遊 御建立候 御見分、 122 122の1

御影尊菩薩 尊

右、 召相替り、 御存生之内弥陀之尊像御刻ませ候得とも、 御自身御入道之 御容貌京佛師加治木 思

之住人常嚴ニ御作らせ御安置被 江墨御籠り候ニ付、 御磨き之儀寺社奉行・福昌寺被 遊、 此御影様御眼

> 之、 御衣并御袈裟のミ御彩色御座候

差越御鬮御伺有之候処、御玉眼御磨き之儀者御許無

御長刀壱尺六寸 振

右者 日新公御道具、 當寺格護

但回禄之節焼却、 然れとも于今尚存在

御見臺

同公御道具、

于今存在、

御霊屋

但玉骨相収

右両脇、 御供之中條次郎右衞門 満富郷右衛門両霊

之石塔有之、

被買取、常潤院二被召付候、寺家江知行被付義御法館 度たりといへとも、常潤院之儀者 日新寺之内常潤院之住持吞泰和尚知行三十三斛六斗 日新様御影御座

儀候間、 候間、他之寺家に者可相替候、 常潤院に見次等可難成候間、 其上日新寺少知行之 右買地被付置

寛永十一年九月十七日

候

出物方公役之儀者諸寺家可為同然者也

伊勢兵部少輔

常潤院

川上左近将監

右之後買加高四拾壱石壱斗相成候由

弾正

123

従以前

日新様御影像御玉眼墨籠被成御座候ゆへ、此

節御磨可被仰付儀与

被思召候、

然れとも御賢慮まて 御鬮之上何分にも

(本文書ハ「旧記雑録後編五」七七二号文書ト同一文書ナルベシ)

右書物、

常潤院吞泰和尚之時、各以判形雖被遣置

因茲和尚見需其證故、 慶安二年正月二十五日、

依旧記之留書写以寄附之者也、 逢不意之回禄災而焼失之、

承應元年壬辰十一月廿七日

可被相究との 思召にて、寺社奉行島津藤次郎・福昌

而奉磨候様にも難被仰付候に付、

寺現住海門加世田 江被差越、 (<sup>®遺)</sup>

御磨無之筋之御鬮にて候、 直二御鬮被同御神慮候処、

右之通此節御鬮之上にて御治定有之たる儀候間、 依之御磨之不及御沙汰候、

至後

年紛敷無之様帳面記置、 福昌寺并日新寺にも可被申渡

置候、已上、

北郷佐渡

町田勘解由 町田勘解由

享保十三年戊申正月廿一日

平岡内匠

種子島弾正

伊集院蔵人

島津筑前 久頼判

伊勢兵部

韶判

島津圖書

島津中務 樺山(気初)

(本文書ハ「旧記雑録追録三」二〇三五号文書ト同一文書ナルベシ)

珠玉山 日新寺末

開山麟翁大和尚

開基年月日不知

寺地御免地

龍徳院殿文質桂才庵主

天正五年丁丑七月廿四日御卒去

御廟所寺中ニ在、御霊骨此御石塔之内に相込る、

尤御荼毗所も寺中に有之、

右者、 日新様御前大貳様 日新公御存生之内より

尼ニ被為 新公龍徳院被 成、 昼夜不怠法華讀誦御勉依有之、 遊再建、 知行知行所唐人原村之内佐 日

申傳候、 方之門并久志之内平尾之塩屋一間御寄附為被 右高塩屋毀破之時分被召上候、 寺地者御免 遊由

地にて御座候

右元禄十丑閏二月書出

自新 申福 寺

観音一躰 秘佛、 日羅作之由

右者 忠國公御信仰、三間四面之堂

之よし、右堂安永四年未二月寺社方より白銀十枚相 興にて水田三反御寄附にて、毎年六月十八日御参詣 大工久冨直之丞、小工左衞門五郎と書付有之、 候、其後 元己丑年十月廿四日棟札有之候得とも、當分無御座 日新公御崇敬、天文廿年乙未三月十八日、 御建立、文明 御再

渡り當分之通造立、 但天文廿年御再興之事者厨子之内に書付有之候、

右文化十一年戌十月書出し、

有 年丙寅十一月吉日御再興棟札有之候、 被召付、于今観音免と字有之、其後 出陳之砌、 忠國公被遊 平愈いたし御用ニ相立候、 御馬俄ニ煩ひ付候而、 御信仰云~略、 別而御崇敬ゆへ、 御佛鮹料水田三反 観音江被遊 日新公永禄九 同公川邊御 御祈 毎

鷹屋大明神

年六月十八日参詣有之候

久保田

棟札

阿闍梨権 月十五日 臣重久并女、 奉造立 鷹屋大明神東宮一 丙辰、 律 師 大施主 頼 圓 地 頭平 宮 -朝臣 務平 宇、 兼安、 朝臣景 惟宗朝臣家兼、 文明十八年丙午 大檀 大工家息、 那 島 津藤 小工 遷宮 + 原朝

貴久・ 當地主景泰・ 奉再興薩州 久冨景述、 當太守義久、 大英檀日薩隅三 加世田別府宮原村鷹屋大明神宝殿 景膺、 施主等有富弥次郎 遷宮導師阿闍梨権大僧 一州太守島津藤 永禄肆年辛酉十 小方佐 八左衞門 原 都 朝 政誉、 月十 臣 宇、 日. 「州 新 弁) 白 大

≿

奉造立 安、 遷宮阿闍梨権大僧都頼皎、 義久朝臣云≥ 社 務平朝臣景膺 鷹屋大明神 東宮一 天正十年壬午十一 同 1景隆、 宇云 ≿-當地 頭藤 大工備中掾貞吉、 原朝 月吉祥日敬白 大英檀島津 臣前遠江 守 鍛 藤 冶 昌 原

焉有国、

請任意遊之、

事勝

玉

勝長狭ハ

謂

所鹽土老翁

也 此

自号事勝国勝長狹、

皇孫問曰、

国在耶以不、

對曰、

見給イ、 後人名付ル所カ、 之頂キニッ有ヲ云、 吾田長屋笠狹之崎矣、 立於浮渚在平処、 神代巻曰、 ルヲ云フ、然ラハ初高山 地二下ルヲ云、 ` と 譬、 全体カタマラサル 渡セル橋、 ツ、イタヲ云、 空国ト 夫ヨリ遊行テ阿 旣而皇孫遊行状也者、 又諾冊 膐完ト 無毛 **覔国行去トハ** 又東嶽西嶽ト云、 而 東ハ鉾 コ 勝完之空国 ノ尊例ヲ以云トモ、 (機力) ブ地 卜 ハ肉薄ク骨高ク毛ナケレ 畄 霊 郡 也、 平 所高千穂峯ニ登リ ノ -処ト 峯、 一至リ座る 『自須丘霓国! 『朝か』 都立ツヘキ国ヲ尋求 頃丘トハヒタ(頓力) 霊山之名、 -ハ平地 則自 西 浮橋トハ降臨 「ハ火常 [槵日二上天浮橋 ス、 浮渚ト 也、 其 二上卜 行去、 ジンと É 地 国 Щ ノ状 有  $\exists$ 21 到於 焼 1] 土 此 Ш *7* \ 人 ヲ 出 地 平 地 道 名 Ш X

多シ、 皇孫未之信曰、 神娶大山 故皇孫就而. 皇孫問此美人曰、 祇神所生兒也、 留 住、 雖復天神 時彼国有美人、 何能力 皇孫因幸之、 汝誰之女子耶 夜之間問 名曰 |鹿葦津 卽 (令力) 對日、 夜而· 有 姫 娠乎、 有娠 妾是天 別名

汝所懷者必非我子欤、

故鹿葦津姫忿恨、

乃作

無戸

室

之胤火不能害、 居其内、而哲之曰、妾若非天孫之胤必當雧如滅實天孫(響力) (新媛殿力) (滅如力) 即故火焼室、始起煙末生出之兒号火蘭(麻力)

兒号火明命、 降命、次避熱而居生出之兒号彦火々出見尊、 凡三千火不能害、及母亦無所少損、時次(以力) 次生出之

竹刀截其兒臍云៷、故号彼地曰竹屋、

世人今ニ至リ生

加世田 子臍ノ緒ヲ竹刀ニテ切ルコト古ノ残レル法也、 ハ元阿田郡、 此所無戸室 ブ旧跡 ニテ、 則三神ヲ 川辺郡

シテ孕シヲ火々見尊ウタガイ玉フハ、日嗣ノ御子ニ立 崇竹屋大明神ト称ス、 今鷹屋ニ作ル、 鹿葦津姫一 夜二

セ給フ御事臣下ノアザケリイカ、思召ナリ、 深キ旨ア

IJ

其所ヲ竹屋ト云ト云と、 神書曰、 阿田郡今薩摩国 「三有、 此所ニヘラ竹山アリ、

倭名鈔曰、 薩摩国 阿田郡阿多郷、 此所二鷹屋郷有、 神

代所謂竹屋欤

所ノ竹ヲ以テ刀ニ作リ臍ノ緒ヲ切リ給ヒケリ、其竹ハ 女ヲ召テ、其腹ェ二人ノ男子ヲマウケ玉ヒケル、 シテ、是ヨリ薩广 風土記曰、 皇孫日向国噌於郡高千穂槵生峯ニ天降リマ 国閼馳郡竹屋村ニ移リテ、 竹屋守 時彼

野間權現

今モ有ト云ヘリ、

此跡ヲ尋テ今モカクスルナリト云と、

棟札

大檀那三州太守島津藤朝臣日新□□殿貴久御息災云➤

奉造立薩州加世田庄野間大權現社頭一字云々一

信心

天文二十年辛亥七月

當座主頼真

那三州太守島津藤原朝臣日新并修理太夫貴久 奉造立薩州加世田庄野間大權現社頭一字云と

大檀

天文廿三年乙卯九月廿日

遷宮師阿闍梨

大願主當座主頼記 眞

當地頭奈良原長門守

大工久富 岩 景見 述守

五人

小工

奉造立薩州加世田庄野間大權現社頭一字云~-

大檀

那藤原義久云と

文禄四年乙未九月廿四日

遷宮導師阿闍梨

奉再興薩州加世田庄野間大權現西宮一字云々

永禄十年丁卯九月四日

檀藤原朝臣日新并同貴久・

同義久云 ≿-

遷宮導師權少都

大願主大寺六郎左ヱ門

當地

鍛冶在馬次郎三郎 大工久富源五 地頭平川右近

當座主持律師

檀那島津藤原義久朝臣云と 奉再興薩州 加世田庄野問大權現社 頭 宇云 ≿-

大

天正十年壬午十一月十五 H

遷宮導師阿闍梨

當地頭三原前遠江守

大願主當座主頼眞

奉再興薩州加世田村野間大権現西宮一字云々一

561

大英

鍛冶有馬二郎兵衞

當地頭本田三清 頼基

大願主當座主

大工山本杢右ヱヹ 門

鍛冶窪田弥左ヱ門

大工山本備中

天正十八年庚寅十一月廿二日

當地頭本田因幡守

遷宮導師大僧都

大願主宮原和泉守 宇景

大英檀島津藤原義弘朝臣并家久朝臣云々— 奉再興薩州加世田村野間大權現西宮一字云*w*-

慶長十六年 (ママ)

霜月廿八日

當地頭三原 右ヱ門 (諸カ)

當座主大法師 快雄

迁宮師阿闍梨大僧都

大工山本帯刀

慶長十年乙旦雪月吉祥日

大英檀島津藤原忠恒朝臣云×:

奉造立薩州加世田別府庄野間大権現西宮一字云々-

大願主宮原典兵衞 景宗

大檀那島津藤原家久朝臣云×-寛永元年甲子八月廿七日

奉造立薩州加世田庄野間大權現社頭一字云々

迁宮師 當地頭藤原朝臣 頼珎

562

大工山本備中守

當座主大法師 忠雄

大工山本備中守

當地頭本田助左ヱ門

迁宮阿闍梨大僧都 日證

當座主大法師

英檀那

藤原島津光久朝臣云∼

寛永廿一甲申年雪月吉日

奉造立薩州加世田庄野間大権現西宮一字云~

大

檀主島津源家久朝臣并光久朝臣云と 奉造立薩州加世田 寛永十年癸酉正月十一日 庄野間大権現社頭一字云~ 迁宮導師法印 當地 鍛冶窪田六左ヱ門 大工山本帯刀長 大願主宮原大学: 大願主當座主 盛雄 頭藤

忠朝臣

珎

大工山本帯刀

檀那島津藤 奉造立薩州加世田野間大権現東宮一字云~-原光久朝臣并同綱久云と

大英

慶安五天壬辰霜月六日

當地頭島津安藝

迁宮導師法印 覺仁

大工山本狩野助 當座主権大僧都 當地頭島津安藝

助

迁宮導師法印 覺仁 大願主宮原傳兵衞

大工山木狩野介

當座主権大僧都 盛傳

小工山本帯刀

神社考に

神代巻所謂吾田長屋笠狹之崎ト 御代参ヲ発遣シテ神事執行シ玉フ、其廣大ナルコト餘 祭ヨリ野間權現ト号スルヘシ、 野間御崎ト称スルコト、 コト -異于他、 又當社ノ祭祀往古ヨリ至于今 媛瑪国 古來ヨリ神殿ノ美麗ナ ハ此所ヲイヘルカ、 ノ婦人流來リテ此社會 太守公

> 川邊郡 加世田 山浦一三 野小間浦 小松浦 : 片浦

忠久公御代別府五郎平忠朗 (明ヵ 天文九年之春より 日新公御居住被成候欤、 良道之四男也、 領之、

當郷御手裡二不入候付、

新納伊勢守康久入道一珪蒙

城、 公命、伊作田尻村之百姓荒兵衞ニ含謀、為忍遣加 火を放城を焼落、 依降いる 公ノ旗下、 因此功右 世 田

御仮屋麓有、

姓士二被召成、

田尻荒兵衞と名乗也、

社

ニ勝リタリ、

別府城 間度×攻繫有之、應永四年十二月、伊作義久攻當城、 〔擊力〕 建久之比、 別府五郎忠朗守之、暦應四五年之

陳を屯於鵜之塚、 南無吴ニ成、 同十二三年頃、 別府及鮫島氏属守護

方、

北 本城 落候、 貴久公指揮汗馬而殺討之、 越前守・山田加賀守卒川邊・山田之勢為助新城之兵、(鎌ヵ) 時二右馬頭忠朝大二進衆兵力戦数刻、 島津八郎左衞門實久兵守之、 一新城 右両城天文八年正月朔日 然凶徒断其後、 此城攻之時、大寺 市來備前守 公軍殆而敗 日新公被攻

猿渡与市左衞門・

税所助十郎・蒲生帯刀左衞門

同左

此所

葬築墳墓、

世人称都

拔之、 門四 此後 郎等八人有名士遂 新公御 在 城 戦 死 也 終正 月 日本城 新 城

H

鵜之塚 此所對 氏 属 御 陳有迫合也、 應永四年 十二月、 然後同 伊作大隅守久義与別府某於 十二年之頃、 別府氏

津口 都 西照寺云≥、 **久遂戦死**异、 氏久主之兵器、 可 時 守氏久公趣筑前金隈挑 報貞久公之厚恩、 ·仁塚在唐仁原村、 謂家臣福 [番所在片浦村、 崎主 季随死骸遥經海路此地 年三拾六、 観應二年辛卯九月廿八日、 一税介曰、 右者、 自 汝従氏久主運謀略皈本國、 他國之商船往返之要津 戦之際、 伊 法号光輝都 **訇我是島津氏久向** 地 仁塚也 知弾正少弼季随 味方之軍将向敗走、 仁庵 = 漂着ス、 主 名乗島津氏 强 | 敵遂 為菩提 叓 依 而受取 直 戦 従 于 建 死 太

於此時而敵相支、

、其後本之通、

走入城中、

与大山内蔵介并戦死ス、

其外

城兵大ニ

潰

地 五. 頭市來備前守家簾 H [應應屋大明神社棟札 日新公御代文明十八年十 有 但 仕 薩州家重久 月十

加 實久來于 則國家安全保臣民意、 世 田 城 加 世 島津實久一 田 五月中 族守之、 未久 旬、 忠良見実久為 忠良語實久云、 天文六年丁酉 和 睦 四 伊 月 集院 其意 Ŀ 旬

> 標力) 宮内少 感謝而 鹿児島 手攻之、故翌朝本城陷而 世田之時、 良公之憤恨、 我三州、 地与我、 、輔実久短兵相援而(接力) 古 酒三爵而後即發向 谷山 實久不諾、 而 備酒肴絘良辰之處、 則 同七年十二月廿八日、 自茲已後如水魚少も無間 吉田之地許子、 貴久公次弟島津右馬頭忠朝為大将従 後二反而与祁答院共謀略、 共二一 無勝、 加 世 田 所 子之領 此時若松左京亮・大山 忽有蜘蛛之瑞、 此地古より有 死、 忠良公父子欲 断 所 阿多蔵弾守 加世 誰 田 か 父子 益  $\dot{\overline{\mathcal{H}}}$ 敢 打 Ш 而 搦 共 忠 邊 加 侮

之、 水棚在村原村、 西俣源四 而 河内守久逸主為凶徒退治催 **久逸主於此所戦死、** 鎧之袖于今子孫ニ傳と云と、加世田内山一之坪百姓ト也、(田村殿カ) 郎 明應九年庚申十月十 原 九 郎左衞門 六十 御 四ヶ所之軍勢打入、 才、 . 同 中 主 戦 薗 村高崎氏 日 田 死之者 新 右 十或 衞 日一 野村 伊作宗六· 門某等討 手月 敗 太郎 軍、 伊 作

片浦 尋、 数弐百疋 在鎭番、 此所文明十二年正月朔日大魚上 ル 長廿

左

衞

菛

康綱等也

匹

河邊郡

Ш (暦カ) (暦カ) 明暦三年酉九月十八日為一郷之地、明暦三年酉九月十八日為一郷之地、

河邊郡

鹿籠十三里浦二 枕崎浦 白沢津浦

文明之頃、 島津薩摩守 國久領之產州家、

天文之頃 日新公御領地二而、 島津左兵衞尉忠良公領之、

其後所替有之、

旧跡 . 古戦場之場所不詳、

金山

薩州 河邉郡

坊泊

坊村

泊村

本府ヨリ十四里半

純庸云、 往古可為加世 田郷端津欤、 古昔倭漢之商船入

津 ニ 唢 當分肥前長崎之如く繁栄之地と云と、

津口番所小坊数と之寺有、故事口番所坊津と云三津之也、 故ニ名付と云と、自他國之商船往返、俗傳、往古大坊自他國之商船往返

之要津也、

遠見番所在春日嶽

永正十三年、 退治兵船十二艘二 備中國蓮島住人三宅和泉守國秀琉球國為 而當津二着岸、 依之忠隆公将軍義隆

公江言上有而御追伐被成侯、

唐湊一湊口廣サ三町四十間、俗ニはしかの浦と云、久寄之歌に、唐湊一湊口廣サ三町四十間、俗ニはしかの浦と云、久寄之歌に、 頼めともあまのこなに見ぬかないか、ハすへきからの (た脱カ)

湊にイニハ

純庸記云、

初實久迄加世田領知之時可為併欤、 當地ハ寛正年間薩州家島津國久より天文之 其後 日新公御領

分之永禄七年甲子六月十七日より御領地

近衞屋鋪○一乘院より濱之方下れハ三町程有路之左也、

五月下旬近衞関白信尹公有故配流當津之節之御宅也、

時ハ當分之脇屋敷へも可相懸欤、

右、文禄三年甲午 信尹公御居住之

當分明屋敷二

而

五畦計も可有之欤、

視 川 信尹公御硯之水 江 下る路左小川脇岩之狹間より流出 一乘院仁王門より三拾間程濱之方 ル、 本結筋 0 如く

纔之流なり、

近衞左大臣従一 位信尹公遇難遁左遷下向薩州、 被定配

信尹公御事、 所於坊津、其時之 敷亦者硯水ニ被用此川之水也 旧記ニ、 文禄四年乙未三月、 近衞様鹿児

島ニ御光臨有而、 立野と云所ニ仮屋を造り給 ふ也

竜伯公御慈恕之故也、 慶長元年丙申七月十日御帰京と

坊津八景 信尹公御詠哥

有

松山のみとりの底に寺有りと告るもさひし入相のかね 松山晩鐘

浮雲ハ猶かさなりて深浦や入海くらき夜半の村 雨

深浦

夜 雨

雲はろふ松の嵐の風そひて岩根にきほふ中嶋の波

中島晴嵐

鶴崎暮雪

白妙にふりうつもれて鶴か崎暮るゝも分ぬ雪のさやけ

さ 亀浦帰帆

沖にゐてけふもくれぬと亀 網代夕昭 か浦の磯の波わけ帰る釣船

綱て引あしろの波にうつろひて残る夕日の影そたゆと

Š

あら磯の岩間くゝれる秋の月影を御崎の波にひたして 御 崎秋月

田代落雁

行末ハ南の海の遠かたや田代に落る雁のひとつら

信尹公上京の時一乘院快忠法印餞別の歌

及ひなき雲の上まて登る月の影をしまれてぬるゝ袖哉

信尹公御返し

人目のミしけき浦はにすミ染の袖にハ惜しき名残也け

n

再撰方書出

内 高頭四百八拾四石七升五合壱夕五才

坊泊

百五拾三石三斗六升五合六夕四才 三百三拾石七斗九合五夕壱才

泊村 坊村

一人数三千六百五人成札衆

男女千九百八拾弐人內男九百八拾三人 内

坊津

内

内 男百三拾九人

男女弐百八拾四人

郷 士

女百四拾五人

男六人

出家

男女六百六拾四人

百姓

男三百拾五人

女三百四拾九人

男女六百五拾壱人

坊津

内 男三百拾弐人

女三百三拾九人

男弐百拾壱人

男女三百七拾七人

下人者 前并

女百六拾六人

男女千六百弐拾三人内男八百三拾七人 男女弐百三拾弐人 郷士

泊津

内 男百四人

女百弐拾八人

男女九百五拾弐人 百姓 男壱人

出家

男四百九拾八人

女四百五拾四人

内 男四拾弐人

男女六拾壱人

下人者 前并

女拾九人

一清趣亭之義、 手つから清趣二字被為遊御書候御掛物之義者、

當時

御座之間二而御座候、

H

公御

御用 新

而當分差上置候

坊津地頭館之義、

年中坊津今之場所へ引移有之候段旧記に相見得、 往古泊之内。被召立有之候処、

天明

泊之内地頭仮屋之跡海岸より拾弐間位之所ニ有之候、

忠國公御屋鋪之跡と申傳候場所有之、右場所者往古 頭仮屋より辰巳ニ相當、 中二川壱筋相流れ、 六拾間位 地

も相隔居候

泊茅野村ニ 位高四尺位築立有之候場所あり、 忠國公御坐之跡与申傳候石垣二而四尺方 委由緒不相知

春日嶽与申傳候嶽有之、遠見番所被召建置候、 被召立候義不相知、 地頭仮屋元より寅方ニ當り拾 何年間 九町

壱間程あり、

一谷川壱筋 》 坊津之内山中より流れ出し、末者同所下之横幅弐間程、深サ定水無之、奥院川といふ、

亀

浦

帰帆

| 泊川壱筋|| 水上子丑之方鹿籠境鹿鹿より流出、海濱へ泊村|| | 横幅四間程、深サ壱尺程、河床川といふ、濱海涯江流出す、右川筋へ土橋壱ツ・太鞁橋壱ツあり、

谷川壱筋 源巳之方上之坊村より流出、末坊津下之濱横幅壱間半程、深サ定水無之、神之川といふ、流通す、右川筋へ土橋弐ヶ所あり、

へ流通す、右川筋江石橋壱ヶ所あり、

松山晩鐘 松山晩鐘 松山晩鐘

深浦夜雨

舟とめて笘もる露ハ深浦のおともなきさの夜の雨哉

松原や麓につ、く中嶋の嵐に晴る、峯の白雪

中

-島晴嵐

靍崎暮雪

靍か崎や松の梢も白妙にときはの色も雪の夕暮

かめか浦や釣せぬさきに風波の浮きたつと見て帰る舟

人人の方式を対することをある。

網代夕照

磯涯のくらき網代の海かけも夕日の跡にてらす笊 (善力

御崎秋月

あら磯の岩間く、りし秋の月影をミさきの波にひたし

7

田代落雁

一近衞様文禄年簡之頃三四年の間坊津へ被遊御座候段行すゑハ南の海の遠方や田代にくたる雁の一つら

申

傳候、 分之地 頭仮 其節被遊御座 屋 地 而 候御 候 跡 近 衞 近衞屋敷与申傳有之、 藤 与 申 傳古藤有之候

惣廟九玉大明神 地頭仮屋本より亥シ

神躰木像三躰

一祭式十一月廿八日

一祭米壱斗七升五合

且建立之年号不相知候、

年∼御物より被成下

事候得共

由緒

不相知

御太刀大小

御鎧

居申候

右弐行 龍伯様より御寄進之由申傳候へ共、當分朽損

座主大智院相勤來候得共、由緒不相知候、

一神領高寄附高無之候、神主長井藤太夫、

御家六代 氏久公京都より御帰帆之節、御船坊津江被一廣大寺、本尊観音、開基年号不相知、開山瑞峯和尚、

由申傳候、 氏久公御位牌被遊御立、當分寺高四石 =遊御着船、廣大寺 =|被遊御宿、高拾三石為被遊御寄進

町御座候、地頭仮屋元より酉方弐町弐拾間、

琉球御征伐之時被遊御渡海筈二而、泊へ暫被遊御座候

忠國公御屋敷之跡与申傳候場所當分名子地二

而御座候

残居、于今其邊堀切与申傳候、地頭仮屋元より子之由申傳、其跡拾間余方之御屋敷有之、其後ニ堀之跡少

方十五町六間ニ相當ル、

子年焼失ニ付、當分之所へ被召直候、地頭仮屋元より一坊津×口御番所中嶋と申所江被召定置候処、寛政四年西之尾

御崎沖へ白帆之吴國船漂流ニ付、親規被召立候、弁才天嶽遠見番所被召建候而、文地元年子九月、酉之方ニ當り七町程、

地頭仮屋元より午方弐拾壱町五間

一硯川壱町四十一間 一乘院門前

也、

義久公御若年之

時御硯水御用被遊候由申傳候

中納言様御詠哥に

中納言様坊津之景氣を遊御詠哥候由申傳哥に硯川すミ色清き筆の水書し出しを人にしらせん

一鹿児島下札辻より十四里半、鹿児島より未申川邊筋 一惣廻七里弐拾町四拾六間

誰も見よ唐の湊ハあし原の國にことなる岩根松か根

但伊作筋拾五里拾三町四拾間

一當地頭仮屋坊津之内中坊とい一巳より戌之方迄海邊

ふ所也、

一浦人八百三拾五人

一浦水主百五拾七人 一篇数百四拾四軒

五拾七人 一泊浦鰹船九艘右四軒 一坊浦鰹船拾九艘

一浦水主八拾九人一竈数九拾軒

川邉郡

方 坊

久志秋目十三里 浦三 今<sub>(村力)</sub> 博多浦

秋目浦

純庸云、當郷舊可為加世田郷之端津欤、九玉社棟札ニ

一天文七年十二月島津實久落城已後、天文八年より 加世田村秋目津と有之、武備志二久志港・秋目港、 日

新公御領二相成候、

## 文書目録

## 例

地誌備考下(上の下)」を、それぞれ掲載順に通し番号を付して収録した。 本巻に収めた「鹿児島郡地誌備考」「谿山・給黎郡地誌備考」「頴娃・揖宿郡地誌備考」「川邊郡地誌備考上」

ものは「」で囲んで区別した。 文書の年月日については、原文書記載の年紀はそのままとし、補筆の年紀は[ ]で囲んだ。また疑義の示されている 文書は、番号のほか、年月日、文書名を記載した。

月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日などはそのまま残した。

年紀を欠くもののうち、推定しうるものは( )で示した。

原則として『鹿児島県史料 旧記雑録』及び『同 旧記雑録拾遺』にならい文書名を付けた。

重複等により省略した文書には※印を付し収載した。

人昔日	莎																					
		*				*	•			谿山	谿山郡	谿山		鹿		鹿		吉田	鹿	鹿児島郡	鹿児	番
- 0 7	九八	、七	六	五	四	Ξ	<u>.</u>	_	_	郷	郡			鹿児島寺社	=	鹿児島諏古		郷	鹿児島	局郡	鹿児島郡城	号
元建元	元 引字 安	、建治	弘安	弘安	文永十二	. 文 . 永		文永十二	文永			給黎郡地		1.廻 全	(文化	方稲荷御	[元禄-				地誌備考	
三二年年	二十年年	二二年	二年	二年	十二年	力	L I	十二年	九年			:地誌備考			五年)	神事調	十四四				考	年
九九-	+ - +	. 九	十二言	五		<u>Д</u>	] :		四四						三月		금					月
八三五	月廿五日	士	十二月十九日	月九日	二月十七日	月十七日	<u>.</u>	月十七日	月十七日						五日		月廿六日					日
当日 出田忠真 社田忠真	滇西卸 展東下.	山田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	関東御教	関東御	山田史		<u>+</u>	山田史	島津道						記録所		土屋政					文書
基請文意	西卸 <b>教</b> 書	田忠真譲状	教書	東御教書	田忠実譲状	和時調力	( :	忠実譲状	仏忠譲						所調書		直書状					名
						岁	j		状													
																				*	*	番
= = =	0	二九	二八	二七	二六	五	二四		<u>-</u>	$\stackrel{-}{=}$	$\stackrel{-}{=}$		九	Ī	_	一 七	六	五	四四	$\equiv$	<u></u>	号
貞 貞和	[貞和	貞和	曆応	暦応	暦応	曆応	曆応	J.	芯 补 十	応永弘	応永	応永	応永	·	く R	正慶	正慶	観応	建治	文永	文永	
三 三年 年	三年	三年	五年	五年	五年	五年	五年	- / 全	下 八 手	廿四年	七年	七年	七年	十 二 年	-	二年	元年	二年	二年	十二年	九年	年
正 正	正	+	九日	九日	九日	九日	八口	-	閏 十	+	四日	<u></u>	十言	+	-	正	十二言	六日	九	<u>_</u>	四日	月
月月廿日日	月七日	月廿一日	月	月	月	月	月一日	) 	計二 日	月二日	[月十九日	一月十五日	月十三日	十二月十ナ日	L	月廿日	月五日	六月十三日	九月十三日	月十七日	月十七日	日
島津貞	島津道	足	祢寝	祢寝	祢寝	和泉	島津	抄	:島津	島津	島津	島津	島津	行状	喜入	鎮西	鎮西	足利	山田	山田	島津	文
島津貞久書下	道鑑点書状	利直義軍	袮寝清種軍	袮寝清増軍忠状	祢寝重種軍	和泉保末軍忠状	島津貞久書		<b>久豊寄</b>	存忠忠	島津元久書下	島津元久書下	久哲 気質 ケ状	行状	季久外	鎮西御教書抄	鎮西下知状抄	足利直冬下文抄	田忠真譲	忠実譲	道 仏 時忠	書名
下下	書状	軍勢催促状	忠状抄	忠状抄	-忠状抄	忠状	卞		島津久豊寄進文書次第	島津存忠贵宛行状抄	卞	<b>下</b> 抄	預ケ状		四名連署宛	抄	抄	文抄	沃	沢	譲状	

五二	五.	五〇	四九	四八	四七	四六	四 五.	四四四	四三	四二	四一	知覧郷	四〇	三九	喜入郷	三八	: <u>:</u> :	三七	三六	三五	給黎郡	谿山地志考	三四	11.1111
応永	応永	文和	建徳	建武	建武	建武	元徳	嘉暦	[嘉暦	嘉暦	嘉暦		応永	永享		元徳	こま 厚	正	寛喜				文安	文安
十年	八年	二年	元年	四 年	四年	二年	元年	四年	四年	四年	四年		七年	十年		<u></u> 年	· -	三年	元年				五年	五年
九月一日	十一月十六日	五月十一日	十一月廿一日	八月三日	五月廿七日	二月卅日	十二月 五日	九月廿七日	七月 一日	六月	三月五日		十二月十三日	二月廿八日		十月廿九日		]	十月 六日				十一月 七日	十一月 七日
島津元久書下	島津久哲欠書下	足利尊氏下文	征西将軍宮令旨	持 持 連 前 言 合 戦 手 負 注 文	足利直義感状	内裏大番役交名注文	鎮西御教書	平忠世請文	谷山覚信請文	山田諸三郎丸重申状	鎮西御教書		島津久哲久預ケ状	伊集院道応頼譲状	Ì	<b>鎮西下知</b> 状	Ī	真町下印犬	六波羅下文	関東下文			伊佐智佐権現坪付	伊佐智佐権現坪付
※ 一 行 五 ¾	量 音 一 郎 四	一 三		 	<u> </u>	九	<b>%</b>		1	六	五	四	Ξ	=	揖宿郡		頴娃郷	烏娃君	P	頴娃・揖宿		袮覚の随筆	五四	五三
· 才	揖言 四四	一三  文暦	一二建徳	一一元弘	一〇元弘	九 永徳	Л	, t		六	応永	四天授	三正応	二文永	揖宿郡		頴娃郷	泉妲君	P			祢覚の随筆	五四 文和	
一 有 五 刻	揖 言 一 四	一三 文暦 二年	一二 建徳 元年	一一 元弘 三年				, t	Ē				三 正応 六年	二 文永 九年	揖宿郡	_	頴娃郷	泉好君	P			祢覚の随筆	四	五三 応永廿四年
一五 正応	揖管郎 七月廿七日				元弘	永徳	Л	- T.		永正	応永	天授			揖宿郡	一 十一月	頴娃郷	泉妲君	P			祢覚の随筆	四 文和 一	応永廿

X	百日	1 亚水																					
_	川邊郡	川邊郡地註		今和泉郷	===	Ξ	==0	二九	<b>※</b> 二八	山川郷	二七	二六	揖宿古領主	三五	二四		===	<u> </u>	<b>*</b>	一九	<b>※</b> 一八	** 一七	一六
永徳 二年		誌備考上			(文禄 元年)	応永十八年	応永 十年	明徳 四年	正平廿三年		永徳 元年	正平廿三年	一略考	天正十五年	延元 二年	建武 三年	建武 三年	文和 三年	正応 六年	文永 九年	文暦 二年		元弘 三年
五月 卅日					十二月十九日	十月 九日	十一月廿九日	十月十一日	八月 三日		十月廿二日	八月三日		五月(五日)	五月廿八日	四月廿五日	三月五日	十月十三日	五月廿四日	十一月十二日	八月廿八日	七月廿七日	七月十三日
今川了俊書下					細川幽斎書状	島津久豊宛行状	島津元久宛行状	今川了俊安堵状	権中納言安堵状		島津玄久氐安堵状	権中納言安堵状		豊臣秀吉禁制	三条泰季御教書	指宿成栄患着到状	足利尊氏軍勢催促状	一色範氏書下抄	平忠連譲状	平忠成譲状	関東下知状	北条泰時書状	指宿成栄患着到状
<u>-</u>	110	一九	一八八	一 七	一六	五五	<u></u> 四	- I = I	- - -	<u> </u>	_ <del>.</del>	+	九	川邊山田古	八	七	六	五	四		Ξ	川邊郷	=
建武	弘安	元徳	弘安	弘安	建長	元久	建暦	延慶	貞治	Į J	香心	慶長-	寛永	田古雑記	応永廿	応永	応永	建武	貞和		文禄		永享
元年	十年	三年	七年	元年	四年	元年	二年	三年	至年	ī. i	三年	十八年	寛永十二年		廿四年	十年	七年	三年	二年		四年		十年
九月 八日	八月廿七日	五月 八日	八月十六日	九月十七日	三月五日	十二月 廿日	閏九月十九日	四月三日	十一月七六日		七月廿日	六月十四日	二月十四日		十一月二日	九月一日	三月 卅日	八月廿三日	六月一日		九月 三日		二月廿八日
足利尊氏施行状	関東下知状	渋谷幣答行意看讓状	大井頼郷譲状	大井蓮実譲状	大井秋春置文	大井実春譲状	将軍家政所下文	渋谷院等行重譲状	沙克神匠調制	不单 定美号	島聿貞久軍勢崔促伏	福屋七介兼昭申状残簡	行目録の対例三名連署知	真直の大きの正常の	島津存忠贵宛行状抄	島津元久書下	島津元久書下	島津道鑑貞宛行状	島津貞久書下	清真選署証状	<b>f親皇帝王</b> 代 伊集院幸仮棟・本田三	:	伊集院道応頼譲状

四一	四〇	三九	三八	三七		三六	三五	三四	11111	====	Ξ	==	二九	二八	二七	二六	三五	二四		1111
寛永 九年	万治 二年	慶安 五年	寛永十一年	元和 八年		元和 七年	慶長 六年	天正十九年	永禄辛亥年		永正 十年	文亀 元年	天文廿一年	永正 十年	明応 七年	応永卅三年	応永卅三年	応永廿二年	応永 九年	慶長 五年
九月九日	十二月十八日	二月廿四日	十月廿八日	二月廿日		八月廿五日	八月十六日	九月廿一日	三月 七日	三月十六日	正月 吉日	十二月 廿日	十月 吉日	二月 彼岸	八月 彼岸	十一月廿一日	十二月廿六日	十二月 吉日	八月十八日	八月廿四日
下 高津久元外二名連署書	渡書 高津久通外五名連署申	川辺山之寺吞所覚書	行状 島津久慶外二名連署宛	参見旨	叮田久幸・尹勢貞昌車	下 高津久元外三名連署書	行目録抄	、次	播連署書状満福寺秀文・普蔵院春	島津貴久書状	加治木久恒寄進状	島津家老臣連署坪付	島津日新忠寄進状	岩下某寄進状	梶原加賀守寄進状	久通寄進状	島津久秀寄進状	政前寄進状	島津久幸寄進状	知目録
								*	*	*	*			*	*		*	}	*	Ш
7						-1111													+	in (2
五九	五八	五七	五六	五. 五.	五四	加世田郷名	五五	五	五〇	四九	四八	四七	四六	四五.	四四		四 三		四二 別	<sup>ル世田郡</sup>   邊郡地誌
九	八	七		五.	四	田郷名		. —	心応	九		七	六	五 応永	四	1	明	j	四二 永和	<sup>加世田郡</sup> [邊郡地誌備考]
						加世田郷名勝誌書抜	暦 応	一天文廿	0	九	八応				四四応			7	Э k	湿田郡 湯郡地誌備考下 (上
九 元禄 四	八 寛文 八	七 (慶長 八		五.	四 弘化 二	田郷名勝誌書	暦 応 永	天文廿一年 十月 吉	心応	九 応永十一	八 応永	七 文和	六 文和	五 応永廿	四四応永		明徳四	7 1 1 2 1	永和	<sup>加世田郡</sup> 邊郡地誌備考下

七一	七〇	六九					六八	六七									六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇
			4	3	2	1			8	7	6	5	4	3	2	1							
元和	永禄十	永享	正徳	正徳	寛文	寛文	寛延	寛政	寛保			天和	寛文	天和	明和	天和	天保	天保	(文化十二年	文化十二年	天文十	慶長	文政十三年
三年	<u>-</u> 年	四年	四年	四年	七年	四年	二年	二年	元年			二年	元年	二年	七年	二年	三年	三年	- 年	- 二年	-四年	三年	= 年
七月廿二	四月廿	十一月十六日	十一月	二月	閏二月十八	八月	十二月廿	正月	十一月	四月	十二月	· . 五 月	七月	五月	四月	五月	六月十五	五月	八月	八月	十一月	二月	七月
<u>岩</u> . 日	四日	六日			八日		八日										五日					四 日	十日
知行目録比志島国貞外三名連署	島津日新忠鑑札	島津忠国宛行状	幕府制札	幕府制札	幕府制札	幕府制札	島津継豊仰出	幕府制札	幕府制札	幕府制札	幕府制札	幕府制札	幕府制札	幕府制札	幕府制札	幕府制札	島津斉興仰出	川上久芳申渡書	川上久芳申渡書	川上久芳申渡書	島津忠良感状	署書状 税所篤和·村田経宣連	川田佐模申渡書
九〇	八九	j	j j	八七	八六		八五	八四	バニ		八二	八一	八〇	七九	せが	<u> </u>	t t	七六	七五	七四	1 =	七二二	来由
													(大 永	応永廿	応永十三年	5 J	忘永十	応永	応永	明徳	亦和	x 永 ] 禄	雑
													七年)	廿四年	======================================	: -	<u>-</u> 年	七年	六年	四 年	五年	五年	
十一月(廿日)	十一月十六日	丑 月 十 三 日	]  -  -	十二月廿五日	十二月 四日	-	八月十日	十月十二日	九月廿五日	Ĺ.	十二月 五日	二月 廿日	七月 卅日	十一月二日	九月廿五日		四月五日	四月十九日	十二月十八日	十一月廿七日	十 月 一 日	月 日 十 一	
島津日新忠書状	島津日新良書状	<b>唐泽日亲良</b> 書北	<b>퇃</b> 于	島津日新忠書状	島津日新泉書状		島聿日新忠書伏	島津日新良書状	島津日新良書材	主	島津忠良書状	島津日新忠書状	隈江匡久書状	島津存忠夢宛行状	文	伊作庄别府半分坪付注	島聿久哲伊書下	島津元久書下	島津元久書下	文件任另床并欠掉作泪	Ē /	伊作主别府半分坪付注島津日新良書状	7

 	- ** **  〇 〇 〇 〇 七 六 五 四	101	 	<b>※</b> 九 ナ 九 ノ	* 九 九 力 七 <i>六</i>		九 九 九 九 四 三 二 一
暦 暦 建 建 寛 応 武 久 二	永 文 文 享 和 和	[明応 ユ	(永禄十一	永禄十一年	元 天 天 文 文 文 ナ (サー	r	享 大 大 禄 永 永
四四三八元年年年年年	十 元元年 年	九年]	年 年	年 年		车	元七六年年年
九月 九月 十二月廿四日 十二月廿四日 六日	十二月 月十二月 廿二月 日 日	十二月十三日	十二月廿一日)	四 月 甘 田 日 日	月月月三日三日	月	二月廿二日 四月廿三日
体寝重種軍忠状 格寝清增軍忠状 体寝清增軍忠状	書抜 沙弥某施行状 足利尊氏下文 足利尊氏下文	喜入忠弘書状	島津長新良教戒条々	島津日新忠鑑札	津 津 日新 東 田 新 東 島 寄 書	津日新忠書	島津日新忠書状 島津忠良契状抄 島津出良ション・ 島津出東京 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
久 志 秋 目 郷	坊 鹿 山 一 二 細 郷 郷 三	1		一二一 加世田地誌#	三 二 九	※ 二 八 七	二 二 二 二 六 五 四 三
	享 保	寛永十	承応	元和和	文 応禄 永	応 永	康 暦 暦 暦 永 応 応
	享保十三年	十一年	元	三年	二十年年	二(七)	二四四四
			•	4	年 年	牛	年年年年
	正 月 廿 一 日	九月十七日	+	七月廿五日	年 三月廿七日 連署領知目録 年 九月 一日 島津元久書下	年 四月十九日	年 年 年 年 九 九 九 九 月 月 月

編資 学芸専門 室調 委 顧史 副 館 鹿児島県歴史資料センター黎 集料 查史料 料 編さん 館 :調 員 員查 長室 長 長 員 堀 中 梶 崎 内 松 髙 堂  $\equiv$ 九 史料編纂所所長東京大学 宮 原 鹿児島大学名誉教授 州大学名誉教 民俗博物館前館長立歴史 ケ 田 野 山 山 倉 山 山 満 下 木  $\Box$ 昭 未 尚 梨 健 美 大 満 崩 館 希 子 沙 文 文 朗 作 子 郎 靖 泉 村 黒 晋 宮 久 塩  $\mathbb{H}$ 安 Ŧī. 留 Ш 隈 藤 味 島 Ш 満 地 麻 智 郁 正 哲 克 正 典 美 世 夫 守 哉 保 夫 人 子

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺 地誌備考一

平成26年3月21日 発 行

非壳品

編 集 鹿児島県歴史資料センター黎明館 発 行 鹿 児 島 県

印刷所 渕上印刷株式会社